

社会保障研究資料第 15 号
2015 年 3 月 20 日

ISSN 1348-0537
Social Security Research
Series, No.15
March 20, 2015

社会保障統計年報

平成 27 年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS
(2015)

 国立社会保障・人口問題研究所
National Institute of Population and
Social Security Research
Tokyo, Japan

本年報の内容についてのお問い合わせは下記まで。

国立社会保障・人口問題研究所

企画部

TEL 03-3595-2985

FAX 03-3591-4912

研究所ホームページ <http://www.ipss.go.jp>

平成 27 年版

社会保障統計年報

まえがき

『社会保障統計年報』は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和 33 年以来刊行を重ねてきました。本号でまとめた統計は平成 26 年度中に公表された各種統計を基礎としたものであり、社会保障制度の確定値は平成 24 年度が直近となっています。

社会保障に関心を持つ多くの方々に本書が利用され、近年ますます重要になっている「社会保障改革」の議論に役立てていただければ幸いです。

本書については、当研究所のホームページよりデジタル情報をご利用いただけます。掲載表の脚注にて、ホームページの該当ファイルの URL をしめしています。また海外の研究者にもご利用いただけるようホームページにおいて英語版の公表も開始しました。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。次第です。

平成 27 年 3 月

国立社会保障・人口問題研究所
所長 森田 朗

社会保障統計年報の構成内容

第 I 部 社会保障の体系と現状

	(本文頁)	(目次頁)
第 1 節 社会保障の体系と現状	23- 55	7
第 2 節 社会保険各制度の成立経過	56- 63	7

第 II 部 社会保障関係統計資料編

	(本文頁)	(目次頁)
第 1 節 人口統計	67- 76	8
第 2 節 社会保障給付及び再配分効果	77- 84	8
第 3 節 国民所得と国民負担（率）の動向等	85- 93	8
第 4 節 社会保険関係	94-239	9
第 5 節 高齢者保健（医療）福祉	240-263	13
第 6 節 医療供給と医療費	264-272	14
第 7 節 公衆衛生	273-291	15
第 8 節 福祉サービス	292-310	16
第 9 節 生活保護	311-315	17
第 10 節 恩給・戦争犠牲者援護	316-319	17
第 11 節 関連制度・関係機関	320-335	17
第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況	336-342	18
第 13 節 財政	343-350	19
第 14 節 国際統計及び比較	351-368	19

目次

第 I 部 社会保障の体系と現状

第 1 節 社会保障の体系と現状

1	はじめに	23
2	社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧	24
①	医療保険制度	24
②	年金制度	26
③	雇用保険制度	34
④	業務災害補償制度	37
⑤	児童手当制度	40
⑥	後期高齢者医療制度	40
⑦	介護保険	41
3	老人福祉	42
①	施設福祉対策	42
②	介護保険制度におけるサービス	43
③	介護保険制度における地域支援事業	44
4	障害者保健福祉施策	45
①	障害福祉サービス体系の再編	45
②	身体障害者施設福祉施策の概要	48
③	障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要	49
5	精神保健福祉関連制度の概要	50
6	年齢別児童家庭福祉施策の一覧	51
7	社会（家族）手当	52
8	生活保護制度	53
	〔参考〕 社会保障制度の種類と行政機構の概略	54

第 2 節 社会保険各制度の成立経過

①	医療保険制度	56
②	年金保険制度	58
③	雇用保険制度	60
④	業務災害補償制度	61
	〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	62
	2 平成 26 年の審議会意見書等一覧	63

第Ⅱ部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表	総人口等年次推移	67
第2表	年齢3区分別人口の推移	68
第3表	総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	69
第4表	人口動態	70
第5表	平均余命（性×特定年齢×年次別）	70
第6表	主要死因別死亡率（人口10万対）の推移	72
第7表	年次別死因順位及び死亡率	72
第8表	世帯数（世帯業態別）	73
第9表	世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移	74
第10表	世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	75
第11表	世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	75
第12表	世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	76
第13表	世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	76

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表	社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	77
第15表	社会保障関係費の推移	77
第16表	社会保障移転の推移	78
第17表	社会保障給付費等の推移	79
第18表	一般会計予算の内訳	79
第19表	社会保障に係る費用の将来推計について《改定後（平成24年3月）》	80
第20表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	80
第21表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	81
第22表	世帯主の年齢階級別所得再分配状況	81
第23表	世帯類型別所得再分配状況	82
第24表	世帯構造別所得再分配状況	83
第25表	当初所得階級別所得再分配状況	84

第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第26表	国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移	85
第27表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	85
第28表	国内総生産（支出側、名目）	87
第29表	家計（個人企業を含む）	88

第30表	常用労働者1人当り平均月間現金給与額	88
第31表	1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	89
第32表	賞与支給状況	90
第33表	全世帯年平均1か月間の消費支出	90
第34表	勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出	91
第35表	年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）	92
第36表	消費者物価指数（中分類）	92
第37表	販売農家1戸当りの経営収支	93

第4節 社会保険関係

1 総括

第38表	医療保険適用者数（制度別）	94
第39表	公的年金適用者数（制度別）	95
第40表	雇用保険適用者数（制度別）	95
第41表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	95
第42表	社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）	96
第43表	制度別被保険者1人当り診療費	97
第44表	公的年金受給権者数	98
第45表	公的年金における年金総額（制度別）	100
第46表	公的年金受給権者1人当り年金額	102
第47表	公的年金積立金状況	104
第48表	年金財政指標	104
第49表	業務災害補償保険年金受給者数	106
第50表	業務災害補償保険年金支払総額	106
第51表	業務災害補償保険年金受給者1人当り金額	107
第52表	介護保険適用者数	107
第53表	介護保険認定者数	108
第54表	介護保険給付における介護給付・予防給付	108
第55表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費	109
第56表	介護保険保険料収納額	109

2 健康保険

① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表	全国健康保険協会管掌健康保険適用状況	110
第58表	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	111
第59表	全国健康保険協会管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	112
第60表	全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況	113
第61表	全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況	114
第62表	全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況	118

第 63 表	全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率	120
第 64 表	全国健康保険協会管掌健康保険収支状況	124
② 組合管掌健康保険		
第 65 表	組合管掌健康保険適用状況	125
第 66 表	組合管掌健康保険平均保険料率	125
第 67 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	126
第 68 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	127
第 69 表	組合管掌健康保険給付決定状況	128
第 70 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	131
第 71 表	組合管掌健康保険給付諸率	132
第 72 表	組合管掌健康保険収支状況	134
3 国民健康保険		
第 73 表	国民健康保険適用状況	135
第 74 表	国民健康保険給付決定状況	135
第 75 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	136
第 76 表	国民健康保険療養費等決定状況	137
第 77 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	137
第 78 表	国民健康保険療養の給付諸率	138
第 79 表	国民健康保険料（税）収納状況	138
第 80 表	国民健康保険諸率	139
第 81 表	国民健康保険収支状況	140
4 厚生年金保険		
① 厚生年金保険		
第 82 表	厚生年金保険適用状況	141
第 83 表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	141
第 84 表	厚生年金保険適用状況（業態別）	142
第 85 表	厚生年金保険年金受給権者状況	143
第 86 表	厚生年金保険一時金裁定状況	144
第 87 表	厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額	144
第 88 表	厚生年金保険保険料徴収状況	145
第 89 表	厚生年金保険収支状況	145
② 厚生年金基金		
第 90 表	厚生年金基金適用状況	146
第 91 表	厚生年金基金年金受給権者状況	146
第 92 表	厚生年金基金一時金裁定状況	147
第 93 表	厚生年金基金給付 1 人当り金額	147
○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）		
第 94 表	加入件数	148

第 95 表	加入者数	148
5 国民年金		
第 96 表	国民年金被保険者数	149
第 97 表	国民年金保険料収納済歳入額状況	149
第 98 表	拠出制年金受給権者状況	150
第 99 表	福祉年金受給権者状況	151
第 100 表	国民年金特別会計収支状況	152
6 農業者年金基金		
第 101 表	農業者年金被保険者数	154
第 102 表	農業者年金受給権者状況	154
第 103 表	農業者年金年金勘定経理状況	155
7 国家公務員共済組合		
第 104 表	国家公務員共済組合適用状況	156
第 105 表	国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	159
第 106 表	国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)	162
第 107 表	国家公務員共済組合短期部門給付諸率	163
第 108 表	国家公務員共済組合長期部門支払状況	165
第 109 表	国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	166
第 110 表	国家公務員共済組合長期部門 1 人当り金額	167
第 111 表	国家公務員共済組合短期経理状況	168
第 112 表	国家公務員共済組合長期経理状況	169
第 113 表	国家公務員共済組合業務経理状況	170
第 114 表	国家公務員共済組合保健経理状況	171
第 115 表	国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	172
第 116 表	国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	173
8 地方公務員等共済組合		
第 117 表	地方公務員等共済組合適用状況	174
第 118 表	地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	176
第 119 表	地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況 (診療費分)	179
第 120 表	地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	180
第 121 表	地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	182
第 122 表	地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	183
第 123 表	地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	184
第 124 表	地方公務員等共済組合短期経理状況	185

第 125 表	地方公務員等共済組合長期経理状況	186
第 126 表	地方公務員等共済組合業務経理状況	187
第 127 表	地方公務員等共済組合保健経理状況	187

9 私立学校教職員共済

第 128 表	私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	188
第 129 表	私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	189
第 130 表	私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	190
第 131 表	私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	191
第 132 表	私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 （診療費分）	193
第 133 表	私立学校教職員共済短期部門給付諸率	194
第 134 表	私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	196
第 135 表	私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	197
第 136 表	私立学校教職員共済長期部門 1 人当り金額	198
第 137 表	私立学校教職員共済短期経理状況	199
第 138 表	私立学校教職員共済長期経理状況	200
第 139 表	私立学校教職員共済業務経理状況	201
第 140 表	私立学校教職員共済保健経理状況	201

10 農林漁業団体職員共済組合

第 141 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	202
第 142 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	202
第 143 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	203
第 144 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	204
第 145 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	205
第 146 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	206
第 147 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	206

11 船員保険

第 148 表	船員保険適用状況	207
第 149 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	208
第 150 表	船員保険疾病部門給付決定状況	209
第 151 表	船員保険疾病部門診療費決定状況	211
第 152 表	船員保険疾病部門給付諸率	213
第 153 表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	215
第 154 表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	216
第 155 表	船員保険年金部門（職務上）1 人当り金額	217
第 156 表	船員保険収支状況	218

12 雇用保険

第 157 表	雇用保険適用状況	219
第 158 表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	219
第 159 表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	220
第 160 表	雇用保険給付状況	221
第 161 表	一般求職者給付の状況	222
第 162 表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	223

13 労働者災害補償保険

第 163 表	労働者災害補償保険適用状況	224
第 164 表	労働者災害補償保険給付支払状況	225
第 165 表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	225
第 166 表	労働者災害補償保険給付平均支払額	226
第 167 表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	226

14 公務災害補償

第 168 表	国家公務員災害補償費支払状況	227
第 169 表	国家公務員災害補償 1 件当り金額	228
第 170 表	地方公務員災害補償費支払状況	229
第 171 表	地方公務員災害補償 1 件当り補償費	230

15 介護保険

第 172 表	介護保険適用状況	231
第 173 表	介護保険要介護（要支援）認定者数	231
第 174 表	介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	232
第 175 表	介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数	234
第 176 表	介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数	234
第 177 表	介護保険施設介護サービス受給者数	235
第 178 表	介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	236
第 179 表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）	238
第 180 表	介護保険における保険料収納額	238
第 181 表	介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	239

第 5 節 高齢者保健（医療）福祉**1 総括**

第 182 表	介護保険施設等の比較	240
---------	------------	-----

2 老人福祉

第 183 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	242
---------	------------------	-----

第184表	介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所要者数	242
第185表	職種別にみた従事者数	244
第186表	性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	254
第187表	性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	255
3 後期高齢者医療		
第188表	後期高齢者医療被保険者数	256
第189表	後期高齢者医療費の状況	256
第190表	後期高齢者医療費（診療費）の状況	257
第191表	後期高齢者医療被保険者数及び医療費の推移	257
第192表	後期高齢者医療費と国民医療費の推移	258
第193表	医療費の負担	258
4 老人保健施設		
第194表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	259
5 保健・健康増進 *旧 老人保健（ヘルス事業）		
第195表	保健・健康増進事業実施状況	260
第196表	健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	261
第197表	健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	262
第198表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	263
第6節 医療供給と医療費		
1 総括		
第199表	国民医療費推計額	264
第200表	診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	265
第201表	患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	265
2 医療機関		
第202表	病院・診療所数（開設者別）	266
第203表	病床数（開設者別・種類別）	266
第204表	医療法人数の推移	267
第205表	薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	267
第206表	病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	268
第207表	一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	269
第208表	歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）	269
3 地域医療計画		
第209表	地域医療計画の内容	270

第 210 表	地域医療計画の作成手続きと達成の推進	271
第 211 表	都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況	272

第 7 節 公衆衛生

1 結核等

第 212 表	結核医療費推計額	273
第 213 表	結核医療費予算額	273
第 214 表	結核登録者	274
第 215 表	結核病床数・患者数・病床利用率	274
第 216 表	ハンセン病療養所入所者数	275
第 217 表	ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	275
第 218 表	エイズ対策の概要	276
第 219 表	H I V感染者及びエイズ患者の現状	277

2 感染症（伝染病）

第 220 表	感染症患者数	278
第 221 表	予防接種被接種者数	279

3 精神保健

第 222 表	精神病床数・患者数・病床利用率	280
第 223 表	措置入院患者数及び医療費国庫負担額	280
第 224 表	通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	280
第 225 表	医療保護入院届出件数	280

4 難病

第 226 表	難病対策の概要	281
第 227 表	特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数	282

5 環境衛生

第 228 表	全国水道普及状況	283
第 229 表	下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	283
第 230 表	下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	283
第 231 表	廃棄物の分類と処理体制	284
第 232 表	ゴミ処理等の流れ	285
第 233 表	市町村のごみ処理費用の推移	286

6 公害

第 234 表	公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	287
第 235 表	都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	287

第 236 表	典型 7 公害の種類別苦情件数の推移	288
第 237 表	典型 7 公害以外の種類別苦情件数	288
第 238 表	公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	289

7 保健所及び保健センター

第 239 表	保健所の活動	290
第 240 表	保健所数及び保健所職員総数	291
第 241 表	保健所活動状況	291

第 8 節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第 242 表	障害者数	292
第 243 表	障害別障害者数（在宅）の推移	292
第 244 表	身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度別）	293
第 245 表	知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）	294
第 246 表	身体障害者更正援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	295
第 247 表	身体障害者に対する補装具購入等の状況	296
第 248 表	身体障害者更正援護状況	297
第 249 表	身体障害者に対する更正医療給付決定状況	297
第 250 表	障害者職業能力開発校の障害種別入校状況	298

2 児童福祉

第 251 表	児童相談所処理件数	299
第 252 表	里親及び委託児童数	299
第 253 表	児童福祉施設数及び在所者数	300
第 254 表	育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	301
第 255 表	1 歳 6 か月児健康診査受診者数	301
第 256 表	3 歳児健康診査受診者数	301
第 257 表	児童扶養手当受給世帯数	302
第 258 表	特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	302
第 259 表	児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	303
第 260 表	子ども手当拠出金徴収状況	305
第 261 表	子ども手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	306
第 262 表	児童手当制度の費用負担等	306

3 社会福祉関係機関・施設等

第 263 表	社会福祉行政機関等設置状況	307
第 264 表	社会福祉施設数（施設の種類の別）	308
第 265 表	生活福祉資金貸付状況	310

第 266 表	母子福祉資金貸付状況	310
第 267 表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	310

第 9 節 生活保護

第 268 表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	311
第 269 表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	311
第 270 表	扶助別人員	312
第 271 表	保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	312
第 272 表	保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	313
第 273 表	保護費（扶助別）	313
第 274 表	医療扶助決定状況（診療費分）	314
第 275 表	生活保護基準額の例	314
第 276 表	保護施設の施設数及び在所者数	315

第 10 節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第 277 表	文官恩給年金受給権者状況	316
第 278 表	軍人恩給年金受給権者状況	316
第 279 表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	316

2 戦争犠牲者援護

第 280 表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	318
第 281 表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	318
第 282 表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	318
第 283 表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	319
第 284 表	原爆被爆者対策状況	319

第 11 節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第 285 表	住宅数・世帯数・世帯人員・1住宅当り居住室数・畳数・延面積・1人当り 居住室の畳数（住宅の所有関係別）	320
第 286 表	住宅の所有関係別世帯数（地域別）	320
第 287 表	住宅の所有関係別普通世帯数	321
第 288 表	公営住宅等建設戸数	321
第 289 表	1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	322

② 雇用関係一般

第 290 表	労働力人口・非労働力人口（年平均）	323
第 291 表	年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	323
第 292 表	就業者数（産業別、年平均）	324
第 293 表	就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	326
第 294 表	年齢別有効求人倍率	326
第 295 表	職業転換給付金関係予算の推移	327
第 296 表	地域別最低賃金額の改定状況	328
第 297 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	329
第 298 表	障害者雇用の現状	330
第 299 表	定年制等の状況	331

2 関係機関

第 300 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	332
第 301 表	年金積立金管理運用独立行政法人の運用資産状況	333
第 302 表	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設、資金別）	333
第 303 表	独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	334
第 304 表	独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	334
第 305 表	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置運営施設数	335
第 306 表	中小企業退職金共済加入状況	335
第 307 表	中小企業退職金共済支給状況	335

第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 308 表	医師数（業務別）	336
第 309 表	歯科医師数（業務別）	336
第 310 表	歯科衛生士数（就業場所別）	337
第 311 表	歯科技工士数（就業場所別）	337
第 312 表	薬剤師数（業務別）	337
第 313 表	看護職員需給見通し	338
第 314 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	339
第 315 表	保健師数（就業場所別）	339
第 316 表	助産師数（就業場所別）	340
第 317 表	就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	340
第 318 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	341
第 319 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	341
第 320 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	342

第13節 財政

第321表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	343
第322表	一般会計歳入・歳出（目的別）	344
第323表	地方財政（普通会計）歳入歳出	345
第324表	地方の民生費と衛生費の状況	347
第325表	国内総支出に対する財政規模	349
第326表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	349
第327表	国税及び地方税	350
第328表	市町村税納税義務者数	350

第14節 国際統計及び比較

1 人口

第329表	諸外国の出生率	351
-------	---------	-----

2 社会保障

第330表	ILO条約及び勧告（社会保障関係）	352
第331表	国民負担率の国際比較等	353
第332表	国民負担率の推移（対国民所得比）	353

3 医療

第333表	医療費費用負担制度の国際比較	354
第334表	医療費の対国内総生産比の国際比較	358
第335表	医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当たり）	359

4 年金

第336表	諸外国の公的年金制度の概要	360
-------	---------------	-----

5 児童手当

第337表	主要国の児童手当制度等	362
-------	-------------	-----

6 労働

第338表	主要国の失業者数及び失業率	364
第339表	1人当たり平均年間総実労働時間の国際比較（2011年）	364
第340表	国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間の国際比較（製造業）	365
第341表	労働費用構成の国際比較	365

7 国際協力

第342表	WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移	366
-------	----------------------	-----

第 343 表	厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移……………	366
---------	--------------------------------------	-----

8 国民所得

第 344 表	国民総所得……………	367
第 345 表	1 人当り国民総所得……………	368

「社会保障統計年報（平成 27 年版）」にて削除された表

平成26年版時の表番号	表タイトル	備考
第149表	船員保険保険料徴収状況	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/159.xls
第157表	船員保険失業部門給付決定状況	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/157.xls
第253表	知的障害者の就労状況	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/259.xls

上記の表は、「社会保障統計年報（平成26年版）」に掲載、本号より削除されたが、国立社会保障・人口問題研究所のホームページにて閲覧できる。

第 I 部

社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに

社会保障の定義がはじめて公にされたのは、1950（昭和 25）年の社会保障制度審議会の勧告に始まる。勧告では、以下のように社会保障制度を定義している。

「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾（はいしつ）、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」

社会保障全般に関する提言は、1990年代に入ってからようやく出現し始めた。社会保障制度審議会は、1993（平成 5）年の「社会保障将来像委員会第一次報告」、1994（平成 6）年の「社会保障将来像委員会第二次報告」で、社会保障の理念の見直しに取り組んだ。同審議会は、1995（平成 7）年、「社会保障体制の再構築」で安心して暮らせる 21 世紀の社会保障像を勧告した。答申のみではなく建議、意見の権限のあった社会保障制度審議会は、2000（平成 12）年、中央省庁再編にともない解散することに先立ち、最後の意見「新しい世紀に向けた社会保障」をまとめた。それは社会保障構造の在り方について考える有識者会議の同年の「21 世紀に向けての社会保障」と同一基調であった（注）。

社会保障制度審議会は「社会保障体制の再構築（勧告）～安心して暮らせる 21 世紀の社会をめざして～」において、「社会保障の理念と原則では、社会保障制度の新しい理念とは、広く国民に健やかで安心できる生活を保障することである」と述べている。

社会保障制度審議会の最後の意見、「新しい世紀に向けた社会保障（意見）」（平成 12 年 9 月）では、「生活保障システムの確立」を謳い意見をだしている。また、この意見書で「社会保障国民会議」の設置が提言され、現在の組織につながったものと考えられる。

（注）横山和彦 解題：2 社会保障 所内研究報告書No.13

所内研究報告書No.13「日本社会保障資料IV（1980-2000）」国立社会保障・人口問題研究所刊行。

参照（URL <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/title.html>）

2 社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職 域		
		健 康 保 険	保 険	船 員 保 険
根 拠 法 〔 施 行 法 〕		健康保険法（大11.4.22法70） 〔昭2.1.1〕		船員保険法 （昭14.4.6法73） 〔昭15.6.1〕
対 象		一般被用者		法第3条第2項の規定による 労働者
保 険 者 （平成25年3月末現在）		全国健康保険協会	各種健康保険組合 （1,431）	全国健康保険協会
加 入 者 数 （平成25年3月末現在）		19,871千人 （家族数15,232千人）	15,537千人 （13,816千人）	13千人 （6千人）
財 源	（一 般 保 険 料 率）	本人 5.00% 使用者 5.00% 計 10.00% （平成25年3月～）	3.925% 4.714% 8.639% （平成25年3月末現在の平均）	1級日額～11級日額 150 ～ 1,235 240 ～ 1,995 390 ～ 3,230 円 円
	国庫負担・補助	事務費の全額 給付費の16.4%	給付費の補助（定額）	事務費の全額 給付費の16.4% 給付費の補助（定額）
保 険 給 付	診療等 （一部負担）	義務教育就学後から70歳未満：3割。ただし義務教育就学前：2割、70歳以上75歳未満：2割※（現役並み所得者 ※70歳以上75歳未満の者については、平成26年4月以降に新たに70歳になる者：2割 同年3月末までに既に70歳に達し		
	入院時食事療養費	標準負担額 ・一般 1食260円 ・低所得者 1食210円 ただし、91日目以降は1食160円 ・低所得者のうち特に所得の低い者 1食100円		
	入院時生活療養費	生活療養標準負担額 ・一般（Ⅰ）1食460円＋1日320円 ・一般（Ⅱ）1食420円＋1日320円		
	高額療養費	自己負担限度額 ・70歳未満の者 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（低所得者は35,400円、上位所得者 ・70歳以上75歳未満の者 44,400円、外来（個人ごと）12,000円（低所得者は24,600円、外来（個 外来（個人ごと）44,400円）を超える場合その超える額を支給する ※①世帯合算（70歳未満の者については、同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合算して世帯単位で ②多数該当世帯の負担軽減（12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額は70歳未満の者は44,400円 ③長期高額疾病患者の負担軽減（血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、自己負担限度額は10,000		
	高額医療・高額介護 合算制度	毎年8月から翌年7月までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減		
	出産育児一時金	420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、それ以外の場合は390,000円		
	家族出産 育児一時金	420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、それ以外の場合は390,000円		
	埋 葬 料	50,000円	50,000円	50,000円 付加給付あり
家族埋葬料	50,000円		50,000円 付加給付あり	
休 業 給 付	傷病手当金	1日につき標準報酬日額×2/3相当額 1年6ヵ月まで	1日につき最大月間標準賃金 日額総額×1/45相当額 6ヵ月（結核性1.5年）まで	1日につき標準報酬日額× 2/3相当額 3年まで
	出産手当金	1日につき標準報酬日額×2/3相当額 出産日（出産が予定日後であるときは、予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は、98日） から出産日後56日まで	1日につき最大月間標準賃金 日額総額×1/45相当額	1日につき標準報酬日額× 2/3相当額 出産日以前未就労期間、出産 日後56日分まで
	休業手当金	—		
災 害 給 付	弔 慰 金	—		
	家族弔慰金	—		
	災害見舞金	—		

（注）1 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。
2 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。
3 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については協会けんぽ並である。

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」、法研「平成26年版社会保障便利事典」

平成26(2014)年5月現在

保 険			地 域 保 険		
国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済	国 民 健 康 保 険		
国家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)		被用者保険の退職者
各省庁等共済組合(20)	各地方公務員等共済組合 (64)	日本私立学校振興・ 共済事業団	各市町村 (1,717)	各国民健康保険組合 (164)	各市町村 (1,717)
1,077千人 (1,205千人)	2,901千人 (2,945千人)	521千人 (349千人)	34,658千人	3,020千人	退職者 1,929千人
3.61%~5.69% 3.61%~5.69% 7.23%~11.38% ※介護分を含む (平成26年9月1日現在)	6.88% 6.88% 13.75% ※介護分を含む (平成26年9月1日現在)	4.32% 4.32% 8.64% ※介護分を含む (平成25年3月末現在)	(1世帯当たり平均保険料(税)調定額)(市町村) 167,557円(平成24年度)		
事務費の全額	(各地方公共団体が事務費の 全額負担)	事務費の一部	給付費等の41%	給付費等の47%	なし

は3割)
ている者:1割

・低所得者 1食210円+1日320円 ・特に所得の低い低所得者 1食130円+1日320円

は150,000円+(医療費-500,000円)×1%)を超える場合その超える額を支給する
人ごと)8,000円、特に所得の低い者は15,000円、外来(個人ごと)8,000円、現役並み所得者は80,100円+(医療費-267,000円)×1%、

高額療養費を支給)

(低所得者24,600円、上位所得者83,400円)

円。ただし、人工透析を行う慢性腎不全の患者で70歳未満の上位所得者は、自己負担限度額が20,000円)

する仕組み。自己負担限度額は所得と年齢に応じてきめ細かく設定

420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は390,000円	条例・規定の定めるところによる *(基準額420,000円) ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は390,000円		
420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は390,000円	—		
50,000円	50,000円	50,000円	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5万円程度としているところが多い)
50,000円	50,000円	50,000円	—
1日につき標準報酬日額× 2/3相当額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×2/3に 一定係数を乗じた額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額× 2/3に一定係数を乗じた額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬日額× 2/3相当額 出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日 から出産日後56日まで	1日につき給料日額×2/3に 一定係数を乗じた額	1日につき標準給与日額× 2/3に一定係数を乗じた額 (多胎妊娠の場合は、98日)	
1日につき標準報酬日額× 50%相当額	1日につき給料日額×60%相 当額	1日につき標準給与日額× 60%相当額	—
標準報酬月額×1ヵ月相当額	給料月額×1ヵ月相当額	標準給与月額×1ヵ月相当額	—
標準報酬月額×70%相当額	給料月額×70%相当額	標準給与月額×70%相当額	—
損害の程度に応じ標準報酬月 額の半月分~3ヵ月分	損害の程度に応じ給料の半月 分~3ヵ月分	損害の程度に応じ標準給与月 額の半月分~3ヵ月分	—

4 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月取28万円以上)以上の者。(ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満もしくは高齢者単身世帯で383万円未満の者は除く)。上位所得者は、月取53万円以上(国民健康保険においては世帯内のすべての加入者の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額の合計額が600万円超)の者。低所得者は、市町村住民税非課税世帯に属する者等。特に所得の低い者は、年金収入80万円以下の者等。

5 加入者数は四捨五入により、合計と内訳の和が一致しない場合がある。

6 船員保険の保険料率は、被保険者保険料負担軽減措置(0.50%)による控除後の率である。

② 年金制度

平成26(2014)年10月現在

制度の種類		国 民 年 金	
根 拠 法 〔 施 行 〕		国民年金法(昭34.4.16法141) 〔(拠出制年金)昭36.4.1〕	
対 象		第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者、組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者	
経 営 主 体		国	
被 保 険 者 数 (平成25年度末現在)		第1号被保険者1,864万人 第2号被保険者3,793万人 第3号被保険者960万人	
財 源	保 険 料	第1号被保険者…(一般保険料)月額15,250円 ^{注1)} (付加保険料)月額 400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }	
	国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/2、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、事務費の全額	
給 付		支給要件	年金額
老 齢 給 付	老 齢 基 礎 年 金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む)が25年 ^{注2)} 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある)	$772,800円 \times ((保険料納付済月数) + (保険料全額免除月数) \times 4/8 + (保険料3/4免除月数) \times 5/8 + (保険料1/2免除月数) \times 6/8 + (保険料1/4免除月数) \times 7/8) / 480$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある
	付 加 年 金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障 害 給 付	障 害 基 礎 年 金	(1) 被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前の滞納期間が1/3未満の場合に限る) (2) 20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給	1級 966,000円+加算額 2級 772,800円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき222,400円、3人目以上は1人につき74,100円)
遺 族 給 付	遺 族 基 礎 年 金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1) 被保険者 (2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3) 老齢基礎年金の資格期間を満たしている	子のある妻に支給する場合 772,800円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき222,400円、3人目以上は1人につき74,100円) 子に支給する場合 772,800円+加算額(子が2人以上の場合、2人目の子には222,400円、3人目以上は1人につき74,100円)を子の数で割った額
	寡 婦 年 金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死 亡 一 時 金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注)1) 平成26年4月現在。毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。

2) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~20年の期間短縮措置がある。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2014/2015」

平成26（2014）年10月現在

制度の種類			厚生年金保険	
根拠法 〔施行〕			厚生年金保険法（昭29.5.19法115） 〔昭和29.5.29（昭和16年法律第60号の全部改正）〕	
対象			70歳未満の一般被用者、船員、日本鉄道（JR）・日本たばこ産業（JT）・ 日本電信電話（NTT）の役職員 ^{注2)} 、農林漁業団体等職員 ^{注3)}	
経営主体			国	
加入者数 （平成25年度末現在）			3,472万人	
財源	保険料率	本人使用者計	(一般男子と女子) 8.737%	(坑内員及び船員) 8.844%
		国庫負担	8.737%	8.844%
			17.474% ^{注1)}	17.688%
給付			支給要件	年金額
老齢給付	老齢厚生年金		老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合に加算	(平均標準報酬額×7.125 ^{注4)} ／1000×平成15年3月までの加入期間月数)+(平均標準報酬額×5.481 ^{注5)} ／1000×平成15年4月以降の加入期間月数)+加給年金額(配偶者222,400円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき222,400円、3人目以上は1人につき74,100円)×改定率 (注)従前額保障等のための経過措置がある
			(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者が、60歳に達した後65歳になるまで支給 (注)支給開始年齢は引上げ途上にあり、昭和36年4月2日(女子は昭和41年4月2日)以降生まれの人には支給されない	(1,676円×生年月日に応じた率×加入期間月数×0.961)+上記額(報酬比例+加給)
障害給付	障害厚生年金		被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	1級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額+加給年金額 3級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額(最低保障579,700円) (注)加入期間月数が300月未満の場合は300月とみなす 3級には障害基礎年金は対象外
	障害手当金		障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	老齢厚生年金(報酬比例)相当額×2(最低保障1,153,800円)
遺族給付	遺族厚生年金		次のいずれかに該当した場合に支給	老齢厚生年金(報酬比例)相当額×3/4 (注)左記支給要件(1)(2)による遺族厚生年金で、被保険者の加入期間月数が300月未満の場合は、300月とみなす 子のある妻か子が受給する場合、遺族基礎年金も支給される 子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで579,700円を加算
	順位		(1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の保険料納付要件あり)	
	配偶者	1	(2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
	子		(3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	父母	2		
	孫	3		
祖父母	4			

(注) 1) 平成26年9月現在。なお、毎年9月分から0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定する。
 2) 日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。
 3) 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合された。
 4) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて9.5/1000～7.230/1000となる。
 5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて7.308/1000～5.562/1000となる。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2014/2015」

制度の種類		国家公務員共済組合		
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法（昭33.5.1法128）〔昭33.7.1（昭和23年法律第69号の全部改正）〕		
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員		
経営主体		国家公務員共済組合連合会		
加入者数 （平成24年度末現在）		106万人		
財源	掛金率	本人 事業主 計	（連合会） 8.4620% 8.4620% 16.924%（平成26年9月～）〔一般組合員〕	
	国庫負担		①公経済負担 基礎年金拠出金の1/2等 ②事業主負担 事務費の一部、追加費用の全額	
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給（特別支給）	①厚生年金相当額＋②職域加算額＋③加給年金額が支給される ①厚生年金相当額 平均標準報酬額×5.481/1000（※1）×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×7.125/1000（※1）×組合員期間月数 ②職域加算額 平均標準報酬額×1.096/1000（※2）×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×1.425/1000（※2）×組合員期間月数 ③加算年金額 65歳未満の配偶者（受給権者の生年月日により）年額222,400～386,400円 子2人目までは1人につき年額222,400円、3人目から1人につき74,100円 （※1）生年月日に応じて率が異なる （※2）生年月日及び組合員期間に応じて率が異なる	
		（特別支給） 老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給	年金額＝定額＋厚生年金相当額＋職域加算額＋加給年金額 定額＝定額単価（1,676円）×定額単価に掛ける率（生年月日に応じて1.875～1.0）×組合員期間月数×0.961 （注）昭和24年4月2日以降に生まれた者は原則として加算しない	
障害給付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関し、障害の程度に応じて支給 （受給権者が組合員である間は支給停止）	1級 退職共済年金額×1.25＋加給年金額 2級 退職共済年金額＋加給年金額 3級 退職共済年金額（最低保障579,700円）	
	障害一時金	障害共済年金に準ずる（障害共済年金に該当しない障害の程度）	退職共済年金額×2（最低保障1,153,800円）	
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	退職共済年金額×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで579,700円を加算	
	順位	(1) 組合員が死亡したとき		
	配偶者	1		(2) 組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき
	子			
	父母	2		(3) 障害共済年金（1級、2級）の受給権者が死亡したとき
	孫			
祖父母	4	(4) 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき		

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2014/2015」

平成26（2014）年9月現在

制度の種類			地方公務員共済組合		私立学校教職員共済	
根拠法〔施行〕			地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152)〔昭37.12.1〕		私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245)〔昭29.1.1〕	
対象			地方公務員		私立学校教職員	
経営主体			各地方公務員共済組合（64組合）		日本私立学校振興・共済事業団	
加入者数			248万人（平成24年度末現在）		50万人（平成24年度末現在）	
財源	掛金率	本人	8.462%		7.000%	
		事業主計	8.462%		7.000%	
		計	16.924%		14.000%	
		国庫負担	基礎年金拠出金の1/2、 事務費の全額（地方公共団体負担）		基礎年金拠出金の1/2等、 事務費の一部	
給付			支給要件	年金額	支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金					
	障害給付	障害共済年金				
障害一時金		（国家公務員共済組合に同じ）	（国家公務員共済組合に同じ）	（国家公務員共済組合に同じ）	（国家公務員共済組合に同じ）	
遺族給付	遺族共済年金					
	順位					
	配偶者	1				
	子					
	父母	2				
	孫	3				
祖父母	4					

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2014/2015」

第1部 社会保障の体系と現状

平成26(2014)年3月31日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭和41.10.1〕	
対象		65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)	
経営主体		各厚生年金基金(531基金)	
加入者数		410万人	
財源	免除率	本人使用者計	1.2%~2.5% 1.2%~2.5% 2.4%~5.0%
	国庫負担		なし
給付		支給要件	年金額
老齢給付		(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 など

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」、厚生労働省HP資料「厚生年金基金の財政状況等」

平成26(2014)年3月31日現在

制度の種類		国民年金基金	
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕	
対象		国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)	
経営主体 (平成24年度末現在)		地域型国民年金基金(47基金) 職能型国民年金基金(25基金)	
加入者数 (平成25年度末現在)		48万1千人	
財源	保険料(掛金)	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円	
	国庫負担		国民年金本体の付加年金と同様、事務費
給付		支給要件	年金額
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型・IV型・V型の7種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
一時金	遺族一時金	保証期間のある終身年金A型と確定年金I型・II型・III型・IV型・V型に加入している人が、年金を受ける前に死亡した場合、生活を共にしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給	加入時年齢と死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた額

資料：国民年金基金連合会HP「事業概況」

《厚生年金基金、確定給付企業年金の比較》

	厚生年金基金	確定給付企業年金
根 拠 法	厚生年金保険法 (制度創設：昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設：平成14年)
設 立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企業年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の承認を受ける
運 営 主 体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主
掛 金 負 担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分 は大半が事業主負担	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能
資 産 運 用 等	制度実施者（企業等）がまとめて運用管理を行う	同左
積 立 義 務	年金資産の積立基準を設定するとともに、財政検証や積立不足の解消を義務づける規定	同左
受 託 者 責 任	事業主など企業年金の管理・運営に関わる者について、加入者等に対する責任及び行為準則を明確化する規定	同左
情 報 開 示	事業主等に対し、業務の概況について加入者等への情報開示及び厚生労働大臣への報告を義務づける規定	同左
税 制		
① 拠 出 時	非課税	非課税（加入者拠出は実質課税（生命保険料控除））
② 運 用 時	実質非課税	特別法人税課税 (平成28年度まで凍結)
③ 給 付 時	年 金：公的年金等控除 一時金：退職所得控除	年 金：公的年金等控除 一時金：退職所得控除 ※加入者拠出相当分は非課税

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」「確定拠出年金制度の概要」

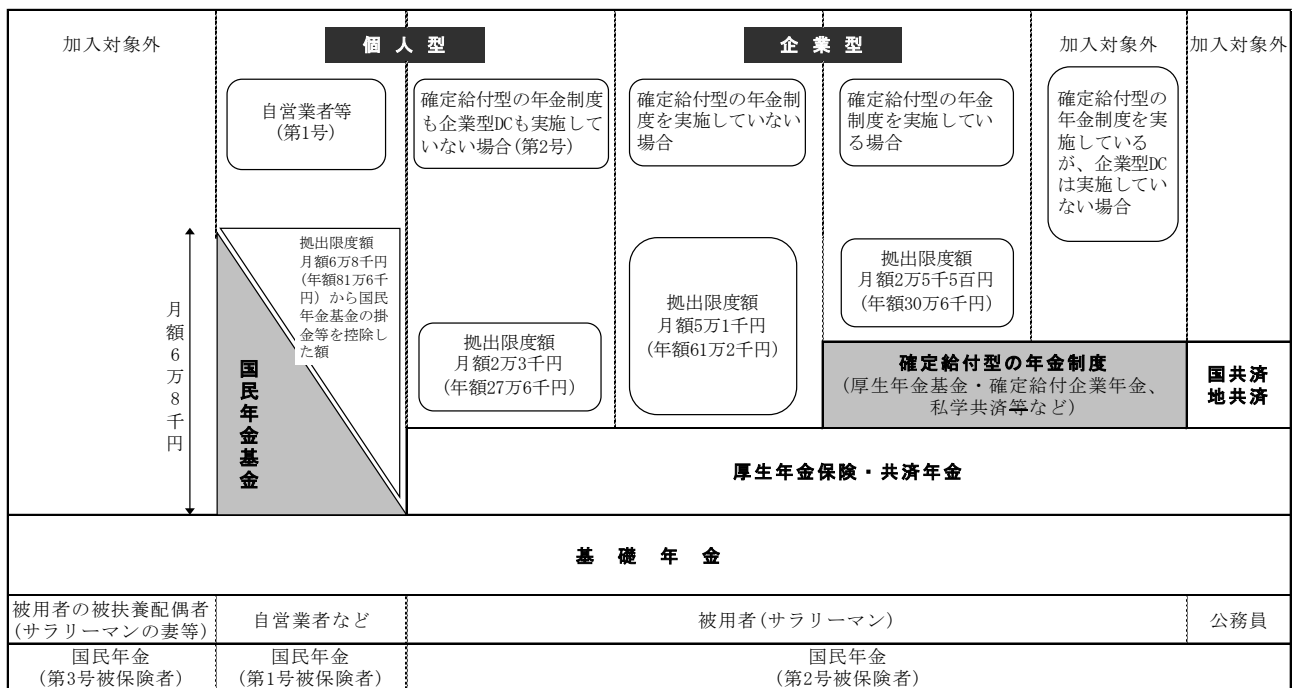
第1部 社会保障の体系と現状

●確定拠出年金の概要

		確定拠出年金			
		企業型年金		個人型年金	
		企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし
実施主体		企業型年金規約の承認を受けた企業		国民年金基金連合会	
加入資格		実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者）		農業者年金被保険者、国民年金の保険料免除者以外の自営業者（国民年金第1号被保険者） 企業年金加入者、厚生年金基金等の加入者の対象となっていない企業の従業員（国民年金第2号被保険者）	
加入者数等（平成26年10月末現在）		承認規約数：4,520件（平成26年11月末現在） 加入者数：5,071千人 実施事業主数：19,124社（平成26年11月末現在）		第1号加入者：60,574名 第2号加入者：140,522名 事業所登録：124,007事業所	
拠出方法		事業主が拠出（規約に定めた場合は加入者も拠出可能）		加入者個人が拠出（企業は拠出できない）	
拠出限度額		月額 27,500円	月額 55,000円	月額 68,000円 国民年金基金の限度額と枠を共有	月額 23,000円
税制	拠出時	非課税（事業主が拠出した掛金額は全額損金算入、加入者が拠出した掛金額は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））		非課税（加入者が拠出した掛金額は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））	
	運用時	特別法人税課税（平成28年度末まで凍結）			
	給付時	年金として受給：公的年金等控除（標準的な年金額までは非課税） 一時金として受給：退職所得控除			
給付方法	老齢給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：原則60歳に到達した場合に受給することができる（60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢を引き伸ばし）			
	障害給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：60歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が傷病になっている一定期間（1年6ヶ月）を経過した場合に受給することができる			
	死亡一時金	給付：一時金 受給要件等：加入者が死亡したときにその遺族が資産残高を受給することができる			
	脱退一時金	給付：一時金 受給要件等：一定の要件を満たした場合に受給することができる			

資料：厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」「確定拠出年金の施行状況」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



（*）平成26年度税制改正大綱において企業型のうち確定給付型の年金制度を実施していない場合の限度額を月額5.1万円から月額5.5万円に、企業型のうち確定給付型の年金制度を実施している場合の限度額を月額2.55万円から月額2.75万円にそれぞれ引き上げることとされている。

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」

平成26（2014）年3月31日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕		農業者年金基金法（昭45.5.20法78）〔昭46.1.1〕 平成13年改正法施行	
対象		農業者	
経営主体		農業者年金基金	
加入者数		5万人	
財源	保険料	通常保険料：政策支援を受けない者が納付する保険料、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定	
		特例保険料：認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料、月額基本となる保険料2万円から補助額（2割、3割及び5割）を除いた額	
	国庫負担	政策支援（保険料の国庫補助）にあたる部分	
給付		支給要件	年金額
（平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった）			
年金	農業者老齢年金（新制度）	65歳に達したとき（60歳まで繰上げ受給可、20年の期間要件なし）	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
	特例付加年金（新制度）	①65歳到達、②農業経営の廃止（経営継承）、③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき（農業廃止後60歳まで繰上げ受給可、農業経営廃止時期の制限なし）	国庫助成額及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
一時金	死亡一時金（新制度）	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡した場合にその遺族に支給	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額を予定利率で割り戻した額を合計して算出
（旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった）			
経過措置 加入者への	脱退一時金（旧制度）	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が脱退した場合に支給	保険料納付済期間と保険料を納付した被保険者期間（時期）に係る月数をもとに算出（保険料納付済総額の約3割程度）
	死亡一時金（旧制度）	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合にその遺族に支給	
経過措置 受給者への	農業者老齢年金（旧制度）	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止	
	経営移譲年金（旧制度）	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止	

資料：農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」、「農業者年金事業の実施状況」

③ 雇用保険制度

制度の種類		雇 用																																						
根拠法〔施行〕		雇用保険法（昭49.12.28法116）〔昭50.4.1〕																																						
対 象		一 般 雇 用 者	短期雇用者																																					
保 険 者		政 府																																						
被 保 険 者 数 （平成25年度末現在）		3,949万6千人（速報値）																																						
財源	保険料率	本人 } 計 使用者 } 0.50% } 1.35% 0.85% } 〔農林水産業、清酒製造業については、0.60% } 1.55% 0.95% } 建設業については、0.60% } 1.65% 1.05% } （うち0.35%（建設業は0.45%）は二事業費）																																						
	国庫負担	求職者給付費は給付費の原則1/4（日雇労働求職者は1/3、高齢求職者給付はなし）、就職促進給付及 雇用継続給付は給付費の原則1/8（高齢雇用継続給付はなし） ＊当分の間、本来の負担額の55%に引き下げ																																						
失業等給付	求職者給付	基本手当	(1) 受給要件…離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヵ月以上（倒産・解雇等による離職の場合は、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上であっても可） (2) 日額…前職賃金（賞与等を除く）の8割～5割（60歳以上65歳未満の者については、8割～4.5割） (3) 給付日数 ①倒産・解雇等による離職者（③を除く）																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="5">90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上 35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上 45歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 60歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上 65歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上 35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上 45歳未満	180日	240日	270日	330日	45歳以上 60歳未満	150日	180日	210日	240日	60歳以上 65歳未満				
					被保険者であった期間																																			
				1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																			
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日																																			
35歳以上 45歳未満		180日	240日	270日	330日																																			
45歳以上 60歳未満		150日	180日	210日	240日																																			
60歳以上 65歳未満																																								
②倒産・解雇等以外の事由による離職者（③を除く）																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全年齢</td> <td>—</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	全年齢	—	90日	120日	150日																								
		被保険者であった期間																																						
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																			
全年齢	—	90日	120日	150日																																				
			③就職困難者																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td rowspan="2">150日</td> <td colspan="4">300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 65歳未満</td> <td colspan="4">360日</td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	45歳未満	150日	300日				45歳以上 65歳未満	360日																		
	被保険者であった期間																																							
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																			
45歳未満	150日	300日																																						
45歳以上 65歳未満		360日																																						
			(4) 給付日数の延長は次の4種類 ア. 訓練延長給付 イ. 広域延長給付 ウ. 全国延長給付 エ. 個別延長給付																																					
	技能習得手当		(1) 受講手当…日額500円（受講開始日が平成24年4月1日以降である場合、受講手当に20,000円の上限額） (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																																					
	寄宿手当		月額10,700円																																					
	傷病手当		基本手当日額と同額																																					
			同左*																																					
			同左*																																					
			—																																					

基本手当の日額の30（当分の間40）日分に相当する特例一時金を支給
 特例一時金の支給を受ける前に安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、その訓練等が終わるまで、基本手当を支給

平成26（2014）年9月現在

保 険																	
高 年 齢 雇 用 者	日 雇 労 働 者																
	政 府																
	2 万人																
	次の印紙保険料を左に加えて納付 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1級 88円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">176円</td> <td style="text-align: center;">2級 73円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">146円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">88円</td> <td style="text-align: center;">73円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級 48円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">96円</td> <td style="text-align: center;">48円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">48円</td> <td></td> </tr> </table>	1級 88円	}	176円	2級 73円	}	146円	88円	73円	3級 48円	}	96円	48円			48円	
1級 88円	}	176円			2級 73円			}	146円								
88円			73円														
3級 48円	}	96円	48円														
48円																	
び教育訓練給付はなし、	給付費の1/3																
(1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">算定基礎期間</th> <th style="text-align: center;">高年齢求職者給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年未満</td> <td style="text-align: center;">30日分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上</td> <td style="text-align: center;">50日分</td> </tr> </tbody> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分を支給	算定基礎期間	高年齢求職者給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分	給付日額（第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円）の13～17日分 失業前の2ヵ月間（前月及び前々月）に26日以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日以上 ②第2級給付金 ア. 第1級及び第2級印紙保険料が24日以上 イ. 第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合（①の場合を除く） ③第3級給付金 その他の場合 なお、継続する6ヵ月間に各月11日以上、かつ通算して78日以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付を支給										
算定基礎期間	高年齢求職者給付金額																
1年未満	30日分																
1年以上	50日分																
—	—																
—	—																
—	—																

制度の種別		雇 用 保 険			
根拠法〔施行〕		雇用保険法（昭49.12.28法116）〔昭50.4.1〕			
対 象		一 般 雇 用 者	短期雇用者	高年齢雇用者	日 雇 労 働 者
失 業 等 給 付	就職促進給付	(1) 就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…所定給付日数の2/3以上で60%、1/3以上で50% ③常用就職支度手当…支給率40% 支給対象者拡大 (2) 移転費…鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、移転料、着後手当 (3) 広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左 (①②を除く)	—	同左（①②を除く） （③の基本手当は日雇労働求職者給付金と読み替え）
	教育訓練給付 教育訓練給付金	(1) 受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年（ただし、初回に限り1年）以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることが要件 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が予め指定 (2) 支給額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の20%（上限10万円）	—	—	—
	高年齢雇用継続給付 ¹⁾	(1) 受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2) 支給額…60歳以後の賃金の15%（各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は逡減した率） (3) 支給期間…65歳に達する月までの期間（失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間）	—	—	—
	雇用継続給付 育児休業給付	(1) 受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2) 支給額…原則として、休業前賃金日額×支給日数の67%（6ヵ月経過後は50%） (3) 支給期間…1歳（特に必要と認められる場合には1歳6ヵ月）未満の子を養育する期間	—	—	—
	介護休業給付	(1) 受給要件…家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2) 支給額…原則として、休業前賃金の40% (3) 支給期間…介護休業を開始した日から起算して3ヵ月（一定の要件に該当する場合には、通算93日）を経過する日まで	—	—	—
	備考	基本手当日額は1,840円～7,805円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—	1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満
	二事業	(1) 雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇用の安定を図る事業 (2) 能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促進する事業			

（注）1） 船員保険が統合されたことに伴う経過処理により、船員として雇用される者で55歳に達した日が平成22年4月1日以後の者は、雇用保険の高年齢雇用継続給付として扱い、昭和34年4月1日までに生まれた者については「高年齢雇用継続給付」欄中「60歳」は「55歳」、「65歳」は「60歳」と読み替える。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2014/2015」

④ 業務災害補償制度

平成26(2014)年3月現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法（昭22.4.7法50）〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
経営主体		政府（厚生労働省）	
対象人員 （平成24年度末現在）		5,324万人	
財源	保険料	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.25～8.9%を事業主から徴収	
	その他	一部国庫補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養開始後1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付（療養給付） 療養の給付又は療養費の支給10割 ただし通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
		休業補償給付（休業給付） 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額（平均賃金相当額）の60% 〔社会復帰促進等事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金（傷病年金） 給付基礎日額の313日分（1級）～ 245日分（3級） 〔社会復帰促進等事業〕 傷病特別支給金 114万円（1級）～100万円（3級） 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分（1級）～ 245日分（3級）
障害に対するもの		年金 障害補償年金（障害年金） 給付基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級） 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 342万円（1級）～159万円（7級） 障害特別年金 算定基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級）	
		一時金 障害補償一時金（障害一時金） 給付基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級） 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 65万円（8級）～8万円（14級） 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級）	
遺族に対するもの		年金 遺族補償年金（遺族年金） 給付基礎日額の153日分（遺族1人）～245日分（遺族4人以上） 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分（遺族1人）～245日分（遺族4人以上） 遺族特別支給金 300万円（労働者の死亡当時の遺族補償給付（遺族給付）の受給権者に支給）	
		一時金 ○遺族補償年金（遺族年金）を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金（遺族一時金） 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円（労働者の死亡当時の遺族補償給付（遺族給付）の受給権者に支給）	
介護に対するもの		介護補償給付（介護給付） 介護の費用として支出した額（上限額：常時介護は月104,290円、随時介護は月52,150円）、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの		葬祭料（葬祭給付） 315,000円＋給付基礎日額の30日分（この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分）	
二次健康診断に対するもの		二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導	
社会復帰促進等事業		労災病院、特別支給金、義肢（平成21年4月から現物支給が費用支給に変更）等の支給等	

(注) 1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。□ □

2 労災保険では、休業（補償）給付については賃金水準が10%を超えて変動した場合にその率に応じて、一時金と年金の各給付については賃金水準の変動率に応じて、毎年、給付基礎日額の改定を行う（スライド制）。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2014/2015」

第1部 社会保障の体系と現状

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法(昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法(昭42.8.1法121)〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	50万7千人(平成24年7月1日現在)		284万2千人(平成24年度末現在)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり		
	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉事業〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3ヵ月間の平均日額	傷病補償年金 給付基礎日額の313日分(1級) ～245日分(3級) 〔福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級) ～100万円(3級) 傷病特別給付金 算定基礎日額の313日分(1級) ～245日分(3級)	
障害に対するもの	年金	障害補償年金 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別援護金 1,540万円(1級)～485万円(7級) (通勤途上の場合は、975万円(1級)～310万円(7級)) 障害特別給付金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)	国家公務員災害補償に同じ
	一時金	障害補償一時金 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別援護金 320万円(8級)～45万円(14級) (通勤途上の場合は、195万円(8級)～30万円(14級)) 障害特別給付金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)	
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,290円、随時介護は56,600円)		
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金 給付基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,130万円) 遺族特別給付金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)～ 245日分(遺族4人以上)	
	一時金	○遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 給与日額の1,000日分～400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円～120万円 遺族特別援護金 1,860万円～744万円 (通勤途上の場合は、1,130万円～450万円) 遺族特別給付金 算定基礎日額の1,000日分	
葬祭に対するもの	葬祭補償 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は60日分)		
二次健康診断に対するもの	なし		
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等		

資料：人事院HP「国家公務員災害補償制度の仕組み」、法研「平成26年版 社会保障便利事典」

制度の種類		国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済
財源	使用者掛金率	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
	国庫負担			
負傷・疾病に対するもの		(受給に加入期間による制限はない)		
障害に対するもの	年金	<p>障害共済年金〔公務上〕</p> <p>1級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分)×1.25+(3)配偶者の加給年金額 (最低保障額4,139,700円)</p> <p>2級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分)×1.00+(3)配偶者の加給年金額 (最低保障額2,556,900円)</p> <p>3級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分) (最低保障額2,313,400円)</p> <p>(1)厚生年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間分の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.968^{注1)}</p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額(平均標準報酬月額^{注2)}×7.5/1000×平成15年3月以前の加入期間月数^{注3)}</p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額(平均標準報酬月額^{注2)}×5.769/1000×平成15年4月以降の加入期間月数^{注3)}</p> <p>(2)職域年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.968^{注1)}</p> <p><障害等級1級の場合></p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額^{注2)}×12×30/100+平均標準報酬月額^{注2)}×1.875/1000×300月を超えた加入期間月数)×平成15年3月以前の加入月数/組合員等の全加入月数</p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額^{注2)}×12×23.077/100+平均標準報酬月額^{注2)}×1.422/1000×300月を超えた加入期間月数)×平成15年4月以降の加入月数/組合員等の全加入月数</p> <p>☆障害等級2・3級の場合は、①の支給乗率30/100は20/100、1.875/1000は1.5/100、②の支給乗率23.077/100は15.385/100、1.422/1000は1.154/100となる。</p> <p>(3)配偶者の加給年金額：生計を維持していた65歳未満の配偶者がいる場合に224,000円</p>		
		遺族に対するもの	年金	<p>遺族共済年金〔公務上〕</p> <p>(1)厚生年金相当部分×3/4+(2)職域年金相当部分+(3)中高齢の妻の加算 (最低保障額1,034,900円)</p> <p>(1)厚生年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間分の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.968^{注1)}【長期要件^{注4)}、短期要件^{注5)}】</p> <p>☆長期要件の場合は、①の支給乗率7.5/1000は生年月日に応じて10~7.5/1000で計算、②の支給乗率5.769/1000は生年月日に応じて7.692~5.769/1000で計算</p> <p>(2)職域年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間分の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.968^{注1)}【長期要件^{注4)}、短期要件^{注5)}】</p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額^{注2)}×3.375/1000+平成15年3月以前の加入期間月数^{注6)}</p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額^{注2)}×2.596/1000+平成15年4月以降の加入期間月数^{注6)}</p> <p>☆長期要件の場合は、①の支給乗率3.375/1000は生年月日に応じて3.000~3.375/1000で計算、②の支給乗率2.596/1000は2.308~2.596/1000で計算</p> <p>(3)中高齢の妻の加算：583,900円</p>

(注)1) 0.968は平成25年度(10月分以後)のスライド率。

2) 平均標準報酬月額は平成6年改正の再評価率で計算。

3) 加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、①+②の額に300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額。

4) 長期要件は、退職共済年金または旧共済法による退職に関する年金の受給権者や受給資格期間を満たしている人が公務上または通勤途上の傷病が原因で死亡したとき。

5) 短期要件は、受給要件の長期要件以外。

6) 短期要件についてのみ加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、①+②の額に300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額。

資料：法研「平成26年版 社会保障便利事典」

⑤ 児童手当制度

目的	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする
支給対象となる児童	0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童
所得制限	あり（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）※2012年6月分より適用
支給額	①所得制限額未満 3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学校修了前（第1、2子） 月額 10,000円 3歳以上小学校修了前（第3子以降） 月額 15,000円 中学生 月額 10,000円 ②所得制限額以上（当分の間の特例給付） 月額 5,000円
費用負担	（3歳未満） （3歳から中学校終了前） 被用者分 事業主7/15 国16/45 地方8/45 国2/3 地方1/3 非被用者分 国2/3 地方1/3 国2/3 地方1/3 特例給付分 国2/3 地方1/3 国2/3 地方1/3 公務員分 所属庁10/10 所属庁10/10
給付費	平成26年度予算 給付総額 2兆2,356億円 国 1兆2,806億円 地方 7,748億円 事業主 1,801億円

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」

⑥ 後期高齢者医療制度

平成26（2014）年5月現在

制度の種類	後期高齢者医療制度			
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律（昭57.8.17法80）〔施行昭58.2.1〕			
対象	75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の一定の障害者			
運営主体	後期高齢者医療広域連合（47）			
加入者数	1,516万8千人			
財源	高齢者の保険料	10%		
	支援金	約40%		
	公費	約50%（国：都道府県：市町村＝4：1：1）		
保健事業の種類	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費			
一部負担金等	定率1割負担のほか現役並み所得者に3割負担を導入			
		自己負担限度額/月		
		外来（個人ごと）	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額/月	
	現役並み所得者（課税所得145万円以上）	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当 44,400円）	67万円
	一般	12,000円	44,400円	56万円
低所得者	8,000円	24,600円	31万円	
低所得者のうち特に所得の低い者		15,000円	19万円	

（注）財源の「支援金」とは、若年者（0～74歳）の保険料である。

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」、法研「平成26年版社会保障便利事典」

⑦ 介護保険

平成26(2014)年4月現在

制 度 の 種 類		介 護 保 険		
根 拠 法 [施 行]		平9.12.17法123 [平12.4.1]		
経 営 主 体		市町村 (地方自治体)		
対 象		一般国民		
対 象 人 員 (平成25年3月末現在)		2,093万8千人 (第1号被保険者)	4,275万人 (第2号被保険者)	
財 源		第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40~64歳)	
	保 険 料	21%	29%	
	国 庫 負 担	25%		
	地方公 共団体	都 道 府 県	12.5%	
		市 町 村	12.5%	
自 己 負 担	1割			
給 付	保険給付 (介護サービス) には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる	要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が特定疾病 (外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期認知症などの加齢にともなって生じる心身の変化に起因する疾病) によって生じたものである人		
備 考	保険料は原則年金より天引き	保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、16種類の疾病		

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」

3 老人福祉

① 施設福祉対策

施設名	事業の概要
養護老人ホーム（一般、盲）	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設
軽費老人ホーム A 型	高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる
軽費老人ホーム B 型	身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く）または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる
軽費老人ホーム（ケアハウス）	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる
老人福祉センター（特 A 型、A 型、B 型）	A 型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設 なお、特 A 型は保健関係部門を強化した施設で、B 型は基本となる A 型の機能を補完する施設

資料：厚生労働省「社会福祉施設等調査」

② 介護保険制度におけるサービス

サービスの種類	サービスの内容
《居宅サービス》	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の世話を行う
訪問入浴介護	入浴車等により居宅を訪問して浴槽を提供して入浴の介護を行う
訪問看護	病状が安定期にあり、訪問看護を要すると主治医等が認めた要介護者について、病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な要介護者等について、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
通所リハビリテーション (デイケア)	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、介護老人保健施設、病院または診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
短期入所療養介護 (ショートステイ)	病状が安定期にあり、ショートステイを必要としている要介護者等について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者等について、その施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
福祉用具貸与	在宅の要介護者等について福祉用具の貸与を行う
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつのための福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具の販売を行う
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修費の支給
居宅介護支援	在宅の要介護者等が在宅介護サービスを適切に利用できるよう、その者の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人および家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標およびその達成時期等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う
《地域密着型サービス》	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う
小規模多機能型居宅介護	要介護者に対し、居宅またはサービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行う
認知症対応型通所介護	居宅の認知症要介護者に、介護職員、看護職員等が特別養護老人ホームまたは老人デイサービスセンターにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者に対し、共同生活を営むべく住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の既存の在宅サービスを組み合わせて提供する

資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2014/2015」

③ 介護保険制度における地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業。

地域支援事業には、全市町村が行う必須事業（介護予防事業または平成24年度から創設された介護予防・日常生活支援総合事業のいずれか、および包括的支援事業）と、各市町村の判断により行われる任意事業がある。

必須事業	①-1 介護予防事業	被保険者の要介護状態等となることを予防し、要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止するために必要な事業（介護予防サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業に該当しないもの）	
	①-2 介護予防・日常生活支援総合事業	被保険者の要介護状態等となることを予防し、要支援状態の軽減・悪化の防止と地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的・一体的に行うため、①要支援者への一定の介護予防サービス（1号）、②介護予防事業と生活支援サービス（2号）、③介護予防ケアマネジメント（3号）を一括して行う事業	
	包括的支援事業	②介護予防ケアマネジメント業務	被保険者を対象に、要介護状態等になることを予防するため、上記①の介護予防事業を含めた適切なサービスが心身等の状況に応じて、その被保険者の選択により包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助や調整を行う事業
		③総合相談支援業務	被保険者を対象に、保健医療の向上や福祉の増進を図るため総合的な支援を行う事業（心身の状況など必要な実情の把握、保健医療・公衆衛生・社会福祉など関連する施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整など）
		④権利擁護業務	被保険者を対象に、権利擁護のため必要な援助を行う事業（虐待の防止および早期発見のための事業など）
		⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	被保険者を対象に、保健医療・福祉の専門家がケアプランを検証し、心身等の状況を定期的に協議するなどの取組みを通じて、地域において自立した日常生活を営むことができるように包括的かつ継続的な支援を行う事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワーク作りなど）
任意事業	⑥介護給付等費用適正化事業	介護給付および予防給付にかかる費用の適正化を図る事業（被保険者のコスト意識を喚起する事業など）	
	⑦家族介護支援事業	介護方法の勉強会の開催など、要介護者を介護する人を支援するための事業	
	⑧その他の事業	上記⑥⑦以外の、介護保険事業の運営の安定化のための事業や、被保険者が地域で自立して日常生活が送れるように支援する事業	

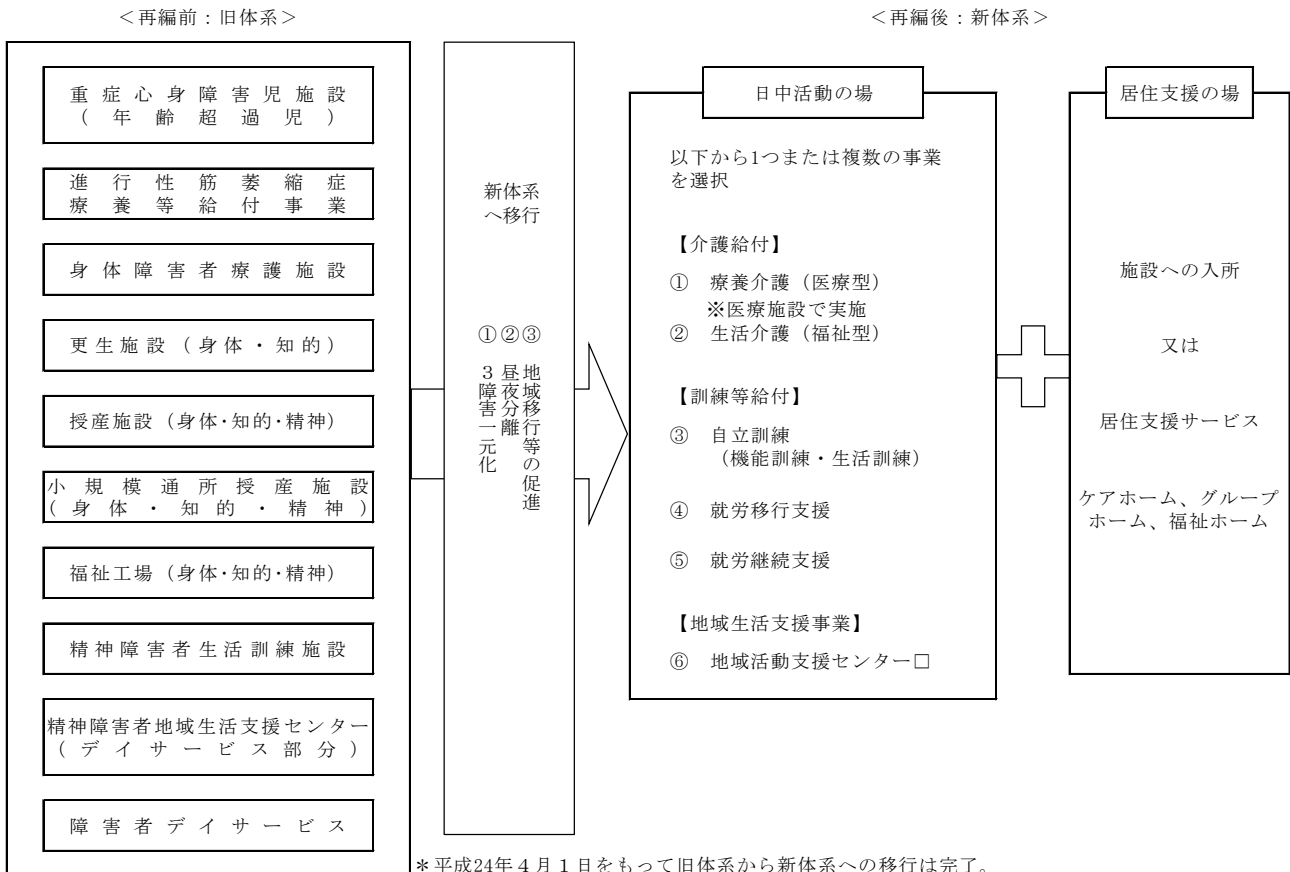
資料：社会保険研究所「平成24年4月版 介護保険制度の解説」

4 障害者保健福祉施策

① 障害福祉サービス体系の再編

障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）。
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、一人一人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

《障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系》

平成26年2月現在

サービス	事業所数 (か所)	利用者数 (人)	サービスの内容	
介護 給付	居宅介護（ホームヘルプ）	17,987	145,522	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	重度訪問介護	6,181	9,524	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの
	同行援護	5,449	20,611	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの
	行動援護	1,301	7,454	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの
	重度障害者等包括支援	10	37	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの
	短期入所（ショートステイ）	3,679	34,163	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	療養介護	239	19,267	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うもの
	生活介護	8,336	250,673	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	2,627	132,816	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	共同生活介護（ケアホーム）	4,629	60,480	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
訓練等 給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1,372	15,352	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労移行支援	2,748	26,970	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労継続支援（A型・B型）	10,415	214,100	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	共同生活援助（グループホーム）	3,648	27,692	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うもの

(注) 1 事業所数、利用者数については、平成26年2月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。
 2 平成26年4月から、重度訪問介護の対象に、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有するものを拡大。
 3 平成26年4月から、共同生活介護（ケアホーム）を経営生活援助（グループホーム）に一元化。

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」

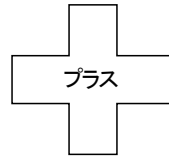
《日中活動と住まいの場の組み合わせ》

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択可能。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供される。

日中活動の場 以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護（医療型）*
生活介護（福祉型）
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）
地域活動支援センター （地域生活支援事業）



住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援（ケアホーム*、グループホーム、福祉ホームの機能）

*平成26年4月から、グループホームに一元化

*療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」

《地域生活支援事業と個別給付》

	地域生活支援事業	個別給付
性 格	地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で実施することが可能な事業	介護、就労訓練といった個別の明確なニーズに対応した給付
費用の流れ	自治体の実施（自治体は自ら事業の実施、又は事業者への委託等により実施）	利用者本人に対する給付（実際には、事業者が給付費を代理受領）
利 用 者	実施主体の裁量	障害程度区分認定（介護給付は18歳以上のみ必要、訓練等給付は必要なし）、支給決定が必要
利 用 料	実施主体の裁量	応能負担
事業実施にあたっての基準	実施主体の裁量（一部運営基準有り：地域活動支援センター、福祉ホーム）	指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）等有り
財 源	補助金（一部交付税措置有り） 補助割合：都道府県事業 国1/2以内 市町村事業 国1/2以内 都道府県 1/4以内	負担金 負担割合：国1/2 都道府県・市町村 1/4

（注）平成26年4月から、障害程度区分を障害支援区分へ見直し。

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

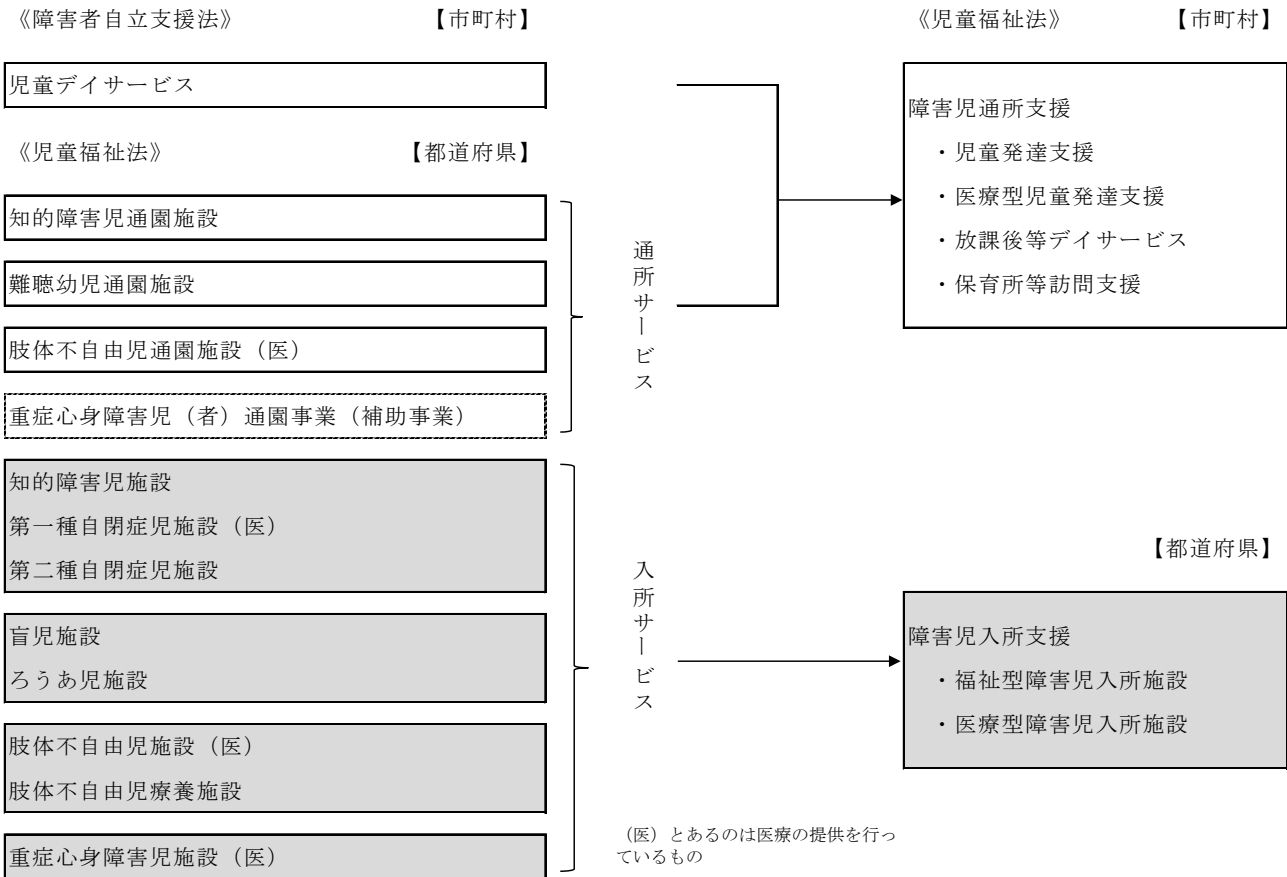
事業名	事業内容	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">身体障害者福祉センター（A型）</div> </div>	<p>身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">身体障害者福祉センター（B型）</div>	<p>在宅障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">障害者更生センター</div>	<p>障害者、家族が気軽に宿泊、休養するための施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">点字図書館</div>	<p>視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の製作貸出し等を行う施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">点字出版施設</div>	<p>点字刊行物を出版する施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">聴覚障害者情報提供施設</div>	<p>字幕(手話)入りDVD等の製作貸出し、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出し等を行う施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">補装具製作施設</div>	<p>補装具の製作または修理を行う施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">盲人ホーム</div>	<p>あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">盲導犬訓練施設</div>	<p>盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設</p>

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」

③ 障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要

障害児施設・事業の一元化 イメージ

障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



(注) 障害者自立支援法等改正法により、平成24年4月1日から障害児施設・サービスが再編された。

資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」

《障害児通所支援・障害児入所支援の体系》

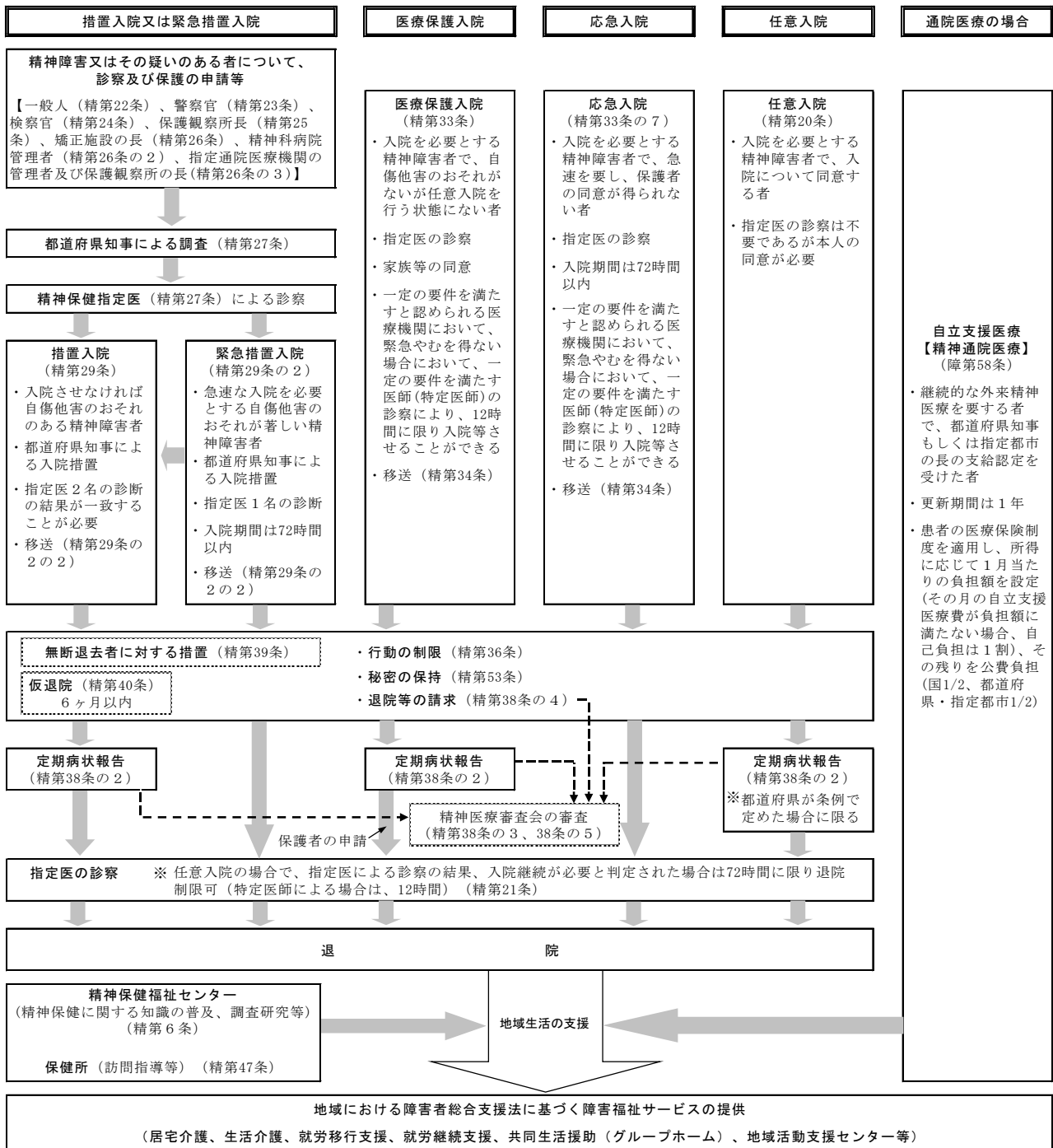
平成26年2月現在

支 援		事業所数 (か所)	利用者数 (人)	支援の内容
障害(市通町村)支援	児童発達支援	2,623	65,328	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもの
	医療型児童発達支援	103	2,672	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うもの
	放課後等デイサービス	4,132	70,955	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの
	保育所等訪問支援	258	1,288	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの
障害(都道府県)入所支援	福祉型障害児入所施設	189	1,908	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与を行うもの
	医療型障害児入所施設	182	2,074	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行うもの

(注) 事業所数、利用者数については、平成26年2月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

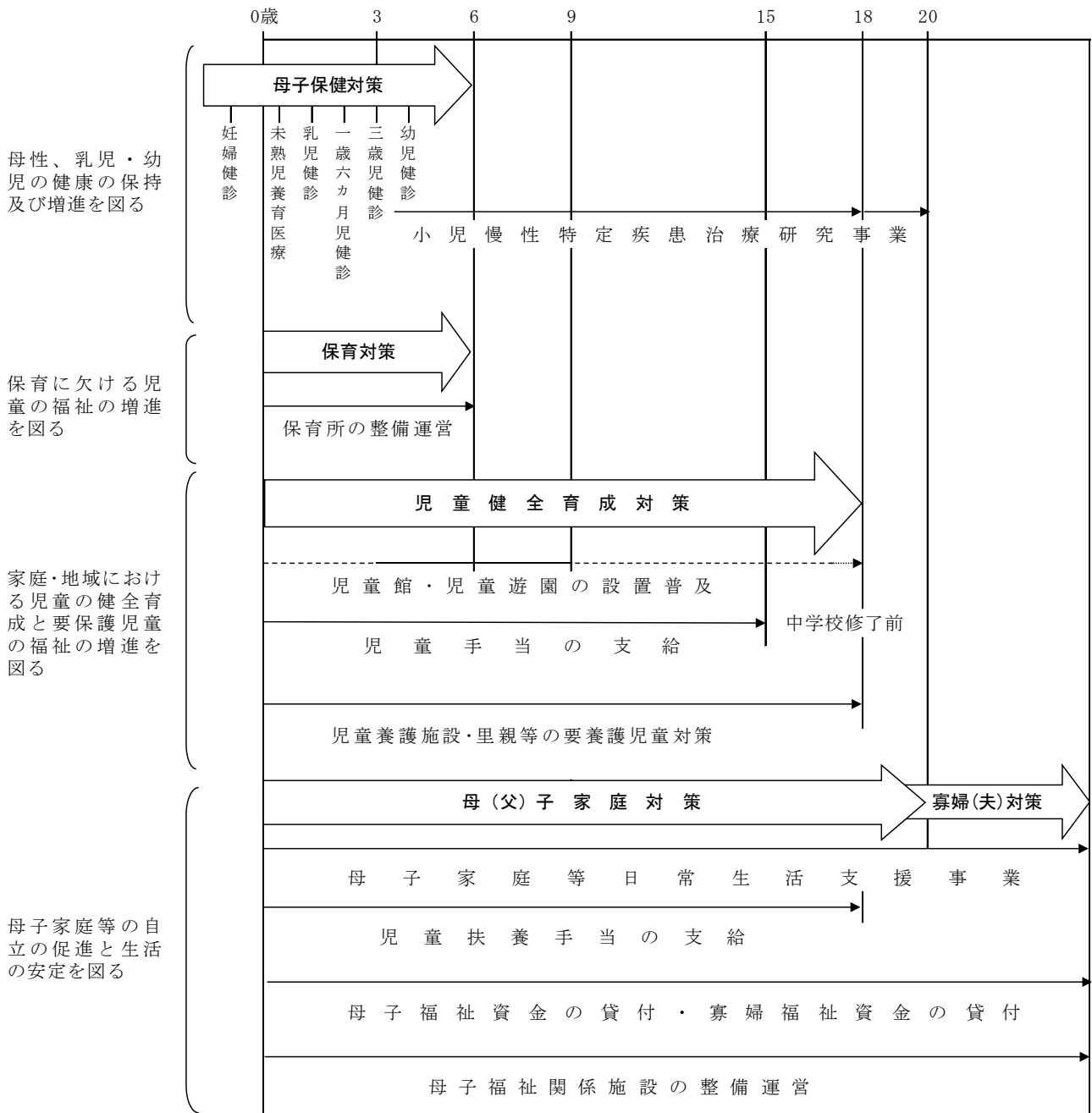
資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」

5 精神保健福祉関連制度の概要



(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）：「精」と略する。
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）：「障」又は「障害者総合支援法」と略する。
 2 「都道府県知事」とあるのは、「都道府県又は指定都市市長」と読み替える。
 資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」

6 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2014/2015」

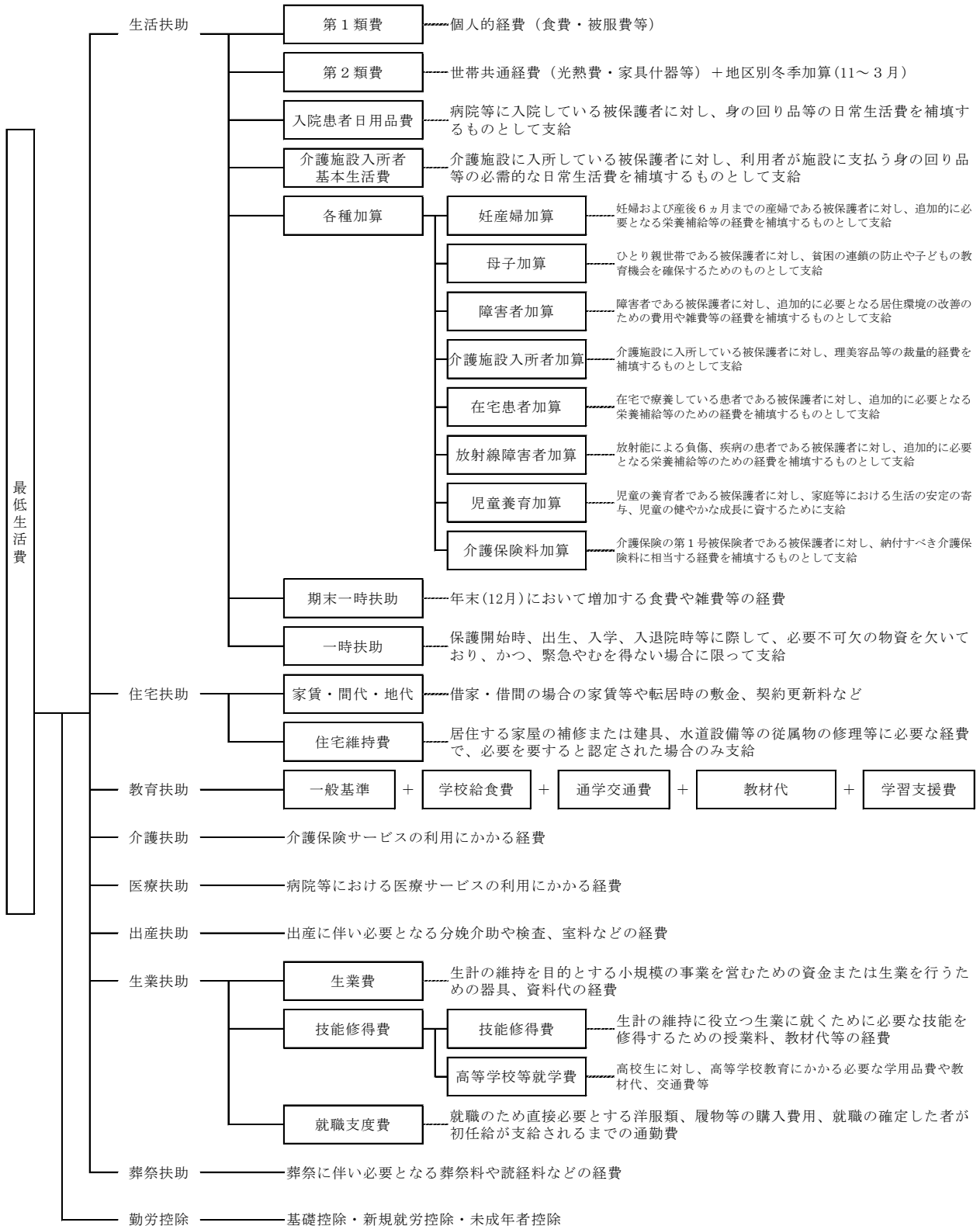
7 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護養育している母又は養育する者（祖父母等） 父母の離婚等により母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ生計を同じくする父	精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の障害児を監護している父母または養育者（その児童と同居して監護し、生計を維持している者）	①特別障害者手当 精神または身体に重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人 ②障害児福祉手当 精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童	0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童	原子爆弾の放射能が原因で病気の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気が治っていない人	被爆者で、原爆の影響に関係がある11障害のいずれかの障害にかかっている、医療特別手当、特別手当または原子爆弾小頭症手当を受給していない人
手当額月額（平成26年度）	○児童1人 収入130万円未満 41,020円 収入130万円以上365万円未満 41,010円～9,590円（所得に応じて10円きざみ） ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級（重度） 50,050円 2級（中度） 33,330円	①特別障害者手当 26,080円 ②障害児福祉手当 14,180円 経過措置による福祉手当 14,180円	○所得制限額未満 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 （第1、2子） 10,000円 （第3子以降） 15,000円 中学生 10,000円 ○所得制限額以上 （当分の間の特例給付） 5,000円	135,130円	33,230円
所得制限額（収入ベース）（平成26年度）	○本人 （2人世帯） 365.0万円 ○扶養義務者等 （6人世帯） 610.0万円	○本人 （4人世帯） 770.7万円 ○扶養義務者等 （6人世帯） 954.2万円	○本人 （2人世帯） 565.6万円 ○扶養義務者等 （6人世帯） 954.2万円	○夫婦と児童2人 （年収ベース） 960万円未満 平成24年6月分より適用	なし	なし

資料：厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」、厚生労働省HP（分野別政策）

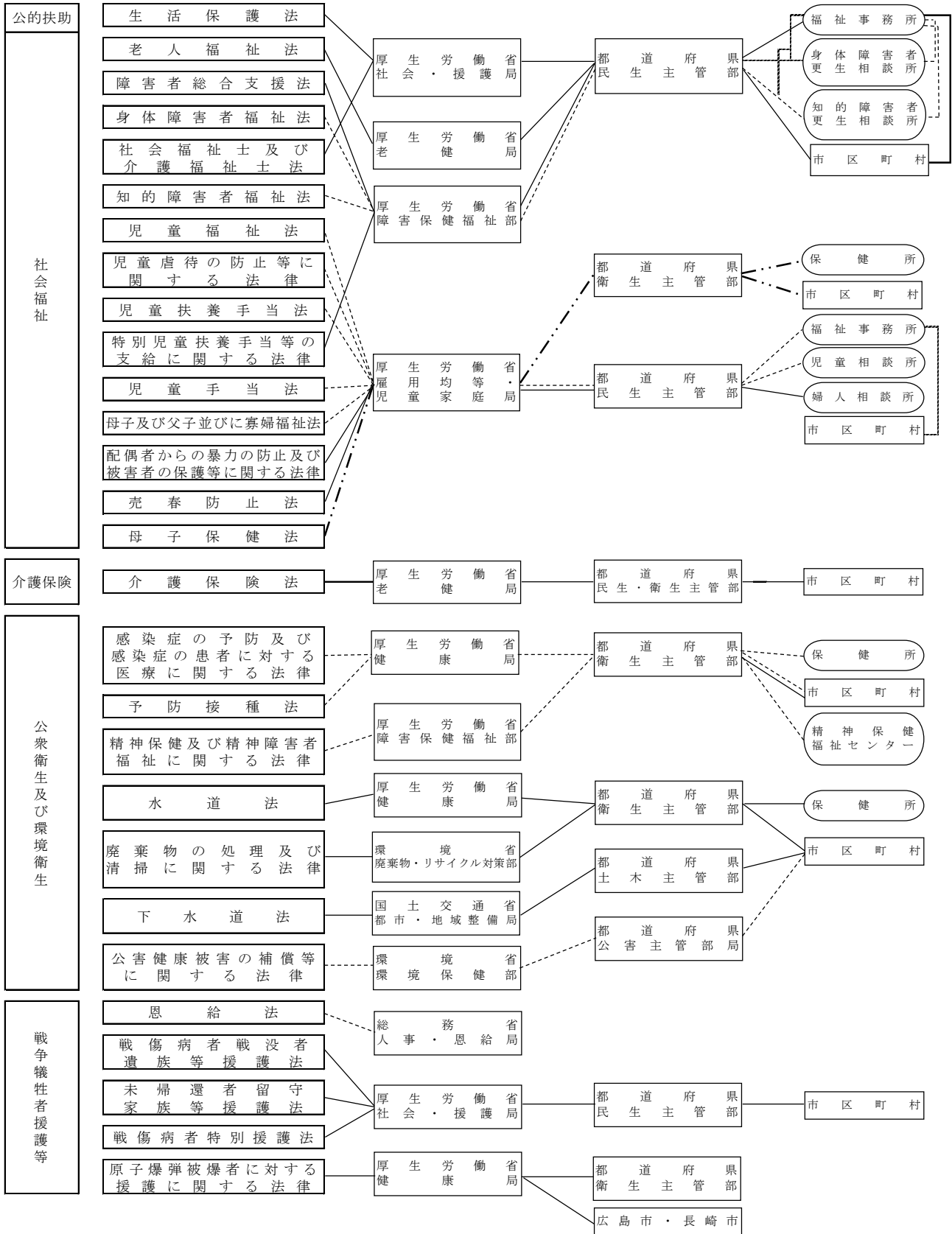
8 生活保護制度

[最低生活費の体系]

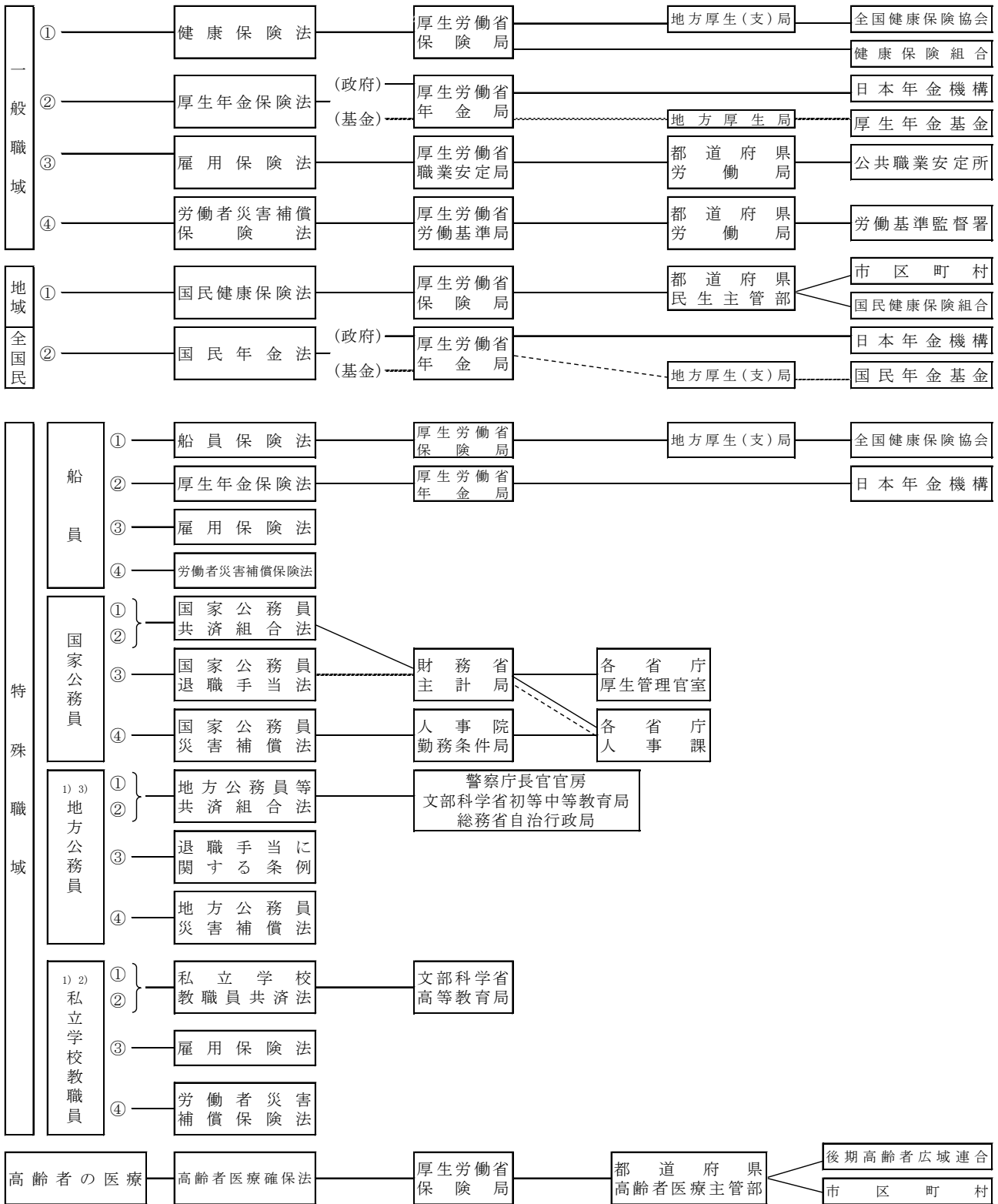


資料：厚生労働省HP（社会保障審議会資料）

〔参考〕 社会保障制度の種類と行政機構の概略



資料：中央法規「社会保障入門2015」



備考 制度①：医療保険

②：年金保険

③：雇用保険（これに代わるものを含む）

④：業務災害補償保険（ " ）

(注) 1) 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうち①において健康保険法の適用を受けている者がある。
 2) 「私立学校教職員」のうちには②において厚生年金保険法の適用を受けている者がある。
 3) 「地方公務員」のうち、市町村職員については③において雇用保険法の適用を受けている者がある。

資料：中央法規「社会保障入門2015」

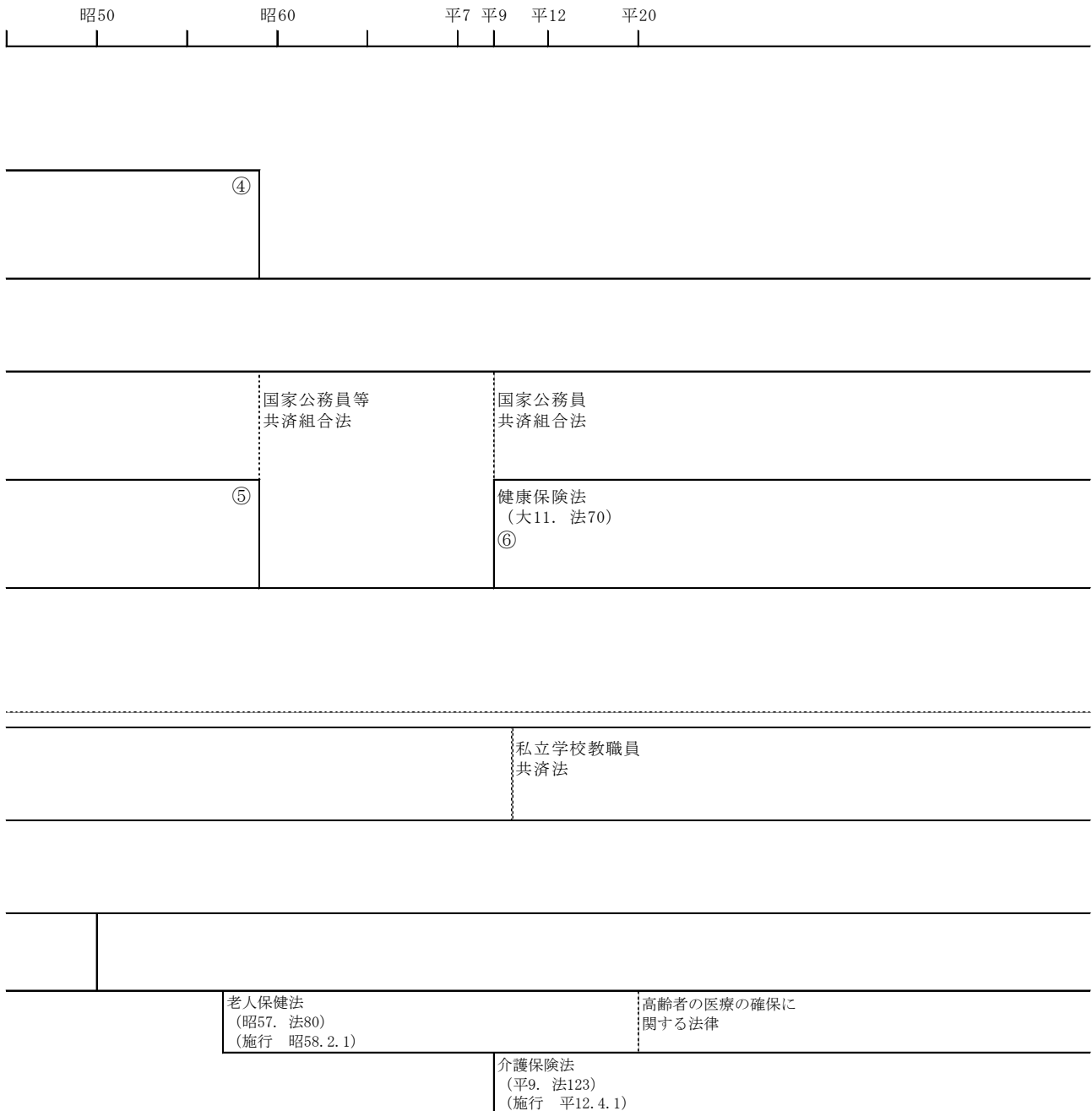
第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法（大11. 法70） （施行 昭2. 1. 1）					
	日雇労働者	職員健康保険法（昭14. 法72）					
	船員	日雇労働者健康保険法（昭28. 法207） （施行 昭28. 11. 1）					
	公務員等	国家公務員	政府職員共済組合令（昭15. 勅827）		旧国家公務員共済組合法（昭23. 法69）	国家公務員共済組合法（昭33. 法128） （施行 昭33. 7. 1）	
		適役職人員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により設立され、医療費の支給等を行っていた。				
		地方公務員	政府職員共済組合令（昭15. 勅827）		旧国家公務員共済組合法（昭23. 法69）	国家公務員共済組合法（昭33. 法128） （施行 昭33. 7. 1）	公共企業体職員等共済組合法（昭31. 法134） （施行 昭31. 7. 1）
	私立学校職員	健康保険法（大11. 法70）				市町村職員共済組合法（昭29. 法204）	地方公務員等共済組合法（昭37. 法152） （施行 昭37. 12. 1）
	農団林体漁職員	健康保険法（大11. 法70） （施行 昭2. 1. 1）					
	私立学校職員	①				私立学校教職員共済組合法（昭28. 法245） （施行 昭29. 1. 1）	
	非被用者	旧国民健康保険法（昭13. 法60） ②				国民健康保険法（昭33. 法192） （施行 昭34. 1. 1） ③	
高齢者							

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。

② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。



- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一 般 被 用 者	労働者年金 保険法(昭 16.法60) (施行 昭17.6.1)		旧厚生年金保険法 (昭19.法21) (施行 昭19.10.1)	厚生年金保険法 (昭29.法115) (施行 昭29.5.1)		
	日 雇 労 働 者	退職積立金及退職 手当法(昭11.法42)				①	
	船 員	船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)					
	公 務 員 等	国 家 公 務 員	官吏恩給 法②	恩 給 法 (大12.法48)			国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)
		適 役 用 職 法 人 員	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給 付を実施していた。			旧国家公務員 共済組合法 (昭23.法69)	公共企業体職員等 共済組合法 (昭31.法134) (施行 昭31.7.1)
		地 方 公 務 員	官吏恩給 法	恩 給 法 (大12.法48)		旧国家公務員共済 組合法(昭23.法69)	国家公務員 共済組合法 (昭29.法204)
	私 教 立 職 学 校 員	財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足)	④			⑤	私立学校教職員 共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)
農 団 林 体 漁 職 業 員		厚生年金 保険法 (昭29. 法115)			農林漁業団体職員 共済組合法 (昭33.法99) (施行 昭34.1.1)		
非 被 用 者						国民年金法 (昭34.法141) (施行 昭34.11.1)	

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

昭50	昭60	昭61(注)	平7	平9	平12	平14
						確定給付企業年金法 (平13. 法50) (施行 平14. 4. 1)
						確定拠出年金法 (平13. 法88) (施行 平13. 10. 1)
			厚生年金保険法 (昭29. 法115) (昭61. 4. 1統合)			
		国家公務員等 共済組合法	国家公務員 共済組合法			
⑥			⑦			
			厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平9. 4. 1統合)			
					⑧	厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平14. 4. 1統合)
農業者年金基金法 (昭45. 法78) (施行 46. 1. 1)						

⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。

⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合法に統合された。

⑦ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体（日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業）の各共済組合は厚生年金保険法に統合された。

⑧ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。

(注) 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。

③ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60	平成元	平成22
一般被用者		退職積立金 及 退職手当法 (昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1) ①			雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1) ②		
日雇労働者		日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)							
船員		船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)			雇用保険法 (昭49.法116) (施行 平22.1.1) ④				
公務員等	国家公務員	国家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)							
	適用法人 役員				雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③				
	地方公務員	退職手当に関する条例							

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
- ④ 社会保険庁の廃止に伴い、雇用保険制度へ統合。

④ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60	平成元	平成22
一般被用者		健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1) ①		労働者災害扶助責任保険法 ② (昭6.法55)	労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行 昭22.9.1)				
					労働者 年金保 険法	旧厚生 年金保 険法			
船員			船員保険法 (昭14.法73) (施行 昭15.6.1)	昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分					労働者災害補償 保険法 (昭22.法50) (施行 平22.1.1) ⑤
公務員等	国家公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。		③ 国家公務員災害補償法 (昭26.法191) (施行 昭26.7.1)					
	適用法人 役職員			旧国家公務員共済組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)				
				業務災害補償に関する協約				労働者災害補償保険法 (適用昭60.4.1) ④	
地方公務員		国家公務員共済組合法 (施行 昭33.7)	地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)						
		市町村職員共済組合法 (昭29.法204)	災害補償に関する条例				地方公務員災害補償法 (昭42.法121) (施行 昭42.12.1)		

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行われていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
- ⑤ 社会保険庁の廃止に伴い、労災保険制度へ統合。

〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001(平成13)年	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術(I T)の革新と雇用
2002(平成14)年	改革なくして成長なしII	現役世代の生活像 —経済的側面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003(平成15)年	改革なくして成長なしIII	活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化
2004(平成16)年	改革なくして成長なしIV	現代生活を取り巻く健康リスク—情報と協働でつくる安全と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題
2005(平成17)年	改革なくして成長なしV	地域とともに支えるこれからの社会保障	人口減少社会における労働政策の課題
2006(平成18)年	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	持続可能な社会保障制度と支え合いの循環—「地域」への参加と「働き方」の見直し—	就業形態の多様化と就労者生活
2007(平成19)年	生産性上昇に向けた挑戦	医療構造改革のめざすもの	ワークライフバランスと雇用システム
2008(平成20)年	リスクに立ち向かう日本経済	生涯を通じた自立と支え合い—暮らしの基盤と社会保障を考える—	働く人の意識と雇用管理の動向
2009(平成21)年	危機の克服と持続的回復への展望	暮らしと社会の安定に向けた自立支援	賃金、物価、雇用の動向と勤労者生活
2010(平成22)年	需要の創造による成長力の強化	厚生労働省改革元年	産業社会の変化と雇用・賃金の動向
2011(平成23)年	日本経済の本質的な力を高める	社会保障の検証と展望 —国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀—	世代ごとにみた働き方と雇用管理の動向
2012(平成24)年	日本経済の復興から発展的創造へ	社会保障を考える	分厚い中間層の復活に向けた課題
2013(平成25)年	経済の好循環の確立に向けて	若者の意識を探る	構造変化の中での雇用・人材と働き方
2014(平成26)年	よみがえる日本経済、広がる可能性	健康長寿社会の実現に向けて —健康・予防元年—	人材力の最大発揮に向けて

〔参考〕 2 平成26年の審議会意見書等一覧

審議会等開催日	意見書・報告書	審議会等
平成26年1月17日	年金記録問題に関する特別委員会 報告書のとりまとめ	社会保障審議会・日本年金機構評価部会年金記録問題に関する特別委員会
平成26年3月12日	結核に関する特定感染症予防指針に関する進捗状況の中間評価	厚生科学審議会・結核部会
平成26年7月29日	平成26年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）	中央最低賃金審議会
平成26年8月21日	肝炎対策推進協議会意見書	肝炎対策推進協議会
平成26年9月19日	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）	社会保障審議会・児童部会児童虐待等保護事例の検証に関する専門委員会
平成26年10月8日	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病及び第7条第1項第1号に規定する病状の程度に関する意見について	厚生科学審議会・疾病対策部会
平成26年11月19日	児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめ	社会保障審議会・児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会
平成26年11月20日	疾病、傷害及び死因に関する分類に係る部会審議の際に出された意見に基づく報告	社会保障審議会・統計分科会疾病、傷病及び死因分類部会
平成26年11月28日	児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会これまでの議論のとりまとめ	社会保障審議会・児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

第Ⅱ部

社会保障関係統計資料編

凡 例

- 1 本表の記号は次による。
 … 不問 0または0.(単位未満 △ 負数
 — なし ・ 統計項目のありえない場合
- 2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。
- 3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区 分	昭和45年 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
総 人 口	103,720	117,060	123,611	126,926	128,057	127,799	127,515	127,298
年齢階級別人口								
0～14歳人口	24,823	27,507	22,486	18,472	16,803	16,705	16,547	16,390
(%)	23.9	23.5	18.2	14.6	13.1	13.1	13.0	12.9
15～64歳人口	71,566	78,835	85,904	86,220	81,032	81,342	80,175	79,010
(%)	69.0	67.3	69.5	67.9	63.3	63.7	62.9	62.1
65歳以上人口	7,331	10,647	14,895	22,005	29,246	29,752	30,793	31,898
(%)	7.1	9.1	12.0	17.3	22.8	23.3	24.2	25.1
出 生	1,934	1,577	1,222	1,191	1,071	1,051	1,037	1,030
人口千対	18.8	13.6	10.0	9.5	8.5	8.3	8.2	8.2
死 亡	713	723	820	962	1,197	1,253	1,256	1,268
人口千対	6.9	6.2	6.7	7.7	9.5	9.9	10.0	10.1
自然増減	1,221	854	401	229	△ 126	△ 202	△ 219	△ 239
人口千対	11.8	7.3	3.3	1.8	△ 1.0	△ 1.6	△ 1.7	△ 1.9
平均余命(年)								
男 0歳	69.31	73.35	75.92	77.72	79.64	79.44	79.94	80.21
65歳	12.50	14.56	16.22	17.54	18.86	18.69	18.89	19.08
女 0歳	74.66	78.76	81.90	84.60	86.39	85.90	86.41	86.61
65歳	15.34	17.68	20.03	22.42	23.89	23.66	23.82	23.97
合計特殊出生率	2.13	1.75	1.54	1.36	1.39	1.39	1.41	1.43

(注) 1 昭和45年には、沖縄県を含まない。

2 昭和55年、平成2年、平成12年、平成22年の総人口には、年齢不詳を含む。

資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/001.xls>

第2表 年齢3区分別人口の推移

(単位 万人)

区 分	総人口	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
35 (1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
45 (1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
55 (1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
7 (1995)	12,557	15.9	69.4	14.5	23.0
12 (2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
17 (2005)	12,777	13.8	66.1	20.2	20.8
22 (2010)	12,806	13.2	63.8	23.0	20.7
23 (2011)	12,780	13.1	63.7	23.3	20.5
24 (2012)	12,752	13.0	62.9	24.2	20.6
25 (2013)	12,730	12.9	62.1	25.1	20.7
平成27年(2015)	12,660	12.5	60.7	26.8	20.6
32 (2020)	12,410	11.7	59.2	29.1	19.8
37 (2025)	12,066	11.0	58.7	30.3	18.7

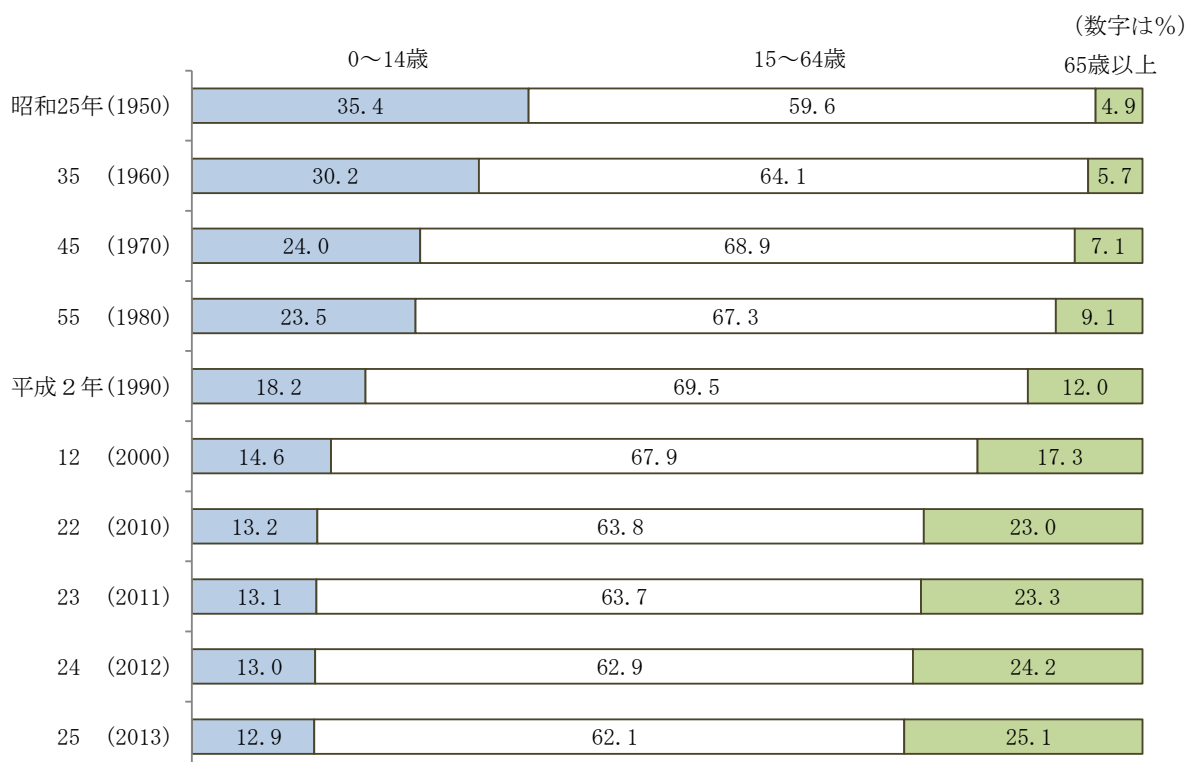
(注) 年齢不詳を含む。

資料：平成25年以前は総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」、

平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成24年1月推計ー」の中位推計値

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/002.xls>

<年齢別人口の割合の推移>



(小数点第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第3表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）

平成25年10月1日現在(単位 千人)

区 分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,298	61,909	65,388	125,704	61,186	64,518
0～4歳	5,239	2,684	2,555	5,188	2,658	2,530
5～9	5,361	2,743	2,618	5,317	2,721	2,597
10～14	5,790	2,967	2,823	5,746	2,945	2,801
15～19	6,047	3,098	2,949	5,973	3,062	2,911
20～24	6,205	3,182	3,022	6,004	3,081	2,923
25～29	6,869	3,505	3,364	6,665	3,404	3,261
30～34	7,623	3,866	3,757	7,434	3,782	3,652
35～39	9,060	4,593	4,467	8,908	4,529	4,379
40～44	9,667	4,889	4,779	9,517	4,830	4,687
45～49	8,406	4,228	4,178	8,279	4,178	4,101
50～54	7,734	3,870	3,863	7,637	3,830	3,807
55～59	7,731	3,839	3,892	7,658	3,807	3,851
60～64	9,666	4,740	4,926	7,608	4,712	4,895
65～69	8,699	4,183	4,516	8,654	4,162	4,492
70～74	7,596	3,537	4,060	7,562	3,521	4,041
75～79	6,302	2,772	3,529	6,278	2,763	3,515
80～84	4,762	1,888	2,874	4,748	1,883	2,865
85歳以上	4,539	1,323	3,216	4,527	1,319	3,208
(再掲)						
0～14歳	16,390	8,395	7,996	16,251	8,323	7,928
15～64	79,010	39,812	39,198	77,684	39,216	38,468
65歳以上	31,898	13,703	18,195	31,770	13,647	18,122

資料：総務省統計局「平成25年10月1日現在推計人口」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/003.xls>

第4表 人口動態

区 分	人 口	出 生		死 亡		自然増減	
		実 数	率	実 数	率	実 数	率
昭和35年(1960)	* 93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
45 (1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
平成2年(1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
22 (2010)	* 128,057,352	1,071,304	8.5	1,197,012	9.5	△ 125,708	△ 1.0
23 (2011)	127,799,000	1,050,806	8.3	1,253,066	9.9	△ 202,260	△ 1.6
24 (2012)	127,515,000	1,037,231	8.2	1,256,359	10.0	△ 219,128	△ 1.7
25 (2013)	127,298,000	1,029,816	8.2	1,268,436	10.1	△ 238,620	△ 1.9

- (注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和35年の人口は総人口(日本に定住し
2 昭和55年以降は、沖縄県を含む。
3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は、死亡(実数)の再掲である。
4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。
5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和45年以前は、妊娠満28週以後の数値で
6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。
7 「出生」「死亡」「自然増減」の率は、人口千対。
8 「乳児死亡」「死産」「周産期死亡」「婚姻」「離婚」の率は、出生千対。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/004.xls>

第5表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

区 分	昭和50年 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《男》										
0 歳	71.73	74.78	75.92	76.38	77.72	78.56	79.55	79.44	79.94	80.21
5	67.80	70.39	71.45	71.87	73.10	73.88	74.82	74.71	75.19	75.45
10	62.94	65.47	66.53	66.94	68.15	68.93	69.85	69.77	70.23	70.49
20	53.27	55.74	56.77	57.16	58.33	59.08	59.99	59.93	60.36	60.61
30	43.78	46.16	47.16	47.55	48.69	49.43	50.33	50.28	50.69	50.93
40	34.41	36.63	37.58	37.96	39.13	39.86	40.73	40.69	41.05	41.29
50	25.56	27.56	28.40	28.75	29.91	30.63	31.42	31.39	31.70	31.92
60	17.38	19.34	20.01	20.28	21.44	22.09	22.75	22.70	22.93	23.14
70	10.53	12.00	12.66	12.97	13.97	14.39	14.96	14.93	15.11	15.28
80	5.70	6.51	6.88	7.13	7.96	8.22	8.42	8.39	8.48	8.61
85	4.14	4.64	4.93	5.05	5.76	5.89	6.00	5.96	6.00	6.12
90	—	3.28	3.51	3.58	4.10	4.15	4.19	4.14	4.16	4.26
95	—	—	—	2.60	2.97	2.93	—	—	—	—
100	—	—	—	—	—	2.08	—	—	—	—

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

資料：平成2年以前及び平成7、12、17、22年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」

それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/005.xls>

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
2,450	2.3	26,560	24.2	4,515	4.2	700,214	5.5	251,378	1.99
2,463	2.3	25,751	23.9	4,315	4.1	661,895	5.2	235,719	1.87
2,299	2.2	24,800	23.4	4,133	4.0	668,869	5.3	235,406	1.87
2,185	2.1	24,102	22.9	3,862	3.7	660,613	5.3	231,383	1.84

ている外国人を含む)であり、昭和45年以降は日本人人口である。

ある)

区分	昭和50年 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《女》										
0歳	76.89	80.48	81.90	82.85	84.60	85.52	86.30	85.90	86.41	86.61
5	72.78	76.03	77.37	78.29	79.95	80.81	81.55	81.19	81.67	81.84
10	67.87	71.08	72.42	73.34	74.98	75.84	76.58	76.24	76.70	76.87
20	58.04	61.20	62.54	63.46	65.08	65.93	66.67	66.35	66.78	66.94
30	48.35	51.41	52.73	53.65	55.26	56.12	56.83	56.56	56.94	57.09
40	38.76	41.72	43.00	43.91	45.52	46.38	47.08	46.84	47.17	47.32
50	29.46	32.28	33.51	34.43	36.01	36.84	37.52	37.32	37.59	37.74
60	20.68	23.24	24.39	25.31	26.85	27.66	28.28	28.12	28.33	28.47
70	12.78	14.89	15.87	16.76	18.19	18.88	19.43	19.31	19.45	19.59
80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.60	11.13	11.46	11.36	11.43	11.52
85	4.79	5.60	6.10	6.67	7.61	7.99	8.15	8.07	8.10	8.19
90	—	3.82	4.18	4.64	5.29	5.53	5.53	5.46	5.47	5.53
95	—	—	—	3.33	3.73	3.77	—	—	—	—
100	—	—	—	—	—	2.54	—	—	—	—

第6表 主要死因別死亡率（人口10万対）の推移

区 分	昭和45年 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
結 核	15.4	5.5	3.0	2.1	1.7	1.7	1.7	1.7
悪 性 新 生 物	116.3	139.1	177.2	235.2	279.7	283.2	286.6	290.3
心疾患(高血圧性を除く)	86.7	106.2	134.8	116.8	149.8	154.5	157.9	156.5
脳 血 管 疾 患	175.8	139.5	99.4	105.5	97.7	98.2	96.5	94.1
肺 炎	27.1	28.4	55.6	69.2	94.1	98.9	98.4	97.8
肝 疾 患	16.6	16.3	16.1	12.8	12.8	13.0	12.7	12.7
不 慮 の 事 故	42.5	25.1	26.2	31.4	32.2	47.1	32.6	31.5
自 殺	15.3	17.7	16.4	24.1	23.4	22.9	21.0	20.7

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/006.xls>

第7表 年次別死因順位及び死亡率

区 分	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和35年 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故 及び有害作用	26.2
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
22 (2010)	悪性新生物	279.7	心疾患	149.8	脳血管疾患	97.7	肺炎	94.1	老衰	35.9
23 (2011)	悪性新生物	283.2	心疾患	154.5	肺炎	98.9	脳血管疾患	98.2	不慮の事故	47.1
24 (2012)	悪性新生物	286.6	心疾患	157.9	肺炎	98.4	脳血管疾患	96.5	老衰	48.2
25 (2013)	悪性新生物	290.3	心疾患	156.5	肺炎	97.8	脳血管疾患	94.1	老衰	55.5

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。

2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。

3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったがこれは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

4 「心疾患」は、「心疾患(高血圧性を除く)」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/007.xls>

第8表 世帯数（世帯業態別）

(単位 千世帯)

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《推計数》					
総 数	48,013	48,638	46,684	48,170	50,112
雇用者・自営業者等の世帯	46,977	46,682	45,806	47,268	48,145
常 雇 者 世 帯	25,754	25,117	25,014	25,462	25,933
臨 時 雇 用 者 世 帯	2,014	1,976	2,150	2,203	2,289
日 雇 労 働 者 世 帯	302	364	345	326	356
自 営 業 者 世 帯	5,758	5,942	5,164	5,440	5,160
そ の 他 の 世 帯	13,148	13,282	13,133	13,837	14,407
世 帯 業 態 不 詳	1,036	1,957	878	902	1,966
《構成割合》(%)					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	97.8	96.0	98.1	98.1	96.1
常 雇 者 世 帯	53.6	51.6	53.6	52.9	51.8
臨 時 雇 用 者 世 帯	4.2	4.1	4.6	4.6	4.6
日 雇 労 働 者 世 帯	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
自 営 業 者 世 帯	12.0	12.2	11.1	11.3	10.3
そ の 他 の 世 帯	27.4	27.3	28.1	28.7	28.8
世 帯 業 態 不 詳	2.2	4.0	1.9	1.9	3.9

- (注) 1 臨時雇用者世帯:1月以上1年未満の契約の雇用者世帯
 2 日雇労働者世帯:日々又は1月未満の契約の雇用者世帯
 3 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。
 4 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/008.xls>

第9表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《推計数》					
総 数	48,013	48,638	46,684	48,170	50,112
国 保 加 入 世 帯	10,825	10,826	10,372	10,300	10,403
被 用 者 保 険 加 入 世 帯	20,323	20,150	20,043	20,377	20,769
国 保 ・ 被 用 者 保 険 加 入 世 帯	4,804	4,620	4,330	4,447	4,372
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	4,105	4,407	4,291	4,618	5,398
国 保 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2,791	2,884	2,764	3,154	3,107
被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2,587	2,611	2,511	2,741	2,750
国 保 ・ 被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	1,242	1,126	1,093	1,183	1,107
そ の 他 の 世 帯	999	916	1,016	1,009	1,003
不 詳	336	1,098	265	341	1,203
《構成割合》(%)					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国 保 加 入 世 帯	22.5	22.3	22.2	21.4	20.8
被 用 者 保 険 加 入 世 帯	42.3	41.4	42.9	42.3	41.4
国 保 ・ 被 用 者 保 険 加 入 世 帯	10.0	9.5	9.3	9.2	8.7
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	8.5	9.1	9.2	9.6	10.8
国 保 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	5.8	5.9	5.9	6.5	6.2
被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	5.4	5.4	5.4	5.7	5.5
国 保 ・ 被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2.6	2.3	2.3	2.5	2.2
そ の 他 の 世 帯	2.1	1.9	2.2	2.1	2.0
不 詳	0.7	2.3	0.6	0.7	2.4

- (注) 1 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯
2 被用者保険加入世帯：政府管掌健康保険・組合管掌健康保険・船員保険の被保険者もしくは共済組合の組合員・被扶養者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者がいない世帯
3 国保・被用者保険加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被保険者・被扶養者がそれぞれ1人でもおり、かつ、後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯
4 後期高齢者医療制度加入世帯：後期高齢者医療制度の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯
5 国保・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯
6 被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、国民健康保険の被保険者がいない世帯
7 国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者、被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもいる世帯
8 その他の世帯：上記1～7以外で加入保険不詳の者がいない世帯
9 不詳：加入保険不詳の者がいる世帯
10 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。
11 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/009.xls>

第10表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》					
平成21年(2009)	48,013	9,623	752	93	37,545
22 (2010)	48,638	10,207	708	77	37,646
23 (2011)	46,684	9,581	759	96	36,248
24 (2012)	48,170	10,241	703	81	37,146
25 (2013)	50,112	11,614	821	91	37,586
《構成割合》(%)					
平成21年(2009)	100.0	20.0	1.6	0.2	78.2
22 (2010)	100.0	21.0	1.5	0.2	77.4
23 (2011)	100.0	20.5	1.6	0.2	77.6
24 (2012)	100.0	21.3	1.5	0.2	77.1
25 (2013)	100.0	23.2	1.6	0.2	75.0

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/010.xls>

第11表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

(単位 千世帯)

区 分	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
《推計数》								
平成21年(2009)	48,013	11,955	13,986	9,653	7,598	3,104	1,716	2.62
22 (2010)	48,638	12,386	14,237	10,016	7,476	2,907	1,616	2.59
23 (2011)	46,684	11,787	13,959	9,292	7,422	2,680	1,544	2.58
24 (2012)	48,170	12,160	14,502	9,610	7,580	2,828	1,490	2.57
25 (2013)	50,112	13,285	15,406	10,057	7,301	2,699	1,364	2.51
《構成割合》(%)								
平成21年(2009)	100.0	24.9	29.1	20.1	15.8	6.5	3.6	・
22 (2010)	100.0	25.5	29.3	20.6	15.4	6.0	3.3	・
23 (2011)	100.0	25.2	29.9	19.9	15.9	5.7	3.3	・
24 (2012)	100.0	25.2	30.1	20.0	15.7	5.9	3.1	・
25 (2013)	100.0	26.5	30.7	20.1	14.6	5.4	2.7	・

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/011.xls>

第12表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	単 独 世 帯			核 家 族 世 帯				三世代世帯	その他の世帯
		総 数	住み込み 寄 宿 舎 等	その他	総 数	夫婦のみ 世帯	夫婦と未婚 の子のみの 世帯	片親と未婚 の子のみの 世帯		
《推計数》										
平成21年(2009)	48,013	11,955	1,086	10,869	28,809	10,688	14,890	3,230	4,015	3,234
22 (2010)	48,638	12,386	1,003	11,383	29,097	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320
23 (2011)	46,684	11,787	852	10,935	28,281	10,575	14,443	3,263	3,436	3,180
24 (2012)	48,170	12,160	789	11,371	28,993	10,977	14,668	3,348	3,648	3,370
25 (2013)	50,112	13,285	1,137	12,148	30,163	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334
《構成割合》(%)										
平成21年(2009)	100.0	24.9	2.3	22.6	60.0	22.3	31.0	6.7	8.4	6.7
22 (2010)	100.0	25.5	2.1	23.4	59.8	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8
23 (2011)	100.0	25.2	1.8	23.4	60.6	22.7	30.9	7.0	7.4	6.8
24 (2012)	100.0	25.2	1.6	23.6	60.2	22.8	30.5	6.9	7.6	7.0
25 (2013)	100.0	26.5	2.3	24.2	60.2	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/012.xls>

第13表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	全世帯数	65 歳 以 上 の 者 の い る 世 帯								
		総 数	全世帯に占 める割合 (%)	単独世帯	夫 婦 の み の 世 帯			夫婦(片親) と未婚の子 のみの世帯	三世代 世帯	その他の 世帯
					総 数	一方が65歳 未満の世帯	ともに65歳 以上の世帯			
《推計数》										
平成21年(2009)	48,013	20,125	41.9	4,631	5,992	1,315	4,678	3,730	3,518	2,254
22 (2010)	48,638	20,705	42.6	5,018	6,190	1,314	4,876	3,837	3,348	2,313
23 (2011)	46,684	19,422	41.6	4,697	5,817	1,221	4,596	3,743	2,998	2,166
24 (2012)	48,170	20,930	43.4	4,868	6,332	1,315	5,017	4,110	3,199	2,420
25 (2013)	50,112	22,420	44.7	5,730	6,974	1,461	5,513	4,442	2,953	2,321
《構成割合》(%)										
平成21年(2009)	・	100.0	・	23.0	29.8	6.5	23.2	18.5	17.5	11.2
22 (2010)	・	100.0	・	24.2	29.9	6.3	23.5	18.5	16.2	11.2
23 (2011)	・	100.0	・	24.2	30.0	6.3	23.7	19.3	15.4	11.2
24 (2012)	・	100.0	・	23.3	30.3	6.3	24.0	19.7	15.3	11.6
25 (2013)	・	100.0	・	25.6	31.1	6.5	24.6	19.8	13.2	10.4

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/013.xls>

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円、%)

区 分	国民所得 (分配)		社会保障給付費			社会保障移転		
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比
平成20年度 (2008)	3,550,380	△ 6.9	953,741	2.9	26.9	956,415	2.2	26.9
21 (2009)	3,443,848	△ 3.0	1,011,117	6.0	29.4	1,009,208	5.5	29.3
22 (2010)	3,527,028	2.4	1,046,914	3.5	29.7	1,044,505	3.5	29.6
23 (2011)	3,490,563	△ 1.0	1,075,061	2.7	30.8	1,065,278	2.0	30.5
24 (2012)	3,511,139	0.6	1,085,568	1.0	30.9	1,081,795	1.6	30.8

資料：「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。93SNA基準による。
「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/014.xls>

第15表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
基礎的財政収支対象経費	709,319	708,625	683,897	703,700	726,121
厚生労働省予算	275,561	289,638	266,873	294,321	307,430
社会保障関係費	272,686	287,079	263,901	291,224	305,175
年金医療介護保険給付費	203,363	210,366	190,845	218,475	225,557
生活保護費	22,388	26,065	28,319	28,614	29,222
社会福祉費	39,305	44,194	38,746	38,610	44,480
保健衛生対策費	4,262	3,905	3,788	3,539	4,093
雇用労災対策費	3,367	2,549	2,204	1,986	1,824
《対前年伸び率》(%)					
基礎的財政収支対象経費	3.8	△ 0.1	△ 3.5	2.9	3.2
厚生労働省予算	9.5	5.1	△ 7.9	10.3	4.5
《構成比》(%)					
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年金医療介護保険給付費	74.6	73.3	72.3	75.0	73.9
生活保護費	8.2	9.1	10.7	9.8	9.6
社会福祉費	14.4	15.4	14.7	13.3	14.6
保健衛生対策費	1.6	1.4	1.4	1.2	1.3
雇用労災対策費	1.2	0.9	0.8	0.7	0.6

(注) 1 各年度の当初予算額である。

2 平成23年度より「一般歳出」は、「基礎的財政収支対象経費」となった。

3 基礎的財政収支対象経費＝一般会計歳出－(国債費＋決算不足補てん繰戻)

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/015.xls>

第16表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

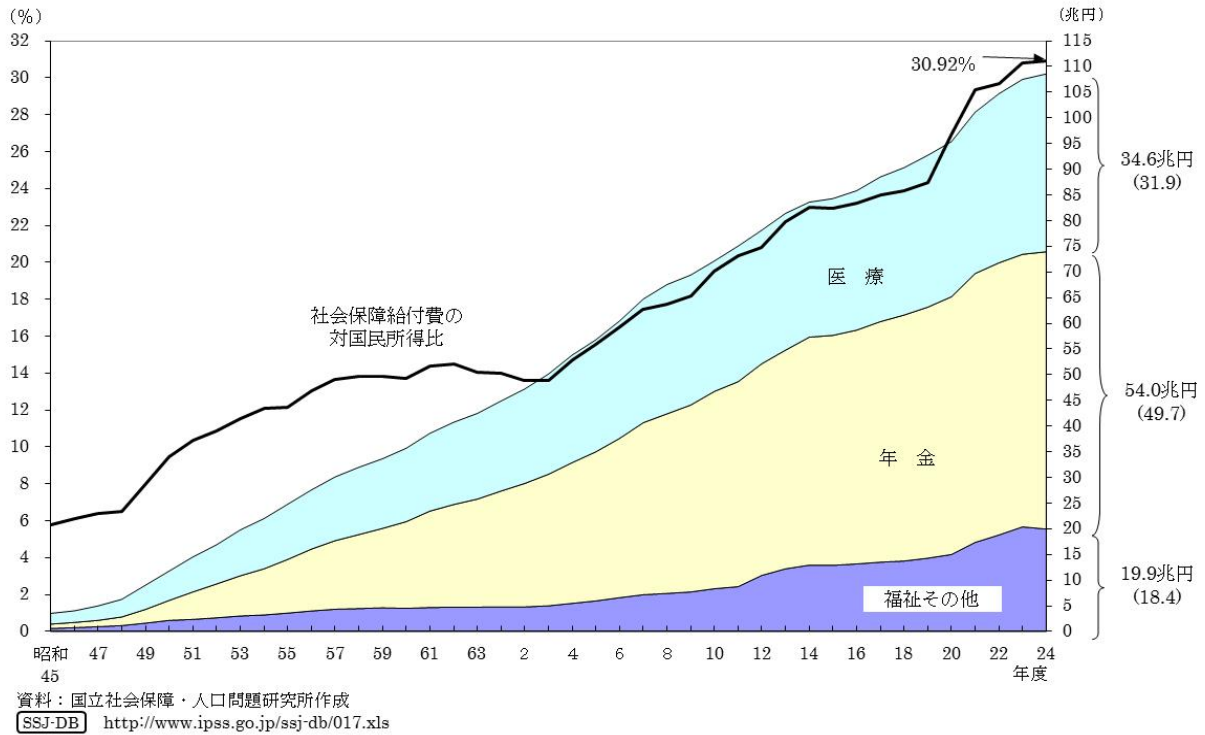
区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
1. 社 会 保 障 給 付	84,605.3	89,454.1	92,535.4	94,099.3	95,309.3
(1) 特 別 会 計	44,078.7	45,212.8	45,115.0	45,115.9	45,770.3
a. 年 金 (除 児 童 手 当)	41,772.9	41,650.3	42,201.4	42,238.5	43,094.1
(a) 健 康 保 険	2,153.6	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 厚 生 年 金	22,589.9	23,743.3	23,893.0	23,615.5	23,731.1
(c) 国 民 年 金	17,029.4	17,907.1	18,308.3	18,623.0	19,363.0
b. 労 働 保 険	2,271.9	3,537.3	2,913.7	2,877.4	2,676.2
(a) 労 災 保 険	882.3	856.6	849.4	857.5	840.8
(b) 雇 用 保 険	1,389.7	2,680.7	2,064.3	2,019.9	1,835.4
c. 船 員 保 険	33.9	25.2	.	.	.
(a) 疾 病 給 付	25.4	17.8	.	.	.
(b) 年 金 給 付	6.8	5.6	.	.	.
(c) 失 業 給 付	1.7	1.8	.	.	.
(2) 国 民 健 康 保 険	8,837.2	9,069.6	9,331.5	9,569.7	9,588.3
(3) 後 期 高 齢 者 医 療	10,493.6	11,069.0	11,737.0	12,310.6	12,673.8
(4) 共 済 組 合	7,590.8	7,707.1	7,901.0	7,997.0	7,946.1
a. 国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,914.1	1,921.1	1,932.7	1,931.0	1,920.8
(a) 短 期 経 理	243.2	246.6	254.3	267.8	260.7
(b) 長 期 経 理	1,670.9	1,674.5	1,678.5	1,663.2	1,660.1
b. 地 方 公 務 員 共 済 組 合	5,141.1	5,236.2	5,364.4	5,433.2	5,427.0
(a) 短 期 経 理	754.0	771.5	826.0	866.9	823.3
(b) 長 期 経 理	4,387.2	4,464.7	4,538.4	4,566.3	4,603.6
c. そ の 他	535.6	549.8	603.9	632.8	598.3
(a) 短 期 経 理	108.3	112.3	119.6	125.5	125.6
(b) 長 期 経 理	427.2	437.5	484.3	507.3	472.7
(5) 組 合 管 掌 健 康 保 険	3,582.9	3,634.1	3,734.2	3,819.9	3,866.5
(6) 全 国 健 康 保 険 協 会	2,245.7	4,510.9	4,687.3	4,769.5	4,897.0
(7) 児 童 手 当 及 び 子 ども 手 当	990.4	985.9	2,408.7	2,500.0	2,056.4
(8) 基 金	189.6	182.8	178.8	180.6	171.6
(9) 介 護 保 険	6,596.5	7,081.9	7,441.8	7,836.1	8,339.3
2. 無 基 金 雇 用 者 社 会 給 付	3,360.9	3,302.8	3,069.7	3,100.6	3,098.4
う ち 公 務 災 害 補 償	12.8	12.8	12.6	15.5	13.4
3. 社 会 扶 助 給 付	7,675.3	8,163.9	8,845.4	9,328.0	9,771.8
う ち 恩 給	845.9	776.3	706.0	635.2	566.6
合 計	95,641.5	100,920.8	104,450.5	106,527.8	108,179.5

(注) 2005年基準・93SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/016.xls>

第17表 社会保障給付費等の推移



第18表 一般会計予算の内訳

平成26年度歳出

(単位 億円、%)

区 分	額	割合
基礎的財政収支対象経費	726,121	75.7
社会 保 障	305,175	31.8
年金医療介護保険給付費	225,557	23.5
生活保護費	29,222	3.0
社会福祉費	44,480	4.6
保健衛生対策費	4,093	0.4
雇用労災対策費	1,824	0.2
文教及び科学振興	54,421	5.7
義務教育費国庫負担金	15,322	1.6
科学技術振興	13,372	1.4
文教施設	733	0.1
教育振興	23,917	2.5
教育英事	1,077	0.1
恩給	4,443	0.5
防衛	48,848	5.1
公共事業	59,685	6.2
経済協力	5,098	0.5
中小企業対策	1,853	0.2
エネルギー対策	9,642	1.0
食料安定供給関係	10,507	1.1
その他の事項経費	61,526	6.4
予備費	3,500	0.4
地方交付税交付金等	161,424	16.8
国 債 費	232,702	24.3
一般会計歳出総額	958,823	100.0

社会保障内訳

(単位 億円)

区 分	26年度予算
1 医 療	111,990
(1)国民健康保険	32,852
(2)全国健康保険協会管掌健康保険	12,526
(3)後期高齢者給付費負担金等	46,289
(4)生保・医療扶助	13,409
(5)その他	6,915
(後期高齢者医療費再掲)	(56,125)
2 年 金	109,025
(1)厚生年金	87,770
(2)国民年金	19,300
(3)福祉年金	75
(4)その他	1,880
3 介 護	26,257
(1)給付費負担金等	21,314
(2)2号保険料国庫負担	4,943
(3)財政安定化基金	0
4 福 祉 ・ そ の 他	57,903
(1)生活扶助	9,434
(2)保育所運営費	4,581
(3)雇用保険	1,536
(4)その他	42,352
(生活保護費再掲)	(29,202)
合 計	305,175

(注) 「福祉年金」には、福祉年金給付費及び特別障害給付金給付費に係る国庫負担額を記載している。

資料：財務省広報「ファイナンス」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB http://www.ipss.go.jp/ssj-db/018.xls

第19表 社会保障に係る費用の将来推計について《改定後（平成24年3月）》

給付費の見通し

	平成24年度 (2012)		27 (2015)		32 (2020)		37 (2025)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
給付費	109.5	22.8	119.8 (118.7)	23.5 (23.3)	134.4 (131.8)	24.1 (23.6)	148.9 (144.8)	24.4 (23.7)
年金	53.8	11.2	56.5	11.1	58.5	10.5	60.4	9.9
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
負担額	101.2	21.1	111.7 (110.6)	21.9 (21.7)	129.5 (126.8)	23.2 (22.7)	146.2 (142.1)	23.9 (23.3)
年金	45.5	9.5	48.3	9.5	53.6	9.6	57.7	9.5
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
(参考) GDP	479.6		509.8		558.0		610.6	

(注) 1 「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

2 () 内は医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の給付費等である。

3 上図の子ども・子育ては、新システム制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。

4 医療の負担には補正予算対応分が含まれている。

5 「保険料・公費負担額の見通し」は、下記URLにてホームページのみの掲載とした。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「社会保障に係る費用の将来推計の改定（平成24年3月）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/019.xls>

第20表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区分	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得 ①	①+社会保障 給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+ 現物給付) ④	再分配による 改善度	社会保障に よる改善度	税による 改善度
平成11年(1999)	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	% 19.2	% 16.8	% 2.9
14(2002)	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
17(2005)	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2
20(2008)	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3	26.6	3.7
23(2011)	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	31.5	28.3	4.5

(注) 1 再分配による改善度 = 1 - ④/①

2 社会保障による改善度 = 1 - ②/① × ④/③

3 税による改善度 = 1 - ③/②

4 平成11年の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/020.xls>

第21表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

平成23年

所得階級	当初所得				再分配所得		
	世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)		
		構成比	累積比		構成比	累積比	
総数	5,021	100.0	—	5,021	100.0	—	
50万円未満	1,249	24.9	24.9	53	1.1	1.1	
50～100	306	6.1	31.0	221	4.4	5.5	
100～150	305	6.1	37.0	371	7.4	12.8	
150～200	280	5.6	42.6	359	7.1	20.0	
200～250	244	4.9	47.5	396	7.9	27.9	
250～300	223	4.4	51.9	424	8.4	36.3	
300～350	221	4.4	56.3	390	7.8	44.1	
350～400	212	4.2	60.5	355	7.1	51.2	
400～450	190	3.8	64.3	325	6.5	57.6	
450～500	189	3.8	68.1	259	5.2	62.8	
500～550	148	2.9	71.0	247	4.9	67.7	
550～600	138	2.7	73.8	237	4.7	72.4	
600～650	152	3.0	76.8	190	3.8	76.2	
650～700	133	2.6	79.5	174	3.5	79.7	
700～750	122	2.4	81.9	140	2.8	82.5	
750～800	107	2.1	84.0	131	2.6	85.1	
800～850	112	2.2	86.3	112	2.2	87.3	
850～900	93	1.9	88.1	95	1.9	89.2	
900～950	80	1.6	89.7	72	1.4	90.6	
950～1,000	64	1.3	91.0	73	1.5	92.1	
1,000万円以上	453	9.0	100.0	397	7.9	100.0	
平均当初(再分配)所得	404.7万円 (年額)			486.0万円 (年額)			

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/021.xls>

第22表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

平成23年(単位 人、万円)

区分	総数	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数	5,021	240	200	305	331	375	393	461	648	565	553	949
世帯人員数	2.47	1.70	2.80	2.97	3.13	3.17	3.01	2.65	2.43	2.24	2.16	1.98
有業人員数	1.26	1.02	1.39	1.39	1.44	1.65	1.90	1.85	1.64	1.12	0.77	0.55
当初所得	404.7	276.5	465.7	473.2	552.1	655.2	676.2	672.1	475.6	274.9	182.0	168.5
総所得	519.3	286.9	489.9	501.9	581.4	682.5	712.0	699.5	569.8	482.8	411.6	386.6
可処分所得	424.5	244.9	401.5	412.6	469.8	546.4	568.9	547.1	460.3	406.5	350.4	325.1
再分配所得	486.0	261.7	437.4	442.5	494.4	580.5	630.1	595.0	513.7	478.0	411.5	443.6
再分配係数(%)	20.1	△ 5.4	△ 6.1	△ 6.5	△ 10.4	△ 11.4	△ 6.8	△ 11.5	8.0	73.9	126.1	163.2
拠出合計額	94.8	42.0	88.4	89.3	111.6	136.1	143.1	152.5	109.5	76.3	61.2	61.5
税金	47.1	16.2	37.3	38.7	50.7	65.4	64.9	75.1	56.9	39.9	31.2	36.9
社会保険料計	47.7	25.8	51.1	50.5	60.9	70.8	78.2	77.3	52.6	36.4	30.1	24.6
年金	21.1	14.6	28.7	27.6	33.2	39.2	43.0	42.1	22.0	7.2	5.5	5.3
医療	20.3	9.5	19.0	19.2	21.8	24.3	27.7	28.0	24.8	22.0	17.1	12.4
介護・その他	6.3	1.7	3.3	3.8	5.9	7.2	7.5	7.2	5.8	7.2	7.4	6.9
受給合計額	176.1	27.1	60.1	58.6	53.9	61.5	97.0	75.3	147.7	279.4	290.7	336.6
現金給付	114.6	10.4	24.2	28.7	29.3	27.4	35.8	27.4	94.3	207.9	229.5	218.1
(再掲)年金・恩給	106.9	1.5	7.6	9.1	10.3	14.5	27.7	23.9	88.8	203.8	225.1	214.8
現物給付	61.5	16.7	35.9	29.8	24.6	34.2	61.2	47.9	53.4	71.5	61.2	118.5
(再掲)医療	48.8	11.9	21.8	21.3	20.7	28.9	46.5	35.7	43.3	50.7	55.4	96.4
(再掲)介護	11.0	0.0	2.8	1.1	0.5	3.9	13.8	11.9	9.7	20.3	5.7	22.0
ジニ係数												
当初所得	0.5536	0.3991	0.3093	0.3358	0.3309	0.3369	0.3810	0.3944	0.5035	0.6175	0.7108	0.8109
再分配所得	0.3791	0.3701	0.2908	0.2993	0.2950	0.3113	0.3524	0.3585	0.4000	0.3894	0.3598	0.4146
改善度(%)	31.5	7.3	6.0	10.9	10.8	7.6	7.5	9.1	20.5	36.9	49.4	48.9

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/022.xls>

第23表 世帯類型別所得再分配状況

平成23年（単位 人、万円）

区 分	総数	高齢者世帯	母子世帯	その他の世帯
世帯数	5,021	1,355	97	3,555
世帯人員数	2.47	1.54	2.70	2.82
有業人員数	1.26	0.33	0.98	1.60
当初所得	404.7	92.7	195.7	528.9
総所得	519.3	304.6	257.0	608.3
可処分所得	424.5	263.0	229.9	491.4
再分配所得	486.0	348.0	258.2	545.0
再分配係数(%)	20.1	275.4	31.9	3.0
拠出合計額	94.8	41.6	27.1	116.8
税金	47.1	25.0	7.6	56.6
社会保険料	47.7	16.7	19.5	60.3
年金	21.1	0.2	10.3	29.4
医療	20.3	10.4	7.7	24.4
介護・その他	6.3	6.1	1.6	6.5
受給合計額	176.1	296.9	89.6	132.9
現金給付	114.6	211.9	61.2	79.4
(再掲)年金・恩給	106.9	209.4	10.5	70.8
現物給付	61.5	85.0	28.3	53.5
(再掲)医療	48.8	70.0	24.5	41.4
(再掲)介護	11.0	15.0	0.0	9.8
ジニ係数				
当初所得	0.5536	0.8091	0.4070	0.4369
再分配所得	0.3791	0.3728	0.2754	0.3590
改善度(%)	31.5	53.9	32.3	17.8

(注) 1 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

2 「その他の世帯」は、平成20年以前の「一般世帯」である。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/023.xls>

第24表 世帯構造別所得再分配状況

平成23年（単位 人、万円）

区 分	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	一人親と 未婚の子 のみの世帯	三世帯 世帯	その他の 世帯
世帯数	5,021	1,247	1,370	1,397	376	302	329
世帯人員数	2.47	1.00	2.00	3.62	2.35	5.02	2.95
有業人員数	1.26	0.50	0.92	1.90	1.21	2.59	1.56
当初所得	404.7	167.3	303.1	665.5	294.9	717.9	458.1
総所得	519.3	247.2	483.8	732.6	384.6	894.7	602.3
可処分所得	424.5	209.2	398.1	585.4	326.7	737.7	491.9
再分配所得	486.0	243.8	463.2	630.8	395.0	870.4	635.5
再分配係数(%)	20.1	45.8	52.8	△ 5.2	34.0	21.2	38.7
拠出合計額	94.8	38.0	85.8	147.1	57.8	157.1	110.4
税金	47.1	19.6	45.8	71.5	23.1	73.1	56.3
社会保険料計	47.7	18.4	40.0	75.6	34.7	83.9	54.0
年金	21.1	8.0	12.7	38.5	16.7	37.4	22.2
医療	20.3	7.4	19.9	29.7	13.9	35.6	24.1
介護・その他	6.3	3.0	7.4	7.4	4.1	10.9	7.8
受給合計額	176.1	114.5	245.8	112.5	157.9	309.6	287.7
現金給付	114.6	79.9	180.7	67.1	89.7	176.9	144.2
(再掲)年金・恩給	106.9	75.9	178.6	54.0	72.1	161.9	139.8
現物給付	61.5	34.6	65.1	45.4	68.3	132.7	143.5
(再掲)医療	48.8	27.9	57.7	38.6	53.7	96.7	84.4
(再掲)介護	11.0	6.7	7.4	2.0	13.5	32.5	58.0
ジニ係数							
当初所得	0.5536	0.6801	0.6309	0.3562	0.4683	0.3630	0.5199
再分配所得	0.3791	0.3768	0.3145	0.2785	0.3531	0.2824	0.3991
改善度(%)	31.5	44.6	50.1	21.8	24.6	22.2	23.2

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/024.xls>

第25表 当初所得階級別所得再分配状況

平成23年（単位 万円）

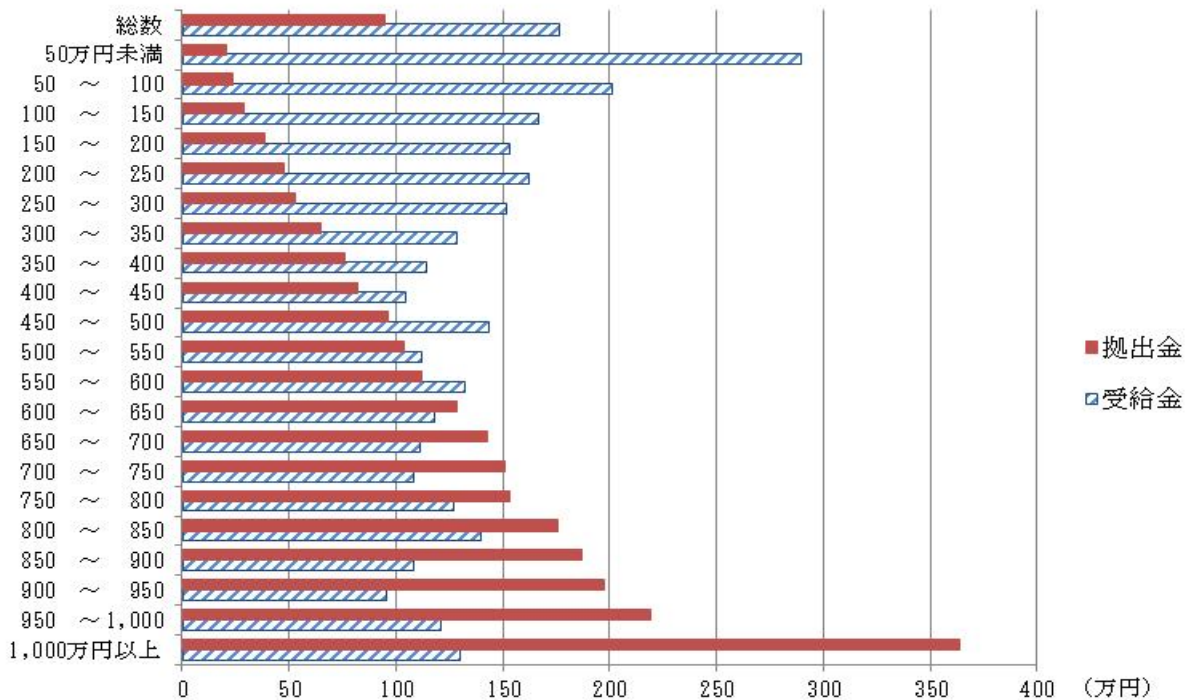
当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総数	404.7	519.3	486.0	20.1	47.1	47.7	176.1
50万円未満	5.8	205.0	274.8	4,626.9	9.0	11.6	289.6
50 ～ 100	74.8	216.9	252.0	236.9	10.8	13.1	201.0
100 ～ 150	121.2	232.7	259.0	113.7	11.8	16.9	166.5
150 ～ 200	173.5	284.4	288.3	66.2	16.0	22.6	153.4
200 ～ 250	222.3	332.8	336.4	51.3	19.0	28.9	162.0
250 ～ 300	271.0	372.9	369.8	36.5	21.3	31.6	151.7
300 ～ 350	321.8	411.3	385.3	19.7	24.0	40.8	128.2
350 ～ 400	372.8	445.1	411.4	10.4	29.8	46.0	114.5
400 ～ 450	420.2	489.9	442.6	5.3	30.9	51.4	104.7
450 ～ 500	472.6	550.9	519.3	9.9	39.5	56.9	143.1
500 ～ 550	523.4	592.9	532.2	1.7	42.0	61.5	112.3
550 ～ 600	572.7	648.7	592.6	3.5	43.4	69.0	132.3
600 ～ 650	621.4	688.3	611.1	△ 1.7	54.8	73.6	118.1
650 ～ 700	673.9	741.2	642.3	△ 4.7	62.1	80.7	111.3
700 ～ 750	722.3	781.4	679.9	△ 5.9	68.2	82.7	108.5
750 ～ 800	772.7	828.7	746.5	△ 3.4	65.4	88.0	127.3
800 ～ 850	821.6	908.4	785.3	△ 4.4	77.7	98.2	139.6
850 ～ 900	873.0	925.8	794.2	△ 9.0	90.5	96.3	108.0
900 ～ 950	919.4	968.5	818.1	△ 11.0	94.7	102.4	95.7
950 ～ 1,000	974.4	1,040.8	876.3	△ 10.1	113.0	105.9	120.9
1,000万円以上	1,460.9	1,525.8	1,227.5	△ 16.0	228.2	135.1	129.9

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/025.xls>

<当初所得階級別所得再分配配当金額>



第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第26表 国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移

(単位 %)

区 分	国民負担率	租税負担	社会保障負担
平成22年度 (2010)	38.5	22.1	16.3
23 (2011)	39.8	22.7	17.1
24 (2012)	40.7	23.2	17.4
25 (2013)	40.6	23.3	17.4
26 (2014)	41.6	24.1	17.5

- (注) 1 平成24年度までは実績、平成25年度は実績見込み、平成26年度は見通しである。
 2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率
 3 93SNAに基づく計数である。ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。
 4 平成22~24年度の「社会保障負担」は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。

資料：財務省ホームページ「国民負担率」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/026.xls>

第27表 国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）

(単位 10億円、%)

区 分	実数		構成割合	
	平成23年度 (2011)	24 (2012)	平成23年度 (2011)	24 (2012)
1. 雇 用 者 報 酬	245,636.4	245,976.5	70.4	70.1
(1)賃 金 ・ 俸 給	206,578.6	205,773.1	59.2	58.6
(2)雇 主 の 社 会 負 担	39,057.7	40,203.4	11.2	11.5
a. 雇 主 の 現 実 社 会 負 担	29,730.1	30,530.7	8.5	8.7
b. 雇 主 の 帰 属 社 会 負 担	9,327.7	9,672.7	2.7	2.8
2. 財 産 所 得 (非 企 業 部 門)	20,708.4	21,498.7	5.9	6.1
(a)受 取	31,737.9	32,496.9	9.1	9.3
(b)支 払	11,029.4	10,998.2	3.2	3.1
(1)一 般 政 府	△ 3,860.0	△ 4,173.4	△ 1.1	△ 1.2
a. 利 子	△ 3,975.4	△ 4,336.6	△ 1.1	△ 1.2
(a)受 取	6,016.5	5,656.8	1.7	1.6
(b)支 払	9,992.0	9,993.4	2.9	2.8
b. 法 人 企 業 の 分 配 所 得 (受 取)	438.9	472.9	0.1	0.1
(a)配 当 (受 取)	74.4	104.8	0.0	0.0
(b)準法人企業所得からの引き出し(受取)	364.6	368.1	0.1	0.1
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 す る 財 産 所 得 (受 取)	0.3	0.3	0.0	0.0
d. 賃 貸 料	△ 323.8	△ 309.9	△ 0.1	△ 0.1
(a)受 取	42.2	42.9	0.0	0.0
(b)支 払	366.0	352.9	0.1	0.1
(2)家 計	24,275.9	25,349.9	7.0	7.2
a. 利 子	6,971.3	7,281.0	2.0	2.1
(a)受 取	7,586.6	7,895.6	2.2	2.2
(b)支 払 (消 費 者 負 債 利 子)	615.3	614.7	0.2	0.2
b. 配 当 (受 取)	5,141.2	5,345.1	1.5	1.5

c. 保険契約者に帰属する財産所得（受取）	8,875.8	9,208.2	2.5	2.6
d. 賃貸料（受取）	3,287.8	3,515.7	0.9	1.0
(3)対家計民間非営利団体	292.5	322.2	0.1	0.1
a. 利子	218.1	240.7	0.1	0.1
(a)受取	255.6	255.5	0.1	0.1
(b)支払	37.5	14.8	0.0	0.0
b. 配当（受取）	48.2	54.9	0.0	0.0
c. 保険契約者に帰属する財産所得（受取）	1.1	0.9	0.0	0.0
d. 賃貸料	25.0	25.8	0.0	0.0
(a)受取	43.7	48.3	0.0	0.0
(b)支払	18.7	22.5	0.0	0.0
3. 企業所得（法人企業の分配所得受払後）	82,711.5	83,638.7	23.7	23.8
(1)民間法人企業	45,123.4	45,882.1	12.9	13.1
a. 非金融法人企業	39,141.4	40,102.4	11.2	11.4
b. 金融機関	5,982.0	5,779.6	1.7	1.6
(2)公的企業	2,668.4	3,180.7	0.8	0.9
a. 非金融法人企業	31.1	318.8	0.0	0.1
b. 金融機関	2,637.2	2,861.8	0.8	0.8
(3)個人企業	34,919.7	34,576.0	10.0	9.8
a. 農林水産業	2,131.0	2,043.9	0.6	0.6
b. その他の産業（非農林水産・非金融）	9,657.5	9,289.8	2.8	2.6
c. 持ち家	23,131.3	23,242.3	6.6	6.6
4. 国民所得（要素費用表示）	349,056.3	351,113.9	100.0	100.0
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	37,261.9	37,152.1	10.7	10.6
6. 国民所得（市場価格表示）	286,318.1	388,266.0	110.7	110.6
7. その他の経常移転（純）	△ 787.0	△ 703.9	△ 0.2	△ 0.2
(1)非金融法人企業・金融機関	△ 14,250.4	△ 16,554.5	△ 4.1	△ 4.7
a. 民間	△ 13,053.2	△ 15,010.2	△ 3.7	△ 4.3
b. 公的	△ 1,197.2	△ 1,544.3	△ 0.3	△ 0.4
(2)一般政府	24,072.8	27,795.6	6.9	7.9
(3)家計（個人企業を含む）	△ 16,934.8	△ 19,461.7	△ 4.9	△ 5.5
(4)対家計民間非営利団体	6,325.5	7,516.8	1.8	2.1
8. 国民可処分所得	385,531.1	387,562.1	110.4	110.4
(1)非金融法人企業・金融機関	33,541.3	32,508.2	9.6	9.3
a. 民間	32,070.2	30,871.9	9.2	8.8
b. 公的	1,471.1	1,636.3	0.4	0.5
(2)一般政府	57,474.6	60,774.3	16.5	17.3
(3)家計（個人企業を含む）	287,897.2	286,440.6	82.5	81.6
(4)対家計民間非営利団体	6,617.9	7,839.0	1.9	2.2

(注) 1 国民所得は通常4.の額をいう。

2 企業所得＝営業余剰＋財産所得の受取－財産所得の支払

3 2005年基準・93SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/027.xls>

第28表 国内総生産(支出側、名目)

(単位 10億円、%)

区 分	実数		構成割合	
	平成23年度 (2011)	24 (2012)	平成23年度 (2011)	24 (2012)
1. 民間最終消費支出	286,368.3	288,050.5	60.5	61.0
(1) 家計最終消費支出	279,689.7	280,964.2	59.0	59.5
a. 国内家計最終消費支出	278,519.5	279,972.5	58.8	59.2
b. 居住者家計の海外での直接購入	1,860.6	1,944.5	0.4	0.4
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	690.4	952.8	0.1	0.2
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	6,678.6	7,086.3	1.4	1.5
2. 政府最終消費支出	96,658.4	97,131.4	20.4	20.6
3. 総資本形成	96,986.8	97,739.8	20.5	20.7
(1) 総固定資本形成	98,539.5	99,708.7	20.8	21.1
a. 民間	77,734.6	78,680.1	16.4	16.6
(a) 住宅	13,414.2	14,049.4	2.8	3.0
(b) 企業設備	64,320.5	64,630.7	13.6	13.7
b. 公的	20,804.9	21,028.6	4.4	4.4
(a) 住宅	465.9	481.8	0.1	0.1
(b) 企業設備	5,307.2	5,718.8	1.1	1.2
(c) 一般政府	15,031.8	14,828.0	3.2	3.1
(2) 在庫品増加	△ 1,552.8	△ 1,968.9	△ 0.3	△ 0.4
a. 民間企業	△ 1,619.5	△ 1,932.2	△ 0.3	△ 0.4
(a) 製品在庫	719.1	△ 140.1	0.2	△ 0.0
(b) 仕掛品在庫	△ 1,045.4	△ 304.8	△ 0.2	△ 0.1
(c) 原材料在庫	△ 317.5	△ 372.7	△ 0.1	△ 0.1
(d) 流通在庫	△ 975.7	△ 1,114.6	△ 0.2	△ 0.2
b. 公的	66.8	△ 36.8	0.0	△ 0.0
(a) 公的企業	10.6	△ 18.6	0.0	△ 0.0
(b) 一般政府	56.2	△ 18.2	0.0	△ 0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	△ 6,344.3	△ 10,325.2	△ 1.3	△ 2.2
(1) 財貨・サービスの輸出	70,945.5	70,444.4	15.0	14.9
a. 財貨の輸出	62,627.7	61,582.6	13.2	13.0
b. サービスの輸出	8,317.8	8,861.8	1.8	1.9
(含む非居住者家計の国内での直接輸入)				
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	77,289.8	80,769.6	16.3	17.1
a. 財貨の輸入	66,097.3	68,474.5	14.0	14.5
b. サービスの輸入	11,192.5	12,295.1	2.4	2.6
(含む居住者家計の海外での直接購入)				
5. 国内総生産(支出側)	473,669.1	472,596.5	100.0	100.0
(参考) 海外からの所得の純受取	14,756.2	15,383.3	3.1	3.3
海外からの所得	20,568.4	21,670.0	4.3	4.6
(控除) 海外に対する所得	5,812.2	6,286.7	1.2	1.3
国民総所得	488,425.3	487,979.8	103.1	103.3
(参考) 国内需要	480,013.4	482,921.7	101.3	102.2
民間需要	362,483.4	364,798.4	76.5	77.2
公的需	117,530.0	118,123.3	24.8	25.0

(注) 1 民間需要＝民間最終消費支出＋民間住宅＋民間企業設備＋民間在庫品増加

公的需要＝政府最終消費支出＋公的固定資本形成＋公的在庫品増加

2 国内需要＝民間需要＋公的需要

3 国民総所得＝国内総支出＋海外からの所得の純受取

4 2005年基準・93SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/028.xls>

第29表 家計（個人企業を含む）

（単位 金額：10億円）

区 分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率 (%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	平均消費性向 (%)	限界消費性向 (%)	限界貯蓄性向 (%)
平成20年度 (2008)	288,450.4	282,483.8	4,287.3	1.5	△ 2,523.8	△ 6,477.6	3,323.6	97.9	256.7	△ 131.7
21 (2009)	287,947.8	278,421.2	7,403.9	2.6	△ 502.6	△ 4,062.6	3,116.6	96.7	808.3	△ 620.1
22 (2010)	287,341.5	278,399.1	7,050.1	2.5	△ 606.3	△ 22.1	△ 353.8	96.9	3.6	58.4
23 (2011)	287,897.2	279,689.7	6,262.6	2.2	555.7	1,290.6	△ 787.5	97.1	232.2	△ 141.7
24 (2012)	286,440.6	280,964.2	2,917.4	1.0	△ 1,456.6	1,274.5	△ 3,345.2	98.1	△ 87.5	229.7

(注) 1 平均消費性向＝最終消費支出÷可処分所得
 限界消費性向＝最終消費支出対前年増加額÷可処分所得対前年増加額
 限界貯蓄性向＝貯蓄対前年増加額÷可処分所得対前年増加額

2 2005年基準・93SNAによる。

資料：「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」
 上記以外は、国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/029.xls>

第30表 常用労働者1人当り平均月間現金給与額

（単位 円）

区 分	事業所規模30人以上		事業所規模5人以上		
	平成24年 (2012)	25 (2013)	平成24年 (2012)	25 (2013)	
調 査 産 業 計	現金給与総額	356,649	357,977	314,127	314,054
	きまって支給する給与	289,794	2,891,450	261,585	260,353
	特別に支払われた給与	66,855	68,827	52,542	53,701
鉱 業 、 採 石 業 等	現金給与総額	512,486	505,619	372,560	355,850
	きまって支給する給与	381,417	373,220	305,085	291,703
	特別に支払われた給与	131,069	132,399	67,475	64,147
建 設 業	現金給与総額	442,887	449,319	365,413	371,213
	きまって支給する給与	370,251	368,160	319,582	320,140
	特別に支払われた給与	72,636	81,159	45,831	51,073
製 造 業	現金給与総額	402,881	406,392	372,073	372,460
	きまって支給する給与	320,548	321,476	302,380	301,485
	特別に支払われた給与	82,333	84,916	69,693	70,975
電 気 ・ ガ ス 業	現金給与総額	568,292	546,414	545,164	522,109
	きまって支給する給与	447,486	451,271	429,562	428,483
	特別に支払われた給与	120,806	95,143	115,602	93,626
情 報 通 信 業	現金給与総額	509,182	519,166	481,478	484,922
	きまって支給する給与	397,783	401,213	383,532	382,904
	特別に支払われた給与	111,399	117,953	97,946	102,018
運 輸 業 、 郵 便 業	現金給与総額	348,410	355,837	335,546	342,922
	きまって支給する給与	292,312	295,952	285,951	289,272
	特別に支払われた給与	56,098	59,885	49,595	53,490
卸 売 業 、 小 売 業	現金給与総額	308,201	307,051	270,548	270,510
	きまって支給する給与	248,039	247,718	225,973	226,520
	特別に支払われた給与	60,162	59,333	44,575	43,990
金 融 業 、 保 険 業	現金給与総額	493,550	503,571	461,383	467,006
	きまって支給する給与	380,190	377,101	357,856	353,712
	特別に支払われた給与	113,360	126,470	103,527	113,294
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	現金給与総額	376,417	378,107	340,138	353,386
	きまって支給する給与	300,818	297,177	278,631	286,743
	特別に支払われた給与	75,599	80,930	61,507	66,643
学 術 研 究 等	現金給与総額	503,236	504,089	442,407	444,452
	きまって支給する給与	396,290	394,716	360,076	358,724
	特別に支払われた給与	106,946	109,373	82,331	85,728

飲食サービス業等	現金給与総額	156,845	155,074	127,152	125,805
	きまって支給する給与	143,751	142,520	120,055	118,828
	特別に支払われた給与	13,094	12,554	7,097	6,977
生活関連サービス等	現金給与総額	233,311	229,415	219,454	216,781
	きまって支給する給与	205,874	200,863	197,894	195,131
	特別に支払われた給与	27,437	28,552	21,560	21,650
医療、福祉	現金給与総額	336,020	335,988	295,425	292,737
	きまって支給する給与	279,816	279,293	248,812	246,376
	特別に支払われた給与	56,204	56,695	46,613	46,361
教育、学習支援業	現金給与総額	439,581	436,252	387,120	382,246
	きまって支給する給与	342,008	334,319	304,605	297,038
	特別に支払われた給与	97,573	101,933	82,515	85,208
複合サービス業	現金給与総額	368,804	376,027	356,451	358,770
	きまって支給する給与	291,967	292,851	282,860	279,220
	特別に支払われた給与	76,837	83,176	73,591	79,550
その他のサービス業	現金給与総額	236,150	235,917	252,500	254,040
	きまって支給する給与	206,776	206,212	220,149	221,248
	特別に支払われた給与	29,374	29,705	32,351	32,792

(注) 年平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/030.xls>

第31表 1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）

《事業所規模1～4人》

各年7月末日現在（単位 円）

区 分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調査産業計									
平成21年(2009)	185,402	186,454	172,644	252,412	254,069	225,715	134,758	133,607	146,461
22(2010)	184,676	185,369	175,843	250,602	252,314	222,600	135,046	133,513	151,747
23(2011)	187,962	188,188	184,807	253,593	254,645	235,019	138,922	137,285	158,609
24(2012)	188,928	189,650	177,743	255,511	257,081	223,969	138,882	137,707	154,372
25(2013)	190,474	191,361	177,737	255,403	256,990	224,199	138,714	137,341	154,862
平成25年									
鉱業、採石業、砂利採取業	239,828	239,747	…	264,596	264,751	…	…	…	—
建設業	249,483	256,678	186,975	279,283	281,512	243,084	143,569	143,714	143,165
製造業	208,190	211,784	172,907	256,588	258,072	228,947	131,702	129,329	144,347
電気・ガス・熱供給・水道業	296,392	296,392	—	336,950	336,950	—	…	…	—
情報通信業	264,608	265,037	251,026	312,075	310,497	…	196,885	197,547	185,093
運輸業、郵便業	231,180	231,939	209,262	255,974	254,967	295,390	153,445	157,022	97,648
卸売業、小売業	193,008	194,046	177,153	259,876	261,131	230,803	139,748	138,529	154,283
金融業、保険業	230,261	233,015	159,741	314,343	315,855	…	166,419	168,365	128,648
不動産業、物品賃貸業	205,692	207,938	166,605	248,481	251,966	161,262	159,325	158,524	169,714
学術研究、専門・技術サービス業	231,123	230,968	233,511	292,176	291,574	304,388	188,133	187,189	200,478
宿泊業、飲食サービス業	107,228	105,440	129,644	169,123	169,644	163,542	82,901	80,637	113,268
生活関連サービス業、娯楽業	144,822	145,049	140,596	201,700	204,026	160,415	127,651	127,300	134,256
教育、学習支援業	126,995	127,324	110,942	172,939	174,436	…	107,030	106,747	119,845
医療、福祉	176,613	172,704	269,752	240,199	238,146	307,802	165,788	161,416	265,219
複合サービス事業	271,101	271,114	…	359,091	359,238	…	204,407	204,407	—
サービス業（他に分類されないもの）	210,059	213,089	176,267	251,938	253,648	223,724	151,490	152,490	143,975

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/031.xls>

第32表 賞与支給状況

(調査産業計)

区 分	夏季賞与（6、7、8月）				年末賞与（11、12、翌年1月）			
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって 支給する給 与に対する 支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって 支給する給 与に対する 支給割合	所定内給与 に対する 支給割合
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分
《事業所規模5人以上》								
平成21年（2009）	363,104	△ 9.8	0.98	1.03	380,258	△ 9.4	1.04	1.09
22（2010）	367,178	1.0	0.98	1.03	379,292	△ 0.4	1.02	1.08
23（2011）	364,252	△ 0.9	0.95	1.00	372,471	△ 1.9	1.01	1.07
24（2012）	358,368	△ 1.4	0.97	1.03	365,687	△ 1.5	0.99	1.06
25（2013）	359,317	0.3	0.96	1.02	366,865	0.3	1.00	1.06
《事業所規模30人以上》								
平成21年（2009）	409,711	△ 11.6	1.09	1.16	430,047	△ 10.2	1.15	1.24
22（2010）	416,696	1.3	1.08	1.16	434,004	0.5	1.14	1.22
23（2011）	418,875	0.1	1.07	1.15	430,791	△ 1.1	1.13	1.22
24（2012）	407,588	△ 1.8	1.07	1.15	421,273	△ 1.1	1.13	1.22
25（2013）	408,634	0.3	1.07	1.15	423,597	0.6	1.14	1.24

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きまって支給する給与（又は所定内給与）に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与（又は所定内給与）」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/032.xls>

第33表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円、人)

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《全 国》					
集 計 世 帯 数	7,828	7,817	7,676	7,788	7,784
世 帯 人 員 数	3.11	3.09	3.08	3.07	3.05
有 業 人 員 数	1.37	1.36	1.33	1.33	1.34
消 費 支 出	291,737	290,244	282,966	286,169	290,454
食 料	68,322	67,563	66,904	67,275	68,604
住 居	17,024	18,179	18,874	18,231	18,262
光 熱 ・ 水 道	21,685	21,951	21,954	22,815	23,240
家 具 ・ 家 事 用 品	9,975	10,266	10,070	10,122	10,325
被 服 及 び 履 物	11,994	11,499	11,382	11,453	11,756
保 健 医 療	13,016	12,515	12,691	12,777	12,763
交 通 ・ 通 信	38,070	38,965	36,509	40,089	41,433
教 育	12,909	11,734	11,630	11,610	11,539
教 養 娯 楽	31,274	31,879	29,063	28,483	28,959
そ の 他 の 消 費 支 出	67,469	65,695	63,889	63,316	63,573
現 物 総 額	8,537	7,689	7,707	7,272	7,097
《人口5万以上の都市》					
集 計 世 帯 数	7,344	7,331	7,211	7,302	7,301
世 帯 人 員 数	3.09	3.06	3.07	3.06	3.05
有 業 人 員 数	1.35	1.33	1.30	1.30	1.31
消 費 支 出	294,890	292,537	284,395	288,141	293,193
現 物 総 額	8,236	7,447	7,352	7,046	6,872

(注) 農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/033.xls>

第34表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円、人)

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《全 国》					
集 計 世 帯 数	4,240	4,193	4,006	4,001	3,964
世 帯 人 員 数	3.43	3.41	3.42	3.42	3.42
有 業 人 員 数	1.67	1.66	1.66	1.68	1.70
収 入 総 額	986,493	990,742	963,289	980,650	997,463
実 収 入	518,226	520,692	510,149	518,506	523,589
勤 め 先 収 入	484,940	485,340	473,115	479,599	486,587
世 帯 主 収 入	419,269	417,281	409,709	410,634	415,595
世帯主の配偶者の収入	56,517	57,891	54,025	59,717	61,347
他の世帯員収入	9,153	10,168	9,381	9,248	9,646
事業・内職収入	2,438	2,285	2,747	2,509	2,467
農 林 漁 業 収 入	10	12	34	56	10
そ の 他 の 実 収 入	30,839	33,055	34,252	36,341	34,525
実 収 入 以 外 の 収 入	401,961	406,649	391,084	400,143	410,234
預 貯 金 引 出	358,102	354,536	344,094	349,320	354,623
保 険 取 金	4,370	5,208	3,666	5,399	5,102
借 入 金	4,284	6,250	6,617	4,667	4,147
掛 買	29,556	33,286	31,947	33,899	38,026
そ の 他	5,650	7,371	4,759	6,859	8,336
繰 入 金	66,305	63,400	62,056	62,001	63,640
支 出 総 額	986,493	990,742	963,289	980,650	997,463
実 支 出	409,374	409,039	398,448	407,375	416,626
消 費 支 出	319,060	318,315	308,838	313,874	319,170
食 料	70,134	69,597	68,420	69,469	70,586
住 居	19,614	20,694	21,600	20,479	19,775
光 熱 ・ 水 道	21,466	21,704	21,742	22,511	23,077
家 具 ・ 家 事 用 品	10,152	10,638	10,406	10,484	10,385
被 服 及 び 履 物	13,773	13,573	13,103	13,552	13,715
保 健 医 療	12,036	11,398	10,880	11,721	11,596
交 通 ・ 通 信	47,093	48,002	45,488	50,233	52,595
教 育	19,493	18,195	18,611	17,992	19,027
教 養 娯 楽	33,243	34,160	31,296	30,506	30,861
そ の 他 の 消 費 支 出	72,055	70,353	67,293	66,926	67,554
非 消 費 支 出	90,314	90,725	89,611	93,501	97,457
実 支 出 以 外 の 支 出	514,683	522,638	507,542	515,798	523,178
預 貯 金	403,985	408,903	398,904	405,811	408,284
保 険 掛 金	28,007	27,673	25,666	26,668	25,727
借 金 返 済	39,828	40,515	38,477	37,901	42,135
掛 買 払	25,130	27,703	27,427	29,229	31,283
そ の 他	17,732	17,844	17,068	16,189	15,750
繰 越 金	62,436	59,064	57,298	57,478	57,659
現 物 総 額	7,935	7,190	7,318	6,986	6,503
《人口5万以上の都市》					
集 計 世 帯 数	3,992	3,956	3,781	3,759	3,728
世 帯 人 員 数	3.41	3.38	3.41	3.41	3.42
有 業 人 員 数	1.65	1.64	1.64	1.65	1.69
収 入 総 額	998,784	999,228	967,422	989,681	1,010,926
支 出 総 額	998,784	999,228	967,422	989,681	1,010,926
現 物 総 額	7,854	7,210	7,142	6,955	6,406

(注) 農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/034.xls>

第35表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）

区 分	平 均	200万円未満	200万円以上 250万円未満	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500
集 計 世 帯 数	3,964	35	85	115	167	241	277	298
世 帯 人 員 数	3.42	2.60	3.12	2.97	3.13	3.20	3.21	3.29
有 業 人 員 数	1.70	1.24	1.45	1.48	1.45	1.54	1.48	1.55
収 入 総 額	997,463	311,303	514,816	548,575	595,249	640,384	703,429	760,890
実 収 入	523,589	155,045	260,547	257,814	299,882	317,426	346,434	377,804
勤 め 先 収 入	486,587	127,334	221,650	217,307	260,338	279,131	304,872	335,409
世 帯 主 収 入	415,595	121,742	193,559	196,078	236,592	247,100	278,580	303,206
世 帯 主 の 配 偶 者 の 収 入	61,347	1,246	14,064	17,161	21,172	26,982	20,542	29,025
他 の 世 帯 員 収 入	9,646	4,345	14,027	4,067	2,574	5,049	5,750	3,177
事 業 ・ 内 職 収 入	2,467	548	1,239	935	1,361	2,085	1,342	2,002
農 林 漁 業 収 入	10	0	0	0	0	0	51	0
そ の 他 の 実 収 入	34,525	27,164	37,658	39,573	38,183	36,211	40,169	40,393
実 収 入 以 外 の 収 入	410,234	121,376	197,085	236,498	244,097	269,739	304,483	322,531
繰 入 金	63,640	34,882	57,184	54,262	51,270	53,220	52,512	60,556
支 出 総 額	997,463	311,303	514,816	548,575	595,249	640,384	703,429	760,890
実 支 出	416,626	144,094	231,303	248,972	257,092	281,481	302,302	319,082
消 費 支 出	319,170	130,455	199,716	215,111	217,516	236,618	249,582	259,276
食 料	70,586	35,498	53,075	52,830	53,760	56,236	58,663	61,693
住 居	19,775	21,177	24,583	21,658	25,646	22,443	19,652	20,663
光 熱 ・ 水 道	23,077	17,399	19,441	20,076	19,984	20,114	20,824	21,536
家 具 ・ 家 事 用 品	10,385	4,192	6,676	6,620	7,436	7,651	8,859	8,955
被 服 及 び 履 物	13,715	4,588	8,102	6,539	7,655	7,996	9,201	9,901
保 健 医 療	11,596	4,358	7,146	8,393	8,245	8,365	10,786	10,295
交 通 ・ 通 信	52,595	17,262	28,485	37,827	32,589	43,215	41,387	43,166
教 育	19,027	6,434	9,867	7,296	5,040	8,923	9,554	12,013
教 養 娛 楽	30,861	7,029	13,741	14,867	16,623	18,237	21,273	24,234
そ の 他 の 消 費 支 出	67,554	12,518	28,601	39,006	40,538	43,437	49,384	46,820
非 消 費 支 出	97,457	13,639	31,586	33,861	39,576	44,863	52,720	59,806
実 支 出 以 外 の 支 出	523,178	132,787	228,971	251,110	290,202	308,191	350,710	383,572
繰 越 金	57,659	34,423	54,542	48,493	47,955	50,713	50,416	58,236

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/035.xls>

第36表 消費者物価指数（中分類）

平成22年(2010)=100

区 分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
《全 国》											
平成23年平均 (2011)	99.7	99.6	99.8	103.3	94.4	99.7	99.3	101.2	97.9	96.0	103.8
24 (2012)	99.7	99.7	99.5	107.3	91.7	99.7	98.5	101.5	98.2	94.5	103.5
25 (2013)	100.0	99.6	99.1	112.3	89.7	100.1	98.0	102.9	98.8	93.6	104.8
《人口5万以上の都市》											
平成23年平均 (2011)	99.7	99.6	99.7	103.1	94.2	99.8	99.3	101.1	98.2	96.2	103.7
24 (2012)	99.6	99.7	99.4	107.3	91.4	99.8	98.5	101.4	98.5	94.6	103.5
25 (2013)	100.0	99.5	98.9	112.2	89.5	100.2	98.0	102.7	99.0	93.8	104.7

資料：総務省統計局「平成22年基準消費者物価指数年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/036.xls>

平成25年平均 (単位 円、人)

500～550	550～600	600～650	650～700	700～750	750～800	800～900	900～1,000	1,000～1,250	1,250～1,500	1,500万円以上
317	281	282	248	233	220	352	240	327	141	104
3.33	3.41	3.50	3.47	3.55	3.45	3.49	3.67	3.68	3.49	3.72
1.64	1.65	1.71	1.71	1.71	1.79	1.78	1.95	1.93	2.02	1.96
792,149	861,748	891,611	996,455	1,048,483	1,087,907	1,180,270	1,266,933	1,434,520	1,693,161	2,015,274
399,143	438,631	457,487	521,002	560,528	577,515	611,866	687,904	773,443	978,037	1,127,438
362,830	400,526	420,830	480,302	531,509	541,265	579,787	648,042	737,143	946,216	1,097,694
324,713	349,508	367,032	419,296	465,568	468,552	503,356	537,046	604,601	702,558	889,930
32,089	42,507	47,993	54,265	60,682	60,604	66,025	92,463	112,633	222,254	186,051
6,028	8,512	5,805	6,741	5,259	12,109	10,406	18,533	19,909	21,405	21,713
1,184	1,967	2,683	1,782	1,328	2,611	2,536	4,788	4,562	4,759	4,330
0	0	6	0	87	0	5	0	0	19	0
35,129	36,138	33,969	38,919	27,604	33,639	29,537	35,075	31,738	27,043	25,414
331,238	363,157	375,447	409,017	422,261	445,951	503,776	504,362	584,870	636,909	800,482
61,768	59,961	58,677	66,436	65,694	64,441	64,629	74,666	76,207	78,214	87,354
792,149	861,748	891,611	996,455	1,048,483	1,087,907	1,180,270	1,266,933	1,434,520	1,693,161	2,015,274
326,968	356,275	364,237	410,482	429,362	458,777	478,943	519,780	601,863	706,710	869,384
262,769	283,230	286,008	319,674	321,014	353,811	361,747	384,373	440,403	485,751	572,846
62,304	63,415	67,136	70,274	73,913	75,152	80,019	81,629	88,646	96,010	103,986
17,640	22,286	18,320	19,466	17,607	19,655	19,777	19,908	17,792	19,632	13,925
21,508	22,210	22,842	23,251	24,618	24,576	24,260	25,149	26,154	25,780	28,340
9,139	9,329	9,438	11,019	10,341	11,499	12,119	12,623	12,570	15,361	16,644
9,971	10,710	11,715	13,255	13,100	15,459	16,112	17,050	22,654	26,446	30,915
10,305	10,232	10,647	10,590	11,082	12,033	12,128	14,057	17,308	15,942	15,929
44,014	47,402	46,143	56,118	51,078	59,745	57,385	60,298	69,634	83,240	105,925
12,880	15,354	13,706	15,242	23,325	22,713	24,230	29,626	36,761	27,949	45,825
24,828	27,057	27,752	32,343	31,353	36,032	34,237	39,047	45,497	52,374	67,691
50,179	55,234	58,309	68,116	64,597	76,948	81,481	84,987	103,387	123,015	143,668
64,199	73,046	78,228	90,807	108,347	104,966	117,196	135,407	161,460	220,960	296,537
408,255	452,644	474,135	527,690	560,865	574,985	643,464	679,420	764,789	913,326	1,072,971
56,926	52,828	53,239	58,283	58,256	54,146	57,863	67,732	67,868	73,125	72,920

第37表 販売農家1戸当りの経営収支

(単位 千円、%)

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
集 計 経 営 体 数	6,902	4,725	4,720	4,505	4,478	4,507
経 営 収 支 の 総 括						
農 業 収 入	4,130	4,379	4,312	4,571	4,694	5,014
農 業 経 営 費	2,935	3,297	3,270	3,348	3,498	3,667
農 業 所 得 外	1,195	1,082	1,042	1,223	1,196	1,347
農 業 収 入	2,179	2,152	1,956	1,862	1,827	1,794
農 業 支 出	243	294	271	252	223	241
農 業 所 得	1,936	1,858	1,685	1,610	1,604	1,553
年 金 等 の 収 入	1,701	1,712	1,833	1,820	1,825	1,853
総 所 得	4,836	4,657	4,566	4,660	4,633	4,762
租 税 公 課 諸 負 担	743	711	690	678	651	698
可 処 分 所 得	4,093	3,946	3,876	3,982	3,982	4,064
(参 考) 推 計 家 計 費	3,987	4,162	4,095	4,047	3,966	4,242
分 析 指 標						
農 業 依 存 度	38.1	36.7	38.1	43.1	42.6	46.3
農 業 所 得 率	28.9	24.7	24.2	26.8	25.5	26.9

(注) 1 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家である。

2 平成19年の「集計経営体数」は、「集計戸数」である。

資料：農林水産省統計情報部「経営形態別経営統計（個別経営）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/037.xls>

第4節 社会保険関係

1 総括

第38表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	113,722	113,158	112,570	111,949	111,288
被 用 者 保 険	74,230	74,060	73,801	73,636	73,609
被 保 険 者	39,872	39,782	39,753	39,770	39,984
被 扶 養 者	34,358	34,278	34,048	33,866	33,625
全国健康保険協会管掌健康保険					
一 般 被 保 険 者	34,705	34,828	34,845	34,877	35,103
被 保 険 者	19,496	19,517	19,580	19,631	19,871
被 扶 養 者	15,210	15,311	15,265	15,246	15,232
法第3条第2項被保険者	17	17	18	18	19
被 保 険 者	11	11	12	12	13
被 扶 養 者	6	6	6	6	6
組 合 管 掌 健 康 保 険	30,337	29,951	29,609	29,504	29,353
被 保 険 者	15,906	15,722	15,574	15,553	15,537
被 扶 養 者	14,431	14,228	14,035	13,951	13,816
船 員 保 険	144	141	136	132	129
被 保 険 者	62	61	60	59	58
被 扶 養 者	82	80	76	73	71
国 家 公 務 員 共 済 組 合 (各省各庁組合)	2,339	2,301	2,312	2,306	2,286
組 合 員	1,080	1,067	1,077	1,081	1,080
被 扶 養 者	1,259	1,234	1,234	1,225	1,205
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	5,848	5,975	6,027	5,936	5,848
組 合 員	2,824	2,903	2,944	2,920	2,903
被 扶 養 者	3,024	3,072	3,083	3,015	2,945
私 立 学 校 教 職 員 共 済	840	847	854	864	871
組 合 員	494	500	507	514	521
被 扶 養 者	346	347	348	349	349
国 民 健 康 保 険	39,492	39,098	38,769	38,313	37,678

(注) 1 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。

2 「全国健康保険協会管掌健康保険」は、平成20年9月以前は「政府管掌健康保険」である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/038.xls>

第39表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	69,358	68,738	68,258	67,746	67,356
厚生年金保険	34,445	34,248	34,411	34,515	34,717
（再掲）旧共済	726	・	・	・	・
（再掲）厚生年金基金	4,663	4,562	4,472	4,366	4,203
船員保険（再掲）	57	56	54	53	53
国家公務員共済組合 （各省各庁組合）	1,053	1,044	1,055	1,059	1,057
地方公務員等共済組合	2,946	2,908	2,878	2,858	2,842
私立学校教職員共済	472	478	485	492	499
農林漁業団体職員共済組合	・	・	・	・	・
国民年金	30,443	30,061	29,428	28,822	28,240
（再掲）農業者年金	57	56	54	52	51

(注) 1 「船員保険」は、「厚生年金保険」の再掲。

2 「農林漁業団体職員共済組合」は、平成14年4月より長期給付事業が「厚生年金保険」に統合された。

資料：「船員保険」は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/039.xls>

第40表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	37,375	37,530	38,259	38,596	38,932
雇用保険	37,328	37,530	38,259	38,596	38,932
船員保険	47	・	・	・	・

(注) 平成22年1月より「船員保険」の失業部門は、雇用保険に統合された。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/040.xls>

第41表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	55,938	56,273	55,924	56,156	56,641
労働者災害補償保険	52,418	52,789	52,488	52,742	53,237
船員保険	58	57	56	55	55
国家公務員災害補償 国家公務員	516	520	501	501	507
公共企業体職員	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	2,946	2,908	2,878	2,858	2,842

(注) 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

「地方公務員災害補償」は、総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/041.xls>

第42表 社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
全国健康保険協会管掌健康保険					
一般被保険者	285,384	276,892	276,392	275,151	276,414
法第3条第2項被保険者	12,923	12,806	13,236	13,570	13,601
組合管掌健康保険	371,304	359,340	363,306	363,149	365,867
船員保険					
普通保険	398,822	395,175	392,609	392,249	394,253
失業保険	424,254
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)					
短期適用	422,390	418,333	417,119	419,463	402,411
長期適用	415,247	410,279	408,814	410,861	396,555
地方公務員等共済組合	351,852	347,478	344,485	342,003	340,425
私立学校教職員共済	380,390	379,444	378,776	377,432	376,570
厚生年金保険	312,813	304,173	305,715	304,589	306,131
厚生年金基金	327,951	318,752	320,791	319,712	321,533
農林漁業団体職員共済組合	294,895	292,316	291,490	290,199	290,319
(参考)国民年金	14,410	14,660	15,100	15,020	14,980

- (注) 1 「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金月額である。
 2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。
 3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。
 4 「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。
 5 「全国健康保険協会管掌健康保険」は、平成20年9月以前は「政府管掌健康保険」である。
 6 平成22年1月より「船員保険」の失業部門は、雇用保険に統合された。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/042.xls>

第43表 制度別被保険者1人当り診療費

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
全国健康保険協会管掌健康保険					
一般被保険者	173,303	176,877	183,706	186,638	189,971
被保険者分	82,855	84,608	87,351	88,564	90,401
被扶養者分	90,448	92,269	96,355	98,074	99,570
法第3条第2項被保険者	160,716	140,988	148,513	132,052	120,982
被保険者分	78,338	68,817	70,831	60,681	60,068
被扶養者分	82,378	72,171	77,682	71,371	60,914
組合管掌健康保険	151,266	154,780	161,546	165,207	168,523
被保険者分	71,869	73,780	76,721	78,528	80,459
被扶養者分	79,397	81,000	84,825	86,679	88,064
船員保険	222,885	225,673	213,845	220,686	224,725
被保険者分	122,222	125,076	111,057	110,650	111,481
被扶養者分	100,663	100,597	102,788	110,036	113,244
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,569	150,844	154,295	155,935	158,361
組合員分	58,261	58,694	59,838	61,596	63,383
被扶養者分	91,308	92,150	94,457	94,339	94,978
地方公務員等共済組合	167,738	164,330	168,757	172,965	174,060
組合員分	83,431	81,451	83,683	85,589	87,005
被扶養者分	84,307	82,879	85,074	87,376	87,055
私立学校教職員共済	150,943	153,352	157,991	159,984	163,958
組合員分	92,402	93,259	95,590	97,466	99,709
被扶養者分	58,541	60,093	62,400	62,518	64,249
国民健康保険	216,847	221,433	229,297	234,803	240,701
1世帯当り医療費	392,378	399,097	410,063	411,508	423,825

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。

2 「国民健康保険」の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。
なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。

3 老人保健による給付分を除く。

4 「全国健康保険協会管掌健康保険」は、平成20年9月以前は「政府管掌健康保険」である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/043.xls>

第44表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	59,426,075	63,149,196	66,496,045	69,637,442	73,113,673
老 齢 年 金 (退 職 年 金)	51,353,207	54,886,820	57,991,055	60,941,982	64,249,741
老 齢 基 礎 年 金	21,801,311	22,918,980	23,775,499	24,858,322	26,340,766
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	11,661,384	12,402,785	13,097,886	13,653,918	14,170,393
(通 老 相 当)	9,347,886	10,182,305	10,949,628	11,536,876	12,135,641
退 職 共 済 年 金					
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	631,403	678,896	721,747	757,954	793,946
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,537,138	1,654,478	1,764,143	1,865,955	1,966,925
私 立 学 校 教 職 員 共 済	255,750	274,162	295,674	313,075	332,334
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	292,680	315,794	297,006	296,176	301,616
厚 生 年 金 基 金	5,646,615	6,309,111	6,966,217	7,560,768	8,129,815
恩 給					
文 官	2,772	2,426	2,090	1,752	1,488
軍 人	171,543	143,910	117,883	94,497	74,620
都 道 府 県 知 事 裁 定	4,725	3,973	3,282	2,689	2,197
障 害 年 金	2,131,766	2,188,040	2,258,480	2,313,254	2,368,745
障 害 基 礎 年 金	1,659,552	1,701,830	1,749,219	1,786,844	1,825,210
障 害 厚 生 年 金	400,264	414,442	437,594	454,892	472,253
障 害 共 済 年 金					
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	11,784	12,446	13,143	13,757	14,411
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	33,235	35,297	37,422	39,351	40,972
私 立 学 校 教 職 員 共 済	1,946	2,066	2,212	2,338	2,396
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	3,260	3,189	3,114	3,034	2,780
恩 給					
文 官	172	154	138	124	109
軍 人	20,983	18,050	15,071	12,351	10,060
都 道 府 県 知 事 裁 定	43	39	34	30	26
船 員 保 険 (職 務 上)	527	527	533	532	527
船 員 保 険 (職 務 上 、 新 々 法)	.	.	.	1	1
遺 族 年 金	5,941,102	6,074,336	6,246,510	6,382,206	6,495,187
遺 族 基 礎 年 金	266,043	257,758	254,045	249,599	242,525
遺 族 厚 生 年 金	4,103,051	4,257,203	4,449,027	4,611,434	4,757,543
遺 族 共 済 年 金					
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	229,312	239,782	250,614	260,181	269,295
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	482,609	499,908	518,112	535,442	551,034
私 立 学 校 教 職 員 共 済	50,211	52,553	55,104	57,888	60,485
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	46,809	45,174	43,705	41,897	40,281
恩 給					
文 官	19,132	17,138	15,200	13,381	11,794
軍 人	723,127	685,899	643,584	596,994	548,429
都 道 府 県 知 事 裁 定	19,089	17,159	15,341	13,614	12,046
船 員 保 険 (職 務 上)	1,719	1,762	1,778	1,773	1,749
船 員 保 険 (職 務 上 、 新 々 法)	.	.	.	3	6

(注) 1 新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	8,083,717	7,490,875	6,827,683	6,176,544	5,551,615
老 齢 年 金 (退 職 年 金)	4,476,505	4,093,312	3,683,299	3,290,962	2,921,165
厚 生 年 金 保 険	1,575,057	1,451,348	1,315,430	1,186,200	1,062,613
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	163,716	152,786	141,253	129,966	119,601
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	360,269	334,134	308,277	282,719	256,979
私 立 学 校 教 職 員 共 済	7,338	6,835	6,362	5,918	5,396
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	43,146	40,273	37,663	35,054	32,243
国 民 年 金 [老 齢 年 金	2,309,901	2,095,899	1,866,095	1,645,901	1,440,801
老 齢 福 祉 年 金	17,078	12,037	8,219	5,204	3,532
通 算 老 齢 年 金 (通 算 退 職 年 金)	2,361,259	2,214,700	2,028,084	1,837,234	1,649,774
厚 生 年 金 保 険	1,064,042	997,365	906,557	814,856	726,335
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	4,193	3,891	3,543	3,185	2,864
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	20,661	18,967	17,252	15,505	13,798
私 立 学 校 教 職 員 共 済	7,812	6,946	6,167	5,399	4,574
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	10,537	9,571	8,700	7,770	6,913
国 民 年 金	1,254,014	1,177,960	1,085,865	990,519	895,290
障 害 年 金 (疾 病 年 金)	234,155	221,349	207,577	194,154	181,322
厚 生 年 金 保 険	115,556	109,891	103,761	97,823	92,068
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	3,677	3,486	3,285	3,093	2,920
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	9,775	9,188	8,647	8,061	7,569
私 立 学 校 教 職 員 共 済	355	336	322	297	276
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	1,673	1,570	1,506	1,400	1,281
国 民 年 金 [障 害 年 金	103,119	96,878	90,056	83,480	77,208
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	1,011,574	961,305	908,529	854,018	799,189
厚 生 年 金 保 険	804,892	765,245	721,722	678,273	635,682
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	49,379	47,018	44,448	41,733	39,308
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	99,080	93,523	88,222	82,778	77,295
私 立 学 校 教 職 員 共 済	5,276	4,943	4,579	4,212	3,815
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	14,272	13,554	12,941	12,263	11,535
国 民 年 金 (母 子 年 金)	38	37,022	36,617	34,759	31,554
準 母 子 年 金	—				
遺 児 年 金	7				
寡 婦 年 金	38,630				
船 員 給 付	201	187	175	160	150
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	201	187	175	160	150
公 務 災 害 給 付	23	22	19	16	15
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	23	22	19	16	15

(注) 1 「老齢年金(退職年金)」には特例老齢年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/044.xls>

第45表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在（単位 百万円）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	45,603,287	47,637,631	49,207,418	50,940,970	52,481,808
老 齢 年 金 (退 職 年 金)	37,698,666	39,543,622	40,870,922	42,447,032	43,858,969
老 齢 基 礎 年 金	14,503,088	15,282,224	15,879,095	16,575,017	17,566,425
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	15,670,688	16,354,806	16,780,855	17,339,667	17,581,679
(通 老 相 当)	1,992,754	2,062,229	2,183,328	2,281,738	2,288,932
退 職 共 済 年 金					
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	955,993	993,240	1,005,996	1,032,766	1,053,102
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	2,753,964	2,917,074	3,013,315	3,148,123	3,257,694
私 立 学 校 教 職 員 共 済	239,590	250,223	256,612	264,877	273,065
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	32,732	34,274	32,270	31,138	31,094
厚 生 年 金 基 金	1,428,626	1,547,676	1,635,796	1,706,439	1,753,492
恩 給					
文 官	4,641	4,327	3,960	3,505	3,182
軍 人	110,100	92,194	75,353	60,258	47,499
都道府県知事裁定	6,490	5,354	4,341	3,504	2,805
障 害 年 金	1,864,313	1,905,803	1,958,044	1,995,913	2,029,355
障 害 基 礎 年 金	1,471,053	1,506,122	1,545,331	1,575,773	1,602,152
障 害 厚 生 年 金	295,256	304,657	320,624	330,922	340,474
障 害 共 済 年 金					
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	11,948	12,553	13,212	13,730	14,322
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	39,584	41,919	44,350	46,379	47,907
私 立 学 校 教 職 員 共 済	1,968	2,088	2,214	2,330	2,386
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	864	845	815	785	728
恩 給					
文 官	527	479	433	390	342
軍 人	41,855	35,897	29,836	24,382	19,843
都道府県知事裁定	120	107	92	80	69
船 員 保 険 (職 務 上)	1,138	1,136	1,136	1,139	1,129
船 員 保 険 (職 務 上 、 新 々 法)	.	.	.	5	5
遺 族 年 金	6,040,308	6,188,207	6,378,452	6,498,024	6,593,483
遺 族 基 礎 年 金	207,969	201,727	198,770	194,469	188,744
遺 族 厚 生 年 金	4,072,240	4,225,990	4,419,872	4,556,033	4,672,407
遺 族 共 済 年 金					
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	334,460	347,781	361,118	370,700	379,652
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	757,399	785,127	814,483	838,473	859,506
私 立 学 校 教 職 員 共 済	37,412	39,191	41,101	42,970	44,773
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	8,070	7,739	7,426	6,969	6,640
恩 給					
文 官	20,523	18,238	16,063	14,027	12,324
軍 人	577,253	539,741	499,148	455,985	412,738
都道府県知事裁定	21,409	19,004	16,799	14,705	13,045
船 員 保 険 (職 務 上)	3,575	3,670	3,671	3,689	3,646
船 員 保 険 (職 務 上 、 新 々 法)	.	.	.	4	9

(注) 1 新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

3 「厚生年金」は、基金代行分を含む。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	7,588,761	7,025,086	6,405,236	5,783,465	5,196,106
老 齢 年 金 (退 職 年 金)	5,589,031	5,137,446	4,645,254	4,158,017	3,700,173
厚 生 年 金 保 険	3,061,592	2,812,623	2,531,200	2,256,558	2,000,048
国 共 済〔各省各庁組合	394,592	366,732	337,501	307,704	280,836
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,000,598	927,139	854,119	779,005	704,355
私 立 学 校 教 職 員 共 済	15,416	14,293	13,224	12,168	10,966
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	7,463	6,956	6,490	6,014	5,500
国 民 年 金〔老 齢 年 金	1,102,441	1,004,818	899,385	794,466	697,046
老 齢 福 祉 年 金	6,930	4,885	3,335	2,103	1,423
通 算 老 齢 年 金 (通 算 退 職 年 金)	725,204	677,055	617,656	556,165	497,215
厚 生 年 金 保 険	424,804	394,892	356,537	317,768	281,393
国 共 済〔各省各庁組合	3,406	3,154	2,858	2,571	2,298
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	16,857	15,452	14,058	12,590	11,149
私 立 学 校 教 職 員 共 済	4,706	4,198	3,693	3,214	2,717
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	486	438	396	354	313
国 民 年 金	274,945	258,922	240,113	219,668	199,345
障 害 年 金 (疾 病 年 金)	261,441	246,490	230,651	214,582	199,388
厚 生 年 金 保 険	141,217	133,766	125,789	117,834	110,074
国 共 済〔各省各庁組合	7,205	6,759	6,301	5,844	5,434
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	20,485	19,067	17,770	16,309	15,114
私 立 学 校 教 職 員 共 済	563	534	511	465	426
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	264	244	234	218	195
国 民 年 金〔障 害 年 金	91,706	86,118	80,048	73,913	68,144
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	1,012,539	963,591	911,209	854,288	798,948
厚 生 年 金 保 険	796,478	759,159	717,729	673,573	631,064
国 共 済〔各省各庁組合	64,304	61,155	57,730	53,873	50,484
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	129,060	121,639	114,583	106,908	99,276
私 立 学 校 教 職 員 共 済	3,843	3,635	3,396	3,143	2,900
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	1,136	1,086	1,037	973	921
国 民 年 金	40	16,916	16,734	15,817	14,302
母 子 年 金	—				
準 母 子 年 金	—				
遺 児 年 金	5				
寡 婦 年 金	17,674				
船 員 給 付	497	458	425	383	352
国 共 済〔各省各庁組合	497	458	425	383	352
公 務 災 害 給 付	50	47	41	31	30
国 共 済〔各省各庁組合	50	47	41	31	30

(注) 1 「老齢年金(退職年金)」には特例老齢年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/045.xls>

第46表 公的年金受給権者1人当り年金額

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
老 齢 年 金 (退 職 年 金)					
老 齢 基 礎 年 金	665,239	666,793	667,876	666,779	666,891
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当) (通 老 相 当)	1,853,388	1,829,624	1,787,965	1,782,423	1,773,477
退 職 共 済 年 金	706,290	692,777	681,355	681,479	689,833
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	1,514,078	1,463,023	1,393,835	1,362,570	1,326,416
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,791,618	1,763,138	1,708,090	1,687,138	1,656,237
私 立 学 校 教 職 員 共 済	936,814	912,685	867,888	846,049	821,657
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	111,837	108,533	108,650	105,133	103,092
厚 生 年 金 基 金	253,006	245,308	234,818	225,697	215,687
恩 給 { 文 官	1,674,105	1,783,647	1,894,850	2,000,723	2,138,327
{ 軍 人	641,822	640,637	639,221	637,675	636,542
{ 都道府県知事裁定	1,373,538	1,347,517	1,322,819	1,303,247	1,276,695
障 害 年 金					
障 害 基 礎 年 金	886,416	885,001	883,440	881,875	877,790
障 害 厚 生 年 金	1,214,088	1,211,533	1,207,716	1,201,047	1,194,299
障 害 共 済 年 金					
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	1,013,935	1,008,601	1,005,256	998,020	993,837
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,191,021	1,187,620	1,185,139	1,178,595	1,169,255
私 立 学 校 教 職 員 共 済	1,011,049	1,010,816	1,001,024	996,366	995,688
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	265,012	264,851	261,777	258,600	261,834
恩 給 { 文 官	3,062,483	3,111,929	3,135,935	3,143,298	3,135,294
{ 軍 人	1,994,706	1,988,737	1,979,700	1,974,056	1,972,515
{ 都道府県知事裁定	2,793,488	2,743,231	2,718,882	2,678,900	2,644,923
船 員 保 険 (職 務 上)	2,160,015	2,155,150	2,131,173	2,140,816	2,141,653
船 員 保 険 (職 務 上 、 新 々 法)	・	・	・	4,765,000	4,740,000
遺 族 年 金					
遺 族 基 礎 年 金	781,712	782,622	782,422	779,124	778,246
遺 族 厚 生 年 金	1,028,511	1,026,428	1,025,558	1,018,480	1,010,967
遺 族 共 済 年 金					
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	1,458,535	1,450,404	1,440,932	1,424,776	1,409,799
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,569,384	1,570,544	1,572,021	1,565,946	1,559,805
私 立 学 校 教 職 員 共 済	745,103	745,741	745,882	742,289	740,235
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	172,409	171,316	169,916	166,326	164,837
恩 給 { 文 官	1,072,692	1,064,163	1,056,798	1,048,285	1,044,953
{ 軍 人	798,273	786,910	775,576	763,802	752,582
{ 都道府県知事裁定	1,121,517	1,107,519	1,095,052	1,080,169	1,082,920
船 員 保 険 (職 務 上)	2,079,451	2,082,778	2,064,526	2,080,742	2,084,658
船 員 保 険 (職 務 上 、 新 々 法)	・	・	・	1,416,333	1,448,167

- (注) 1 新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。
 2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。
 3 「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。
 4 「老齢厚生年金」「障害厚生年金」「遺族厚生年金」以外は、受給権者数と年金総額より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
老 齡 年 金 (退 職 年 金)					
厚生年金保険	1,943,798	1,937,939	1,924,237	1,902,342	1,882,198
国共済〔各省各庁組合	2,410,221	2,400,301	2,389,334	2,367,573	2,348,106
地方公務員等共済組合	2,777,362	2,774,752	2,770,622	2,755,403	2,740,905
私立学校教職員共済	2,100,826	2,091,146	2,078,665	2,056,046	2,032,272
農林漁業団体職員共済組合	172,962	172,725	172,316	171,560	170,565
国民年金〔老齡年金	477,268	479,421	481,961	482,694	483,791
老齡福祉年金	405,800	405,800	405,800	404,112	402,900
通算老齡年金(通算退職年金)					
厚生年金保険	399,237	395,935	393,287	389,969	387,415
国共済〔各省各庁組合	812,272	810,652	806,794	807,152	802,500
地方公務員等共済組合	815,897	814,662	814,874	811,982	807,993
私立学校教職員共済	602,421	604,388	598,828	595,349	594,013
農林漁業団体職員共済組合	46,099	45,776	45,487	45,507	45,243
国民年金	219,252	219,805	221,126	221,770	222,660
障 害 年 金 (疾 病 年 金)					
厚生年金保険	1,222,064	1,217,262	1,212,291	1,204,561	1,195,574
国共済〔各省各庁組合	1,959,606	1,939,035	1,917,977	1,889,347	1,860,981
地方公務員等共済組合	2,095,652	2,075,259	2,055,004	2,023,198	1,996,800
私立学校教職員共済	1,586,324	1,590,521	1,586,806	1,564,123	1,544,803
農林漁業団体職員共済組合	157,899	155,348	155,405	155,639	152,203
国民年金〔障害年金	889,323	888,937	888,866	885,395	882,609
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)					
厚生年金保険	989,547	992,047	994,468	993,071	992,736
国共済〔各省各庁組合	1,302,248	1,300,678	1,298,825	1,290,899	1,284,329
地方公務員等共済組合	1,302,585	1,300,635	1,298,804	1,291,504	1,284,379
私立学校教職員共済	728,311	735,389	741,550	746,184	760,278
農林漁業団体職員共済組合	79,581	80,107	80,134	79,352	79,887
国民年金〔母子年金	1,046,000	456,918	457,001	455,056	453,250
準母子年金	—				
遺児年金	711,571				
寡婦年金	457,519				
船 員 給 付					
国共済〔各省各庁組合	2,471,225	2,446,735	2,427,036	2,395,469	2,346,976
公 務 災 害 給 付					
国共済〔各省各庁組合	2,166,022	2,123,205	2,168,600	1,961,413	1,983,673

(注) 1 「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

2 「厚生年金保険」は、基金代行支給分を含む。

3 受給権者数と年金総額より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/046.xls>

第47表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	210,492,591	207,916,930	200,007,896	193,076,823	191,446,479
厚生年金保険	124,018,806	119,505,228	113,460,390	108,526,333	105,035,445
厚生年金基金	25,478,563	28,955,081	27,779,739	26,739,779	28,724,316
国民年金	8,913,384	8,206,786	8,457,933	8,456,389	9,601,155
船員保険	133,277	131,894
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	8,571,084	8,365,766	8,182,232	7,945,069	7,562,734
地方公務員等共済組合	39,520,012	38,925,465	38,365,795	37,681,557	36,815,864
私立学校教職員共済	3,436,608	3,407,327	3,408,292	3,415,617	3,422,374
農林漁業団体職員共済組合	420,857	419,383	353,516	312,079	284,592

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。平成22年度以降は、報告書内容変更により未掲載。よって、合計にも「船員保険」が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

3 「厚生年金基金」は、時価である。

資料：「厚生年金基金」は、厚生労働省年金局調べ

「私立学校教職員共済」は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/047.xls>

第48表 年金財政指標

平成24(2012)年度 年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係 る年金 扶養比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	保険料 比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金保険	34,717	28,095	15,233	2.28	—	19.0	14.0	84.4	3.8
国家公務員共済組合	1,057	916	705	1.50	1.78	24.0	19.7	66.6	5.1
地方公務員共済組合	2,842	2,238	1,991	1.43	1.69	22.0	18.4	72.1	9.1
私立学校教職員共済	499	342	125	4.00	—	15.7	12.0	84.3	7.7

(注) 1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。

2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、保険料比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/048.xls>

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満たしている者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者(組合員・加入者)数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)}}$$

保険に係る年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。

ここでいう支出額とは、

$$\text{支出額} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険者拠出金} (\text{※}) - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

(※) 平成22年度以降については、年金保険者拠出金還付金を控除している。

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費費用率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度の係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} (\text{国庫} \cdot \text{公経済負担分除く})}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

○保険料比率

ある年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}} \times 100$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金はその何年分に相当しているかを表す指標である（簿価ベース）。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}$$

第49表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	230,300	229,840	228,925	228,892	227,352
障 害 補 償 年 金	97,816	97,443	96,729	95,892	94,854
労働者災害補償保険	95,989	95,610	94,914	94,094	93,072
国家公務員災害補償					
国家公務員	560	574	559	554	555
地方公務員災害補償	1,267	1,259	1,256	1,244	1,227
傷 病 補 償 年 金	9,867	9,395	8,989	8,474	7,944
労働者災害補償保険	9,785	9,316	8,929	8,412	7,897
国家公務員災害補償					
国家公務員	39	32	23	22	15
地方公務員災害補償	43	47	37	40	32
遺 族 補 償 年 金	122,617	123,002	123,207	124,526	124,554
労働者災害補償保険	117,818	118,213	118,437	119,686	119,623
国家公務員災害補償					
国家公務員	1,582	1,565	1,535	1,533	1,495
地方公務員災害補償	3,217	3,224	3,235	3,307	3,436

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

資料：「労働者災害補償保険」は、厚生労働省労働基準局労災補償部「労働者災害補償保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/049.xls>

第50表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	396,002,916	394,637,249	387,573,273	384,840,517	381,433,938
障 害 補 償 年 金	155,340,032	154,870,422	151,796,136	149,551,156	147,684,531
労働者災害補償保険	150,546,074	150,024,216	147,230,151	145,000,721	143,308,734
国家公務員災害補償					
国家公務員	1,459,529	1,512,989	1,292,111	1,296,331	1,275,264
地方公務員災害補償	3,334,429	3,333,217	3,273,874	3,254,104	3,100,533
傷 病 補 償 年 金	27,979,030	26,470,186	25,041,385	23,473,658	22,012,533
労働者災害補償保険	27,651,891	26,170,991	24,814,546	23,198,497	21,827,839
国家公務員災害補償					
国家公務員	145,560	111,823	72,259	103,843	51,859
地方公務員災害補償	181,578	187,372	154,580	171,318	132,835
遺 族 補 償 年 金	212,683,854	213,296,641	210,735,752	211,815,704	211,736,874
労働者災害補償保険	200,937,434	201,354,327	199,073,340	200,064,936	199,565,323
国家公務員災害補償					
国家公務員	3,646,973	3,748,111	3,469,597	3,469,009	3,371,158
地方公務員災害補償	8,099,447	8,194,203	8,192,815	8,281,759	8,800,392

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/050.xls>

第51表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
障 害 補 償 年 金					
労働者災害補償保険	1,568,368	1,569,127	1,551,195	1,541,020	1,539,762
国家公務員災害補償					
国家公務員	2,606,302	2,635,869	2,311,469	2,339,948	2,297,773
地方公務員災害補償	2,631,752	2,647,512	2,606,587	2,615,839	2,526,922
傷 病 補 償 年 金					
労働者災害補償保険	2,825,947	2,809,252	2,779,096	2,757,786	2,764,067
国家公務員災害補償					
国家公務員	3,732,315	3,494,464	3,141,715	4,720,144	3,457,247
地方公務員災害補償	4,222,748	3,986,639	4,177,839	4,282,944	4,151,099
遺 族 補 償 年 金					
労働者災害補償保険	1,705,490	1,703,318	1,680,837	1,671,582	1,668,286
国家公務員災害補償					
国家公務員	2,305,293	2,394,959	2,260,324	2,262,889	2,254,955
地方公務員災害補償	2,517,702	2,541,626	2,532,555	2,504,312	2,561,232

(注) 1 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

2 年金受給者数と年金支払総額より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/051.xls>

第52表 介護保険適用者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
保 險 者 数	1,646	1,587	1,587	1,580	1,580
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	20,209,103	20,628,806	20,828,430	21,320,509	22,060,225
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	28,317,370	28,917,121	29,110,053	29,779,321	30,938,431
65歳以上75歳未満	15,036,938	15,144,421	14,826,777	15,054,982	15,737,207
75歳以上	13,280,432	13,772,700	14,283,276	14,724,339	15,201,224
第2号被保険者数(万人)	4,240	4,233	4,263	4,299	4,275

(注) 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/052.xls>

第53表 介護保険認定者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
被 保 険 者 数	4,672,688	4,845,942	5,062,234	5,305,623	5,610,950
第1号被保険者数	4,523,903	4,696,384	4,907,439	5,149,508	5,457,084
65歳以上75歳未満	641,998	643,446	641,101	653,173	685,709
75歳以上	3,881,905	4,052,938	4,266,338	4,496,335	4,771,375
第2号被保険者数	148,785	149,558	154,795	156,115	153,866

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/053.xls>

第54表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計 (単位 金額:千円、千単位数)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《件数》					
合 計	106,089,559	111,427,229	117,893,107	124,901,776	132,679,320
居宅介護(介護予防)サービス	93,363,741	98,326,401	104,407,034	110,902,022	118,034,918
地域密着型(介護予防)サービス	2,656,621	2,953,524	3,243,282	3,618,582	4,023,179
施設介護サービス	10,069,197	10,147,304	10,242,791	10,381,172	10,621,223
《単位数》					
合 計	657,280,810	703,675,504	738,052,645	775,946,646	822,395,843
居宅介護(介護予防)サービス	322,251,734	350,206,690	376,910,417	402,238,340	432,383,353
地域密着型(介護予防)サービス	55,751,548	62,409,622	68,509,777	76,903,589	87,733,307
施設介護サービス	279,277,528	291,059,192	292,632,451	296,804,716	302,279,183
《費用額》					
合 計	6,710,025,633	7,177,508,694	7,555,004,214	7,940,929,311	8,454,003,262
居宅介護(介護予防)サービス	3,326,335,715	3,620,940,474	3,899,007,153	4,157,679,227	4,490,098,543
地域密着型(介護予防)サービス	564,624,333	631,161,684	693,357,273	778,359,331	891,162,418
施設介護サービス	2,819,065,585	2,925,406,536	2,962,639,788	3,004,890,752	3,072,742,301
《支給額》					
合 計	6,074,115,692	6,497,534,382	6,839,563,805	7,193,578,847	7,658,413,642
居宅介護(介護予防)サービス	3,022,819,077	3,292,265,790	3,545,553,876	3,782,828,010	4,085,299,193
地域密着型(介護予防)サービス	508,182,142	568,009,878	624,012,477	701,024,418	802,735,041
施設介護サービス	2,543,114,473	2,637,258,714	2,669,997,453	2,709,726,419	2,770,379,408

(注) 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/054.xls>

第55表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費

年度累計（単位 金額：千円）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《件数》					
合 計	10,470,782	11,792,035	12,460,991	13,320,023	14,363,242
世帯合算	1,128,329	1,226,659	1,333,585	1,401,025	1,570,324
その他の	9,342,453	10,565,376	11,127,406	11,918,998	12,792,918
《給付額》					
合 計	104,698,714	117,529,721	128,819,464	135,223,547	147,835,763
世帯合算	8,326,303	9,145,229	9,974,922	10,421,289	11,699,357
その他の	96,372,411	108,384,492	118,844,542	124,802,258	136,136,406

(注) 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/055.xls>

第56表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
調 定 額 累 計	1,373,559,456	1,404,923,676	1,415,642,893	1,424,121,221	1,768,232,669
収 納 額 累 計	1,349,775,650	1,381,593,974	1,393,796,403	1,402,973,335	1,741,061,684
還付未済額（別掲）	1,686,065	1,705,870	1,631,758	1,764,683	1,756,883
不納欠損額	2,956	4,910	6,055	2,678	4,726
未 収 額	23,778,153	23,309,888	21,840,360	21,145,193	27,166,250
減 免 額（別掲）	490,138	442,560	510,652	6,599,042	4,451,524

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/056.xls>

2 健康保険

① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

年度末現在

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
事業所数	1,607,489	1,624,549	1,622,704	1,621,100	1,636,155
被保険者数	19,495,640	19,517,489	19,580,094	19,630,946	19,871,327
男	12,084,367	12,070,292	12,063,997	12,054,056	12,162,152
女	7,411,273	7,447,197	7,516,097	7,576,890	7,709,175
強制適用	18,813,028	18,772,314	18,945,903	19,048,714	19,306,707
任意包括適用	221,105	224,873	228,237	228,363	227,025
任意継続適用 (再掲)	461,507	520,302	405,954	353,869	337,595
介護保険第2号被保険者数	9,968,888	10,069,522	10,213,100	10,329,517	10,503,442
男	6,266,035	6,318,100	6,391,048	6,442,030	6,520,266
女	3,702,853	3,751,422	3,822,052	3,887,487	3,983,176
被扶養者数	15,209,738	15,311,000	15,265,246	15,245,895	15,232,084
(再掲)					
介護保険第2号被扶養者数	3,310,140	3,360,535	3,374,624	3,359,315	3,330,134
被保険者1人当り被扶養者数	0.780	0.784	0.780	0.777	0.767
平均標準報酬月額	285,384	276,892	276,392	275,151	276,414
男	326,108	314,147	313,510	311,830	313,137
女	218,983	216,510	216,816	216,798	218,480
(再掲)					
介護保険第2号被保険者	314,064	303,737	302,375	300,716	301,847
男	365,056	350,557	348,432	346,152	347,448
女	227,775	224,884	225,361	225,424	227,200

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(一般分)に係る数値である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
印紙購入通帳数 (事業所数)	1,572	1,421	1,291	1,172	979
有効手帳所有者数 (被保険者数)	10,854	11,390	11,716	11,917	12,620
男	8,925	9,403	9,805	10,196	10,834
女	1,929	1,987	1,911	1,721	1,786
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	7,123	7,356	7,454	7,195	7,097
被扶養者数	5,876	5,921	6,092	5,974	6,422
(再掲)					
介護保険第2号被扶養者数	1,699	1,722	1,763	1,686	1,737
被保険者1人当り被扶養者数	0.541	0.520	0.520	0.501	0.509
平均賃金日額	12,923	12,806	13,236	13,570	13,601
(再掲)					
介護保険第2号被保険者	13,357	13,097	13,702	13,968	14,097

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(法第3条第2項被保険者)に係る数値である。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/057.xls>

第58表 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）

平成24年度末現在

標準報酬 月額(千円)	被保険者数			
	計	男	女	(再掲) 介護保険
総数	19,871,327	12,162,152	7,709,175	10,503,442
58	87,618	56,315	31,303	40,381
68	19,614	10,929	8,685	8,896
78	53,218	25,035	28,183	26,622
88	52,254	20,617	31,637	26,840
98	272,165	154,404	117,761	142,870
104	74,603	22,106	52,497	40,705
110	140,225	39,029	101,196	74,632
118	269,534	80,408	189,126	142,196
126	315,074	81,967	233,107	167,494
134	428,444	121,078	307,366	223,774
142	491,306	140,437	350,869	252,423
150	758,000	279,760	478,240	385,175
160	752,434	257,758	494,676	361,175
170	771,852	289,011	482,841	352,845
180	850,358	362,496	487,862	376,737
190	787,994	343,932	444,062	334,311
200	1,424,466	735,273	689,193	627,202
220	1,558,148	862,948	695,200	644,350
240	1,450,274	902,007	548,267	617,165
260	1,438,475	986,349	452,126	658,062
280	1,279,018	948,939	330,079	629,423
300	1,146,236	868,032	278,204	610,138
320	856,669	679,485	177,184	479,020
340	709,568	577,755	131,813	426,048
360	663,240	548,434	114,806	426,483
380	596,858	503,942	92,916	409,937
410	622,073	525,216	96,857	455,587
440	405,564	351,504	54,060	313,165
470	262,171	231,180	30,991	209,625
500	278,997	235,335	43,662	219,237
530	132,122	118,480	13,642	108,433
560	111,625	99,201	12,424	90,878
590	119,422	102,308	17,114	94,579
620	57,344	51,292	6,052	46,489
650	55,264	48,641	6,623	44,219
680	33,375	29,990	3,385	26,544
710	70,260	59,414	10,846	54,168
750	39,835	34,927	4,908	31,028
790	56,506	47,080	9,426	42,920
830	32,473	28,508	3,965	24,874
880	34,856	29,927	4,929	26,237
930	19,917	17,589	2,328	14,963
980	55,031	44,902	10,129	39,943
1,030	16,579	14,649	1,930	12,141
1,090	20,942	18,172	2,770	15,563
1,150	12,186	10,796	1,390	9,191
1,210	187,140	164,595	22,545	138,754

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/058.xls>

第59表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成24年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合 計	1,630,959	19,554,710	11,893,135	7,661,575	278,901	317,062	219,663
農 林 水 産 業	19,672	172,391	124,851	47,540	252,024	277,225	185,842
鉱業・採石業・砂利採取業	3,382	38,813	32,464	6,349	310,678	327,693	223,677
総 合 工 事 業	118,039	862,109	722,036	140,073	306,240	323,902	215,199
職 別 工 事 業	81,217	386,248	325,698	60,550	310,776	326,873	224,193
設 備 工 事 業	78,481	526,787	446,354	80,433	321,670	338,939	225,836
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	33,172	763,396	402,968	360,428	245,442	301,025	183,299
織 維 製 品 製 造 業	18,675	207,897	90,054	117,843	228,574	306,647	168,912
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	15,708	145,891	115,343	30,548	264,283	282,893	194,015
紙 製 品 製 造 業	5,213	98,554	72,079	26,475	283,492	314,079	200,218
印 刷 ・ 同 関 連 業	18,729	187,115	132,845	54,270	300,197	330,428	226,197
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	21,183	391,930	285,233	106,697	300,041	333,046	211,810
金 属 工 業	33,967	484,170	395,644	88,526	310,464	329,926	223,483
機 械 器 具 製 造 業	63,723	1,263,801	965,590	298,211	302,642	332,570	205,737
そ の 他 の 製 造 業	23,319	317,850	228,329	89,521	297,025	331,125	210,053
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	13,876	118,848	92,467	26,381	319,896	345,189	231,243
情 報 通 信 業	45,668	374,780	272,753	102,027	326,051	355,809	246,500
道 路 貨 物 運 送 業	41,663	838,244	746,021	92,223	291,260	300,595	215,742
そ の 他 の 運 輸 業	22,045	703,883	594,423	109,460	254,090	263,866	200,999
卸 売 業	122,259	1,190,254	831,006	359,248	314,713	351,649	229,273
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	127,339	1,236,570	704,049	532,521	274,501	319,427	215,103
飲 食 料 品 小 売 業	41,099	390,161	215,391	174,770	244,201	292,885	184,202
無 店 舗 小 売 業	12,024	72,961	41,871	31,090	294,454	336,498	237,830
金 融 ・ 保 険 業	15,394	131,599	77,392	54,207	321,366	383,417	232,775
不 動 産 業	84,912	328,257	208,875	119,382	301,638	333,038	246,700
物 品 賃 貸 業	7,279	104,077	70,691	33,386	290,708	326,116	215,735
学 術 研 究 機 関	3,854	65,255	23,890	41,365	302,357	390,064	251,703
専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	108,181	638,599	406,262	232,337	318,803	358,217	249,883
飲 食 店	44,939	406,359	242,803	163,556	255,221	293,140	198,930
宿 泊 業	11,937	218,058	124,621	93,437	240,254	274,223	194,947
対 個 人 サ ー ビ ス 業	32,925	304,474	145,021	159,453	259,661	307,918	215,772
娛 楽 業	16,628	312,498	185,551	126,947	275,108	312,268	220,793
教 育 ・ 学 習 支 援 業	22,772	316,350	136,521	179,829	262,003	307,421	227,522
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	81,291	1,678,121	420,092	1,258,029	299,605	416,423	260,596
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	63,267	1,612,158	454,499	1,157,659	231,201	263,914	218,358
複 合 サ ー ビ ス 業	10,006	214,439	126,526	87,913	248,219	285,542	194,503
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	12,231	348,870	199,661	148,209	230,822	255,390	197,726
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	28,981	624,919	438,429	186,490	243,959	266,645	190,625
修 理 業	37,050	234,583	191,069	43,514	291,547	308,148	218,648
廃 棄 物 処 理 業	19,148	190,704	156,900	33,804	311,503	322,691	259,573
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	29,822	192,001	97,207	94,794	272,807	318,850	225,591
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	27,345	334,245	183,086	151,159	268,428	317,451	209,051
公 務	12,545	527,491	166,570	360,921	186,147	208,410	175,873

(注)1 産業分類は、厚生労働省年金局「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

2 法第3条第2項被保険者及び任意継続被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/059.xls>

第60表 全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
徴収決定済額	6,805,265,904	6,548,056,502	7,498,577,591	7,672,191,029	8,119,208,095
前年度より繰越額(再掲)	138,626,946	178,471,045	215,562,195	252,325,756	243,501,216
収納済額	6,618,119,722	6,319,464,638	7,224,327,478	7,407,403,716	7,865,336,285
不納欠損額	7,960,948	11,745,493	20,095,831	19,056,089	18,824,284
収納未済額	179,185,233	216,846,371	254,154,282	245,731,224	235,047,521
収納率(%)	97.2	96.5	96.3	96.5	96.9

(注) 1 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(一般分)に係る数値である。

2 任意継続被保険者の保険料徴収状況は含まれていない。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《印紙売さばき状況》					
印紙枚数(枚)	1,642,852	1,587,498	1,581,405	1,535,971	1,581,553
第1級	27,862	27,903	25,851	26,928	20,525
2	32,763	25,443	21,305	17,741	17,814
3	69,462	70,465	50,845	45,927	47,589
4	43,252	52,428	66,146	44,910	44,524
5	198,814	195,518	164,116	132,902	126,774
6	392,669	426,137	446,694	414,159	423,937
7	221,287	205,114	209,072	209,493	213,009
8	228,354	201,900	201,285	213,939	231,499
9	253,269	237,202	237,544	259,876	270,685
10	102,665	87,234	92,542	98,944	108,750
11	72,455	58,154	66,005	71,152	76,447
12
13
《保険料徴収状況》					
徴収決定額	657,541	526,267	650,138	666,017	717,461
収納済額	656,846	521,339	646,510	663,967	717,307
不納欠損額	—	3,994	5	—	—
収納未済額	694	934	3,623	2,049	154

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(法第3条第2項被保険者)に係る数値である。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/060.xls>

第61表 全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数	374,239,106	377,424,367	385,474,524	392,005,436	398,754,971
	金額	4,317,886,348	4,420,356,653	4,584,653,243	4,674,531,064	4,748,689,947
被 保 險 者 分	件数	191,591,484	193,111,772	197,132,995	200,400,865	205,466,344
	金額	2,269,739,422	2,322,069,360	2,395,408,633	2,443,315,464	2,498,411,299
診 療 費	件数	131,049,436	130,637,469	131,578,422	132,937,786	135,479,204
	日数	233,160,839	228,440,555	227,908,833	226,485,137	225,744,879
	金額	1,619,413,640	1,638,540,104	1,696,189,904	1,720,653,036	1,770,915,000
薬 剤 支 給	件数	51,156,211	52,363,020	55,040,934	56,599,688	58,899,739
	枚数	64,288,295	64,916,214	68,048,849	69,321,494	71,207,174
	金額	312,335,474	333,860,482	347,385,315	373,337,686	383,392,301
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,486,987	1,461,538	1,462,663	1,444,349	1,453,949
	回数	38,306,004	37,250,039	36,468,526	35,310,075	34,919,738
	金額	15,544,716	15,133,847	14,850,370	14,450,617	14,249,823
訪問看護療養費	件数	10,738	11,757	13,261	14,840	16,477
	日数	76,104	84,105	93,107	104,098	112,529
	金額	544,084	607,815	683,701	769,706	885,437
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	879	1,109	1,278	1,276	1,280
	回数	46,893	36,509	37,514	38,356	37,019
	金額	3,879	6,223	5,939	6,319	6,003
療 養 費	件数	7,917,330	8,637,737	9,049,812	9,432,532	9,694,368
	金額	42,652,277	45,573,685	46,211,841	46,867,674	46,599,937
移 送 費	件数	139	106	92	80	78
	金額	7,583	12,585	8,428	6,451	3,462
高 額 療 養 費	件数	316,694	280,556	247,592	219,590	186,264
	金額	27,551,036	23,710,626	19,665,677	16,986,211	13,636,054
傷 病 手 当 金	件数	879,932	922,602	924,770	909,617	898,616
	日数	28,655,872	29,917,369	30,160,060	29,782,256	29,212,214
	金額	162,840,406	169,933,605	165,886,665	162,061,525	157,859,446
埋 葬 料	件数	26,601	23,030	26,059	25,289	23,846
	金額	1,333,306	1,150,164	1,301,458	1,262,141	1,191,335
出 産 育 児 一 時 金	件数	129,874	125,275	135,135	138,421	140,906
	金額	45,794,450	49,404,439	56,643,799	58,026,820	59,076,489
出 産 手 当 金	件数	103,650	109,111	115,640	121,746	125,566
	日数	8,527,999	8,982,287	9,500,249	9,988,025	10,283,049
	金額	41,718,571	44,135,786	46,575,536	48,887,278	50,596,013
被 扶 養 者 分	件数	167,535,934	169,435,822	173,757,417	176,822,681	178,066,893
	金額	1,765,380,696	1,811,325,285	1,900,203,421	1,935,067,420	1,949,716,759
診 療 費	件数	113,899,518	114,321,895	115,705,047	117,154,659	117,306,047
	日数	208,379,074	204,780,672	206,893,522	205,997,915	202,387,743
	金額	1,344,767,288	1,372,591,390	1,436,556,216	1,458,424,504	1,476,534,901
薬 剤 支 給	件数	48,555,061	49,807,350	52,607,041	54,096,839	55,162,856
	枚数	67,700,024	68,009,814	72,153,602	73,398,660	73,854,064
	金額	251,144,688	267,302,047	282,691,607	301,867,740	304,799,434
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,457,881	1,440,648	1,438,238	1,415,866	1,402,268
	回数	43,877,403	42,907,785	42,309,664	41,121,901	40,214,122
	金額	17,437,871	17,097,912	16,895,071	16,498,289	16,086,090
家族訪問看護療養費	件数	54,252	59,548	67,096	73,978	83,427
	日数	354,906	387,180	434,026	471,775	527,673
	金額	2,591,345	2,844,049	3,269,313	3,574,004	4,250,541
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	818	1,199	1,264	1,393	1,184
	回数	42,223	38,190	42,743	46,944	36,255
	金額	5,972	6,694	7,796	9,109	6,120
家 族 療 養 費	件数	4,457,400	4,729,569	4,877,048	5,026,434	5,079,716
	金額	27,368,610	28,585,897	28,861,261	29,051,796	28,426,214
家 族 移 送 費	件数	169	165	137	128	131
	金額	7,931	10,412	8,981	12,723	3,639

高額療養費	件数	249,047	230,956	202,471	183,899	159,696
	金額	17,813,792	16,508,176	13,946,715	12,755,158	11,020,810
家族埋葬料	件数	27,321	17,830	18,085	18,356	16,875
	金額	1,371,070	891,450	904,250	917,800	843,750
家族出産育児一時金	件数	292,348	267,310	279,228	266,995	256,961
	金額	102,872,130	105,487,259	117,062,211	111,956,298	107,748,261
高齢受給者分（一般）	件数	12,566,006	12,393,969	12,148,446	12,295,567	12,636,815
	金額	230,183,578	232,133,424	233,201,348	238,114,017	244,357,159
診療費	件数	8,622,740	8,450,285	8,153,882	8,215,231	8,407,904
	日数	19,759,751	18,978,182	18,248,013	17,951,637	17,819,221
	金額	186,993,062	187,495,499	189,266,203	191,717,028	197,413,931
薬剤支給	件数	3,939,178	3,939,339	3,989,856	4,075,343	4,223,343
	枚数	5,433,663	5,309,858	5,318,673	5,350,074	5,434,286
	金額	39,895,685	41,416,516	40,806,094	43,332,249	43,844,837
入院時食事療養・生活療養費 （標準負担額差額支給除く）	件数	187,297	182,319	178,108	174,992	177,234
	回数	7,304,475	7,041,153	6,721,711	6,543,772	6,462,950
	金額	3,010,262	2,916,795	2,801,337	2,744,852	2,705,981
（家族）訪問看護療養費	件数	4,088	4,345	4,708	4,993	5,568
	日数	32,291	34,579	36,034	35,817	41,365
	金額	284,569	304,616	327,713	319,888	392,410
高齢受給者分（一定以上所得者）	件数	2,361,629	2,197,185	2,112,548	2,144,916	2,256,776
	金額	38,676,152	36,510,354	35,779,942	36,773,374	38,594,092
診療費	件数	1,649,078	1,526,306	1,442,658	1,457,863	1,528,429
	日数	3,423,172	3,106,871	2,926,129	2,883,067	2,933,082
	金額	31,821,248	29,830,559	29,281,074	29,808,036	31,364,159
薬剤支給	件数	711,854	670,230	669,186	686,295	727,560
	枚数	945,307	872,205	865,524	875,863	912,723
	金額	6,407,168	6,271,283	6,121,866	6,591,373	6,854,836
入院時食事療養・生活療養費 （標準負担額差額支給除く）	件数	32,707	30,343	28,206	28,208	28,689
	回数	974,079	884,033	803,819	789,711	783,533
	金額	406,900	369,771	336,678	332,921	328,961
（家族）訪問看護療養費	件数	697	649	704	758	787
	日数	5,219	5,241	5,307	5,415	5,944
	金額	40,836	38,741	40,324	41,044	46,136
世帯合算高額療養費	件数	184,053	285,603	323,074	341,358	328,110
	金額	13,906,500	18,316,662	20,057,245	21,258,792	17,609,905
高額医療・高額介護合算療養費	件数	・	16	44	49	33
	金額	・	1,568	2,655	1,996	733

- (注) 1 被保険者及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「（家族）埋葬料」「（家族）出産育児一時金」「出産手当金」には高齢受給者分が含まれている。
- 2 「入院時食事療養費（標準負担額差額支給除く）」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 4 「高齢受給者（一般）」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。
- 5 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。
- 6 「入院時食事療養費（標準負担額差額支給除く）」は、平成23年度は「入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給除く）」である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分			平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合	計	件数	145,430	141,143	139,233	130,863	129,266
		金額	1,990,269	1,953,162	2,059,222	2,067,561	1,726,109
被	保	件数	84,792	83,065	82,046	75,456	73,255
險	者	金額	1,201,299	1,225,339	1,293,054	1,349,023	1,073,318
診	療	件数	54,388	51,961	50,613	45,016	44,454
	費	日数	110,969	116,355	114,170	102,424	82,370
		金額	790,369	732,698	769,866	668,660	688,750
薬	劑	件数	23,932	23,882	23,747	21,579	21,882
	支	枚数	31,210	31,304	30,853	27,232	26,646
	給	金額	165,863	169,550	163,775	157,273	151,376
入	院	件数	718	656	704	555	540
時	食	回数	21,725	19,115	18,733	14,397	13,033
事	療	金額	9,192	7,907	7,759	6,023	5,392
養	費	件数	—	—	1	3	—
(標	日数	—	—	2	10	—
準	準	金額	—	—	20	68	—
負	担	件数	4	—	—	1	2
額	差	回数	226	—	—	7	26
額	額	金額	25	—	—	1	3
支	給	件数	3,751	3,961	4,028	4,026	3,813
給	給	金額	26,944	29,528	29,180	28,161	26,200
入	院	件数	1	—	—	—	—
時	食	金額	68	—	—	—	—
事	療	件数	155	132	108	107	72
養	費	金額	12,670	11,695	7,596	9,990	6,202
・	生	件数	1,466	1,686	1,635	2,057	2,123
生	活	金額	13,661	15,483	19,055	23,439	18,110
療	養	件数	1,081	1,423	1,900	2,656	898
費	費	日数	31,391	39,960	50,874	78,030	24,893
(標	金額	181,808	256,580	293,386	454,489	175,697
準	準	件数	14	18	10	10	7
額	差	金額	700	900	500	500	350
支	給	件数	—	1	3	1	1
給	給	金額	—	420	1,260	420	420
入	院	件数	—	1	1	—	3
時	食	日数	—	98	94	—	196
事	療	金額	—	578	658	—	819
養	費	件数	50,305	48,175	48,165	46,692	47,786
費	費	金額	614,464	553,722	598,960	552,722	519,778
(標	件数	32,921	31,039	30,437	29,118	29,609
準	準	日数	66,778	59,112	58,678	53,144	51,109
負	担	金額	469,594	409,785	446,360	407,407	362,004
額	差	件数	14,793	14,345	14,637	14,358	14,796
支	給	枚数	20,609	19,419	20,121	19,229	19,417
給	給	金額	86,991	88,851	91,772	90,154	90,282
入	院	件数	475	374	366	342	289
時	食	回数	17,368	10,833	11,568	9,387	6,482
事	療	金額	7,233	4,453	4,838	3,929	2,648
養	費	件数	—	26	8	14	21
費	費	日数	—	260	48	25	80
(標	金額	—	1,632	327	209	608
準	準	件数	5	—	—	—	—
負	担	回数	160	—	—	—	—
額	差	金額	16	—	—	—	—
支	給						

家族療養費	件数	1,354	1,562	1,712	1,724	1,698
	金額	10,182	12,203	12,643	13,315	13,415
家族移送費	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
高額療養費	件数	138	84	43	76	62
	金額	9,663	6,100	2,429	4,075	3,761
特別療養費	件数	1,020	1,059	1,253	1,344	1,521
	金額	11,336	9,937	14,651	13,745	16,929
家族埋葬料	件数	22	8	10	12	8
	金額	1,100	400	500	600	400
家族出産育児一時金	件数	52	52	65	46	71
	金額	18,350	20,360	25,439	19,290	29,730
高齢受給者分	件数	10,285	9,797	8,942	8,609	8,133
	金額	172,448	169,320	163,058	159,393	126,579
診療費	件数	7,353	7,036	6,320	5,963	5,549
	日数	18,580	16,972	15,308	14,289	12,256
	金額	142,374	139,069	133,187	129,281	96,546
薬剤支給	件数	2,785	2,682	2,494	2,537	2,466
	枚数	3,881	3,734	3,397	3,331	3,128
	金額	26,615	27,358	26,456	27,535	26,169
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	130	120	120	114	74
	回数	3,787	4,933	4,897	4,082	1,551
	金額	1,620	2,013	2,022	1,706	650
(家族)訪問看護療養費	件数	—	—	—	—	—
	日数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
特別療養費	件数	147	79	128	109	118
	金額	1,839	880	1,393	871	3,214
世帯合算高額療養費	件数	48	106	79	105	92
	金額	2,057	4,780	4,053	6,413	6,433
高額医療・高額介護合算療養費	件数	・	—	1	—	—
	金額	・	—	98	—	—

(注) 1 高齢者の「診療費」「薬剤支給」「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」「訪問看護療養費」については被保険者分・被扶養者分を合計して高齢受給者分としている。

2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

4 「高齢受給者」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。

5 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」は、平成23年度は「入院時食事療養費・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」である。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/061.xls>

第62表 全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額:千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
被 保 険 者 分	件数 131,049,436	130,637,469	131,578,422	132,937,786	135,479,204
	日数 233,160,839	228,440,555	227,908,833	226,485,137	225,744,879
	金額 1,619,413,640	1,638,540,104	1,696,189,904	1,720,658,036	1,770,915,000
一 般 診 療	件数 104,578,513	104,378,830	105,088,760	105,840,551	107,875,467
	日数 174,428,214	171,019,165	171,198,659	169,589,416	169,324,492
	金額 1,361,592,977	1,388,089,261	1,445,592,520	1,465,146,617	1,513,271,504
入 院	件数 1,615,145	1,586,076	1,592,253	1,573,399	1,584,357
	日数 16,767,843	16,258,473	15,971,970	15,469,197	15,295,329
	金額 559,622,051	574,606,045	619,103,663	625,738,729	657,037,820
入 院 外	件数 102,963,368	102,792,754	103,496,507	104,267,152	106,291,110
	日数 157,660,371	154,760,692	155,226,689	154,120,219	154,029,163
	金額 801,970,926	813,483,216	826,488,857	839,407,888	856,233,684
歯 科 診 療	件数 26,470,923	26,258,639	26,489,662	27,097,235	27,603,737
	日数 58,732,625	57,421,390	56,710,174	56,895,721	56,420,387
	金額 257,820,663	250,450,842	250,597,384	255,506,418	257,643,495
被 扶 養 者 分	件数 113,899,518	114,321,895	115,705,047	117,154,659	117,306,047
	日数 208,379,074	204,780,672	206,893,522	205,997,915	202,387,743
	金額 1,344,767,288	1,372,591,390	1,436,556,216	1,458,424,504	1,476,534,901
一 般 診 療	件数 94,452,243	94,919,411	95,900,195	96,862,643	96,795,728
	日数 169,840,417	166,915,810	169,004,432	168,046,540	165,017,998
	金額 1,187,293,558	1,217,366,481	1,276,941,316	1,295,557,417	1,312,225,428
入 院	件数 1,698,423	1,673,735	1,674,783	1,649,358	1,631,786
	日数 18,815,360	18,385,094	18,171,585	17,693,894	17,324,610
	金額 499,808,733	518,416,234	567,673,242	576,251,277	594,647,633
入 院 外	件数 92,753,820	93,245,676	94,225,412	95,213,285	95,163,942
	日数 151,025,057	148,530,716	150,832,847	150,352,646	147,693,388
	金額 687,484,825	698,950,247	709,268,074	719,306,140	717,577,795
歯 科 診 療	件数 19,447,275	19,402,484	19,804,852	20,292,016	20,510,319
	日数 38,538,657	37,864,862	37,889,090	37,951,375	37,369,745
	金額 157,473,729	155,224,908	159,614,900	162,867,088	164,309,474
高 齢 受 給 者 (一 般)	件数 8,622,740	8,450,285	8,153,882	8,215,231	8,407,904
	日数 19,759,751	18,978,182	18,248,013	17,951,637	17,819,221
	金額 186,993,062	187,495,499	189,266,203	191,717,028	197,413,931
入 院	件数 196,488	191,612	186,975	183,412	185,431
	日数 2,888,168	2,789,846	2,665,992	2,589,784	2,554,869
	金額 89,657,623	89,870,400	92,609,838	93,225,326	96,741,867
入 院 外	件数 7,398,224	7,213,238	6,903,760	6,911,448	7,042,090
	日数 14,393,812	13,702,906	13,119,704	12,822,722	12,657,111
	金額 84,093,403	84,456,056	83,498,635	84,780,867	86,446,437
歯 科	件数 1,028,028	1,045,435	1,063,147	1,120,371	1,180,383
	日数 2,477,771	2,485,430	2,462,317	2,539,131	2,607,241
	金額 13,242,036	13,169,042	13,157,731	13,710,835	14,225,627
高 齢 受 給 者 (一 定 以 上 所 得 者)	件数 1,649,078	1,526,306	1,442,658	1,457,863	1,528,429
	日数 3,423,172	3,106,871	2,926,129	2,883,067	2,933,082
	金額 31,821,248	29,830,559	29,281,074	29,808,036	31,364,159
入 院	件数 34,401	31,915	29,691	29,541	30,138
	日数 410,443	373,272	338,792	332,728	330,637
	金額 15,436,889	14,458,224	14,142,226	14,427,835	15,138,415
入 院 外	件数 1,369,947	1,262,936	1,181,054	1,189,153	1,243,422
	日数 2,459,947	2,220,143	2,085,836	2,043,841	2,078,286
	金額 14,093,217	13,262,906	13,039,748	13,232,313	13,969,290
歯 科	件数 244,730	231,455	231,913	239,169	254,869
	日数 552,782	513,456	501,501	506,498	524,159
	金額 2,291,142	2,109,428	2,099,100	2,147,888	2,256,454

(注) 1 「高齢受給者(一般)」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。

2 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
被 保 険 者 分	54,388	51,961	50,613	45,016	44,454
件数	54,388	51,961	50,613	45,016	44,454
日数	110,969	116,355	114,170	102,424	82,370
金額	790,369	732,698	769,866	668,660	688,750
一 般 診 療					
件数	44,122	42,433	41,116	36,089	35,402
日数	85,976	92,835	91,315	81,640	61,721
金額	675,764	627,565	665,700	572,120	591,317
入 院					
件数	760	697	777	592	581
日数	8,964	8,087	8,413	6,136	5,831
金額	310,429	266,412	305,941	257,920	286,318
入 院 外					
件数	43,362	41,736	40,339	35,497	34,821
日数	77,012	84,748	82,902	75,504	55,890
金額	365,335	361,153	359,759	314,200	304,999
歯 科 診 療					
件数	10,266	9,528	9,497	8,927	9,052
日数	24,993	23,520	22,855	20,784	20,649
金額	114,605	105,134	104,166	96,540	97,432
被 扶 養 者 分	32,921	31,039	30,437	29,118	29,609
件数	32,921	31,039	30,437	29,118	29,609
日数	66,778	59,112	58,678	53,144	51,109
金額	469,594	409,785	446,360	407,407	362,004
一 般 診 療					
件数	27,071	25,511	25,004	23,898	24,300
日数	53,664	47,055	47,352	42,447	40,649
金額	415,894	361,128	398,670	361,249	315,957
入 院					
件数	516	417	411	399	342
日数	7,114	4,445	4,875	4,200	2,870
金額	195,879	144,627	173,772	162,679	111,090
入 院 外					
件数	26,555	25,094	24,593	23,499	23,958
日数	46,550	42,610	42,477	38,247	37,779
金額	220,015	216,501	224,898	198,570	204,867
歯 科 診 療					
件数	5,850	5,528	5,433	5,220	5,309
日数	13,114	12,057	11,326	10,697	10,460
金額	53,700	48,657	47,691	46,158	46,047
高 齢 受 給 者	7,353	7,036	6,320	5,963	5,549
件数	7,353	7,036	6,320	5,963	5,549
日数	18,580	16,972	15,308	14,289	12,256
金額	142,374	139,069	133,187	129,281	96,546
入 院					
件数	143	133	126	117	80
日数	1,736	1,887	1,822	1,665	752
金額	62,232	64,274	68,795	64,444	38,779
入 院 外					
件数	6,252	5,977	5,387	5,014	4,741
日数	14,390	12,839	11,666	10,674	9,781
金額	66,196	62,721	54,253	53,025	47,975
歯 科					
件数	958	926	807	832	728
日数	2,454	2,246	1,820	1,950	1,723
金額	13,946	12,073	10,139	11,812	9,792

(注) 「高齢受給者」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/062.xls>

第63表 全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額:円)

区 分				平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	
《被保険者分》									
診	療	費	1000人当件数	6,704.96	6,745.60	6,776.07	6,842.45	6,915.92	
			1件当日数	1.78	1.75	1.73	1.70	1.67	
			1件当金額	12,357	12,543	12,891	12,943	13,071	
			1人当金額	82,855	84,608	87,351	88,564	90,401	
一	般	診	療	1000人当件数	5,350.61	5,389.71	5,411.90	5,447.72	5,506.81
			1件当日数	1.67	1.64	1.63	1.60	1.57	
			1件当金額	13,020	13,299	13,756	13,843	14,028	
			1人当金額	69,664	71,675	74,446	75,413	77,249	
			入院	1000人当件数	82.64	81.90	82.00	80.98	80.88
			1件当日数	10.38	10.25	10.03	9.83	9.65	
			1件当金額	346,484	362,282	388,822	397,699	414,703	
			1人当金額	28,632	29,670	31,883	32,207	33,540	
			入院外	1000人当件数	5,267.98	6,307.81	5,329.90	5,366.74	5,425.93
			1件当日数	1.53	1.51	1.50	1.48	1.45	
			1件当金額	7,789	7,914	7,986	8,051	8,056	
			1人当金額	41,032	42,005	42,563	43,205	43,709	
			歯科診療	1000人当件数	1,354.35	1,355.89	1,364.17	1,394.72	1,409.11
			1件当日数	2.22	2.19	2.14	2.10	2.04	
			1件当金額	9,740	9,538	9,460	9,429	9,334	
			1人当金額	13,191	12,932	12,905	13,151	13,152	
			傷病手当金	1000人当件数	44.43	47.01	46.98	46.17	45.20
			1人当日数	1.45	1.52	1.53	1.51	1.47	
			1件当金額	185,060	184,190	179,382	178,165	175,670	
			埋葬料	1000人当件数	1.34	1.17	1.32	1.28	1.20
			出産育児一時金	1000人当件数	6.56	6.38	6.87	7.03	7.09
			出産手当金	1000人当件数	5.23	5.56	5.88	6.18	6.32
			1件当金額	402,495	404,504	402,763	401,551	402,944	
《被扶養者分》									
診	療	費	1000人当件数	7,660.76	7,685.01	7,760.77	7,878.23	7,910.53	
			1件当日数	1.83	1.79	1.79	1.76	1.73	
			1件当金額	11,807	12,006	12,416	12,449	12,587	
			1人当金額	90,448	92,269	96,355	98,074	99,570	
一	般	診	療	1000人当件数	6,352.76	6,380.73	6,432.39	6,513.67	6,527.42
			1件当日数	1.80	1.76	1.76	1.73	1.70	
			1件当金額	12,570	12,825	13,315	13,375	13,557	
			1人当金額	79,856	81,834	85,649	87,122	88,490	
			入院	1000人当件数	114.23	112.51	112.33	110.91	110.04
			1件当日数	11.08	10.98	10.85	10.73	10.62	
			1件当金額	294,278	309,736	338,953	349,379	364,415	
			1人当金額	33,617	34,849	38,076	38,751	40,100	
			入院外	1000人当件数	6,238.52	6,268.21	6,320.05	6,402.75	6,417.38
			1件当日数	1.63	1.59	1.60	1.58	1.55	
			1件当金額	7,412	7,496	7,527	7,555	7,540	
			1人当金額	46,240	46,985	47,573	48,371	48,390	
			歯科診療	1000人当件数	1,308.00	1,304.28	1,328.39	1,364.57	1,383.11
			1件当日数	1.98	1.95	1.91	1.87	1.82	
			1件当金額	8,097	8,000	8,059	8,026	8,011	
			1人当金額	10,592	10,435	10,706	10,952	11,080	
			家族埋葬料	1000人当件数	1.80	1.17	1.19	1.21	1.12
			家族出産育児一時金	1000人当件数	19.24	17.60	18.35	17.60	16.98

《高齢受給者分（一般）》								
診 療 費	1000人当件数	17,209.66	17,185.61	16,663.77	16,635.41	16,634.49		
	1件当日数	2.29	2.25	2.24	2.19	2.12		
	1件当金額	21,686	22,188	23,212	23,337	23,480		
	1人当金額	373,209	381,315	386,796	388,217	390,571		
入 院	1000人当件数	392.16	389.69	382.11	371.40	366.86		
	1件当日数	14.70	14.56	14.26	14.12	13.78		
	1件当金額	456,301	469,023	495,306	508,284	521,714		
	1人当金額	178,943	182,772	189,263	188,776	191,398		
入 院 外	1000人当件数	14,765.71	14,669.79	14,108.94	13,995.32	13,932.32		
	1件当日数	1.95	1.90	1.90	1.86	1.80		
	1件当金額	11,367	11,708	12,095	12,267	12,276		
	1人当金額	167,837	171,761	170,643	171,677	171,029		
歯 科 診 療	1000人当件数	2,051.79	2,126.13	2,172.71	2,268.69	2,335.31		
	1件当日数	2.41	2.38	2.32	2.27	2.21		
	1件当金額	12,881	12,597	12,376	12,238	12,052		
	1人当金額	26,429	26,782	26,890	27,764	28,144		
《高齢受給者分（一定以上所得者）》								
診 療 費	1000人当件数	18,620.53	18,246.77	17,704.58	17,597.44	17,398.38		
	1件当日数	2.08	3.04	2.03	1.98	1.92		
	1件当金額	19,296	19,544	20,297	20,446	20,521		
	1人当金額	359,309	356,620	359,343	359,804	357,024		
入 院	1000人当件数	388.44	381.54	364.37	356.58	343.07		
	1件当日数	11.93	11.70	11.41	11.26	10.97		
	1件当金額	448,734	453,023	476,314	488,400	502,303		
	1人当金額	174,305	172,846	173,556	174,154	172,323		
入 院 外	1000人当件数	15,468.73	15,098.22	14,494.13	14,353.92	14,154.10		
	1件当日数	1.80	1.76	1.77	1.72	1.67		
	1件当金額	10,287	10,502	11,041	11,128	11,235		
	1人当金額	159,133	158,556	160,026	159,723	159,015		
歯 科 診 療	1000人当件数	2,763.36	2,767.01	2,846.08	2,886.94	2,901.22		
	1件当日数	2.26	2.22	2.16	2.12	2.06		
	1件当金額	9,362	9,114	9,051	8,981	8,853		
	1人当金額	25,870	25,218	25,761	25,927	25,686		

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者（一般）」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。
- 6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。
- 7 平成24年度の平均被保険者数：19,589,480人（70歳未満）、19,880,872人（総数）
平成24年度の平均被扶養者数：14,829,097人（70歳未満）、15,131,003人（総数）
平成24年度の平均加入者数：505,450人（高齢（一般））、87,849人（高齢（一定以上所得者））

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額:円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《被保険者分》						
診 療 費	1000人当件数	5,390.73	4,880.34	4,656.64	4,085.21	3,876.97
	1件当日数	2.04	2.24	2.26	2.28	1.85
	1件当金額	14,532	14,101	15,211	14,854	15,494
	1人当金額	78,338	68,817	70,831	60,681	60,068
一 般 診 療	1000人当件数	4,373.28	3,985.44	3,782.87	3,275.16	3,087.56
	1件当日数	1.95	2.19	2.22	2.26	1.74
	1件当金額	15,316	14,790	16,191	15,853	16,703
	1人当金額	66,980	58,943	61,248	51,921	51,571
入 院	1000人当件数	75.33	65.46	71.49	53.72	50.67
	1件当日数	11.79	11.60	10.83	10.36	10.04
	1件当金額	408,460	382,227	393,746	435,676	492,803
	1人当金額	30,769	25,022	28,148	23,406	24,971
入 院 外	1000人当件数	4,297.88	3,919.98	3,711.38	3,221.36	3,036.85
	1件当日数	1.78	2.03	2.06	2.13	1.61
	1件当金額	8,425	8,653	8,918	8,851	8,759
	1人当金額	36,211	33,921	33,100	28,514	26,600
歯 科 診 療	1000人当件数	1,017.53	894.90	873.77	810.13	789.45
	1件当日数	2.43	2.47	2.41	2.33	2.28
	1件当金額	11,164	11	10,968	10,814	10,764
	1人当金額	11,359	9,874	9,584	8,761	8,497
傷 病 手 当 金	1000人当件数	102.10	126.58	164.80	225.38	72.39
	1人当日数	2.96	3.55	4.41	6.62	2.01
	1件当金額	168,185	180,309	154,413	171,118	195,654
埋 葬 料 (費)	1000人当件数	1.32	1.60	0.87	0.85	0.56
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	—	0.09	0.26	0.08	0.08
出 産 手 当 金	1000人当件数	—	0.09	0.09	—	0.24
	1件当金額	—	578,200	658,000	—	273,093
《被扶養者分》						
診 療 費	1000人当件数	5,775.11	5,466.54	5,297.08	5,100.96	4,982.23
	1件当日数	2.03	1.90	1.93	1.83	1.73
	1件当金額	14,264	13,202	14,665	13,992	12,226
	1人当金額	82,378	72,171	77,682	71,371	60,914
一 般 診 療	1000人当件数	4,748.47	4,492.96	4,351.55	4,186.76	4,088.84
	1件当日数	1.98	1.84	1.89	1.78	1.67
	1件当金額	15,363	14,156	15,944	15,116	13,002
	1人当金額	72,951	63,601	69,382	63,288	53,165
入 院	1000人当件数	90.52	73.44	71.53	69.90	57.55
	1件当日数	13.79	10.66	11.86	10.53	8.39
	1件当金額	379,610	346,828	422,802	407,717	324,824
	1人当金額	34,362	25,472	30,242	28,499	18,693
入 院 外	1000人当件数	4,658.36	4,419.51	4,280.02	4,116.61	4,031.35
	1件当日数	1.75	1.70	1.73	1.63	1.58
	1件当金額	8,285	8,628	9,145	8,450	8,551
	1人当金額	38,596	38,130	39,140	34,786	34,472
歯 科 診 療	1000人当件数	1,026.23	973.58	945.53	914.45	893.33
	1件当日数	2.24	2.18	2.08	2.05	1.97
	1件当金額	9,180	8,802	8,778	8,843	8,673
	1人当金額	9,420	8,569	8,300	8,086	7,748

家族埋葬料	1000人当件数	3.74	1.36	1.67	2.02	1.28
家族出産育児一時金	1000人当件数	8.83	8.81	10.88	7.73	11.40
《高齢受給者分》						
診療費	1000人当件数	10,708.25	8,612.00	7,109.11	5,905.42	4,539.06
	1件当日数	2.53	2.41	2.42	2.40	2.21
	1件当金額	19,363	19,765	21,074	21,680	17,399
	1人当金額	207,341	170,219	149,816	128,032	78,974
入院	1000人当件数	208.25	162.79	141.73	115.87	65.44
	1件当日数	12.14	14.19	14.46	14.23	9.40
	1件当金額	435,186	483,266	545,992	550,803	484,737
	1人当金額	90,629	78,671	77,385	63,822	31,721
入院外	1000人当件数	9,104.85	7,315.79	6,059.62	4,965.59	3,878.12
	1件当日数	2.30	2.15	2.17	2.13	2.06
	1件当金額	10,588	10,494	10,071	10,575	10,119
	1人当金額	96,402	76,770	61,027	52,513	39,243
歯科診療	1000人当件数	1,395.15	1,133.41	907.76	823.97	595.50
	1件当日数	2.56	2.43	2.26	2.34	2.37
	1件当金額	14,558	13,038	12,564	14,197	13,450
	1人当金額	20,310	14,778	11,405	11,698	8,010

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。
- 6 平成24年度の平均被保険者数：11,466人（70歳未満）、12,405人（総数）
平成24年度の平均被扶養者数：5,943人（70歳未満）、6,227人（総数）
平成24年度の平均加入者数：1,223人（高齢受給者）

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/063.xls>

第64表 全国健康保険協会管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	77,029	75,773	85,479	88,033	92,857
保 険 料 収 入	66,742	64,411	73,425	75,077	79,635
医 療 分	62,013	59,555	67,343	68,855	73,156
介 護 分	4,729	4,856	6,082	6,222	6,479
国 庫 補 助	10,036	10,860	11,768	12,769	13,058
医 療 分	9,093	9,678	10,543	11,539	11,808
介 護 分	943	1,182	1,225	1,230	1,251
そ の 他	251	502	286	186	163
医 療 分	—	501	286	186	163
介 護 分	—	1	—	—	—
支 出	79,567	80,878	82,582	85,396	89,665
保 険 給 付 費	43,375	44,513	46,099	46,997	47,788
医 療 給 付 費	38,572	39,415	40,912	41,859	42,801
現 金 給 付 費	4,803	5,098	5,188	5,138	4,987
抛 出 金 等	29,016	28,773	28,283	29,752	32,780
前 期 高 齢 者 納 付 金	9,449	10,961	12,100	12,425	13,604
後 期 高 齢 者 支 援 金	13,131	15,057	14,214	14,652	16,021
老 人 保 健 抛 出 金	1,960	1	1	1	1
退 職 者 給 付 抛 出 金	4,467	2,742	1,968	2,675	3,154
病 床 転 換 支 援 金	9	12	—	—	—
介 護 納 付 金	5,920	6,218	6,949	7,403	7,629
そ の 他	1,257	1,374	1,250	1,244	1,468
医 療 分	—	1,342	1,249	1,243	1,455
介 護 分	—	32	1	1	13
収 支 差 引 残	△ 2,538	△ 5,104	2,897	2,637	3,191
医 療 分	△ 2,290	△ 4,893	2,540	2,589	3,104
介 護 分	△ 248	△ 211	356	48	87
国 庫 補 助 繰 延 べ 返 済 額	—	—	—	—	—
準 備 金 残 高	1,494	△ 3,381	△ 485	2,153	5,343
医 療 分	1,539	△ 3,179	△ 638	1,951	5,054
介 護 分	△ 45	△ 203	154	202	289

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。

2 年金特別会計健康勘定分である。

3 法第3条第2項に係るものを含む。

4 「準備金残高」は、国庫補助繰延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。

5 平成20年度は政府管掌健康保険と全国健康保険協会管掌健康保険とを一体的に通算したものである。また、平成21年度以降は全国健康保険協会管掌健康保険に係るものである。

6 平成22年7月から平成27年3月までの特例措置として、国庫補助割合は13%から16.4%に、また後期高齢者支援金は被用者保険に割り当てられた後期高齢者支援金の1/3（平成22年度は9分の2）について加入者数割から保険者の財政力に応じた負担方法（総報酬割）に変更された。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/064.xls>

② 組管掌健康保険

第65表 組管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
組 合 数	1,497	1,473	1,458	1,443	1,431
被 保 険 者 数	15,905,895	15,722,468	15,573,743	15,552,840	15,537,092
男	11,073,793	11,082,684	10,920,929	10,850,032	10,829,015
女	4,832,102	4,845,535	4,773,188	4,781,718	4,828,485
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	10,762,577	10,785,771	10,813,406	10,992,177	11,127,654
介護2号被保険者たる被保険者数	7,411,975	7,445,890	7,488,799	7,649,001	7,787,464
介護特定被保険者数	107,127	109,547	111,904	112,706	115,309
被 扶 養 者 数	14,430,943	14,228,456	14,034,944	13,950,932	13,816,183
(再掲)					
介護保険被扶養者数	3,243,475	3,230,334	3,212,703	3,230,470	3,224,881
扶 養 率	0.907	0.905	0.901	0.897	0.889
平 均 標 準 報 酬 月 額	371,304	359,340	363,306	363,149	365,867
男	420,911	405,055	410,142	410,062	413,268
女	257,618	254,103	256,046	256,843	259,745
(再掲)					
介護保険被保険者	438,361	428,196	423,578	423,088	422,328

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。

2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

3 「介護保険被扶養者数」は、国立社会保障・人口問題研究所にて算出している。

介護保険被扶養者数=介護保険第2号被保険者- (介護2号被保険者たる被保険者+特定被保険者)

4 平成21年度以降の「被保険者数」男女別の値は、年間平均である。

資料：平成20年度は厚生労働省保険局「健康保険事業年報」、一部厚生労働省保険局調べ

平成21年度以降の「介護保険第2号被保険者数」「介護2号被保険者たる被保険者数」「介護特定被保険者数」「平均標準報酬月額介護保険被保険者」は、健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

上記区分以外は、厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/065.xls>

第66表 組管掌健康保険平均保険料率

各年3月末現在

区 分	保 険 料 率 (%)			負 担 割 合 (%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成21年 (2009)	74.32	33.32	40.99	100	45	55
22 (2010)	76.40	34.35	42.06	100	45	55
23 (2011)	79.39	35.82	43.58	100	45	55
24 (2012)	83.08	37.66	45.42	100	45	55
25 (2013)	86.39	39.25	47.14	100	45	55

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/066.xls>

第67表 組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成24年度末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額(千円)	計	男	女
総数		15,256,383	10,485,263	4,771,120
第1級	58	2,934	1,849	1,085
2	68	1,197	444	753
3	78	3,851	1,018	2,833
4	88	7,364	1,899	5,465
5	98	19,175	6,770	12,405
6	104	19,288	3,956	15,332
7	110	40,133	8,215	31,918
8	118	75,131	16,317	58,814
9	126	112,380	24,460	87,920
10	134	147,897	31,740	116,157
11	142	176,154	39,535	136,619
12	150	226,673	57,364	169,309
13	160	275,583	77,820	197,763
14	170	296,553	92,849	203,704
15	180	319,576	108,721	210,855
16	190	338,521	122,440	216,081
17	200	583,273	239,398	343,875
18	220	855,335	390,416	464,919
19	240	881,717	449,602	432,115
20	260	894,250	517,126	377,124
21	280	858,244	546,291	311,953
22	300	820,065	563,949	256,116
23	320	775,766	568,167	207,599
24	340	722,196	556,121	166,075
25	360	690,206	553,541	136,665
26	380	793,915	661,075	132,840
27	410	852,771	734,605	118,166
28	440	731,445	646,951	84,494
29	470	634,978	572,802	62,176
30	500	542,958	496,394	46,564
31	530	451,246	417,521	33,725
32	560	371,089	345,458	25,631
33	590	300,927	281,507	19,420
34	620	247,182	232,670	14,512
35	650	195,434	184,257	11,177
36	680	156,463	147,827	8,636
37	710	147,534	139,364	8,170
38	750	127,016	120,074	6,942
39	790	96,164	90,363	5,801
40	830	81,976	77,328	4,648
41	880	65,577	61,387	4,190
42	930	49,375	46,256	3,119
43	980	38,157	35,184	2,973
44	1030	31,465	29,229	2,236
45	1090	28,223	26,127	2,096
46	1150	21,379	19,878	1,501
47	1210	147,647	138,998	8,649

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/067.xls>

第68表 組合管掌健康保険適用状況（業態別）

平成25年3月末現在

区 分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総	1,431	15,537,090	10,739,909	4,797,181	365,867	413,268	259,745
単 一 ・ 連 合 組 合 の 計	1,166	9,357,706	6,742,257	2,615,449	384,158	430,470	264,775
農 林 水 産 業	1	1,670	1,273	397	429,187	465,142	313,894
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	47	199,396	169,662	29,734	406,324	432,654	256,085
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	48	277,490	194,761	82,729	350,011	400,352	231,498
織 維 製 品 製 造 業	31	65,051	31,503	33,548	296,357	369,919	227,280
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	3	3,862	3,236	626	349,184	374,070	220,543
紙 製 品 製 造 業	3	7,925	6,917	1,008	341,528	358,809	222,946
印 刷 ・ 同 関 連 業	7	89,312	72,839	16,473	380,896	410,064	251,922
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	155	869,827	683,280	186,547	410,774	444,570	286,985
金 属 工 業	46	285,702	247,831	37,871	383,688	401,415	267,677
機 械 器 具 製 造 業	247	2,792,571	2,367,018	425,553	400,614	422,732	277,607
そ の 他 の 製 造 業	40	164,397	119,544	44,853	354,563	393,939	249,616
卸 売 業	51	291,255	195,506	95,749	389,345	444,398	276,935
飲 食 料 品 小 売 業	17	76,437	41,751	34,686	268,870	337,039	186,815
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	58	577,501	298,823	278,678	282,222	356,482	202,594
金 融 業 ・ 保 険 業	157	1,160,301	558,142	602,159	391,166	513,656	277,629
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	7	67,590	42,964	24,626	387,260	458,672	262,670
運 輸 業	68	838,640	677,017	161,623	359,334	386,362	246,114
情 報 通 信 業	48	575,557	378,084	197,473	402,841	467,310	279,496
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	19	274,631	231,656	42,975	480,411	513,093	304,243
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	12	62,301	35,692	26,609	258,265	306,290	193,846
医 療 ・ 福 祉	17	99,976	31,566	68,410	391,362	546,851	319,615
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12	58,195	25,570	32,625	387,553	480,478	314,722
複 合 サ ー ビ ス 業	1	5,199	2,636	2,563	303,444	384,788	219,784
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	18	90,102	41,429	48,673	297,139	372,799	232,739
労 働 者 派 遣 業	3	22,366	18,761	3,605	294,210	307,189	226,662
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	10	57,641	41,819	15,822	551,119	602,549	415,183
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	38	314,452	209,413	105,039	380,995	431,591	280,125
公 務	2	28,359	13,564	14,795	291,007	362,703	225,276
総 合 組 合 の 計	265	6,179,384	3,997,652	2,181,732	338,168	384,257	253,716

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/068.xls>

第69表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数	320,484,106	321,166,762	325,171,943	329,163,731	333,513,810
	金額	3,283,308,932	3,351,486,364	3,448,485,084	3,521,341,543	3,572,244,078
被 保 険 者 分	件数	148,813,634	149,488,938	150,947,262	153,059,928	156,376,296
	金額	1,636,261,594	1,676,577,126	1,720,501,196	1,768,324,942	1,810,776,907
診 療 費	件数	102,671,781	102,292,080	101,804,407	102,719,416	104,383,573
	日数	173,167,309	170,127,769	168,435,684	167,410,422	166,548,430
	金額	1,147,581,117	1,166,025,725	1,194,201,682	1,217,198,415	1,248,605,669
薬 剤 支 給	件数	40,003,543	40,745,623	42,537,618	43,587,015	45,268,595
	枚数	49,431,962	49,836,140	51,769,329	52,809,331	54,149,229
	金額	234,456,939	248,536,153	257,853,027	277,265,230	284,303,994
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	997,863	982,838	977,463	969,095	967,719
	回数	23,247,579	22,632,866	22,177,715	21,640,904	21,164,848
	金額	9,374,785	9,144,932	9,064,371	8,790,788	8,566,607
訪 問 看 護 療 養 費	件数	7,929	9,067	9,773	10,957	12,107
	日数	53,239	59,613	64,709	74,904	84,923
	金額	388,390	438,904	478,237	554,669	671,710
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	件数	627	696	1,095	589	643
	回数	19,125	18,580	13,285	20,168	15,065
	金額	5,179	9,330	5,549	4,524	4,279
療 養 費	件数	5,049,655	5,356,367	5,496,945	5,638,601	5,607,866
	金額	22,304,988	23,291,669	23,490,092	23,901,968	23,326,710
高 額 療 養 費	件数	330,992	308,022	292,473	282,354	265,248
	金額	28,956,267	25,658,586	23,648,777	22,274,560	19,822,438
移 送 費	件数	225	221	185	183	173
	金額	19,675	18,775	27,142	9,725	14,655
傷 病 手 当 金	件数	557,588	577,989	595,245	601,098	608,735
	日数	17,639,753	18,168,724	18,774,984	18,966,690	19,223,886
	金額	123,230,777	125,724,846	126,579,633	128,420,900	130,443,860
埋 葬 料	件数	18,068	17,636	17,331	17,187	16,135
	金額	908,876	880,728	865,161	857,465	804,979
出 産 育 児 一 時 金	件数	100,990	103,387	108,342	113,270	118,678
	金額	35,690,786	40,679,112	45,410,484	47,484,981	49,757,280
出 産 手 当 金	件数	72,236	77,850	83,848	89,258	94,543
	日数	5,941,842	6,442,410	6,953,570	7,422,368	7,899,655
	金額	33,343,815	36,168,366	38,877,040	41,561,720	44,454,725
被 扶 養 者 分	件数	164,232,154	164,285,555	166,987,602	168,864,301	169,697,844
	金額	1,513,116,427	1,539,293,757	1,591,848,073	1,615,902,154	1,622,624,938
診 療 費	件数	110,930,501	110,371,360	110,665,100	111,426,735	111,449,462
	日数	193,536,476	188,644,027	188,517,791	186,910,280	183,637,389
	金額	1,128,341,374	1,139,809,215	1,176,006,469	1,191,379,637	1,202,270,387
薬 剤 支 給	件数	48,808,109	49,365,762	51,725,441	52,747,296	53,588,420
	枚数	67,106,179	66,536,893	69,911,840	70,506,043	70,828,063
	金額	234,256,775	246,214,831	257,661,493	271,083,844	272,247,112
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	1,107,827	1,093,991	1,067,667	1,053,454	1,039,816
	回数	28,617,549	27,662,488	26,773,693	26,031,741	25,344,526
	金額	11,212,668	10,873,852	10,525,410	10,268,571	9,983,773
訪 問 看 護 療 養 費	件数	44,720	48,407	52,590	58,902	66,600
	日数	273,008	293,306	316,846	351,227	392,430
	金額	2,033,045	2,197,922	2,438,147	2,716,094	3,232,272
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	件数	705	747	852	650	734
	回数	25,825	23,662	15,616	19,454	17,529
	金額	7,769	7,813	5,966	6,038	5,834
第 二 家 族 療 養 費	件数	3,895,879	3,982,820	4,049,077	4,154,869	4,142,904
	金額	20,452,938	20,695,675	20,878,151	21,122,655	20,880,856
高 額 療 養 費	件数	260,989	244,815	226,449	215,538	199,716
	金額	18,677,207	16,708,028	15,211,114	14,443,162	13,126,642
移 送 費	件数	154	159	193	181	198
	金額	7,997	7,056	9,971	9,946	16,177

家族埋葬料	件数	16,025	11,822	11,373	11,253	10,389
	金額	804,950	591,119	574,010	562,750	519,450
家族出産育児一時金	件数	275,072	259,663	256,527	248,877	239,421
	金額	97,321,704	102,188,246	108,537,343	104,309,456	100,342,434
高齢受給者分(一般)	件数	6,184,207	6,154,828	6,152,763	5,993,353	6,150,972
	金額	106,939,157	108,704,767	111,011,414	109,533,875	111,460,351
診療費	件数	4,210,192	4,164,479	4,098,558	3,980,901	4,070,853
	日数	9,326,610	9,053,298	8,860,938	8,436,702	8,639,091
	金額	86,187,392	87,027,645	89,323,095	87,623,629	89,547,641
薬剤支給	件数	1,971,670	1,987,588	2,051,176	2,009,532	2,077,027
	枚数	2,665,946	2,628,994	2,675,868	2,590,993	2,627,975
	金額	19,288,576	20,219,959	20,247,477	20,532,514	20,553,868
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	83,462	84,289	81,775	77,841	77,405
	回数	3,175,001	3,067,571	2,968,584	2,806,351	2,736,798
	金額	1,308,730	1,269,522	1,236,707	1,179,135	1,144,263
訪問看護療養費	件数	2,345	2,761	3,029	2,920	3,092
	日数	17,162	20,743	23,175	22,042	23,022
	金額	154,459	187,641	204,135	198,597	214,579
高齢受給者分(現役並み所得者)	件数	1,058,095	1,036,281	876,698	1,038,359	1,074,515
	金額	15,596,505	15,599,940	13,859,726	16,402,568	16,878,750
診療費	件数	734,639	716,242	596,079	702,027	723,718
	日数	1,415,296	1,358,748	1,141,007	1,317,673	1,323,564
	金額	12,739,948	12,672,606	11,338,191	13,304,076	13,730,153
薬剤支給	件数	323,082	319,645	280,272	335,849	350,224
	枚数	412,553	401,325	350,290	413,830	425,072
	金額	2,689,892	2,761,684	2,379,655	2,921,337	2,971,701
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	12,537	12,396	10,720	12,454	12,260
	回数	359,275	349,387	298,035	355,088	334,514
	金額	147,065	145,020	124,027	148,709	139,193
訪問看護療養費	件数	374	394	347	483	573
	日数	2,475	2,766	2,453	3,905	4,804
	金額	19,600	20,630	17,852	28,447	37,702
世帯合算高額療養費	件数	196,016	201,144	207,556	207,763	214,146
	金額	11,395,249	11,309,773	11,261,561	11,177,062	10,502,189
高額介護合算療養費	件数	—	16	62	27	37
	金額	—	1,001	3,114	941	946

(注) 1 「診療費」及び「薬剤支給」については当該月診療分を、その他は当該月決定分を表す。

2 支払基金事務費は含まれていない。

3 特定健康保険組合を含む。

4 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

5 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

6 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

7 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

8 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

(ii) 付加給付

(単位 金額：千円)

区 分			平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数		2,602,031	2,582,521	2,497,569	2,372,312	2,299,885
	金額		96,195,413	95,278,104	92,522,213	88,898,839	87,547,777
被 保 険 者 分	件数		1,539,047	1,539,146	1,495,753	1,426,602	1,389,183
	金額		59,717,385	59,533,696	57,999,881	55,753,834	55,145,774
一 部 負 担 還 元 金	件数		1,232,609	1,235,106	1,192,682	1,124,751	1,091,390
	金額		34,374,854	34,256,324	33,774,216	33,016,831	32,751,001
傷 病 手 当 に 関 す る も の	件数		227,272	222,953	222,559	220,299	214,318
	金額		19,985,359	19,818,800	18,948,920	17,563,438	17,140,177
そ の 他	件数		79,166	81,087	80,512	81,552	83,475
	金額		5,357,172	5,458,572	5,276,745	5,173,565	5,254,596
被 扶 養 者 分	件数		964,085	941,602	896,160	839,821	802,858
	金額		32,472,369	31,612,717	30,265,287	28,908,411	28,114,812
家 族 療 養 付 加 金	件数		825,211	817,165	782,882	735,234	706,445
	金額		26,014,090	25,670,166	24,908,538	24,092,469	23,610,594
そ の 他	件数		138,874	124,437	113,278	104,587	96,413
	金額		6,458,279	5,942,551	5,356,749	4,815,942	4,504,218
合 算 高 額 療 養 付 加 金	件数		98,899	101,773	105,656	105,889	107,844
	金額		4,005,659	4,131,691	4,257,045	4,236,594	4,287,191

(iii) 法定給付・附加給付合計

(単位 金額：千円)

区 分			平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数		323,086,137	323,749,283	327,669,512	331,536,043	335,813,695
	金額		3,379,504,345	3,446,764,468	3,541,007,297	3,610,240,382	3,659,791,855
被 保 険 者 分	件数		150,352,681	151,028,084	152,443,015	154,486,530	157,765,479
	金額		1,695,978,979	1,736,110,822	1,778,501,077	1,824,078,776	1,865,922,681
被 扶 養 者 分	件数		165,196,239	165,227,157	167,883,762	169,704,122	170,500,702
	金額		1,545,588,796	1,570,906,474	1,622,113,360	1,644,810,565	1,650,739,750

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：平成20年度は厚生労働省保険局「健康保険事業年報」、平成21年度以降は厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/069.xls>

第70表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
被 保 険 者 分	102,671,781	102,292,080	101,804,407	102,719,416	104,383,573
件数	173,167,309	170,127,769	168,435,684	167,410,422	166,548,430
金額	1,147,581,117	1,166,025,725	1,194,201,682	1,217,198,415	1,248,605,669
一 般 診 療	80,864,551	80,704,963	80,367,016	80,882,124	82,270,165
件数	127,026,775	125,057,340	124,601,394	123,501,115	123,364,288
日数	946,521,241	970,281,268	1,000,902,799	1,020,627,695	1,052,124,137
金額	1,088,960	1,076,001	1,071,974	1,068,020	1,067,487
入 院	10,333,303	10,074,089	9,860,555	9,644,057	9,446,993
件数	353,694,746	367,163,837	394,064,787	402,077,809	420,553,814
日数	79,775,591	79,628,962	79,295,042	79,814,104	81,202,678
金額	116,693,472	114,983,251	114,740,839	113,857,058	113,917,295
入 院 外	592,826,495	603,117,431	606,838,012	618,549,886	631,570,323
件数	21,807,230	21,587,117	21,437,391	21,837,292	22,113,408
日数	46,140,534	45,070,429	43,834,290	43,909,307	43,184,142
金額	201,059,875	195,744,457	193,298,883	196,570,720	196,481,532
歯 科 診 療	110,930,501	110,371,360	110,665,100	111,426,735	111,449,462
件数	193,536,476	188,644,027	188,517,791	186,910,280	183,637,389
日数	1,128,341,374	1,139,809,215	1,176,006,469	1,191,379,637	1,202,270,387
金額	91,094,867	90,741,333	90,928,533	91,286,473	91,134,372
一 般 診 療	156,024,845	152,119,139	152,453,704	151,010,441	148,362,285
件数	977,872,148	992,247,382	1,026,145,353	1,039,472,668	1,049,246,680
日数	1,309,733	1,288,987	1,265,782	1,250,241	1,233,029
金額	12,805,857	12,412,367	12,051,434	11,756,172	11,484,298
入 院	366,456,625	376,120,990	409,875,920	417,038,270	430,926,471
件数	89,785,134	89,452,346	89,662,751	90,036,232	89,901,343
日数	143,218,988	139,706,772	140,402,270	139,254,269	136,877,987
金額	611,415,523	616,126,392	616,269,433	622,434,398	618,320,209
入 院 外	19,835,634	19,630,027	19,736,567	20,140,262	20,315,090
件数	37,511,631	36,524,888	36,064,087	35,899,839	35,275,104
日数	150,469,225	147,561,833	149,861,116	151,906,970	153,023,707
金額	4,210,192	4,164,479	4,098,558	3,980,901	4,070,853
高 齢 受 給 者 (一 般)	9,326,610	9,053,298	8,860,938	8,436,702	8,369,091
件数	86,187,392	87,027,645	89,323,095	87,623,629	89,547,641
日数	3,646,116	3,588,437	3,493,367	3,371,618	3,431,098
金額	8,002,788	7,734,869	7,512,382	7,110,804	7,016,710
一 般 診 療	79,376,108	80,310,117	82,367,014	80,715,214	82,407,931
件数	87,713	86,684	85,969	81,699	81,112
日数	1,266,939	1,230,568	1,188,109	1,121,906	1,093,920
金額	40,391,145	41,044,037	42,499,960	41,633,744	42,352,113
入 院	3,558,403	3,501,753	3,407,398	3,289,919	3,349,986
件数	6,735,849	6,504,301	6,324,273	5,988,898	5,922,790
日数	38,984,963	39,266,080	39,867,054	39,081,470	40,055,818
金額	564,076	576,042	605,191	609,283	639,755
歯 科 診 療	1,323,822	1,318,429	1,348,556	1,325,898	1,352,381
件数	6,811,284	6,717,528	6,956,082	6,908,415	7,139,709
日数	734,639	716,242	596,079	702,027	723,718
高 齢 受 給 者 (現 役 並 み 所 得 者)	1,415,296	1,358,748	1,141,007	1,317,673	1,323,564
件数	12,739,948	12,672,606	11,338,191	13,304,076	13,730,153
日数	610,851	596,297	490,568	575,971	590,207
金額	1,150,106	1,105,491	923,623	1,062,981	1,060,299
一 般 診 療	11,669,430	11,651,484	10,437,951	12,244,235	12,621,081
件数	13,240	13,100	11,346	13,085	12,964
日数	151,775	148,774	127,399	150,481	142,875
金額	5,907,744	5,820,347	5,505,953	6,428,110	6,556,898
入 院	597,611	583,197	479,222	562,886	577,243
件数	998,331	956,717	796,224	912,500	917,424
日数	5,761,686	5,831,137	4,931,998	5,816,125	6,064,183
金額	123,788	119,945	105,511	126,056	133,511
歯 科 診 療	265,190	253,257	217,384	254,692	263,265
件数	1,070,518	1,021,122	900,240	1,059,841	1,109,073
日数					
金額					

(注) 1 老人保健医療給付対象者は含まれていない。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

資料：平成20年度は厚生労働省保険局「健康保険事業年報」、平成21年度以降は厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/070.xls>

第71表 組合管掌健康保険給付諸率

(単位 金額：円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《被保険者分》						
診 療 費	1000人当件数	6,430.01	6,472.49	6,540.35	6,627.01	6,726.36
	1件当日数	1.69	1.66	1.65	1.63	1.60
	1件当金額	11,177	11,399	11,730	11,850	11,962
	1人当金額	71,869	73,780	76,721	78,528	80,459
入 院	1000人当件数	68.20	68.08	68.87	68.90	68.79
	1件当日数	9.49	9.36	9.20	9.03	8.85
	1件当金額	324,800	341,230	367,607	376,470	393,966
	1人当金額	22,151	23,232	25,316	25,940	27,100
入 院 外	1000人当件数	4,996.10	5,038.49	5,094.25	5,149.26	5,232.61
	1件当日数	1.46	1.44	1.45	1.43	1.40
	1件当金額	7,431	7,574	7,653	7,750	7,778
	1人当金額	37,127	38,162	38,986	39,906	40,698
歯 科 診 療	1000人当件数	1,365.72	1,365.92	1,377.23	1,408.85	1,424.96
	1件当日数	2.12	2.09	2.04	2.01	1.95
	1件当金額	9,220	9,068	9,017	9,002	8,885
	1人当金額	12,592	12,386	12,418	12,682	12,661
薬 剤 支 給	1000人当件数	2,505.30	2,578.16	2,732.80	2,812.05	2,917.06
	1件当金額	5,861	6,100	6,062	6,361	6,280
	1人当金額	14,683	15,726	16,566	17,888	18,320
	入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	62.49	62.19	62.80	62.52
訪 問 看 護 療 養 費	1件当日数	23.30	23.03	22.69	22.33	21.87
	1件当金額	9,395	9,305	9,273	9,071	8,852
	1人当金額	587	579	582	567	552
	1000人当件数	0.50	0.57	0.63	0.71	0.78
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費 (差 額 支 給)	1件当日数	6.71	6.57	6.62	6.84	7.01
	1件当金額	48,983	48,407	48,935	50,622	55,481
	1人当金額	24	28	31	36	43
	1000人当件数	0.04	0.04	0.07	0.04	0.04
療 養 費	1件当日数	30.50	26.70	12.13	34.24	23.43
	1件当金額	8,260	13,405	5,068	7,681	6,655
	1人当金額	0	1	0	0	0
	1000人当件数	313.88	336.28	350.26	360.71	358.16
移 送 費	1件当金額	4,417	4,348	4,273	4,239	4,160
	1人当金額	1,386	1,462	1,497	1,529	1,490
	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	1人当日数	34.66	36.29	37.93	38.45	38.88
傷 病 手 当 金	1人当日数	1.10	1.14	1.20	1.21	1.23
	1件当金額	221,007	217,521	212,651	213,644	214,287
	1000人当件数	1.12	1.11	1.10	1.10	1.07
	1人当金額	6.28	6.49	6.90	7.25	7.58
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	4.49	4.89	5.34	5.71	6.04
	1件当金額	461,596	464,590	463,661	465,636	470,206
	1人当金額	461,596	464,590	463,661	465,636	470,206
	1件当金額	461,596	464,590	463,661	465,636	470,206
《被扶養者分》						
診 療 費	1000人当件数	7,805.78	7,843.48	7,982.20	8,106.85	8,163.49
	1件当日数	1.74	1.71	1.70	1.68	1.65
	1件当金額	10,172	10,327	10,627	10,692	10,788
	1人当金額	79,397	81,000	84,825	86,679	88,064
入 院	1000人当件数	92.16	91.60	91.30	90.96	90.32
	1件当日数	9.78	9.63	9.52	9.40	9.31
	1件当金額	279,795	291,796	323,812	333,566	349,486
	1人当金額	25,786	26,729	29,564	30,342	31,565
入 院 外	1000人当件数	6,317.86	6,356.88	6,467.32	6,550.59	6,585.12
	1件当日数	1.60	1.56	1.57	1.55	1.52
	1件当金額	6,810	6,888	6,873	6,913	6,878
	1人当金額	43,023	43,785	44,451	45,285	45,291
歯 科 診 療	1000人当件数	1,395.76	1,395.00	1,423.59	1,465.30	1,488.05
	1件当日数	1.89	1.86	1.83	1.78	1.74
	1件当金額	7,586	7,517	7,593	7,542	7,533
	1人当金額	10,588	10,486	10,809	11,052	11,209
薬 剤 支 給	1000人当件数	3,434.45	3,508.15	3,730.92	3,837.63	3,925.26
	1件当金額	4,800	4,988	4,981	5,139	5,080
	1人当金額	16,484	17,497	18,585	19,723	19,942
	入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	77.95	77.74	77.01	76.64
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	1件当日数	25.83	25.29	25.08	24.71	24.37
	1件当金額	10,121	9,940	9,858	9,748	9,601
	1人当金額	789	773	759	747	731
	1000人当件数	3.15	3.44	3.79	4.29	4.88
1 件 当 日 数	1件当日数	6.10	6.06	6.02	5.96	5.89
	1件当金額	45,462	45,405	46,361	46,112	48,533
	1人当金額	143	156	176	198	237

入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05
	1件当日数	36.63	31.68	18.33	29.93	23.88
	1件当金額	11,020	10,459	7,002	9,289	7,948
	1人当金額	1	1	0	0	0
療 養 費	1000人当件数	271.11	280.04	289.05	299.22	300.39
	1件当金額	5,250	5,196	5,156	5,084	5,040
	1人当金額	1,423	1,455	1,490	1,521	1,514
家 族 移 送 費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	1.12	0.83	0.81	0.81	0.75
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	19.14	18.26	18.31	17.92	17.36
《高齢受給者分(一般)》						
診 療 費	1000人当件数	17,652.43	17,750.57	17,114.48	17,255.37	17,202.43
	1件当日数	2.22	2.17	2.16	2.12	2.06
	1件当金額	20,471	20,898	21,794	22,011	21,997
	1人当金額	361,365	370,944	372,989	379,808	378,407
入 院	1000人当件数	367.76	369.48	358.98	354.13	342.76
	1件当日数	14.44	14.20	13.82	13.73	13.49
	1件当金額	460,492	473,490	494,364	509,599	522,144
	1人当金額	169,351	174,945	177,468	180,463	178,970
入 院 外	1000人当件数	14,919.62	14,925.78	14,228.38	14,260.28	14,156.23
	1件当日数	1.89	1.86	1.86	1.82	1.77
	1件当金額	10,956	11,213	11,700	11,879	11,957
	1人当金額	163,456	167,367	166,474	169,400	169,266
歯 科 診 療	1000人当件数	2,365.05	2,455.31	2,527.12	2,640.96	2,703.45
	1件当日数	2.35	2.29	2.23	2.18	2.11
	1件当金額	12,075	11,662	11,494	11,339	11,160
	1人当金額	28,558	28,633	29,047	29,945	30,171
薬 剤 支 給	1000人当件数	8,266.79	8,471.84	8,565.16	8,710.40	8,777.01
	1件当金額	9,783	10,173	9,871	10,218	9,896
	1人当金額	80,873	86,185	84,548	88,999	86,856
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	349.94	359.27	341.47	337.40	327.09
	1件当日数	38.04	36.39	36.30	36.05	35.36
	1件当金額	15,681	15,062	15,123	15,148	14,783
	1人当金額	5,487	5,411	5,164	5,111	4,835
訪 問 看 護 療 養 費	1000人当件数	9.83	11.77	12.65	12.66	13.07
	1件当日数	7.32	7.51	7.65	7.55	7.45
	1件当金額	65,867	67,961	67,394	68,013	69,398
	1人当金額	648	800	852	861	907
《高齢受給者分(現役並み所得者)》						
診 療 費	1000人当件数	18,087.87	17,866.74	17,817.34	16,776.44	17,336.22
	1件当日数	1.93	1.90	1.91	1.88	1.83
	1件当金額	17,342	17,693	19,021	18,951	18,972
	1人当金額	313,676	316,120	338,909	317,929	328,897
入 院	1000人当件数	325.99	326.78	339.14	312.69	310.54
	1件当日数	11.46	11.36	11.23	11.50	11.02
	1件当金額	446,204	444,301	485,277	491,258	505,777
	1人当金額	145,457	145,189	164,578	153,613	157,066
入 院 外	1000人当件数	14,714.05	14,547.92	14,324.38	13,451.37	13,827.50
	1件当日数	1.67	1.64	1.66	1.62	1.59
	1件当金額	9,641	9,999	10,292	10,333	10,505
	1人当金額	141,861	145,458	147,422	138,989	145,264
歯 科 診 療	1000人当件数	3,047.84	2,992.04	3,153.82	3,012.38	3,198.17
	1件当日数	2.14	2.11	2.06	2.02	1.97
	1件当金額	8,648	8,513	8,532	8,408	8,307
	1人当金額	26,358	25,472	26,909	25,327	26,567
薬 剤 支 給	1000人当件数	7,954.75	7,973.58	8,377.58	8,025.83	8,389.40
	1件当金額	8,326	8,640	8,491	8,698	8,485
	1人当金額	66,229	68,891	71,130	69,812	71,185
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	308.68	309.22	320.43	297.62	293.68
	1件当日数	28.66	28.19	27.80	28.51	27.28
	1件当金額	11,730	11,699	11,570	11,941	11,353
	1人当金額	3,621	3,618	3,707	3,554	3,334
訪 問 看 護 療 養 費	1000人当件数	9.21	9.83	10.37	11.54	13.73
	1件当日数	6.62	7.02	7.07	8.08	8.38
	1件当金額	52,406	52,360	51,447	58,896	65,798
	1人当金額	483	515	534	680	903

(注) 1 特定健康保険組合を含む。
 2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。
 3 「1000人当件数」と平成20年度以前の「1人当金額」は、それぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値である。
 4 平成21年度以降の数値は、保険給付額をそれぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値であり、国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：平成20年度は健康保険組合連合会「事業年報」、平成21年度以降は厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/071.xls>

第72表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	7,189,105,744	7,110,431,062	7,178,318,118	7,492,298,074	7,832,680,798
保 険 料	6,298,980,776	6,068,284,597	6,240,441,163	6,624,448,358	6,987,335,938
国 庫 支 出 金	22,702,064	26,548,934	43,595,471	45,683,205	39,931,738
事 務 負 担 金	4,870,414	3,946,005	3,994,243	3,565,529	3,516,769
国 庫 補 助 金	17,831,650	22,602,929	39,601,228	42,117,676	36,414,969
特定健康診査等事業収入	3,022,741	4,009,496	3,879,871	4,088,757	4,257,975
前期高齢者交付金	45,402	83,078	243,114	187,435	38,894
前年度より繰越金	168,332,782	153,331,125	96,123,062	112,521,605	101,590,040
積立金より繰入金	417,347,312	526,086,977	531,805,542	472,615,832	456,787,954
そ の 他 の 収 入	278,674,667	332,086,855	262,229,895	232,752,882	242,738,259
支 出	6,811,286,736	6,812,039,892	6,817,761,345	7,122,074,868	7,428,579,795
保 険 給 付 費	3,383,806,041	3,438,487,402	3,536,770,933	3,617,861,974	3,672,477,044
老人保健拠出金	154,040,169	55,766,707	12,180,507	877,137	155,438
退職者給付拠出金	482,547,440	285,092,936	209,328,609	285,458,074	326,501,677
日 雇 拠 出 金	357,014	36	—	—	61,973
前期高齢者納付金	989,281,732	1,109,398,759	1,118,960,104	1,177,868,496	1,298,518,593
後期高齢者支援金	1,120,160,676	1,267,484,512	1,301,446,729	1,407,867,001	1,507,884,462
病床転換支援金	726,973	1,032,081	—	—	—
事 務 費	125,259,709	118,471,715	116,432,900	115,325,795	113,784,926
保 健 事 業 費	329,549,112	329,886,318	316,636,832	308,408,124	306,792,431
そ の 他 の 支 出	225,557,870	206,419,426	206,004,731	208,408,267	202,403,251
収 支 差 引 残	377,819,008	298,391,170	360,556,773	370,223,206	404,101,003
翌年度への繰越	154,436,552	97,367,312	113,313,815	104,018,695	111,541,169
法定準備金へ繰入	53,084,634	71,064,425	95,111,803	118,885,402	103,480,515
別途積立金へ繰入	169,443,974	129,103,497	151,334,946	146,523,720	188,265,120
そ の 他	853,848	855,936	796,209	795,389	814,199
年 度 末 現 在 積 立 金	4,215,474,085	3,880,890,519	3,575,061,157	3,374,170,012	3,213,997,109
法 定 準 備 金	1,626,110,151	1,646,705,202	1,685,417,392	1,766,132,940	1,817,189,450
別 途 積 立 金	2,589,363,934	2,234,185,317	1,889,643,765	1,608,037,072	1,396,807,659

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/072.xls>

3 国民健康保険

第73表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
保 険 者 数	1,953	1,888	1,888	1,881	1,881
市 町 村	1,788	1,723	1,723	1,717	1,717
国 保 組 合	165	165	165	164	164
世 帯 数	21,966,841	21,934,892	21,914,489	21,837,516	21,696,159
市 町 村	20,327,142	20,329,649	20,372,480	20,360,375	20,253,004
国 保 組 合	1,639,699	1,605,243	1,542,009	1,477,141	1,443,155
被 保 険 者 数	39,491,588	39,098,083	38,769,393	38,313,154	37,678,441
市 町 村	35,969,890	35,665,098	35,492,541	35,197,348	34,658,230
国 保 組 合	3,521,698	3,432,985	3,276,852	3,115,806	3,020,211
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	14,488,239	14,355,050	14,590,593	14,436,770	13,877,379
市 町 村	13,084,123	12,977,238	13,252,571	13,152,497	12,634,667
国 保 組 合	1,404,116	1,377,812	1,338,022	1,284,273	1,242,712

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/073.xls>

第74表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総数 (老人保健分除く)	件数 565,054,559	570,216,480	570,138,515	576,732,618	579,904,369
	金額 10,932,691,769	11,188,800,571	11,443,213,144	11,693,518,636	11,758,368,936
療 養 諸 費	件数 561,153,783	566,521,720	566,453,367	573,262,156	576,631,075
(老人保健分除く)	金額 10,820,940,265	11,078,725,528	11,328,528,261	11,584,990,437	11,654,562,743
療 養 の 給 付 等	件数 544,065,309	548,560,942	547,991,545	553,938,424	557,287,442
(老人保健分除く)	金額 10,641,645,643	10,893,382,707	11,141,049,545	11,397,276,984	11,471,134,904
療 養 費 等	件数 17,088,474	17,960,778	18,461,822	19,323,732	19,343,633
(老人保健分除く)	金額 179,294,622	185,342,821	187,478,717	187,713,453	183,427,838
高 額 療 養 費 (再掲)	件数 12,535,231	13,335,597	13,917,419	14,384,100	15,146,614
	金額 819,007,643	871,669,422	936,870,578	967,881,749	1,014,500,560
医 療 給 付 費 (再掲)	金額 8,675,927,606	8,915,660,095	9,166,451,804	9,417,094,724	9,524,387,993
(老人保健分除く)					
高 額 介 護 合 算 療 養 費	件数 ・	6,383	14,418	14,225	18,331
	金額 ・	180,905	384,637	312,128	409,663
そ の 他 の 給 付	件数 3,900,776	3,688,377	3,670,730	3,456,237	3,254,963
	金額 111,751,504	109,894,138	114,300,246	108,216,071	103,396,530

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費合計の保険者負担額+高額療養費である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/074.xls>

第75表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合計 (老人保健分除く)	件数	543,805,104	548,197,280	547,948,768	553,182,656	557,032,479
	金額	10,372,081,434	10,623,833,671	10,895,455,761	11,142,638,844	11,247,250,684
診 療 費	件数	378,990,858	379,394,404	374,189,391	375,242,150	376,003,767
(老人保健分を除く)	日数	824,546,008	808,561,480	797,845,712	785,902,609	771,092,001
	金額	8,619,298,996	8,754,147,963	8,986,314,956	9,106,284,674	9,195,370,023
入 院	件数	8,433,925	8,353,920	8,310,974	8,224,572	8,171,412
(老人保健分を除く)	日数	138,764,045	136,751,104	134,740,236	132,771,317	130,463,667
	金額	3,775,231,502	3,847,870,208	4,021,338,452	4,082,261,933	4,163,671,477
入 院 外	件数	308,629,356	308,840,664	303,064,300	302,950,793	302,978,167
(老人保健分を除く)	日数	545,099,671	533,070,540	525,162,314	515,517,654	504,884,604
	金額	3,969,409,021	4,045,268,297	4,098,356,319	4,147,188,160	4,152,312,830
歯 科 診 療	件数	61,927,577	62,199,820	62,814,117	64,066,785	64,854,188
(老人保健分を除く)	日数	140,682,292	138,739,836	137,943,162	137,613,638	135,743,730
	金額	874,658,474	861,009,459	866,620,185	876,834,581	879,385,717
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	件数	7,962,188	7,898,432	7,857,260	7,779,938	7,721,726
(老人保健分を除く)	金額	242,036,782	239,104,399	235,983,817	232,893,161	229,090,339
調 剤	件数	164,518,980	168,471,243	173,394,114	177,533,999	180,567,571
(老人保健分を除く)	金額	1,733,491,805	1,847,942,434	1,884,570,267	2,009,126,412	2,020,125,541
訪 問 看 護	件数	295,266	331,633	365,263	406,507	461,141
(老人保健分を除く)	金額	19,290,633	21,743,274	24,570,538	27,227,758	31,755,120

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 「食事療養・生活療養(老人保健分を除く)」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

3 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/075.xls>

第76表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 件数	17,088,474	17,960,778	18,461,822	19,323,732	19,343,633
金 額	179,294,622	185,342,821	187,478,717	187,713,453	183,427,838
診 療 費 件数	217,174	221,206	241,738	565,860	522,263
金 額	3,851,023	3,984,732	4,397,324	4,712,055	5,114,500
そ の 他 件数	16,871,300	17,739,572	18,220,084	18,757,872	18,821,370
金 額	175,443,599	181,358,089	183,081,393	183,001,398	178,313,338

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行したため、平成20年度は老人保健対象者に係る分は含まれない。

2 3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/076.xls>

第77表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 件数	3,900,776	3,688,377	3,670,730	3,456,237	3,254,963
金 額	111,751,504	109,894,138	114,300,246	108,216,071	103,396,530
葬 祭 給 付 件数	245,951	201,744	202,652	206,882	197,924
金 額	11,584,380	9,490,655	9,492,037	9,590,752	9,132,589
出 産 育 児 給 付 件数	210,610	195,929	199,479	192,388	185,194
金 額	75,211,620	77,207,848	83,213,360	80,162,767	77,336,473
傷 病 手 当 金 件数	111,172	99,918	95,720	90,193	92,213
金 額	7,282,900	6,621,067	6,202,314	5,810,810	5,730,740
出 産 手 当 金 件数	1,251	1,090	1,092	1,071	1,086
金 額	289,848	268,589	271,389	260,221	259,493
そ の 他 任 意 給 付 件数	3,331,792	3,189,696	3,171,787	2,965,703	2,778,546
金 額	17,382,756	16,305,979	15,121,146	12,391,521	10,937,235

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/077.xls>

第78表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
診 療 費 1000人当件数	9,534.76	9,596.66	9,457.91	9,675.50	9,842.41
(老人医療分除く) 1件当日数	2.18	2.13	2.13	2.09	2.05
1件当金額	22,743	23,074	24,015	24,268	24,456
1人当金額	216,847	221,433	229,297	234,803	240,701
入 院 1000人当件数	212.18	211.31	212.06	212.07	213.90
(老人医療分除く) 1件当日数	16.45	16.37	16.21	16.14	15.97
1件当金額	447,625	460,607	483,859	496,349	509,541
1人当金額	94,978	97,331	102,609	105,260	108,990
入 院 外 1000人当件数	7,764.58	7,812.03	7,733.06	7,811.49	7,930.87
(老人医療分除く) 1件当日数	1.77	1.73	1.73	1.70	1.67
1件当金額	12,861	13,098	13,523	13,689	13,705
1人当金額	99,863	102,324	104,575	106,934	108,692
歯 科 診 療 1000人当件数	1,557.99	1,573.32	1,602.78	1,651.94	1,697.65
(老人医療分除く) 1件当日数	2.27	2.23	2.20	2.15	2.09
1件当金額	14,124	13,843	13,797	13,686	13,559
1人当金額	22,005	21,779	22,113	22,609	23,019
療 養 費 等 1000人当件数	429.92	454.31	470.82	498.26	506.35

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/078.xls>

第79表 国民健康保険料(税)収納状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
保 険 料 (税) 現 年 分					
調 定 額	3,761,703,220	3,751,002,983	3,635,946,525	3,661,489,864	3,668,776,019
収 納 額	3,377,271,185	3,355,764,135	3,271,934,268	3,320,620,560	3,343,121,057
収 納 率 (%)	89.84	89.52	90.04	90.74	91.17

(注) 1 「収納率」は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

2 「調停額」は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/081.xls>

第80表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
保 險 料 (税) 現 年 分					
1 世 帯 当 調 定 額	167,485	169,716	164,679	166,310	167,557
被 保 険 者 1 人 当 調 定 額	94,638	94,880	92,776	94,410	96,035
被 保 険 者 1 人 当 収 納 額	84,966	84,883	83,487	85,621	87,511
収 入 (1 人 当 金 額)					
国 庫 支 出 金	85,309	89,040	91,967	95,857	93,126
事 務 費 負 担 金	67	70	73	67	69
療 養 給 付 費 等 負 担 金	66,415	69,245	71,350	73,510	70,996
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	1,476	1,562	1,712	1,842	1,999
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	268	348	383	406	437
普 通 調 整 交 付 金	14,410	15,129	14,927	15,356	14,870
特 別 調 整 交 付 金	2,540	2,377	3,183	3,530	4,567
そ の 他	132	310	329	1,145	188
都 道 府 県 支 出 金	14,081	14,622	15,131	15,646	19,963
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	1,413	1,498	1,644	1,785	1,940
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	257	321	351	381	413
第 1 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	10,593	10,852	11,119	11,344	13,407
第 2 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	1,378	1,502	1,623	1,749	3,806
広 域 化 等 支 援 基 金 支 出 金	41	43	13	12	11
そ の 他	399	406	381	375	386
一 般 会 計 繰 入 金	9,237	9,108	10,154	10,065	10,161
支 出 (1 人 当 金 額)					
総 務 費	5,827	5,655	5,981	5,583	5,506
療 養 諸 費	272,236	280,233	289,062	298,715	305,074
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	39,374	43,855	40,698	44,883	49,702
後 期 高 齢 者 支 援 金	39,368	43,849	40,693	44,878	49,699
事 務 費 拠 出 金	6	6	5	4	4
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	737	1,213	1,387	1,466	1,603
前 期 高 齢 者 納 付 金	732	1,207	1,381	1,462	1,599
事 務 費 拠 出 金	6	6	5	4	4
老 人 保 健 拠 出 金	8,858	2,068	547	21	8
事 務 費 拠 出 金	78	3	3	3	2
医 療 費 拠 出 金	8,780	2,065	544	19	5
介 護 納 付 金	16,997	16,569	17,753	19,606	21,235
保 健 事 業 費					
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	1,531	1,729	1,810	1,961	2,110
保 健 事 業 費	1,031	1,013	1,014	992	1,023
健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	30	30	34	30	33

(注) 「調定額」は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/079.xls>

第81表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収入	13,633,969,129	13,854,915,226	14,071,875,733	14,645,544,674	15,090,433,965
保険料(税)	3,543,420,597	3,522,435,036	3,446,415,279	3,508,915,518	3,537,703,169
国庫支出金	3,390,874,474	3,520,117,441	3,603,866,133	3,717,574,847	3,557,638,991
事務費負担金	2,657,028	2,752,564	2,857,235	2,598,068	2,653,609
療養給付費等負担金	2,639,903,043	2,737,530,822	2,796,242,681	2,850,904,142	2,712,231,989
高額医療費共同事業負担金	58,658,556	61,745,694	67,087,944	71,456,090	76,374,705
特定健康診査等負担金	10,669,094	13,747,601	15,019,821	15,765,140	16,702,512
調整交付金	673,738,353	692,093,105	709,768,707	732,463,325	742,506,493
その他	5,248,401	12,247,655	12,889,744	44,388,082	7,169,682
療養給付費交付金	880,991,635	585,881,880	602,849,867	717,420,631	775,478,550
前期高齢者交付金	2,442,031,405	2,675,351,404	2,720,154,234	2,963,586,016	3,225,944,095
都道府県支出金					
高額医療費共同事業負担金	56,177,173	59,206,745	64,439,699	69,215,363	74,121,615
特定健康診査等負担金	10,221,577	12,706,042	13,766,611	14,775,577	15,790,422
第1号都道府県調整交付金	421,043,887	429,041,631	435,766,883	439,941,826	512,166,068
第2号都道府県調整交付金	54,762,917	59,395,740	63,596,905	67,826,299	145,401,605
広域化等支援基金支出金	1,613,634	1,716,742	515,549	450,000	439,181
その他	15,873,219	16,048,680	14,921,459	14,551,339	14,740,928
保険基盤安定繰入金					
保険税軽減分	305,219,862	315,922,662	353,698,225	365,883,432	372,548,480
保険者支援分	67,362,137	73,224,637	80,511,504	80,572,213	81,955,662
基準超過費用	1,028,812	1,211,529	740,017	1,339,039	1,374,096
職員給与等	178,023,544	176,578,782	177,900,220	172,967,308	169,727,434
出産育児一時金等	44,104,682	44,730,414	47,233,484	46,815,726	46,214,689
財政安定化支援事業	83,834,431	85,612,498	99,237,510	96,380,278	92,982,750
一般会計繰入金その他	367,138,324	360,080,131	397,935,043	390,330,262	388,180,206
基金繰入金	64,708,077	84,157,288	107,321,139	81,004,111	65,104,639
繰越金	267,770,485	328,392,244	346,934,605	358,599,632	420,554,456
市町村(組合)債	125,000	700,000	1,294,500	1,129,500	90,100
その他	1,437,643,258	1,502,403,698	1,492,776,866	1,536,265,755	1,592,276,828
支出	13,465,195,509	13,666,143,942	13,841,222,156	14,314,175,618	14,731,820,379
総務費	231,619,971	223,579,666	234,401,374	216,527,622	210,332,822
保険給付費	8,835,286,942	9,051,815,041	9,322,526,125	9,556,814,781	9,679,761,994
一般被保険者					
療養諸費	7,190,964,948	7,549,357,069	7,714,745,920	7,875,355,937	7,967,060,376
高額療養費	731,425,812	810,553,877	867,379,126	890,098,301	934,117,674
高額介護合算療養費	.	169,138	357,629	293,457	379,031
退職被保険者等					
療養諸費	682,634,834	489,296,019	524,849,345	574,696,680	564,431,683
高額療養費	88,071,472	61,842,708	70,465,321	78,944,243	81,595,694
高額介護合算療養費	.	10,117	27,197	19,151	31,109
育児諸費	19,469	21,270	23,379	22,691	34,379
出産育児諸費	75,440,782	77,427,430	83,466,783	80,380,575	77,536,169
葬祭諸費	11,591,315	9,497,472	9,497,464	9,597,407	9,138,244
その他	24,854,596	23,099,237	21,638,757	18,530,964	16,961,724
審査支払手数料	30,283,714	30,540,704	30,075,207	28,875,377	28,475,910
後期高齢者支援金等	1,565,045,589	1,733,759,912	1,595,000,988	1,740,671,376	1,898,752,716
前期高齢者納付金等	29,310,486	47,953,616	54,340,383	56,869,905	61,237,568
老人保健拠出金	352,095,588	81,760,497	21,448,734	825,607	294,169
介護納付金	675,587,169	655,033,429	695,740,155	760,372,373	811,241,940
保健事業費					
特定健康診査等事業費	60,835,394	68,355,544	70,921,639	76,062,353	80,597,467
保健事業費	40,974,219	40,041,166	39,744,777	38,484,058	39,092,340
健康管理センター事業費	1,173,749	1,183,805	1,334,585	1,175,149	1,265,778
直診勘定繰出金	4,895,297	5,984,353	5,852,348	5,200,675	5,090,017
基金等積立金	24,468,839	41,166,788	41,862,031	47,752,555	58,208,019
前年度繰上充用金	171,388,725	183,285,990	181,052,209	152,659,546	118,976,356
その他	1,472,513,541	1,532,224,134	1,576,996,808	1,660,759,619	1,766,969,193
収支差引	168,773,621	188,771,285	230,653,576	331,369,056	358,613,585
赤字保険者分	352,193,552	369,683,238	383,315,154	450,061,979	456,955,560
赤字保険者分	△ 183,434,789	△ 180,911,953	△ 152,659,321	△ 119,044,950	△ 98,341,974
市町村(組合)債	3,394,387	4,537,575	5,259,790	6,011,853	5,025,123
保険給付費未払費

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/082.xls>

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第82表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
事業所数	1,734,480	1,749,015	1,743,792	1,740,357	1,753,610
船舶所有者数	5,086	4,949	4,786	4,670	4,582
被保険者数	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
男	22,318,751	22,136,643	22,186,046	22,187,699	22,225,683
女	12,067,983	12,054,638	12,170,015	12,273,139	12,438,533
坑内員	669	624	619	610	590
船員	57,348	55,661	54,333	53,388	52,513
平均標準報酬月額	312,813	304,173	305,715	304,589	306,131
男	356,898	345,077	347,136	345,623	347,421
女	230,952	228,710	229,876	230,085	232,046
坑内員	350,544	346,295	350,533	348,305	346,458
船員	381,751	379,114	378,467	377,725	378,687

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/083.xls>

第83表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成25年3月末現在

標準報酬		被 保 険 者 数				
等級	月額(千円)	計	男	女	坑内員	船 員
総数		34,717,319	22,225,683	12,438,533	590	52,513
第1級	98	447,245	228,835	217,520	2	888
2	104	88,217	22,192	65,907	—	118
3	110	170,683	40,714	129,830	—	139
4	118	328,427	85,068	242,846	3	510
5	126	410,127	94,329	315,311	—	487
6	134	555,882	137,607	417,959	—	316
7	142	647,882	164,976	482,694	—	212
8	150	953,512	310,123	642,605	4	780
9	160	1,004,153	312,919	691,020	6	208
10	170	1,049,335	360,504	688,413	1	417
11	180	1,151,822	449,190	701,844	8	780
12	190	1,111,975	447,138	664,377	13	447
13	200	1,975,799	936,446	1,037,880	13	1,460
14	220	2,380,124	1,214,437	1,164,194	20	1,473
15	240	2,300,164	1,318,743	979,468	21	1,932
16	260	2,304,053	1,474,265	827,389	37	2,362
17	280	2,012,404	1,382,741	627,325	44	2,294
18	300	1,962,477	1,425,518	533,482	55	3,422
19	320	1,622,856	1,237,230	383,298	41	2,287
20	340	1,427,351	1,127,292	297,398	118	2,543
21	360	1,348,454	1,094,228	251,164	27	3,035
22	380	1,380,184	1,152,872	224,002	20	3,290
23	410	1,477,870	1,258,571	215,193	25	4,081
24	440	1,148,251	1,005,833	139,073	34	3,311
25	470	909,728	813,057	93,849	27	2,795
26	500	837,395	742,509	92,237	23	2,626
27	530	596,870	546,702	48,142	16	2,010
28	560	490,559	450,814	38,140	6	1,599
29	590	433,386	394,004	38,144	6	1,232
30	620	2,190,134	1,996,826	187,829	20	5,459

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/084.xls>

第84表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成24年9月1日現在

区分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合計	1,749,795	34,983,639	22,425,908	12,557,178	553	307,139	348,608	233,078	337,074
農林水産業	19,945	182,146	131,381	50,765	—	249,916	274,604	186,021	—
鉱業・採石業・砂利採取業	3,521	56,501	47,745	8,413	343	331,752	349,328	231,662	340,227
総合工事業	122,982	1,255,017	1,059,760	195,248	9	333,028	352,196	228,992	283,111
職別工事業	83,694	481,093	407,612	73,475	6	313,562	329,109	227,315	243,000
設備工事業	82,553	813,564	702,978	110,572	14	339,532	356,027	234,670	328,429
食料品・たばこ製造業	34,544	1,100,467	624,772	475,693	2	266,221	323,238	191,334	220,000
繊維製品製造業	19,893	321,545	149,840	171,705	—	252,358	326,090	188,014	—
木製品・家具等製造業	16,429	190,066	146,905	43,161	—	275,506	295,898	206,100	—
紙製品製造業	6,346	184,371	142,908	41,461	2	305,387	333,670	207,905	250,000
印刷・同関連業	23,074	387,834	286,198	101,636	—	318,050	347,204	235,957	—
化学工業・同類似業	24,614	1,124,036	856,378	267,657	1	354,433	386,586	251,558	220,000
金属工業	37,220	866,830	724,302	142,467	61	328,790	348,342	229,368	369,508
機械器具製造業	72,288	3,897,586	3,181,650	715,931	5	355,780	382,308	237,887	286,000
その他の製造業	25,574	645,630	487,798	157,832	—	328,693	361,432	227,511	—
電気・ガス・熱供給・水道業	15,355	380,632	309,029	71,602	1	401,731	432,325	269,692	280,000
情報通信業	56,600	1,648,523	1,226,242	422,281	—	371,859	399,843	290,596	—
道路貨物運送業	46,512	1,330,502	1,124,769	205,731	2	297,163	312,050	215,773	300,000
その他の運輸業	24,669	1,442,512	1,131,166	311,344	2	311,259	328,205	249,687	450,000
卸売業	135,970	2,163,248	1,482,051	681,167	30	325,576	363,904	242,185	257,000
飲食料品以外の小売業	135,088	2,397,482	1,348,547	1,048,932	3	277,367	325,395	215,621	390,000
飲食料品小売業	42,541	720,862	431,231	289,631	—	264,455	316,298	187,266	—
無店舗小売業	13,102	241,248	155,422	85,826	—	350,500	399,797	261,227	—
金融・保険業	18,030	1,181,339	601,602	579,737	—	362,534	452,085	269,605	—
不動産業	87,695	502,200	331,875	170,323	2	311,200	343,743	247,791	240,000
物品賃貸業	7,771	168,149	115,188	52,961	—	302,221	337,328	225,864	—
学術研究機関	4,358	128,510	52,175	76,334	1	324,683	405,178	269,661	620,000
専門・技術サービス業	115,920	993,755	663,648	330,100	7	335,753	371,333	264,219	434,286
飲食店	45,955	619,871	373,332	246,539	—	257,480	295,302	200,208	—
宿泊業	12,401	296,329	174,668	121,657	4	252,082	286,713	202,363	175,000
対個人サービス業	34,086	440,854	204,575	236,279	—	263,234	309,847	222,876	—
娯楽業	17,225	393,859	226,502	167,357	—	268,117	305,303	217,790	—
教育・学習支援業	23,150	458,986	177,150	281,836	—	262,346	312,267	230,968	—
医療業・保健衛生	87,707	2,333,563	597,026	1,736,537	—	292,550	367,050	266,937	—
社会保険・社会福祉・介護事業	64,801	1,715,646	498,934	1,216,709	3	233,558	268,231	219,339	293,333
複合サービス業	10,878	348,158	206,873	141,285	—	261,212	301,358	202,430	—
職業紹介・労働者派遣業	13,069	817,608	348,928	468,680	—	240,312	269,772	218,379	—
その他の対事業所サービス業	30,542	872,891	610,348	262,540	3	259,841	284,889	201,611	246,667
修理業	40,143	310,668	255,631	55,037	—	301,147	317,893	222,946	—
廃棄物処理業	19,906	234,519	192,441	42,077	1	315,981	329,065	256,141	240,000
政治・経済・文化団体	31,548	233,064	124,708	108,356	—	296,492	349,945	234,972	—
その他のサービス業	29,567	552,007	329,292	222,664	51	298,682	347,650	226,249	364,902
公務	12,529	549,968	182,328	367,640	—	192,631	222,142	177,996	—

(注) 1 産業分類は、厚生労働省年金局「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。
 2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/085.xls>

第85表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人員	2,184,449	2,097,169	2,161,979	1,945,749	1,922,692
金額	1,390,800,224	1,323,026,899	1,370,482,826	1,234,290,487	1,198,960,392
老齢厚生年金 (老齢相当) 人員	916,476	886,737	882,670	781,643	740,777
金額	932,009,607	891,535,634	868,788,725	769,447,121	734,240,237
老齢厚生年金 (通老相当) 人員	909,416	865,596	876,852	789,378	812,225
金額	126,302,674	119,375,430	121,006,996	109,870,194	115,932,118
障害厚生年金 人員	28,459	27,204	38,315	33,246	33,362
金額	22,288,717	21,129,227	29,391,823	25,215,526	25,093,106
遺族厚生年金 人員	311,025	290,421	351,557	335,169	330,556
金額	305,689,692	283,806,319	346,641,451	327,080,668	321,783,473
老 齢 年 金 人員	787	1,801	1,364	844	548
金額	1,205,972	2,924,323	2,372,346	1,488,652	882,819
通算老齢年金 人員	17,880	24,964	10,711	5,218	5,069
金額	3,036,187	4,000,732	1,968,237	1,005,600	923,640
障 害 年 金 人員	158	125	141	114	53
金額	169,488	133,592	152,507	122,290	57,769
遺 族 年 金 人員	91	96	118	54	40
金額	67,455	78,339	113,336	46,390	36,810
通算遺族年金 人員	157	225	251	83	62
金額	30,433	43,305	47,408	14,048	10,421

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人員	29,072,132	30,580,584	31,981,605	33,034,272	34,052,528
金額	26,455,029,582	27,048,121,541	27,435,933,521	27,874,092,427	27,906,070,931
老齢厚生年金 (老齢相当) 人員	11,661,384	12,402,785	13,097,886	13,653,918	14,170,393
金額	15,670,687,558	16,354,806,308	16,780,854,559	17,339,666,514	17,581,679,101
老齢厚生年金 (通老相当) 人員	9,347,886	10,182,305	10,949,628	11,536,876	12,135,641
金額	1,992,754,163	2,062,228,876	2,183,328,316	2,281,738,151	2,288,931,967
障害厚生年金 人員	400,264	414,442	437,594	454,892	472,253
金額	295,256,307	304,656,608	320,624,117	330,922,233	340,473,550
遺族厚生年金 人員	4,103,051	4,257,203	4,449,027	4,611,434	4,757,543
金額	4,072,239,700	4,225,989,711	4,419,872,293	4,556,032,917	4,672,407,140
老 齢 年 金 人員	1,575,057	1,451,348	1,315,430	1,186,200	1,062,613
金額	3,061,592,448	2,812,623,201	2,531,199,568	2,256,557,678	2,000,048,023
通算老齢年金 人員	1,064,042	997,365	906,557	814,856	726,335
金額	424,804,418	394,891,628	356,536,762	317,768,223	281,392,827
障 害 年 金 人員	115,556	109,891	103,761	97,823	92,068
金額	141,216,818	133,766,084	125,788,508	117,833,755	110,074,136
遺 族 年 金 人員	729,024	694,072	655,755	617,785	580,519
金額	776,634,405	740,513,138	700,413,989	657,734,627	616,626,989
通算遺族年金 人員	75,868	71,173	65,967	60,488	55,163
金額	19,843,765	18,645,990	17,315,410	15,838,330	14,437,200

- (注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。
 2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
 3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。
 4 船員保険の旧法分を含む。
 5 基金代行支給分を含む。
 6 旧三共済を含む。旧農林共済組合を含む。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/086.xls>

第86表 厚生年金保険一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 件数	56,813	67,460	83,352	78,800	48,716
金額	15,649,813	18,677,253	24,720,345	23,217,227	15,210,095
障害手当金 件数	179	177	280	222	211
金額	276,504	271,627	409,563	329,226	313,649
脱退手当金 件数	10,681	9,369	9,054	7,066	3,537
金額	1,437,309	1,195,942	1,081,544	761,527	316,858
脱退一時金 件数	45,953	57,914	74,018	71,512	44,968
金額	13,935,999	17,209,684	23,229,239	22,126,474	14,579,588

(注) 平成20年度には、船員保険の旧法分を含む。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/087.xls>

第87表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《年金》					
新 規 裁 定	708,103	697,562	697,553	699,401	700,171
老齢厚生年金(老齢相当)	1,043,142	1,032,025	1,010,947	1,011,205	1,024,826
老齢厚生年金(通老相当)	247,734	236,983	224,758	229,184	253,944
障害厚生年金	1,264,933	1,250,470	1,225,766	1,215,385	1,201,074
遺族厚生年金	1,044,924	1,037,946	1,044,106	1,033,690	1,024,955
老 齢 年 金	1,532,366	1,623,722	1,739,257	1,763,805	1,610,984
通算老齢年金	169,809	160,260	183,758	192,717	182,213
障 害 年 金	1,072,712	1,068,734	1,081,609	1,072,719	1,089,987
遺 族 年 金	741,263	816,025	960,474	859,076	920,225
通算遺族年金	193,843	192,468	188,873	169,251	168,079
年 度 末 現 在	1,284,579	1,266,122	1,241,390	1,235,321	1,230,415
老齢厚生年金(老齢相当)	1,853,388	1,829,624	1,787,965	1,782,423	1,773,477
老齢厚生年金(通老相当)	706,290	692,777	681,355	681,479	689,833
障害厚生年金	1,214,088	1,211,533	1,207,716	1,201,047	1,194,299
遺族厚生年金	1,028,511	1,026,428	1,025,558	1,018,480	1,010,967
老 齢 年 金	1,943,798	1,937,939	1,924,237	1,902,342	1,882,198
通算老齢年金	399,237	395,935	393,287	389,969	387,415
障 害 年 金	1,222,064	1,217,262	1,212,291	1,204,561	1,195,547
遺 族 年 金	1,065,307	1,066,911	1,068,103	1,064,666	1,062,199
通算遺族年金	261,556	261,981	262,486	261,843	261,719
《一時金》	275,462	276,864	296,578	294,635	313,220
障 害 手 当 金	1,544,717	1,534,617	1,462,723	1,483,001	1,486,489
脱 退 手 当 金	134,567	127,649	119,455	107,773	89,584
脱 退 一 時 金	303,266	297,159	313,832	309,409	324,221

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 それぞれ併給している基礎年金分を含む。

7 旧三共済を含む。旧農林共済組合を含む。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/088.xls>

第88表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
徴 収 決 定 額	23,062,705,699	22,693,959,535	23,243,025,554	23,958,133,573	24,611,607,445
前年度からの繰越額	276,850,678	355,323,149	427,260,901	473,960,120	446,733,932
本 年 度 分	22,785,855,021	22,338,636,386	22,815,764,653	23,484,173,453	24,164,873,513
収 納 済 額	22,690,520,774	22,240,912,828	22,725,242,598	23,469,880,247	24,154,939,094
不 納 欠 損 額	15,676,815	22,774,513	40,724,600	37,976,935	36,170,767
収 納 未 済 額	356,508,110	430,272,194	477,058,355	450,276,390	420,497,584
収 納 率 (%)	98.4	98.0	97.8	98.0	98.1

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/089.xls>

第89表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	36,421,701,919	38,007,937,271	40,405,594,296	40,378,065,942	39,160,023,756
保 険 料	22,690,520,774	22,240,912,828	22,725,242,598	23,469,880,247	24,154,939,094
一 般 会 計 よ り 受 入	5,432,308,950	7,798,303,786	8,432,553,805	8,499,225,146	8,058,302,171
抛 出 金 収 入 等	254,622,578	228,369,007	261,382,232	247,040,921	252,171,419
国 共 済 組 合 連 合 会 等 抛 出 金 収 入	32,840,744	26,879,672	27,971,779	28,439,758	75,123,402
職 域 等 費 用 納 付 金	221,781,834	201,489,335	233,410,452	218,601,162	177,048,017
基 礎 年 金 勘 定 よ り 受 入	1,879,726,427	1,993,542,786	1,822,549,972	1,963,865,713	1,750,680,004
積 立 金 よ り 受 入	3,360,475,931	3,754,929,673	6,343,067,278	5,577,200,000	3,901,500,000
解 散 厚 生 年 金 基 金 等 徴 収 金	348,571,186	190,547,710	9,252,336	91,925,902	126,438,382
利 子 (運 用 収 入)	82,422,665	5,047,196	1,533,797	1,654,111	1,558,024
独 立 行 政 法 人 納 付 金	2,351,478,790	424,193,172	722,337,980	499,158,119	881,962,292
そ の 他 の 収 入	21,574,619	1,372,091,114	27,674,298	28,115,784	32,472,368
支 出	36,107,751,977	38,781,305,419	40,115,094,234	39,747,303,045	38,765,049,559
保 険 給 付 費	22,687,018,202	23,846,744,476	24,009,238,858	23,734,167,134	23,862,691,668
基 礎 年 金 勘 定 へ 繰 入	13,316,161,825	14,817,636,950	15,988,026,476	15,900,192,908	14,800,624,986
業 務 勘 定 へ 繰 入	96,847,961	111,598,077	101,604,491	99,927,838	95,269,497
そ の 他 の 支 出	7,723,988	5,325,917	16,224,409	13,015,165	6,463,407
差 引 収 支 過 不 足 額	313,949,942	△ 773,368,148	290,500,062	630,762,898	394,974,197
積 立 金 か ら 補 足	—	773,368,809	—	—	—
業 務 勘 定 か ら 積 立 金 へ の 繰 入	8,509,267	14,720,011	7,729,253	12,380,367	15,638,157
積 立 金 へ 繰 入	322,459,209	14,720,011	7,729,253	12,380,367	15,638,157
年 度 末 現 在 積 立 金 (簿 価 ベ ー ス)	124,018,806,310	119,505,227,839	113,460,389,876	108,526,333,140	105,035,445,494
年 度 末 現 在 積 立 金 (時 価 ベ ー ス)	116,649,617,479	120,756,799,570	114,153,229,171	111,498,980,810	117,882,314,842

(注) 1 「年金特別会計厚生年金勘定」の決算額による。

2 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。

3 平成21年度収入の「その他」には、特別保健福祉事業資金の精算に伴う繰延国庫負担額及び利子相当額の返還による業務勘定からの受入（13,480億円）が含まれている。

4 「年度末積立金」は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧年金資金運用基金）で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた年金積立金全体である。

5 「厚生保険特別会計業務勘定」については、『第100表 国民年金特別会計収支状況』業務勘定を参照のこと。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/090.xls>

② 厚生年金基金

第90表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
基 金 数	617	608	595	577	560
設 立 事 業 所 数	117,386	115,168	113,072	110,568	106,063
加 入 員 数	4,663,035	4,562,200	4,472,370	4,365,749	4,203,244
男	3,285,192	3,199,083	3,122,315	3,039,111	2,909,612
女	1,377,843	1,363,117	1,350,055	1,326,638	1,293,632
坑 内 員	・	・	・	・	・
平 均 標 準 給 与 月 額	327,951	318,752	320,791	319,712	321,533
男	362,771	351,146	353,888	352,498	354,759
女	244,932	242,728	244,247	244,604	246,804
坑 内 員	・	・	・	・	・

(注) 「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/091.xls>

第91表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 件数	5,646,615	6,309,111	6,966,217	7,560,768	8,129,815
金額	1,428,626,098	1,547,675,656	1,635,796,141	1,706,438,977	1,753,492,050
基 金 裁 定 件数	2,714,913	2,863,292	2,975,366	3,062,788	3,116,174
金額	1,269,209,070	1,366,489,933	1,434,345,789	1,482,748,822	1,506,301,630
企 業 年 金 連 合 会 裁 定 件 数	2,931,702	3,445,819	3,990,851	4,497,980	5,013,641
金額	159,417,028	181,185,723	201,450,352	223,690,155	247,190,420

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/092.xls>

第92表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 件数	220,976	202,186	172,665	193,864	224,947
金 額	122,083,627	122,289,470	99,867,336	107,134,639	129,172,888
脱 退 一 時 金 件数	157,124	138,183	120,626	134,996	147,897
金 額	33,142,034	31,252,711	23,743,152	26,605,436	29,160,956
遺 族 一 時 金 件数	8,810	8,745	8,959	9,081	8,807
金 額	10,656,418	10,690,253	10,664,092	10,685,838	9,517,438
選 択 一 時 金 件数	55,042	55,258	43,080	49,787	68,243
金 額	78,285,175	80,346,507	65,460,093	69,843,366	90,494,494

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/093.xls>

第93表 厚生年金基金給付1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
年 金	253,006	245,308	234,818	225,697	215,687
一 時 金	552,475	604,836	578,388	552,628	574,237
脱 退 一 時 金	210,929	226,169	196,833	197,083	197,171
死 亡 一 時 金	1,209,582	1,222,442	1,190,322	1,176,725	1,080,667
選 択 一 時 金	1,422,281	1,454,025	1,519,501	1,402,843	1,326,063

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/094.xls>

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第94表 加入件数

年度末現在

区分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《適格退職年金》					
合 計	17,184	8,051	.	.	.
生 保 会 社	13,892	6,608	.	.	.
JA 共 済 連	252	43	.	.	.
信 託 銀 行	3,040	1,400	.	.	.
《確定給付企業年金》					
合 計	7,405	10,050	14,991	14,676	14,278
生 保 会 社	4,779	6,482	10,741	10,455	10,096
JA 共 済 連	127	316	391	382	379
信 託 銀 行	2,499	3,252	3,859	3,839	3,803

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 適格退職年金制度は、平成24年3月31日で廃止された。

3 平成23～24年度の生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

資料：平成22年度以前は（社）生命保険協会調べ、平成23年度以降は（社）生命保険協会「企業年金（確定給付型）の受託概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/095.xls>

第95表 加入者数

年度末現在（単位 万人）

区分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《適格退職年金》					
合 計	249	126	.	.	.
生 保 会 社	132	67	.	.	.
JA 共 済 連	6	1	.	.	.
信 託 銀 行	109	57	.	.	.
《確定給付企業年金》					
合 計	647	727	801	796	788
生 保 会 社	188	229	263	262	256
JA 共 済 連	2	7	9	9	9
信 託 銀 行	456	490	528	524	522

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 適格退職年金制度は、平成24年3月31日で廃止された。

3 平成23～24年度の生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

資料：平成22年度以前は（社）生命保険協会調べ、平成23年度以降は（社）生命保険協会「企業年金（確定給付型）の受託概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/096.xls>

5 国民年金

第96表 国民年金被保険者数

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総 数	30,442,722	30,060,612	29,428,431	28,822,322	28,239,608
第1号被保険者	19,660,815	19,507,367	19,037,636	18,717,052	18,343,664
任意加入被保険者	345,809	343,920	344,583	327,284	293,814
第3号被保険者 (再掲)	10,436,098	10,209,325	10,046,212	9,777,986	9,602,130
付加保険料納付被保険者	758,040	744,643	845,789	873,161	827,623
強 制	71,713	67,101	62,826	58,931	55,584
任 意	686,327	677,542	782,963	814,230	772,039
保険料全額免除被保険者	5,208,575	5,349,621	5,513,067	5,683,868	5,869,868
法 定 免 除	1,143,883	1,203,246	1,263,104	1,305,640	1,336,140
学 生 納 付 特 例	1,650,757	1,626,606	1,659,407	1,685,097	1,717,891
若 年 者 納 付 猶 予	371,061	373,528	375,890	392,971	421,416
申 請 免 除					
全 額	2,042,874	2,146,241	2,214,666	2,300,160	2,394,421
半 額	174,526	156,304	137,023	144,938	151,070

(注) 「保険料全額免除被保険者」とは、法定免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予者、申請免除（全額）者をいう。
資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/097.xls>

第97表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
保険料収納済歳入額	1,746,998,597	1,694,961,062	1,671,654,366	1,580,681,470	1,612,399,121
現年度保険料	1,648,356,919	1,605,399,670	1,582,814,624	1,494,763,874	1,466,525,319
過年度保険料 (再掲)	98,641,678	89,561,392	88,839,742	85,917,596	145,873,802
前納保険料	616,048,138	611,339,527	618,733,288	587,039,107	581,584,928
追納保険料	33,370,541	30,780,889	33,351,339	29,039,077	26,807,533

(注) 1 「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。

2 「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/098.xls>

第98表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額:千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人員	641,603	563,947	529,391	511,676	583,266
金額	394,926,688	356,153,097	341,784,986	333,346,734	382,335,838
老 齡 基 礎 年 金 人員	497,701	438,527	395,146	390,451	465,482
金額	292,236,510	258,846,621	233,294,301	234,335,628	285,342,130
障 害 基 礎 年 金 人員	82,815	81,119	91,424	83,401	85,239
金額	72,773,893	71,140,015	79,985,634	72,508,650	73,846,033
遺 族 基 礎 年 金 人員	33,475	30,566	34,406	32,875	28,856
金額	25,411,797	23,292,557	26,155,912	24,835,866	21,827,384
老 齡 年 金 人員	573	761	350	126	67
金額	277,776	351,879	169,044	62,931	33,977
通 算 老 齡 年 金 人員	23,634	9,993	4,838	2,012	1,205
金額	2,578,706	1,089,985	632,911	266,876	148,114
障 害 年 金 人員	143	106	102	83	61
金額	117,824	87,923	82,378	68,866	51,518
遺 族 年 金 人員	3,262	2,875	3,125	2,728	2,356
金額	1,530,182	1,344,118	1,464,805	1,267,917	1,086,682
母 子 年 金 人員	—	…	…	…	…
金額	—	…	…	…	…
準 母 子 年 金 人員	—	…	…	…	…
金額	—	…	…	…	…
遺 児 年 金 人員	—	…	…	…	…
金額	—	…	…	…	…
寡 婦 年 金 人員	3,262	…	…	…	…
金額	1,530,182	…	…	…	…

(ii) 年度末現在

(単位 金額:千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人員	27,432,615	28,286,327	28,857,396	29,649,424	30,853,354
金額	17,668,919,875	18,356,846,554	18,859,476,351	19,449,122,239	20,336,158,668
老 齡 基 礎 年 金 人員	21,801,311	22,918,980	23,775,499	24,858,322	26,340,766
金額	14,503,087,978	15,282,224,226	15,879,094,979	16,575,017,058	17,566,425,412
障 害 基 礎 年 金 人員	1,659,552	1,701,830	1,749,219	1,786,844	1,825,210
金額	1,471,052,860	1,506,121,924	1,545,330,623	1,575,772,829	1,602,151,972
遺 族 基 礎 年 金 人員	266,043	257,758	254,045	249,599	242,525
金額	207,968,974	201,726,963	198,770,369	194,468,688	188,744,180
老 齡 年 金 人員	2,309,901	2,095,899	1,866,095	1,645,901	1,440,801
金額	1,102,440,714	1,004,817,531	899,384,985	794,465,716	697,045,861
通 算 老 齡 年 金 人員	1,254,014	1,177,960	1,085,865	990,519	895,290
金額	274,944,617	258,921,587	240,113,470	219,667,890	199,344,924
障 害 年 金 人員	103,119	96,878	90,056	83,480	77,208
金額	91,706,055	86,118,465	80,047,696	73,912,768	68,144,481
遺 族 年 金 人員	38,675	37,022	36,617	34,759	31,554
金額	17,718,679	16,915,858	16,734,228	15,817,290	14,301,839
母 子 年 金 人員	38	…	…	…	…
金額	39,748	…	…	…	…
準 母 子 年 金 人員	—	…	…	…	…
金額	—	…	…	…	…
遺 児 年 金 人員	7	…	…	…	…
金額	4,981	…	…	…	…
寡 婦 年 金 人員	38,630	…	…	…	…
金額	17,673,951	…	…	…	…

資料:厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/099.xls>

第99表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 件数	3	3	3	1	—
金額	1,217	1,217	1,217	404	—
老 齢 福 祉 年 金 件数	3	3	3	1	—
金額	1,217	1,217	1,217	404	—

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 件数	17,078	12,037	8,219	5,204	3,532
金額	6,930,252	4,884,615	3,335,270	2,103,457	1,423,043
老 齢 福 祉 年 金 件数	17,078	12,037	8,219	5,204	3,532
金額	6,930,252	4,884,615	3,335,270	2,103,457	1,423,043
(再掲)					
一 部 支 給 停 止 件数	1,537	1,026	678	440	287
金額	323,411	211,549	130,484	87,073	55,746
全 部 支 給 停 止 件数	5,574	4,208	3,116	2,059	1,607

(注) 「一部支給停止」金額は、支給年額である。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/100.xls>

第100表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《基礎年金勘定》					
収 入	20,844,806,032	22,088,760,526	23,002,569,429	23,917,073,515	23,951,418,789
拋出金等収入	20,823,397,775	22,070,930,585	22,986,518,191	23,900,065,328	23,936,192,411
運用収入	17,190,630	12,554,181	9,323,698	10,813,575	10,571,129
雑収入	4,217,627	5,275,760	6,727,540	6,194,612	4,655,249
支 出	19,252,584,959	20,187,692,325	20,536,881,775	20,900,804,600	21,257,230,397
基礎年金給付費	15,445,794,203	16,426,879,594	16,969,602,633	17,435,642,607	18,303,551,114
基礎年金相当給付費繰入 及 交 付 金	3,806,741,695	3,760,661,822	3,566,869,862	3,464,658,431	2,953,226,966
諸 支 出 金	49,060	150,909	409,280	503,561	452,317
収 支 差 引	1,592,221,073	1,901,068,201	2,465,687,654	3,016,268,915	2,694,188,392
積立金へ繰入	1,597,668,998
翌年度へ繰越	1,592,221,073	1,901,068,201	2,465,687,654	3,016,268,915	1,096,519,394
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	2,322,276,810
《国民年金勘定》					
収 入	5,414,434,546	5,134,684,237	4,704,967,209	4,673,063,661	5,222,063,326
保険料収入	1,746,998,597	1,694,961,062	1,671,654,366	1,580,681,470	1,612,399,121
一般会計より受入	1,855,801,337	2,055,363,106	1,689,847,206	1,865,970,529	2,193,763,810
基礎年金勘定より受入	1,486,257,716	1,353,360,748	1,303,994,049	1,152,929,450	862,887,765
積立金より受入	173,699,671	—	—	50,000,000	497,600,000
運用収入	1,515,377	332,716	348,106	314,941	156,590
独立行政法人納付金	148,771,509	28,994,267	36,876,500	21,132,413	51,259,201
雑収入	1,390,340	1,672,338	2,246,983	2,034,859	3,996,840
支 出	5,834,378,290	5,359,750,255	4,465,780,553	4,639,797,788	5,194,479,473
国民年金給付費	1,577,937,572	1,477,278,281	1,338,603,987	1,188,441,730	1,058,971,798
基礎年金勘定へ繰入	4,121,836,494	3,738,901,180	2,983,621,107	3,315,223,586	3,998,677,241
諸 支 出 金	37,408,996	35,883,901	40,624,890	41,521,737	39,613,935
業務勘定へ繰入	97,195,228	107,686,892	102,930,569	94,610,735	97,216,499
収 支 差 引	—	—	239,186,656	33,265,873	27,583,853
積立金へ繰入	—	—	239,186,656	33,265,873	27,583,853
積立金から補足	419,943,743	225,066,018	—	—	—
年度末現在積立金(簿価ベース)	7,691,959,199	7,482,178,583	7,733,325,187	7,731,780,770	7,278,877,862
年度末現在積立金(時価ベース)	7,188,490,154	7,507,942,130	7,739,360,274	7,902,514,991	8,144,589,244
《福祉年金勘定》					
収 入	9,439,410	7,731,891	6,381,960	5,363,848	4,576,164
一般会計より受入	9,325,332	7,591,890	6,269,743	5,293,466	4,483,122
雑収入	114,078	140,001	112,217	70,382	93,041
支 出	9,367,276	7,647,076	6,351,339	5,319,365	4,527,308
福祉年金給付費	5,847,289	3,959,575	2,643,720	1,676,493	1,005,570
特別障害給付金給付費	3,519,987	3,687,012	3,707,585	3,642,467	3,521,738
諸 支 出 金	—	489	34	406	—
収 支 差 引	72,135	84,815	30,621	44,483	48,856
《業務勘定》					
収 入	534,586,147	2,019,692,031	508,404,720	519,999,787	531,521,527
一般会計より受入	196,779,135	227,013,640	211,518,740	187,289,817	204,436,330
他勘定より受入	272,630,193	240,566,793	224,607,466	210,949,960	207,864,914
国民年金勘定より受入	97,195,228	107,686,892	102,930,569	94,610,735	97,216,499
厚生年金勘定より受入	96,847,961	111,598,077	101,604,491	99,927,838	95,269,497
健康勘定より受入	76,875,167	19,733,621	18,474,628	14,837,673	13,909,614
子どものための金銭の 給付勘定より受入	1,711,837	1,548,203	1,597,778	1,573,714	1,469,304
特別保健福祉事業 資金より受入	18,997,886	1,505,038,510	—	566,513	5,328
独立行政法人納付金	1,440,960	—	511,359	457,103	362,825
雑収入	13,084,442	14,984,563	31,695,808	68,828,754	64,387,153
前年度剰余金受入	31,653,530	32,088,525	40,071,348	51,907,640	54,464,976

支	出	463,376,950	1,943,745,611	435,804,275	437,129,724	414,812,809
業務取扱費		257,761,783	219,128,404	40,705,035	35,225,342	35,531,694
施設整備費		3,244,354	1,154,627	—	—	—
社会保険オンライン費		121,807,531	113,720,921	88,845,790	58,512,281	48,423,177
年金相談等事業費		22,542,900	29,897,917	—	—	—
日本年金機構運営費		・	74,805,233	305,839,028	342,464,082	330,297,328
保健及福祉事業費		37,581,536	—	—	—	—
特別保健福祉事業費		18,997,886	—	—	—	—
厚生年金勘定へ繰入		1,440,960	1,348,011,740	—	—	—
健康勘定へ繰入		・	・	414,422	361,507	555,281
一般勘定へ繰入		・	157,026,770	—	566,513	5,328
収支差引剰余金		71,209,197	75,946,420	72,600,445	82,870,063	116,682,644
翌年度へ繰越		32,088,525	40,071,348	51,907,640	54,464,976	81,708,946
国民年金勘定積立金へ繰入		16,408,669	15,285,402	11,959,948	15,189,710	17,113,239
厚生年金勘定積立金へ繰入		8,509,267	14,720,011	7,729,253	12,380,367	15,638,157
健康勘定へ繰入		13,924,785	5,614,029	985,416	835,010	2,222,302
特別保健福祉事業資金へ繰入		277,952	255,630	18,188	—	—

(注) 1 「年金特別会計」の決算額による。

2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法（昭和34年法律141号）に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

3 国民年金勘定の「年度末積立金」は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧年金資金運用基金）で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた年金積立金全体である。

4 「子どものための金銭の給付勘定より受入」は、平成22年度以前は「児童手当勘定より受入」、平成23年度は「児童手当及び子ども手当勘定より受入」である。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/101.xls>

6 農業者年金基金

第101表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人)

区分	総数	通常加入	政策支援 加入	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	未分類
平成20年度(2008)	57,216	34,176	22,774	17,927	15	4,424	295	113	266
21 (2009)	55,636	32,793	22,669	16,973	19	5,276	287	114	174
22 (2010)	54,041	31,624	22,305	16,004	17	5,925	256	103	112
23 (2011)	52,222	37,479	12,653	6,407	24	5,873	266	83	2,090
24 (2012)	50,733	38,006	12,221	5,709	34	6,082	325	71	506

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。

項目説明は、以下のとおり。

通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者

政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分3：区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属の後継者

政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者

政策支援区分5：35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るのうねん」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/102.xls>

第102表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
経営移譲年金 人員	496,387	469,446	440,553	410,836	382,737
金額	75,979,151	74,336,271	72,258,695	70,021,023	67,904,615
農業者老齢年金 人員	75,321,126	385,848	357,718	329,996	305,061
金額	71,956,575	68,506,258	64,546,850	60,663,822	57,244,779

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るのうねん」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/103.xls>

第103表 農業者年金年金勘定経理状況

平成24年4月1日～平成25年3月31日(単位 千円)

区 分	特例付加 年金勘定	農業者老齢 年金等勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	3,661,692	29,887,210	128,639,504	185,013	△ 27,519	162,345,901
經常 収 益	3,661,692	29,887,210	128,639,504	184,776	△ 27,519	162,345,663
運営費交付金収益	622,383	1,631,021	1,668,075	158,395	—	4,079,874
保険料収入	—	13,632,678	—	—	—	16,632,678
運用 収 益	2,009,857	14,570,339	—	—	—	16,580,197
農地等割賦利息収入	—	—	—	2,018	—	2,018
貸付金利息収入	—	—	27,519	22,700	△ 27,519	22,700
補助金等収益	1,016,510	—	121,595,555	—	—	122,612,065
財源措置予定額収益	—	—	5,200,000	—	—	5,200,000
調整準備金戻入	2,372	26,305	—	—	—	28,677
資産見返運営費交付金戻入	8,971	22,269	42,504	959	—	74,702
資産見返補助金等戻入	10	10	162	92	—	275
雑 収 益	1,588	4,586	105,689	612	—	112,475
臨時 利 益	—	—	—	237	—	237
当期 純 損 失	—	—	—	—	—	—
費 用	3,661,692	29,887,210	128,639,504	185,013	△ 27,519	162,345,901
經常 費 用	3,481,486	29,295,007	127,973,460	81,941	△ 27,519	160,804,376
年金事業費	3,028,740	28,036,728	123,069,347	—	—	154,134,815
その他の業務費	339,348	797,796	1,231,380	26,642	—	2,395,167
一般管理費	113,333	267,221	279,109	27,760	—	687,423
財務費用	—	—	3,386,443	27,519	△ 27,519	3,386,443
雑 損 失	64	193,263	7,181	20	—	200,528
臨時 損 失	55	116	218	60	—	450
当期 純 利 益 (当期純損失(△))	180,152	592,086	665,826	103,012	—	1,541,075

資料：独立行政法人農業者年金基金「財務諸表 平成24事業年度」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/104.xls>

7 国家公務員共済組合

第104表 国家公務員共済組合適用状況

区 分	組合員数						
	計	長期組合員	短期組合員	継続長期	後期高齢者	任意継続	(再掲) 介護保険第2 号被保険者
平成20年度(2008)	1,079,657	1,050,673	142	2,750	6	26,086	546,419
21 (2009)	1,066,506	1,040,716	146	2,885	4	22,755	544,705
22 (2010)	1,077,223	1,052,092	146	2,853	7	22,125	556,091
23 (2011)	1,081,127	1,056,221	150	2,858	5	21,893	567,748
24 (2012)	1,080,123	1,054,600	146	2,872	4	22,501	578,284
平成24年度							
衆議院	2,620	2,531	—	—	—	89	1,491
参議院	1,300	1,242	—	—	—	58	842
内閣	11,050	10,621	60	210	—	159	5,826
総務省	7,547	7,303	15	132	—	97	4,658
法務省	29,842	29,057	6	67	1	711	18,522
外務省	6,112	5,972	6	15	—	119	1,739
財務省	79,245	76,814	5	315	—	2,111	50,556
文部科学省	165,147	161,321	5	379	3	3,439	90,307
厚生労働省	30,969	30,123	18	552	—	276	20,053
農林水産省	25,427	24,743	5	142	—	537	18,999
経済産業省	12,433	11,920	5	294	—	214	7,614
国土交通省	66,436	64,304	17	693	—	1,422	39,714
防衛省	263,458	261,005	4	1	—	2,448	103,812
裁判所	26,820	25,556	—	41	—	1,223	15,653
会計検査院	1,315	1,269	—	13	—	33	791
刑務	23,767	23,198	—	—	—	569	12,988
厚生労働省第二	66,274	65,318	—	6	—	950	28,180
林野庁	6,846	6,698	—	12	—	136	4,640
日本郵政	241,022	233,352	—	—	—	7,670	146,619
連合会職員	12,493	12,253	—	—	—	240	5,279

(注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。

2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員である。

3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/105.xls>

年度末現在

(再掲) 前期高齢者 加入者	被扶養者数					組合員1人当り 被扶養者数	
	計	長期短期	任意継続	(再掲) 介護保険	(再掲) 前期高齢者	任意継続	
3,907	1,259,486	1,238,767	20,719	263,104	23,905	1.18	0.79
3,609	1,234,033	1,215,764	18,269	259,570	21,851	1.17	0.80
3,612	1,234,282	1,216,785	17,497	260,186	20,148	1.16	0.79
4,076	1,224,542	1,207,154	17,388	258,797	18,931	1.14	0.79
5,268	1,205,414	1,187,147	18,267	258,002	18,659	1.13	0.81
10	1,733	1,673	60	421	50	0.66	0.67
6	1,070	1,038	32	296	21	0.84	0.55
89	11,945	11,807	138	2,934	182	1.10	0.87
43	7,121	7,053	68	1,979	107	0.96	0.70
16	32,638	31,997	641	8,139	533	1.10	0.90
53	7,682	7,551	131	1,047	77	1.26	1.10
81	93,668	91,768	1,900	24,947	1,260	1.19	0.90
3,200	161,041	158,482	2,559	37,616	2,910	0.98	0.74
53	32,184	31,985	199	7,679	728	1.06	0.72
17	35,860	35,357	503	9,432	567	1.43	0.94
27	13,902	13,705	197	3,546	169	1.15	0.92
90	90,419	89,159	1,260	23,958	911	1.39	0.89
72	331,499	329,255	2,244	54,452	3,786	1.26	0.92
448	22,905	22,286	619	5,631	514	0.87	0.51
5	1,149	1,117	32	341	12	0.88	0.97
59	31,931	31,403	528	7,378	272	1.35	0.93
136	41,164	40,728	436	6,383	975	0.62	0.46
1	9,416	9,300	116	2,711	114	1.39	0.85
825	270,597	264,074	6,523	57,738	5,291	1.13	0.85
37	7,490	7,409	81	1,374	180	0.60	0.34

第104表 国家公務員共済組合適用状況（前頁よりつづく）

年度末現在

区 分	組合員1人当り標準報酬月額							平均	
	長期組合員	継続長期	後期高齢者 (長期適用)	短期組合員	任意継続	後期高齢者 (短期適用)	平均		
							短期適用	長期適用	
平成20年度(2008)	414,944	530,327	620,000	1,162,324	362,683	1,020,000	422,390	415,247	
21 (2009)	409,961	524,960	620,000	1,175,479	364,731	967,500	418,333	410,279	
22 (2010)	408,480	531,346	577,143	1,177,945	359,110	662,857	417,119	408,814	
23 (2011)	410,533	531,753	578,000	1,182,000	350,953	686,000	419,463	410,861	
24 (2012)	396,209	523,501	520,000	1,140,479	350,161	675,000	402,411	396,555	
平成24年度									
衆議院	456,499	—	—	—	441,798	—	474,618	456,499	
参議院	487,681	—	—	—	481,724	—	511,315	487,681	
内閣	433,674	542,905	—	1,126,833	413,019	—	452,697	435,792	
総務省	421,284	476,970	—	1,131,333	361,649	—	429,623	422,272	
法務省	417,385	551,343	220,000	1,131,667	392,830	220,000	425,313	417,687	
外務省	460,582	612,000	—	1,210,000	447,227	—	482,874	460,961	
財務省	435,405	546,730	—	1,210,000	390,663	—	437,104	435,860	
文部科学省	423,093	475,594	620,000	1,210,000	374,968	826,667	427,565	423,220	
厚生労働省	404,293	504,511	—	1,073,889	376,377	—	407,141	406,097	
農林水産省	434,699	535,845	—	1,210,000	378,268	—	437,833	435,276	
経済産業省	481,141	564,456	—	1,210,000	431,822	—	493,367	483,146	
国土交通省	424,350	533,270	—	1,147,647	360,274	—	426,890	425,511	
防衛省	346,020	530,000	—	1,210,000	320,964	—	348,224	346,020	
裁判所	420,260	510,976	—	—	303,063	—	436,529	420,405	
会計検査院	470,835	506,154	—	—	423,333	—	484,470	471,193	
刑務	407,242	—	—	—	343,251	—	408,239	407,242	
厚生労働省第二	374,639	501,667	—	—	320,337	—	413,167	374,650	
林野庁	393,440	565,000	—	—	331,838	—	394,565	393,747	
日本郵政	397,365	—	—	—	332,298	—	398,662	397,365	
連合会職員	402,683	—	—	—	369,542	—	440,512	402,683	

第105表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数 22,463,541 金額 223,899,927	22,625,453 227,324,039	22,577,028 232,810,045	23,208,519 239,050,539	23,530,848 242,942,120
組 合 員 分	件数 8,056,392 金額 81,499,617	8,129,082 82,660,461	8,159,199 84,360,022	8,522,657 88,670,640	8,752,884 91,051,007
療 養 の 給 付	件数 5,712,050 日数 9,747,475 金額 63,206,138	5,705,570 9,458,117 63,300,062	5,646,632 9,350,125 64,017,965	5,841,891 9,520,201 66,421,058	5,970,021 9,552,589 68,071,478
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数 747 日数 5,770 金額 41,921	765 5,555 39,162	733 5,418 38,624	782 6,148 45,418	871 6,532 52,661
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 の 給 付	件数 62,229 回数 1,601,801 金額 634,326	60,319 1,493,497 604,379	59,084 1,419,848 579,737	60,157 1,412,402 580,040	60,304 1,400,237 569,144
薬 剤 支 給	件数 2,065,378 金額 13,197,449	2,127,400 13,953,429	2,196,999 14,425,187	2,343,369 15,946,895	2,440,152 16,635,438
療 養 費	件数 268,369 金額 1,241,885	285,635 1,322,367	304,493 1,368,566	325,539 1,433,348	330,653 1,424,156
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数 30 回数 667 金額 246	26 761 312	21 226 122	16 250 92	51 1,313 513
移 送 費	件数 12 金額 7,467	22 1,711	19 1,620	16 873	11 335
出 産 費	件数 8,761 金額 3,112,060	8,593 3,375,011	9,360 3,875,459	10,080 4,188,327	10,241 4,248,700
埋 葬 料	件数 1,075 金額 58,126	1,097 64,028	963 52,742	980 54,588	935 48,582
被 扶 養 者 分	件数 14,407,149 金額 131,503,809	14,496,371 133,372,007	14,417,829 136,128,819	14,685,862 138,057,664	14,777,964 138,509,689
療 養 の 給 付	件数 9,797,110 日数 17,330,777 金額 99,058,579	9,785,377 16,884,404 99,380,533	9,616,590 16,577,847 101,055,504	9,742,245 16,462,441 101,729,586	9,749,666 16,380,937 102,003,946
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数 4,143 日数 24,049 金額 176,101	4,367 25,157 189,264	4,778 28,709 219,628	5,545 34,135 263,280	5,828 36,062 292,039
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 の 給 付	件数 109,432 回数 2,875,796 金額 1,133,595	106,015 2,781,803 1,093,706	104,435 2,669,117 1,051,580	101,934 2,576,683 1,024,169	128,642 2,475,922 977,834
薬 剤 支 給	件数 4,262,777 金額 20,985,146	4,358,880 22,238,819	4,439,553 22,580,765	4,570,050 24,017,471	4,659,487 24,343,794
療 養 費	件数 318,321 金額 1,714,465	324,690 1,727,709	332,921 1,728,737	344,599 1,760,274	340,058 1,704,989
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数 73 回数 1,457 金額 580	70 1,185 428	37 660 259	56 899 410	64 1,378 532
移 送 費	件数 23 金額 1,058	23 1,475	21 755	14 475	23 877
家 族 出 産 費	件数 23,531 金額 8,368,420	22,096 8,687,887	23,016 9,441,097	22,432 9,211,815	22,115 9,140,358
家 族 埋 葬 料	件数 1,244 金額 65,865	938 52,186	950 50,494	977 50,184	787 45,320
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数 109,117 金額 10,896,500	115,098 11,291,571	116,864 12,321,204	117,611 12,322,235	125,767 13,381,424
高 額 療 養 費	件数 52,030 金額 3,955,782	51,208 3,622,460	69,271 8,936,240	71,781 9,172,964	80,106 10,348,302
高 額 療 養 の 給 付	件数 57,087 金額 6,940,718	63,890 7,669,111	47,592 3,384,952	45,830 3,149,271	45,658 3,033,049
高 額 介 護 合 算 療 養 費	件数 . 金額 .	. .	1 12	— —	3 73

(注) 1 「組合員及び被扶養者分」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数	87,776	80,958	77,746	77,343	77,975
	日数	2,713,518	2,600,766	2,344,950	1,906,739	1,556,180
	金額	10,104,896	9,655,427	10,401,736	10,872,787	9,991,897
傷病手当金	件数	22,244	23,678	23,325	21,447	22,368
	日数	433,032	465,588	456,846	432,081	447,004
	金額	2,375,045	2,478,744	2,407,083	2,368,630	2,488,719
出産手当金	件数	100	75	139	329	483
	日数	2,472	1,460	2,929	5,179	7,002
	金額	21,809	13,132	25,886	42,497	55,377
休業手当金	件数	98	88	79	98	69
	日数	371	282	429	596	348
	金額	2,438	1,926	3,771	2,989	2,868
育児休業手当金 (休業中分)	件数	58,736	50,821	48,891	53,007	54,431
	日数	1,175,480	1,007,518	964,517	1,059,064	1,078,617
	金額	4,706,955	4,094,207	5,379,930	7,303,011	7,355,455
育児休業手当金 (復職後分)	件数	5,628	5,536	4,634	1,832	111
	日数	1,090,650	1,117,059	911,799	401,714	16,349
	金額	2,936,816	3,019,919	2,538,843	1,110,457	50,548
介護休業手当金	件数	970	760	678	630	513
	日数	11,513	8,859	8,430	8,105	6,860
	金額	61,833	47,499	46,223	45,203	38,930

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数	115	131	83	7,966	836
	金額	81,424	107,785	75,991	4,790,322	476,295
弔 慰 金	件数	11	10	9	38	9
	金額	3,640	4,500	4,595	15,950	4,334
家族弔慰金	件数	6	9	4	77	9
	金額	1,974	3,150	1,274	23,394	3,014
災害見舞金	件数	98	112	70	7,851	818
	金額	75,810	100,135	70,122	4,750,978	468,947

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数	209,106	203,132	194,422	197,160	195,736
	金額	8,885,163	8,999,097	8,716,930	11,376,143	8,995,372
家 族 療 養 費	件数	56,988	55,621	54,446	51,615	52,377
	金額	2,245,771	2,284,855	2,242,692	2,144,587	2,118,862
出 産 費	件数	1,067	674	91	112	102
	金額	21,340	13,480	1,820	2,240	2,040
家 族 出 産 費	件数	9,821	5,760	225	219	210
	金額	196,540	115,470	4,500	4,440	4,200
埋 葬 料	件数	705	734	633	615	608
	金額	31,153	31,430	28,299	26,227	24,908
家 族 埋 葬 料	件数	865	662	679	678	573
	金額	38,582	27,770	29,491	29,727	23,425
傷 病 手 当 金	件数	7,690	8,986	8,773	8,659	10,081
	金額	1,363,530	1,496,610	1,387,317	1,374,044	1,543,757
そ の 他	件数	131,970	130,695	129,575	135,262	131,785
	金額	4,988,248	5,029,482	5,022,811	7,794,877	5,278,181

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/106.xls>

第106表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	
組 合 員 分	件数	5,712,050	5,705,570	5,646,632	5,841,891	5,970,021
	日数	9,747,475	9,458,117	9,350,125	9,520,201	9,552,589
	金額	63,206,138	63,300,062	64,017,965	66,421,058	68,071,478
一 般 診 療	件数	4,567,545	4,565,259	4,502,402	4,654,718	4,760,746
	日数	7,261,690	7,116,247	7,035,035	7,162,423	7,221,441
	金額	53,026,929	53,284,088	53,965,851	56,117,351	57,650,640
入 院	件数	69,713	69,115	65,763	67,717	67,182
	日数	698,776	661,595	630,580	632,492	620,392
	金額	19,128,848	19,077,632	19,647,636	20,417,168	21,140,789
外 来	件数	4,497,832	4,496,144	4,436,639	4,587,001	4,693,564
	日数	6,562,914	6,454,652	6,404,455	6,529,931	6,601,049
	金額	33,898,081	34,206,456	34,318,215	35,700,183	36,509,851
歯 科 診 療	件数	1,144,505	1,140,311	1,144,230	1,187,173	1,209,275
	日数	2,485,785	2,341,870	2,315,090	2,357,778	2,331,148
	金額	10,179,209	10,015,974	10,052,114	10,303,707	10,420,838
被 扶 養 者 分	件数	9,797,110	9,785,377	9,616,590	9,742,245	9,749,666
	日数	17,330,777	16,884,404	16,577,847	16,462,441	16,380,937
	金額	99,058,579	99,380,533	101,055,504	101,729,586	102,003,946
一 般 診 療	件数	8,064,949	8,088,764	7,904,010	8,007,673	7,992,712
	日数	14,037,347	13,721,249	13,435,171	13,354,377	13,278,612
	金額	85,838,977	86,471,057	87,931,781	88,510,823	88,681,834
入 院	件数	128,617	125,808	124,273	120,658	119,256
	日数	1,288,341	1,242,543	1,201,471	1,163,488	1,172,483
	金額	32,401,156	32,332,577	34,883,464	34,881,891	34,928,751
外 来	件数	7,936,332	7,962,956	7,779,737	7,887,015	7,873,456
	日数	12,749,006	12,478,706	12,233,700	12,190,889	12,106,129
	金額	53,437,821	54,138,480	53,048,317	53,628,932	53,753,083
歯 科 診 療	件数	1,732,161	1,696,613	1,712,580	1,734,572	1,756,954
	日数	3,293,430	3,163,155	3,142,676	3,108,064	3,102,325
	金額	13,219,602	12,909,476	13,123,723	13,218,763	13,322,112

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/107.xls>

第107表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	
《組合員分》						
診療費	1000人当件数	5,265.11	5,290.44	5,277.95	5,417.48	5,558.82
	1件当日数	1.71	1.66	1.66	1.63	1.60
	1件当金額	11,065	11,094	11,337	11,370	11,402
	1人当金額	58,261	58,694	59,838	61,596	63,383
一般診療	1000人当件数	4,210.15	4,233.10	4,208.43	4,316.55	4,432.84
	1件当日数	1.59	1.56	1.56	1.54	1.52
	1件当金額	11,610	11,672	11,986	12,056	12,110
	1人当金額	48,878	49,407	50,442	52,040	53,680
入院	1000人当件数	64.26	64.09	61.47	62.80	62.55
	1件当日数	10.02	9.57	9.59	9.34	9.23
	1件当金額	274,394	276,027	298,764	301,507	314,679
	1人当金額	17,632	17,690	18,365	18,934	19,685
入院外	1000人当件数	4,145.90	4,169.01	4,146.96	4,253.75	4,370.29
	1件当日数	1.46	1.44	1.44	1.42	1.41
	1件当金額	7,537	7,608	7,735	7,783	7,779
	1人当金額	31,246	31,718	32,078	33,107	33,995
歯科診療	1000人当件数	1,054.95	1,057.34	1,069.52	1,100.92	1,125.98
	1件当日数	2.17	2.05	2.02	1.99	1.93
	1件当金額	8,894	8,784	8,785	8,679	8,617
	1人当金額	9,383	9,287	9,396	9,555	9,703
出産費	1000人当件数	8.08	7.97	8.75	9.35	9.54
埋葬料	1000人当件数	0.99	1.02	0.90	0.91	0.87
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数	9,030.53	9,073.41	8,988.70	9,034.47	9,078.14
	1件当日数	1.77	1.73	1.72	1.69	1.68
	1件当金額	10,111	10,156	10,508	10,442	10,462
	1人当金額	91,308	92,150	94,457	94,339	94,978
一般診療	1000人当件数	7,433.90	7,500.24	7,387.94	7,425.91	7,442.20
	1件当日数	1.74	1.70	1.70	1.67	1.66
	1件当金額	10,643	10,690	11,125	11,053	11,095
	1人当金額	79,122	80,180	82,191	82,080	82,574
入院	1000人当件数	118.55	116.65	116.16	111.89	111.04
	1件当日数	10.02	9.88	9.67	9.64	9.83
	1件当金額	251,920	256,999	280,700	289,097	292,889
	1人当金額	29,866	29,980	32,606	32,348	32,523
入院外	1000人当件数	7,315.35	7,383.59	7,271.78	7,314.02	7,331.16
	1件当日数	1.61	1.57	1.57	1.55	1.54
	1件当金額	6,733	6,799	6,819	6,800	6,827
	1人当金額	49,257	50,199	49,585	49,733	50,051
歯科診療	1000人当件数	1,596.63	1,573.17	1,600.76	1,608.55	1,635.94
	1件当日数	1.90	1.86	1.84	1.79	1.77
	1件当金額	7,632	7,609	7,663	7,621	7,583
	1人当金額	12,185	11,970	12,267	12,258	12,405
配偶者出産費	1000人当件数	21.69	20.49	21.51	20.80	20.59
家族埋葬料	1000人当件数	1.15	0.87	0.89	0.91	0.73

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 1000人当件数	80.91	75.07	72.67	71.72	72.60
1件当日数	30.91	32.12	30.16	24.65	19.96
1日当金額	3,724	3,713	4,436	5,702	6,421
傷病手当金 1000人当件数	20.50	21.96	21.80	19.89	20.83
1件当日数	19.47	19.66	19.59	20.15	19.98
1日当金額	5,485	5,324	5,269	5,482	5,568
出産手当金 1000人当件数	0.09	0.07	0.13	0.31	0.45
1件当日数	24.72	19.47	21.07	15.74	14.50
1日当金額	8,822	8,994	8,838	8,206	7,909
休業手当金 1000人当件数	0.09	0.08	0.07	0.09	0.06
1件当日数	3.79	3.20	5.43	6.08	5.04
1日当金額	6,572	6,831	8,790	5,015	8,243
育児休業手当金 (休業中分) 1000人当件数	54.14	47.12	45.70	49.16	50.68
1件当日数	20.01	19.82	19.73	19.98	19.82
1日当金額	4,004	4,064	5,578	6,896	6,819
育児休業手当金 (復職後分) 1000人当件数	5.19	5.13	4.33	1.70	0.10
1件当日数	193.79	201.78	196.76	219.28	147.29
1日当金額	2,693	2,703	2,784	2,764	3,092
介護休業手当金 1000人当件数	0.89	0.70	0.63	0.58	0.48
1件当日数	11.87	11.66	12.43	12.87	13.37
1日当金額	5,371	5,362	5,483	5,577	5,675

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 1000人当件数	0.11	0.12	0.08	7.39	0.78
1件当金額	708,035	822,786	915,554	601,346	569,731
弔慰金 1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.04	0.01
1件当金額	330,909	450,000	510,556	419,737	481,556
家族弔慰金 1000人当件数	0.01	0.01	0.00	0.07	0.01
1件当金額	329,000	350,000	318,500	303,818	334,889
災害見舞金 1000人当件数	0.09	0.10	0.07	7.28	0.76
1件当金額	773,571	894,063	1,001,743	605,143	573,285

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/108.xls>

第108表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計					
件数	6,216,905	6,469,369	6,702,981	6,894,663	7,071,794
金額	1,673,624,007	1,677,505,734	1,681,726,826	1,666,456,122	1,663,497,619
退職共済年金					
件数	3,540,056	3,818,743	4,080,920	4,302,260	4,512,727
金額	884,839,168	912,816,465	940,837,111	952,365,162	977,177,732
障害共済年金					
件数	39,058	41,003	43,315	45,891	48,174
金額	6,151,766	6,371,545	6,871,031	7,218,823	7,480,994
遺族共済年金					
件数	1,300,172	1,631,256	1,419,178	1,476,183	1,528,359
金額	312,017,946	322,023,365	331,779,018	339,708,468	345,609,425
退職年金					
件数	660,958	606,624	552,975	500,056	449,248
金額	285,364,368	260,856,995	236,606,241	211,972,234	188,716,047
減額退職年金					
件数	343,893	328,350	312,263	295,404	278,002
金額	112,811,628	107,212,633	101,703,091	95,657,016	89,497,958
通算退職年金					
件数	25,484	23,437	21,380	19,165	16,883
金額	3,266,393	2,989,501	2,707,680	2,429,313	2,108,589
退職一時金					
件数	397	494	594	780	697
金額	307,611	365,955	398,991	537,791	489,943
障害年金					
件数	18,913	17,817	16,708	15,611	14,567
金額	6,199,143	5,816,370	5,375,096	4,946,014	4,568,516
障害一時金					
件数	—	5	2	3	1
金額	—	14,164	3,098	2,938	2,686
遺族年金					
件数	284,436	268,364	252,644	236,534	220,553
金額	61,926,377	58,362,855	54,843,313	51,086,172	47,377,991
通算遺族年金					
件数	2,020	1,921	1,775	1,678	1,593
金額	112,826	101,052	93,431	86,263	81,001
死亡一時金					
件数	151	74	43	33	12
金額	68,435	54,513	24,493	23,241	4,463
船員給付					
件数	1,217	1,143	1,058	962	887
金額	505,178	470,504	439,421	387,976	351,862
公務災害給付					
件数	150	138	126	103	91
金額	53,169	49,819	44,809	34,712	30,411

(注) 1 「退職一時金」には返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/109.xls>

第109表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	人員	118,765	112,617	104,455	110,076	122,667
	金額	132,036,181	122,274,212	109,591,105	118,627,400	133,243,377
退職共済年金	人員	99,417	94,666	84,876	90,836	103,661
	金額	105,190,424	97,290,037	82,836,429	92,671,029	107,792,995
障害共済年金	人員	1,022	987	1,081	1,021	1,026
	金額	1,058,342	1,021,167	1,095,259	1,024,592	1,074,431
遺族共済年金	人員	18,295	16,938	18,473	18,205	17,962
	金額	25,759,744	23,938,567	25,638,039	24,925,634	24,353,303
退職年金	人員	6	9	5	2	6
	金額	15,961	18,816	8,327	2,611	13,969
減額退職年金	人員	0	0	2	0	0
	金額	0	0	2,953	0	0
通算退職年金	人員	14	13	12	11	5
	金額	4,711	3,003	4,858	2,295	1,387
障害年金	人員	1	1	0	1	5
	金額	1,292	1,679	0	1,240	6,226
遺族年金	人員	5	1	3	0	1
	金額	4,851	792	3,994	0	945
通算遺族年金	人員	5	2	3	0	1
	金額	856	152	246	0	122
船員年金	人員	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
公務災害給付	人員	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	人員	1,093,688	1,138,514	1,178,227	1,210,045	1,242,510
	金額	1,772,454,187	1,791,879,832	1,785,181,924	1,787,601,224	1,786,510,830
退職共済年金	人員	631,403	678,896	721,747	757,954	793,946
	金額	955,993,177	993,240,433	1,005,996,328	1,032,765,639	1,053,102,438
障害共済年金	人員	11,784	12,446	13,143	13,757	14,411
	金額	11,948,214	12,553,051	13,212,075	13,729,759	14,322,183
遺族共済年金	人員	229,312	239,782	250,614	260,181	269,295
	金額	334,459,506	347,780,729	361,117,836	370,699,580	379,651,809
退職年金	人員	107,151	98,652	89,870	81,294	73,638
	金額	281,622,849	258,615,259	234,903,462	210,883,084	189,720,223
減額退職年金	人員	56,565	54,134	51,383	48,672	45,963
	金額	112,968,865	108,117,111	102,597,092	96,820,870	91,115,548
通算退職年金	人員	4,193	3,891	3,543	3,185	2,864
	金額	3,405,856	3,154,247	2,858,471	2,570,779	2,298,361
障害年金	人員	3,677	3,486	3,285	3,093	2,920
	金額	7,205,472	6,759,475	6,300,556	5,843,751	5,434,066
遺族年金	人員	49,028	46,691	44,135	41,431	39,027
	金額	64,183,954	61,043,971	57,624,232	53,771,738	50,392,476
通算遺族年金	人員	351	327	313	302	281
	金額	119,759	111,304	105,938	101,365	91,925
船員年金	人員	201	187	175	160	150
	金額	496,716	457,539	424,731	383,275	352,046
公務災害給付	人員	23	22	19	16	15
	金額	49,819	46,711	41,203	31,383	29,755

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/110.xls>

第110表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《年 金》					
新 規 裁 定	1,111,743	1,085,753	1,049,171	1,077,686	1,086,220
退 職 共 済 年 金	1,058,073	1,027,719	975,970	1,020,202	1,039,861
障 害 共 済 年 金	1,035,559	1,034,617	1,014,116	1,003,518	1,047,204
遺 族 共 済 年 金	1,408,021	1,413,305	1,387,865	1,369,164	1,355,824
退 職 年 金	2,660,150	2,090,700	1,665,380	1,305,500	2,328,133
減 額 退 職 年 金	0	0	1,476,350	0	0
通 算 退 職 年 金	336,514	231,008	404,808	208,519	277,460
障 害 年 金	1,291,900	1,679,300	0	1,239,900	1,245,180
遺 族 年 金	970,260	792,000	1,331,300	0	944,800
通 算 遺 族 年 金	171,200	75,850	82,133	0	121,700
船 員 年 金	0	0	0	0	0
年 度 末 現 在	1,620,612	1,573,876	1,515,143	1,477,301	1,437,824
退 職 共 済 年 金	1,514,078	1,463,023	1,393,835	1,362,570	1,326,416
障 害 共 済 年 金	1,013,935	1,008,601	1,005,256	998,020	993,837
遺 族 共 済 年 金	1,458,535	1,450,404	1,440,932	1,424,776	1,409,799
退 職 年 金	2,628,280	2,621,490	2,613,814	2,594,079	2,576,390
減 額 退 職 年 金	1,997,151	1,997,213	1,996,713	1,989,252	1,982,367
通 算 退 職 年 金	812,272	810,652	806,794	807,152	802,500
障 害 年 金	1,959,606	1,939,035	1,917,977	1,889,347	1,860,981
遺 族 年 金	1,309,129	1,307,403	1,305,636	1,297,862	1,291,221
通 算 遺 族 年 金	341,194	340,380	338,460	335,647	327,136
船 員 年 金	2,471,224	2,446,735	2,427,034	2,395,469	2,346,976
公 務 災 害 給 付	2,166,043	2,123,205	2,168,579	1,961,413	1,983,673
《一時金》					
退 職 一 時 金	774,838	740,800	671,702	689,476	702,931
障 害 一 時 金	0	2,832,840	1,549,200	979,200	2,686,200

(注) 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、第108表「国家公務員共済組合長期部門支払状況」より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/111.xls>

第111表 国家公務員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
利 益	546,332,507	564,854,303	593,335,517	623,136,133	629,751,841
負 担 金 収 入	238,348,702	250,385,422	250,187,537	259,823,392	271,051,668
短 期 負 担 金 収 入	219,412,186	234,171,731	231,443,048	238,476,415	248,240,546
介 護 負 担 金 収 入	18,936,516	16,213,691	18,744,490	21,346,977	22,811,122
掛 金 収 入	245,008,808	256,705,445	256,660,144	266,474,808	277,607,199
短 期 掛 金 収 入	225,241,934	239,882,123	237,249,833	244,387,376	254,035,356
介 護 掛 金 収 入	19,766,874	16,823,323	19,410,311	22,087,431	23,571,843
雑 収 入	5,668	2,863,759	204,175	80,629	41,417
国 庫 補 助 金 収 入	24,470	287	—	—	—
交 付 金 収 入	800,000	100,000	929,676	880,403	—
支 払 準 備 金 戻 入	40,009,358	40,497,545	40,568,685	42,004,674	44,350,132
受 取 利 息	1,832,599	1,825,028	462,175	403,059	240,743
短 期 受 取 利 息	1,826,454	1,823,366	461,495	402,491	239,933
介 護 受 取 利 息	6,145	1,662	681	568	811
有 価 証 券 利 息	44,711	19,578	11,532	6,941	7,721
受 取 配 当 金	799,605	871,703	949,154	1,053,244	836,563
有 価 証 券 売 却 益	7,163	72	36,450	9,595,592	15,677,357
貸 付 金 利 息	80,741	106,554	47,490	—	—
償 還 差 益	4,233	273	603	472	1,372
還 付 金 収 入	49,981	11,310	10,908	11,838	17,666
賠 償 金 収 入	209,776	227,226	160,647	205,537	210,740
雑 益	206	220	201	34	135
前 期 損 益 修 正 益	295,237	287,915	271,512	318,934	437,117
当 期 損 失 金	18,811,248	10,051,966	42,834,626	42,276,577	19,272,010
当 期 短 期 損 失 金	18,735,056	6,858,976	41,747,610	41,823,269	19,602,229
当 期 介 護 損 失 金	76,192	3,192,989	1,087,016	453,308	△ 330,220
損 失	546,332,507	564,854,303	593,335,517	623,136,133	629,751,841
短 期 給 付 金	240,293,787	243,383,148	249,276,427	263,393,721	259,641,031
保 健 給 付	218,312,633	221,951,448	229,823,319	237,149,183	241,075,603
直 営 保 健 給 付	1,952,603	1,915,703	1,883,723	1,901,362	1,866,517
連 合 会 直 営 保 健 給 付	3,634,690	3,456,888	1,103,767	—	—
休 業 給 付	10,104,896	9,655,427	10,401,736	10,872,787	9,991,897
災 害 給 付	81,424	107,785	75,991	4,790,322	476,295
附 加 給 付	6,207,541	6,295,897	5,987,890	8,680,068	6,230,718
老 人 保 健 拠 出 金	18,690,606	8,473,723	999,596	39,516	7,710
退 職 者 給 付 拠 出 金	41,968,645	23,974,706	19,529,232	26,924,701	30,319,431
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	72,316,434	85,991,483	124,425,726	125,047,075	119,556,869
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	84,818,678	101,223,950	105,914,715	109,422,525	119,586,954
病 床 転 換 支 援 金 等	55,033	82,460	—	—	—
介 護 納 付 金	35,723,625	36,059,980	39,200,013	43,248,692	45,614,260
一 部 負 担 金 返 還 金	13,858	15,505	14,008	10,996	4,094
一 部 負 担 金 払 戻 金	2,677,622	2,703,200	2,737,608	2,696,075	2,764,654
委 託 費	184,640	196,971	186,436	123,323	95,547
雑 費	5,658	7,108	8,877	10,396	16,332
業 務 経 理 へ 繰 入	398,378	445,838	545,331	547,835	483,105
支 払 準 備 金 繰 入	40,497,545	41,166,406	42,004,674	44,350,132	43,734,963
前 期 損 益 修 正 損	54,495	68,248	52,977	46,569	1,404,575
当 期 利 益 金	8,605,490	21,029,798	8,434,852	7,188,254	6,486,697
当 期 短 期 利 益 金	5,545,883	20,859,351	8,392,663	6,551,621	6,084,709
当 期 介 護 利 益 金	3,059,607	170,447	42,189	636,634	401,988
支 払 利 息	27,848	31,553	—	4	—
償 還 差 損	—	—	2,658	—	—
雑 損	164	227	2,387	86,318	35,617

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/112.xls>

第112表 国家公務員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
利 益	2,195,762,498	2,189,079,410	2,244,763,115	2,258,994,123	2,298,510,569
	(353,784,559)	(335,651,708)	(426,464,221)	(407,731,083)	(336,017,771)
負担金収入	1,050,884,141	1,099,353,905	1,212,849,032	1,225,890,199	1,140,159,916
掛金収入	520,837,784	515,322,688	513,612,072	525,624,002	517,907,510
基礎年金交付金収入	135,018,697	126,067,574	112,980,877	103,066,922	89,855,325
財政調整拠出金収入	71,384,917	88,420,032	48,220,414	9,705,575	—
退職一時金等返還金収入	2,732,679	3,007,028	3,271,364	3,228,401	3,359,512
移換金収入	2,519	1,303	892	631	2,091
雑収入	38,474	65,715	109,793	76,525	9,250
受取利息	84,110,707	82,590,304	82,284,144	80,740,833	78,143,664
信託の運用益	68,864,107	51,478,081	72,374,640	51,528,803	72,201,437
貸付料	13,143,358	12,880,821	12,541,931	12,236,828	11,869,063
当期損失	243,099,841	205,318,004	183,534,343	237,162,381	382,335,679
前期損益修正	573,264	674,739	669,391	816,813	1,343,499
固定資産売却	5,072,011	3,899,216	2,314,226	8,916,209	1,323,624
損 失	2,195,762,498	2,189,079,410	2,244,763,115	2,258,994,123	2,298,510,569
長期給付金	1,673,624,007	1,677,505,764	1,681,726,826	1,666,456,122	1,663,497,619
退職給付	1,286,589,168	1,284,241,578	1,282,253,115	1,262,961,516	1,257,990,268
障害給付	12,350,909	12,202,079	12,249,225	12,167,775	12,052,197
遺族給付	374,125,583	380,541,785	386,740,256	390,904,144	393,072,881
公務災害給付	53,169	49,819	44,809	34,712	30,411
船員給付	505,178	470,504	439,421	387,976	351,862
保険料	1,572	1,476	1,370	1,251	1,172
負担金	1,652,998	1,622,778	1,570,432	1,522,809	1,397,501
消費税	13,611	34,339	100,757	129,065	157,456
基礎年金拠出金	449,288,707	481,072,091	532,535,938	564,411,717	551,304,833
年金保険者拠出金	2,678,529	2,770,490	2,294,659	2,272,270	2,763,025
財政調整拠出金	—	—	—	—	51,301,485
信託運用損	66,829,136	24,468,443	24,733,355	22,466,959	13,069,219
未収給付金償却額	53,962	19,516	18,019	15,907	30,253
雑費	102,725	84,623	105,775	48,264	58,566
業務経理へ繰入	1,509,094	1,453,405	1,661,403	1,620,846	1,791,622
雑損	11	—	—	—	—
前期損益修正	6,969	45,511	10,446	46,511	13,137,087
当期利益	—	—	—	—	—
固定資産売却損	1,178	1,004	4,135	2,402	732
年度末現在長期給付積立金	8,571,084,007	8,365,766,004	8,182,231,661	7,945,069,280	7,562,733,600

(注) 1 ()内は、追加費用の再掲である。

2 「退職給付」には、通算退職年金、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

3 「遺族給付」は、死亡一時金、特例死亡一時金を含む。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/113.xls>

第113表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
利益	44,837,840	60,061,120	6,799,396	6,900,247	6,687,975
負担金収入	42,701,476	58,035,745	4,446,351	3,808,932	4,026,428
雑収入	70,435	67,908	60,285	59,975	61,043
国庫補助金収入	129,373	41,245	38,966	36,818	37,919
短期経理より受入	398,378	445,808	545,331	547,835	434,722
長期経理より受入	1,509,094	1,453,405	1,661,403	1,620,846	1,791,622
受取利息	3,119	2,344	2,715	1,527	1,244
雑益	—	—	0	1	—
前期損益修正益	365	1,967	20	290	1,094
当期損失金	25,600	12,697	44,325	824,023	333,902
損失	44,837,840	60,061,120	6,799,396	6,900,247	6,687,975
職員給与	1,614,100	1,534,491	1,532,790	1,882,968	1,700,645
厚生費	9,908	8,423	17,713	19,020	15,035
旅費	35,495	35,345	40,544	35,246	36,382
事務費	1,652,144	1,615,460	1,649,244	1,667,168	1,774,064
その他	2,281,300	1,954,914	2,671,992	2,972,501	2,866,030
連合会へ繰入	38,846,471	53,417,915	—	—	—
前期損益修正損	79	4,922	46,495	6,780	118
当期利益金	398,342	1,489,649	840,618	316,563	295,702

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/114.xls>

第114表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
利益	24,966,009	24,288,968	24,333,449	24,924,550	23,863,236
負担金収入	6,551,405	6,436,458	5,842,433	5,830,229	5,588,653
掛金収入	6,778,839	6,641,699	5,996,440	5,994,774	5,792,019
施設収入	256,711	235,815	230,053	223,596	173,602
受託業務手数料収入	1,230,559	1,079,918	1,038,772	885,911	730,501
国庫補助金収入	83,691	75,895	86,420	128,613	162,365
交付金収入	358,438	352,875	340,895	343,637	341,229
独立行政法人補助金収入	1,562,937	1,680,288	1,850,003	1,951,940	2,057,026
繰入金受入	7,448,307	6,706,351	6,978,237	6,995,516	6,331,115
受取利息等	450,778	66,570	41,856	34,388	24,832
その他の	12,752	10,025	15,361	2,749	6,347
前期損益修正益	7,660	4,466	3,735	7,714	3,660
固定資産売却益	7,479	170	437	28,364	51
当期損失	216,452	998,437	1,908,808	2,497,120	2,651,837
損失	24,966,009	24,288,968	24,333,449	24,924,550	23,863,236
職員給与	395,538	370,426	362,879	372,193	316,342
厚生費	11,903,343	12,045,924	11,822,223	12,454,521	12,777,745
旅費	20,825	19,626	20,709	20,529	17,598
事務費	58,295	50,745	45,126	54,171	45,681
連合会繰入金	4,628,257	4,532,851	4,443,685	4,432,291	4,260,642
他経理への繰入	4,686,167	4,589,492	4,401,617	4,396,420	4,222,676
他経理へ相互繰入	1,229,420	1,040,401	995,298	847,111	698,794
その他の	1,049,829	1,002,294	1,017,293	1,022,402	816,836
前期損益修正損	1,859	34,934	8,731	26,004	29,087
固定資産売却損	153	144	189	—	342
固定資産除却損	7,675	8,679	2,138	5,611	263
当期利益金	984,648	593,452	1,213,561	1,293,297	677,231

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/115.xls>

第115表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額:千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人 員	1,612	1,351	1,125	969	800
金 額	2,031,913	1,724,804	1,465,792	1,270,094	1,074,274
1人当金額	1,260	1,277	1,303	1,311	1,343
退 職 年 金 人 員	42	24	15	8	4
金 額	48,480	27,192	16,998	9,069	4,531
1人当金額	1,154	1,133	1,133	1,134	1,133
障 害 年 金 人 員	2	2	2	2	2
金 額	1,248	1,248	1,248	1,248	1,248
1人当金額	624	624	624	624	624
遺 族 年 金 人 員	1,139	935	752	637	506
金 額	1,049,360	858,609	688,676	582,566	460,463
1人当金額	921	918	916	915	910
公 務 傷 病 年 金 人 員	99	84	76	65	62
金 額	337,689	290,609	261,929	223,146	211,605
1人当金額	3,411	3,460	3,446	3,433	3,413
公 務 傷 病 遺 族 年 金 人 員	133	135	134	128	119
金 額	208,521	211,515	210,094	200,653	186,285
1人当金額	1,568	1,567	1,568	1,568	1,565
殉 職 年 金 人 員	197	171	146	129	107
金 額	386,615	335,631	286,847	253,412	210,142
1人当金額	1,963	1,963	1,965	1,964	1,964

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料: 国家公務員共済組合連合会調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/116.xls>

第116表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

平成26年度（単位：%）

区分	短期給付			長期給付		
	組員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	40.92	40.92	81.84	84.620	85.020	発生額 負担方式
参議院	36.15	36.15	72.30			
内閣	43.87	43.87	87.74			
総務省	49.04	49.04	98.08			
法務省	49.33	49.33	98.66			
外務省(本土)	42.76	42.76	85.52			
外務省(在外)	23.17	23.17	46.34			
財務省	48.10	48.10	96.20			
文部科学省	46.20	46.20	92.40			
厚生労働省	52.42	52.42	104.84			
農林水産省	51.96	51.96	103.92			
経済産業省	48.19	48.19	96.38			
国土交通省	51.34	51.34	102.68			
防衛省(自衛官)	45.96	45.96	91.92			
防衛省(文官)	49.04	49.04	98.08			
裁判所	43.41	43.41	86.82			
会計検査院	45.40	45.40	90.80			
刑務省	52.85	52.85	105.70			
厚生労働省第二	44.59	44.59	89.18			
林野庁	56.91	56.91	113.82			
日本郵政	54.55	54.55	109.10			
連合会職員	38.38	38.38	76.76			
地方公務員共済組合						
地方職員	68.75	68.75	137.50	105.775 (84.62)	105.775 (84.62)	
	(54.99)	(54.99)	(109.98)			
公立学校	58.48	58.48	116.96			
	(46.78)	(46.78)	(93.56)			
警察	61.29	61.29	122.58			
	(49.03)	(49.03)	(98.06)			
東京都職員	59.6425	59.6425	119.285			
	(47.71)	(47.71)	(95.42)			
指定都市職員	56.35~86.75	56.35~86.75	112.70~173.50			
	(45.08~69.40)	(45.08~69.40)	(90.16~138.80)			
都市職員	67.00~73.9625	67.00~73.9625	134.00~147.925			
	(53.60~59.17)	(53.60~59.17)	(107.20~118.34)			
市町村職員	59.825~80.95	59.825~80.95	119.65~161.90			
	(47.86~64.76)	(47.86~64.76)	(95.72~129.52)			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合、横浜市職員共済組合、川崎市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合及び福岡市職員共済組合のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合、仙台市職員共済組合及び愛知県都市職員共済組合のものである。

2 長期給付は一般組員に係る率である。

3 財源率は給料に対する率であり、() 書は期末手当等に対する率である。

4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。

5 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合とも平成26年9月1日現在である。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/117.xls>

8 地方公務員等共済組合

第117表 地方公務員等共済組合適用状況

区 分	組 合 数	組 合 員 数						任 意 継 続	継 続 長 期
		合 計	短 期 長 期	短 期	長 期	特 例 継 続 (再 掲)			
平成20年度(2008)	65	3,019,610	2,748,705	—	195,644	—	74,106	1,155	
21 (2009)	65	2,984,676	2,824,544	—	81,875	—	77,032	1,225	
22 (2010)	64	2,954,827	2,865,983	—	11,281	—	76,409	1,154	
23 (2011)	64	2,931,381	2,845,870	—	11,133	—	73,282	1,096	
24 (2012)	64	2,914,103	2,830,300	—	11,101	—	71,638	1,064	
平成24年度									
地方職員共済組合	1	312,181	294,910	—	11,057	—	6,045	169	
公立学校共済組合	1	980,878	950,407	—	—	—	30,463	8	
警察共済組合	1	295,752	291,893	—	—	—	3,769	90	
東京都職員共済組合	1	123,734	121,280	—	2	—	1,966	486	
指定都市職員共済組合	10	172,476	169,418	—	—	—	2,809	249	
市町村職員共済組合	47	25,580	0	—	—	—	25,580	—	
都市職員共済組合	3	1,006	0	—	—	—	1,006	—	
全国市町村職員共済組合連合会	—	1,002,496	1,002,392	—	42	—	—	62	

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本棒月額」は、年度末1月間（毎年度3月）に支給したものの平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

4 「市町村職員共済組合」及び「都市職員共済組合」において行われていた長期給付事業を「全国市町村職員共済組合連合会」に集約し、一元的に処理されることになった。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/118.xls>

年度末現在

被扶養者数				組合員1人当り本俸月額					
被扶養者数	任意継続 (再掲)	組合員 1人当り 被扶養者数		平均	短期長期	短期	長期	任意継続	継続長期
			任意 継続						
3,023,632	49,236	1.07	0.66	351,852	353,308	—	344,530	316,617	386,597
3,072,156	51,668	1.06	0.67	347,478	348,707	—	338,044	312,008	373,353
3,083,430	51,401	1.05	0.67	344,485	345,500	—	329,372	308,279	370,150
3,015,287	49,279	1.03	0.67	342,003	342,983	—	326,469	305,652	388,073
2,944,790	46,975	1.01	0.66	340,425	341,451	—	324,393	301,864	373,727
342,658	4,461	1.14	0.74	339,076	340,530	—	323,468	295,787	370,864
855,680	17,879	0.87	0.59	370,323	372,290	—	—	308,925	379,500
384,789	3,213	1.30	0.85	322,359	322,737	—	—	292,587	342,722
102,130	965	0.83	0.49	318,303	318,728	—	620,000	280,043	365,807
191,585	1,978	1.11	0.70	327,216	327,493	—	—	303,351	408,269
1,017,801	17,761	1.04	0.69	298,055	—	—	—	298,055	—
50,147	718	0.98	0.71	294,640	—	—	—	294,640	—
—	—	—	—	323,052	323,041	—	553,952	—	349,161

第118表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	65,502,055	66,441,031	68,491,860	70,239,465	70,467,387
組 合 員 分	652,531,747	667,669,095	701,680,451	721,097,469	723,764,822
療 養 の 給 付	31,407,584	31,895,421	33,087,148	33,961,363	34,260,323
	307,863,327	314,203,224	329,712,369	338,736,281	342,488,930
療 養 の 給 付	21,686,132	21,819,005	22,339,482	22,742,886	22,833,578
	36,832,698	36,279,695	37,028,160	37,097,069	36,517,689
	235,505,851	236,329,174	246,228,618	249,847,205	252,486,358
入院時食事・生活療養の給付	232,659	227,030	229,030	227,505	225,796
	5,672,781	5,614,934	5,390,346	5,247,560	5,148,148
	2,272,157	2,168,380	2,158,257	2,112,524	2,067,235
訪問看護療養の給付	1,889	2,140	2,211	2,349	2,638
	13,516	15,741	15,218	16,745	17,429
	97,640	107,953	111,249	123,291	137,220
療 養 費	1,235,967	1,313,817	1,439,655	1,535,398	1,532,295
	5,841,580	6,005,441	6,413,245	6,720,946	6,521,528
入院時食事・生活療養費	68	—	61	28	50
	2,011	—	1,258	1,363	1,189
	904	2	37	529	378
薬 剤 支 給	8,443,834	8,719,316	9,261,785	9,635,657	9,845,287
	51,007,359	54,515,882	57,714,597	62,358,875	63,108,580
移 送 費	29	55	26	27	36
	1,575	1,883	1,033	1,063	5,541
出 産 費	36,719	38,050	41,016	42,149	43,702
	12,985,614	14,923,786	16,939,264	17,427,552	18,023,366
埋 葬 料	3,014	3,038	2,973	2,897	2,787
	150,647	150,723	146,069	144,296	138,724
被 扶 養 者 分	34,094,471	34,545,610	35,404,712	36,278,102	36,207,064
	309,069,838	316,109,014	330,394,814	338,835,062	335,876,384
療 養 の 給 付	23,341,710	23,416,447	23,726,222	24,194,435	24,038,194
	41,342,264	40,212,371	40,986,250	40,762,771	39,877,531
	237,976,518	240,471,958	250,319,111	255,062,434	252,630,670
入院時食事・生活療養の給付	253,641	249,009	253,472	251,762	241,636
	7,884,499	7,130,093	7,036,398	6,815,608	6,392,270
	2,925,423	2,827,235	2,783,890	2,706,425	2,525,926
訪問看護療養の給付	9,281	10,526	11,900	13,111	14,139
	58,816	64,958	75,410	79,783	86,454
	432,716	487,882	562,370	621,066	704,638
療 養 費	846,927	888,721	916,988	958,712	943,394
	4,580,553	4,674,759	4,716,003	4,891,872	4,671,567
入院時食事・生活療養費	544	527	601	685	627
	13,423	15,066	14,588	13,852	14,379
	4,792	5,872	5,666	5,263	5,424
薬 剤 支 給	9,855,246	10,190,365	10,707,330	11,069,386	11,169,692
	49,841,021	53,014,949	55,551,915	59,020,384	59,006,251
移 送 費	51	45	68	56	50
	1,934	1,911	4,696	2,063	1,973
家 族 出 産 費	37,002	36,951	39,600	39,699	39,221
	13,089,177	14,496,357	16,320,963	16,390,405	16,211,235
家 族 埋 葬 料	4,254	2,555	2,604	2,703	2,374
	217,704	128,091	130,200	135,150	118,700
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	368,022	380,749	401,038	408,432	418,558
	35,598,582	37,356,857	41,573,268	43,526,126	45,399,508
高 額 療 養 の 給 付	195,691	215,464	241,514	252,971	274,302
	23,051,020	25,858,004	30,411,601	32,638,433	35,639,797
高 額 療 養 費	172,331	165,285	159,522	155,459	144,256
	12,547,562	11,498,853	11,161,564	10,887,691	9,759,711
高 額 介 護 合 算 療 養 費	・	・	2	2	—
	・	・	103	2	—

(注) 1 「組合員及び被扶養者分」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数	495,085	505,162	519,243	505,573	493,246
	日数	9,046,049	9,179,498	9,534,348	9,707,822	9,814,922
	金額	73,885,369	76,066,948	90,870,649	93,235,499	83,055,527
傷 病 手 当 金	件数	50,076	58,149	63,645	62,284	60,008
	日数	1,020,197	1,175,238	1,301,183	1,280,283	1,238,234
	金額	12,871,900	14,741,313	16,015,821	16,172,993	15,679,538
出 産 手 当 金	件数	114	112	112	113	158
	日数	3,770	3,598	3,180	2,627	3,977
	金額	33,247	32,875	27,994	23,320	33,451
休 業 手 当 金	件数	900	1,014	795	712	627
	日数	13,295	16,644	12,970	11,732	11,056
	金額	143,958	155,273	136,445	123,728	112,357
育 児 休 業 手 当 金 (休業中支給分)	件数	397,404	399,084	408,437	418,111	425,642
	日数	7,899,030	7,881,160	8,112,956	8,316,471	8,465,301
	金額	36,811,258	36,458,544	49,966,738	64,604,494	66,143,711
育 児 休 業 手 当 金 (復職後支給分)	件数	39,297	39,938	39,321	17,860	602
	金額	23,261,642	23,971,793	24,007,580	11,639,805	402,967
介 護 休 業 手 当 金	件数	7,294	6,865	6,933	6,493	6,209
	日数	109,757	102,858	104,059	96,709	96,354
	金額	763,365	707,150	716,070	671,160	683,501

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数	509	492	348	17,340	3,401
	金額	382,292	334,074	277,131	12,959,633	1,829,126
弔 慰 金	件数	36	40	31	312	52
	金額	14,578	18,859	14,170	133,591	21,352
家 族 弔 慰 金	件数	33	18	8	211	30
	金額	11,175	5,686	2,762	65,207	9,649
災 害 見 舞 金	件数	440	434	309	16,817	3,319
	金額	356,539	309,528	260,200	12,760,836	1,798,125

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合	計	758,536	743,972	767,555	765,577	753,453
	件数					
	金額	26,396,687	25,855,036	26,274,952	34,369,881	27,174,302
家	族					
療	養					
費	件数	223,750	219,671	235,250	220,686	215,386
	金額	7,731,730	7,480,143	7,648,117	7,407,087	7,138,848
家	族					
訪	問					
看	護					
療	養					
費	件数	210	307	217	475	416
	金額	2,226	4,472	1,933	8,674	4,430
出	産					
費	件数	32,326	30,465	29,776	31,123	32,372
	金額	1,361,585	1,302,880	1,241,216	1,254,768	1,303,887
家	族					
出	産					
費	件数	32,463	29,489	29,059	29,172	28,888
	金額	1,399,441	1,282,050	1,233,460	1,219,122	1,215,294
埋	葬					
料	件数	2,170	2,180	2,221	2,074	2,044
	金額	88,574	84,349	82,026	79,850	77,007
家	族					
埋	葬					
料	件数	3,356	2,043	2,124	2,156	1,945
	金額	136,756	79,110	83,763	86,773	76,675
傷	病					
手	当					
金	件数	4,598	4,513	5,188	6,113	5,655
	金額	1,068,054	1,096,346	1,264,156	1,463,448	1,376,990
災	害					
見	舞					
金	件数	581	616	420	19,284	4,603
	金額	246,334	233,022	181,982	8,431,226	1,437,271
入	院					
附	加					
金	件数	96,113	92,269	89,440	87,659	87,643
	金額	578,348	558,750	536,933	528,880	523,811
結	婚					
手	当					
金	件数	40,884	42,567	44,403	43,764	46,129
	金額	2,471,855	2,613,870	2,717,860	2,679,210	2,817,810
一	部					
負	担					
金	の					
額	等					
の	払					
戻	し					
	件数	322,085	319,852	329,457	323,071	328,372
	金額	11,311,784	11,120,044	11,283,507	11,210,844	11,202,279

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/119.xls>

第119表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	
組 合 員 分	件数	21,686,132	21,819,005	22,339,482	22,742,886	22,833,578
	日数	36,832,698	36,279,695	37,028,160	37,097,069	36,517,689
	金額	235,505,852	236,329,175	246,228,619	249,847,205	252,486,358
一 般 診 療	件数	17,534,565	17,663,183	18,035,491	18,308,241	18,380,356
	日数	28,134,194	27,743,606	28,302,621	28,428,788	28,016,597
	金額	198,875,094	200,254,883	208,927,159	212,132,659	214,869,800
入 院	件数	256,010	250,319	252,708	251,931	248,937
	日数	2,505,615	2,388,163	2,378,202	2,320,712	2,273,257
	金額	68,944,708	68,995,163	73,735,825	74,667,140	76,984,225
外 来	件数	17,278,555	17,412,864	17,782,783	18,056,310	18,131,419
	日数	25,628,579	25,355,443	25,924,419	26,108,076	25,743,340
	金額	129,930,386	131,259,720	135,191,334	137,465,519	137,885,575
歯 科 診 療	件数	4,151,567	4,155,822	4,303,991	4,434,645	4,453,222
	日数	8,698,504	8,536,089	8,725,539	8,668,281	8,501,092
	金額	36,630,758	36,074,292	37,301,460	37,714,546	37,616,558
被 扶 養 者 分	件数	23,341,710	23,416,447	23,726,222	24,194,435	24,038,194
	日数	41,342,264	40,212,371	40,986,250	40,762,771	39,877,531
	金額	237,976,517	240,471,959	250,319,112	255,062,435	252,630,670
一 般 診 療	件数	19,235,951	19,439,055	19,578,911	19,930,850	19,765,192
	日数	33,385,331	32,820,853	33,399,452	33,276,502	32,548,022
	金額	207,095,715	210,209,342	218,539,817	223,101,222	220,881,579
入 院	件数	290,948	284,706	290,174	288,543	279,744
	日数	3,206,840	3,088,955	3,068,815	2,984,234	2,819,621
	金額	77,149,772	77,577,617	84,580,248	86,884,631	86,013,996
外 来	件数	18,945,003	19,154,349	19,288,737	19,642,307	19,485,448
	日数	30,178,491	29,731,898	30,330,637	30,292,268	29,728,401
	金額	129,945,943	132,631,725	133,959,569	136,216,591	134,867,583
歯 科 診 療	件数	4,105,759	3,977,392	4,147,311	4,263,585	4,273,002
	日数	7,956,933	7,391,518	7,586,798	7,486,269	7,329,509
	金額	30,880,802	30,262,617	31,779,295	31,961,213	31,749,091

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/120.xls>

第120表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	
《組合員分》						
診療費	1000人当件数	7,682.64	7,519.93	7,592.30	7,790.93	7,868.30
	1件当日数	1.70	1.66	1.66	1.63	1.60
	1件当金額	10,860	10,831	11,022	10,986	11,058
	1人当金額	83,431	81,451	83,683	85,589	87,005
一般診療	1000人当件数	6,211.88	6,087.62	6,129.55	6,271.78	6,333.75
	1件当日数	1.60	1.57	1.57	1.55	1.52
	1件当金額	11,342	11,337	11,584	11,587	11,690
	1人当金額	70,454	69,018	71,006	72,669	74,043
入院	1000人当件数	90.70	86.27	85.89	86.30	85.78
	1件当日数	9.79	9.54	9.41	9.21	9.13
	1件当金額	269,305	275,629	291,783	296,379	309,252
	1人当金額	24,425	23,779	25,060	25,578	26,528
入院外	1000人当件数	6,121.19	6,001.35	6,043.66	6,185.47	6,247.97
	1件当日数	1.48	1.46	1.46	1.45	1.42
	1件当金額	7,520	7,538	7,602	7,613	7,605
	1人当金額	46,030	45,239	45,946	47,091	47,514
歯科診療	1000人当件数	1,470.75	1,432.31	1,462.76	1,519.16	1,534.55
	1件当日数	2.10	2.05	2.03	1.95	1.91
	1件当金額	8,823	8,680	8,667	8,505	8,447
	1人当金額	12,977	12,433	12,677	12,920	12,962
出産費	1000人当件数	13.01	13.11	13.94	14.44	15.06
埋葬料	1000人当件数	1.07	1.05	1.01	0.99	0.96
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数	8,269.15	8,070.49	8,063.60	8,288.18	8,283.40
	1件当日数	1.77	1.72	1.73	1.68	1.66
	1件当金額	10,195	10,269	10,550	10,542	10,510
	1人当金額	84,307	82,879	85,074	87,376	87,055
一般診療	1000人当件数	6,814.62	6,699.68	6,654.09	6,827.63	6,810.95
	1件当日数	1.74	1.69	1.71	1.67	1.65
	1件当金額	10,766	10,814	11,162	11,194	11,175
	1人当金額	73,367	72,449	74,273	76,427	76,114
入院	1000人当件数	103.07	98.12	98.62	98.84	96.40
	1件当日数	11.02	10.85	10.58	10.34	10.08
	1件当金額	265,167	272,483	291,481	301,115	307,474
	1人当金額	27,331	26,737	28,745	29,764	29,640
入院外	1000人当件数	6,711.55	6,601.55	6,555.47	6,728.78	6,714.56
	1件当日数	1.59	1.55	1.57	1.54	1.53
	1件当金額	6,859	6,924	6,945	6,935	6,921
	1人当金額	46,035	45,712	45,528	46,663	46,474
歯科診療	1000人当件数	1,454.53	1,370.81	1,409.51	1,460.56	1,472.45
	1件当日数	1.94	1.86	1.83	1.76	1.72
	1件当金額	7,521	7,609	7,663	7,496	7,430
	1人当金額	10,940	10,430	10,801	10,949	10,941
家族出産費	1000人当件数	13.11	12.74	13.46	13.60	13.52
埋葬料	1000人当件数	1.51	0.88	0.88	0.93	0.82

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	1000人当件数	175.39	174.10	176.47	173.19	169.97
	1件当日数	18.27	18.17	18.36	19.20	19.90
	1日当金額	8,168	8,287	9,531	9,604	8,462
傷病手当金	1000人当件数	17.74	20.04	21.63	21.34	20.68
	1件当日数	20.37	20.21	20.44	20.56	20.63
	1日当金額	12,617	12,543	12,309	12,632	12,663
出産手当金	1000人当件数	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05
	1件当日数	33.07	32.13	28.39	23.25	25.17
	1日当金額	8,819	9,137	8,803	8,877	8,411
休業手当金	1000人当件数	0.32	0.35	0.27	0.24	0.22
	1件当日数	14.77	16.41	16.31	16.48	17.63
	1日当金額	10,828	9,329	10,520	10,546	10,163
育児休業手当金 (休業中支給分)	1000人当件数	140.79	137.54	138.81	143.23	146.67
	1件当日数	19.88	19.75	19.86	19.89	19.89
	1日当金額	4,660	4,626	6,159	7,768	7,814
育児休業手当金 (復職後支給分)	1000人当件数	13.92	13.76	13.36	6.12	0.21
	1件当金額	591,944	600,225	610,554	651,725	669,380
介護休業手当金	1000人当件数	2.58	2.37	2.36	2.22	2.14
	1件当日数	15.05	14.98	15.01	14.89	15.52
	1日当金額	6,955	6,875	6,881	6,940	7,094

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	1000人当件数	0.18	0.17	0.12	5.94	1.17
	1件当金額	751,065	679,012	796,353	747,384	537,820
弔 慰 金	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.11	0.02
	1件当金額	404,944	471,475	457,097	428,176	410,615
家族弔慰金	1000人当件数	0.01	0.01	0.00	0.07	0.01
	1件当金額	338,636	315,889	345,250	309,038	321,633
災害見舞金	1000人当件数	0.16	0.15	0.11	5.76	1.14
	1件当金額	810,316	713,198	842,071	758,806	541,767

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/121.xls>

第121表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	14,376,540	14,983,758	15,564,706	16,116,712	16,668,723
件数	14,376,540	14,983,758	15,564,706	16,116,712	16,668,723
金額	4,391,733,135	4,469,357,307	4,543,262,652	4,571,035,719	4,625,564,174
退職共済年金	8,618,390	9,306,189	9,974,681	10,606,504	11,237,789
件数	8,618,390	9,306,189	9,974,681	10,606,504	11,237,789
金額	2,542,538,341	2,679,453,783	2,814,741,729	2,911,331,475	3,035,486,316
障害共済年金	97,505	101,482	105,981	110,340	114,458
件数	97,505	101,482	105,981	110,340	114,458
金額	18,931,532	19,835,989	20,633,487	21,358,469	21,975,257
遺族共済年金	2,701,912	2,813,161	2,918,510	3,035,616	3,148,071
件数	2,701,912	2,813,161	2,918,510	3,035,616	3,148,071
金額	690,028,135	712,042,440	733,223,101	750,853,838	764,321,140
退職年金	2,113,648	1,965,121	1,815,844	1,664,073	1,516,931
件数	2,113,648	1,965,121	1,815,844	1,664,073	1,516,931
金額	951,948,351	880,346,154	808,044,676	732,585,282	660,297,020
減額退職年金	110,402	106,992	103,485	99,787	95,922
件数	110,402	106,992	103,485	99,787	95,922
金額	33,063,602	31,806,343	30,417,607	28,881,077	27,372,434
通算退職年金	128,731	118,853	108,721	98,221	87,830
件数	128,731	118,853	108,721	98,221	87,830
金額	16,102,920	14,761,705	13,474,888	11,996,414	10,617,340
退職一時金	5	3	5	5	—
件数	5	3	5	5	—
金額	△ 1,044	△ 452	△ 764	23	△ 359
脱退一時金	56	61	65	61	47
件数	56	61	65	61	47
金額	275,620	309,591	298,186	242,507	229,945
返還一時金	114	148	93	79	57
件数	114	148	93	79	57
金額	140,720	152,177	110,276	65,806	78,378
障害年金	46,975	43,896	40,797	37,773	35,078
件数	46,975	43,896	40,797	37,773	35,078
金額	16,807,263	15,592,789	14,288,928	13,186,291	11,949,321
障害一時金	18	10	8	9	10
件数	18	10	8	9	10
金額	48,523	25,704	20,461	21,394	27,115
遺族年金	549,960	519,521	488,802	457,137	425,960
件数	549,960	519,521	488,802	457,137	425,960
金額	121,291,196	114,467,866	107,524,161	100,079,475	92,818,426
通算遺族年金	8,765	8,254	7,669	7,076	6,541
件数	8,765	8,254	7,669	7,076	6,541
金額	501,230	462,760	425,758	385,241	352,136
特例死亡一時金	10	19	9	6	6
件数	10	19	9	6	6
金額	23,061	50,321	24,242	22,868	11,942
死亡一時金	39	38	26	10	13
件数	39	38	26	10	13
金額	20,113	33,477	24,395	10,811	14,915
短期在留脱退一時金	10	10	10	15	10
件数	10	10	10	15	10
金額	13,573	16,660	11,522	14,749	12,848

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/122.xls>

第122表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人員	161,346	165,928	160,457	170,193	172,601
金額	238,923,995	244,073,231	230,192,063	242,260,987	241,091,666
退職共済年金 人員	126,244	130,879	123,771	129,981	131,940
金額	184,079,243	189,249,246	172,393,512	179,208,537	177,417,022
障害共済年金 人員	2,619	2,570	2,573	3,097	2,906
金額	3,139,492	3,053,896	3,066,546	3,739,527	3,445,146
遺族共済年金 人員	32,355	32,361	34,040	37,067	37,637
金額	51,613,342	51,663,484	54,653,373	59,257,442	60,004,473
退職年金 人員	25	23	27	14	84
金額	54,717	46,351	53,456	31,389	202,338
減額退職年金 人員	0	4	1	1	0
金額	0	7,847	664	2,025	0
通算退職年金 人員	66	51	26	8	7
金額	9,244	7,002	4,049	1,648	722
障害年金 人員	16	18	10	10	12
金額	22,357	29,492	18,478	14,555	16,140
遺族年金 人員	4	14	1	5	5
金額	3,509	15,210	944	4,444	4,420
通算遺族年金 人員	17	8	8	10	10
金額	2,090	704	1,042	1,422	1,405

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人員	2,542,767	2,645,495	2,742,075	2,829,811	2,914,572
金額	4,717,946,208	4,827,418,070	4,872,678,402	4,947,787,424	4,994,999,986
退職共済年金 人員	1,537,138	1,654,478	1,764,143	1,865,955	1,966,925
金額	2,753,963,994	2,917,073,787	3,013,315,111	3,148,123,307	3,257,693,976
障害共済年金 人員	33,235	35,297	37,422	39,351	40,972
金額	39,583,570	41,919,423	44,350,283	46,378,880	47,906,703
遺族共済年金 人員	482,609	499,908	518,112	535,442	551,034
金額	757,398,663	785,127,399	814,483,169	838,473,424	859,505,802
退職年金 人員	342,032	316,524	291,247	266,335	241,277
金額	965,157,800	892,952,179	821,085,874	747,365,014	674,162,200
減額退職年金 人員	18,237	17,610	17,030	16,384	15,702
金額	35,439,810	34,186,806	33,033,059	31,639,870	30,192,751
通算退職年金 人員	20,661	18,967	17,252	15,505	13,798
金額	16,857,247	15,451,686	14,058,209	12,589,781	11,148,694
障害年金 人員	9,775	9,188	8,647	8,061	7,569
金額	20,484,994	19,067,478	17,769,623	16,308,999	15,113,780
遺族年金 人員	97,595	92,134	86,940	81,588	76,200
金額	128,561,973	121,174,570	114,159,799	106,521,133	98,924,585
通算遺族年金 人員	1,485	1,389	1,282	1,190	1,095
金額	498,157	464,742	423,274	387,018	351,495

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/123.xls>

第123表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《年金》					
新 規 裁 定	1,480,818	1,470,959	1,434,603	1,423,449	1,396,815
退 職 共 済 年 金	1,458,123	1,445,986	1,392,843	1,378,729	1,344,680
障 害 共 済 年 金	1,198,737	1,188,286	1,191,817	1,207,468	1,185,529
遺 族 共 済 年 金	1,595,220	1,596,474	1,605,563	1,598,658	1,594,295
退 職 年 金	2,188,680	2,015,261	1,979,852	2,242,071	2,408,786
減 額 退 職 年 金	0	1,961,750	664,000	2,025,000	0
通 算 退 職 年 金	140,061	137,294	155,731	206,000	103,143
障 害 年 金	1,397,313	1,638,444	1,847,800	1,455,500	1,345,000
遺 族 年 金	877,250	1,086,429	944,000	888,800	884,000
通 算 遺 族 年 金	122,941	88,000	130,250	142,200	140,500
年 度 末 現 在	1,855,438	1,824,769	1,777,004	1,748,452	1,713,802
退 職 共 済 年 金	1,791,618	1,763,138	1,708,090	1,687,138	1,656,237
障 害 共 済 年 金	1,191,021	1,187,620	1,185,139	1,178,595	1,169,255
遺 族 共 済 年 金	1,569,384	1,570,544	1,572,021	1,565,946	1,559,805
退 職 年 金	2,821,835	2,821,120	2,819,208	2,806,109	2,794,142
減 額 退 職 年 金	1,943,292	1,941,329	1,939,698	1,931,144	1,922,860
通 算 退 職 年 金	815,897	814,662	814,874	811,982	807,993
障 害 年 金	2,095,652	2,075,259	2,055,004	2,023,198	1,996,800
遺 族 年 金	1,317,301	1,315,199	1,313,087	1,305,598	1,298,223
通 算 遺 族 年 金	335,459	334,587	330,167	325,225	321,000
《一時金》					
脱 退 一 時 金	4,921,786	5,075,262	4,587,477	3,975,525	4,892,447
返 還 一 時 金	1,234,386	1,028,223	1,185,763	832,987	1,375,053
障 害 一 時 金	2,695,722	2,570,400	2,557,625	2,377,111	2,711,500
特 例 死 亡 一 時 金	2,306,100	2,648,474	2,693,556	3,811,333	1,990,333
死 亡 一 時 金	515,718	880,974	938,269	1,081,100	1,147,308
短期在留脱退一時金	1,357,300	1,666,000	1,152,200	983,267	1,284,800

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/124.xls>

第124表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	1,718,208,127	1,730,230,273	1,805,938,433	1,932,046,738	1,950,874,127
短期負担金	656,081,997	648,674,102	686,932,907	730,562,379	778,730,198
介護負担金	52,658,000	53,840,623	59,316,788	63,396,970	64,880,574
短期掛金	644,752,384	639,181,192	678,596,364	722,908,408	770,671,268
介護掛金	52,665,791	53,841,047	59,297,045	63,431,793	64,858,161
短期任意継続掛金	24,782,117	25,614,372	26,188,526	26,689,166	27,022,508
介護任意継続掛金	2,662,042	2,850,807	3,067,791	3,093,546	3,032,003
前期高齢者交付金	—	—	—	—	—
雑収入	23,548	6,089,545	1,117,698	867,388	101,813
育児・介護休業手当金交付金	23,763,085	24,531,910	29,664,989	29,788,795	25,705,979
短期利息及び短期配当金	4,238,940	2,518,418	1,666,432	3,520,390	884,634
介護利息	6,878	3,582	1,539	1,250	6,645
償還差益	88,327	12,446	14,981	12,458	31,130
その他	59,394,694	62,250,174	65,874,326	69,256,025	57,777,604
前年度繰越支払準備金	119,428,441	121,735,882	128,232,761	134,322,356	136,969,698
前期損益修正益	267,416	265,236	467,357	508,302	293,728
当期短期損失金	75,393,575	86,788,977	63,309,564	81,901,872	18,459,564
当期介護損失金	2,000,892	2,031,962	2,189,366	1,785,640	1,448,621
支 出	1,718,208,127	1,730,230,273	1,805,938,433	1,932,046,738	1,950,874,127
保健給付	650,449,540	665,859,303	699,987,389	719,479,507	722,302,178
直営保健給付	2,082,205	1,809,793	1,693,062	1,617,963	1,462,643
休業給付	73,885,369	76,066,948	90,870,649	93,235,499	83,055,527
災害給付	382,292	334,074	277,131	12,959,633	1,829,126
附加給付	15,084,903	14,734,992	14,991,445	23,159,038	15,972,023
老人保健拠出金	25,267,123	1,061,019	1,871,475	43,077	27,222
退職者給付拠出金	108,430,276	61,510,810	50,695,994	74,476,991	82,359,721
前期高齢者納付金	279,360,073	301,140,426	283,075,767	329,697,225	349,193,484
後期高齢者支援金	230,599,603	260,019,797	259,907,371	288,485,780	311,386,305
病床転換支援金	149,504	211,030	—	—	—
介護納付金	109,080,521	112,362,331	122,336,828	129,702,444	131,742,248
一部負担金返還金	5,462	6,516	4,311	3,214	3,240
一部負担金払戻金	11,306,322	11,113,528	11,279,196	11,207,630	11,199,039
その他	74,727,995	74,368,733	85,086,014	87,842,540	76,527,258
繰入金	3,694,962	3,972,867	4,041,175	4,831,501	3,325,857
次年度繰越支払準備金	121,265,882	128,232,761	134,322,356	136,969,698	134,659,935
前期損益修正損	78,752	152,843	194,465	145,554	127,218
当期短期利益金	11,553,146	17,157,146	43,775,133	16,225,566	22,975,709
当期介護利益金	804,196	115,357	1,528,671	1,963,878	2,725,396

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/125.xls>

第125表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
取 入	30,736,648,724	30,049,902,900	29,571,725,803	28,825,902,068	27,698,226,307
負 担 金	2,920,737,975	3,080,788,670	3,282,020,559	3,308,017,528	3,056,275,095
掛 金	1,505,540,620	1,471,689,551	1,458,822,783	1,472,594,718	1,487,235,365
基礎年金交付金	291,172,410	275,147,255	257,165,379	236,042,888	243,842,880
利息及び配当金	510,244,035	498,287,443	466,043,035	393,734,571	372,962,863
償 還 差 益	3,369,503	1,603,975	693,624	954,709	656,416
そ の 他 の 取 入	1,510,698,221	1,538,167,430	1,654,531,551	1,690,731,633	1,683,290,986
前年度繰越支払準備金	45,487	65,322	77,270	61,348	48,979
前 年 度 繰 越 長 期 給 付 積 立 金	23,989,485,308	23,183,839,543	22,451,457,129	21,722,993,377	20,853,810,342
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	97	92	83	102	89
特 別 利 益	5,355,067	313,618	914,392	771,194	103,292
支 出	30,736,648,724	30,049,902,900	29,571,725,803	28,825,902,068	27,698,226,307
退 職 給 付	3,543,823,443	3,606,597,813	3,666,877,295	3,684,927,935	3,733,919,578
障 害 給 付	35,768,901	35,437,123	34,926,275	34,550,686	33,937,641
遺 族 給 付	810,615,458	825,952,834	840,272,627	850,530,800	856,831,236
基礎年金拠出金	1,199,465,861	1,256,040,540	1,376,129,646	1,438,836,149	1,363,014,361
そ の 他	1,781,282,528	1,728,569,406	1,755,578,571	1,772,156,533	1,716,305,982
業務経理へ繰入金	8,199,162	6,301,247	6,033,104	5,859,838	5,893,799
次年度繰越支払準備金	65,322	77,270	61,348	48,979	43,922
次 年 度 繰 越 長 期 給 付 積 立 金	23,183,839,543	22,451,457,129	21,723,009,811	20,853,810,342	19,820,887,696
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	92	83	102	89	89
特 別 損 失	651,881	1,633,859	59,913	218,802	162,378
当 期 利 益 金	172,936,532	137,835,598	168,777,112	184,961,913	167,228,822
年 度 末 現 在 長 期 給 付 積 立 金	39,520,012,053	38,925,465,236	38,365,795,031	37,681,557,475	36,815,863,652

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/126.xls>

第126表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	40,578,239	41,741,131	44,165,113	42,274,008	40,593,112
負 担 金	17,893,160	19,672,324	22,093,202	21,391,653	20,751,589
構成組合事務費負担金払込金	3,941,646	4,368,684	4,522,589	4,494,372	4,426,340
補 助 金	169,614	125,246	107,084	74,964	77,946
連 合 会 交 付 金	4,466,334	3,888,278	3,988,062	4,046,098	4,101,642
利 息 及 び 配 当 金	258,959	230,707	193,902	233,460	237,033
そ の 他	2,546,024	3,302,901	2,454,352	2,123,606	1,406,216
繰 入 金	11,139,124	9,606,993	9,591,438	9,362,321	9,219,656
特 別 利 益	10,657	6,654	29,840	53,152	34,111
当 期 損 失 金	152,721	539,345	1,184,644	494,382	338,580
支 出	40,578,239	41,741,131	44,165,113	42,274,008	40,593,112
役 員 報 酬	372,171	354,817	353,971	351,678	326,971
職 員 給 与	13,170,709	12,926,110	12,809,967	13,045,540	12,838,529
厚 生 費	26,134	21,510	20,568	22,073	21,623
旅 費	272,712	273,415	250,330	227,093	269,430
事 務 費	2,553,999	2,338,441	2,289,079	2,364,814	2,475,220
事務費負担金払込金	3,941,646	4,368,684	4,522,589	4,494,372	4,426,340
構成組合交付金	4,466,334	3,888,278	3,988,062	4,046,098	4,101,642
そ の 他	13,814,712	15,184,849	16,522,886	15,640,549	14,674,681
特 別 損 失	51,065	88,028	18,683	55,660	23,052
当 期 利 益 金	1,908,758	2,296,998	3,388,980	2,026,130	1,435,625

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/127.xls>

第127表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	89,895,769	176,701,767	89,717,130	85,722,035	83,773,380
負 担 金	30,639,906	30,014,105	29,934,741	30,066,761	29,280,639
掛 金	29,983,477	29,236,637	29,019,253	29,031,065	28,286,446
患 者 収 入	417,047	405,447	366,271	351,672	319,446
施 設 収 入	1,445,438	1,629,205	1,640,046	1,556,143	1,660,383
特定健康診査等収入	251,982	245,620	236,021	237,670	232,107
補 助 金	4,869,784	5,921,077	5,309,170	6,464,505	7,346,236
利 息 及 び 配 当 金	749,137	732,182	1,853,408	1,833,835	1,875,091
そ の 他	3,946,979	2,566,818	2,649,142	2,816,754	2,901,872
繰 入 金	16,420,974	103,058,315	17,625,478	10,906,285	7,780,479
特 別 利 益	33,122	1,906,549	7,574	50,720	31,464
当 期 損 失 金	1,137,924	985,810	1,076,028	2,406,627	4,059,217
支 出	89,895,769	176,701,767	89,717,130	85,722,035	83,773,380
職 員 給 与	3,388,859	3,793,974	3,798,458	4,066,346	4,208,769
厚 生 費	43,438,434	43,181,975	43,712,334	45,175,516	45,672,695
特定健康診査等費	1,331,639	1,970,783	2,045,361	2,224,767	2,292,890
旅 費	82,291	78,154	75,029	68,742	72,064
事 務 費	465,722	431,260	388,472	399,005	431,742
そ の 他	6,194,723	6,407,080	7,689,896	7,925,412	7,419,145
繰 入 金	14,927,408	10,826,800	15,302,481	15,787,191	13,638,359
特 別 損 失	127,472	62,089	70,361	76,634	770,768
当 期 利 益 金	19,939,220	109,949,651	16,634,738	9,998,421	9,266,945

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/128.xls>

9 私立学校教職員共済

第128表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者1人当り被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成21年度 (2009)	503,293	474,991	5,291 (4,952)	3,223	19,788	500,070	478,214	14,298	346,864	0.69
22 (2010)	509,854	481,544	5,369 (5,073)	3,232	19,709	506,622	484,776	14,365	347,588	0.69
23 (2011)	517,607	489,141	5,601 (5,315)	3,226	19,639	514,381	492,367	14,345	349,442	0.68
24 (2012)	524,645	495,542	5,719 (5,421)	3,229	20,155	521,416	498,771	14,363	349,165	0.67
25 (2013)	532,851	503,538	5,895 (5,598)	3,236	20,182	529,615	506,774	14,288	349,443	0.66

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	丙4	丙5	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者1人当り被扶養者数
											短期	長期			
平成25年度	532,851	503,537	1	297	5,598	3,232	0	4	0	20,182	529,615	506,774	14,288	349,443	0.66
大 学	235,033	230,727	—	163	2,297	1,845	—	1	—	—	233,187	232,573	660	171,133	0.73
短 大	13,643	12,980	—	—	284	379	—	—	—	—	13,264	13,359	332	9,182	0.69
高 専	201	199	—	—	2	—	—	—	—	—	201	199	3	243	1.21
高 校	83,711	82,750	—	—	609	351	—	1	—	—	83,359	83,103	1,383	77,241	0.93
中 学	15,978	15,802	—	—	49	127	—	—	—	—	15,851	15,929	705	13,569	0.86
小 学	5,730	5,648	—	—	30	52	—	—	—	—	5,678	5,700	213	4,111	0.72
幼 稚 園	107,471	105,693	1	16	1,760	—	—	1	—	—	107,470	105,695	8,629	22,104	0.21
特 別 支 援	397	395	—	—	2	—	—	—	—	—	397	395	14	237	0.60
各 種	7,456	7,286	—	115	55	—	—	—	—	—	7,456	7,286	344	5,735	0.77
専 修	41,415	40,438	—	—	498	478	—	1	—	—	40,936	40,917	1,987	31,319	0.77
事 業 団	1,634	1,619	—	3	12	—	—	—	—	—	1,634	1,619	18	1,208	0.74
任 継	20,182	—	—	—	—	—	—	—	—	20,182	20,182	—	—	13,361	0.66

(注) 1 甲種校とは短期給付・長期給付を適用する学校、乙種校とは短期給付のみを適用する学校、丙種校とは長期給付のみを適用する学校である。

2 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1種加入者（甲種校）：70歳未満で短期・長期適用

甲2種加入者（甲種校）：70歳以上で短期・長期適用

乙1種加入者（乙種校）：短期のみ適用

乙2種加入者（乙種校）：70歳以上で短期のみ適用

丙1種加入者（丙種校）：70歳未満で長期のみ適用

丙2種加入者（丙種校）：70歳以上で長期のみ適用

丙4種加入者（甲種校）：65～70歳未満で長期のみ適用

丙5種加入者（甲種校）：70歳以上で長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

3 「乙1種」の適用を受けるのは、乙種校の加入者のみだけでなく、社会保障協定等の対象者で短期給付の適用を受ける加入者も含まれる。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/129.xls>

第129表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2・4・5種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成21年度 (2009)	379,444	381,146	367,304	441,903	485,089	304,671	378,763	368,098
22 (2010)	378,776	380,442	366,584	446,899	482,758	302,466	378,113	367,359
23 (2011)	377,432	378,959	365,293	450,767	484,250	300,926	376,762	366,072
24 (2012)	376,570	378,174	364,687	449,673	484,305	299,120	375,903	365,461
25 (2013)	375,184	376,668	363,362	447,555	484,752	299,453	374,515	364,137
平成25年度								
大 学	439,253	437,050	414,597	580,476	526,416	—	438,563	415,485
短 大	406,040	406,180	396,788	436,901	378,137	—	406,838	396,259
高 専	464,149	461,276	457,709	750,000	—	—	464,149	457,709
高 校	402,729	402,346	395,677	398,368	500,244	—	402,317	396,120
中 学	419,430	419,323	411,837	306,531	476,378	—	418,974	412,352
小 学	400,012	399,506	393,015	357,067	479,808	—	399,281	393,807
幼 稚 園	232,648	231,320	229,246	311,553	470,000	—	232,646	229,249
特 別 支 援	306,670	306,628	306,248	315,000	—	—	306,670	306,248
各 種	337,700	336,535	321,896	387,659	—	—	337,700	321,896
専 修	339,082	337,828	329,496	382,305	399,946	—	338,370	330,321
事 業 団	373,188	372,809	355,823	414,133	—	—	373,188	355,823
任 継	299,453	—	—	—	—	299,453	299,453	—

(注) 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1・2種加入者：短期・長期適用

乙1・2種加入者：短期のみ適用

丙1・2・4・5種加入者：長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/130.xls>

第130表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）

平成25年度末現在

標準給与		短期（除任継）			長期			任継給与	任継		
等級	月額 (千円)	計	男	女	計	男	女		計	男	女
総数		509,433	230,035	279,398	506,774	227,473	279,301	総数	20,182	12,987	7,195
第1級	98	1,402	521	881	1,242	433	809	94以下	192	98	94
2	104	660	190	470	634	170	464	98	101	57	44
3	110	1,257	393	864	1,208	351	857	100	41	14	27
4	118	1,914	476	1,438	1,855	435	1,420	104	49	26	23
5	126	2,534	706	1,828	2,466	654	1,812	105	63	32	31
6	134	3,726	972	2,754	3,665	926	2,739	110	67	39	28
7	142	3,927	832	3,095	3,936	776	3,160	112	85	39	46
8	150	5,823	1,118	4,705	5,718	1,039	4,679	118	87	44	43
9	160	8,340	1,326	7,014	8,254	1,247	7,007	119	94	48	46
10	170	10,577	1,469	9,108	10,470	1,387	9,083	126	183	100	83
11	180	13,556	1,825	11,731	13,451	1,739	11,712	133	87	43	44
12	190	15,869	1,975	13,894	15,776	1,897	13,879	134	127	57	70
13	200	25,514	3,828	21,686	25,280	3,658	21,622	140	195	122	73
14	220	31,298	6,261	25,037	31,126	6,089	25,037	142	126	71	55
15	240	27,284	7,453	19,831	27,187	7,350	19,837	150	232	134	98
16	260	25,879	8,855	17,024	25,731	8,725	17,006	154	216	121	95
17	280	23,576	8,479	15,097	23,484	8,375	15,109	160	265	138	127
18	300	23,041	8,771	14,270	22,930	8,661	14,269	168	194	115	79
19	320	21,641	8,569	13,072	21,552	8,481	13,071	170	238	105	133
20	340	20,623	8,667	11,956	20,589	8,628	11,961	180	281	111	170
21	360	19,692	8,883	10,809	19,605	8,793	10,812	182	221	139	82
22	380	22,329	10,516	11,813	22,255	10,437	11,818	190	325	129	196
23	410	24,656	12,685	11,971	24,507	12,550	11,957	196	193	108	85
24	440	22,784	12,756	10,028	22,682	12,659	10,023	200	604	270	334
25	470	21,124	12,852	8,272	21,044	12,773	8,271	210	238	153	85
26	500	19,715	12,902	6,813	19,661	12,834	6,827	220	737	350	387
27	530	17,708	12,113	5,595	17,712	12,082	5,630	224	196	112	84
28	560	15,749	11,263	4,486	15,745	11,212	4,533	238	170	99	71
29	590	14,175	10,581	3,594	14,197	10,571	3,626	240	621	285	336
30	620	11,891	9,214	2,677	62,812	52,541	10,271	252	200	130	70
31	650	10,033	8,061	1,972	—	—	—	260	634	373	261
32	680	8,442	6,888	1,554	—	—	—	266	224	128	96
33	710	8,301	6,992	1,309	—	—	—	280	521	277	244
34	750	7,547	6,504	1,043	—	—	—	287	325	211	114
35	790	5,733	5,171	562	—	—	—	300	486	278	208
36	830	3,887	3,465	422	—	—	—	308	368	236	132
37	880	2,287	2,051	236	—	—	—	320	461	268	193
38	930	1,393	1,256	137	—	—	—	329	400	249	151
39	980	919	817	102	—	—	—	340	419	220	199
40	1,030	684	619	65	—	—	—	350	479	321	158
41	1,090	528	477	51	—	—	—	360	389	221	168
42	1,150	403	367	36	—	—	—	371	580	389	191
43	1,210	1,012	916	96	—	—	—	379	8,468	6,527	1,941

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/131.xls>

第131表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額:千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数 10,009,700 金額 102,679,328	10,161,993 107,213,451	10,521,216 110,913,968	10,890,833 114,773,756	10,964,689 117,005,094
組 合 員 分	件数 5,855,636 金額 60,460,416	5,950,253 62,998,660	6,185,579 65,846,298	6,422,828 68,402,238	6,516,410 70,786,768
療 養 の 給 付	件数 4,031,726 日数 6,645,836 金額 46,254,105	4,047,204 6,674,412 48,010,788	4,171,415 6,764,536 49,688,843	4,296,721 6,858,597 51,514,378	4,356,172 6,882,940 53,068,691
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数 445 日数 2,987 金額 21,864	391 2,386 17,619	502 3,064 24,564	620 4,711 42,330	653 4,547 39,808
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数 39,615 食事件数 935,141 金額 377,561	39,959 922,448 372,439	40,159 899,121 364,431	40,596 899,840 364,082	41,555 906,159 365,483
調 剤	件数 1,583,417 金額 10,194,013	1,650,920 10,608,130	1,748,319 11,693,699	1,838,295 12,162,708	1,881,101 12,851,802
療 養 費	件数 233,054 金額 1,102,551	243,592 1,099,204	257,002 1,091,872	275,746 1,139,157	269,478 1,125,403
調 剤 費	件数 626 金額 2,599	749 3,808	871 3,900	3,224 10,537	670 2,459
移 送 料	件数 — 金額 —	1 46	4 110	8 291	5 97
出 産 費	件数 5,822 金額 2,480,423	6,899 2,861,810	6,933 2,952,271	7,658 3,140,974	7,806 3,306,775
埋 葬 料	件数 546 金額 27,300	497 24,815	533 26,608	556 27,780	525 26,250
被 扶 養 者 分	件数 4,109,759 金額 39,208,981	4,168,202 41,159,761	4,290,090 42,170,593	4,423,519 43,637,235	4,403,629 43,624,219
療 養 の 給 付	件数 2,782,084 日数 4,790,539 金額 29,804,473	2,789,133 4,829,532 31,341,079	2,852,195 4,833,484 31,872,407	2,920,480 4,883,033 33,194,102	2,905,842 4,788,090 33,055,407
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数 1,400 日数 9,238 金額 68,247	1,729 11,448 87,608	1,939 11,757 90,785	2,142 12,391 101,306	2,389 14,302 120,306
入 院 時 食 事 療 養 費	件数 28,581 食事件数 814,961 金額 322,258	29,184 816,704 323,280	28,858 788,752 312,341	29,186 782,511 310,641	29,549 781,355 309,972
調 剤	件数 1,201,947 金額 6,341,466	1,249,498 6,539,353	1,305,425 7,087,256	1,363,937 7,285,249	1,364,382 7,436,955
療 養 費	件数 118,620 金額 672,743	121,491 668,712	124,380 646,359	129,195 655,620	125,197 634,533
調 剤 費	件数 747 金額 3,042	769 3,350	792 3,766	2,340 6,735	675 3,211
移 送 料	件数 4 金額 83	1 1,004	4 196	8 1,322	7 141
家 族 出 産 費	件数 4,660 金額 1,981,818	5,219 2,177,274	5,021 2,140,782	5,099 2,066,359	4,845 2,049,092
家 族 埋 葬 料	件数 297 金額 14,850	362 18,100	334 16,700	318 15,900	292 14,600
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数 44,305 金額 2,027,348	43,538 2,136,150	45,547 1,990,015	44,486 1,818,684	44,650 1,691,019
高 額 療 養 費	件数 44,305 金額 2,027,348	43,538 2,136,150	45,547 1,990,015	44,486 1,818,684	44,650 1,691,019
支 払 基 金 審 査 費	982,584	918,880	907,062	915,600	903,089

- (注) 1 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の件数・日数は、「(家族)療養の給付」の再掲であり合計には含まれていない。
2 「入院時食事・生活療養費」は、70歳未満の組合員に係る「入院時食事療養費」と70歳以上の療養病床に入院する組合員及び被扶養者に係る「入院時食事・生活療養費」の合計である。
3 平成25年度の「療養費」には、外来の東日本大震災に係る概算払い分を含む。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数	16,835	18,160	18,397	19,282	20,259
	日数	489,706	537,284	546,886	575,009	611,220
	金額	4,598,657	5,046,957	5,154,619	5,349,559	5,737,896
傷病手当金	件数	13,112	13,906	14,028	14,606	15,167
	日数	254,858	268,833	270,978	280,423	289,870
	金額	2,569,495	2,709,445	2,742,157	2,780,663	2,899,881
出産手当金	件数	3,716	4,241	4,364	4,672	5,092
	日数	234,715	268,188	275,803	294,516	321,350
	金額	2,028,536	2,335,808	2,411,625	2,568,340	2,838,015
休業手当金	件数	7	13	5	4	—
	日数	133	263	105	70	—
	金額	625	1,704	836	556	—

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数	37	27	3,429	345	77
	金額	28,579	19,569	1,440,896	137,894	38,554
弔 慰 金	件数	1	—	3	4	1
	金額	530	—	820	2,051	170
家族弔慰金	件数	2	1	6	1	1
	金額	616	350	1,386	308	392
災害見舞金	件数	34	26	3,420	340	75
	金額	27,433	19,219	1,438,690	135,535	37,992

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/132.xls>

第132表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
組 合 員 分	件数	4,031,726	4,047,204	4,171,415	4,296,721	4,356,172
	日数	6,645,836	6,674,412	6,764,536	6,858,597	6,882,940
	金額	46,254,105	48,010,788	49,688,843	51,514,378	53,068,691
一 般 診 療	件数	3,248,572	3,245,161	3,343,758	3,443,769	3,478,542
	日数	5,053,475	5,063,453	5,142,446	5,223,075	5,232,182
	金額	39,594,613	41,163,741	42,705,490	44,303,625	45,782,069
入 院	件数	43,703	44,226	44,602	45,279	46,403
	日数	414,014	407,797	402,472	400,226	404,602
	金額	14,781,892	15,918,162	16,470,639	17,241,619	18,092,558
入 院 外	件数	3,204,869	3,200,935	3,299,156	3,398,490	3,432,139
	日数	4,639,461	4,655,656	4,739,974	4,822,849	4,827,580
	金額	24,812,721	25,245,579	26,234,851	27,062,005	27,689,511
歯 科 診 療	件数	783,154	802,043	827,657	852,952	877,630
	日数	1,592,361	1,610,959	1,622,090	1,635,522	1,650,758
	金額	6,659,492	6,847,048	6,983,353	7,210,753	7,286,622
被 扶 養 者 分	件数	2,782,084	2,789,133	2,852,195	2,920,480	2,905,842
	日数	4,790,539	4,829,532	4,833,484	4,883,033	4,788,090
	金額	29,804,473	31,341,079	31,872,407	33,194,102	33,055,407
一 般 診 療	件数	2,279,952	2,272,804	2,325,126	2,381,084	2,354,633
	日数	3,857,381	3,884,346	3,894,340	3,942,634	3,849,593
	金額	26,006,827	27,405,993	27,887,438	29,111,689	28,952,667
入 院	件数	32,974	33,680	33,455	33,968	34,165
	日数	351,765	355,336	343,916	342,335	340,410
	金額	9,896,150	11,224,632	11,349,639	12,112,044	12,140,467
入 院 外	件数	2,246,978	2,239,124	2,291,671	2,347,116	2,320,468
	日数	3,505,616	3,529,010	3,550,424	3,600,299	3,509,183
	金額	16,110,678	16,181,361	16,537,798	16,999,645	16,812,200
歯 科 診 療	件数	502,132	516,329	527,069	539,396	551,209
	日数	933,158	945,186	939,144	940,399	938,497
	金額	3,797,646	3,935,087	3,984,969	4,082,413	4,102,740

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/133.xls>

第133表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	
《組合員分》						
診療費	1000人当件数	8,128.91	8,058.03	8,182.31	8,316.53	8,298.92
	1件当日数	1.65	1.65	1.62	1.60	1.58
	1件当金額	11,473	11,863	11,912	11,989	12,182
	1人当金額	93,259	95,590	97,466	99,709	101,101
一般診療	1000人当件数	6,549.88	6,461.16	6,558.84	6,665.60	6,626.96
	1件当日数	1.56	1.56	1.54	1.52	1.50
	1件当金額	12,188	12,685	12,772	12,865	13,161
	1人当金額	79,832	81,958	83,768	85,752	87,219
入院	1000人当件数	88.12	88.05	87.49	87.64	88.40
	1件当日数	9.47	9.22	9.02	8.84	8.72
	1件当金額	338,235	359,928	369,280	380,786	389,901
	1人当金額	29,804	31,693	32,307	33,372	34,468
入院外	1000人当件数	6,461.77	6,373.10	6,471.36	6,577.96	6,538.55
	1件当日数	1.45	1.45	1.44	1.42	1.41
	1件当金額	7,742	7,887	7,952	7,963	8,068
	1人当金額	50,028	50,264	51,460	52,380	52,751
歯科診療	1000人当件数	1,579.02	1,596.88	1,623.46	1,650.93	1,671.97
	1件当日数	2.03	2.01	1.96	1.92	1.88
	1件当金額	8,503	8,537	8,437	8,454	8,303
	1人当金額	13,427	13,633	13,698	13,957	13,882
出産費	1000人当件数	11.74	13.74	13.60	14.82	14.87
埋葬料	1000人当件数	9.40	10.39	9.85	9.87	9.23
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数	5,609.33	5,553.20	5,594.63	5,652.75	5,535.91
	1件当日数	1.72	1.73	1.69	1.67	1.65
	1件当金額	10,713	11,237	11,175	11,366	11,376
	1人当金額	60,093	62,400	62,518	64,249	62,974
一般診療	1000人当件数	4,596.92	4,525.18	4,560.78	4,608.72	4,485.80
	1件当日数	1.69	1.71	1.67	1.66	1.63
	1件当金額	11,407	12,058	11,994	12,226	12,296
	1人当金額	52,436	54,566	54,702	56,347	55,158
入院	1000人当件数	66.48	67.06	65.62	65.75	65.09
	1件当日数	10.67	10.55	10.28	10.08	9.96
	1件当金額	300,120	333,273	339,251	356,572	355,348
	1人当金額	19,953	22,348	22,263	23,444	23,129
入院外	1000人当件数	4,530.44	4,458.12	4,495.16	4,542.97	4,420.71
	1件当日数	1.56	1.58	1.55	1.53	1.51
	1件当金額	7,170	7,227	7,216	7,243	7,245
	1人当金額	32,483	32,217	32,439	32,904	32,029
歯科診療	1000人当件数	1,012.42	1,028.02	1,033.86	1,044.03	1,050.11
	1件当日数	1.86	1.83	1.78	1.74	1.70
	1件当金額	7,563	7,621	7,561	7,568	7,443
	1人当金額	7,657	7,835	7,817	7,902	7,816
家族出産費	1000人当件数	9.40	10.39	9.85	9.87	9.23
家族埋葬料	1000人当件数	0.60	0.72	0.66	0.62	0.56

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」「1人当金額」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 1000人当件数	33.94	36.16	36.09	37.32	38.60
1件当日数	29.09	29.59	29.73	29.82	30.17
1日当金額	9,391	9,393	9,425	9,303	9,388
傷病手当金 1000人当件数	26.44	27.69	27.52	28.27	28.89
1件当日数	19.44	19.33	19.32	19.20	19.11
1日当金額	10,082	10,079	10,119	9,916	10,004
出産手当金 1000人当件数	7.49	8.44	8.56	9.04	9.70
1件当日数	63.16	63.24	63.20	63.04	63.11
1日当金額	8,643	8,710	8,744	8,721	8,832
休業手当金 1000人当件数	0.01	0.03	0.01	0.01	—
1件当日数	19.00	20.23	21.00	17.50	—
1日当金額	4,702	6,481	7,965	7,944	—

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 1000人当件数	0.07	0.05	6.73	0.67	0.15
1件当金額	772,405	724,778	420,209	399,693	500,701
弔 慰 金 1000人当件数	0.00	—	0.01	0.01	0.00
1件当金額	530,000	—	273,333	512,750	170,000
家族弔慰金 1000人当件数	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00
1件当金額	308,000	350,000	231,000	308,000	392,000
災害見舞金 1000人当件数	0.07	0.05	6.71	0.66	0.14
1件当金額	806,853	739,192	420,669	398,632	506,560

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/134.xls>

第134表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数	1,866,144	1,981,491	2,100,068	2,221,728	2,337,421
	金額	257,936,891	267,082,770	271,783,041	279,820,090	286,665,827
退職共済年金	件数	1,439,189	1,549,271	1,664,216	1,778,189	1,887,180
	金額	199,178,630	208,764,625	214,115,102	222,857,115	230,343,783
障害共済年金	件数	10,368	11,170	11,872	12,453	12,915
	金額	1,834,952	1,916,442	2,035,474	2,069,911	2,178,670
遺族共済年金	件数	302,978	316,552	329,700	346,473	361,737
	金額	34,694,974	35,991,827	37,228,950	38,423,291	39,465,005
退職年金	件数	38,439	36,238	33,359	30,705	28,165
	金額	13,359,728	12,278,511	11,162,008	10,006,235	8,988,833
減額退職年金	件数	1,839	1,943	1,882	1,817	1,745
	金額	505,631	474,052	453,941	432,642	405,794
通算退職年金	件数	41,574	36,675	31,811	27,243	23,004
	金額	3,954,635	3,503,137	2,923,495	2,488,837	2,066,038
返還一時金	件数	32	38	34	21	7
	金額	38,855	30,156	49,752	21,799	4,512
脱退一時金	件数	19	28	24	19	8
	金額	64,849	82,757	65,097	57,975	34,573
新脱退一時金	件数	230	208	232	222	204
	金額	144,416	115,188	145,390	147,016	127,123
障害年金	件数	1,972	1,878	1,756	1,641	1,524
	金額	525,984	521,874	470,843	427,160	394,407
障害一時金	件数	—	—	—	1	1
	金額	—	—	—	2,488	2,221
遺族年金	件数	20,277	19,153	17,747	16,468	15,264
	金額	3,157,424	2,980,143	2,757,320	2,561,113	2,374,389
通算遺族年金	件数	9,039	8,183	7,307	6,379	5,597
	金額	438,492	394,231	351,324	304,404	267,263
死亡一時金	件数	—	—	1	—	—
	金額	—	—	58	—	—
特例死亡一時金	件数	—	—	1	—	—
	金額	—	—	405	—	—
恩給財団給付年金	件数	185	153	126	95	70
	金額	34,925	28,695	23,881	17,840	13,215
恩給財団給付一時扶助金	件数	3	1	—	2	—
	金額	3,398	1,133	—	2,265	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/135.xls>

第135表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	47,527	50,548	49,688	57,461	49,226
金額	38,777,793	36,732,298	37,133,677	41,907,382	35,023,880
退職共済年金 人員	42,910	45,669	44,559	51,499	43,183
金額	35,178,913	33,167,521	33,355,884	37,158,824	30,384,033
障害共済年金 人員	346	323	355	306	304
金額	372,777	326,396	379,760	337,522	321,539
遺族共済年金 人員	4,235	4,465	4,753	5,638	5,720
金額	3,208,218	3,201,041	3,373,676	4,392,378	4,296,270
退職年金 人員	3	3	4	1	2
金額	4,943	6,041	9,739	2,904	3,472
減額退職年金 人員	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
通算退職年金 人員	24	75	8	3	1
金額	5,261	16,013	2,361	1,123	480
障害年金 人員	1	6	4	4	9
金額	1,688	8,445	8,134	5,673	13,776
遺族年金 人員	6	6	4	10	4
金額	5,790	6,346	3,904	8,957	3,562
通算遺族年金 人員	2	1	1	—	3
金額	204	494	219	—	748

(注) 在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	347,841	370,420	389,127	409,276	420,842
金額	314,198,323	320,782,996	329,190,457	337,249,206	330,862,395
退職共済年金 人員	274,162	295,674	313,075	332,334	342,674
金額	250,223,438	256,611,998	264,876,941	273,064,579	267,002,102
障害共済年金 人員	2,066	2,212	2,338	2,396	2,458
金額	2,088,346	2,214,266	2,329,503	2,385,668	2,416,912
遺族共済年金 人員	52,553	55,104	57,888	60,485	63,134
金額	39,190,919	41,101,075	42,969,654	44,773,121	46,131,045
退職年金 人員	6,476	6,009	5,583	5,076	4,689
金額	13,775,777	12,713,120	11,679,056	10,492,760	9,530,748
減額退職年金 人員	328	325	313	306	295
金額	517,205	511,344	488,622	473,379	448,792
通算退職年金 人員	6,946	6,167	5,399	4,574	3,838
金額	4,198,082	3,692,969	3,214,291	2,717,014	2,265,949
障害年金 人員	336	322	297	276	262
金額	534,415	510,952	464,544	426,366	397,374
遺族年金 人員	3,406	3,178	2,973	2,756	2,553
金額	3,192,677	2,989,532	2,788,999	2,593,819	2,390,776
通算遺族年金 人員	1,537	1,401	1,239	1,059	927
金額	442,352	406,025	353,927	306,642	265,107
恩給財団年金 人員	31	28	22	14	12
金額	35,114	31,716	24,919	15,858	13,592

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/136.xls>

第136表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《年金》					
新 規 裁 定	815,911	726,682	747,337	729,319	711,491
退 職 共 済 年 金	819,830	726,259	748,578	721,545	703,611
障 害 共 済 年 金	1,077,391	1,010,514	1,069,746	1,103,014	1,057,694
遺 族 共 済 年 金	757,548	716,918	709,799	779,067	751,096
退 職 年 金	1,647,500	2,013,733	2,434,775	2,904,200	1,736,000
減 額 退 職 年 金	—	—	—	—	—
通 算 退 職 年 金	219,225	213,512	295,063	374,400	480,400
障 害 年 金	1,687,600	1,407,567	2,033,475	1,418,125	1,530,678
遺 族 年 金	964,983	1,057,667	976,050	895,700	890,475
通 算 遺 族 年 金	101,850	493,900	219,200	—	249,333
年 度 末 現 在	903,281	865,998	845,972	824,014	786,191
退 職 共 済 年 金	912,685	867,888	846,049	821,657	779,172
障 害 共 済 年 金	1,010,816	1,001,024	996,366	995,688	983,284
遺 族 共 済 年 金	745,741	745,882	742,289	740,235	730,685
退 職 年 金	2,127,205	2,115,680	2,091,896	2,067,132	2,032,576
減 額 退 職 年 金	1,576,845	1,573,367	1,561,092	1,546,991	1,521,328
通 算 退 職 年 金	604,388	598,828	595,349	594,013	590,398
障 害 年 金	1,590,521	1,586,806	1,564,123	1,544,803	1,516,694
遺 族 年 金	937,368	940,696	938,109	941,154	936,457
通 算 遺 族 年 金	287,802	289,811	285,655	289,558	285,984
恩 給 財 団 年 金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》					
返 還 一 時 金	1,214,219	793,578	1,463,291	1,038,032	644,557
脱 退 一 時 金	3,413,095	2,955,618	2,712,379	3,051,332	4,321,675
新 脱 退 一 時 金	627,895	553,790	626,683	662,236	623,151
障 害 一 時 金	—	—	—	2,487,500	2,220,600
死 亡 一 時 金	—	—	58,000	—	—
特 例 死 亡 一 時 金	—	—	404,700	—	—
恩 給 財 団 給 付 一 時 扶 助 金	1,132,700	1,132,700	—	1,132,700	—

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/137.xls>

第137表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	218,794,044	220,429,888	237,510,850	248,354,369	256,710,735
掛 金 収 入	193,230,033	194,388,790	195,925,882	197,433,375	223,987,707
掛 金	188,314,215	189,512,270	191,105,498	192,546,774	218,395,243
任 継 掛 金	4,915,818	4,876,520	4,820,383	4,886,601	5,592,464
介 護 掛 金 収 入	14,660,287	16,039,270	17,433,657	18,281,791	19,268,445
介 護 掛 金	14,412,732	15,769,501	17,147,398	17,994,848	18,983,812
任 継 介 護 掛 金	247,555	269,770	286,259	286,943	284,634
老健医療費拠出金還付金収益	1,276,688	—	—	11,493	4,365
高齢者医療運営等事業費助成	126	—	—	—	—
児童育成事業費補助金収益	63,400	160,860	80,430	—	—
支 払 準 備 金 戻 入	9,101,757	9,419,216	9,881,162	10,370,702	10,540,712
事 業 外 収 益	434,508	412,612	319,012	238,688	233,184
前 期 損 益 修 正 益	27,246	9,139	7,125	17,162	25,078
当 期 損 失 金	—	—	13,863,583	22,001,159	2,651,242
支 出	218,794,044	220,429,888	237,510,850	248,354,369	256,710,735
保 健 給 付	102,679,328	107,213,451	110,913,968	114,773,756	117,005,094
休 業 給 付	4,598,657	5,046,957	5,154,619	5,349,559	5,737,896
災 害 給 付	28,579	19,569	1,440,896	137,894	38,554
附 加 給 付	3,554,242	3,877,605	4,633,529	3,850,091	3,848,496
老 人 保 健 拠 出 金	2,065	503,596	79,288	1,457	1,285
退 職 者 給 付 拠 出 金	10,726,755	8,936,660	12,074,873	13,130,013	13,547,855
前 期 高 齢 者 納 付 金	21,308,134	21,190,182	28,675,697	31,685,986	32,926,137
後 期 高 齢 者 支 援 金	36,249,059	39,471,024	44,171,731	47,970,193	50,839,424
病 床 転 換 支 援 金	29,507	—	—	—	—
介 護 納 付 金	14,684,274	16,183,157	17,597,808	18,446,063	19,451,198
そ の 他	2,244,879	2,491,955	2,377,264	2,444,744	2,539,832
支 払 準 備 金 繰 入	9,419,216	9,881,162	10,370,702	10,540,712	10,758,616
前 期 損 益 修 正 損	27,837	16,954	20,352	18,476	15,883
財 産 処 分 損	244,877	10,024	124	5,425	464
当 期 利 益 金	12,996,634	5,587,590	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/138.xls>

第138表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	516,166,940	506,052,445	521,557,520	565,490,492	685,407,267
掛 金 収 入	329,949,771	341,945,065	354,899,644	367,493,584	381,266,360
掛 金	329,949,445	341,945,065	354,899,644	367,493,584	381,266,360
特 別 掛 金	326	—	—	—	—
基 礎 年 金 交 付 金	12,543,421	10,179,531	8,753,418	5,960,536	7,865,238
年 金 特 別 会 計 よ り 受 入	・	6	12	3	2
退 職 一 時 金 等 返 還 金	844,708	945,154	878,155	945,617	966,566
運 用 収 入	44,012,024	42,821,836	40,456,511	79,231,931	181,596,686
事 業 費 国 庫 補 助 金 収 益	92,497,526	102,970,169	109,703,315	104,836,928	105,940,146
都 道 府 県 補 助 金 収 益	6,848,793	6,876,825	6,576,499	6,598,143	6,654,505
助 成 勘 定 よ り 受 入	50,000	70,000	100,000	100,000	100,000
延 滞 金	83,569	69,764	56,103	53,521	73,577
事 業 外 雑 益	365	486	1,601	559	1,750
前 期 損 益 修 正 益	55,237	173,608	132,261	269,671	108,405
固 定 資 産 売 却 益	—	—	—	—	833,862
当 期 損 失 金	29,281,525	—	—	—	—
支 出	516,166,940	506,052,445	521,557,520	565,490,492	685,407,267
退 職 給 付	217,246,744	225,248,427	228,914,786	236,011,619	241,970,656
障 害 給 付	2,360,935	2,438,316	2,506,317	2,499,558	2,575,298
遺 族 給 付	38,290,889	39,366,200	40,338,057	41,288,807	42,106,658
恩 給 財 団 給 付	38,323	29,828	23,881	20,105	13,215
基 礎 年 金 拠 出 金	185,058,750	205,136,822	215,713,314	206,302,074	208,298,782
年 金 保 険 者 拠 出 金	9,647,083	18,964,329	21,938,653	68,336,795	65,834,596
事 業 外 支 出 等	63,175,304	13,879,509	4,795,718	2,727,908	630,522
財 産 処 分 損	313,123	22,688	961	11,571	18,981
前 期 損 益 修 正 損	35,788	1,225	622	1,535,643	144
当 期 利 益 金	—	965,101	7,325,210	6,756,411	123,958,416
年 度 末 現 在 責 任 準 備 金	—	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/139.xls>

第139表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	5,018,808	5,017,968	4,124,364	4,199,108	5,767,042
掛 金	4,578,856	4,607,641	3,298,660	3,217,135	3,247,849
補 助 金	349,456	338,114	290,639	290,552	290,525
利息及び配当金	71,718	53,243	43,994	25,757	22,028
雑 益	18,777	18,835	17,332	17,623	17,469
退職給付引当金戻入	—	—	—	—	514
前期損益修正益	—	135	181	177	129
固定資産売却益	—	—	—	—	130,265
当期損失金	—	—	473,558	647,864	2,058,263
支 出	5,018,808	5,017,968	4,124,364	4,199,108	5,767,042
一 般 管 理 費	3,732,654	3,975,786	4,123,354	4,192,814	5,722,571
前期損益修正損	338	898	374	158	128
固定資産除却損	6,620	6,404	636	6,015	44,333
財産処分損	3,579	211	—	121	10
当期利益金	1,275,617	1,034,669	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/140.xls>

第140表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	12,748,994	7,303,086	7,651,574	8,423,444	7,872,514
掛 金	6,907,921	6,950,799	7,275,017	7,351,935	7,422,556
施 設 収 入	54,269	51,655	45,337	47,039	49,783
特定健診国庫補助金	253,671	287,703	321,332	272,459	177,483
受 入 金	・	・	・	743,175	178,884
利息及び配当金	21,234	12,928	8,661	8,642	6,986
そ の 他	0	—	—	—	—
前期損益修正益	335	0	1,227	194	7,995
当期損失金	5,511,564	—	—	—	28,826
支 出	12,742,163	7,303,086	7,651,574	8,423,444	7,872,514
保 健 事 業 費	2,261,451	2,310,607	2,467,286	2,458,719	2,531,217
特定健康診査等給付費	253,671	287,703	321,332	364,706	402,633
一 般 管 理 費	836,459	896,161	957,061	1,034,695	1,264,052
他 経 理 へ の 繰 入	9,194,421	3,286,706	3,545,400	3,624,442	3,544,386
事業資産減価償却費	150,676	150,899	122,481	84,020	91,573
事業外費用	45,485	43,417	41,350	39,288	37,215
前期損益修正損	—	354	362	540	1,422
財産処分損	—	324	—	183	16
固定資産除却損	—	72	67	23,106	—
当期利益金	—	326,842	196,235	793,746	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/141.xls>

10 農林漁業団体職員共済組合

第141表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
団 体 数	5,844	5,700	5,611	5,553	5,463
組 合 員 数	411,220	414,120	416,393	413,355	410,003
男	247,086	248,735	249,146	246,621	242,771
女	164,134	165,385	167,247	166,734	167,232
平均標準給与月額	294,895	292,316	291,490	290,199	290,319
男	333,872	330,187	328,427	326,448	326,828
女	236,219	235,360	236,466	236,583	237,412

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/142.xls>

第142表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成24年度末現在

標準給与 月額 (千円)	組合員数			標準給与 月額 (千円)	組合員数		
	計	男	女		計	男	女
総 数	410,003	242,771	167,232				
98	1,615	271	1,344	260	24,767	15,221	9,546
104	1,284	152	1,132	280	23,093	14,145	8,948
110	2,730	338	2,392	300	21,820	13,979	7,841
118	5,140	756	4,384	320	20,195	13,687	6,508
126	7,446	1,320	6,126	340	18,821	13,247	5,574
134	9,051	1,949	7,102	360	17,530	12,637	4,893
142	10,385	2,468	7,917	380	19,222	14,505	4,717
150	12,318	3,676	8,642	410	19,310	15,180	4,130
160	14,049	4,922	9,127	440	15,262	12,273	2,989
170	13,846	5,727	8,119	470	11,112	9,006	2,106
180	14,807	6,844	7,963	500	7,756	6,252	1,504
190	15,460	7,724	7,736	530	5,312	4,347	965
200	23,263	12,430	10,833	560	3,950	3,347	603
220	27,665	15,739	11,926	590	2,948	2,481	467
240	25,510	15,026	10,484	620	14,336	13,122	1,214

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/143.xls>

第143表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)			24 (2012)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合 計	件数 1,064	1,576,216	2,088,430	231	255,955	2,057,530
	金額 1,251,516	226,908,420	70,984,561	301,184	36,489,073	52,828,980
退職共済年金	件数 377	1,007,729	1,023,645	78	165,332	1,000,356
	金額 234,183	119,804,110	21,080,042	25,724	19,479,323	20,325,929
障害共済年金	件数 2	11,083	15,514	—	1,781	14,824
	金額 338	1,188,025	642,570	—	182,971	605,469
遺族共済年金	件数 40	227,783	247,956	7	36,870	236,914
	金額 18,093	32,779,929	6,946,666	2,898	5,291,983	6,558,127
退職年金	件数 303	182,176	177,838	77	28,671	162,709
	金額 921,192	52,853,535	5,041,425	260,365	8,298,713	4,560,601
減額退職年金	件数 30	26,120	25,897	5	4,224	24,877
	金額 51,042	5,480,308	529,240	6,417	881,945	504,139
通算退職年金	件数 11	46,165	46,117	5	7,049	40,441
	金額 7,615	3,402,014	330,986	4,757	521,644	289,812
退職一時金	件数 273	・	・	58	・	・
	金額 3,579	・	・	981	・	・
障害年金	件数 3	6,106	5,900	—	966	5,445
	金額 1,702	1,390,071	128,499	—	220,813	115,839
遺族年金	件数 3	62,588	62,007	—	10,040	58,370
	金額 2,260	9,750,095	774,182	—	1,570,486	727,165
通算遺族年金	件数 —	6,466	6,435	—	1,022	5,872
	金額 —	260,332	25,293	—	41,195	22,981
返還一時金	件数 10	・	・	1	・	・
	金額 5,302	・	・	42	・	・
死亡一時金	件数 9	・	・	—	・	・
	金額 1,063	・	・	—	・	・
特例死亡一時金	件数 3	・	・	—	・	・
	金額 5,149	・	・	—	・	・
特例老齢農林年金	件数 ・	・	456,294	・	・	498,026
	金額 ・	・	7,332,047	・	・	7,949,775
特例老齢農林一時金	件数 ・	・	20,814	・	・	9,687
	金額 ・	・	28,107,829	・	・	11,140,680
特例脱退一時金	件数 ・	・	8	・	・	5
	金額 ・	・	37,652	・	・	23,452
特例返還一時金	件数 ・	・	5	・	・	4
	金額 ・	・	8,129	・	・	5,011

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分(3階部分)の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。「共済年金」は、権利が発生していたにも関わらず未請求だったものである。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/144.xls>

第144表 農林漁業団体職員共済組合金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人員	24,878	28,051	22,504	20,646	20,462
金額	2,143,493	2,170,710	1,676,148	1,560,480	1,451,126
退職共済年金 人員	1,083	2,426	1,465	702	650
金額	18,901	37,194	18,364	8,728	8,070
障害共済年金 人員	29	22	23	23	12
金額	2,813	2,214	2,126	2,615	1,122
遺族共済年金 人員	79	40	52	39	25
金額	2,267	1,461	901	1,884	691
退職年金 人員	11	10	6	6	1
金額	1,451	1,290	763	868	105
通算退職年金 人員	54	132	85	50	61
金額	608	1,529	688	364	533
障害年金 人員	6	3	5	4	—
金額	593	322	1,605	449	—
遺族年金 人員	1	—	—	—	—
金額	…	—	—	—	—
通算遺族年金 人員	1	1	3	2	—
金額	…	…	64	17	—
特例老齢農林年金 人員	23,614	25,417	20,865	19,820	19,713
金額	2,116,848	2,126,694	1,651,638	1,545,554	1,440,605
特例老齢農林一時金 人員	・	・	34,949	17,150	9,636
金額	・	・	43,281,816	23,920,630	11,035,211

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

2 「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。そのため、金額合計は年金種別の計とは必ずしも一致しない。

3 「特例老齢農林一時金」は、合計には含まれていない。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人員	412,377	429,125	404,635	397,594	396,649
金額	51,015,018	51,581,725	48,667,770	46,449,401	45,390,541
退職共済年金 人員	292,680	315,794	297,006	296,176	301,616
金額	32,732,492	34,274,169	32,269,676	31,137,801	31,094,069
障害共済年金 人員	3,260	3,189	3,114	3,034	2,780
金額	863,941	844,611	815,174	784,592	727,899
遺族共済年金 人員	46,809	45,174	43,705	41,897	40,281
金額	8,070,297	7,739,008	7,426,200	6,968,580	6,639,807
退職年金 人員	38,193	35,519	33,095	30,655	28,014
金額	6,798,488	6,320,289	5,879,926	5,427,046	4,937,749
減額退職年金 人員	4,953	4,754	4,568	4,399	4,229
金額	664,109	635,856	610,011	586,803	561,787
通算退職年金 人員	10,537	9,571	8,700	7,770	6,913
金額	485,742	438,123	395,733	353,589	312,764
障害年金 人員	1,673	1,570	1,506	1,400	1,281
金額	264,164	243,897	234,039	217,895	194,973
遺族年金 人員	12,848	12,224	11,687	11,097	10,449
金額	1,102,118	1,054,509	1,007,574	945,995	896,165
通算遺族年金 人員	1,424	1,330	1,254	1,166	1,086
金額	33,667	31,262	29,437	27,102	25,328

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

2 「退職共済年金」には特例老齢農林年金を含み、「遺族共済年金」には特例遺族農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/145.xls>

第145表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《年金》					
新 規 裁 定	86,160	77,384	74,482	75,583	70,918
退職共済年金	17,452	15,331	12,535	12,433	12,415
障害共済年金	97,000	100,645	92,422	113,713	93,475
遺族共済年金	28,695	36,513	17,327	48,318	27,640
退職年金	131,873	129,000	127,117	144,733	104,700
通算退職年金	11,256	11,585	8,093	7,278	8,744
障害年金	98,800	107,333	320,900	112,350	—
遺族年金	…	—	—	—	—
通算遺族年金	…	…	21,433	8,400	—
特例老齢農林年金	89,644	83,672	79,158	77,980	73,079
年 度 末 現 在	123,710	120,202	120,276	116,826	114,435
退職共済年金	122,376	120,846	119,859	116,545	115,422
障害共済年金	265,012	264,851	261,777	258,600	261,834
遺族共済年金	172,391	171,297	169,897	166,306	164,826
退職年金	178,004	177,941	177,668	177,036	176,260
減額退職年金	134,082	133,752	133,540	133,395	132,842
通算退職年金	46,099	45,776	45,487	45,507	45,243
障害年金	157,899	155,348	155,405	155,639	152,203
遺族年金	85,781	86,265	86,213	85,248	85,766
通算遺族年金	23,642	23,505	23,474	23,243	23,322
特例老齢農林年金	93,873	91,608	91,340	88,344	86,710
特例遺族農林年金	…	…	…	…	…
《一時金》					
退職一時金	13,341	11,605	13,748	13,110	16,906
返還一時金	652,450	849,655	599,707	530,190	42,000
死亡一時金	272,514	388,700	64,264	118,102	—
特例死亡一時金	…	—	—	1,716,167	—
特 例 年 金					
特例脱退一時金	—	4,320,125	3,384,680	4,706,538	4,690,300
特例返還一時金	1,565,400	1,622,467	461,771	1,625,840	1,252,850
特例老齢農林一時金	・	・	1,249,282	1,350,429	1,150,065

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

2 一時金の特例年金以外は、共済年金（権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの）である。

3 「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/146.xls>

第146表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	514,711,521	532,577,411	514,721,765	445,029,505	395,254,534
国庫補助金	1,416,292	1,271,078	1,251,810	1,165,612	1,056,168
負担金収入	25,547,216	29,798,762	29,834,082	29,661,633	29,422,457
給付金返還金	55,859	61,785	185,795	228,641	156,115
雑収入	11	0	1	8,287	1,092
運用収入	5,187,749	5,419,627	4,759,818	4,489,964	4,049,212
責任準備金戻入	418,417,791	420,856,736	419,382,551	353,515,604	312,078,830
不足責任準備金繰入	63,835,020	75,169,169	59,307,708	55,959,764	48,490,659
事業外収益	—	255	—	—	—
固定資産売却益	138,480	—	—	—	—
旧福祉経理より受入	113,104	—	—	—	—
支 出	514,711,521	532,577,411	514,721,765	445,029,505	395,254,534
退職給付金	36,876,177	38,051,916	75,606,893	63,681,169	45,089,764
障害給付金	890,782	858,786	816,918	772,782	721,230
遺族給付金	8,976,789	8,649,455	8,258,363	7,771,789	7,310,867
その他事業費用	152,919	50,320	116,121	195,160	39,187
業務経理へ繰入金	1,279,536	1,740,217	1,226,012	1,212,518	1,529,109
責任準備金繰入	420,856,736	419,382,551	353,515,604	312,078,830	284,592,080
不足責任準備金戻入	45,670,392	63,835,020	75,169,169	59,307,708	55,959,764
事業外費用	2,629	6,404	10,368	7,047	11,978
前期損益修正損	5,562	2,742	2,317	2,503	555
年度末現在給付準備金	420,856,736	419,382,551	353,515,604	312,078,830	284,592,080

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/147.xls>

第147表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	2,090,388	2,224,673	2,058,803	1,969,083	1,815,039
国庫補助金	317,369	303,826	301,054	264,314	255,427
事務受託料	471,226	501,110	489,929	454,021	—
給付経理より受入	1,279,536	1,381,196	1,226,012	1,212,085	1,528,448
資産見返繰入金戻入	4,030	22,799	29,035	29,357	27,979
受取利息	17,634	14,097	12,393	8,922	2,966
雑益	593	1,645	379	384	218
支 出	2,090,388	2,224,673	2,058,803	1,969,083	1,815,039
人件費	1,057,767	954,383	940,594	894,428	735,124
事務費	1,028,591	1,247,491	1,089,174	1,045,748	1,051,936
減価償却費	3,794	17,986	29,035	28,759	27,882
雑損	235	4,813	—	148	98

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/148.xls>

11 船員保険

第148表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《船舶所有者数》					
普通保険	6,155	6,066	6,001	5,924	5,819
漁船(い)	158	159	154	148	150
漁船(ろ)	2,293	2,278	2,257	2,230	2,195
その他	3,711	3,692	3,593	3,553	3,481
失業保険	3,832
《被保険者数》					
普通保険					
強制適用	58,195	56,698	56,225	55,214	54,674
漁船(い)	1,275	1,287	1,468	1,401	1,551
漁船(ろ)	16,966	16,591	16,349	15,791	15,201
その他	39,954	38,820	38,408	38,022	37,922
任意継続適用	3,673	4,150	3,756	3,508	3,557
失業保険	47,329
《被扶養者数》	82,266	79,663	76,344	73,468	71,237
扶養率	1.334	1.314	1.277	1.256	1.229
《平均標準報酬月額》					
普通保険					
強制適用	398,822	395,175	392,609	392,249	394,253
漁船(い)	404,435	396,486	391,080	381,932	377,375
漁船(ろ)	366,048	353,160	349,879	351,896	359,327
その他	412,560	413,088	410,856	409,388	408,943
任意継続適用	320,602	328,382	323,595	306,302	308,071
失業保険	424,254

(注) 1 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。

2 平成22年1月より失業部門は、雇用保険に統合された。

資料：平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ、平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/149.xls>

第149表 船員保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成23年度末現在

標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)				標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)			
	合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他		合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他
総数	55,214	1,401	15,791	38,022					
58	261	6	160	95	360	2,921	82	518	2,321
68	44	—	28	16	380	3,447	98	585	2,764
78	88	—	49	39	410	4,254	95	797	3,362
88	80	—	53	27	440	3,430	83	632	2,715
98	568	11	166	391	470	3,009	68	567	2,374
104	141	1	69	71	500	2,699	61	547	2,091
110	182	1	136	45	530	2,213	53	406	1,754
118	449	—	394	55	560	1,702	25	320	1,357
126	580	3	532	45	590	1,319	16	328	975
134	376	2	327	47	620	984	15	193	776
142	229	1	200	28	650	767	18	167	582
150	807	10	523	274	680	566	20	130	416
160	279	8	208	63	710	571	6	158	407
170	493	6	254	233	750	464	12	114	338
180	821	24	421	376	790	311	14	108	189
190	511	13	327	171	830	247	7	89	151
200	1,662	37	847	778	880	257	4	116	137
220	1,571	37	714	820	930	190	3	72	115
240	1,984	65	696	1,223	980	182	9	59	114
260	2,502	83	858	1,561	1,030	129	1	50	78
280	2,429	99	636	1,694	1,090	119	2	55	62
300	3,629	135	769	2,725	1,150	87	1	31	55
320	2,476	92	557	1,827	1,210	528	7	284	237
340	2,656	67	541	2,048					

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

平成24年度末現在

標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)				標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)			
	合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他		合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他
総数	54,674	1,551	15,201	37,922					
58	289	7	183	99	360	3,107	101	616	2,390
68	24	—	15	9	380	3,388	125	590	2,673
78	73	2	30	41	410	4,233	136	696	3,401
88	85	3	53	29	440	3,447	106	615	2,726
98	612	9	191	412	470	2,877	59	503	2,315
104	135	2	77	56	500	2,720	63	508	2,149
110	154	—	106	48	530	2,081	55	360	1,666
118	539	—	478	61	560	1,635	30	304	1,301
126	500	1	453	46	590	1,275	23	284	968
134	351	1	302	48	620	991	18	242	731
142	235	2	197	36	650	727	15	178	534
150	832	8	555	269	680	626	18	133	475
160	232	4	169	59	710	546	4	128	414
170	436	6	216	214	750	500	9	135	356
180	831	23	389	419	790	360	9	122	229
190	467	17	265	185	830	214	4	86	124
200	1,552	41	710	801	880	198	5	82	111
220	1,553	47	697	809	930	181	7	67	107
240	2,040	74	671	1,295	980	179	3	68	108
260	2,470	95	797	1,578	1,030	148	—	67	81
280	2,392	116	629	1,647	1,090	124	3	50	71
300	3,568	123	735	2,710	1,150	94	2	48	44
320	2,390	91	495	1,804	1,210	645	8	359	278
340	2,618	76	547	1,995					

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/150.xls>

第150表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数 1,537,280 金額 25,267,471	1,507,285 24,850,841	1,467,960 23,131,916	1,451,840 22,750,092	1,438,911 22,118,926
被 保 険 者 分	件数 557,917 金額 13,076,260	548,024 13,059,266	528,771 11,370,975	517,714 10,618,875	512,273 10,165,779
診 療 費	件数 378,247 日数 800,294 金額 7,547,428	371,778 777,267 7,565,551	351,837 686,828 6,596,125	339,342 640,642 6,433,640	335,828 617,361 6,410,638
薬 剤 支 給	件数 150,560 枚数 184,434 金額 1,200,971	151,367 183,295 1,273,498	151,582 181,211 1,238,371	149,643 177,800 1,324,506	150,833 177,518 1,311,608
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給除く)	件数 9,597 回数 327,583 金額 177,558	9,408 318,344 170,050	7,365 226,861 115,155	6,837 208,410 105,885	6,799 195,482 97,460
訪 問 看 護 療 養 費	件数 43 日数 263 金額 2,560	41 259 2,537	40 242 2,334	39 181 1,790	46 150 1,519
入 院 時 食 事 療 養 ・ 生 活 療 養 費 (標準負担額差額支給)	件数 — 回数 — 金額 —	— — —	— — —	1 3 8	— — —
療 養 費	件数 14,967 金額 149,447	11,978 127,743	14,650 116,062	19,378 144,162	17,318 120,619
移 送 費	件数 15 金額 7,145	19 11,019	10 2,204	6 1,778	15 8,288
高 額 療 養 費	件数 898 金額 81,170	638 52,575	791 73,924	775 74,804	557 47,071
傷 病 手 当 金	件数 12,927 日数 418,846 金額 3,732,628	11,972 398,132 3,690,784	8,944 336,347 2,994,038	7,333 262,949 2,242,453	6,409 227,476 1,899,012
傷 病 手 当 金 (職務上)	件数 5,131 日数 165,199 金額 1,762,177	4,799 159,129 1,875,120	2,209 89,567 1,110,222	1,025 42,489 529,044	643 26,459 320,210
休 業 手 当 金	件数 ・ 日数 ・ 金額 ・	・ ・ ・	693 27,821 92,002	962 39,063 138,035	1,071 41,444 151,471
葬 祭 料	件数 243 金額 168,143	222 159,760	192 124,462	207 139,101	156 103,060
葬 祭 料 (職務上)	件数 48 金額 37,531	52 47,137	15 12,054	12 12,877	6 5,962
出 産 育 児 一 時 金	件数 11 金額 3,940	5 1,840	15 6,240	11 4,620	12 5,010
出 産 手 当 金	件数 6 日数 1,177 金額 5,270	4 1,043 3,909	17 1,516 10,057	17 769 8,095	28 1,562 10,022
被 扶 養 者 分	件数 900,407 金額 10,520,572	882,974 10,196,045	867,508 10,185,755	863,787 10,533,248	855,766 10,407,915
診 療 費	件数 609,892 日数 1,164,495 金額 8,133,337	597,577 1,115,553 7,880,580	575,478 1,069,541 7,752,362	567,018 1,038,707 7,960,465	560,385 1,007,937 7,930,402
薬 剤 支 給	件数 265,452 枚数 361,438 金額 1,505,965	264,926 353,731 1,558,431	267,479 357,425 1,549,676	267,275 354,879 1,650,556	269,128 352,889 1,655,122
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給除く)	件数 9,332 回数 320,915 金額 127,596	8,764 299,188 119,069	8,415 279,199 110,812	8,405 272,402 111,664	8,058 263,430 104,970

第2部 社会保障関係統計資料編

訪問看護療養費	件数	341	333	338	362	324
	日数	2,097	2,142	2,141	2,039	1,737
	金額	14,668	14,840	15,243	14,889	13,020
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	2	1	—	—	—
	回数	59	13	—	—	—
	金額	8	1	—	—	—
療養費	件数	21,835	17,856	21,645	26,752	23,920
	金額	124,658	101,505	123,280	142,605	123,911
移送費	件数	4	2	2	6	3
	金額	70	24	44	72	42
高額療養費	件数	1,573	1,160	1,303	1,039	755
	金額	114,735	75,256	88,215	67,789	41,165
家族葬祭料	件数	213	148	124	183	110
	金額	110,915	76,526	68,734	101,820	60,662
家族出産育児一時金	件数	1,095	971	1,139	1,152	1,141
	金額	388,620	369,813	477,390	483,390	478,620
高齢受給者分(一般)	件数	71,760	68,950	63,864	62,441	62,542
	金額	1,482,148	1,429,427	1,396,109	1,412,007	1,321,213
診療費	件数	48,617	46,417	42,258	41,008	40,853
	日数	125,579	117,561	109,004	103,331	96,987
	金額	1,206,808	1,154,826	1,141,859	1,144,481	1,067,096
薬剤支給	件数	23,106	22,503	21,594	21,393	21,671
	枚数	33,323	31,284	29,775	29,041	28,787
	金額	245,538	247,452	229,088	240,414	233,405
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,458	1,421	1,291	1,243	1,118
	回数	63,969	59,586	56,904	54,669	43,704
	金額	27,634	25,433	24,019	24,498	19,187
訪問看護療養費	件数	37	30	12	40	18
	日数	271	211	148	313	176
	金額	2,168	1,716	1,143	2,614	1,525
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	6,678	6,926	7,239	7,335	7,823
	金額	148,740	133,863	130,514	141,833	189,990
診療費	件数	4,584	4,692	4,859	4,960	5,229
	日数	10,648	10,288	10,099	10,403	11,679
	金額	126,039	108,878	105,761	116,490	162,819
薬剤支給	件数	2,094	2,234	2,380	2,375	2,594
	枚数	2,809	2,884	2,973	2,921	3,166
	金額	20,106	23,160	23,324	23,316	24,350
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	134	118	106	112	187
	回数	5,225	3,530	2,805	4,044	6,337
	金額	2,595	1,824	1,429	2,027	2,821
世帯合算高額療養費	件数	518	411	578	563	507
	金額	39,751	32,241	48,563	44,128	34,030

- (注) 1 「傷病手当金(職務上)」「葬祭料(職務上)」は、再掲である。
 2 被保険者分及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、高齢受給者分が含まれている。
 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」及び「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び回数は診療費の再掲であり、件数及び日数の合計には含まれていない。
 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
 5 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
 6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
 7 「傷病手当金(職務上)」の金額には、傷病手当特別支給金を含む。

資料：平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、
 平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/151.xls>

第151表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	
被 保 險 者 分	件数	378,247	371,778	351,837	339,342	335,828	
	日数	800,294	777,267	686,828	640,642	617,361	
	金額	7,547,428	7,565,551	6,596,125	6,433,640	6,410,638	
	一 般 診 療	件数	306,964	301,480	283,814	272,769	268,870
		日数	628,795	610,499	528,922	489,688	468,669
		金額	6,618,586	6,691,112	5,762,998	5,614,588	5,596,578
	入 院	件数	10,718	10,455	8,369	7,673	7,630
		日数	140,231	135,604	101,068	91,779	87,292
		金額	3,955,631	4,030,526	3,259,294	3,158,936	3,246,987
	入 院 外	件数	296,246	291,025	275,445	265,096	261,240
		日数	488,564	474,895	427,854	397,909	381,377
		金額	2,662,955	2,660,586	2,503,704	2,455,652	2,349,591
歯 科 診 療	件数	71,283	70,298	68,023	66,573	66,958	
	日数	171,499	166,768	157,906	150,954	148,692	
	金額	928,843	874,439	833,128	819,052	814,061	
被 扶 養 者 分	件数	609,892	597,577	575,478	567,018	560,385	
	日数	1,164,495	1,115,553	1,069,541	1,038,707	1,007,937	
	金額	8,133,337	7,880,580	7,752,362	7,960,465	7,930,402	
	一 般 診 療	件数	506,419	496,151	477,403	468,056	462,577
		日数	941,292	900,445	865,347	838,845	815,796
		金額	7,208,720	6,986,038	6,884,440	7,070,654	7,057,127
	入 院	件数	10,415	9,787	9,450	9,448	9,093
		日数	131,280	121,682	113,057	110,998	107,311
		金額	3,261,189	3,082,666	3,102,309	3,279,686	3,311,838
	入 院 外	件数	496,004	486,364	467,953	458,608	453,484
		日数	810,012	778,763	752,290	727,847	708,485
		金額	3,947,531	3,903,372	3,782,131	3,790,968	3,745,289
歯 科 診 療	件数	103,473	101,426	98,075	98,962	97,808	
	日数	223,203	215,108	204,194	199,862	192,141	
	金額	924,616	894,542	867,921	889,811	873,275	
高 齢 受 給 者 分 (一 般)	件数	48,617	46,417	42,258	41,008	40,853	
	日数	125,579	117,561	109,004	103,331	96,987	
	金額	1,206,808	1,154,826	1,141,859	1,144,481	1,067,096	
	一 般 診 療	件数	44,652	42,390	38,401	36,814	36,318
		日数	115,635	107,741	99,540	93,188	86,199
		金額	1,148,966	1,097,406	1,084,116	1,082,317	1,001,785
	入 院	件数	1,528	1,484	1,356	1,301	1,172
		日数	24,435	22,956	22,030	20,736	16,531
		金額	645,217	617,624	618,930	609,192	550,792
	入 院 外	件数	43,124	40,906	37,045	35,513	35,146
		日数	91,200	84,785	77,510	72,452	69,668
		金額	503,749	479,782	465,186	473,125	450,993
歯 科 診 療	件数	3,965	4,027	3,857	4,194	4,535	
	日数	9,944	9,820	9,464	10,143	10,788	
	金額	57,842	57,420	57,744	62,164	65,311	

高 齢 受 給 者 分 (一定以上所得者)	件数	4,584	4,692	4,859	4,960	5,229
	日数	10,648	10,288	10,099	10,403	11,679
	金額	126,039	108,878	105,761	116,490	162,819
一 般 診 療	件数	3,905	4,138	4,180	4,228	4,443
	日数	9,030	8,879	8,432	8,599	9,787
	金額	117,714	101,831	97,424	107,070	153,108
入 院	件数	153	126	113	122	209
	日数	2,271	1,474	1,231	1,574	2,790
	金額	78,008	53,090	54,608	64,946	109,462
入 院 外	件数	3,752	4,012	4,067	4,106	4,234
	日数	6,759	7,405	7,201	7,025	6,997
	金額	39,706	48,741	42,816	42,124	43,646
歯 科 診 療	件数	679	554	679	732	786
	日数	1,618	1,409	1,667	1,804	1,892
	金額	8,325	7,047	8,337	9,419	9,711

(注) 1 被保険者分及び被扶養者分は、高齢受給者分を除く。

2 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

資料：平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、
平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/152.xls>

第152表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	
《被保険者分》						
診 療 費	1000人当件数	6,125.28	6,146.35	5,923.76	5,836.21	5,840.06
	1 件当日数	2.12	2.09	1.95	1.89	1.84
	1 件当金額	19,954	20,350	18,748	18,959	19,089
	1 人当金額	122,222	125,076	111,057	110,650	111,481
一 般 診 療	1000人当件数	4,970.92	4,984.13	4,778.50	4,691.27	4,675.67
	1 件当日数	2.05	2.03	1.86	1.80	1.74
	1 件当金額	21,561	22,194	20,306	20,584	20,815
	1 人当金額	107,180	110,619	97,030	96,563	97,325
入 院	1000人当件数	173.57	172.85	140.91	131.96	132.69
	1 件当日数	13.08	12.97	12.08	11.96	11.44
	1 件当金額	369,064	385,512	389,448	411,695	425,555
	1 人当金額	64,057	66,634	54,876	54,329	56,465
入 院 外	1000人当件数	4,797.36	4,811.32	4,637.58	4,559.28	4,542.97
	1 件当日数	1.65	1.63	1.55	1.50	1.46
	1 件当金額	8,989	9,142	9,090	9,263	8,994
	1 人当金額	43,123	43,986	42,154	42,234	40,859
歯 科 診 療	1000人当件数	1,154.35	1,162.19	1,145.28	1,144.96	1,164.40
	1 件当日数	2.41	2.37	2.32	2.27	2.22
	1 件当金額	13,030	12,439	12,248	12,303	12,158
	1 人当金額	15,042	14,457	14,027	14,087	14,157
傷 病 手 当 金	1000人当件数	206.07	207.09	150.36	124.80	109.71
	1 人当日数	6.68	6.47	5.56	4.42	3.86
	1 件当金額	288,747	308,285	334,754	305,803	296,304
葬 祭 料	1000人当件数	3.87	3.98	3.26	3.50	2.66
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.10	0.07	0.28	0.29	0.48
	1 件当金額	878,312	977,275	591,574	476,165	357,945
《被扶養者分》						
診 療 費	1000人当件数	7,548.37	7,628.21	7,630.19	7,837.81	8,002.17
	1 件当日数	1.91	1.87	1.86	1.83	1.80
	1 件当金額	13,336	13,188	13,471	14,039	14,152
	1 人当金額	100,663	100,597	102,788	110,036	113,244
一 般 診 療	1000人当件数	6,267.72	6,333.47	6,329.84	6,469.87	6,605.51
	1 件当日数	1.86	1.81	1.81	1.79	1.76
	1 件当金額	14,235	14,080	14,421	15,106	15,256
	1 人当金額	89,219	89,178	91,280	97,737	100,774
入 院	1000人当件数	128.90	124.93	125.30	130.60	129.85
	1 件当日数	12.60	12.43	11.96	11.75	11.80
	1 件当金額	313,124	314,976	328,287	347,130	364,218
	1 人当金額	40,362	39,351	41,133	45,335	47,292
入 院 外	1000人当件数	6,138.83	6,208.55	6,204.53	6,339.28	6,475.64
	1 件当日数	1.63	1.60	1.61	1.59	1.56
	1 件当金額	7,959	8,026	8,082	8,266	8,259
	1 人当金額	48,857	49,827	50,147	52,402	53,482
歯 科 診 療	1000人当件数	1,280.64	1,294.73	1,300.36	1,367.94	1,396.68
	1 件当日数	2.16	2.12	2.08	2.02	1.96
	1 件当金額	8,936	8,820	8,850	8,991	8,928
	1 人当金額	11,444	11,419	11,508	12,300	12,470
家 族 葬 祭 料	1000人当件数	2.56	1.84	1.60	2.46	1.53

《高齢受給者分（一般）》							
診 療 費	1000人当件数	16,783.29	17,069.26	16,123.88	15,948.15	16,029.17	
	1件当日数	2.58	2.53	2.58	2.52	2.37	
	1件当金額	24,823	24,879	27,021	27,909	26,120	
	1人当金額	416,608	424,673	435,686	445,093	418,688	
入 院	1000人当件数	527.49	545.72	517.39	505.96	459.85	
	1件当日数	15.99	15.47	16.25	15.94	14.10	
	1件当金額	422,262	416,189	456,438	468,249	469,959	
	1人当金額	222,738	227,123	236,158	236,917	216,110	
入 院 外	1000人当件数	14,887.03	15,042.66	14,134.82	13,811.12	13,789.96	
	1件当日数	2.11	2.07	2.09	2.04	1.98	
	1件当金額	11,681	11,729	12,557	13,323	12,832	
	1人当金額	173,902	176,434	177,495	184,000	176,952	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,368.78	1,480.88	1,471.67	1,631.06	1,779.36	
	1件当日数	2.51	2.44	2.45	2.42	2.38	
	1件当金額	14,588	14,259	14,971	14,822	14,402	
	1人当金額	19,968	21,115	22,033	24,176	25,626	
《高齢受給者分（一定以上所得者）》							
診 療 費	1000人当件数	14,625.90	13,953.90	13,135.39	11,983.09	11,352.99	
	1件当日数	2.32	2.19	2.08	2.10	2.23	
	1件当金額	27,495	23,205	21,766	23,486	31,138	
	1人当金額	402,144	323,801	285,905	281,432	353,507	
入 院	1000人当件数	488.17	374.72	305.47	294.75	453.77	
	1件当日数	14.84	11.70	10.89	12.90	13.35	
	1件当金額	509,857	421,350	483,261	532,342	523,741	
	1人当金額	248,896	157,889	147,624	156,905	237,659	
入 院 外	1000人当件数	11,971.28	11,931.60	10,994.37	9,919.87	9,192.69	
	1件当日数	1.80	1.85	1.77	1.71	1.65	
	1件当金額	10,583	12,149	10,528	10,259	10,309	
	1人当金額	126,687	144,955	115,745	101,770	94,763	
歯 科 診 療	1000人当件数	2,166.45	1,647.58	1,835.55	1,768.47	1,706.53	
	1件当日数	2.38	2.54	2.46	2.46	2.41	
	1件当金額	12,260	12,720	12,278	12,868	12,355	
	1人当金額	26,561	20,958	22,536	22,757	21,085	

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人を含む総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 7 平成23年度の平均被保険者数：58,144人（70歳未満）、59,431人（総数）
 平成23年度の平均被扶養者数：72,344人（70歳未満）、74,260人（総数）
 平成23年度の平均加入者数：2,571人（高齢（一般））、414人（高齢（一定以上所得者））
 平成24年度の平均被保険者数：57,504人（70歳未満）、58,966人（総数）
 平成24年度の平均被扶養者数：70,029人（70歳未満）、71,813人（総数）
 平成24年度の平均加入者数：2,549人（高齢（一般））、416人（高齢（一定以上所得者））

資料：平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、
 平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/153.xls>

第153表 船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人 員	74	64	54	23	9
金 額	171,687	150,447	134,431	56,013	29,411
障 害 年 金 人 員	14	9	22	8	3
金 額	32,821	19,485	53,030	17,076	10,706
遺 族 年 金 人 員	60	55	32	15	6
金 額	138,866	130,962	81,401	38,938	18,706
合 計 (新 々 法) 人 員	・	—	—	3	4
金 額	・	—	—	7,093	2,812
障 害 年 金 (新 々 法) 人 員	・	—	—	1	—
金 額	・	—	—	4,765	—
遺 族 年 金 (新 々 法) 人 員	・	—	—	2	4
金 額	・	—	—	2,328	2,812

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人 員	2,246	2,289	2,311	2,305	2,276
金 額	4,712,903	4,805,619	4,806,643	4,828,070	4,774,718
障 害 年 金 人 員	527	527	533	532	527
金 額	1,138,328	1,135,764	1,135,915	1,138,914	1,128,651
遺 族 年 金 人 員	1,719	1,762	1,778	1,773	1,749
金 額	3,574,576	3,669,855	3,670,728	3,689,156	3,646,067
合 計 (新 々 法) 人 員	・	—	—	4	7
金 額	・	—	—	9,015	13,429
障 害 年 金 (新 々 法) 人 員	・	—	—	1	1
金 額	・	—	—	4,765	4,740
遺 族 年 金 (新 々 法) 人 員	・	—	—	3	6
金 額	・	—	—	4,249	8,689

(注) 1 船員保険は、雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年1月1日施行）により、船員保険の職務上年金部門・年金部門及び失業部門はそれぞれ労災保険及び失業保険に統合された。同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。

2 平成21年度以降の「障害年金」「遺族年金」は、新法によるものである。

3 平成22年1月以降の新法に基づく「障害年金」「遺族年金」は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給するものである。

4 新々法は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の上乗せとして支給するものである。

資料：平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、
平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/154.xls>

第154表 船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分			平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数		76	62	68	19	15
	金額		293,269	260,974	235,346	106,453	94,823
障 害 手 当 金	件数		65	51	64	17	11
	金額		178,643	169,210	195,164	76,670	54,839
遺 族 一 時 金	件数		9	11	3	—	3
	金額		99,043	91,764	22,182	—	23,443
そ の 他 の 一 時 金	件数		2	—	1	2	1
	金額		15,583	—	18,000	29,783	16,541
合 計 (新 々 法)	件数		・	—	5	17	29
	金額		・	—	1,664	7,974	24,873
障 害 手 当 金 (新 々 法)	件数		・	—	4	11	26
	金額		・	—	638	4,842	22,433
遺 族 一 時 金 (新 々 法)	件数		・	—	1	6	2
	金額		・	—	1,026	3,132	1,890
そ の 他 の 一 時 金 (新 々 法)	件数		・	—	—	—	1
	金額		・	—	—	—	550

(注) 1 船員保険は、雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年1月1日施行）により、船員保険の職務上年金部門・年金部門及び失業部門はそれぞれ労災保険及び失業保険に統合された。同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。

2 平成21年度以降の「障害手当金」「遺族一時金」「その他の一時金」は、新法によるものである。

3 平成22年1月以降の新法に基づく「障害手当金」「遺族一時金」「その他の一時金」は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給するものである。

4 新々法は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の上乗せとして支給するものである。

5 「その他の一時金」「その他の一時金（新々法）」は、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害前払一時金、遺族年金差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、

平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/155.xls>

第155表 船員保険年金部門（職務上）1人当り金額

(i) 年金

(単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
新 規 裁 定 分					
合 計	2,320,091	2,350,734	2,489,463	2,435,348	3,267,889
障 害 年 金	2,344,357	2,165,000	2,410,455	2,134,500	3,568,667
遺 族 年 金	2,314,428	2,381,127	2,543,781	2,595,867	3,117,667
合 計 (新 々 法)	.	—	—	2,364,333	703,000
障 害 年 金 (新 々 法)	.	—	—	4,765,000	—
遺 族 年 金 (新 々 法)	.	—	—	1,164,000	703,000
年 度 末 現 在					
合 計	2,098,354	2,099,440	2,079,897	2,094,607	2,097,855
障 害 年 金	2,160,013	2,155,150	2,131,173	2,140,816	2,141,653
遺 族 年 金	2,079,451	2,082,778	2,064,526	2,080,742	2,084,658
合 計 (新 々 法)	.	—	—	2,253,750	1,918,429
障 害 年 金 (新 々 法)	.	—	—	4,765,000	4,740,000
遺 族 年 金 (新 々 法)	.	—	—	1,416,333	1,448,167

(注) 平成21年度以降は年金受給権者状況より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：平成20年度は厚生労働省年金局調べ

(ii) 一時金

(単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	3,858,800	4,209,258	3,460,971	5,602,789	6,321,533
障 害 手 当 金	2,748,351	3,317,843	3,049,438	4,510,000	4,985,364
遺 族 一 時 金	11,004,800	8,342,182	7,394,000	—	7,814,333
そ の 他 の 一 時 金	7,791,402	—	18,000,000	14,891,500	16,541,000
合 計 (新 々 法)	.	—	332,800	469,059	857,690
障 害 手 当 金 (新 々 法)	.	—	159,500	440,182	862,808
遺 族 一 時 金 (新 々 法)	.	—	1,026,000	522,000	845,000
そ の 他 の 一 時 金 (新 々 法)	.	—	—	—	550,000

(注) 「その他の一時金」は、障害年金差額一時金、遺族年金差額一時金、障害差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、

平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/156.xls>

第156表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	18,780,189	47,956,646	48,033,999	47,371,875
保 険 料	16,390,365	35,910,506	35,459,055	35,378,945
船 員 保 険 分	15,599,430	32,773,969	32,087,497	31,875,347
介 護 保 険 分	790,934	3,136,537	3,371,559	3,503,597
国 庫 補 助 等	883,701	3,243,186	3,575,359	3,021,034
職 務 上 年 金 給 付 等 交 付 金	1,304,294	7,799,329	7,959,022	7,164,882
そ の 他 の 収 入	119,979	538,495	583,907	742,249
準 備 金 戻 入	81,851	465,130	456,655	1,064,765
支 出	14,617,149	45,849,959	44,669,180	45,935,638
保 険 給 付 費	7,818,683	27,628,934	27,032,980	26,552,058
現 物 給 付	5,835,593	19,084,905	19,244,961	19,239,711
現 金 給 付 等	1,983,090	8,544,029	7,788,019	7,312,347
抛 出 金 等	4,115,272	11,258,003	10,839,648	11,709,766
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,560,716	4,735,242	4,008,416	4,260,401
後 期 高 齢 者 支 援 金	2,142,196	5,575,919	5,636,995	6,155,004
老 人 保 健 抛 出 金	—	15,938	319	271
退 職 者 給 付 抛 出 金	410,956	930,904	1,193,919	1,294,090
病 床 転 換 支 援 金	1,404	—	—	—
介 護 納 付 金	1,066,648	3,229,189	3,265,970	3,311,996
業 務 経 理 ・ 一 般 管 理 費	1,598,023	3,510,821	3,251,230	3,188,546
そ の 他 の 支 出	18,523	223,012	279,351	1,173,272
差 引 収 支 過 不 足 額	4,163,040	2,106,687	3,364,819	1,436,237
準 備 金 残 高	35,264,864	36,906,420	39,814,584	40,186,056

(注) 平成21年度は、平成22年1月の制度改正があったことにより、平成22年1月から平成22年3月の収支である。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/158.xls>

12 雇用保険

第157表 雇用保険適用状況

区 分	平成21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《一般、高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》					
適 用 事 業 所 数	2,023,397	2,033,692	2,047,453	2,064,735	2,082,424
新 規 成 立	95,899	91,300	91,235	93,701	99,017
消 滅	94,939	82,688	79,228	78,173	83,394
被 保 険 者 数	37,506,941	38,238,727	38,575,931	38,912,667	39,496,459
資 格 取 得 者 数	572,083	615,030	616,127	626,521	642,343
資 格 喪 失 者 数	554,294	553,134	587,293	597,644	593,123
《日雇労働被保険者関係》					
被 保 険 者 数	23,301	20,767	19,796	19,124	18,603

(注)1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/160.xls>

第158表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
徴 収 決 定 済 額	1,809,157,156	2,356,420,946	2,493,802,060	2,187,414,997	2,172,136,332
収 納 済 歳 入 額	1,759,267,667	2,305,221,943	2,445,420,251	2,143,309,805	2,132,857,157
不 納 欠 損 額	4,705,377	6,756,620	5,134,096	5,545,804	5,250,439
収 納 未 済 歳 入 額	45,184,113	44,442,383	43,247,712	38,559,387	34,028,736
収 納 率 (%)	97.2	97.8	98.1	98.0	98.2
日本郵政公社より受入	425,795	422,012	442,847	451,053	452,978

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/161.xls>

第159表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成25年度末現在

区 分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	2,082,424	1,256,427	631,346	132,033	53,231	9,387
農 業、林 業	19,597	13,253	5,654	595	94	1
漁 業	3,433	2,221	1,060	133	16	3
鉱業、採石業、砂利採取業	2,564	1,227	1,142	164	28	3
建 設 業	314,389	212,611	91,861	8,048	1,647	222
製 造 業	293,559	143,482	104,241	30,655	12,995	2,186
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	2,070	960	633	245	146	86
情 報 通 信 業	56,278	31,974	16,702	4,878	2,239	485
運 輸 業、郵 便 業	77,227	26,903	33,785	11,551	4,360	628
卸 売 業、小 売 業	386,774	245,126	111,685	20,292	7,978	1,693
金 融 業、保 険 業	24,407	12,091	7,929	2,590	1,316	481
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	54,819	39,943	11,891	2,044	780	161
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	153,327	110,399	35,653	4,985	1,907	383
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	105,024	77,127	22,571	3,781	1,291	254
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娛 楽 業	89,230	61,973	21,496	4,441	1,167	153
教 育、学 習 支 援 業	33,970	16,400	13,250	2,990	1,078	252
医 療、福 祉	229,396	117,253	83,146	19,633	8,414	950
複 合 サ ー ビ ス 業	34,462	20,067	11,818	1,438	937	202
サ ー ビ ス 業	184,140	114,628	51,334	11,749	5,484	945
公 務	15,212	6,972	4,944	1,702	1,302	292
分 類 不 能	2,546	1,817	551	119	52	7
《被保険者数》						
合 計	39,496,459	2,120,203	7,044,172	6,912,562	10,715,471	12,704,051
農 業、林 業	125,215	20,920	58,664	29,261	15,840	530
漁 業	25,282	2,975	11,686	6,150	2,337	2,134
鉱業、採石業、砂利採取業	31,512	2,126	13,425	7,699	5,635	2,627
建 設 業	2,231,344	352,135	932,370	385,533	313,884	247,422
製 造 業	8,608,032	247,211	1,261,808	1,623,373	2,601,071	2,874,569
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	213,164	1,685	7,916	13,477	28,693	161,393
情 報 通 信 業	1,607,149	46,292	198,269	260,266	451,634	650,688
運 輸 業、郵 便 業	2,895,173	49,462	438,197	607,330	836,882	963,302
卸 売 業、小 売 業	7,110,814	403,511	1,216,611	1,048,438	1,620,971	2,821,283
金 融 業、保 険 業	1,391,623	19,468	107,534	133,281	317,107	814,233
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	692,471	59,507	127,302	105,215	155,779	244,668
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	1,687,649	175,772	365,503	255,913	388,237	502,224
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	1,189,216	110,797	240,791	193,967	249,409	394,252
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娛 楽 業	977,393	97,436	234,757	226,494	221,487	197,219
教 育、学 習 支 援 業	930,617	27,087	168,517	155,580	213,925	365,508
医 療、福 祉	4,780,415	251,499	922,791	1,064,666	1,659,198	882,261
複 合 サ ー ビ ス 業	615,119	46,722	99,877	73,312	219,364	175,844
サ ー ビ ス 業	3,604,204	190,898	572,857	621,425	1,115,941	1,103,083
公 務	744,015	11,984	58,955	94,843	287,170	291,063
分 類 不 能	36,052	2,716	6,342	6,339	10,907	9,748

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/162.xls>

第160表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成24年度 (2012)			25 (2013)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,572,808,553	—	—	1,492,482,455
I 一般求職者給付	—	—	943,218,558	—	—	835,857,385
基本手当	—	—	932,561,577	—	—	826,391,457
基本分	1,545,961	576,277	832,696,574	1,388,035	526,858	757,303,705
個別延長給付	222,030	52,733	61,958,520	154,174	35,008	41,191,212
訓練延長給付	76,478	19,807	30,778,207	69,989	18,141	27,847,057
広域延長給付	15,878	5,955	7,066,381	1	0	209
特例訓練給付	101	40	61,895	87	31	49,274
技能習得手当	—	—	7,266,412	—	—	6,295,234
受講手当	110,658	28,350	2,711,481	101,121	22,443	1,985,769
通所手当	110,723	36,339	4,554,931	102,128	34,193	4,309,465
寄宿手当	45	22	2,967	32	19	2,450
傷病手当	9,698	1,760	3,387,602	8,868	1,634	3,168,244
II 高年齢求職者給付	181,380	—	38,973,015	198,709	—	42,816,687
III 短期雇用特例 求職者給付	132,690	—	25,410,730	127,211	—	24,424,388
IV 就職促進給付	—	—	123,333,307	—	—	124,654,811
就業手当	13,512	36,019	1,524,730	11,488	31,340	1,327,653
再就職手当	387,438	—	120,621,223	395,401	—	121,904,758
常用就職支度金	10,481	—	1,127,811	11,982	—	1,379,787
移転費	443	—	53,342	349	—	40,370
広域求職活動費	131	—	6,201	59	—	2,243
V 雇用継続給付	435,255	—	433,099,883	446,202	—	456,331,990
高年齢雇用継続給付	188,726	—	174,502,765	180,330	—	173,355,454
基本給付金	188,496	—	174,434,418	180,134	—	173,296,883
再就職給付金	230	—	68,347	196	—	58,571
育児休業給付	237,441	—	256,676,405	256,764	—	281,072,650
基本給付金	237,383	—	256,643,390	256,752	—	281,069,434
職場復帰給付金	58	—	33,016	12	—	3,217
介護休業給付	9,088	—	1,920,712	9,108	—	1,903,887
VI 日雇求職者給付	—	—	8,773,060	—	—	8,397,194
普通給付	—	11,478	8,772,762	—	11,309	8,396,822
第1級	—	8,913	7,250,100	—	8,723	6,866,295
第2級	—	1,815	1,085,465	—	1,859	1,105,101
第3級	—	795	437,917	—	764	426,019
特例給付	1	0	298	1	0	372

(注) 1 給付額は決算値である。ただし「V雇用継続給付」については、暫定値である。

2 初回受給者数欄は、「II高年齢求職者給付」「III短期雇用特例求職者給付」「V雇用継続給付／職場復帰給付金、介護休業給付」については受給者数、「IV就職促進給付」については「就業手当」を除き支給人員数である。

3 「育児休業給付」は、平成22年4月1日以降の育児休業開始より、基本給付金と職場復帰給付金を統合し、「育児休業給付金」として全額育児休業中に支給している。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/163.xls>

第161表 一般求職者給付の状況

平成25年度

区 分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	1,665,847	699,893	965,954
受給者実人員(人)	562,035	246,906	315,130
基本手当基本分(人)	526,858	230,237	296,621
一般求職者給付支給総額(円)	836,051,270,522	423,189,796,037	412,861,474,485
基本手当支給総額(円)	826,585,342,540	418,478,375,236	408,106,967,304

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

平成25年度

基本手当所定給付日数分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,388,035	564,578	823,457	526,858	230,237	296,621	1,047,213	397,490	649,723
特定受給資格者	349,970	186,218	163,752	171,980	91,979	80,001	230,416	114,185	116,231
29歳以下	42,294	20,344	21,950	12,186	5,784	6,402	28,067	13,117	14,950
被保険者期間 1年未満(90日)	5,857	2,866	2,991	1,640	808	832	4,224	2,085	2,139
1～4年(90日)	26,188	12,511	13,677	7,147	3,391	3,756	17,578	8,265	9,313
5～9年(120日)	9,748	4,667	5,081	3,192	1,476	1,717	6,011	2,653	3,358
10年以上(180日)	501	300	201	207	110	97	254	114	140
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30～44歳	126,487	65,189	61,298	50,484	25,498	24,986	79,744	37,587	42,157
被保険者期間 1年未満(90日)	9,004	4,549	4,455	2,570	1,297	1,273	6,862	3,477	3,385
1～4年(90日)	47,544	22,321	25,223	13,304	6,165	7,140	34,314	15,791	18,523
5～9年(180日)	34,883	16,597	18,286	15,258	6,909	8,349	20,238	8,719	11,519
10～19年(210日)	5,786	3,175	2,611	2,766	1,349	1,417	2,961	1,264	1,697
10～19年(240日)	21,534	13,173	8,361	11,464	6,485	4,979	10,899	5,715	5,184
20年以上(240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上(270日)	7,736	5,374	2,362	5,123	3,293	1,830	4,470	2,621	1,849
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45～59歳	132,035	73,764	58,271	82,066	46,374	35,692	83,745	44,170	39,575
被保険者期間 1年未満(90日)	6,493	3,819	2,674	1,836	1,061	775	4,831	2,736	2,095
1～4年(180日)	36,500	18,672	17,828	16,591	8,161	8,429	23,397	11,234	12,163
5～9年(240日)	26,352	10,997	15,355	15,292	6,048	9,244	16,018	6,262	9,756
10～19年(270日)	23,839	9,952	13,887	14,943	5,725	9,218	13,668	5,025	8,643
20年以上(330日)	38,851	30,324	8,527	33,404	25,379	8,025	25,831	18,913	5,918
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	49,154	26,921	22,233	27,245	14,324	12,921	38,860	19,311	19,549
被保険者期間 1年未満(90日)	1,216	801	415	342	222	120	915	579	336
1～4年(150日)	9,720	5,705	4,015	4,027	2,276	1,751	7,150	3,849	3,301
5～9年(180日)	9,455	4,742	4,713	4,645	2,225	2,420	7,304	3,345	3,959
10～19年(210日)	11,679	4,211	7,468	6,864	2,276	4,589	9,731	3,008	6,723
20年以上(240日)	17,084	11,462	5,622	11,366	7,325	4,042	13,760	8,530	5,230
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/164.xls>

第162表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	3,317,875,180	2,779,239,909	2,711,855,595	2,352,166,391	2,399,160,562
徴収勘定より受入	1,760,494,034	2,309,369,828	2,412,714,701	2,104,036,801	2,168,424,561
一般会計より受入	589,513,500	71,004,000	145,620,366	154,455,617	166,235,759
運用収入	60,342,268	45,996,148	38,240,628	25,469,050	19,012,047
東日本大震災復興特別会計 より受入	.	.	.	10,432	250,807
積立金より受入	538,910,997	177,000,000	—	—	—
雇用安定資金より受入	225,906,438	—	—	—	.
雑収入	15,876,617	31,495,918	38,609,965	49,306,900	21,833,330
前年度繰越資金受入	126,831,326	144,265,202	41,040,266	17,591,853	5,255,058
独立行政法人納付金	—	108,813	35,629,670	1,295,738	18,149,001
支 出	3,127,291,774	2,488,893,976	2,411,761,791	2,243,800,340	2,123,717,762
中小企業退職金 共済等事業費	5,491,615	6,769,319	6,555,088	6,285,556	6,132,999
独立行政法人勤労者退職金 共済機構運営費	.	.	340,882	420,991	32,812
労使関係安定形成促進費	447,943	437,717	435,959	410,309	405,377
個別労働紛争対策費	627,117	702,927	744,326	698,012	729,119
職業紹介事業等実施費	59,361,365	60,409,614	60,855,545	59,523,755	59,710,394
地域雇用機会創出等対策費	700,916,146	381,087,022	311,067,566	171,601,001	109,091,338
高齢者等雇用安定・促進費	80,655,389	100,937,562	117,333,151	134,140,814	116,473,473
失業等給付費	1,980,506,363	1,661,646,310	1,654,323,885	1,577,052,430	1,497,082,230
就職支援法事業費	.	.	7,030,144	48,284,197	40,145,080
東日本大震災復興 就職支援法事業費	.	.	1,262,492	1,930,447	1,482,059
職業能力開発強化費	54,681,732	56,158,187	48,076,102	49,734,251	46,133,494
若年者等職業 能力開発支援費	9,912,404	5,802,039	461,703	257,228	192,247
障害者職業能力開発支援費	1,351,915	1,302,734	1,144,845	1,103,977	1,035,599
技能承継・振興推進費	1,565,990	729,300	690,599	609,376	3,739,829
男女均等雇用対策費	13,301,888	13,020,788	10,654,894	9,149,938	6,386,382
業務取扱費	93,561,755	93,568,585	87,289,750	83,130,042	88,562,583
施設整備費	3,681,052	3,928,053	2,676,212	1,986,579	2,985,345
独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構運営費等	16,944,273	13,811,268	6,433,349	.	.
独立行政法人高齢・ 障害者・求職者雇用 支援機構運営費等	.	.	42,806,714	69,688,987	68,859,677
独立行政法人 労働政策研究・ 研修機構運営費等	2,419,372	2,196,454	2,086,047	1,987,987	1,985,880
独立行政法人雇用・能力 開発機構運営費等	74,396,423	62,872,790	25,907,568	627,547	.
徴収勘定へ繰入	27,469,032	23,513,309	23,584,970	25,176,916	23,468,720
雇用安定資金へ繰入	—	—	—	—	49,083,125
収 支 差 引 残	190,583,406	290,345,934	300,093,805	108,366,050	275,442,800

(注) 1 「独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等」には、施設整備費を含む。

2 平成21年度の「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費等」には、施設整備費を含む。

3 平成23年度以降の「独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構運営費等」には、施設整備費を含む。

4 平成23年度以前の「独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等」には施設整備費を含み、平成24年度は施設整備費のみの計上である。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/165.xls>

13 労働者災害補償保険

第163表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
適用事業場数	2,632,696	2,621,343	2,622,356	2,627,669	2,645,473
新規加入	273,885	260,008	246,261	246,036	252,936
消滅	283,796	271,361	245,248	240,723	235,132
適用労働者数	52,418,376	52,788,681	52,487,983	52,741,870	53,236,873
新規加入	8,099,701	9,062,520	6,712,582	6,537,217	6,307,384
消滅	6,994,548	8,692,215	7,013,280	6,283,330	5,812,381

《業種別》

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
全 業 種	2,632,696 (52,418,376)	2,621,343 (52,788,681)	2,622,356 (52,487,983)	2,627,669 (52,741,870)	2,645,473 (53,236,873)
林 業	15,876 (69,132)	15,557 (71,399)	15,347 (76,010)	15,063 (71,428)	14,686 (69,415)
漁 業	4,119 (30,318)	4,027 (31,129)	3,938 (31,115)	3,852 (30,810)	3,777 (29,975)
鉱 業	3,749 (25,656)	3,529 (23,910)	3,368 (22,887)	3,247 (22,005)	3,165 (21,143)
建設事業	618,767 (4,540,764)	607,371 (4,325,276)	600,536 (4,356,689)	597,609 (4,309,215)	603,524 (4,423,771)
製造業	425,263 (9,340,569)	408,833 (9,140,117)	398,027 (8,746,528)	389,801 (8,682,559)	383,178 (8,649,913)
運輸業	73,729 (2,801,776)	73,252 (2,902,339)	72,900 (2,709,403)	72,581 (2,845,182)	72,696 (2,843,513)
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	2,120 (157,572)	2,106 (157,573)	2,124 (159,674)	2,094 (160,442)	2,109 (159,040)
その他の事業	1,489,073 (35,452,589)	1,501,705 (36,095,270)	1,521,027 (36,329,503)	1,538,440 (36,562,538)	1,557,459 (36,983,387)
船舶所有者の事業	・ ・	4,963 (38,668)	5,089 (56,174)	4,982 (57,691)	4,879 (56,716)

(注) ()は適用労働者数。

資料:厚生労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/166.xls>

第164表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数 5,289,791 金額 749,647,694	5,288,236 744,457,114	5,347,662 750,826,098	5,458,355 756,809,115	5,428,240 745,215,689
療養補償給付	件数 3,066,728 日数 61,922,311 金額 192,643,245	3,084,287 61,639,734 201,221,437	3,153,332 62,512,287 208,854,920	3,272,710 64,906,894 220,964,310	3,277,687 64,311,376 219,749,783
休業補償給付	件数 614,613 日数 18,819,528 金額 106,877,791	607,550 18,819,528 103,729,297	605,852 18,603,545 103,093,372	610,768 18,625,694 103,055,872	594,281 18,166,443 100,234,025
障害補償一時金	件数 21,813 金額 36,364,302	20,487 32,971,725	19,967 31,924,516	20,373 32,742,482	20,265 32,557,840
遺族補償一時金	件数 941 金額 7,903,034	895 6,965,731	1,348 9,823,851	981 8,019,434	923 7,229,001
葬 祭 料	件数 3,591 金額 2,510,153	3,621 2,519,381	5,509 3,478,127	3,552 2,499,550	3,317 2,308,575
介護補償給付	件数 55,650 金額 7,073,762	55,551 6,980,526	54,958 6,902,768	54,667 6,825,123	54,241 6,771,198
二次健康診断等給付	件数 25,731 金額 727,558	27,112 767,372	28,729 812,830	30,244 857,496	31,723 898,575
年金等給付	件数 1,500,724 金額 395,547,849	1,488,733 389,301,645	1,477,967 385,935,715	1,465,060 381,844,847	1,445,803 375,466,692
障害補償年金	件数 570,221 金額 150,024,216	567,141 147,230,151	562,947 145,000,721	557,345 143,308,734	551,025 141,214,121
遺族補償年金	件数 696,427 金額 201,354,327	698,491 199,073,340	704,171 200,064,936	707,014 199,565,323	704,724 198,171,365
傷病補償年金	件数 57,629 金額 26,170,991	55,580 24,814,546	52,565 23,198,497	49,439 21,827,839	46,060 20,163,928
傷病補償年金に係る 療養補償給付	件数 176,447 金額 17,998,314	167,521 18,183,608	158,284 17,671,561	151,262 17,142,951	143,994 15,917,279

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/167.xls>

第165表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）

(単位 千円)

区分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
徴収決定済額	872,775,247	812,982,189	851,933,166	811,958,365	823,410,255
収納済額	841,943,359	784,144,961	825,375,081	787,942,731	802,386,141
不納欠損額	3,011,296	3,989,588	3,164,594	3,280,290	2,818,379
収納未済入額	27,820,592	24,847,640	23,393,491	20,735,345	18,205,735
収納率(%)	96.47	96.45	96.88	97.04	97.44

資料：厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/168.xls>

第166表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 金額：円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
療 養 補 償 給 付 1件当日数	20.2	20.0	19.8	19.8	19.6
1日当金額	3,111	3,264	3,341	3,404	3,417
休 業 補 償 給 付 1件当日数	30.6	31.0	30.7	30.5	30.6
1日当金額	5,679	5,512	5,542	5,533	5,518
障 害 補 償 一 時 金 1件当金額	1,667,093	1,609,397	1,598,864	1,607,151	1,606,604
遺 族 補 償 一 時 金 1件当金額	8,398,548	7,782,940	7,287,723	8,174,755	7,832,071
葬 祭 料 1件当金額	699,012	695,769	631,354	703,702	695,983
介 護 補 償 給 付 1件当金額	127,112	125,660	125,601	124,849	124,835
平均給付基礎日額	9,465	9,186	9,236	9,222	9,196
1日当り療養費の平均 給付基礎日額に対する比 (%)	32.9	35.5	36.2	36.9	37.2

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/169.xls>

第167表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	1,201,435,786	1,138,623,218	1,160,972,815	1,116,556,370	1,149,196,487
徴収勘定より受入	842,490,577	784,768,940	810,055,189	745,199,314	792,897,091
一般会計より受入	401,069	370,628	332,842	317,336	277,090
未経過保険料受入	20,085,881	15,843,015	15,090,086	15,669,977	17,284,123
支払備金受入	184,822,549	180,576,081	178,428,459	179,770,306	179,195,418
運用収入	127,178,215	131,386,947	132,906,864	133,665,699	132,217,133
独立行政法人納付金	194,254	—	2,140,087	93,633	39,579
雑収入	24,309,363	22,316,719	21,092,578	40,781,362	25,947,339
前年度繰越資金受入	1,953,877	3,360,890	926,710	1,058,743	1,338,715
支 出	1,045,160,600	1,044,085,751	1,072,091,542	1,020,253,088	995,758,603
労働安全衛生対策費	24,516,876	21,047,928	20,366,583	15,438,364	15,286,679
保険給付費	749,647,694	744,457,177	750,826,098	756,809,115	745,215,689
業務取扱費等	43,615,715	43,995,459	44,283,628	43,407,410	45,293,148
社会復帰促進 等事業費	161,224,702	148,691,120	165,338,134	135,759,334	136,277,666
独立行政法人 運営費等	14,337,806	13,852,945	14,120,888	12,168,506	11,552,467
仕事生活調和推進費	1,181,968	1,123,127	1,004,997	920,178	708,638
中小企業退職金 共済等事業費	1,817,314	2,408,183	1,978,088	1,906,329	1,910,138
個別労働紛争対策費	627,942	699,097	744,123	697,971	731,573
職務上年金給付費等	3,246,932	18,789,347	18,384,879	17,351,066	15,808,159
徴収勘定へ繰入	44,943,650	49,021,369	55,044,124	35,794,815	22,974,447
収 支 差 引 残	156,275,186	94,537,468	88,881,273	96,303,283	153,437,884

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/170.xls>

14 公務災害補償

第168表 国家公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	13,400	9,754	8,498	8,585	8,166
療 養 補 償	8,566,946	8,150,217	7,334,041	7,226,200	6,982,900
休 業 補 償	2,221,114	1,717,245	1,563,988	1,585,730	1,565,513
傷 病 補 償 年 金	145,560	111,823	72,259	103,843	51,859
障 害 補 償 年 金	1,459,529	1,496,664	1,292,111	1,295,675	1,243,984
障 害 補 償 一 時 金	335,316	395,308	237,450	194,672	164,441
介 護 補 償 常 時	32,288	30,013	27,497	28,997	25,292
介 護 補 償 随 時	12,062	14,347	13,810	14,152	14,021
遺 族 補 償 年 金	3,646,973	3,748,111	3,469,597	3,469,009	3,371,158
遺 族 補 償 一 時 金	34,894	8,556	106,180	4,395	48,060
葬 祭 補 償	9,343	8,692	11,735	15,069	9,496
障 害 補 償 年 金	—	1	—	1	2
差 額 一 時 金	—	16,325	—	656	31,280
行 方 不 明 補 償	・	・	・	1	—
障 害 補 償 年 金	・	・	・	・	1
前 払 一 時 金	・	・	・	・	2,852

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/171.xls>

第169表 国家公務員災害補償1件当り金額

(単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
療 養 補 償	265,081	310,532	339,334	330,360	336,452
休 業 補 償	268,376	362,678	355,111	354,972	375,057
傷 病 補 償 年 金	3,732,315	3,494,464	3,141,715	4,720,144	3,457,247
障 害 補 償 年 金	2,606,302	2,611,978	2,311,469	2,342,993	2,249,519
障 害 補 償 一 時 金	1,325,359	1,296,091	1,502,847	1,390,515	1,149,935
介 護 補 償 常 時	807,196	789,826	763,804	783,697	722,641
介 護 補 償 随 時	344,617	387,760	354,111	362,875	350,518
遺 族 補 償 年 金	2,305,293	2,394,959	2,260,324	2,262,889	2,254,955
遺 族 補 償 一 時 金	8,723,500	8,556,000	15,168,570	4,395,000	9,611,952
葬 祭 補 償	778,549	965,730	902,695	941,810	863,310
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	—	16,325,211	—	655,950	15,640,027
行 方 不 明 補 償	・	・	・	2,132,836	—
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	・	・	・	・	2,851,520

(注) 平成22年度以降は、災害補償費支払状況より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/172.xls>

第170表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数 40,447 金額 19,826,141	件数 38,590 金額 19,930,551	件数 38,834 金額 19,940,041	件数 38,709 金額 20,090,637	件数 40,249 金額 21,253,694
療 養 補 償	件数 33,575 日数 478,824 金額 6,523,925	件数 31,783 日数 453,591 金額 6,452,038	件数 32,211 日数 454,213 金額 6,576,220	件数 32,013 日数 539,417 金額 6,612,875	件数 33,310 日数 448,377 金額 7,129,126
休 業 補 償	件数 1,852 日数 92,243 金額 826,492	件数 1,772 日数 87,149 金額 772,427	件数 1,555 日数 75,479 金額 683,461	件数 1,502 日数 70,071 金額 616,054	件数 1,570 日数 77,976 金額 691,241
傷 病 補 償 年 金	件数 43 金額 181,578	件数 47 金額 187,372	件数 37 金額 154,580	件数 40 金額 171,318	件数 32 金額 132,835
障 害 補 償 年 金	件数 1,264 金額 3,309,556	件数 1,258 金額 3,329,480	件数 1,255 金額 3,268,547	件数 1,244 金額 3,254,104	件数 1,227 金額 3,100,533
障 害 補 償 一 時 金	件数 296 金額 675,972	件数 326 金額 794,232	件数 342 金額 781,963	件数 310 金額 770,401	件数 325 金額 807,051
介 護 補 償	件数 137 金額 91,446	件数 134 金額 90,581	件数 138 金額 95,102	件数 132 金額 81,448	件数 130 金額 86,204
遺 族 補 償 年 金	件数 3,217 金額 8,099,447	件数 3,224 金額 8,194,203	件数 3,235 金額 8,192,815	件数 3,307 金額 8,281,759	件数 3,436 金額 8,800,392
遺 族 補 償 一 時 金	件数 4 金額 46,218	件数 6 金額 70,613	件数 13 金額 137,411	件数 17 金額 184,297	件数 17 金額 340,973
葬 祭 補 償	件数 56 金額 46,635	件数 39 金額 35,867	件数 47 金額 44,614	件数 144 金額 118,380	件数 202 金額 165,339
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 3 金額 24,873	件数 1 金額 3,737	件数 1 金額 5,327	— —	— —

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/173.xls>

第171表 地方公務員災害補償1件当り補償費

(単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
療 養 補 償	194,309	203,003	204,161	206,568	214,024
休 業 補 償	446,270	435,907	439,525	410,156	440,281
傷 病 補 償 年 金	4,222,748	3,986,639	4,177,839	4,282,944	4,151,099
障 害 補 償 年 金	2,618,320	2,646,645	2,604,420	2,615,839	2,526,922
障 害 補 償 一 時 金	2,283,688	2,436,295	2,286,442	2,485,164	2,483,234
介 護 補 償	667,489	675,976	689,144	617,031	663,107
遺 族 補 償 年 金	2,517,702	2,541,626	2,532,555	2,504,312	2,561,232
遺 族 補 償 一 時 金	11,554,401	11,768,870	10,570,109	10,841,008	20,057,241
葬 祭 補 償	832,763	919,668	949,231	822,086	818,508
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	8,291,078	3,737,090	5,326,524	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/174.xls>

15 介護保険

第172表 介護保険適用状況

年度末現在（単位 人）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
保 險 者 数	1,646	1,587	1,587	1,580	1,580
世 帯 数 (第1号被保険者のいる世帯)	20,209,103	20,628,806	20,828,430	21,320,509	22,060,225
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	28,317,370	28,917,121	29,110,053	29,779,321	30,938,431
65歳以上75歳未満	15,036,938	15,144,421	14,826,777	15,054,982	15,737,207
75歳以上 (再掲)	13,280,432	13,772,700	14,283,276	14,724,339	15,201,224
外国人被保険者	114,354	117,838	120,875	125,423	132,804
住所地特例被保険者	101,661	104,526	107,457	111,960	115,292
第2号被保険者数(万人)	4,240	4,233	4,263	4,299	4,275

(注) 「保険者数」とは、市町村（広域連合及び一部事務組合を含む）及び特別区の数である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/175.xls>

第173表 介護保険要介護（要支援）認定者数

平成24年度末現在（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 険 者 数	764,060	765,566	1,045,616	989,397	743,276	691,749	611,286	5,610,950
第1号被保険者数	751,030	744,238	1,020,244	955,953	721,746	673,602	590,271	5,457,084
65歳以上 75歳未満	106,140	107,005	122,818	124,834	84,094	71,807	69,011	685,709
75歳以上	644,890	637,233	897,426	831,119	637,652	601,795	521,260	4,771,375
第2号被保険者数	13,030	21,328	25,372	33,444	21,530	18,147	21,015	153,866

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/176.xls>

第174表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

区 分	総人口 (A)	計 (B)		要支援 1 (C)		要支援 2 (D)	
			(B/A)		(C/A)		(D/A)
総 数	128,057,352	5,974,193	4.7	832,540	0.7	814,507	0.6
65歳未満	97,835,244	174,554	0.2	15,457	0.0	24,659	0.0
65～70歳未満	8,210,173	256,547	3.1	36,950	0.5	39,875	0.5
70～75歳未満	6,963,302	482,656	6.9	82,862	1.2	75,737	1.1
75～80歳未満	5,941,013	870,396	14.7	160,115	2.7	138,172	2.3
80～85歳未満	4,336,264	1,418,157	32.7	250,321	5.8	221,348	5.1
85～90歳未満	2,432,588	1,516,966	62.4	204,805	8.4	207,296	8.5
90～95歳未満	1,021,707	909,212	89.0	71,226	7.0	90,264	8.8
95歳以上	340,638	345,705	101.5	10,804	3.2	17,156	5.0
男 性	62,327,737	1,852,550	3.0	246,800	0.4	220,391	0.4
65歳未満	49,286,531	98,982	0.2	8,382	0.0	13,020	0.0
65～70歳未満	3,921,774	135,428	3.5	16,872	0.4	18,045	0.5
70～75歳未満	3,225,503	219,391	6.8	28,823	0.9	27,141	0.8
75～80歳未満	2,582,940	326,076	12.6	45,235	1.8	38,834	1.5
80～85歳未満	1,692,584	440,499	26.0	66,092	3.9	52,685	3.1
85～90歳未満	744,222	399,538	53.7	57,684	7.8	47,574	6.4
90～95歳未満	241,799	179,843	74.4	20,374	8.4	19,216	7.9
95歳以上	61,590	52,793	85.7	3,338	5.4	3,876	6.3
女 性	65,729,615	4,121,643	6.3	585,740	0.9	594,116	0.9
65歳未満	48,548,713	75,572	0.2	7,075	0.0	11,639	0.0
65～70歳未満	4,288,399	121,119	2.8	20,078	0.5	21,830	0.5
70～75歳未満	3,737,799	263,265	7.0	54,039	1.4	48,596	1.3
75～80歳未満	3,358,073	544,320	16.2	114,880	3.4	99,338	3.0
80～85歳未満	2,643,680	977,658	37.0	184,229	7.0	168,663	6.4
85～90歳未満	1,688,366	1,117,428	66.2	147,121	8.7	159,722	9.5
90～95歳未満	779,908	729,369	93.5	50,852	6.5	71,048	9.1
95歳以上	279,048	292,912	105.0	7,466	2.7	13,280	4.8

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

3 「総数総人口」「男性総人口」「女性総人口」には、不詳人口を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成22年国勢調査」（平成22年10月1日現在）、人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/177.xls>

平成26年5月末現在（単位 人、％）

要介護1 (E)	(E/A)	要介護2 (F)	(F/A)	要介護3 (G)	(G/A)	要介護4 (H)	(H/A)	要介護5 (I)	(I/A)
29,325	0.0	38,047	0.0	24,369	0.0	20,519	0.0	22,178	0.0
45,821	0.6	47,948	0.6	31,749	0.4	27,315	0.3	26,889	0.3
88,492	1.3	84,636	1.2	56,795	0.8	48,761	0.7	45,373	0.7
168,388	2.8	143,684	2.4	97,992	1.6	86,089	1.4	75,956	1.3
285,977	6.6	232,199	5.4	162,274	3.7	143,424	3.3	122,614	2.8
307,208	12.6	268,824	11.1	200,034	8.2	180,175	7.4	148,624	6.1
164,017	16.1	172,591	16.9	147,223	14.4	145,781	14.3	118,110	11.6
42,963	12.6	60,978	17.9	65,743	19.3	80,241	23.6	67,820	19.9
367,257	0.6	359,719	0.6	264,112	0.4	219,441	0.4	174,830	0.3
17,273	0.0	22,027	0.0	14,600	0.0	11,668	0.0	12,012	0.0
24,552	0.6	27,266	0.7	18,856	0.5	15,465	0.4	14,372	0.4
41,183	1.3	43,675	1.4	30,767	1.0	25,390	0.8	22,412	0.7
64,278	2.5	62,659	2.4	45,285	1.8	37,956	1.5	31,829	1.2
90,739	5.4	81,733	4.8	60,041	3.5	49,900	2.9	39,309	2.3
83,777	11.3	75,349	10.1	55,855	7.5	46,011	6.2	33,288	4.5
36,477	15.1	35,855	14.8	28,367	11.7	23,678	9.8	15,876	6.6
8,978	14.6	11,155	18.1	10,341	16.8	9,373	15.2	5,732	9.3
764,934	1.2	689,188	1.0	522,067	0.8	512,864	0.8	452,734	0.7
12,052	0.0	16,020	0.0	9,769	0.0	8,851	0.0	10,166	0.0
21,269	0.5	20,682	0.5	12,893	0.3	11,850	0.3	12,517	0.3
47,309	1.3	40,961	1.1	26,028	0.7	23,371	0.6	22,961	0.6
104,110	3.1	81,025	2.4	52,707	1.6	48,133	1.4	44,127	1.3
195,238	7.4	150,466	5.7	102,233	3.9	93,524	3.5	83,305	3.2
223,431	13.2	193,475	11.5	144,179	8.5	134,164	7.9	115,336	6.8
127,540	16.4	136,736	17.5	118,856	15.2	122,103	15.7	102,234	13.1
33,985	12.2	49,823	17.9	55,402	19.9	70,868	25.4	62,088	22.2

第175表 介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成23年度 (2011)			24 (2012)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	38,286,417	37,043,869	1,242,548	40,553,600	39,316,886	1,236,714
予 防 給 付	10,673,193	10,433,483	239,710	11,324,597	11,078,812	245,785
要 支 援 1	4,808,616	4,735,202	73,414	5,056,393	4,979,914	76,479
要 支 援 2	5,864,577	5,698,281	166,296	6,268,204	6,098,898	169,306
介 護 給 付	27,613,224	26,610,386	1,002,838	29,232,003	28,238,074	990,929
経過的要介護	308	306	2	100	100	—
要 介 護 1	8,138,220	7,927,312	210,908	8,776,758	8,564,141	212,617
要 介 護 2	8,180,671	7,851,445	329,226	8,662,923	8,337,505	325,418
要 介 護 3	5,176,662	4,982,965	193,697	5,382,462	5,194,220	188,242
要 介 護 4	3,589,139	3,453,549	135,590	3,763,108	3,630,485	132,623
要 介 護 5	2,528,224	2,394,809	133,415	2,646,652	2,511,623	132,029

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/178.xls>

第176表 介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成23年度 (2011)			24 (2012)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	3,534,007	3,486,569	47,438	3,930,868	3,881,077	49,791
予 防 給 付	75,545	74,772	773	92,040	91,132	908
要 支 援 1	29,498	29,228	270	35,997	35,679	318
要 支 援 2	46,047	45,544	503	56,043	55,453	590
介 護 給 付	3,458,462	3,411,797	46,665	3,838,828	3,789,945	48,883
要 介 護 1	644,016	636,880	7,136	703,015	696,093	6,922
要 介 護 2	849,612	840,274	9,338	934,791	924,935	9,856
要 介 護 3	915,560	903,856	11,704	1,001,656	989,400	12,256
要 介 護 4	627,119	618,180	8,939	707,582	698,082	9,500
要 介 護 5	422,155	412,607	9,548	491,784	481,435	10,349

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/179.xls>

第177表 介護保険施設介護サービス受給者数

平成24年度累計(単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
合 計	29	23	565,926	1,224,774	2,176,044	3,177,107	3,344,241	10,488,144
介護老人福祉施設	3	4	166,886	478,145	1,141,765	1,825,539	1,980,704	5,593,046
第1号被保険者	3	4	164,970	473,061	1,130,699	1,809,145	1,956,394	5,534,276
第2号被保険者	—	—	1,916	5,084	11,066	16,394	24,310	58,770
介護老人保健施設	26	16	390,111	724,728	973,410	1,094,932	855,921	4,039,144
第1号被保険者	25	15	383,746	711,153	954,798	1,075,030	837,018	3,961,785
第2号被保険者	1	1	6,365	13,575	18,612	19,902	18,903	77,359
介護療養型医療施設	—	3	9,763	24,597	68,589	270,157	519,087	892,196
第1号被保険者	—	3	9,533	24,236	66,942	264,744	503,978	869,436
第2号被保険者	—	—	230	361	1,647	5,413	15,109	22,760

(注) 1 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を1人と計上しているため、3施設の合算と総数が一致しない。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/180.xls>

第178表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区 分	予防給付		経過的要介護	要介護1
	要支援1	要支援2		
《件数》				
合 計	11,344,400	15,438,971	△ 48	24,608,369
居宅介護 (介護予防)サービス	11,307,144	15,380,606	△ 48	23,317,802
地域密着型 (介護予防)サービス	37,231	58,334	—	716,634
施設介護サービス	25	31	—	573,933
《単位数》				
合 計	14,376,507	30,715,403	△ 125	101,948,594
居宅介護 (介護予防)サービス	14,206,112	30,089,134	△ 125	75,566,122
地域密着型 (介護予防)サービス	170,336	626,202	—	12,914,280
施設介護サービス	59	67	—	13,468,192
《費用額》				
合 計	157,883,009	325,374,457	△ 1,138	1,052,861,278
居宅介護 (介護予防)サービス	156,163,110	319,047,639	△ 1,138	784,915,128
地域密着型 (介護予防)サービス	1,719,307	6,326,144	—	131,032,008
施設介護サービス	592	674	—	136,914,142
《給付費》				
合 計	144,349,453	295,779,849	△ 1,069	958,555,527
居宅介護 (介護予防)サービス	142,800,558	290,078,463	△ 1,069	717,067,091
地域密着型 (介護予防)サービス	1,548,360	5,700,762	—	118,036,980
施設介護サービス	534	625	—	123,451,457

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/182.xls>

平成24年度累計（単位 件、千円、千単位数）

介護給付				合計
要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
28,302,445	20,813,395	17,440,049	14,731,739	132,679,320
26,108,409	17,583,497	13,492,401	10,845,107	118,034,918
953,845	1,025,184	726,249	505,702	4,023,179
1,240,191	2,204,714	3,221,399	3,380,930	10,621,223
146,592,025	167,048,677	182,198,153	179,516,610	822,395,843
95,784,392	84,162,974	71,540,947	61,033,796	432,383,353
19,819,702	23,940,765	17,636,932	12,625,089	87,733,307
30,987,930	58,944,938	93,020,273	105,857,724	302,279,183
1,509,124,006	1,712,138,670	1,863,394,752	1,833,228,228	8,454,003,262
992,326,675	869,178,238	738,795,688	629,673,204	4,490,098,543
201,296,882	243,263,544	179,157,808	128,366,725	891,162,418
315,500,449	599,696,888	945,441,257	1,075,188,299	3,072,742,301
1,369,568,080	1,550,122,046	1,684,117,012	1,655,922,745	7,658,413,642
903,763,085	790,376,117	670,509,788	570,705,160	4,085,299,193
181,317,195	219,109,167	161,350,518	115,672,060	802,735,041
284,487,800	540,636,763	852,256,706	969,545,524	2,770,379,408

第179表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）

(i) 件数

年度累計

区 分	平成23年度 (2011)			24 (2012)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	1,401,025	11,918,998	13,320,023	1,570,324	12,792,918	14,363,242
利用者負担第一段階	7,339	1,279,051	1,286,390	11,632	1,451,093	1,462,725
利用者負担第二段階	320,620	8,304,117	8,624,737	360,182	8,714,786	9,074,968
利用者負担第三段階	375,221	1,874,263	2,249,484	422,687	2,131,470	2,554,157
利用者負担第四段階	697,845	461,567	1,159,412	775,823	495,569	1,271,392

(ii) 給付額

年度累計（単位 千円）

区 分	平成23年度 (2011)			24 (2012)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	10,421,289	124,802,258	135,223,547	11,699,357	136,136,406	147,835,763
利用者負担第一段階	74,977	13,891,339	13,966,315	115,361	16,154,858	16,270,219
利用者負担第二段階	3,148,030	97,872,003	101,020,033	3,427,327	105,152,144	108,579,472
利用者負担第三段階	3,139,757	10,275,359	13,415,116	3,574,677	12,047,492	15,622,169
利用者負担第四段階	4,058,526	2,763,558	6,822,084	4,581,992	2,781,911	7,363,903

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/183.xls>

第180表 介護保険における保険料収納額

平成24年度（単位 千円）

区 分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合 計	1,768,232,669	1,741,061,684	1,756,883	4,726	27,166,250	4,451,524
特別徴収	1,559,936,013	1,559,936,004	1,567,766	—	—	1,844,843
普通徴収	208,296,656	181,125,680	189,117	4,726	27,166,250	2,606,682

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/184.xls>

第181表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	7,235,052,075	7,538,261,610	7,832,640,973	8,209,330,308	8,787,476,970
介護保険料	1,357,894,547	1,390,127,051	1,402,508,463	1,411,740,656	1,749,757,427
分担金及び負担金	3,737,969	3,673,064	3,764,068	3,870,413	3,885,486
使用料及び手数料	600,027	527,767	502,863	513,062	601,888
国庫支出金	1,608,031,004	1,638,607,748	1,724,946,603	1,837,113,326	1,945,755,227
介護給付費負担金	1,164,710,325	1,234,549,552	1,300,231,257	1,369,343,778	1,468,626,772
調整交付金	321,444,038	341,927,507	361,037,817	382,564,342	409,297,241
地域支援事業交付金	58,374,007	60,044,171	61,284,396	61,484,182	62,478,347
その他	63,502,634	2,086,519	2,393,132	23,721,023	5,352,867
支払基金交付金	2,028,035,835	2,084,415,836	2,207,151,602	2,307,847,792	2,393,873,251
都道府県支出金	993,546,479	1,054,167,960	1,110,340,913	1,164,207,245	1,284,539,116
相互財政安定化 事業交付金	212	—	—	—	—
財産収入	1,282,649	1,366,240	927,960	618,853	369,198
寄附金	4,471	1,686	1,573	62,644	7,478
繰入金	1,067,166,623	1,175,713,939	1,258,489,946	1,369,987,037	1,305,553,993
一般会計繰入金12.5%	801,997,591	857,326,301	904,291,465	951,972,778	1,014,534,459
その他	265,169,032	318,387,638	354,198,482	418,014,259	290,819,535
繰越金	166,741,401	179,999,167	114,734,566	96,160,647	94,913,749
市町村債	861,807	718,429	1,976,653	9,846,315	1,356,787
諸収入	7,149,051	8,942,721	7,295,763	7,362,318	7,063,370
支 出	7,046,869,014	7,417,417,383	7,731,757,603	8,111,040,538	8,654,528,487
総務費	209,218,016	202,710,692	204,234,313	214,633,394	204,852,746
保険給付費	6,428,573,663	6,883,889,418	7,264,541,377	7,641,785,442	8,139,265,697
介護サービス等諸費	5,717,612,487	6,122,661,829	6,449,348,444	6,784,631,512	7,218,038,474
介護予防 サービス等諸費	355,894,396	375,311,319	389,526,721	410,435,149	439,741,982
高額介護サービス等費	104,824,388	117,883,344	128,903,996	135,381,813	148,124,925
高額医療合算 介護サービス等費	・	3,984,508	20,185,854	16,983,252	19,156,914
特定入所者 介護サービス等費	239,671,916	253,061,564	265,255,142	281,493,640	302,741,054
市町村特別給付費	1,495,580	1,567,643	1,691,459	1,817,792	1,767,493
審査支払手数料	8,968,911	9,292,486	9,422,030	9,400,220	9,170,840
その他	105,985	126,724	207,731	1,642,064	524,014
地域支援事業	152,602,841	161,825,314	166,888,558	165,330,163	171,049,460
財政安定化基金拠出金	4,049,225	4,383	—	—	—
相互財政安定化 事業負担金	448	—	—	—	—
保健福祉事業費	485,239	517,669	449,026	413,190	699,113
基金積立金	159,703,377	83,071,302	39,097,561	32,537,707	78,040,068
公債費	18,572,389	3,242,222	1,514,364	1,396,908	4,365,401
予備費	19,397	10,146	6,856	—	—
諸支出金	73,644,421	82,146,235	55,025,548	54,943,735	56,256,001
歳入歳出差引残額(A)	188,183,060	120,844,227	100,883,370	98,289,770	132,948,483
うち基金繰入額	53,042,918	32,768,043	24,937,728	28,866,604	38,892,943
国庫支出金精算額等(B)	82,823,552	40,552,857	57,564,992	25,289,296	47,260,717
国庫支出金精算額等差引額 (A-B)	105,359,509	80,291,370	43,318,378	73,000,501	85,687,766
介護給付費準備基金保有額	404,964,779	442,630,135	396,163,347	284,815,391	312,269,781

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/185.xls>

第5節 高齢者保健(医療)福祉

1 総括

第182表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 (～平成29年度末)
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状が安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する要介護者	病状が安定期にあり、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者
指 定 基 準	居室(1人当たり10.65㎡以上) 医務室 機能訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 居室(個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室等	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 療養室(個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室等	病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 病室(個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室等
	医師(非常勤可) 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人 その他 生活相談員等	医師 1人 看護職員 10人 介護職員 24人 理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士 1人 介護支援専門員 1人 その他 支援相談員等	医師 3人 看護職員 18人 介護職員 18人 介護支援専門員 1人 その他 薬剤師・栄養士等
その他	・旧措置入所者に対する経過措置あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・地域密着型介護老人福祉施設あり(なお、サテライト型居住施設は、人員基準等を緩和)	・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・サテライト型、医療機関併設型、分館型には人員基準等の緩和あり	・短期入所療養介護等の「みなし指定」あり

(注) 1 人員基準については100人当たり。

2 サテライト型小規模介護老人保健施設：本体施設(老健又は病院若しくは診療所)と密接な連携。定員29人以下。

3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設：病院又は診療所に併設。定員29人以下。

4 分館型介護老人保健施設：東京都区部・市部、政令指定都市、過疎地域等に設置。基本型介護老人保健施設と一体として運営。

資料：厚生労働省老健局、保険局、医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/186.xls>

平成26年度

医療保険適用の療養病床	
医療保険	
主として長期にわたり療養の必要な患者	
病室（1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室 ※他に都道府県の条例で定める施設を有する必要あり	
廊下幅	
片廊下	1.8 m 以上
両廊下	2.7 m 以上
医師	3人
※医師及び歯科医師を除いた看護師その他の従業者については、都道府県の条例で定める。	
・介護老人保健施設等への転換を都道府県知事に届け出た病床については人員配置基準、設備基準上の緩和あり	

2 老人福祉

第183表 老人福祉施設の施設数及び在所有者数

各年10月1日現在

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総 数	9,236	8,421	4,858	4,827	4,962
施設数	145,173	140,989	136,230	136,029	137,421
養護老人ホーム	964	932	909	893	905
在所有者数	62,075	60,013	58,054	56,381	56,860
軽費老人ホーム	2,095	2,050	1,964	2,001	2,045
施設数	83,098	80,976	78,176	79,648	80,561
在所有者数	2,228	2,013	1,985	1,933	2,012
老人福祉センター	3,949	3,426
施設数					
老人介護支援センター					
施設数					

(注) 1 平成21～23年は調査の方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

3 平成24年は、基本票（行政情報から把握可能な項目）と詳細票（それ以外の項目）の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/187.xls>

第184表 介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所有者数

(i) 介護予防サービス

各年10月1日現在

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
介護予防居宅サービス事業所 (訪問系)					
介護予防訪問介護施設数	20,965	20,299	20,830	24,575	26,022
利用者数	337,897	334,523	338,554	367,997	383,175
介護予防訪問入浴介護施設数	1,826	1,841	1,837	1,925	1,871
利用者数	366	359	342	450	367
介護予防訪問看護ステーション施設数	5,092	5,010	5,103	5,846	6,314
利用者数	21,417	22,402	24,207	28,818	32,678
(通所系)					
介護予防通所介護施設数	21,632	22,023	23,481	28,509	31,635
利用者数	313,606	307,791	323,105	368,801	413,712
介護予防通所リハビリテーション施設数	6,017	5,753	5,829	6,138	6,216
利用者数	107,229	102,825	104,953	104,174	110,148
(その他)					
介護予防短期入所生活介護施設数	6,853	6,752	7,177	7,908	8,273
在所有者数	8,492	7,980	8,010	8,528	8,989
介護予防短期入所療養介護施設数	4,686	4,467	4,561	4,998	4,756
在所有者数	1,262	1,151	1,066	1,102	1,093
介護予防特定施設入居者生活介護施設数	2,791	2,822	2,991	3,416	3,672
在所有者数	19,450	18,217	18,969	21,092	23,007
介護予防福祉用具貸与施設数	5,361	5,145	5,169	6,045	6,287
利用者数	176,373	201,773	218,399	276,617	319,824
特定介護予防福祉用具販売施設数	5,567	5,304	5,326	6,183	6,407
介護予防地域密着型サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護施設数	2,861	2,879	2,989	3,417	3,484
利用者数	870	755	719	851	875
介護予防小規模多機能型居宅介護施設数	1,564	1,773	2,099	2,910	3,251
利用者数	3,220	3,647	4,150	5,635	6,707
介護予防認知症対応型共同生活介護施設数	8,904	8,643	9,144	10,275	10,457
在所有者数	880	1,251	1,285	749	769
介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)施設数	4,096	3,961	3,961	4,151	4,262
利用者数	773,975	762,032	804,596	873,593	936,552

(ii) 介護サービス

各年10月1日現在

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所					
(訪問系)					
訪 問 介 護 施 設 数	21,517	20,805	21,315	25,118	26,576
利用者数	754,478	744,482	742,880	817,080	870,987
訪 問 入 浴 介 護 施 設 数	2,033	2,021	2,002	2,103	2,033
利用者数	66,559	68,046	65,593	67,508	65,858
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 施 設 数	5,221	5,119	5,212	5,972	6,458
利用者数	292,244	297,346	316,583	360,805	385,951
(通所系)					
通 所 介 護 施 設 数	22,267	22,738	24,381	29,815	33,163
利用者数	964,579	963,475	1,018,651	1,140,565	1,223,344
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 施 設 数	6,152	5,877	5,948	6,428	6,407
利用者数	354,868	346,273	353,897	360,502	372,586
(その他)					
短 期 入 所 生 活 介 護 施 設 数	7,215	7,096	7,515	8,274	8,630
在所者数	263,459	269,106	279,812	292,758	298,002
短 期 入 所 療 養 介 護 施 設 数	4,857	4,633	4,726	5,142	4,925
在所者数	52,142	50,857	49,878	51,609	50,053
特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 施 設 数	2,944	2,974	3,165	3,628	3,914
在所者数	103,713	106,783	116,765	132,673	145,508
福 祉 用 具 貸 与 施 設 数	5,474	5,202	5,212	6,143	6,378
利用者数	841,520	825,687	872,197	1,080,763	1,164,717
特 定 福 祉 用 具 販 売 施 設 数	5,579	5,312	5,336	6,202	6,429
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所					
定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 施 設 数	・	・	・	61	228
利用者数	・	・	・	529	3,023
夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 施 設 数	75	98	103	146	139
利用者数	2,402	3,365	3,018	5,473	4,950
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 施 設 数	3,108	3,122	3,254	3,651	3,762
利用者数	52,581	50,862	53,634	54,381	55,754
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 施 設 数	1,917	2,113	2,486	3,371	3,730
利用者数	29,870	35,282	41,413	53,451	60,227
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 施 設 数	9,186	8,942	9,484	10,497	10,760
在所者数	130,199	127,858	136,188	149,559	153,744
地 域 密 着 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 施 設 数	112	133	152	222	238
在所者数	2,170	2,678	3,090	4,499	5,031
複 合 型 サ ー ビ ス 施 設 数	・	・	・	14	62
在所者数	・	・	・	243	968
地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 数	250	302	450	892	1,033
在所者数	6,138	7,557	11,435	22,902	26,780
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 施 設 数	27,961	27,158	27,705	31,600	32,956
利用者数	1,755,255	1,759,799	1,804,902	1,988,067	2,084,901
介 護 保 険 施 設					
介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 数	5,876	5,676	5,953	6,092	6,212
在所者数	408,622	396,356	420,827	429,415	439,737
介 護 老 人 保 健 施 設 施 設 数	3,463	3,382	3,533	3,710	3,683
在所者数	289,273	282,645	293,432	301,539	299,885
介 護 療 養 型 医 療 施 設 施 設 数	1,980	1,770	1,711	1,644	1,509
在所者数	82,007	73,405	71,377	67,531	60,429

(注) 1 「施設数」は、活動中の施設・事業所である。

2 「利用者数」は、9月中の利用者数である。ただし、次の事業所・施設の利用者・在所者は9月30日24時現在の数である。

介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護予防特定施設入所者生活介護、特定施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

3 複合サービスを行っている事業所は、各々に計上している。

4 「介護予防訪問看護ステーション」は、介護保険法の利用者と「要支援認定申請中」「その他」を含む。

5 「訪問看護ステーション」は、介護保険法・健康保険法の利用者と「要介護認定申請中」「その他」を含む。

6 「短期入所生活介護」には、空床利用型の事業所を含まない。

7 平成23年は、東日本大震災の被災地域（以下の市町村）に所在する施設・事業所（2,131施設・事業所）は調査を見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/188.xls>

第185表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

区 分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	195,700	110,001	85,699	11,336	6,636	4,700
平成23年10月1日現在	175,257	93,132	82,125	11,036	6,054	4,982
看 護 師	…	…	…	1,794	701	1,093
准 看 護 師	…	…	…	1,749	914	835
保 健 師	…	…	…	…	…	…
助 産 師	…	…	…	…	…	…
理 学 療 法 士	…	…	…	…	…	…
作 業 療 法 士	…	…	…	…	…	…
言 語 聴 覚 士	…	…	…	…	…	…
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	187,027	102,783	84,244	7,265	4,635	2,631
介 護 福 祉 士 (再 掲)	71,570	52,252	19,319	2,075	1,601	474
介 護 職 員 基 礎 研 修 課 程 修 了 者 (再 掲)	7,066	5,853	1,213	73	57	16
ホ ー ム ヘ ル パ ー 1 級 (再 掲)	8,780	5,922	2,859	123	78	45
ホ ー ム ヘ ル パ ー 2 級 (再 掲)	97,699	37,247	60,452	2,797	1,677	1,120
ホ ー ム ヘ ル パ ー 3 級 (再 掲)	—	—	—	—	—	—
オ ペ レ ー タ ー	…	…	…	…	…	…
面 接 相 談 員	…	…	…	…	…	…
そ の 他 の 職 員	8,673	7,218	1,454	527	387	141

(注) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

区 分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	207,893	117,754	90,140	11,079	6,309	4,770
平成24年10月1日現在	195,700	110,001	85,699	11,336	6,636	4,700
看 護 師	…	…	…	1,739	653	1,085
准 看 護 師	…	…	…	1,687	858	829
保 健 師	…	…	…	…	…	…
助 産 師	…	…	…	…	…	…
理 学 療 法 士	…	…	…	…	…	…
作 業 療 法 士	…	…	…	…	…	…
言 語 聴 覚 士	…	…	…	…	…	…
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	199,660	111,078	88,582	7,170	4,451	2,719
介 護 福 祉 士 (再 掲)	80,775	59,053	21,721	2,179	1,643	537
実 務 者 研 修 修 了 者 (再 掲)	2,304	1,824	480	49	38	12
旧 介 護 職 員 基 礎 研 修 課 程 修 了 者 (再 掲)	8,245	6,673	1,572	91	70	21
旧 ホ ー ム ヘ ル パ ー 1 級 研 修 課 程 修 了 者 (再 掲)	8,431	5,387	3,043	142	92	51
初 任 者 研 修 修 了 者 (再 掲)	97,782	36,490	61,292	2,497	1,419	1,079
オ ペ レ ー タ ー	…	…	…	…	…	…
面 接 相 談 員	…	…	…	…	…	…
そ の 他 の 職 員	8,234	6,676	1,558	484	348	136

(注) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

平成24年10月1日現在

(介護予防) 訪問看護ステーション			夜間対応型訪問介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
35,454	26,324	9,130	1,197	816	381
30,744	22,621	8,122	767	492	275
24,333	17,970	6,362
2,626	1,836	789
572	476	97
26	17	9
3,916	3,045	871
1,787	1,419	368
262	184	77
...	615	377	238
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	364	239	125
...	172	158	13
1,933	1,377	557	46	42	5

平成25年10月1日現在

(介護予防) 訪問看護ステーション			夜間対応型訪問介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
39,066	29,349	9,717	1,281	780	501
35,454	26,324	9,130	1,197	816	381
26,456	19,713	6,743
2,792	1,986	806
634	524	110
23	13	10
4,584	3,616	968
2,138	1,743	395
323	239	84
...	736	363	374
...	304	191	113
...	2	1	2
...	21	12	9
...	32	17	15
...	256	77	179
...	332	218	114
...	177	167	10
2,117	1,515	602	35	33	2

第2部 社会保障関係統計資料編

(ii) 通所介護

区 分	(介護予防) 通所介護			(介護予防)通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	263,528	177,320	86,208	38,590	32,122	6,468
平成23年10月1日現在	223,994	149,871	74,123	36,021	29,831	6,190
医 師	164	127	37	1,892	1,720	171
看 護 師	13,271	6,735	6,536	1,606	1,118	488
准 看 護 師	14,404	8,537	5,867	1,661	1,197	463
機 能 訓 練 指 導 員	21,686	13,848	7,838
理 学 療 法 士	1,981	1,492	489	3,533	3,255	278
作 業 療 法 士	1,077	831	246	2,412	2,236	176
言 語 聴 覚 士	134	82	51	394	339	55
柔 道 整 復 師	1,886	1,506	380
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	1,473	932	541
歯 科 衛 生 士	215	115	99	68	44	24
介 護 支 援 専 門 員
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	40,203	36,964	3,239
社 会 福 祉 士 (再 掲)	4,880	4,546	335
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	145,063	96,250	48,813	25,851	21,068	4,783
介 護 福 祉 士 (再 掲)	46,893	36,306	10,587	14,137	12,660	1,477
管 理 栄 養 士	937	798	139	940	922	19
栄 養 士	1,127	907	220	232	223	10
調 理 員	11,458	4,860	6,598
そ の 他 の 職 員	15,000	8,178	6,822

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 (介護予防) 短期入所生活介護には、空床利用型のみに従事者を含まない。
 3 (介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

区 分	(介護予防) 通所介護			(介護予防)通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	284,360	190,912	93,448	39,859	33,084	6,775
平成24年10月1日現在	263,528	177,320	86,208	38,590	32,122	6,468
医 師	167	125	42	1,961	1,773	189
看 護 師	14,342	7,139	7,202	1,647	1,141	506
准 看 護 師	15,221	8,909	6,312	1,645	1,166	480
機 能 訓 練 指 導 員	25,132	15,941	9,192
理 学 療 法 士	2,532	1,935	597	3,840	3,509	331
作 業 療 法 士	1,363	1,063	300	2,494	2,301	192
言 語 聴 覚 士	150	91	60	413	351	62
柔 道 整 復 師	2,620	2,132	488
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	1,669	1,068	601
歯 科 衛 生 士	215	110	105	73	53	20
介 護 支 援 専 門 員
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	44,575	40,672	3,903
社 会 福 祉 士 (再 掲)	5,044	4,677	366
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	154,866	102,791	52,075	26,476	21,511	4,966
介 護 福 祉 士 (再 掲)	50,390	38,955	11,435	14,900	13,228	1,672
管 理 栄 養 士	929	792	137	1,049	1,031	18
栄 養 士	1,094	850	244	261	249	12
調 理 員	11,762	4,811	6,951
そ の 他 の 職 員	16,057	8,772	7,286

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 (介護予防) 短期入所生活介護には、空床利用型のみに従事者を含まない。
 3 (介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

平成24年10月1日現在

(介護予防)通所リハビリテーション(医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護			(介護予防)特定施設入居者生活介護			(介護予防)認知症対応型通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
28,803	23,418	5,385	149,923	126,983	22,940	94,483	75,292	19,192	23,398	16,660	6,737
27,276	22,034	5,242	139,943	118,134	21,808	82,118	65,562	16,555	21,612	15,286	6,326
1,999	1,882	117	1,282	261	1,021	15	11	4
2,112	1,641	471	6,832	5,641	1,192	5,862	4,304	1,558	899	463	437
1,486	1,192	294	6,454	5,281	1,174	3,950	3,017	934	864	512	352
...	3,408	2,925	482	2,044	1,650	394	1,361	748	613
3,712	3,279	433	359	272	87	272	185	87	54	21	32
1,560	1,364	195	240	208	31	169	134	35	71	51	20
218	176	42	36	27	9	19	13	6	8	5	3
...	184	169	15	136	119	17	26	17	10
...	212	182	29	174	152	22	50	27	24
63	44	19	16	8	9
...	3,031	2,965	66	3,230	3,018	212
...	6,502	6,394	107	4,042	3,959	83	3,862	3,595	267
...	1,653	1,634	19	653	638	16	528	500	28
17,356	13,580	3,776	100,970	87,335	13,635	63,423	51,803	11,620	14,327	10,170	4,158
8,074	7,047	1,027	49,464	46,269	3,195	19,785	17,718	2,067	5,380	4,323	1,057
209	186	23	2,722	2,662	60	111	100	12
88	73	15	1,384	1,279	105	83	68	14
...	7,433	5,395	2,038	696	282	414
...	9,906	6,845	3,060	11,932	7,540	4,392	1,164	704	460

平成25年10月1日現在

(介護予防)通所リハビリテーション(医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護			(介護予防)特定施設入居者生活介護			(介護予防)認知症対応型通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
29,614	24,039	5,575	159,717	135,040	24,677	101,643	80,272	21,371	24,712	17,259	7,453
28,803	23,418	5,385	149,923	126,983	22,940	94,483	75,292	19,192	23,398	16,660	6,737
1,991	1,864	127	1,329	251	1,078	12	6	5
2,147	1,676	471	7,497	6,079	1,418	6,391	4,589	1,804	886	452	434
1,445	1,156	289	6,878	5,576	1,302	4,236	3,245	991	828	464	365
...	3,638	3,115	523	2,195	1,797	399	1,450	736	715
4,181	3,728	454	412	323	89	313	229	84	66	30	36
1,622	1,423	199	267	232	35	167	133	34	70	47	23
252	213	40	45	39	6	17	9	8	8	5	3
...	178	160	18	172	158	14	30	19	11
...	240	203	37	195	167	28	54	29	24
57	39	18	13	5	8
...	3,256	3,183	73	3,430	3,197	233
...	7,000	6,866	135	4,341	4,254	86	4,030	3,725	305
...	1,733	1,703	30	621	611	10	446	462	24
17,597	13,670	3,927	107,557	93,194	14,363	68,197	55,443	12,753	15,428	10,718	4,710
8,487	7,365	1,122	54,455	50,853	3,603	22,556	20,162	2,393	5,913	4,717	1,197
219	191	28	2,826	2,750	77	103	92	11
102	78	24	1,433	1,317	116	62	48	15
...	7,842	5,645	2,197	699	274	425
...	10,461	7,065	3,395	12,855	7,750	5,105	1,201	741	460

第2部 社会保障関係統計資料編

(iii) 居宅介護等

区 分	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護			(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護			(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	138,134	113,791	24,343	37,078	28,726	8,352	27,384	25,716	1,668
平成23年10月1日現在	122,859	100,727	22,131	27,711	21,424	6,287	22,626	21,220	1,406
看 護 師	1,524	1,059	465
准 看 護 師	1,682	1,270	412
保 健 師
機 能 訓 練 指 導 員
専 門 職 員
社会福祉主事(再掲)
介護支援専門員	10,542	9,659	883	2,290	2,053	237
生活相談員・支援相談員
社会福祉士
介護職員(訪問介護員)	121,671	99,349	22,323	29,987	23,285	6,702
介護福祉士(再掲)	37,741	34,360	3,382	9,824	8,699	1,124
看護師(再掲)	1,875	1,146	729
准看護師(再掲)	1,966	1,488	478
福祉用具専門相談員	22,319	21,133	1,186
その他の職員	5,921	4,784	1,137	1,594	1,058	536	5,065	4,583	482

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型特定施設入居者生活保護の「社会福祉士」は、「生活相談員・支援相談員」の再掲である。
 3 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の「看護師」「保健師」「介護支援専門員」「社会福祉士」は、「専門職員」の再掲である。

区 分	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護			(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護			(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	141,154	116,060	25,094	41,463	31,730	9,733	28,225	26,477	1,748
平成24年10月1日現在	138,134	113,791	24,343	37,078	28,726	8,352	27,384	25,716	1,668
看 護 師	1,700	1,185	515
准 看 護 師	1,826	1,360	466
保 健 師
機 能 訓 練 指 導 員
専 門 職 員
社会福祉主事(再掲)
介護支援専門員	10,542	9,643	900	2,541	2,269	272
生活相談員・支援相談員
社会福祉士
介護職員(訪問介護員)	124,824	101,683	23,141	33,652	25,791	7,861
介護福祉士(再掲)	41,119	37,317	3,801	11,583	10,169	1,415
看護師(再掲)	1,909	1,151	758
准看護師(再掲)	1,783	1,324	458
福祉用具専門相談員	22,815	21,632	1,182
その他の職員	5,788	4,734	1,053	1,744	1,126	618	5,410	4,845	565

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型特定施設入居者生活保護の「社会福祉士」は、「生活相談員・支援相談員」の再掲である。
 3 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の「看護師」「保健師」「介護支援専門員」「社会福祉士」は、「専門職員」の再掲である。

平成24年10月1日現在

地域密着型特定施設入居者生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
3,263	2,756	506	22,225	19,910	2,315	82,794	75,668	7,127
2,307	1,975	332	21,193	18,939	2,254	73,484	67,365	6,483
152	121	31	2,535	2,319	216
153	125	28
...	3,180	3,049	131
105	89	16
...	19,862	18,035	1,828
...	417	392	24
136	126	10	8,500	7,291	1,209	77,661	71,566	6,095
177	174	3
29	28	1	5,231	4,984	247
2,291	1,953	338
747	695	52
...
...
...
249	168	81	2,363	1,876	487	5,133	4,102	1,032

平成25年10月1日現在

地域密着型特定施設入居者生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
3,653	3,072	581	23,156	20,791	2,365	86,947	79,598	7,349
3,263	2,756	506	22,225	19,910	2,315	82,794	75,668	7,127
176	140	36	2,492	2,291	201
160	125	35
...	3,218	3,096	122
128	105	23
...	20,627	18,739	1,888
...	342	307	36
146	138	8	9,072	7,791	1,281	81,780	75,414	6,366
187	182	5
21	21	1	5,502	5,254	248
2,582	2,185	397
875	808	67
...
...
...
275	196	78	2,530	2,053	477	5,167	4,183	983

(iv) 施設等

区 分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	19,583	17,216	2,367	287,016	245,314	41,702
平成23年10月1日現在	9,744	8,572	1,172	280,180	239,518	40,662
施 設 長	587	585	2	4,831	4,823	8
医 師	137	19	118	1,359	225	1,134
歯 科 医 師	12	1	10	80	19	61
薬 剤 師
看 護 師	863	746	116	12,682	10,487	2,195
准 看 護 師	708	603	105	11,831	9,891	1,940
機 能 訓 練 指 導 員	425	372	53	4,775	4,296	479
理 学 療 法 士	26	21	5	613	480	133
作 業 療 法 士	30	27	2	440	393	47
言 語 聴 覚 士	3	2	1	50	38	12
柔 道 整 復 師	19	18	1	264	245	19
あん摩マッサージ指圧師	8	7	1	511	465	46
精 神 保 健 福 祉 士 等
介 護 支 援 専 門 員	652	636	16	7,438	7,291	147
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	802	796	6	8,287	8,206	81
社 会 福 祉 士 (再 掲)	237	235	2	2,587	2,564	23
障 害 者 生 活 支 援 員	2	2	—	40	37	3
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	13,075	11,659	1,417	192,566	167,452	25,114
介 護 福 祉 士 (再 掲)	5,814	5,516	299	101,883	95,653	6,231
管 理 栄 養 士	434	424	9	5,269	5,199	70
栄 養 士	230	219	10	1,739	1,677	62
歯 科 衛 生 士	12	7	4	172	101	72
調 理 員	768	516	252	13,702	10,427	3,275
そ の 他 の 職 員	878	632	246	22,243	15,182	7,061

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。
 3 「看護師」には、保健師を含む。
 4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

平成24年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
198,419	178,109	20,310	56,140	51,030	5,110
191,398	171,567	19,831	58,667	53,380	5,287
...
3,921	3,366	556	3,969	2,895	1,075
16	8	8	50	37	13
987	372	615	1,447	1,312	135
17,336	14,742	2,594	9,397	8,471	926
19,955	17,576	2,379	10,322	9,349	972
...
5,806	5,405	401	2,401	2,334	67
4,645	4,343	302	1,250	1,226	24
800	695	105	528	510	18
...
...
...	130	128	2
5,725	5,588	137	1,783	1,727	56
6,076	6,004	72
2,505	2,480	25
...
107,904	99,217	8,687	23,001	21,252	1,749
64,197	61,578	2,619	8,847	8,594	253
3,732	3,678	55	1,277	1,241	36
990	949	41	475	458	17
209	143	67	110	90	20
6,275	4,984	1,292
14,042	11,040	3,002

区 分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	22,903	20,196	2,707	295,115	252,098	43,017
平成24年10月1日現在	19,583	17,216	2,367	287,016	245,314	41,702
施 設 長	685	682	4	4,936	4,933	4
医 師	150	16	135	1,351	211	1,141
歯 科 医 師	13	2	11	79	12	68
薬 剤 師
看 護 師	1,016	871	145	13,208	10,770	2,438
准 看 護 師	811	679	132	11,957	9,852	2,104
機 能 訓 練 指 導 員	509	442	67	4,990	4,476	514
理 学 療 法 士	35	30	5	684	558	126
作 業 療 法 士	30	25	5	498	444	53
言 語 聴 覚 士	7	7	0	55	44	11
柔 道 整 復 師	25	24	1	299	281	18
あん摩マッサージ指圧師	13	12	1	500	447	52
精 神 保 健 福 祉 士 等
介 護 支 援 専 門 員	770	748	22	7,699	7,536	163
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	927	918	9	8,560	8,456	104
社 会 福 祉 士 (再 掲)	253	251	2	2,583	2,558	24
障 害 者 生 活 支 援 員	5	5	—	44	39	5
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	15,352	13,741	1,611	198,766	173,233	25,533
介 護 福 祉 士 (再 掲)	7,128	6,737	391	107,832	101,095	6,737
管 理 栄 養 士	515	501	14	5,412	5,340	72
栄 養 士	251	237	14	1,701	1,647	54
歯 科 衛 生 士	10	6	4	188	108	81
調 理 員	847	622	226	13,587	10,298	3,289
そ の 他 の 職 員	1,042	728	314	22,636	15,189	7,447

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。
 3 「看護師」には、保健師を含む。
 4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/189.xls>

平成25年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
197,676	176,357	21,319	51,802	46,970	4,832
198,419	178,109	20,310	56,140	51,030	5,110
...
3,928	3,338	590	3,780	2,720	1,060
18	8	10	55	43	12
989	370	619	1,334	1,207	127
17,677	14,898	2,779	8,906	8,029	877
19,368	16,867	2,501	9,344	8,440	904
...
6,095	5,645	450	2,374	2,308	66
4,675	4,353	322	1,153	1,131	22
823	719	104	511	493	18
...
...
...	138	135	3
5,697	5,551	145	1,597	1,539	59
6,081	5,998	83
2,439	2,412	28
...
107,310	98,211	9,099	20,866	19,245	1,621
64,855	62,040	2,815	8,337	8,101	236
3,762	3,710	53	1,225	1,193	33
939	895	44	389	374	15
225	146	78	131	113	18
6,197	4,960	1,237
13,891	10,686	3,206

第186表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成25年（単位 千人）

区 分	手助けや見守りを要する者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不 詳
総 数	6,340	2,369	1,973	713	536	748
6 ～ 39 歳	570	277	163	21	32	77
40 ～ 64 歳	748	365	166	56	41	120
65 ～ 69 歳	376	160	95	40	25	55
70 ～ 74 歳	593	254	152	64	38	85
75 ～ 79 歳	882	355	251	89	70	116
80 ～ 84 歳	1,228	464	401	134	102	126
85 ～ 89 歳	1,147	348	432	161	103	103
90 歳 以上	795	147	312	147	123	66
（再掲）65歳以上	5,022	1,728	1,644	637	462	551
（再掲）75歳以上	4,053	1,314	1,397	532	398	411
（再掲）80歳以上	3,171	959	1,146	442	328	295
男 総 数	2,533	1,052	700	256	219	306
6 ～ 39 歳	327	170	100	7	18	32
40 ～ 64 歳	388	204	82	28	21	53
65 ～ 69 歳	207	90	51	23	14	28
70 ～ 74 歳	280	117	67	33	23	40
75 ～ 79 歳	367	145	96	39	36	51
80 ～ 84 歳	455	168	131	52	51	52
85 ～ 89 歳	343	118	109	43	39	34
90 歳 以上	167	39	64	30	16	17
（再掲）65歳以上	1,818	678	518	221	179	221
（再掲）75歳以上	1,331	471	400	164	142	154
（再掲）80歳以上	965	326	304	126	106	103
女 総 数	3,807	1,317	1,273	457	317	443
6 ～ 39 歳	243	106	63	14	14	45
40 ～ 64 歳	360	161	84	28	20	67
65 ～ 69 歳	170	70	44	17	11	27
70 ～ 74 歳	312	137	84	31	15	45
75 ～ 79 歳	515	209	155	51	34	66
80 ～ 84 歳	773	296	270	82	51	74
85 ～ 89 歳	804	230	323	118	64	69
90 歳 以上	629	107	248	117	107	49
（再掲）65歳以上	3,203	1,049	1,126	416	283	330
（再掲）75歳以上	2,721	843	997	368	256	257
（再掲）80歳以上	2,206	634	842	317	222	192

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/190.xls>

第187表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成25年(単位 千人)

区 分	世帯人員数	手助けや見守りを要する者の数	手助けや見守りを要する者率 (人口千対)
総 数	125,705	6,340	50.4
6 ～ 39 歳	44,985	570	12.7
40 ～ 64 歳	42,698	748	17.5
65 ～ 69 歳	8,654	376	43.4
70 ～ 74 歳	7,563	593	78.4
75 ～ 79 歳	6,277	882	140.5
80 ～ 84 歳	4,749	1,228	258.6
85 歳 以 上	4,528	1,942	428.9
(再掲) 65歳以上	31,771	5,022	158.1
男 総 数	61,183	2,533	41.4
6 ～ 39 歳	22,980	327	14.2
40 ～ 64 歳	21,358	388	18.2
65 ～ 69 歳	4,161	207	49.7
70 ～ 74 歳	3,521	280	79.5
75 ～ 79 歳	2,763	367	132.8
80 ～ 84 歳	1,883	455	241.6
85 歳 以 上	1,316	510	387.5
(再掲) 65歳以上	13,644	1,818	133.2
女 総 数	64,518	3,807	59.0
6 ～ 39 歳	22,004	243	11.0
40 ～ 64 歳	21,340	360	16.9
65 ～ 69 歳	4,493	170	37.8
70 ～ 74 歳	4,041	312	77.2
75 ～ 79 歳	3,515	515	146.5
80 ～ 84 歳	2,866	773	269.7
85 歳 以 上	3,209	1,433	446.6
(再掲) 65歳以上	18,124	3,203	176.7

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

4 「手助けや見守りを要する者率」は、「世帯人員数」「手助けや見守りを要する者の数」より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：「世帯人員数」は、総務省統計局「国勢調査」

「手助けや見守りを要する者の数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/191.xls>

3 後期高齢者医療

第188表 後期高齢者医療被保険者数

(単位 人)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
被 保 険 者 数	13,193,766	13,615,897	14,059,915	14,483,835	14,904,992
75 歳 以 上 の 者	12,674,099	13,142,832	13,622,057	14,078,942	14,521,138
65 歳 以 上 75 歳 未 満 の 障 害 認 定 者	519,667	473,065	437,857	404,893	383,853

- (注) 1 後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者医療事業状況報告を集計したものである。
 2 各年度における各月末平均である。
 3 平成20年度は、平成20年3月末老人医療受給対象者数と平成20年4月～平成21年2月の各月末の後期高齢者医療被保険者数の平均である。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/192.xls>

第189表 後期高齢者医療費の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総 数	380,018,846	393,403,218	404,737,405	422,769,152	441,235,446
金 額	11,414,528,468	12,010,830,691	12,721,335,977	13,299,145,862	13,704,425,633
診 療 費	247,418,064	257,228,809	259,901,162	269,284,136	279,438,641
金 額	9,155,843,120	9,567,198,641	10,162,963,461	10,540,878,446	10,875,102,491
調 剤	119,095,255	126,554,921	134,380,289	142,020,428	149,629,826
金 額	1,703,522,363	1,871,659,603	1,963,072,688	2,148,863,631	2,211,104,779
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	10,948,610	11,183,499	11,609,281	11,758,046	11,882,401
金 額	384,972,985	391,367,220	401,488,417	402,880,094	401,195,413
訪 問 看 護	345,036	369,834	400,987	428,275	475,018
金 額	26,366,674	28,918,566	31,817,789	34,058,341	40,355,166
療 養 費 等	13,160,502	9,249,654	10,054,967	11,036,313	11,691,961
金 額	143,824,313	151,686,661	161,993,622	172,465,350	176,667,785
老 人 保 健 施 設 療 養 費	△ 11	—	—	—	—
金 額	△ 989	—	—	—	—
1人当り老人医療費 (円)	865,146	882,118	904,795	918,206	919,452

- (注) 1 後期高齢者医療による被保険者に係るものである。
 2 平成20年度より後期高齢者医療に制度変更があった関係で、項目区分名が変更になっている。「調剤」は平成19年度以前は「薬剤支給」、「食事療養・生活療養」は平成19年度以前は「入院時食事療養・入院時生活療養費」、「療養費等」は平成19年度以前は「医療費の支給」である。
 3 「食事療養費・生活療養」の件数については、再掲である。
 4 平成20年度は、老人医療事業の平成20年度3月分及び平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/193.xls>

第190表 後期高齢者医療費(診療費)の状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総 数					
件数	247,418,064	257,228,809	259,901,162	269,284,136	279,438,641
日数	735,722,087	743,271,551	758,261,067	768,351,409	773,358,741
金額	9,155,843,120	9,567,198,641	10,162,963,461	10,540,878,446	10,875,102,491
入 院					
件数	11,682,032	11,940,576	12,395,651	12,542,834	12,659,359
日数	220,909,755	223,844,286	230,501,844	231,832,359	231,116,885
金額	5,300,902,542	5,559,386,807	5,999,380,506	6,216,953,172	6,409,418,004
入 院 外					
件数	214,108,809	222,009,261	222,458,149	229,545,984	237,518,152
日数	463,643,720	465,271,953	470,168,497	475,274,442	477,844,765
金額	3,502,942,314	3,638,052,841	3,765,447,167	3,897,968,171	4,013,896,212
歯 科					
件数	21,627,223	23,278,972	25,047,362	27,195,318	29,261,130
日数	51,168,612	54,155,312	57,590,726	61,244,608	64,397,091
金額	351,998,264	369,758,992	398,135,789	425,957,104	451,788,275

(注) 1 後期高齢者医療による被保険者に係るものである。

2 金額は一部負担金を含む。

3 平成20年度は、平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告(年報：確報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/195.xls>

第191表 後期高齢者医療被保険者数及び医療費の推移

区 分	被保険者数	対前年度比	医療費	対前年度比	1人当り 医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
平成20年度(2008)	13,194	1.8	114,145	1.2	865	△ 0.5
21(2009)	13,616	3.2	120,108	5.2	882	2.0
22(2010)	14,060	3.3	127,213	5.9	905	2.6
23(2011)	14,484	3.0	132,991	4.5	918	1.5
24(2012)	14,905	2.9	137,044	3.0	919	0.1

(注) 1 平成20年度は、平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

2 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等(概算請求支払分及び保険者不明医療費分計45億円)を含まない。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告(年報：確報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/196.xls>

第192表 後期高齢者医療費と国民医療費の推移

区 分	後期高齢者医療費		国民医療費		後期高齢者医療費の国民医療費に対する割合	国内総生産に対する割合		国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		後期高齢者医療費	国民医療費	後期高齢者医療費	国民医療費
平成20年度 (2008)	億円	%	億円	%	%	%	%	%	%
21 (2009)	114,146	1.2	348,084	2.0	32.8	2.33	7.11	3.22	9.80
22 (2010)	120,108	5.2	360,067	3.4	33.4	2.53	7.60	3.49	10.46
23 (2011)	127,213	5.9	374,202	3.9	34.0	2.65	7.79	3.61	10.61
24 (2012)	132,991	4.5	385,850	3.1	34.5	2.81	8.15	3.81	11.05
	137,044	3.0	2.90	...	3.90	...

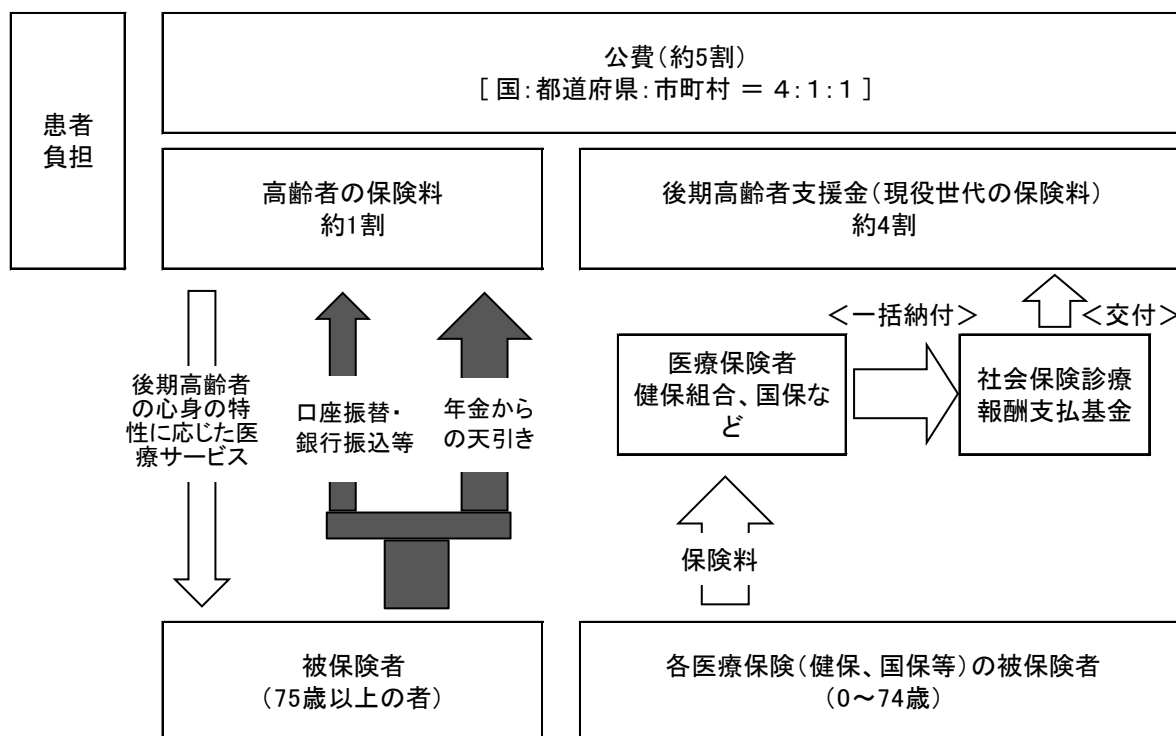
(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。
 2 「国内総生産」「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。
 3 平成20年度は、平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。
 4 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等（概算請求支払分及び保険者不明医療費分計45億円）を含まない。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/197.xls>

第193表 医療費の負担

【全市町村が加入する広域連合】



資料：厚生労働省保険局資料「後期高齢者医療制度等の仕組み」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/198.xls>

4 老人保健施設

第194表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

各年10月1日現在

区 分	平成22年度 (2010)		23 (2011)		24 (2012)		25 (2013)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総 数	3,382	306,642	3,533	318,091	3,710	331,916	3,683	328,650
都 道 府 県	1	78	2	128	2	96	2	96
市 区 町 村	127	8,959	137	9,556	144	9,882	143	9,819
広域連合・一部事務組合	19	1,543	19	1,543	19	1,543	20	1,591
日本赤十字社・ 社会保険関係団体	70	6,113	70	6,245	72	6,445	71	6,362
医 療 法 人	2,497	229,148	2,624	239,237	2,759	250,139	2,733	247,140
社会福祉協議会	—	—	—	—	—	—	—	—
社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)	541	49,168	550	50,179	576	52,158	572	51,672
社 団 ・ 財 団 法 人	98	9,166	95	8,471	99	8,883	104	9,366
そ の 他 の 法 人	28	2,352	32	2,468	36	2,606	35	2,540
そ の 他	1	115	4	264	3	164	3	64

(注) 平成23年は、東日本大震災の被災地域(以下の市町村)に所在する施設・事業所(2,131施設・事業所)は調査を見合わせた。

宮城県:石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県:相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/201.xls>

5 保健・健康増進 *旧 老人保健(ヘルス事業)

第195表 保健・健康増進事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
健康手帳の交付	新規交付数(年度中)	1,436,188	1,179,892	1,040,625	1,088,976	1,027,680
健康教育	個別健康教育					
	健診要指導者					
	指導開始	11,175	9,948	10,474	9,971	13,162
	指導終了	6,824	5,818	6,100	6,612	9,343
健康相談	集団健康教育					
	開催回数	155,609	152,935	145,945	149,973	151,193
	参加延人員	3,207,922	3,153,491	3,046,966	3,024,668	2,981,239
	1回当り参加人員	20.6	20.6	20.9	20.2	19.7
健康相談	開催回数	239,894	241,288	221,185	222,954	217,315
	被指導延人員	1,693,691	1,658,638	1,537,755	1,540,898	1,443,985
	1回当り被指導延人員	7.1	5.9	7.0	6.9	6.6
基本健康診査	受診者数					
がん検診	健康診査	82,158	77,887	84,492	91,484	98,662
	胃がん	3,916,203	3,946,780	3,775,023	3,809,890	3,788,969
	肺がん	6,685,467	6,902,851	6,799,924	7,087,151	7,291,794
	大腸がん	6,418,334	6,693,859	6,761,698	7,649,103	7,988,767
	子宮がん	3,499,278	4,405,288	4,518,403	4,516,207	4,495,670
	乳がん	2,137,690	3,049,370	2,946,188	3,042,999	2,970,071
機能訓練	訓練実施施設数	580	511	459	369	341
	実施回数	16,286	14,195	13,647	12,582	11,473
	被指導実人員	5,002	4,669	4,431	3,755	3,980
	被指導延人員	79,699	74,355	70,688	54,581	54,094
	1回当り被指導延人員	4.9	5.2	5.2	4.3	4.7
	従事者延人員	52,240	46,815	46,087	39,937	35,161
訪問指導	被訪問指導実人員	221,797	216,199	218,416	269,669	251,241
	被訪問指導延人員	327,197	317,923	300,135	373,116	352,945
	訪問従事者延人員	200,619	188,974	183,718	222,884	209,190

(注) 1 「健康相談」は、重点健康相談と総合健康相談の合計。

2 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

3 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/202.xls>

第196表 健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

(単位 人)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《総数》					
受診者					
健康診査	82,158	77,887	84,492	91,484	98,662
判定・指導区分					
保健指導非対象者	・	31,814	34,353	38,254	39,170
服薬中のため保健指導の 対象から除外した者	・	12,832	14,926	16,863	19,761
情報提供	61,159	・	・	・	・
動機付け支援	6,691	6,597	6,148	6,322	5,840
積極的支援	4,690	3,883	4,236	4,885	4,614
受診勧奨	25,189	・	・	・	・
《70歳以上の者(再掲)》					
受診者					
健康診査	41,799	35,202	37,113	39,365	19,798
判定・指導区分					
保健指導非対象者	・	6,800	7,332	8,161	8,612
服薬中のため保健指導の 対象から除外した者	・	3,748	4,157	4,775	5,410
情報提供	32,161	・	・	・	・
動機付け支援	3,042	2,202	1,969	1,598	1,738
積極的支援	863	・	・	・	・
受診勧奨	12,688	・	・	・	・

(注) 1 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

2 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

3 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/204.xls>

第197表 健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

(単位 人)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《総数》					
血 圧	45,765	33,191	35,451	37,038	41,267
脂 質 異 常	35,113	36,213	38,884	43,758	48,795
糖 尿 病	24,496	30,246	33,510	37,599	41,095
貧血（疑いを含む）	10,471	9,822	10,969	11,234	13,619
肝疾患（疑いを含む）	12,591	12,340	13,967	14,929	16,582
腎機能障害（疑いを含む）	6,887	8,064	8,937	10,354	12,015
《70歳以上の者（再掲）》					
血 圧	25,441	17,753	18,396	18,418	21,096
脂 質 異 常	16,258	16,264	16,851	18,457	21,035
糖 尿 病	12,671	14,607	16,104	17,530	19,575
貧血（疑いを含む）	6,308	5,660	6,292	6,229	7,624
肝疾患（疑いを含む）	5,109	4,484	4,759	4,850	5,719
腎機能障害（疑いを含む）	3,947	4,257	4,886	5,665	6,599

(注) 1 「血圧」は、平成20年度は高血圧症予備群・高血圧症有病者の合計である。

2 「脂質異常」は、平成20年度は脂質異常有病者である。

3 「糖尿病」は、平成20年度は糖尿病予備群・糖尿病有病者の合計である。

4 平成21年度以降の「血圧」「脂質異常」「糖尿病」は、個別健康教育対象者（ア）・個別健康教育対象者（イ）の合計である。

個別健康教育対象者（ア）：特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者で、当該年度中に指導を開始した者

個別健康教育対象者（イ）：特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者で、当該年度中に指導を開始した者

5 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

6 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

7 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/205.xls>

第198表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

(単位 人)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《総数》					
胃がん					
受診人員	3,916,203	3,946,780	3,775,023	3,809,890	3,788,969
肺がん					
胸部エックス線検査のみ受診人員	6,685,467	6,902,851	6,799,924	7,087,151	7,291,794
喀痰細胞診対象者数	635,931	698,006	693,415	723,575	755,883
喀痰容器配布数	350,584	348,253	332,098	334,156	343,406
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	269,690	263,579	253,168	254,988	252,765
大腸がん					
受診人員	6,418,334	6,693,859	6,761,698	7,649,103	7,988,767
子宮がん					
頸部のみ受診人員	3,499,278	4,405,288	4,518,403	4,516,207	4,495,670
体部受診人員	332,278	360,305	366,514	341,462	340,174
乳がん					
マンモグラフィ併用方式受診人員	1,792,176	2,570,360	2,492,868	2,523,008	2,377,791
マンモグラフィのみ受診人員	345,514	479,010	453,320	519,991	592,280
《70歳以上の者(再掲)》					
胃がん					
受診人員	1,311,923	1,343,305	1,305,364	1,350,551	1,358,720
肺がん					
胸部エックス線検査のみ受診人員	2,794,897	2,934,444	2,936,773	3,158,827	3,312,964
喀痰細胞診対象者数	254,482	280,582	284,654	305,752	328,378
喀痰容器配布数	132,984	131,318	126,334	131,833	141,001
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	106,828	104,842	102,938	108,105	110,331
大腸がん					
受診人員	2,561,074	2,738,759	2,845,298	3,065,035	3,284,367
子宮がん					
頸部のみ受診人員	384,507	422,619	419,761	457,378	473,617
体部受診人員	20,161	22,007	22,170	23,568	24,953
乳がん					
マンモグラフィ併用方式受診人員	272,821	297,741	312,162	334,349	339,518
マンモグラフィのみ受診人員	70,200	84,224	79,718	96,964	116,071

(注) 1 肺がんの「喀痰細胞診対象者数」は、胸部エックス線検査受診者中の中高危険群者数である。「中高危険群者」とは、問診の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者含む)及び6月以内に血痰のあった者のいずれかに該当することが判明した者である。

2 「喀痰容器配布数」は、喀痰細胞診対象者(胸部エックス線検査者中高危険群者)への配布状況である。

3 「喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)」は、喀痰容器の回収数を受診者数としたものである。

4 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

5 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/206.xls>

第6節 医療供給と医療費

1 総括

第199表 国民医療費推計額

区 分	推計額 (億円)			構成割合 (%)		
	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
国民医療費	374,202	385,850	392,117	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	26,353	27,931	28,836	7.0	7.2	7.4
生活保護法	15,654	16,398	16,721	4.2	4.2	4.3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	64	66	68	0.0	0.0	0.0
障害者自立支援法	3,159	3,425	3,885	0.8	0.9	1.0
その他	7,475	8,043	8,162	2.0	2.1	2.1
感染症法(結核)(再掲)	48	46	46	0.0	0.0	0.0
医療保険等給付分	178,950	183,360	185,826	47.8	47.5	47.4
医療保険	176,132	180,466	182,811	47.1	46.8	46.6
被用者保険	84,348	86,234	87,480	22.5	22.3	22.3
被保険者	41,936	42,974	43,918	11.2	11.1	11.2
被扶養者	38,109	38,897	39,122	10.2	10.1	10.0
高齢者	4,304	4,363	4,440	1.2	1.1	1.1
協会管掌健康保険	41,973	42,919	43,724	11.2	11.1	11.2
組合管掌健康保険	31,906	32,595	33,066	8.5	8.4	8.4
船員保険	190	194	193	0.1	0.1	0.0
国家公務員共済組合	2,270	2,323	2,335	0.6	0.6	0.6
地方公務員共済組合	6,946	7,109	7,043	1.9	1.8	1.8
私立学校教職員共済組合	1,064	1,095	1,119	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	91,784	94,231	95,331	24.5	24.4	24.3
高齢者以外	65,488	66,773	66,883	17.5	17.3	17.1
高齢者	26,296	27,459	28,448	7.0	7.1	7.3
退職者医療制度(再掲)	5,985	6,549	6,410	1.6	1.7	1.6
その他	2,818	2,894	3,016	0.8	0.8	0.8
労働者災害補償保険	2,194	2,265	2,381	0.6	0.6	0.6
その他	624	629	634	0.2	0.2	0.2
後期高齢者医療給付分	116,876	122,533	126,209	31.2	31.8	32.2
患者等負担分	50,151	50,085	49,296	13.4	13.0	12.6
全額自費	4,702	4,758	4,806	1.3	1.2	1.2
公費負担医療給付分・医療保険等給付分又は後期高齢者医療給付分の一部負担	45,449	45,327	44,490	12.1	11.7	11.3
軽減特例措置	1,872	1,941	1,949	0.5	0.5	0.5

- (注) 1 公費負担医療給付分の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により負担していた医療費の一部が平成18年4月から「障害者自立支援法」に組み込まれた。
- 2 公費負担医療給付分の「その他」は、母子保健法、児童福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
- 3 医療保険等給付分その他の「その他」は、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び医薬品副作用被害救済制度による救済給付による医療費である。
- 4 「後期高齢者医療給付分」には、老人保健制度の請求遅れ分を含む。
- 5 「軽減特例措置」は、70～74歳の患者の窓口負担の軽減措置に関する国庫負担分である。
- 6 「公費負担医療給付分・医療保険等給付分又は後期高齢者医療給付分の一部負担」は、平成23年度以前は「公費・保険又は後期高齢者の一部負担」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/207.xls>

第200表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）

(単位 千人)

区 分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)
総 数	8,257.4	8,601.5	3,060.1	2,949.3	3,887.8	4,289.7	1,309.4	1,362.5
全 額 自 費	267.1	358.5	72.3	77.5	153.2	246.3	41.5	34.7
健 保 ・ 共 済 の 本 人	1,277.1	1,277.3	365.8	342.2	590.1	614.0	321.1	321.1
健 保 ・ 共 済 の 家 族	1,351.9	1,391.0	339.0	315.3	738.1	793.0	274.7	282.7
国 保	2,307.1	2,347.6	858.3	799.7	1,033.5	1,102.3	415.2	445.7
高齢者医療（後期高齢者医療制度）	2,325.0	2,465.0	1,042.3	1,050.9	1,077.9	1,188.8	204.8	225.3
労 災 ・ 公 災	34.3	29.8	19.9	17.6	14.4	12.1	0.0	0.0
自 賠 法	42.7	41.9	11.8	10.6	30.8	31.2	0.1	0.0
そ の 他	487.2	550.7	243.2	252.2	202.5	249.2	41.4	49.3
介 護 保 険 の み	88.1	70.3	80.2	61.3	7.5	8.7	0.3	0.3
自費診療と介護保険の併用	2.3	0.6	2.2	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0
不 詳	74.6	68.8	24.8	21.3	39.6	44.2	10.2	3.3
(再掲)								
感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律	12.6	5.9	4.9	4.0	7.7	1.9	0.0	0.0
精神保健及び精神障害福祉 に関する法律	152.6	2.3	79.9	2.3	72.8	0.0	0.0	0.0
障害者自立支援法	1.3	177.3	0.0	96.4	1.3	75.0	0.0	6.0
生活保護法	279.7	303.5	168.6	172.9	91.3	110.0	19.8	20.6
その他の公費負担によるもの	788.2	874.7	329.9	318.0	406.2	483.2	52.1	73.5
介 護 保 険	109.7	90.1	90.0	70.8	18.9	17.4	0.8	2.0

(注) 1 全国推計数である。

2 船員保険は、「その他」を含む。

3 退職者医療の本人・家族を「その他」を含む。

4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

5 3年ごとの調査である。

6 平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部の市町村（石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町）、福島県は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/208.xls>

第201表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）

(単位 千人)

区 分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)
《全国推計患者数》								
総 数	8,257.3	8,601.5	3,060.1	2,949.3	3,887.8	4,289.7	1,309.4	1,362.5
入 院	1,392.4	1,341.0	1,332.6	1,290.1	59.8	50.9	・	・
外 来	6,865.0	7,260.5	1,727.5	1,659.2	3,828.0	4,238.8	1,309.4	1,362.5
《受療率（人口10万対）》								
総 数	6,466	6,852	2,397	2,350	3,045	3,418	1,025	1,085
入 院	1,090	1,068	1,044	1,028	47	41	・	・
外 来	5,376	5,784	1,353	1,322	2,998	3,377	1,025	1,085

(注) 1 歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。

2 歯科診療所については、外来のみの調査である。

3 分娩後の母親に伴い入院している正常な新生児は、推計患者数に含まれていない。

4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

5 3年ごとの調査である。

6 平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部の市町村（石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町）、福島県は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/209.xls>

2 医療機関

第202表 病院・診療所数（開設者別）

各年10月1日現在

区 分	病 院				一 般 診 療 所			歯科診療所
	総数	精神病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	総数
平成21年（2009）	8,739	1,083	1	7,655	99,635	11,072	88,563	68,097
22（2010）	8,670	1,082	1	7,587	99,824	10,620	89,204	68,384
23（2011）	8,605	1,076	1	7,528	99,547	9,934	89,613	68,156
24（2012）	8,565	1,071	1	7,493	100,152	9,596	90,556	68,474
25（2013）	8,540	1,066	—	7,474	100,528	9,249	91,279	68,701
平成25年								
国	273	3	—	270	573	224	349	3
公 的 医 療 機 関	1,242	44	—	1,198	3,591	209	3,382	283
社 会 保 険 関 係 団 体	115	—	—	115	545	5	540	10
公 益 法 人	312	55	—	257	747	31	716	139
医 療 法 人	5,722	910	—	4,812	38,544	5,926	32,618	11,914
私 立 学 校 法 人	109	2	—	107	177	3	174	15
社 会 福 祉 法 人	193	11	—	182	8,423	25	8,398	29
医 療 生 協 会	85	2	—	83	321	21	300	48
そ の 他 の 法 人	110	11	—	99	530	20	510	74
個 人	320	28	—	292	45,006	2,780	42,226	56,170
医 育 機 関（再 掲）	162	1	—	161	・	・	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/210.xls>

第203表 病床数（開設者別・種類別）

各年10月1日現在

区 分	病 院						一般診療所 病床数
	病院病床数 合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	
平成21年（2009）	1,601,476	348,121	1,757	8,924	336,273	906,401	141,817
22（2010）	1,593,354	346,715	1,788	8,244	332,986	903,621	136,861
23（2011）	1,583,073	344,047	1,793	7,681	330,167	899,385	129,366
24（2012）	1,578,254	342,194	1,798	7,208	328,888	898,166	125,599
25（2013）	1,573,772	339,780	1,815	6,602	328,195	897,380	121,342
平成25年							
国	115,046	7,347	104	2,702	192	104,701	2,278
公 的 医 療 機 関	324,860	21,732	1,490	2,346	17,151	282,141	2,710
社 会 保 険 関 係 団 体	33,632	223	52	299	1,157	31,901	30
公 益 法 人	73,876	21,629	104	372	11,453	40,318	415
医 療 法 人	854,932	268,145	30	548	271,749	314,460	83,654
私 立 学 校 法 人	55,158	2,272	21	39	229	52,597	46
社 会 福 祉 法 人	34,001	5,163	4	168	6,197	22,469	324
医 療 生 協 会	14,218	388	—	—	3,075	10,755	267
そ の 他 の 法 人	12,514	257	6	2	447	11,802	31
個 人	24,756	4,866	4	30	4,389	15,467	273
医 育 機 関（再 掲）	30,779	7,758	—	96	12,156	10,769	31,314
医 育 機 関（再 掲）	94,424	4,459	75	206	124	89,560	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/211.xls>

第204表 医療法人数の推移

各年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
全 医 療 法 人 数	45,989	46,946	47,825	48,820	49,889
厚生労働大臣所管	813	865	893	967	1,037
都道府県知事所管	45,176	46,081	46,932	47,853	48,852

資料：厚生労働省医政局「医療法人数の推移」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/212.xls>

第205表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

各年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
薬 局 数	53,642	53,001	54,780	55,797	57,071
開設者が自ら管理している薬局	7,528	7,065	6,769	6,210	6,049
開設者が自ら管理していない薬局	46,114	45,936	48,011	49,587	51,022
無 薬 局 町 村	159	162	158	157	155
医 薬 品 販 売 業	38,843	35,988	35,355	34,274	34,086
店 舗 販 売 業	22,378	21,320	23,034	24,163	24,330
薬 種 商 販 売 業	802	1,224	981	326	291
特 例 販 売 業	5,668	4,428	3,020	1,570	1,492
配 置 販 売 業	9,995	9,016	8,320	8,215	7,973

(注) 平成22年度には、東日本大震災の影響により宮城県が含まれていない。また、「薬局数」「無薬局町村」には、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村も含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/213.xls>

第206表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成25年実施

区 分	一 般 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	2,731,524	97.2	799,790	96.9	2,678,083	97.2
1. 入 院 診 療 収 益	1,889,640	67.2	512,166	62.1	1,851,532	67.2
2. 特 別 の 療 養 環 境 収 益	30,461	1.1	12,835	1.6	29,973	1.1
3. 外 来 診 療 収 益	725,440	25.8	254,887	30.9	712,422	25.9
4. そ の 他 の 医 業 収 益	85,983	3.1	19,902	2.4	84,155	3.1
II 介 護 収 益	79,020	2.8	25,267	3.1	77,533	2.8
1. 施 設 サ ー ビ ス 収 益	58,042	2.1	24,675	3.0	57,119	2.1
2. 居 宅 サ ー ビ ス 収 益	18,220	0.6	512	0.1	17,730	0.6
3. そ の 他 の 介 護 収 益	2,758	0.1	81	0.0	2,684	0.1
III 医 業 ・ 介 護 費 用	2,810,901	100.0	735,909	89.2	2,753,497	99.9
1. 給 与 費	1,542,557	54.9	393,977	47.8	1,510,782	54.8
2. 医 薬 品 費	352,350	12.5	97,331	11.8	345,295	12.5
3. 委 託 費	180,761	6.4	53,885	6.5	177,251	6.4
4. 減 価 償 却 費	153,476	5.5	23,163	2.8	149,871	5.4
5. 設 備 関 係 費	109,625	3.9	54,836	6.6	108,109	3.9
6. 経 費	189,628	6.7	66,472	8.1	186,221	6.8
7. そ の 他	282,503	10.1	46,245	5.6	275,967	10.0
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	△ 357	0.0	89,149	10.8	2,119	0.1
V そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 収 益	177,648	6.3	14,778	1.8	173,142	6.3
VI そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 費 用	100,580	3.6	10,342	1.3	98,084	3.6
VII 総 損 益 差 額 (IV + V - VI)	76,710	2.7	93,584	11.3	77,177	2.8
VIII 税 金	17,444	0.6	—	—	—	—
IX 税 引 後 の 総 損 益 差 額 (VII - VIII)	59,266	2.1	—	—	—	—
施 設 数	1,195		34		1,229	

区 分	精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	1,460,698	98.7	1,111,768	100.0	1,451,975	98.8
1. 入 院 診 療 収 益	1,220,731	82.5	986,952	88.8	1,214,887	82.6
2. 特 別 の 療 養 環 境 収 益	7,809	0.5	3,085	0.3	7,691	0.5
3. 外 来 診 療 収 益	208,352	14.1	110,002	9.9	205,893	14.0
4. そ の 他 の 医 業 収 益	23,806	1.6	11,728	1.1	23,504	1.6
II 介 護 収 益	18,566	1.3	0	0.0	18,102	1.2
1. 施 設 サ ー ビ ス 収 益	13,632	0.9	0	0.0	13,291	0.9
2. 居 宅 サ ー ビ ス 収 益	3,549	0.2	0	0.0	3,460	0.2
3. そ の 他 の 介 護 収 益	1,386	0.1	0	0.0	1,351	0.1
III 医 業 ・ 介 護 費 用	1,486,447	100.5	1,011,429	91.0	1,474,572	100.3
1. 給 与 費	969,638	65.5	649,739	58.4	961,640	65.4
2. 医 薬 品 費	109,953	7.4	93,098	8.4	109,532	7.5
3. 委 託 費	81,505	5.5	32,669	2.9	80,284	5.5
4. 減 価 償 却 費	70,288	4.8	15,011	1.4	68,906	4.7
5. 設 備 関 係 費	51,554	3.5	73,722	6.6	52,109	3.5
6. 経 費	135,590	9.2	88,700	8.0	134,418	9.1
7. そ の 他	67,918	4.6	58,489	5.3	67,683	4.6
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	△ 7,183	△ 0.5	100,339	9.0	△ 4,495	△ 0.3
V そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 収 益	86,869	5.9	7,448	0.7	84,883	5.8
VI そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 費 用	59,136	4.0	5,355	0.5	57,791	3.9
VII 総 損 益 差 額 (IV + V - VI)	20,550	1.4	102,431	9.2	22,597	1.5
VIII 税 金	17,984	1.2	—	—	—	—
IX 税 引 後 の 総 損 益 差 額 (VII - VIII)	2,566	0.2	—	—	—	—
施 設 数	195		5		200	

(注) 1 平成25年3月末までに終了する事業年(度)の数値である。各医療機関により事業年(度)の対象期間には違いがある。

2 個人立の病院の総損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

3 個人立の病院は税金について調査していないので、個人立の病院が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。

4 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告—平成25年実施—」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/214.xls>

第207表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成25年実施

区分	入院診療収益あり							
	個人		医療法人		その他		全体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医業収益	196,712	98.6	324,276	98.1	284,073	98.2
II 介護収益	2,737	1.4	6,358	1.9	5,204	1.8
III 医業・介護費用	155,871	78.2	313,736	94.9	264,250	91.3
IV 損益差額（I+II-III）	43,578	21.8	16,897	5.1	25,027	8.7
V 税金	-	-	5,194	1.6	-	-
VI 税引後の総損益差額（IV-V）	-	-	11,703	3.5	-	-
施設数	40		90		...		131	

区分	入院診療収益なし							
	個人		医療法人		その他		全体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医業収益	85,849	99.9	141,778	98.0	123,136	92.5	114,690	98.6
II 介護収益	113	0.1	2,854	2.0	9,940	7.5	1,667	1.4
III 医業・介護費用	59,828	69.6	135,619	93.8	121,192	91.1	99,102	85.2
IV 損益差額（I+II-III）	26,134	30.4	9,013	6.2	11,884	8.9	17,255	14.8
V 税金	-	-	2,242	1.6	791	0.6	-	-
VI 税引後の総損益差額（IV-V）	-	-	6,771	4.7	11,093	8.3	-	-
施設数	733		772		27		1,532	

- (注) 1 平成25年3月末までに終了する事業年（度）の数値である。各医療機関により事業年（度）の対象期間には違いがある。
2 個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
3 個人立の一般診療所は税金について調査していないので、個人立の一般診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。
4 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。
5 「その他」の「…」は、施設数が1か2の場合であり、当該集計区分の数値が秘匿されている。

資料：中央社会保険医療協議会「第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告—平成25年実施—」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/215.xls>

第208表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）

平成25年実施

区分	個人		医療法人		その他		全体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医業収益	42,221	99.8	75,682	99.9	147,800	99.1	48,514	99.8
II 介護収益	97	0.2	56	0.1	1,406	0.9	97	0.2
III 医業・介護費用	31,354	74.1	70,639	93.3	155,329	104.1	38,743	79.7
IV 損益差額（I+II-III）	10,964	25.9	5,098	6.7	△ 6,124	△ 4.1	9,868	20.3
V 税金	-	-	982	1.3	13	0.0	-	-
VI 税引後の総損益差額（IV-V）	-	-	4,116	5.4	△ 6,136	△ 4.1	-	-
施設数	492		103		3		598	

- (注) 1 平成25年3月末までに終了する事業年（度）の数値である。各医療機関により事業年（度）の対象期間には違いがある。
2 個人立の歯科診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
3 個人立の歯科診療所は税金について調査していないので、個人立の歯科診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。
4 「その他」とは、市町村立などである。
5 「構成比率」は、収入にあつては「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。
6 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

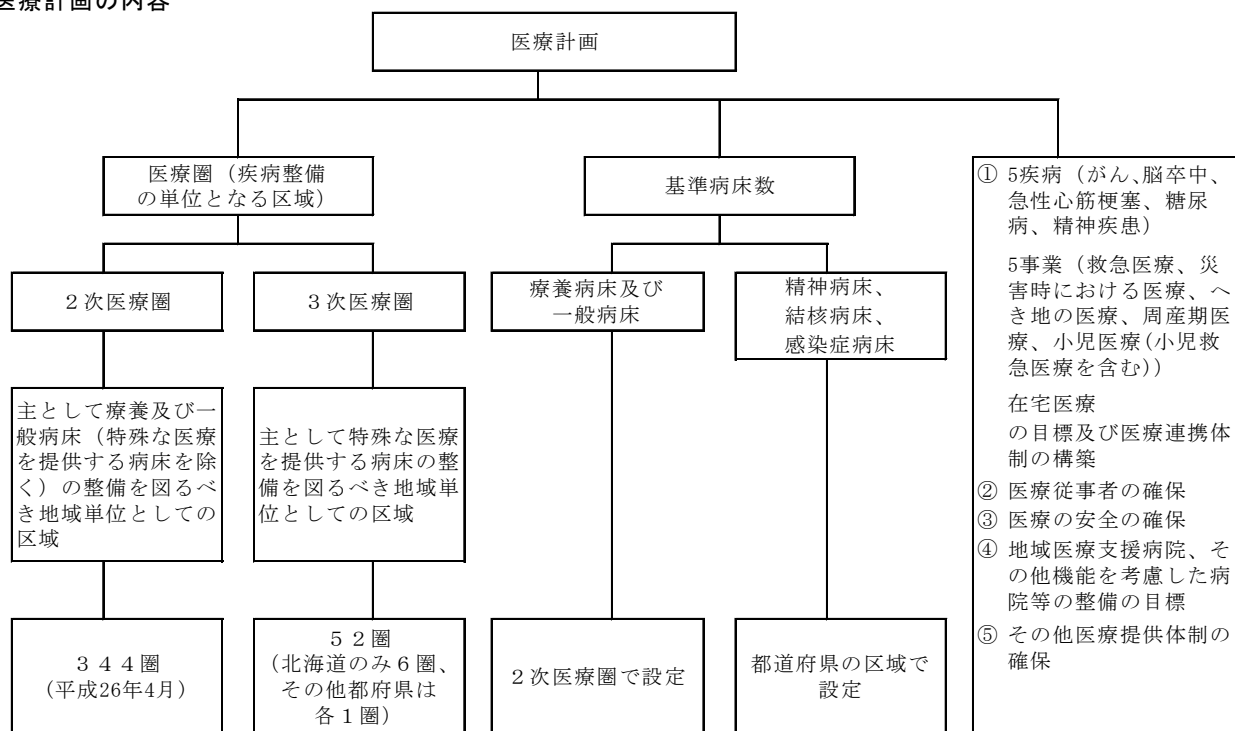
資料：中央社会保険医療協議会「第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告—平成25年実施—」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/216.xls>

3 地域医療計画

第209表 地域医療計画の内容

医療計画の内容

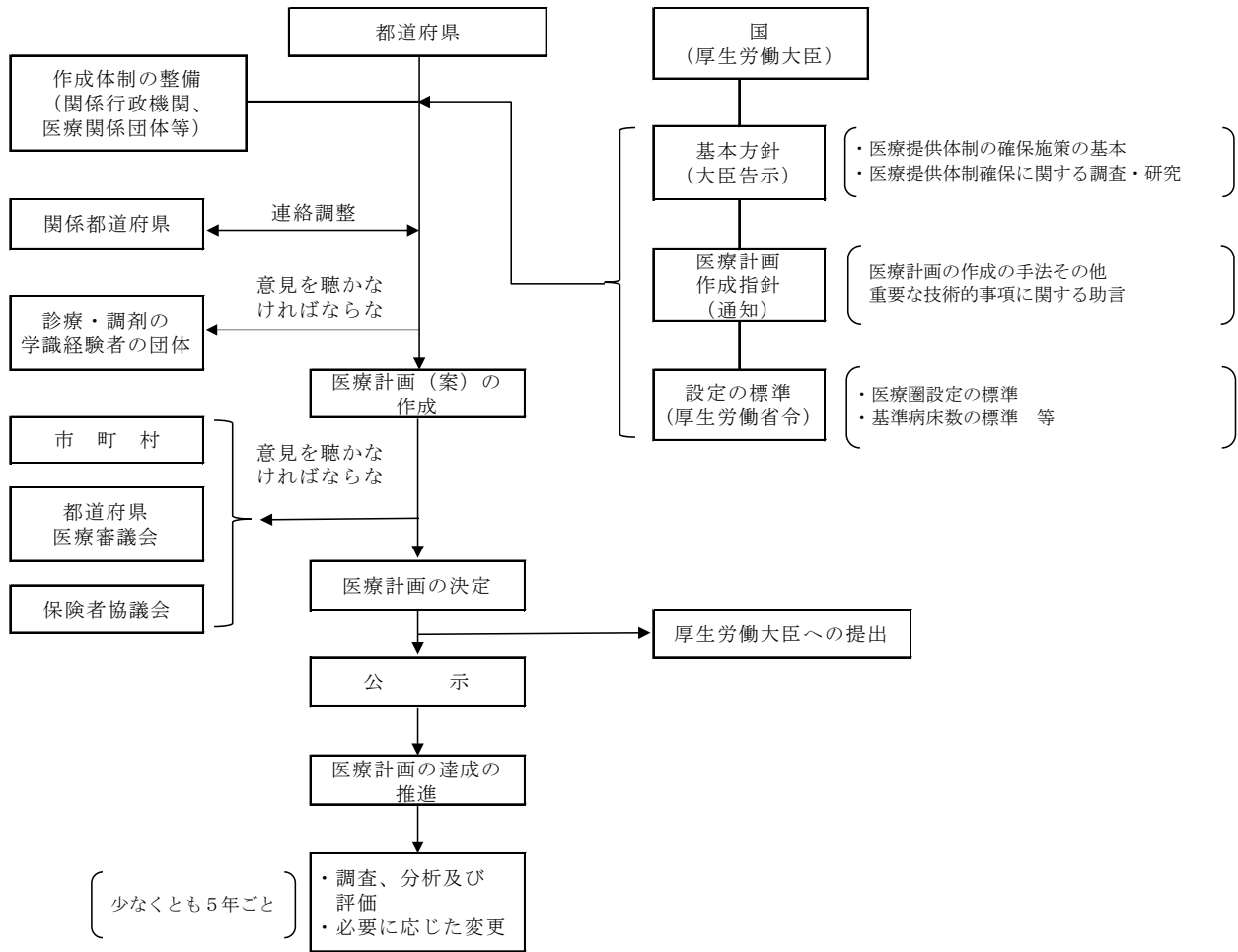


資料：厚生労働省医政局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/217.xls>

第210表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成から推進、評価、変更まで



資料：厚生労働省医政局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/218.xls>

第211表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況

平成25年4月現在

区 分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床			精神病床		結核病床		感染症病床	
		二 次 医療圏数	基 準 病床数	既存病床数	基 準 病床数	既 存 病床数	基 準 病床数	既 存 病床数	基 準 病床数	既 存 病床数
総 数		344	1,052,631	1,237,464	310,510	340,470	4,377	6,777	1,899	1,776
北海道	25. 3. 29	21	59,648	77,373	18,967	20,108	143	359	98	94
青森	25. 4. 30	6	11,320	13,041	3,870	4,511	60	66	32	20
岩手	25. 3. 29	9	11,157	13,889	4,220	4,454	30	137	40	40
宮城	25. 4. 1	4	17,174	18,576	5,021	6,388	62	62	28	28
秋田	25. 3. 29	8	8,791	11,580	3,839	4,152	38	58	36	30
山形	25. 3. 29	4	10,150	11,338	3,373	3,817	34	30	20	18
福島	25. 4. 5	7	15,351	20,386	6,478	7,236	60	134	36	36
茨城	25. 4. 2	9	17,890	25,216	5,770	7,444	60	128	48	48
栃木	25. 3. 29	6	12,140	16,195	4,779	5,224	65	115	32	26
群馬	25. 3. 29	10	16,998	18,841	4,419	5,207	66	69	48	48
埼玉	25. 3. 29	10	42,707	47,910	13,345	14,495	137	191	85	40
千葉	25. 5. 24	9	48,482	48,325	12,949	12,936	114	218	59	58
東京	25. 4. 1	13	95,627	104,140	21,956	23,221	398	563	130	124
神奈川	25. 3. 29	11	59,985	60,572	12,958	13,889	166	166	74	74
新潟	25. 4. 5	7	21,051	21,863	6,490	6,850	41	100	36	36
富山	25. 3. 29	4	10,235	14,339	3,080	3,365	82	86	20	20
石川	25. 4. 1	4	9,910	14,608	3,656	3,816	62	92	18	18
福井	25. 3. 29	4	6,471	9,001	2,116	2,342	22	48	20	20
山梨	25. 3. 28	4	6,144	8,449	2,345	2,468	20	50	20	28
長野	25. 3. 28	10	17,801	19,067	4,861	4,977	42	74	46	46
岐阜	25. 3. 29	5	14,552	17,094	3,294	4,118	95	137	30	30
静岡	25. 3. 29	8	34,126	31,939	6,946	7,021	108	178	48	48
愛知	25. 3. 29	12	51,195	54,809	12,554	13,031	218	256	74	70
三重	25. 3. 29	4	13,612	15,756	4,120	4,786	60	54	24	24
滋賀	25. 4. 1	7	10,279	12,706	2,345	2,373	73	77	34	32
京都	25. 4. 2	6	24,786	28,796	5,728	6,376	300	300	38	38
大阪	25. 4. 3	8	67,263	88,397	18,318	19,025	514	577	78	78
兵庫	25. 4. 1	10	54,082	53,523	10,938	11,411	178	211	58	54
奈良	25. 3. 29	5	13,747	13,890	2,800	2,863	50	60	28	13
和歌山	25. 4. 16	7	8,496	11,484	1,850	2,336	27	73	32	32
鳥取	25. 4. 1	3	5,665	6,813	1,729	1,966	21	34	12	12
島根	25. 3. 29	7	7,885	8,443	2,369	2,376	16	33	30	30
岡山	25. 3. 29	5	21,172	21,991	5,356	5,674	76	216	26	26
広島	25. 4. 1	7	26,284	31,512	8,174	8,984	85	155	36	24
山口	25. 5. 31	8	16,585	21,035	5,848	6,068	37	60	40	40
徳島	25. 4. 9	3	7,025	11,240	2,772	3,928	37	49	16	16
香川	25. 3. 29	5	8,886	11,984	2,943	3,459	35	123	24	18
愛媛	25. 4. 5	6	15,165	18,311	4,569	5,160	54	153	28	26
高知	25. 3. 29	4	8,403	14,896	2,493	3,721	60	170	11	11
福岡	25. 3. 29	13	49,713	65,704	18,469	21,436	191	312	66	56
佐賀	25. 4. 1	5	9,187	10,961	4,090	4,239	30	30	24	22
長崎	25. 4. 9	8	16,185	19,501	6,844	7,955	70	143	38	38
熊本	25. 4. 2	11	19,053	25,476	7,522	8,931	54	231	48	48
大分	25. 3. 31	6	11,720	15,183	4,693	5,247	38	50	28	40
宮崎	25. 4. 1	7	11,762	13,847	5,370	5,844	26	97	32	30
鹿児島	25. 3. 29	9	16,769	25,046	8,683	9,812	183	181	44	44
沖縄	25. 3. 29	5	10,002	12,418	5,201	5,430	39	71	26	24

(注) 1 平成25年4月時点の各都道府県医療計画による。公示年月日は、各都道府県の医療計画の見直し時期により異なる。

2 法改正により平成25年4月現在が直近である。今後は5年毎の更新。

資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/219.xls>

第7節 公衆衛生

1 結核等

第212表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	349	308	313	290	270

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/220.xls>

第213表 結核医療費予算額

(単位 百万円)

区 分	合 計	法第37条の2第1項による 一般患者に対する適正医療費	法第37条第1項による 入院患者に対する医療費
平成21年度 (2009)	3,804	337	3,467
22 (2010)	3,537	290	3,247
23 (2011)	3,288	272	3,017
24 (2012)	3,122	266	2,856
25 (2013)	3,033	262	2,771

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/221.xls>

第214表 結核登録者

(i) 結核登録者数

区 分	総 数	活動性全結核		活動性肺結核（再掲）		活動性肺外結核（再掲）	不活動性結核	不 明
		患者数	有病率 (人口10万対)	患者数	有病率 (人口10万対)			
平成21年 (2009)	59,573	18,915	14.8	14,628	11.5	4,287	29,781	10,877
22 (2010)	55,573	17,927	14.0	13,995	10.9	3,932	29,252	8,394
23 (2011)	55,196	17,264	13.5	13,260	10.4	4,004	30,576	7,356
24 (2012)	52,173	14,858	11.7	11,381	8.9	3,477	23,766	13,549
25 (2013)	49,814	13,957	11.0	10,830	8.5	3,127	24,259	11,598

(ii) 新登録結核患者数

区 分	全 結 核		活動性肺結核（再掲）		菌陽性肺結核（再掲）		喀痰塗抹陽性肺結核（再掲）	
	実 数	罹患率 (人口10万対)	実 数	罹患率 (人口10万対)	実 数	罹患率 (人口10万対)	実 数	罹患率 (人口10万対)
平成21年 (2009)	24,170	19.0	18,912	14.8	15,635	12.3	9,675	7.6
22 (2010)	23,261	18.2	18,328	14.3	15,297	11.9	9,019	7.0
23 (2011)	22,681	17.7	17,519	13.7	14,425	11.3	8,654	6.8
24 (2012)	21,283	16.7	16,432	12.9	13,923	10.9	8,237	6.5
25 (2013)	20,495	16.1	15,972	12.5	13,589	10.7	8,119	6.4

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/222.xls>

第215表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
結 核 病 床 数	9,041	8,458	7,830	7,344	6,700
1 日 平 均 在 院 患 者 数	3,353	3,067	2,854	2,529	2,312
病 床 利 用 率 (%)	37.1	36.5	36.6	34.7	34.3

(注) 1 「病床数」は、6月末現在の値である。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。

気仙医療圏（大船渡市、陸前高田市、住田町）

宮古医療圏（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）

石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）

気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）

相双医療圏（相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/223.xls>

第216表 ハンセン病療養所入所者数

区 分	前年度 繰越入所者数	本年度 入所者数	退所者数	本年度末 入所者数
平成21年度 (2009) 計	2,591	33	174	2,450
国立療養所	2,575	33	173	2,435
公益法人立病院	16	0	1	15
22 (2010) 計	2,450	23	169	2,304
国立療養所	2,435	23	168	2,290
公益法人立病院	15	0	1	14
23 (2011) 計	2,304	26	179	2,151
国立療養所	2,290	26	176	2,140
公益法人立病院	14	0	3	11
24 (2012) 計	2,151	27	178	2,000
国立療養所	2,140	27	174	1,993
公益法人立病院	11	0	4	7
25 (2013) 計	2,000	18	162	1,856
国立療養所	1,993	18	162	1,849
公益法人立病院	7	0	0	7

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
「公益法人立病院」は、同健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/224.xls>

第217表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区 分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成21年度 (2009)	46	36,926	240
22 (2010)	46	35,612	239
23 (2011)	42	34,450	238
24 (2012)	33	33,982	217
25 (2013)	26	32,416	124

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
それ以外は、同健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/225.xls>

第218表 エイズ対策の概要

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	前 文	原因の究明
		○エイズ発生動向調査の強化 ○個別施策層に対するエイズ発生動向調査の実施 ○国際的な発生動向の把握 ○エイズ発生動向調査等の結果等の公開及び提供
		発生の予防及びまん延の防止
		○基本的考え方 ○性感染症対策との連携 ○その他の感染経路対策 ○個別施策層に対する施策の実施
		普及啓発及び教育
		○基本的考え方 ○患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育の強化 ○医療従事者等に対する教育 ○関係機関との連携の強化
		検査・相談体制の充実
		○基本的考え方 ○検査・相談体制の強化 ○個別施策層に対する検査・相談の実施 ○保健医療相談体制の充実
		医療の提供
		○総合的な医療提供体制の確保 ○人材の育成及び活用 ○個別施策層に対する施策の実施 ○日常生活を支援するための保健医療・福祉サービスの連携強化
		研究開発の推進
		○研究の充実 ○特効薬等の研究開発 ○研究結果の評価及び公開
		国際的な連携
○諸外国との情報交換の推進 ○国際的な感染拡大の抑制への貢献 ○国内施策のためのアジア諸国等への協力		
人権の尊重		
○人権の擁護及び個人情報の保護 ○偏見や差別の撤廃への努力 ○個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供		
施策の評価及び関係機関との連携		
○施策の評価 ○各研究班、NGO等との連携		

資料：厚生労働省健康局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/226.xls>

第219表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成26年6月29日現在

区 分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	2,596	695	3,291	394	826	1,220	2,990	1,521	4,511
	同性間の性的接触	8,736	4	8,740	518	1	519	9,254	5	9,259
	静注薬物使用	37	2	39	26	3	29	63	5	68
	母子感染	16	9	25	5	8	13	21	17	38
	その他	253	38	291	51	25	76	304	63	367
	不明	1,023	108	1,131	390	538	928	1,413	646	2,059
	合計	12,661	856	13,517	1,384	1,401	2,785	14,045	2,257	16,302
エイズ患者	異性間の性的接触	1,945	226	2,171	284	212	496	2,229	438	2,667
	同性間の性的接触	2,671	3	2,674	140	2	142	2,811	5	2,816
	静注薬物使用	25	3	28	26	2	28	51	5	56
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他	154	21	175	25	15	40	179	36	215
	不明	1,049	83	1,132	347	147	494	1,396	230	1,626
	合計	5,853	339	6,192	823	382	1,205	6,676	721	7,397
凝固因子製剤による感染者		1,421	18	1,439	—	—	—	1,421	18	1,439

(注) 1 平成26年6月29日現在の速報値の累計である。

2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。

3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2013年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。

6 平成26年6月30日現在累積死亡者数は、1,649名（『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数691名を含む）。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/227.xls>

2 感染症（伝染病）

第220表 感染症患者数

《全数把握》

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
1 類感染症					
エボラ出血熱	0	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
痘そ	0	0	0	0	0
南米出血熱	0	0	0	0	0
ペス	0	0	0	0	0
マールブルグ病	0	0	0	0	0
ラッサ熱	0	0	0	0	0
2 類感染症					
急性灰白髄炎	0	2	1	0	1
結核（新登録患者数）	24,170	23,261	22,681	21,283	20,495
ジフテリア	0	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0
鳥インフルエンザ（H5N1）	0	0	0	0	0
3 類感染症					
コレラ	16	11	12	3	4
細菌性赤痢	181	235	300	214	143
腸管出血性大腸菌感染症	3,889	4,134	3,940	3,768	4,044
腸チフス	29	32	21	36	65
パラチフス	27	21	23	24	50
4 類感染症					
オウム病	21	11	12	8	6
つつが虫病	465	407	462	436	344
日本紅斑熱	132	132	190	171	175
マラリア	56	73	78	72	47
レジオネラ症	717	751	818	899	1,124
その他の	325	722	438	577	661
新型インフルエンザ（万人）	1,816	—	—	—	—
5 類感染症					
アメーバ赤痢	786	843	814	932	1,047
ウイルス性肝炎	223	221	250	236	286
急性性脳炎	526	242	258	371	369
クロイツフェルト・ヤコブ病	142	172	138	185	203
後天性免疫不全症候群	1,445	1,553	1,535	1,438	1,586
ジアルジア症	70	77	65	72	82
梅毒	691	621	827	875	1,228
破傷風	113	106	118	118	128
麻疹	732	447	439	283	229
風しん	147	87	378	2,386	14,344
その他の	248	265	291	358	1,447

(注) 1 1～5類感染症は、以下のとおり。

- 1類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症
 - 2類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症
 - 3類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症
 - 4類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症
 - 5類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
- 2類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。
 - 4類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がSFTSウイルスであるものをに限り）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1を除く）、ニバウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱である。
 - 5類感染症の「その他」は、クリプトスポリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症である。
 - 5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、E型肝炎及びA型肝炎を含まない。
 - 5類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎、日本脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラ脳炎及びリフトバレー熱を含まず、全数把握である。
 - 5類感染症の「麻疹」「風しん」は、平成20年度から全数把握に変更となった。
 - 「新型インフルエンザ」は、平成21年7月6日～平成22年1月3日までに定点医療機関を受診した患者数の報告状況から、一定の仮定の下で全国の医療機関全体（定点医療機関以外を含む）を受診した患者数を求めた罹患数推計である。
 - 平成25年の数値は、暫定値である。

《定点把握》

区 分	平成23年 (2011)		24 (2012)		25 (2013)	
	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	1,363,793	278.55	1,676,374	341.14	1,166,322	237.20
RSウイルス感染症	70,876	22.62	98,010	31.18	96,625	—
咽頭結膜炎	66,523	21.23	53,440	17.00	72,972	23.22
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	265,371	84.70	277,087	88.16	253,953	80.83
感染性胃腸炎	983,634	313.96	1,231,061	391.68	1,071,415	341.00
水痘	238,645	76.17	195,713	62.27	175,030	55.71
手足口病	347,407	110.89	72,822	23.17	303,339	96.54
伝染性紅斑	87,010	27.77	20,966	6.67	10,118	3.22
突発性発疹	93,922	29.98	92,227	29.34	89,476	28.48
百日咳	4,395	1.40	4,087	1.30	1,662	0.53
風しん	・	・	・	・	・	・
ヘルパンギーナ	139,078	44.39	114,548	36.45	94,755	30.16
麻しん(成人麻しん除く)	・	・	・	・	・	・
流行性耳下腺炎	137,110	43.76	71,547	22.76	41,016	13.05
急性出血性結膜炎	4,629	6.85	476	0.70	676	0.99
流行性角結膜炎	21,231	31.41	19,712	28.95	20,606	30.21
性器クラミジア感染症	25,682	26.56	24,530	25.26	25,606	26.29
性器ヘルペスウイルス感染症	8,240	8.52	8,637	8.89	8,778	9.01
尖圭コンジローマ	5,219	5.40	5,467	5.63	5,743	5.90
淋菌感染症	10,247	10.60	9,248	9.52	9,488	9.74
感染性胃腸炎	・	・	・	・	159	0.34
クラミジア肺炎(オウム病除く)	665	1.43	887	1.90	749	1.59
細菌性髄膜炎	508	1.09	465	1.00	445	0.94
マイコプラズマ肺炎	17,027	36.70	23,346	49.99	11,337	24.07
成人麻しん	・	・	・	・	・	・
無菌性髄膜炎	1,060	2.28	931	1.99	1,298	2.76
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	4,648	9.87	3,564	7.53	3,161	6.65
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	23,463	49.82	22,129	46.78	20,155	42.43
薬剤耐性緑膿菌感染症	481	1.02	401	0.85	319	0.67
薬剤耐性アシネトバクター感染症	5	0.01	7	0.01	8	0.02

(注) 1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。

2 「薬剤耐性アシネトバクター感染症」は、平成23年は2月1日からの値である。

3 「感染性胃腸炎」は、病原体がロタウイルスであるものに限る。

4 「細菌性髄膜炎」は、侵襲性髄膜炎菌及び侵襲性肺炎球菌を除く。

5 平成25年の数値は、暫定値である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/228.xls>

第221表 予防接種被接種者数

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
D P T	1,137,541	1,108,364	1,101,885	1,102,528	724,697
急性灰白髄炎	1,072,094	1,040,278	1,035,074	856,285	329,042
麻しん・風しん(混合)	1,030,758	1,029,701	1,022,645	1,021,719	1,039,664
日本脳炎	232,264	656,048	1,839,869	1,819,494	1,513,962

(注) 1 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

2 「DPT(沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン使用)」は、第1期第1回(生後3～90月未満を対象)の被接種者である。

3 「急性灰白髄炎」は、第1回(生後3～90月未満を対象)の被接種者である。

4 「日本脳炎」は、第1期第1回(生後6～90月未満を対象)の被接種者である。なお、平成17年度より予防接種の積極的な接種を差し控えていたが、平成22年度から再開された。

5 「麻しん・風しん(混合)」は、第1期(生後12～24月未満)の被接種者である。

6 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)を含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/229.xls>

3 精神保健

第222表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
精 神 病 床 数	348,129	347,281	345,024	342,709	340,591
1日平均在院患者数	313,123	311,281	307,453	303,863	300,066
病 床 利 用 率 (%)	89.9	89.6	89.1	88.7	88.1

(注) 1 「病床数」は、6月末現在の数である。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。

気仙医療圏（大船渡市、陸前高田市、住田町）

宮古医療圏（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）

石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）

気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）

相双医療圏（相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/230.xls>

第223表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
措 置 入 院 患 者 数	1,579	1,515	1,512	1,531	1,482
措置入院医療費国庫負担額	4,143	4,400	4,274	4,769	4,704

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。

2 「措置入院患者数」は、3月末現在。

3 平成22年度の「措置入院患者数」には、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

資料：「措置入院患者数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

「措置入院医療費国庫負担額」は、厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/231.xls>

第224表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
承 認 件 数	1,332,809	1,431,788	1,512,771	1,621,620	1,677,858
通院医療費国庫補助額	83,483	86,297	91,574	118,791	129,075

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。

2 「承認件数」は、3月末現在。

3 平成22年度の「承認件数」は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）は含まれていない。

資料：「承認件数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

「通院医療費国庫補助額」は、厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/232.xls>

第225表 医療保護入院届出件数

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
入 院 届 出 数	188,554	198,103	202,169	209,212	211,674

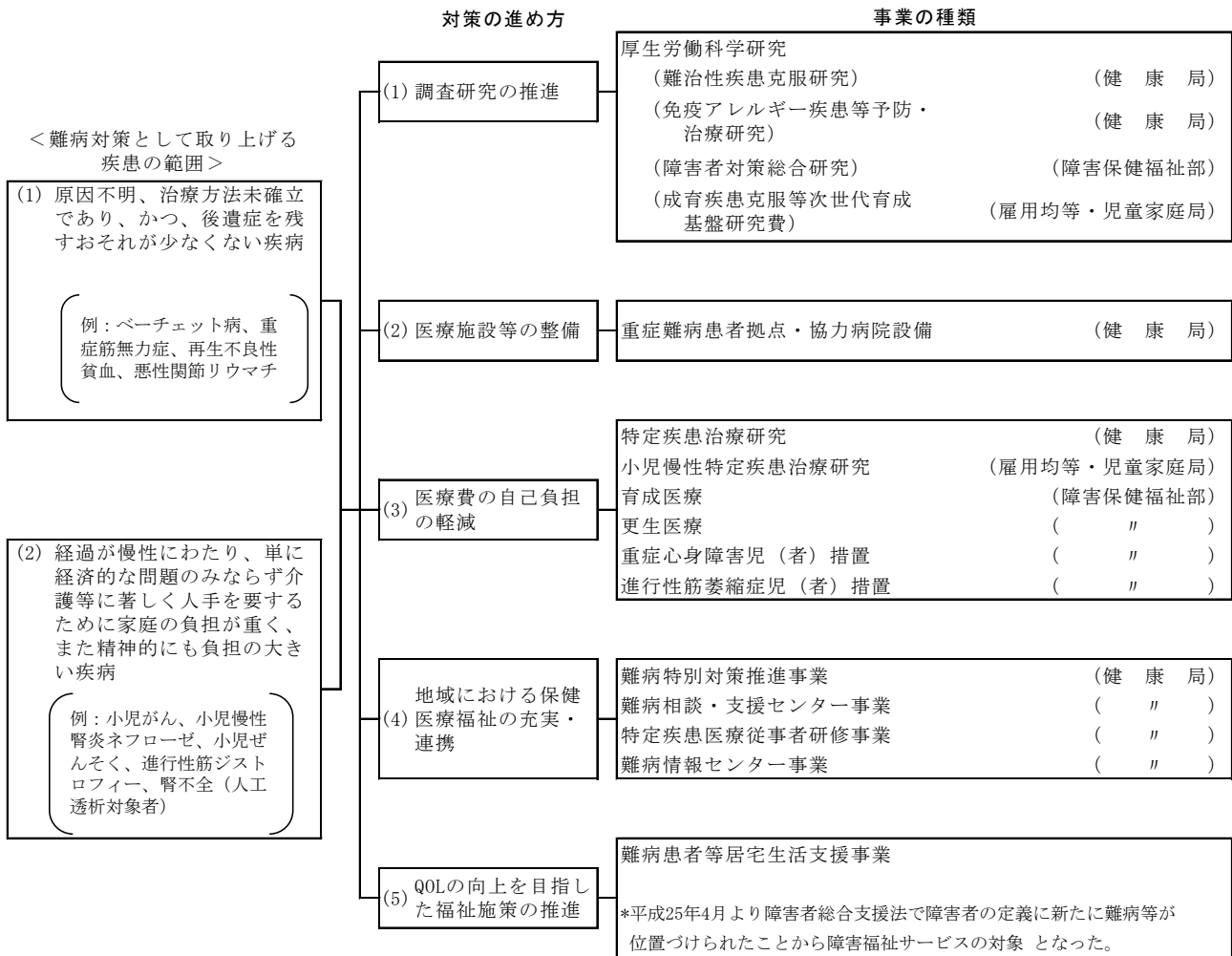
(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/233.xls>

4 難 病

第226表 難病対策の概要



資料：厚生労働省「平成26年版 厚生労働白書」
 SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/234.xls>

第227表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数

平成25年度末現在

疾 患 名		受給者証 交付件数	疾 患 名		受給者証 交付件数
1	ベーチェット病	19,147	30	広範脊柱管狭窄症	5,632
2	多発性硬化症	18,082	31	原発性胆汁性肝硬変	21,013
3	重症筋無力症	20,691	32	重症急性膵炎	1,730
4	全身性エリテマトーデス	61,528	33	特発性大腿骨頭壊死症	16,035
5	スモン	1,473	34	混合性結合組織病	10,539
6	再生不良性貧血	10,428	35	原発性免疫不全症候群	1,458
7	サルコイドーシス	24,487	36	特発性間質性肺炎	7,697
8	筋萎縮性側索硬化症	9,240	37	網膜色素変性症	27,937
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	49,631	38	プリオン病	487
10	特発性血小板減少性紫斑病	24,956	39	肺動脈性肺高血圧症	2,587
11	結節性動脈周囲炎	10,674	40	神経線維腫症	3,794
12	潰瘍性大腸炎	155,116	41	亜急性硬化性全脳炎	88
13	大動脈炎症候群	6,101	42	バッド・キアリ症候群	264
14	ビュルガー病	6,979	43	慢性血栓性肺高血圧症	2,140
15	天疱瘡	5,596	44	ライソゾーム病	967
16	脊髄小脳変性症	26,250	45	副腎白質ジストロフィー	195
17	クローン病	38,271	46	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	155
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	253	47	脊髄性筋萎縮症	797
19	悪性関節リウマチ	6,433	48	球脊髄性筋萎縮症	1,094
20	パーキンソン病関連疾患	126,211	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	4,018
21	アミロイドーシス	2,016	50	肥大型心筋症	3,616
22	後縦靱帯骨化症	35,070	51	拘束型心筋症	31
23	ハンチントン病	897	52	ミトコンドリア病	1,246
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	16,086	53	リンパ管筋腫症(LAM)	586
25	ウェゲナー肉芽腫症	2,176	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	68
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	26,556	55	黄色靱帯骨化症	3,088
27	多系統萎縮症	11,956	56	間脳下垂体機能障害	19,204
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	353			
29	膿疱性乾癬	1,938		合 計	855,061

(注) 1 「パーキンソン病関連疾患」は、「パーキンソン病」「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」である。

2 「多系統萎縮症」は、「シャイ・ドレーガー症候群」「線条体黒質変性症」「オリブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)」である。

3 「プリオン病」は、「クロイツフェルト・ヤコブ病」「ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病」「致死性家族制不眠症」である。

4 「ライソゾーム病」には、「ファブリー病」が含まれる。

5 「間脳下垂体機能障害」には、「PRL分泌異常症」「ゴナドトロピン分泌異常症」「ADH分泌異常症」「下垂体性TSH分泌異常症」「クッシング病」「先端巨大症」「下垂体機能低下症」が含まれる。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/235.xls>

5 環境衛生

第228表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	平成21年度 (2009)		22 (2010)		23 (2011)		24 (2012)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	16,416	124,796	16,178	124,817	15,983	124,657	15,866	124,466
上 水 道	1,465	119,265	1,443	119,505	1,429	119,508	1,414	119,529
簡 易 水 道	6,886	5,079	6,687	4,878	6,455	4,712	6,257	4,521
専 用 水 道	7,964	452	7,950	434	8,004	437	8,100	416
水道用水供給	101	—	98	—	95	—	95	—
普及率 (%)	97.5		97.5		97.6		97.7	

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/236.xls>

第229表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
下 水 道 終 末 処 理 (万人)	9,241	9,360	9,104	9,355	9,645
ご み 処 理 (トン)	187,303	186,205	185,372	186,255	184,117
し 尿 処 理 (kl)	93,745	93,364	91,182	89,243	87,754

(注) 1 現有処理能力 (着工ベース含む)。

2 東日本大震災の影響により、「下水道終末処理」の平成22年度は岩手県、宮城県、福島県、平成23年度は岩手県、福島県、平成24年度は福島県において調査不能な市町村があるため、調査対象外としている。

資料：「下水道終末処理」の平成21年度以前は国土交通省都市・地域整備局「汚水処理人口普及状況について」、平成22年度以降は国土交通省水管理・国土保全局「汚水処理人口普及状況について」

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/237.xls>

第230表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
下 水 道 終 末 処 理					
総 事 業 費	1,603,473	1,432,470	1,265,582	1,211,327	1,214,291
国 庫 支 出 金	529,149	488,814	416,191	402,251	411,656
地 方 債	811,676	689,686	627,902	591,053	569,314
そ の 他	262,648	253,970	221,489	218,023	233,321
ご み 処 理					
総 事 業 費	1,823,476	1,832,022	1,838,976	1,790,511	1,789,005
国 庫 支 出 金	37,099	47,880	50,662	38,467	50,324
地 方 債	85,012	99,293	82,206	94,109	82,502
そ の 他	1,701,365	1,684,848	1,706,109	1,657,934	1,656,179
し 尿 処 理					
総 事 業 費	239,470	233,266	221,613	226,389	216,680
国 庫 支 出 金	4,542	4,167	5,860	4,398	4,266
地 方 債	7,725	8,492	6,514	10,341	7,400
そ の 他	227,204	220,608	209,239	211,651	205,015

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみ数値である。

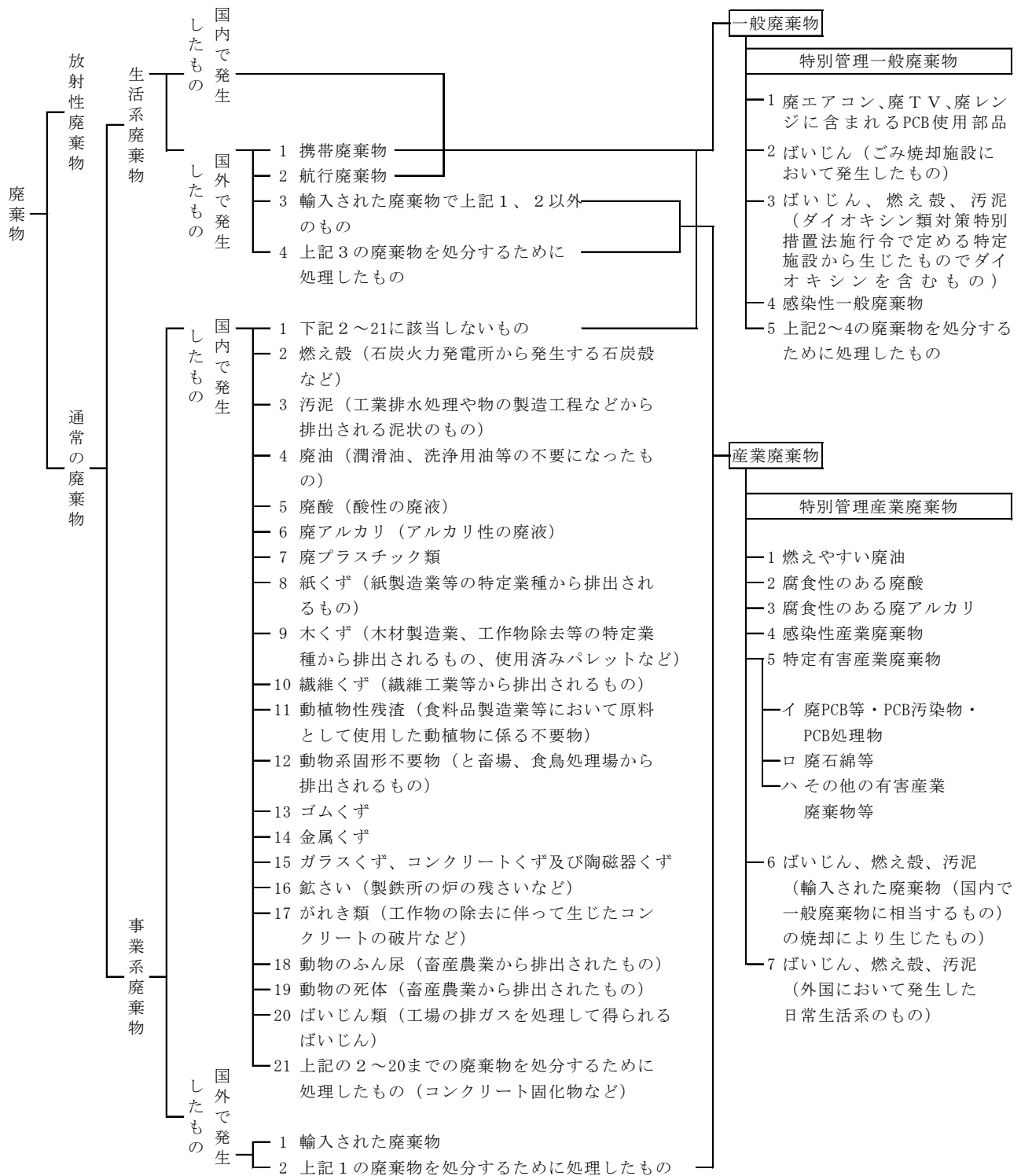
3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

4 平成22年度の「ごみ処理」「し尿処理」には、東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。

資料：「下水道終末処理」の平成21年度以前は国土交通省都市・地域整備局調べ、平成22年度以降は国土交通省水管理・国土保全局調べ
「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/238.xls>

第231表 廃棄物の分類と処理体制

《廃棄物の分類》



(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

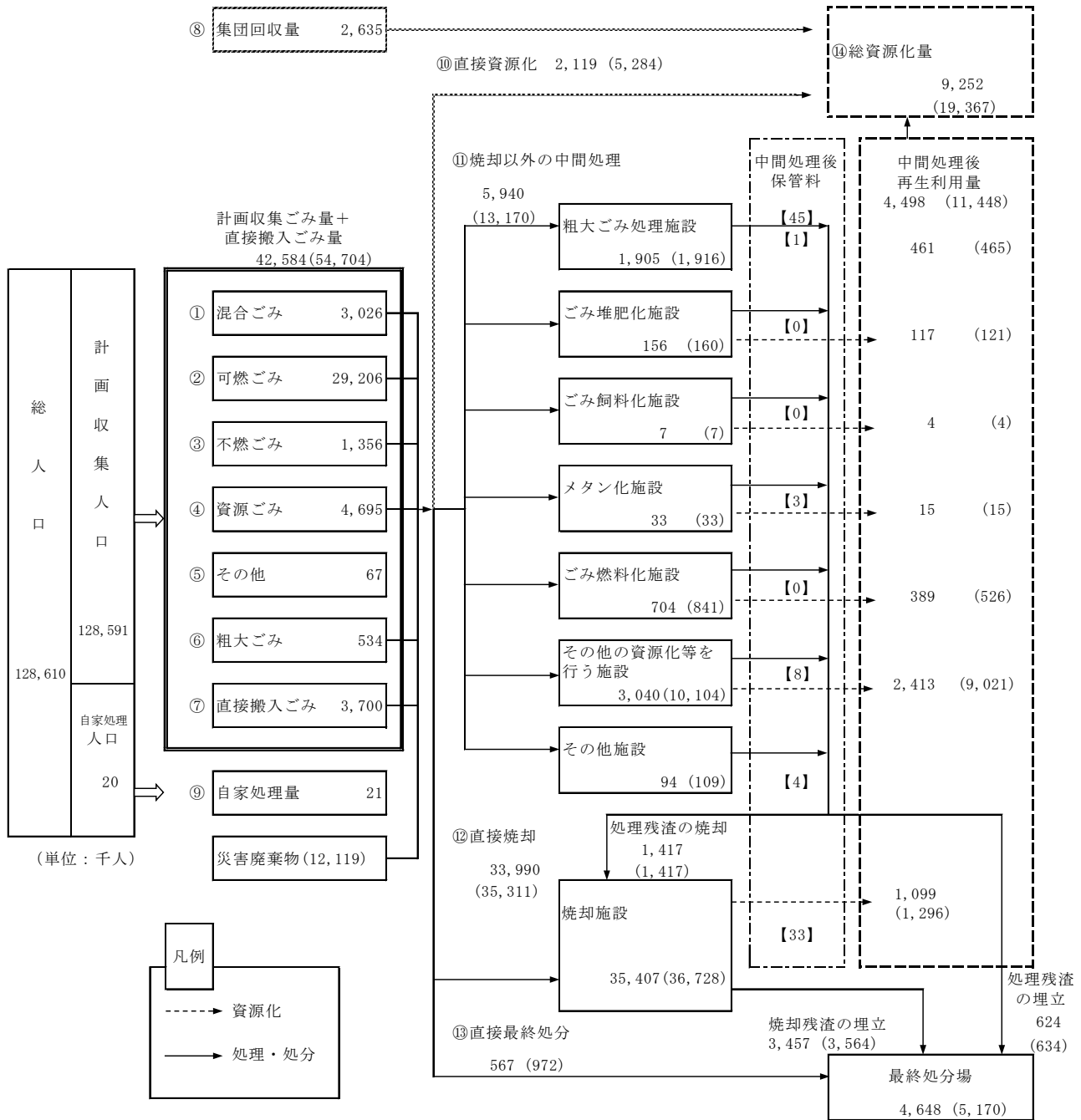
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/239.xls>

第232表 ごみ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ
(平成24年度実績)

(単位：千t/年)



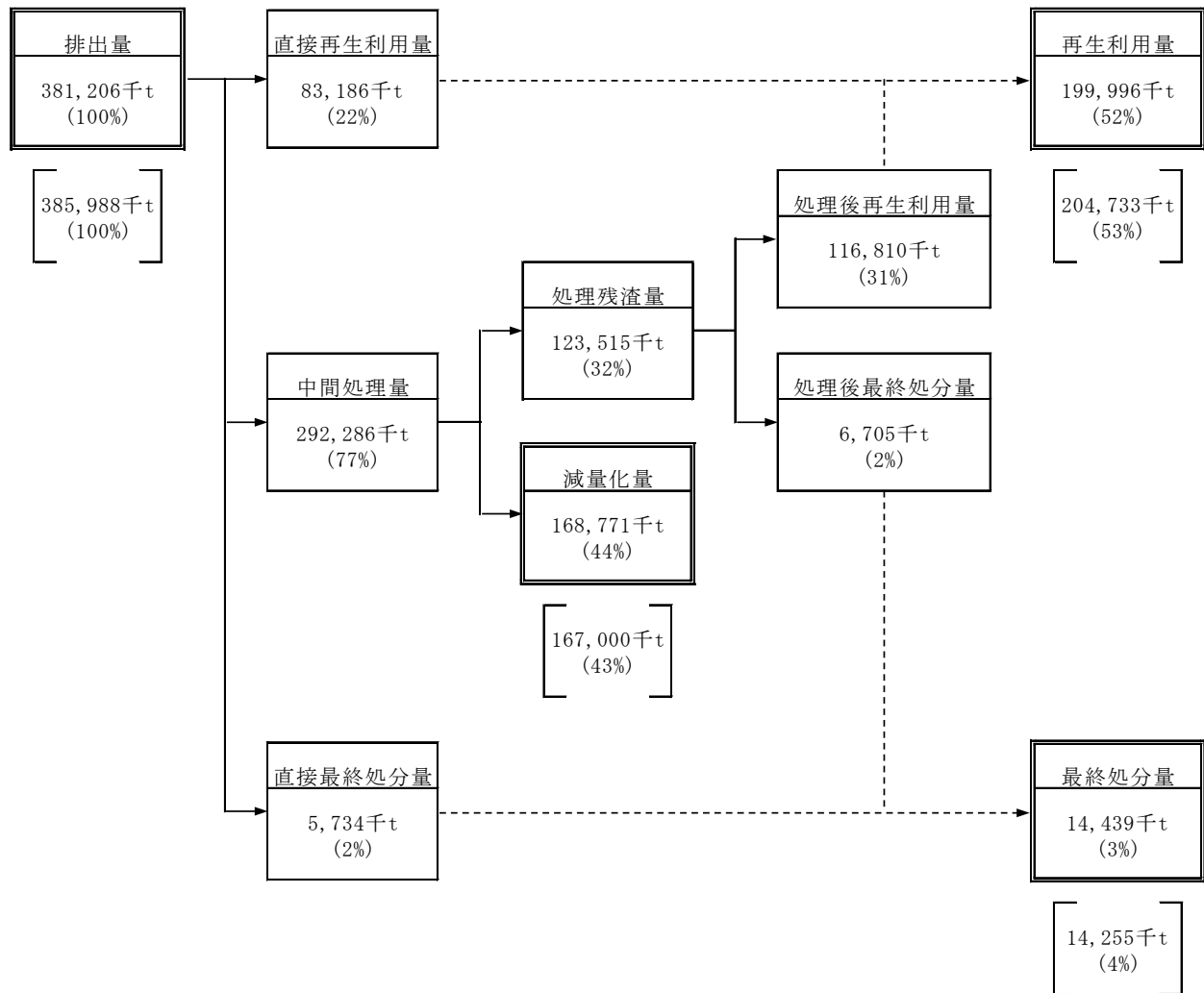
- ・計画収集ごみ量=①+②+③+④+⑤+⑥=38,884千トン
- ・計画収集ごみ量+直接搬入ごみ量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=42,584千トン
- ・ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=45,220千トン
- ・1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口/365=963g/人・日
- ・ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=42,616千トン
- ・総資源化量=⑭=9,252千トン
- ・リサイクル率=⑭/(⑧+⑩+⑪+⑫+⑬)=20.4%
- ・中間処理による減量化量=(⑩+⑫)-中間処理後再生利用量-残渣の埋立量=31,351千トン

* () 内は、災害廃棄物を含む値である。【】内は、中間処理後に東日本大震災（福島第一原子力発電所の事故含む）により、中間処理後に保管されている数量である。

*平成24年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集したものの再商品化量は278万トンであり、容器包装のリサイクル量は総資源化量925万トンに含まれている。また、平成24年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は47万トン、このうち再商品化量が40万トンであり、これを含めると総資源化量は965万トンである。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ
(平成23年度)



(注) []内は平成22年度の数値である。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「産業廃棄物の排出及び処理状況等」
SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/240.xls>

第233表 市町村のごみ処理費用の推移

区分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
ごみ処理事業経費(百万円)	1,816,944	1,825,588	1,838,976	1,790,372	1,788,449
対前年度増加率(%)	△ 2.3	0.5	0.7	△ 2.6	△ 0.1
1人当たりのごみ事業経費(円/人年)	14,200	14,300	14,400	14,100	13,900
対前年度増加率(%)	△ 2.7	0.7	0.7	△ 2.1	△ 1.4

(注) 1 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/241.xls>

6 公 害

第234表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	合計
あ っ せ ん						
受 付	0	0	0	0	0	3
終 結	0	0	0	0	0	3
未 済	0	0	0	0	0	—
調 停						
受 付	1	3	5	5	5	723
終 結	0	4	5	3	6	721
未 済	2	1	1	3	2	—
仲 裁						
受 付	0	0	0	0	0	1
終 結	0	0	0	0	0	1
未 済	0	0	0	0	0	—
裁 定						
受 付	23 (14)	24 (11)	24 (11)	23 (10)	32 (9)	216 (80)
終 結	11 (4)	15 (9)	17 (6)	29 (12)	21 (7)	167 (58)
未 済	28 (15)	37 (17)	44 (22)	38 (20)	49 (22)	—
業 務 履 行 勸 告						
受 付	0	0	0	1	0	6
終 結	1	0	0	1	0	6
未 済	0	0	0	0	0	—
計						
係 属	42	57	67	74	78	—
う ち 新 規 受 付	24	27	29	29	37	949
終 結	12	19	22	33	27	898
未 済	30	38	45	41	51	—

(注) 1 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で内数である。

2 「合計」は、昭和45年度以降の合計値である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/242.xls>

第235表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区 分	受 付 件 数					終 結 件 数					年度末 係属件数
	合 計	あっせん	調 停	仲 裁	業務履 行勸告	合 計	成 立	打切り	取下げ	その他	
平成21年度(2009)	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22 (2010)	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23 (2011)	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24 (2012)	34	0	34	0	0	37	11	21	4	1	32
25 (2013)	39	0	39	0	0	29	4	22	2	1	42
合 計	1,386	36	1,332	4	14	1,344	560	600	153	31	—

(注) 「合計」は、昭和45年度以降の合計値である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/243.xls>

第236表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
平成20年度(2008)	59,703	20,749	9,023	253	15,211	1,699	28	12,740
21 (2009)	56,665	19,324	8,171	251	14,749	1,455	30	12,685
22 (2010)	54,845	17,612	7,574	222	15,678	1,675	23	12,061
23 (2011)	54,453	17,444	7,477	252	15,862	1,902	22	11,494
24 (2012)	54,377	16,907	7,129	229	16,714	1,858	21	11,519

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告（参考資料）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/244.xls>

第237表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区分	合計	廃棄物 投棄	生活系				その他
			生活系	農業系	建設系	産業系	
平成20年度(2008)	26,533	13,480	10,349	419	1,354	1,358	13,053
21 (2009)	24,967	12,462	9,737	327	1,250	1,148	12,505
22 (2010)	25,250	12,306	9,770	318	1,138	1,080	12,944
23 (2011)	25,598	11,846	9,681	292	1,003	870	13,752
24 (2012)	25,623	11,385	9,154	295	1,003	933	14,238

(注) 区分は、以下のとおり。

生活系：主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ゴミ等による「一般廃棄物」の投棄

農業系：主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死がい及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄

建設系：主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄

産業系：主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃えがら、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄

その他：高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告（参考資料）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/245.xls>

第238表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成25年12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
総		数			38,323		
旧第一種地域 非特異的疾患	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症	千葉県南部臨海地域	千葉県	昭和49.11.30	261		
		東京都千代田区全域	千代田区	昭和49.11.30	126		
		〃 中央区全域	中央区	昭和50.12.19	206		
		〃 港区全域	港区	昭和49.11.30	348		
		〃 新宿区全域	新宿区	〃	958		
		〃 文京区全域	文京区	〃	408		
		〃 台東区全域	台東区	昭和50.12.19	392		
		〃 品川区全域	品川区	昭和49.11.30	755		
		〃 大田区全域	大田区	〃	1,622		
		〃 目黒区全域	目黒区	昭和50.12.19	480		
		〃 渋谷区全域	渋谷区	昭和49.11.30	459		
		〃 豊島区全域	豊島区	昭和50.12.19	594		
		〃 北区全域	北区	〃	871		
		〃 板橋区全域	板橋区	〃	1,497		
		〃 墨田区全域	墨田区	〃	569		
		〃 江東区全域	江東区	昭和49.11.30	1,207		
		〃 荒川区全域	荒川区	昭和50.12.19	635		
		〃 足立区全域	足立区	〃	1,536		
		〃 葛飾区全域	葛飾区	〃	1,002		
		〃 江戸川区全域	江戸川区	〃	1,431		
		東京都計					15,096
				横浜市鶴見臨海地域	横浜市	昭和47.2.1	418
				川崎市川崎区・幸区	川崎市	昭和44.12.27	1,470
				富士市中部地域	富士市	昭和47.2.1	411
				名古屋市中部地域	名古屋市	昭和52.1.13	2,068
				東海市北部・中部地域	愛知県	昭和48.2.1	352
				四日市市臨海地域・楠町全域	四日市市	昭和44.12.27	414
				大阪市全地域	大阪市	昭和44.12.27	6,522
				豊中市南部地域	豊中市	昭和48.2.1	188
				吹田市南部地域	吹田市	昭和49.11.30	198
				守口市全地域	守口市	昭和52.1.13	1,157
				東大阪市中西部地域	東大阪市	昭和53.6.2	1,244
				八尾市中西部地域	八尾市	〃	710
				堺市西部地域	堺市	昭和48.8.1	1,526
				神戸市臨海地域	神戸市	〃	690
				尼崎市東部・南部地域	尼崎市	昭和45.12.1	1,974
				倉敷市水島地域	倉敷市	昭和50.12.19	1,202
		玉野市南部臨海地域	岡山県	〃	30		
		備前市片上湾周辺地域	〃	〃	43		
		北九州市洞海湾沿岸地域	北九州市	昭和48.2.1	872		
		大牟田市中部地域	大牟田市	昭和48.8.1	791		
		計			37,637		
第二種疾患	水俣病	阿賀野川下流地域	新潟県	昭和44.12.27	74		
	〃	〃	新潟県	〃	111		
	〃	水俣湾沿岸地域	鹿児島県	〃	126		
	〃	〃	熊本県	〃	322		
	イタイイタイ病	神通川下流地域	富山県	〃	3		
	慢性砒素中毒症	島根県笹ヶ谷地区	島根県	昭和49.7.4	3		
		宮崎県土呂久地区	宮崎県	昭和48.2.1	47		
		計			686		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

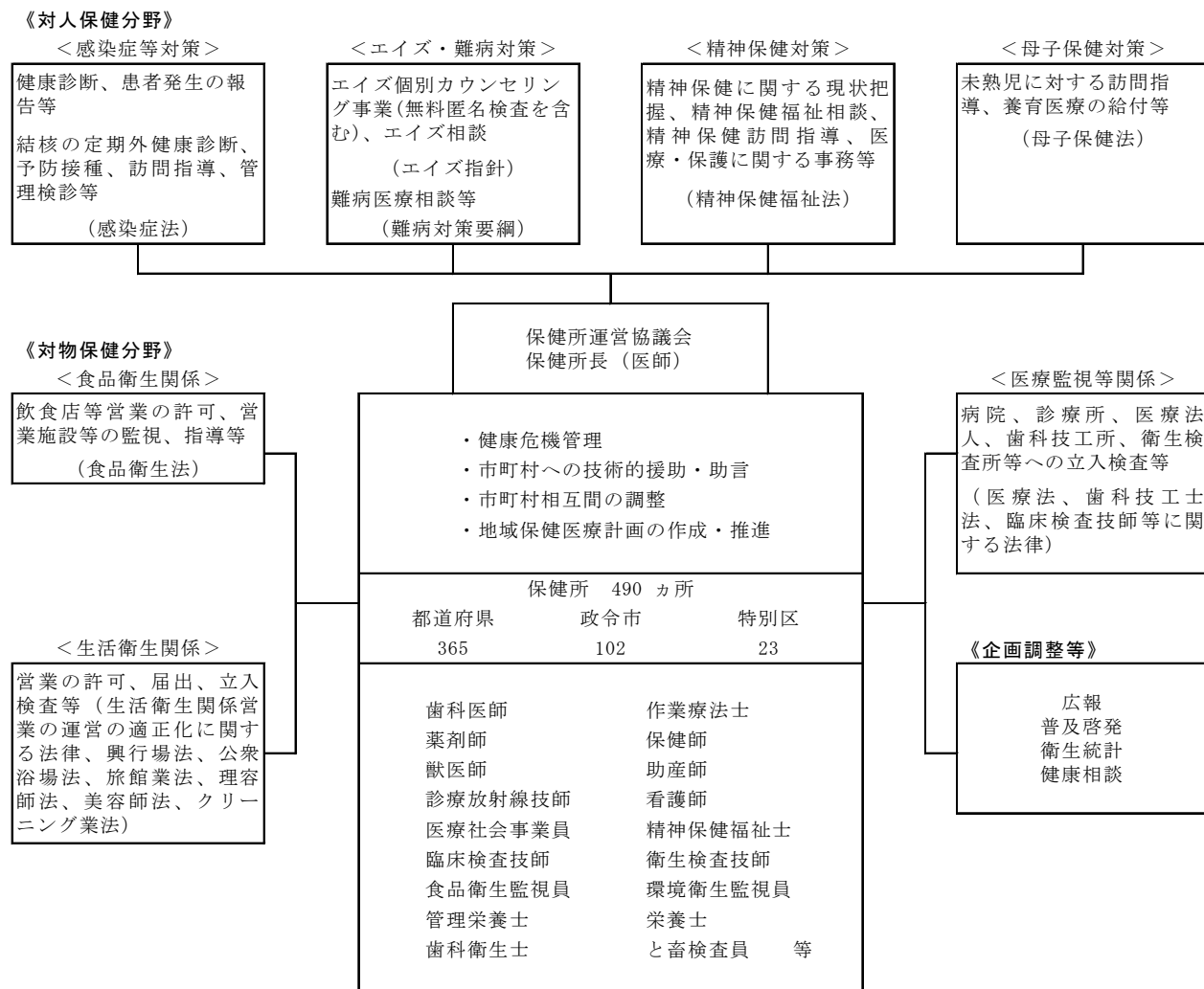
資料：環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/246.xls>

7 保健所及び保健センター

第239表 保健所の活動

平成26年4月1日現在



(注) これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等(薬事法)、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等(狂犬病予防法)、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等(あん摩マッサージ指圧師等に関する法律)の業務を行っている。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/247.xls>

第240表 保健所数及び保健所職員総数

各年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
保 健 所 数	517	510	494	495	495
都 道 府 県 立	389	380	374	373	372
政 令 市	105	107	97	99	100
特 別 区	23	23	23	23	23
職 員 総 数	27,873	28,183	27,799	28,275	28,555
医 師	840	802	810	808	794
歯 科 医 師	93	83	82	88	95
薬 剤 師 ・ 獣 医 師	4,834	4,935	4,911	5,012	5,059
保 健 師	7,737	7,914	7,739	7,806	7,781
看 護 師	229	243	233	262	418
助 産 師	54	55	54	67	66
放 射 線 ・ X 線 技 師	666	624	606	567	546
管 理 栄 養 士	1,074	1,099	1,057	1,066	1,119
栄 養 士	131	115	117	141	171
歯 科 衛 生 士	340	329	337	321	314
検 査 技 師	960	907	853	799	826
理 学 療 法 士 ・ 作 業 療 法 士	86	88	78	90	99
そ の 他	10,829	10,989	10,922	11,248	11,267

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。

2 「職員総数」は、常勤職員数である。

3 「看護師」は、准看護師を含む。

4 平成22年度の「職員総数」は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

資料：「保健所数」は、厚生労働省健康局調べ

「職員総数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/248.xls>

第241表 保健所活動状況

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
健 康 診 断					
受 診 延 人 数	1,675,458	1,600,386	1,469,932	1,458,947	1,331,138
母 子 保 健 (保 健 所 活 動 分)					
妊 婦 保 健 指 導 延 人 員	120,540	133,258	141,409	149,927	172,850
産 婦 保 健 指 導 延 人 員	86,507	83,267	99,951	92,671	99,734
乳 児 保 健 指 導 延 人 員	257,832	237,879	254,961	244,722	260,772
幼 児 保 健 指 導 延 人 員	243,583	239,298	259,980	250,735	268,873
歯 科 保 健					
健 診 ・ 保 健 指 導 受 診 延 人 員	1,102,112	1,102,042	1,092,638	1,099,056	1,114,491
予 防 処 置 延 人 員	178,368	182,757	184,055	270,789	260,691
治 療 延 人 員	5,433	5,546	5,773	2,489	7
健 康 増 進					
個 別 指 導					
栄 養 指 導 延 人 員	328,402	348,570	376,298	346,662	340,778
集 団 指 導					
栄 養 指 導					
延 人 員	971,078	966,271	980,310	923,365	918,855
衛 生 教 育 開 催 回 数	122,844	129,278	125,517	119,736	110,257
環 境 衛 生 監 視 指 導 延 施 設 数	312,599	296,393	281,206	264,247	272,919
試 験 検 査 検 体 数	3,705,810	3,393,619	3,264,552	3,154,940	2,966,234

(注) 平成22年度の「職員総数」は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/249.xls>

第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第242表 障害者数

(単位 千人)

区 分	総 数	在宅者	施設入所者
身 体 障 害 児 ・ 者 総 数	3,937 (31)	3,864 (30)	73 (1)
18 歳 未 満	78	73	5
18 歳 以 上	3,834	3,766	68
年 齢 不 詳	25	25	—
知 的 障 害 児 ・ 者 総 数	741 (6)	622 (5)	119 (1)
18 歳 未 満	159	152	7
18 歳 以 上	578	466	112
年 齢 不 詳	4	4	—
精 神 障 害 者 総 数	3,201 (25)	2,878 (22)	323 (3)
20 歳 未 満	179	176	3
20 歳 以 上	3,011	2,692	319
年 齢 不 詳	11	10	1

- (注) 1 () 内の数字は、平成22年国勢調査人口による総人口千人当たりの人口(単位 人)。
- 2 「身体障害児・者」の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
- 3 「身体障害児・者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「生活のしづらさなどのに関する調査」(平成23年)、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」(平成21年)等より厚生労働省社会・援護局作成による。
- 4 「知的障害児・者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「生活のしづらさなどのに関する調査」(平成23年)、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」(平成23年)等より厚生労働省社会・援護局作成による。
- 5 「精神障害者」は、ICD-10(国際疾病分類)の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応している。また、年齢別の集計において四捨五入をしているため、合計とその内訳の合計は必ずしも一致しない。
- 6 「精神障害者」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」(平成23年)より厚生労働省社会・援護局作成による。

資料：厚生労働省「平成26年版 厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/250.xls>

第243表 障害別障害者数(在宅)の推移

(単位 千人)

(単位 千人)

区 分	平成13年 (2001)	18 (2006)	23 (2011)	参考値 25年度 (2013)	区 分	平成12年 (2000)	17 (2005)	23 (2011)	参考値 25年度 (2013)
身 体 障 害 者	3,327	3,576	3,864	5,252	知 的 障 害 者	329	419	622	941

- (注) 1 参考値以外は、推計値である。
- 2 平成23年は、12月1日を調査日として実施しており、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市については調査を実施していない。
- 3 平成23年は、「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児(者)基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどのに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となった。
- 4 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
- 5 「身体障害児・者実態調査」「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：「身体障害者」の平成18年以前は厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」、
「知的障害者」の平成17年以前は厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」、
平成23年は、厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/251.xls>

第244表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度）

平成23年12月1日現在（単位 人）

区分	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	障害種別不詳	重複障害（再掲）
総数	3,863,800 (100.0)	315,500 (8.2)	323,900 (8.4)	1,708,800 (44.2)	930,300 (24.1)	585,300 (15.1)	176,400 (4.6)
《年齢階級別》							
0～9歳	39,800 (1.0)	1,500	7,400	23,600	6,400	1,000	5,400
10～17歳	32,900 (0.9)	3,400	4,400	18,700	3,400	2,900	3,400
18～19歳	10,300 (0.3)	1,000	2,000	5,400	1,000	1,000	1,000
20～29歳	57,000 (1.5)	3,900	7,400	33,900	5,900	5,900	3,900
30～39歳	109,600 (2.8)	9,800	14,300	44,700	19,200	21,600	3,900
40～49歳	168,100 (4.4)	18,200	12,300	85,500	32,400	19,700	10,300
50～59歳	322,900 (8.4)	28,000	22,600	150,400	69,300	52,600	14,700
60～64歳	442,800 (11.5)	30,500	23,100	221,600	106,200	61,400	13,300
65～69歳	438,900 (11.4)	33,900	29,500	197,100	112,500	65,900	19,200
70歳以上	2,216,400 (57.4)	183,800	197,600	919,500	569,600	346,000	101,200
不詳	25,100 (0.6)	1,500	3,400	8,400	4,400	7,400	—
《障害の程度別》							
65歳未満							
1級	345,000 (29.2)	35,900	2,500	138,100	171,000	—	・
2級	206,900 (17.5)	25,100	32,400	146,500	2,500	—	・
3級	187,700 (15.9)	10,300	14,700	123,400	38,300	—	・
4級	174,000 (14.7)	6,900	10,800	111,600	43,200	1,000	・
5級	60,400 (5.1)	9,800	—	50,100	—	—	・
6級	43,200 (3.7)	2,900	19,700	20,600	—	—	・
不詳	166,100 (14.0)	—	—	—	—	166,100	・
65歳以上及び年齢不詳							
1級	707,200 (26.4)	72,700	1,000	171,500	466,400	—	・
2級	377,900 (14.1)	60,400	48,700	264,900	2,500	—	・
3級	461,000 (17.2)	17,700	51,600	272,300	118,400	—	・
4級	489,000 (18.2)	21,100	41,300	290,000	135,600	1,000	・
5級	118,400 (4.4)	19,200	2,000	96,300	—	—	・
6級	107,600 (4.0)	18,200	60,000	28,500	—	—	・
不詳	419,200 (15.6)	—	—	—	—	419,200	・

(注) 1 () 内の数字は、構成割合 (%) である。

2 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市は含まれていない。

3 「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児（者）基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」となった。

資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/252.xls>

第245表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）

平成23年推計値（単位 人）

区 分	総 数		男	女	不 詳	重 度	その他	不 詳
総 数	621,700	(100.0)	354,800	265,900	1,000	241,800	303,200	76,700
0 ～ 9	59,000	(9.5)	41,300	17,700	—	15,200	42,300	1,500
10 ～ 17	92,900	(14.9)	60,900	31,900	—	38,800	47,700	6,400
18 ～ 19	22,600	(3.6)	13,800	8,800	—	12,300	9,300	1,000
20 ～ 29	112,100	(18.0)	59,000	53,100	—	42,300	55,500	14,300
30 ～ 39	127,300	(20.5)	69,300	58,000	—	56,500	58,500	12,300
40 ～ 49	76,700	(12.3)	46,200	30,500	—	24,100	40,300	12,300
50 ～ 59	43,200	(6.9)	21,100	22,100	—	16,700	21,600	4,900
60 ～ 64	26,000	(4.2)	11,300	14,700	—	9,300	10,300	6,400
65 ～ 69	13,800	(2.2)	4,900	8,800	—	6,400	3,400	3,900
70歳以上	44,200	(7.1)	25,600	18,200	500	17,200	13,300	13,800
年齢不詳	3,900	(0.6)	1,500	2,000	500	2,900	1,000	—

(注) 1 ()内の数字は、構成割合(%)である。

2 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市は含まれていない。

3 「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児(者)基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となった。

資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/253.xls>

第246表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
旧法による身体障害者更生援護施設	施設数 972	715	498	286	・
	在所者数 39,872	29,408	19,322	10,743	・
肢体不自由者更生施設	施設数 47	40	31	15	・
	在所者数 2,115	1,874	1,371	669	・
視覚障害者更生施設	施設数 8	4	1	1	・
	在所者数 442	152	45	44	・
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 2	2	1	1	・
	在所者数 47	49	28	30	・
内部障害者更生施設	施設数 5	5	3	2	・
	在所者数 249	240	141	67	・
身体障害者療護施設	施設数 389	292	190	106	・
	在所者数 21,732	15,924	9,977	5,694	・
身体障害者授産施設	施設数 144	116	82	44	・
	在所者数 7,065	5,481	3,556	1,625	・
身体障害者通所授産施設	施設数 210	156	122	78	・
	在所者数 5,178	3,848	2,955	1,863	・
身体障害者小規模通所授産施設	施設数 147	87	57	31	・
	在所者数 2,394	1,470	957	503	・
身体障害者福祉工場	施設数 20	13	11	8	・
	在所者数 650	370	292	248	・
身体障害者社会参加支援施設	施設数 374	351	337	318	295
身体障害者福祉センター	施設数 221	201	182	165	145
障害者更生センター	施設数 6	6	5	5	5
補装具製作施設	施設数 17	17	18	17	17
盲導犬訓練施設	施設数 10	10	11	11	11
点字図書館	施設数 73	71	73	73	69
点字出版施設	施設数 12	11	12	11	11
聴覚障害者情報提供施設	施設数 35	35	36	36	37
旧法による知的障害者援護施設	施設数 3,315	2,567	2,001	1,127	・
	在所者数 151,983	119,011	90,831	50,827	・
知的障害者更生施設	施設数 1,613	1,286	971	530	・
	在所者数 90,477	72,073	53,059	28,690	・
知的障害者授産施設	施設数 1,406	1,077	887	518	・
	在所者数 56,144	43,027	35,000	20,619	・
知的障害者小規模通所授産施設	施設数 166	93	57	20	・
	在所者数 2,495	1,442	880	270	・
知的障害者通勤寮	施設数 107	93	73	54	・
	在所者数 2,271	1,989	1,560	1,124	・
知的障害者福祉工場	施設数 23	18	13	5	・
	在所者数 596	480	332	124	・

(注) 1 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法)の施設である。

2 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

3 平成21～23年は調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

4 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

5 平成24年は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。

基本票：行政情報から把握可能な項目

詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/254.xls>

第247表 身体障害者に対する補装具購入等の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
購 入 件 数	160,107	164,395	163,835	166,701	165,528
公費負担額	18,402,168	20,604,798	20,456,773	20,680,641	20,923,276
義 肢					
義 手 件 数	1,527	1,440	1,509	1,393	1,409
公費負担額	215,058	224,786	246,346	222,517	220,773
義 足 件 数	5,955	5,710	5,537	5,522	5,379
公費負担額	2,186,188	2,263,895	2,187,060	2,223,987	2,254,252
装 具 件 数	43,852	44,052	44,119	44,708	44,733
公費負担額	3,335,667	3,542,793	3,523,304	3,500,244	3,576,108
盲人安全つえ 件 数	7,637	8,064	8,042	8,550	8,702
公費負担額	34,734	218,113	41,610	43,285	38,397
補 聴 器 件 数	43,898	45,432	45,207	46,320	46,019
公費負担額	2,695,444	2,998,162	3,004,445	3,031,301	3,022,061
車いす・電動車いす 件 数	29,818	30,346	30,296	29,766	28,974
公費負担額	6,012,143	7,155,259	7,292,348	7,351,815	7,316,223
歩行補助つえ 件 数	5,153	5,231	4,926	4,876	4,764
公費負担額	54,039	44,699	42,297	45,357	41,136
そ の 他 件 数	22,267	24,120	24,199	25,566	25,548
公費負担額	3,868,895	4,161,800	4,119,363	4,262,135	4,454,326
修 理 件 数	113,454	120,242	121,570	124,358	124,755
公費負担額	4,452,081	5,074,549	5,169,588	5,255,548	5,487,680
義 肢					
義 手 件 数	719	686	709	713	655
公費負担額	61,946	64,639	76,271	70,014	69,667
義 足 件 数	7,089	6,986	7,334	7,363	7,528
公費負担額	1,076,153	1,098,995	1,171,457	1,222,818	1,322,243
装 具 件 数	16,555	16,820	17,708	17,887	17,687
公費負担額	280,365	308,069	327,761	317,110	318,962
盲人安全つえ 件 数	72	103	87	111	124
公費負担額	172	207	812	490	615
補 聴 器 件 数	29,315	30,492	30,007	30,128	29,840
公費負担額	442,544	535,020	514,148	505,965	515,039
車いす・電動車いす 件 数	51,193	55,553	56,143	57,891	58,169
公費負担額	2,012,210	2,426,887	2,422,065	2,448,094	2,532,784
歩行補助つえ 件 数	263	192	194	210	187
公費負担額	3,444	679	903	696	500
そ の 他 件 数	8,248	9,410	9,388	10,055	10,565
公費負担額	575,243	640,090	656,171	690,361	727,870

(注) 1 「補装具」と「特例補装具」を合算した値である。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

3 平成25年度の「公費負担額」は、「障害者総合支援法による公費負担額」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/255.xls>

第248表 身体障害者更生援護状況

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	352,073	351,960	352,151	352,559	354,377
補 装 具 件 数					
交 付	160,107	164,395	163,835	166,701	165,528
修 理	113,454	120,242	121,570	124,358	124,755
更 生 医 療 給 付 申 請 件 数	257,055	265,936	291,298	295,919	315,823

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/256.xls>

第249表 身体障害者に対する更正医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 件 数	256,144	261,994	284,999	288,589	309,489
公 費 負 担 額	119,493,884	129,636,434	139,535,882	148,595,088	155,536,491
視 覚 障 害 件 数	45	90	63	54	58
公 費 負 担 額	9,273	11,693	9,899	9,143	18,306
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 件 数	171	198	224	199	216
公 費 負 担 額	24,829	8,276	21,289	23,510	13,652
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 件 数	676	653	709	708	653
公 費 負 担 額	90,980	15,510	22,283	57,493	21,842
肢 体 不 自 由 件 数	19,527	19,902	19,752	21,121	22,923
公 費 負 担 額	1,716,264	1,862,605	1,814,270	2,002,143	2,064,719
心 臓 機 能 障 害 件 数	29,831	30,309	30,274	29,437	30,154
公 費 負 担 額	4,144,365	4,485,118	4,420,762	4,399,466	4,411,861
じ ん 臓 機 能 障 害 件 数	195,045	195,814	215,699	217,712	233,440
公 費 負 担 額	108,896,099	117,713,538	126,337,061	133,681,741	139,803,541
小 腸 機 能 障 害 件 数	110	121	90	57	79
公 費 負 担 額	33,308	35,759	13,997	15,456	24,415
肝 臓 機 能 障 害 件 数	・	1,630	2,340	2,334	2,417
公 費 負 担 額	・	357,216	546,152	498,983	523,407
免 疫 機 能 障 害 件 数	10,645	13,088	15,704	16,792	19,354
公 費 負 担 額	4,540,902	5,126,291	6,268,222	7,796,572	8,607,691
訪 問 看 護 件 数	94	189	144	175	195
公 費 負 担 額	37,864	21,472	31,947	110,581	47,057

(注) 1 「公費負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/257.xls>

第250表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

(単位 人)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
入 校 者 数	1,658	1,741	1,655	1,596	1,506
障 害 種 別					
視 覚	61	56	62	52	57
聴 覚 ・ 言 語	210	218	206	241	179
上 肢 障 害	366	371	331	319	263
下 肢 障 害	541	548	495	462	379
体 幹 障 害	120	117	108	97	79
内 臓 機 能	138	144	135	143	119
知 的 障 害	414	435	415	381	356
精 神 障 害	227	260	299	357	314
そ の 他 障 害	139	135	155	205	229

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。

2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。

資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/258.xls>

2 児童福祉

第251表 児童相談所処理件数

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
総 数	371,800	360,824	385,294	384,261	391,997
訓 戒 ・ 誓 約	1,445	1,564	1,454	1,393	1,406
児 童 福 祉 司 の 指 導	4,343	4,178	4,635	4,656	5,546
福 祉 事 務 所 へ 送 致 又 は 通 知	792	803	858	955	924
児 童 委 員 の 指 導	26	15	9	32	19
里 親 委 託	1,420	1,583	1,951	1,652	1,673
児 童 福 祉 施 設 に 入 所 通 所	10,822	10,649	10,486	10,236	10,063
法第27条の3により家庭裁判所 に送致されたもの(再掲)	56	54	37	63	37
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	26,218	19,283	17,343	7,245	6,089
他 の 機 関 に あ っ 旋 紹 介	4,049	3,727	4,412	4,410	4,253
面 接 指 導	290,383	287,775	307,942	317,333	323,354
そ の 他	32,302	31,247	36,204	36,349	38,670
年 度 末 現 在 未 処 理 件 数	19,388	19,095	23,970	24,016	25,932

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/260.xls>

第252表 里親及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
登 録 里 親 数	7,185	7,504	8,726	9,392	9,441
児 童 が 委 託 さ れ て い る 里 親 数	2,837	2,922	3,292	3,487	3,560
里 親 に 委 託 さ れ て い る 児 童 数	3,836	3,816	4,295	4,578	4,636

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/261.xls>

第253表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分		平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総	施設数	33,431	32,353	31,623	31,599	29,079
	在所者数	2,213,149	2,173,600	2,127,760	2,157,692	2,526,366
助産施設	施設数	415	415	413	403	...
乳児院	施設数	121	123	125	127	129
	在所者数	3,124	3,113	3,136	3,035	3,023
母子生活支援施設	施設数	270	259	262	259	251
	在所者数	10,367	10,021	10,006	10,042	9,437
保育所	施設数	22,898	22,250	21,681	21,751	22,720
	在所者数	2,137,692	2,100,357	2,056,845	2,084,136	2,187,568
児童養護施設	施設数	569	563	582	578	570
	在所者数	30,695	29,753	29,975	29,214	28,188
障害児入所施設(福祉型)	施設数	239
	在所者数	7,986
障害児入所施設(医療型)	施設数	160
	在所者数	6,881
児童発達支援センター(福祉型)	施設数	288
	在所者数	13,337
児童発達支援センター(医療型)	施設数	99
	在所者数	2,641
知的障害児施設	施設数	248	239	224	225	.
	在所者数	9,350	8,827	8,214	8,255	.
自閉症児施設	施設数	7	7	5	7	.
	在所者数	219	202	170	185	.
知的障害児通園施設	施設数	258	253	230	256	.
	在所者数	10,343	10,535	9,679	11,174	.
盲児施設	施設数	10	10	9	9	.
	在所者数	132	120	120	119	.
ろうあ児施設	施設数	13	10	10	10	.
	在所者数	167	125	142	142	.
難聴幼児通園施設	施設数	25	25	23	23	.
	在所者数	963	974	912	893	.
肢体不自由児施設	施設数	62	56	56	59	.
	在所者数	2,623	2,381	1,958	1,954	.
肢体不自由児通園施設	施設数	99	99	83	97	.
	在所者数	2,777	2,903	2,441	2,706	.
肢体不自由児療護施設	施設数	7	6	6	6	.
	在所者数	249	216	263	235	.
重症心身障害児施設	施設数	125	118	116	133	.
	在所者数	11,827	11,229	11,004	12,771	.
情緒障害児短期治療施設	施設数	32	31	37	37	37
	在所者数	1,180	1,159	1,175	1,251	1,236
児童自立支援施設	施設数	58	55	58	58	57
	在所者数	1,808	1,706	1,726	1,622	1,506
児童家庭支援センター	施設数	70	67	75	79	85
小型児童館	施設数	2,799	2,602	2,594	2,568	2,610
児童センター	施設数	1,750	1,632	1,616	1,625	1,720
大型児童館 A型	施設数	19	19	19	18	18
大型児童館 B型	施設数	4	4	4	4	4
大型児童館 C型	施設数	1	1	1	1	1
その他の児童館	施設数	116	102	111	102	91
児童遊園	施設数	3,455	3,407	3,283	3,164	...

(注) 1 「母子生活支援施設」の在所者数は世帯人員数であり、在所者総数には含まない。
 2 平成21～23年は調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。
 3 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。
 宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
 福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
 4 平成24年は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。
 基本票：行政情報から把握可能な項目
 詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/262.xls>

第254表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《育 成 医 療》					
給 付 決 定 件 数	55,617	53,784	53,978	50,388	56,062
肢 体 不 自 由	10,962	10,262	10,034	9,767	11,254
視 覚 障 害	5,142	4,609	4,344	4,149	3,890
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	2,887	2,626	2,611	2,468	2,438
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害	18,429	18,114	18,481	16,755	19,857
心 臓 機 能 障 害	9,087	9,104	9,155	8,591	9,066
腎 臓 機 能 障 害	567	580	448	446	517
そ の 他	8,543	8,490	8,905	8,212	9,040
公 費 負 担 額	3,100,871	3,319,187	3,518,538	3,613,011	3,504,493
社 会 保 険 負 担 額	38,981,011	42,845,925	43,817,801	44,030,001	42,983,159
《養 育 医 療》					
給 付 決 定 件 数	29,281	30,264	29,744	29,386	32,398
公 費 負 担 額	8,933,059	8,182,950	6,917,980	6,803,316	7,605,713
社 会 保 険 ・ 結 核 予 防 法 に よ る 負 担 額	71,062,183	83,875,789	86,234,154	87,696,666	96,498,318
《療 育 の 給 付》					
給 付 決 定 件 数	13	9	12	7	4
骨 関 節 結 核	—	1	—	—	—
骨 関 節 結 核 以 外 の 結 核	13	8	12	7	4
公 費 負 担 額	7,939	2,272	1,732	785	811
社 会 保 険 ・ 結 核 予 防 法 に よ る 負 担 額	23,586	8,103	4,260	2,814	5,638

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

3 《育成医療》「公費負担額」「社会保険負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

4 平成22年度の「育成医療」は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）及び福島県（郡山市及びいわき市以外）を除く。

5 平成22年度の「養育医療」は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除く。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/263.xls>

第255表 1歳6か月児健康診査受診者数

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
受 診 者 数	1,034,745	1,038,821	1,023,680	1,042,991	1,023,370

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/264.xls>

第256表 3歳児健康診査受診者数

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
受 診 者 数	985,266	1,002,240	1,008,623	1,029,580	1,012,567

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/265.xls>

第257表 児童扶養手当受給世帯数

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
総 数	985,682	1,055,181	1,070,211	1,083,317	1,073,790
母 子 世 帯					
生 別 母 子 世 帯					
離 婚	860,472	868,709	871,781	877,162	864,912
そ の 他	1,469	1,514	1,423	1,513	1,730
死 別 母 子 世 帯	8,521	8,362	8,135	7,863	7,669
未 婚 の 母 子 世 帯	81,860	85,292	88,625	92,270	94,838
障 害 者 世 帯	2,617	2,550	4,281	4,767	4,992
遺 棄 世 帯	4,013	3,546	3,333	3,095	2,788
父 子 世 帯					
生 別 父 子 世 帯					
離 婚	・	49,118	53,829	56,451	56,115
そ の 他	・	19	40	38	43
死 別 父 子 世 帯	・	5,299	5,788	6,083	6,054
未 婚 の 父 子 世 帯	・	458	570	592	611
障 害 者 世 帯	・	281	1,128	1,384	1,548
遺 棄 世 帯	・	214	239	236	214
そ の 他 の 世 帯	26,730	29,819	31,039	31,863	32,276

(注) 平成22～23年度は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/266.xls>

第258表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
特 別 児 童 扶 養 手 当					
受 給 者 数	184,095	190,162	195,838	207,083	214,542
支 給 対 象 障 害 児 数	191,609	198,240	204,671	217,227	225,014
障 害 児 福 祉 手 当 受 給 者 数	65,034	65,369	65,089	66,327	66,613
特 別 障 害 者 手 当 受 給 者 数	114,610	115,774	117,151	120,359	121,337
経 過 的 福 祉 手 当 受 給 者 数	8,098	7,227	6,486	5,926	5,330

(注) 1 平成22年度の「特別児童扶養手当」は、東日本大震災の影響により福島県を除いて集計した数値であり、それ以外には宮城県を除いて集計した数値である。

2 平成23年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/267.xls>

第259表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数（一般受給資格者）

平成25年2月末現在

区 分	受給者数	支給要件別受給者数				
		留学等により 国外に居住する 対象児童が 受給者数	未成年後見 人に係る 受給者数	父母指定者 に係る 受給者数	法第4条第 4項の規定 により認定 を受けた者 (同居父母) に係る 受給者数	外国人 受給者数
総 計	10,725,694	483	444	232	10,462	175,649
児 童 手 当 特 例 給 付	9,920,587	425	427	216	10,352	166,702
市 町 村 支 給 分 計	805,107	58	17	16	110	8,947
児 童 手 当 特 例 給 付	9,804,654	467	424	218	10,190	175,609
被 用 者	9,038,676	412	409	203	10,102	166,668
児 童 手 当 特 例 給 付	765,978	55	15	15	88	8,941
非 被 用 者	7,476,177	207	121	69	4,036	74,481
児 童 手 当 特 例 給 付	6,785,250	162	114	58	3,968	67,634
公 務 員 分	690,927	45	7	11	68	6,847
児 童 手 当 特 例 給 付	2,328,477	260	303	149	6,154	101,128
児 童 手 当 特 例 給 付	2,253,426	250	295	145	6,134	99,034
公 務 員 分	75,051	10	8	4	20	2,094
児 童 手 当 特 例 給 付	921,040	16	20	14	272	40
児 童 手 当 特 例 給 付	881,911	13	18	13	250	34
児 童 手 当 特 例 給 付	39,129	3	2	1	22	6

(注) 報告書の内容変更により、平成23年9月末現在（前年掲載）とは表示内容が変更となっている。

(ii) 支給対象児童数（一般受給資格者）

平成25年2月末現在

区 分	受給者数	支給要件別受給者数					外国人受給者数
		留学等により 国外に居住す る支給対象 児童がいる 受給者数	未成年後見 人に係る 受給者数	父母指定者 に係る 受給者数	法第4条第4 項の規定によ り認定を受け た者（同居父 母）に係る 受給者数		
総 計	17,745,155	610	550	290	16,298	202,142	
児 童 手 当	16,471,666	537	532	269	16,131	191,236	
0歳から3歳未満	3,063,366	0	14	57	3,288	43,183	
3歳以上小学校修了前	10,218,567	362	276	124	10,238	115,032	
小学校修了後中学校終了前	3,189,733	175	242	88	2,605	33,021	
特 例 給 付	1,273,489	73	18	21	167	10,906	
0歳から3歳未満	144,705	0	0	7	29	1,713	
3歳以上小学校修了前	768,413	21	9	6	96	6,977	
小学校修了後中学校終了前	360,371	52	9	8	42	2,216	
市 町 村 支 給 分 計	16,186,316	589	529	269	15,812	202,081	
児 童 手 当	14,973,328	519	513	252	15,681	191,184	
0歳から3歳未満	2,785,298	0	10	53	3,215	43,175	
3歳以上小学校修了前	8,301,014	350	266	114	9,945	114,996	
小学校修了後中学校終了前	2,887,016	169	237	85	2,521	33,013	
特 例 給 付	1,212,988	70	16	17	131	10,897	
0歳から3歳未満	138,405	0	0	5	23	1,712	
3歳以上小学校修了前	734,520	21	8	5	79	6,969	
小学校修了後中学校終了前	340,063	49	8	7	29	2,216	
被 用 者	12,370,184	248	153	86	6,203	87,981	
児 童 手 当	11,281,927	193	145	73	6,103	79,771	
0歳から3歳未満	2,181,135	0	4	16	1,092	19,225	
3歳以上小学校修了前	7,011,598	117	84	40	3,847	47,212	
小学校修了後中学校終了前	2,089,194	76	57	17	1,164	13,334	
特 例 給 付	1,088,257	55	8	13	100	8,210	
0歳から3歳未満	121,312	0	0	5	21	1,330	
3歳以上小学校修了前	658,845	16	6	4	60	5,205	
小学校修了後中学校終了前	308,100	39	2	4	19	1,675	
非 被 用 者	3,816,132	341	376	183	9,609	114,100	
児 童 手 当	3,691,401	326	368	179	9,578	111,413	
0歳から3歳未満	604,163	0	6	37	2,123	23,950	
3歳以上小学校修了前	2,289,416	233	182	74	6,098	67,784	
小学校修了後中学校終了前	797,822	93	180	68	1,357	19,679	
特 例 給 付	124,731	15	8	4	31	2,687	
0歳から3歳未満	17,093	0	0	0	2	382	
3歳以上小学校修了前	75,675	5	2	1	19	1,764	
小学校修了後中学校終了前	31,963	10	6	3	10	541	
公 務 員 分	1,558,839	21	21	21	486	61	
児 童 手 当	1,498,338	18	19	17	450	52	
0歳から3歳未満	278,068	0	4	4	73	8	
3歳以上小学校修了前	917,553	12	10	10	293	36	
小学校修了後中学校終了前	302,717	6	5	3	84	8	
特 例 給 付	60,501	3	2	4	36	9	
0歳から3歳未満	6,300	0	0	2	6	1	
3歳以上小学校修了前	33,893	0	1	1	17	8	
小学校修了後中学校終了前	20,308	3	1	1	13	0	

(注) 報告書の内容変更により、平成23年9月末現在（前年掲載）とは表示内容が変更となっている。

(iii) 支給額の状況（一般受給資格者） 平成25年2月末現在（単位 千円）

区 分		支給額
総	計	1,916,570,879
児 童 手 当		1,866,094,619
0 歳 か ら 3 歳 未 満		475,342,939
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前		1,061,950,067
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前		328,801,613
特 例 給 付		50,476,260
市 町 村 支 給 分 計		1,747,911,579
児 童 手 当		1,699,949,389
0 歳 か ら 3 歳 未 満		433,937,839
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前		967,577,337
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前		298,434,213
特 例 給 付		47,962,190
被 用 者		1,310,125,512
児 童 手 当		1,266,868,124
0 歳 か ら 3 歳 未 満		329,798,892
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前		721,596,831
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前		215,472,401
特 例 給 付		43,257,388
非 被 用 者		437,786,067
児 童 手 当		433,081,265
0 歳 か ら 3 歳 未 満		104,138,947
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前		245,980,506
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前		82,961,812
特 例 給 付		4,704,802
公 務 員 分		168,659,300
児 童 手 当		166,145,230
0 歳 か ら 3 歳 未 満		41,405,100
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前		94,372,730
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前		30,367,400
特 例 給 付		2,514,070

(注) 1 報告書の内容変更により、平成23年9月末現在（前年掲載）とは表示内容が変更となっている。

2 支給額とは、各年度中に市町村及び公務員の所属庁において支払われた総額であり、決算ベースの額は若干異なる。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/268.xls>

第260表 子ども手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)		22 (2010)	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総 計	202,579,403,335	200,986,985,132	201,890,773,970	200,059,797,290
厚生年金保険関係	194,458,121,899	192,865,703,696	194,189,288,902	192,358,312,222
共済組合関係	8,121,281,436	8,121,281,436	7,701,485,068	7,701,485,068

(注) 1 平成22年度の制度改正により、児童手当は廃止され、子ども手当となった。

2 報告書の内容変更により、平成23年度以降の掲載がなくなった。

資料：平成21年度は厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」、

平成22年度は厚生労働省雇用均等・児童家庭局「子ども手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/269.xls>

第261表 子ども手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成23年度（単位 人）

区分	平成23年2月末 現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	3歳に達した	12歳の年度末に 達した	平成23年9月末 現在 受給者数
総計	13,787,465	1,084,164	1,336,953	△ 141,760	99,229	13,492,145
0歳から3歳未満	2,973,776	633,697	182,131	△ 483,222	—	2,942,120
3歳以上小学校修了前	7,558,966	291,091	284,687	341,462	△ 639,749	7,267,083
小学校修了後中学校終了前	3,254,723	159,376	870,135	—	738,978	3,282,942
市町村支給分計	12,602,940	974,314	1,202,278	△ 132,784	90,577	12,332,769
0歳から3歳未満	2,723,312	576,462	168,769	△ 443,389	—	2,687,616
3歳以上小学校修了前	6,922,785	256,900	251,799	310,605	△ 580,868	6,657,623
小学校修了後中学校終了前	2,956,843	140,952	781,710	—	671,445	2,987,530
被用者	9,433,839	683,442	847,575	△ 99,299	70,255	9,240,662
0歳から3歳未満	2,100,658	429,488	119,865	△ 332,747	—	2,077,534
3歳以上小学校修了前	5,174,981	160,094	166,933	233,448	△ 423,984	4,977,606
小学校修了後中学校終了前	2,158,200	93,860	560,777	—	494,239	2,185,522
非被用者	3,169,101	290,872	354,703	△ 33,485	20,322	3,092,107
0歳から3歳未満	622,654	146,974	48,904	△ 110,642	—	610,082
3歳以上小学校修了前	1,747,804	96,806	84,866	77,157	△ 156,884	1,680,017
小学校修了後中学校終了前	798,643	47,092	220,933	—	177,206	802,008
公務員分	1,184,525	109,850	134,675	△ 8,976	8,652	1,159,376
0歳から3歳未満	250,464	57,235	13,362	△ 39,833	—	254,504
3歳以上小学校修了前	636,181	34,191	32,888	30,857	△ 58,881	609,460
小学校修了後中学校終了前	297,880	18,424	88,425	—	67,533	295,412

(注) 報告書の内容変更により、平成24年度以降の掲載がなくなった。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「子ども手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/270.xls>

第262表 児童手当制度の費用負担等

【費用負担】

児童手当等の財源については、国、地方（都道府県、市区町村）、事業主拠出金で構成されている。

事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（1.5/1000）を乗じて得た額。

* 事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業（放課後児童クラブ等）を実施。

	被用者	非被用者	公務員
0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方1/3	国 2/3 地方1/3
	児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方1/3
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方1/3	国 2/3 地方1/3
	児童手当	国 2/3 地方1/3	国 2/3 地方1/3

所属庁 10/10

【財源内訳】平成26年度予算

給付総額 : 2兆366億円
(2兆2,356億円)

(内訳) 国庫負担分 : 1兆2,377億円 (1兆2,806億円)

地方負担分 : 6,188億円 (7,748億円)

事業主負担分 : 1,801億円※()内の数字は公務員を含む

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当制度の概要」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/271.xls>

3 社会福祉関係機関・施設等

第263表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
福祉事務所					
事務所数	228	214	214	211	210
都道府県					
区市町村	1,016	1,023	1,030	1,038	1,041
職員数	3,221	・	・	・	・
査察指導員	19,406	・	・	・	・
現業員					
身体障害者更生相談所	77	78	80	80	80
相談所数					
知的障害者更生相談所	78	80	82	82	84
相談所数					
児童相談所	201	204	206	207	207
相談所数					
児童福祉司	2,428	2,477	2,606	2,670	2,771
数					
民生委員・児童委員	228,728	225,247	229,510	230,199	230,060
数					

(注) 1 福祉事務所は、平成22～25年度は4月1日現在。平成21年度10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。福祉事務所の「職員数」は、平成22～25年度は調査が行われなかった。

2 身体障害者更生相談所は、4月1日現在。

3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。

4 児童相談所は、4月1日現在。

5 民生委員・児童委員数については、主任児童委員数を含む、各年度末現在。

資料：「福祉事務所」は、厚生労働省社会・援護局調べ

「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ

「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「民生委員・児童委員数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/272.xls>

第264表 社会福祉施設数（施設の種別別）

各年10月1日現在

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総 数	61,778	57,502	50,343	50,129	48,250
保 護 施 設	300	299	297	294	231
救 護 施 設	187	186	188	184	181
更 生 施 設	20	20	19	21	20
医 療 保 護 施 設	60	60	60	58	...
授 産 施 設	21	21	20	20	20
宿 所 提 供 施 設	12	12	10	11	10
老 人 福 祉 施 設	9,236	8,421	4,858	4,827	4,962
養 護 老 人 ホ ー ム (一 般)	915	882	861	847	859
養 護 老 人 ホ ー ム (盲)	49	50	48	46	46
軽 費 老 人 ホ ー ム (A 型)	229	217	218	208	207
軽 費 老 人 ホ ー ム (B 型)	31	29	28	24	23
軽 費 老 人 ホ ー ム (ケ ア ハ ウ ス)	1,835	1,804	1,718	1,769	1,815
老 人 福 祉 セ ン タ ー (特 A 型)	267	243	236	222	237
老 人 福 祉 セ ン タ ー (A 型)	1,527	1,390	1,363	1,306	1,368
老 人 福 祉 セ ン タ ー (B 型)	434	380	386	405	407
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	3,949	3,426
障 害 者 支 援 施 設 等	2,898	3,334	3,764	4,263	5,330
障 害 者 支 援 施 設	458	751	1,204	1,661	2,461
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	2,267	2,432	2,410	2,446	2,715
福 祉 ホ ー ム	173	151	150	156	154
旧 法 に よ る 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	972	715	498	286	.
肢 体 不 自 由 者 更 生 施 設	47	40	31	15	.
視 覚 障 害 者 更 生 施 設	8	4	1	1	.
聴 覚 ・ 言 語 障 害 者 更 生 施 設	2	2	1	1	.
内 部 障 害 者 更 生 施 設	5	5	3	2	.
身 体 障 害 者 療 護 施 設	389	292	190	106	.
身 体 障 害 者 授 産 施 設 (入 所)	144	116	82	44	.
身 体 障 害 者 授 産 施 設 (通 所)	210	156	122	78	.
身 体 障 害 者 小 規 模 授 産 施 設 (通 所)	147	87	57	31	.
身 体 障 害 者 福 祉 工 場	20	13	11	8	.
身 体 障 害 者 社 会 参 加 支 援 施 設	374	351	337	318	295
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (A 型)	36	35	32	33	31
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (B 型)	185	166	150	132	114
障 害 者 更 生 セ ン タ ー	6	6	5	5	5
補 装 具 製 作 施 設	17	17	18	17	17
盲 導 犬 訓 練 施 設	10	10	11	11	11
点 字 図 書 館	73	71	73	73	69
点 字 出 版 施 設	12	11	12	11	11
聴 覚 障 害 者 情 報 提 供 施 設	35	35	36	36	37
婦 人 保 護 施 設	48	48	47	45	46
児 童 福 祉 施 設	33,431	32,353	31,623	31,599	29,079
助 産 施 設	415	415	413	403	...
乳 児 院	121	123	125	127	129
母 子 生 活 支 援 施 設	270	259	262	259	251
保 育 所	22,898	22,250	21,681	21,751	22,720
児 童 養 護 施 設	569	563	582	578	570
障 害 児 入 所 施 設 (福 祉 型)	239
障 害 児 入 所 施 設 (医 療 型)	160
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー (福 祉 型)	288
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー (医 療 型)	99
知 的 障 害 児 施 設	248	239	224	225	.
自 閉 症 児 施 設	7	7	5	7	.
知 的 障 害 児 通 園 施 設	258	253	230	256	.
盲 児 施 設	10	10	9	9	.

ろ う あ 児 施 設	13	10	10	10	・
難 聴 幼 児 通 園 施 設	25	25	23	23	・
肢 体 不 自 由 児 施 設	62	56	56	59	・
肢 体 不 自 由 児 通 園 施 設	99	99	83	97	・
肢 体 不 自 由 児 療 護 施 設	7	6	6	6	・
重 症 心 身 障 害 児 施 設	125	118	116	133	・
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	32	31	37	37	37
児 童 自 立 支 援 施 設	58	55	58	58	57
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	70	67	75	79	85
小 型 児 童 館	2,799	2,602	2,594	2,568	2,610
児 童 セ ン タ ー	1,750	1,632	1,616	1,625	1,720
大 型 児 童 館 A 型	19	19	19	18	18
大 型 児 童 館 B 型	4	4	4	4	4
大 型 児 童 館 C 型	1	1	1	1	1
そ の 他 の 児 童 館	116	102	111	102	91
児 童 遊 園	3,455	3,407	3,283	3,164	...
旧法による知的障害者援護施設	3,315	2,567	2,001	1,127	・
知的障害者更生施設（入所）	1,221	987	733	397	・
知的障害者更生施設（通所）	392	299	238	133	・
知的障害者授産施設（入所）	186	150	134	94	・
知的障害者授産施設（通所）	1,220	927	753	424	・
知的障害者小規模授産施設（通所）	166	93	57	20	・
知的障害者通勤寮	107	93	73	54	・
知的障害者福祉工場	23	18	13	5	・
母子福祉施設	69	62	63	60	57
母子福祉センター	64	59	59	56	53
母子休養ホーム	5	3	4	4	4
旧法による精神障害者社会復帰施設	782	635	504	366	・
精神障害者生活訓練施設	238	217	195	162	・
精神障害者福祉ホーム	112	103	94	82	・
精神障害者授産施設（入所）	20	16	13	10	・
精神障害者授産施設（通所）	186	136	111	66	・
精神障害者小規模授産施設（通所）	216	156	89	44	・
精神障害者福祉工場	10	7	2	2	・
その他の社会福祉施設等	10,353	8,717	6,351	6,944	8,250
授産施設	75	72	67	69	65
宿所提供施設	232	182	213	281	253
盲人ホーム	21	19	20	17	19
無料低額診療施設	249	264	283	325	...
隣保館	1,160	985	1,026	1,024	1,053
へき地保健福祉館	106	44	32	59	46
へき地保育所	690	608	566	529	513
地域福祉センター	464	365
老人憩の家	3,923	2,585
老人休養ホーム	33	28
有料老人ホーム	3,400	3,565	4,144	4,640	6,301

(注) 1 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」「旧法による精神障害者社会復帰施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の施設である。

2 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

3 平成21～23年は調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

4 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

5 平成24年は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設集計している。

基本票：行政情報から把握可能な項目

詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/273.xls>

第265表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)		24 (2012)		25 (2013)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
合 計	119,067	36,484,511	39,889	21,178,511	32,803	16,776,534
総合支援資金	18,320	10,318,539	9,920	5,111,308	4,656	1,854,840
福祉費	4,782	3,133,655	4,387	2,467,155	4,359	2,212,740
教育支援資金	14,047	9,399,352	14,113	9,484,862	14,215	9,012,874
緊急小口資金	81,597	10,670,302	11,101	854,687	9,253	695,012
不動産担保型生活資金	93	1,424,701	84	1,283,737	78	1,360,400
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	228	1,537,962	284	1,976,762	242	1,640,668

(注) 1 平成23年度の「緊急小口資金」には、東日本大震災の被災世帯への特例措置による貸付けを含む。

2 「福祉費」には、東日本大震災の被災世帯への特例措置による貸付けを含む。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/274.xls>

第266表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)		24 (2012)		25 (2013)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
合 計	48,471	23,485,229	45,118	22,284,289	41,281	20,737,172
事業開始資金	37	74,203	21	49,730	12	24,935
事業継続資金	12	11,852	7	7,509	12	14,814
修学資金	33,979	17,992,248	31,959	17,198,726	29,348	16,000,614
技能習得資金	1,143	612,061	1,106	608,925	988	566,153
修業資金	811	370,427	773	337,980	670	293,661
就職支度資金	102	20,121	73	14,922	76	15,889
医療介護資金	15	3,446	10	2,340	15	3,732
生活資金	1,184	563,785	1,041	523,465	1,022	568,207
住宅資金	49	50,574	56	63,328	39	36,596
転宅資金	739	158,710	616	129,759	500	104,802
就学支度資金	10,398	3,627,202	9,453	3,346,715	8,597	3,107,189
結婚資金	2	600	3	890	2	580

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/275.xls>

第267表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
法適用都道府県延数	4	16	12	12	17
法適用都道府県実数	4	14	9	10	13
法適用市町村延数	7	259	66	43	63
災害救助費国庫負担額	407,494	30,401,509	457,925,367	109,788,519	45,466,396
国庫負担対象都道府県数	4	14	15	15	22

(注) 平成22年度における東日本大震災にかかる予算の執行は、被災3県のみ。

資料：平成23年度以前は厚生労働省社会・援護局調べ、平成24年度以降は内閣府政策統括官（防災担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/276.xls>

第9節 生活保護

第268表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
被 保 護 世 帯 数					
年 度 合 計	13,785,189	15,290,768	16,920,586	17,980,504	18,702,115
1 か 月 平 均	1,148,766	1,274,231	1,410,049	1,498,375	1,558,510
被 保 護 人 員					
年 度 合 計	19,111,434	21,162,859	23,424,756	24,806,933	25,628,493
1 か 月 平 均	1,592,620	1,763,572	1,952,063	2,067,244	2,135,708
保 護 率 (人 口 千 対)	12.5	13.8	15.2	16.2	16.7
総 人 口 (千 人)	127,692	127,510	128,057	127,799	127,515

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口（総人口）で除した。

平成22年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、

平成21～23年度は同部「福祉行政報告例」、平成24年度は厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/277.xls>

第269表 被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
被 保 護 実 世 帯 数	1,148,766	1,274,231	1,410,049	1,498,375	1,558,510
現に保護を受けた世帯数	1,145,913	1,270,588	1,405,281	1,492,396	1,551,707
世帯主が働いている世帯	121,294	133,906	152,427	167,279	185,869
常 用	85,029	93,578	106,684	118,498	132,651
日 雇	16,932	19,538	22,996	24,037	26,456
内 職	6,913	7,116	7,553	7,720	8,214
そ の 他	12,420	13,674	15,194	17,025	18,548
そ の 他 の 世 帯	1,024,619	1,136,682	1,252,854	1,325,116	1,365,837
世帯員が働いている世帯	27,169	30,377	34,321	36,636	39,064
働いている者のいない世帯	997,450	1,106,305	1,218,533	1,288,480	1,326,773
保 護 停 止 中 の 世 帯	2,853	3,643	4,768	5,980	6,803

(注) 年度1か月の平均である。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、

平成21～23年度は同部「福祉行政報告例」、平成24年度は厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/278.xls>

第270表 扶助別人員

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
被 保 護 実 人 員	1,592,620	1,763,572	1,952,063	2,067,244	2,135,708
扶 助 人 員 総 数	4,379,289	4,854,959	5,395,474	5,737,829	5,946,405
生 活 扶 助	1,422,217	1,586,013	1,767,315	1,871,659	1,928,241
住 宅 扶 助	1,304,858	1,459,768	1,634,773	1,741,888	1,811,575
教 育 扶 助	134,734	144,339	155,450	159,372	159,038
介 護 扶 助	195,576	209,735	228,235	248,100	269,793
医 療 扶 助	1,281,838	1,406,456	1,553,662	1,657,093	1,716,158
入 院	123,279	125,820	129,805	129,362	126,595
単 給	55,298	54,024	52,989	51,504	49,093
併 給	67,982	71,796	76,816	77,857	77,502
入 院 外	1,158,558	1,280,636	1,423,857	1,527,731	1,589,563
単 給	20,789	21,230	20,744	21,255	20,385
併 給	1,137,769	1,259,405	1,403,113	1,506,476	1,569,178
出 産 扶 助	133	162	186	191	176
生 業 扶 助	37,383	45,787	52,855	56,400	58,257
葬 祭 扶 助	2,551	2,699	2,999	3,127	3,169

(注) 年度1か月の平均である。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、

平成21～23年度は同部「福祉行政報告例」、平成24年度は厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/279.xls>

第271表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）

平成24年

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	19,959	5,349	1,433	4,834	1,198	7,146
世帯主の傷病	5,072	776	212	2,749	464	870
世帯員の傷病	256	35	10	60	17	135
急迫保護で医療扶助単給	1,009	219	15	672	8	95
要介護状態	108	85	1	5	6	10
働いていた者の死亡	59	21	11	5	3	19
働いていた者の離別等	691	103	363	56	30	138
定年・失業	1,995	268	101	144	42	1,440
高齢による収入減少	871	768	・	16	4	84
事業不振・倒産	230	74	5	17	5	129
その他の働きによる収入減少	1,275	165	130	104	38	838
社会保障給付金の減少・喪失	257	84	7	34	24	108
貯金等の減少・喪失	5,509	1,870	380	592	326	2,342
仕送りの減少・喪失	690	316	45	84	58	186
そ の 他	1,938	566	153	296	172	752

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/280.xls>

第272表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成24年

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他 の世帯
総 数	14,772	5,411	867	3,119	1,135	4,241
世帯主の傷病治癒	208	44	5	119	9	32
世帯員の傷病治癒	7	1	0	3	1	3
死	4,756	3,405	9	738	369	236
失 ぞ う	1,387	211	18	388	63	706
働きによる収入の増加・取得	2,474	109	263	359	115	1,628
働き手の転入	113	16	49	15	10	24
社会保障給付金の増加	631	198	12	142	98	181
仕送りの増加	124	45	26	16	12	24
親類・縁者等の引取り	512	142	111	93	62	104
施設 入 所	274	215	4	17	18	21
医療費の他法負担	73	39	2	10	13	10
そ の 他	4,214	988	367	1,219	367	1,273

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/281.xls>

第273表 保護費（扶助別）

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総 額	2,700,553,250	3,007,189,050	3,329,629,240	3,501,590,101	3,602,845,240
生活扶助費	896,469,101	1,016,339,013	1,155,175,052	1,209,006,731	1,245,835,486
住宅扶助費	381,440,562	442,652,035	499,605,259	538,415,058	565,137,892
教育扶助費	11,845,300	17,042,592	19,920,451	20,489,900	20,406,617
介護扶助費	56,245,925	61,032,602	65,902,942	70,677,191	75,470,790
医療扶助費	1,339,288,625	1,451,474,227	1,570,134,713	1,643,231,070	1,675,872,276
出産扶助費	310,316	428,173	525,745	551,105	527,679
生業扶助費	8,614,597	11,503,479	10,877,971	11,483,859	11,827,151
葬祭扶助費	6,338,825	6,716,929	7,487,107	7,735,187	7,767,349
《1人当り月額（円）》					
総 額	141,306	142,097	142,141	141,327	140,580
生活扶助費	52,528	53,401	54,469	53,830	53,842
住宅扶助費	24,360	25,270	25,468	25,758	25,997
教育扶助費	7,326	9,839	10,679	10,714	10,693

資料：「扶助別保護費」は、厚生労働省社会・援護局調べ

「1人当り月額」は、厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/282.xls>

第274表 医療扶助決定状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	27,669,416	29,453,144	31,063,581	33,430,502	33,742,704
件数	27,669,416	29,453,144	31,063,581	33,430,502	33,742,704
金額	1,234,102,802	1,298,902,444	1,387,670,976	1,470,246,942	1,489,653,310
一 般 診 療	25,282,643	26,803,836	28,067,135	30,135,167	30,337,564
件数	25,282,643	26,803,836	28,067,135	30,135,167	30,337,564
金額	1,186,085,747	1,245,173,671	1,325,995,734	1,404,954,131	1,422,658,943
入 院	1,891,510	1,913,575	1,961,928	2,079,133	2,008,145
件数	1,891,510	1,913,575	1,961,928	2,079,133	2,008,145
金額	805,065,158	836,314,153	878,187,339	920,376,156	936,367,741
入 院 外	23,391,133	24,890,261	26,105,207	28,056,034	28,329,419
件数	23,391,133	24,890,261	26,105,207	28,056,034	28,329,419
金額	381,020,589	408,859,518	447,808,395	484,577,975	486,291,202
歯 科 診 療	2,386,773	2,649,308	2,996,446	3,295,335	3,405,140
件数	2,386,773	2,649,308	2,996,446	3,295,335	3,405,140
金額	48,017,055	53,728,773	61,675,242	65,292,811	66,999,355

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、
平成21～23年度は同部「福祉行政報告例」、
平成24年度は厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/283.xls>

第275表 生活扶助基準額の例

平成26年4月1日現在

区 分	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	165,840	134,060
高齢者単身世帯（68歳）	81,760	65,120
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	122,380	97,480
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	192,650	160,160

(注) 1 児童養育加算等を含む。

2 「生活保護基準額改定の推移」（前年掲載）は、平成25年8月の改定より年齢・世帯人員・地域差などで改定率が異なるため、年次推移での掲載を終了とした。

資料：厚生労働省社会・援護局資料「生活保護制度に関するQ&A」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/284.xls>

第276表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総 数	300	299	297	294	231
施設数					
在所者数	20,054	20,040	19,745	19,342	18,744
救護施設					
施設数	187	186	188	184	181
在所者数	17,317	17,263	17,375	16,824	16,280
更生施設					
施設数	20	20	19	21	20
在所者数	1,616	1,748	1,457	1,651	1,637
医療保護施設					
施設数	60	60	60	58	・・・
授産施設					
施設数	21	21	20	20	20
在所者数	565	495	482	439	420
宿所提供施設					
施設数	12	12	10	11	10
在所者数	556	534	431	428	407

- (注) 1 平成21～23年は調査方法を変更した。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。
- 2 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。
宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村
- 3 平成24年は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。
基本票：行政情報から把握可能な項目
詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/285.xls>

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第277表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
平成22年度(2010)	17,428	20,456,327	1,173,762	2,090	3,960,237	1,894,850	130	422,863	3,252,792	8
23 (2011)	15,257	17,922,139	1,174,683	1,752	3,505,267	2,000,723	119	382,884	3,217,515	5
24 (2012)	13,391	15,847,755	1,183,463	1,488	3,181,830	2,138,326	105	335,951	3,199,530	4
平成24年度										
文 官	6,375	6,998,750	1,097,843	333	350,195	1,051,636	33	106,644	3,231,627	2
教 育 職 員	1,168	1,517,366	1,299,115	116	177,468	1,529,898	8	21,867	2,733,400	—
警 察 監 獄 職 員	4,753	4,105,749	863,823	363	299,238	824,346	63	204,164	3,240,702	2
待 遇 職 員	37	37,067	1,001,803	1	950	949,500	1	3,276	3,275,600	—
執 行 官	83	142,645	1,718,612	83	142,645	1,718,612	—	—	—	—
備 外 国 人	101	173,357	1,716,405	101	173,357	1,716,405	—	—	—	—
国 会 議 員	874	2,872,821	3,286,980	491	2,037,978	4,150,668	—	—	—	—

資料：総務省政策統括官（恩給担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/286.xls>

第278表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
平成22年度(2010)	776,538	604,337,460	778,246	117,883	75,353,300	639,221	5,064	16,772,074	3,312,021	9,698	12,482,125
23 (2011)	703,842	540,625,203	768,106	94,497	60,258,411	637,675	4,131	13,658,831	3,306,422	7,962	10,236,873
24 (2012)	633,109	480,079,821	758,289	74,620	47,498,774	636,542	3,362	11,151,092	3,316,803	6,479	8,279,836

資料：総務省政策統括官（恩給担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/287.xls>

第279表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
平成22年度(2010)	18,657	21,233,132	1,138,079	3,282	4,341,492	1,322,819	34	92,442	2,718,874	—
23 (2011)	16,333	18,290,224	1,119,832	2,689	3,504,430	1,303,247	30	80,367	2,678,907	—
24 (2012)	14,269	15,918,523	1,115,602	2,197	2,804,898	1,276,694	26	68,768	2,644,908	—
平成24年度										
文 官	941	1,268,704	1,348,251	24	34,367	1,431,946	3	7,560	2,520,133	—
教 育 職 員	5,212	6,973,787	1,338,025	1,081	1,593,164	1,473,787	1	3,676	3,676,400	—
警 察 監 獄 職 員	8,081	7,644,055	945,929	1,092	1,177,367	1,078,175	22	57,531	2,615,036	—
待 遇 職 員	35	31,978	913,643	—	—	—	—	—	—	—

資料：総務省政策統括官（恩給担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/288.xls>

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務関係扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
9,896	1,236,950	13,790	13,338,338	967,247	1,387	2,712,168	1,955,420	23	12,825	557,600
6,885	1,376,920	12,162	11,680,086	960,375	1,197	2,334,750	1,950,501	22	12,267	557,600
5,796	1,488,900	10,726	10,274,379	957,895	1,048	2,038,648	1,945,275	20	11,152	557,600
2,634	1,317,100	5,205	4,995,559	959,762	786	1,534,797	1,952,667	16	8,922	557,600
—	—	981	1,189,384	1,212,420	62	128,089	2,065,958	1	558	557,600
3,161	1,580,700	4,128	3,232,766	783,131	194	364,748	1,880,143	3	1,673	557,600
—	—	29	21,827	752,669	6	11,014	1,835,700	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	383	834,843	2,179,746	—	—	—	—	—	—

特例傷病恩給				扶助料						傷病者遺族特別年金		
				普通扶助料			公務関係扶助料					
平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
円		千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
1,287,082	309	581,859	1,883,039	536,725	325,396,046	606,262	86,880	162,645,466	1,872,070	19,979	11,106,591	555,913
1,285,716	258	485,860	1,833,179	502,360	304,116,464	605,376	75,824	141,413,501	1,865,023	18,810	10,455,262	555,835
1,277,950	219	412,568	1,883,783	465,325	281,241,659	604,398	65,540	121,733,273	1,857,389	17,564	9,762,618	555,831

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務関係扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
—	—	14,977	16,088,437	1,074,210	355	705,941	1,988,566	9	4,820	535,606
—	—	13,281	14,056,441	1,058,387	324	644,068	1,987,863	9	4,917	546,356
—	—	11,749	12,464,528	1,060,901	292	577,542	1,977,883	5	2,788	557,600
—	—	892	1,179,075	1,321,833	22	47,702	2,168,282	—	—	—
—	—	4,085	5,278,668	1,292,208	45	98,278	2,183,949	—	—	—
—	—	6,737	5,974,807	886,865	225	431,562	1,918,052	5	2,788	557,600
—	—	35	31,978	913,643	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第280表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)		22 (2010)		23 (2011)		24 (2012)		25 (2013)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	161	17,932	130	15,140	77	9,399	66	7,974	129	15,149
葬 祭 料	82	17,512	76	14,870	46	9,244	39	7,839	74	14,874
遺骨引取経費	79	420	54	270	31	155	27	135	55	275

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/289.xls>

第281表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)		22 (2010)		23 (2011)		24 (2012)		25 (2013)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	9,543	518,077	8,261	419,336	6,725	367,090	5,117	277,215	4,240	243,022
療養の給付	9,163	468,161	7,975	378,568	6,469	329,868	4,904	250,543	4,072	220,962
療養手当	24	706	18	529	12	353	12	353	12	353
葬 祭 費	18	3,781	8	1,600	16	3,216	5	1,005	5	1,005
補装具給付費	338	45,429	260	38,639	228	33,653	196	25,314	151	20,702

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/290.xls>

第282表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)		22 (2010)		23 (2011)		24 (2012)		25 (2013)	
	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額
交 付	225	37,120	182	31,293	148	26,461	122	19,833	99	16,424
修 理	113	8,309	78	7,346	80	7,192	74	5,481	52	4,278

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/291.xls>

第283表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)		24 (2012)		25 (2013)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	13,110	25,726,669	11,395	22,460,734	9,835	19,420,582
障 害 年 金	1,733	3,935,228	1,585	3,631,280	1,428	3,389,403
遺 族 年 金	8,051	15,548,969	6,899	13,390,421	5,835	11,294,057
遺 族 給 与 金	3,326	6,242,472	2,911	5,439,033	2,572	4,737,121
弔 慰 金 (国 債) 支 給 人 数	2,085,099		2,085,117		2,085,134	

(注) 1 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

2 金額は、それぞれ四捨五入によっているの、端数において合計と合致しないものがある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/292.xls>

第284表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
健 康 手 帳 交 付	227,565	219,410	210,830	201,779	192,719
認 定 被 爆 者 (再 掲)	6,367	7,210	8,143	8,556	8,793
健 康 診 断 受 診 者 証 交 付	11,660	11,326	11,015	10,678	10,378
医 療 給 付 総 額	20,121,419	19,164,740	18,673,883	17,435,946	15,787,806
原 爆 疾 病					
支 払 総 額	846,109	822,000	925,811	963,677	941,620
件 数	14,293	16,144	18,479	19,246	18,806
1 件 当 り 金 額 (円)	59,197	50,917	50,101	50,072	50,070
一 般 疾 病					
支 払 総 額	19,275,310	18,342,740	17,748,072	16,472,269	14,846,186
件 数	3,132,468	3,099,874	2,884,872	2,695,961	2,476,526
1 件 当 り 金 額 (円)	6,153	5,917	6,152	6,110	5,995

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/293.xls>

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第285表 住宅数・世帯数・世帯人員・1住宅当り居住室数・畳数・延面積・1人当り居住室の畳数
(住宅の所有関係別)

平成20年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り 居住室数	1住宅当り 居住室の 畳数	1住宅当り 延べ面積 (㎡)	1人当り 居住室の 畳数
総 数	49,598,300	49,894,500	125,264,400	4.67	32.70	94.13	12.83
一 戸 建	27,450,200	27,682,400	81,433,600	6.01	42.71	128.64	14.35
長 屋 建	1,329,800	1,336,700	3,036,900	3.76	23.58	65.57	10.24
共 同 住 宅	20,684,300	20,739,400	40,430,600	2.88	19.39	47.92	9.83
そ の 他	134,000	136,000	363,200	5.33	40.16	145.72	14.47
持 ち 家	30,316,100	30,547,400	88,446,800	5.80	41.44	122.63	14.21
一 戸 建	25,186,900	25,403,600	75,672,900	6.15	43.86	132.30	14.60
長 屋 建	363,800	367,400	961,400	5.06	34.13	99.65	12.92
共 同 住 宅	4,676,700	4,686,400	11,553,500	4.00	28.93	71.53	11.71
そ の 他	88,600	90,000	259,000	5.87	44.73	165.69	15.31
借 家	17,770,000	17,833,200	34,109,800	2.75	17.78	45.49	9.26
一 戸 建	1,921,200	1,936,100	5,005,900	4.26	27.64	80.57	10.61
長 屋 建	877,100	880,000	1,896,700	3.22	19.21	51.43	8.88
共 同 住 宅	14,939,100	14,983,900	27,129,800	2.53	16.40	40.53	9.03
そ の 他	32,600	33,100	77,400	3.86	27.74	91.38	11.67
公 営 の 借 家	2,088,900	2,090,600	4,661,600	3.42	19.84	51.52	8.89
都 市 再 生 機 構 ・ 公 社 の 借 家	918,000	920,300	1,948,200	3.12	18.88	49.51	8.90
民 営 借 家	13,365,500	13,406,000	24,534,400	2.59	17.13	43.47	9.33
木 造	4,407,300	4,424,400	8,954,900	3.06	19.40	52.01	9.55
非 木 造	8,958,200	8,981,600	15,579,500	2.37	16.01	39.28	9.21
給 与 住 宅	1,397,600	1,416,300	2,965,600	3.00	20.17	53.17	9.51

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「総数」には、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「平成20年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/294.xls>

第286表 住宅の所有関係別世帯数 (地域別)

平成20年10月1日現在

区 分	全 国	市 部	人口集中地区
総 数	49,894,500	45,438,500	35,437,300
持 ち 家	30,547,400	27,096,700	18,999,600
借 家	17,833,200	16,869,600	15,068,900
公営・都市再生機構・公社の借家	3,010,900	2,795,900	2,443,500
民 営 借 家	13,406,000	12,776,700	11,529,500
給 与 住 宅	1,416,300	1,297,000	1,095,900

(注) 1 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。

2 「総数」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「平成20年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/295.xls>

第287表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区 分	平成5年 (1993)	10 (1998)	15 (2003)	20 (2008)
世帯総数	40,934,000	44,133,900	47,082,800	49,804,400
持家	24,376,200	26,467,800	28,665,900	30,316,100
借家	15,691,000	16,730,000	17,166,000	17,770,000
公営	2,033,000	2,086,700	2,182,600	2,088,900
都市再生機構・公社	845,000	864,300	936,000	918,000
民営	10,762,500	12,049,800	12,561,300	13,365,500
木造・設備専用	5,453,900	・	・	・
木造・設備共用	285,200	・	・	・
木造	・	5,426,200	4,909,000	4,407,300
非木造	5,023,400	6,623,600	7,652,300	8,958,200
給与住宅	2,050,500	1,729,200	1,486,100	1,397,600
住宅所有関係不詳	706,100	724,400	1,031,000	1,512,200
同居	81,900	156,600	191,100	184,600
住宅以外の建物に居住	78,800	55,100	28,800	21,500

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。

3 「都市再生機構・公社」は、平成15年以前は「公団・公社」である。

4 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/296.xls>

第288表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
	実績戸数	実績戸数	実績戸数	実績戸数	実績戸数
建設戸数合計	19,345	16,971	14,992	15,158	16,493
公営住宅	16,586	15,783	14,181	14,745	15,870
木造	872	740	754	1,363	1,534
簡易耐火構造平家建	55	36	44	16	36
簡易耐火構造2階建	718	674	567	541	676
準耐火構造3階建	7	0	0	22	2
中高層耐火構造	14,934	14,333	12,816	12,803	13,622
地域優良賃貸住宅	2,859	1,188	811	413	623
予算額(千円)	194,560,000	—	—	—	—

(注) 予算額については、平成21年度は公営住宅建設費等補助と地域住宅交付金の合計額であり、平成22年度以降は社会资本整備総合交付金の内数となっている。

資料：国土交通省住宅局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/297.xls>

第289表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

平成20年10月1日現在(単位：百戸)

区分	全国	専用住宅						店舗その他の併用住宅
		総数	公営の借家	都市再生機構・公社の借家	民営借家(木造)	民営借家(非木造)	給与住宅	
総数	177,700	176,338	20,882	9,178	43,258	89,307	13,712	1,362
50円未満	2,975	2,777	128	—	934	507	1,208	198
50～5,000	1,903	1,896	1,089	1	156	103	546	8
5,000～10,000	4,623	4,608	2,430	4	233	227	1,715	15
10,000～15,000	6,120	6,084	3,370	25	486	314	1,890	35
15,000～20,000	6,190	6,170	3,760	106	577	302	1,425	20
20,000～25,000	6,724	6,679	3,207	283	1,296	594	1,299	45
25,000～30,000	6,204	6,176	2,275	268	1,673	1,170	790	28
30,000～40,000	20,137	19,998	2,550	1,460	7,025	7,637	1,326	139
40,000～50,000	25,647	25,534	946	1,902	7,952	13,994	740	113
50,000～60,000	28,273	28,130	506	1,282	7,992	17,751	599	144
60,000～70,000	23,686	23,584	262	890	6,134	15,843	455	102
70,000～80,000	15,016	14,925	131	683	3,197	10,599	315	91
80,000～90,000	9,013	8,941	72	515	1,696	6,441	218	72
90,000～100,000	4,709	4,674	34	333	662	3,425	140	35
100,000～110,000	3,776	3,711	36	274	579	2,618	146	65
110,000～120,000	2,255	2,234	23	214	291	1,585	73	21
120,000～150,000	4,187	4,134	35	391	560	2,887	170	54
150,000～200,000	1,706	1,656	8	174	268	1,087	93	49
200,000円以上	684	655	1	39	125	422	46	29
不詳	3,871	3,772	19	19	1,421	1,801	519	99

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「平成20年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/298.xls>

② 雇用関係一般

第290表 労働力人口・非労働力人口（年平均）

（単位 万人）

区 分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率 (%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
平成23年(2011)	12,156	10,552	6,261	5,977	284	4,287	1,598	666	2,023	59.3
24(2012)	12,757	11,098	6,555	6,270	285	4,540	1,658	692	2,190	59.1
25(2013)	12,731	11,088	6,577	6,311	265	4,506	1,592	678	2,235	59.3
《男》										
平成23年(2011)	5,920	5,097	3,629	3,454	175	1,466	58	356	1,052	71.2
24(2012)	6,205	5,355	3,789	3,616	173	1,565	62	366	1,136	70.8
25(2013)	6,191	5,349	3,773	3,610	162	1,574	64	362	1,149	70.5
《女》										
平成23年(2011)	6,236	5,455	2,632	2,523	109	2,821	1,540	310	971	48.2
24(2012)	6,552	5,742	2,766	2,654	112	2,976	1,596	325	1,054	48.2
25(2013)	6,540	5,738	2,804	2,701	103	2,932	1,528	316	1,087	48.9

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/299.xls>

第291表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）

（単位 %）

	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
《男女計》												
平成23年(2011)	59.3	14.5	68.5	85.6	82.0	82.0	84.0	86.1	83.9	78.1	60.4	19.7
24(2012)	59.1	14.7	68.0	85.5	82.4	82.2	84.1	86.0	84.2	78.3	60.5	19.9
25(2013)	59.3	15.5	69.0	86.4	83.2	83.2	84.7	86.2	85.1	79.5	61.4	20.5
《男》												
平成23年(2011)	71.2	13.6	67.7	93.6	96.1	96.6	96.6	96.3	95.6	92.8	75.6	28.4
24(2012)	70.8	14.8	67.4	93.6	96.0	96.5	96.2	96.1	95.0	92.2	75.4	28.7
25(2013)	70.5	15.5	67.7	93.8	95.6	96.5	96.3	96.2	95.3	92.7	76.0	29.4
《女》												
平成23年(2011)	48.2	15.0	69.1	77.2	67.6	67.0	71.0	75.7	72.6	63.8	45.8	13.2
24(2012)	48.2	14.6	68.7	77.6	68.6	67.7	71.7	75.7	73.4	64.6	45.8	13.4
25(2013)	48.9	15.6	70.3	79.0	70.1	69.6	73.1	76.1	74.9	66.5	47.4	13.8

(注) 1 労働力人口比率＝(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

2 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/300.xls>

第292表 就業者数（産業別、年平均）

就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業
《男女計》									
平成23年（2011）	5,977	207	16	3	473	997	29	185	334
24（2012）	6,270	224	16	3	503	1,032	31	188	340
25（2013）	6,311	217	16	3	499	1,039	30	192	340
《男》									
平成23年（2011）	3,454	124	12	2	407	702	26	137	274
24（2012）	3,616	135	12	2	432	728	28	140	280
25（2013）	3,610	131	12	2	428	732	26	142	278
《女》									
平成23年（2011）	2,523	83	4	1	66	295	3	48	60
24（2012）	2,654	89	4	0	70	304	4	48	60
25（2013）	2,701	86	4	0	71	307	4	50	62

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業
《男女計》									
平成23年（2011）	100.0	3.5	0.3	0.1	7.9	16.7	0.5	3.1	5.6
24（2012）	100.0	3.6	0.3	0.0	8.0	16.5	0.5	3.0	5.4
25（2013）	100.0	3.4	0.3	0.0	7.9	16.5	0.5	3.0	5.4
《男》									
平成23年（2011）	100.0	3.6	0.3	0.1	11.8	20.3	0.8	4.0	7.9
24（2012）	100.0	3.7	0.3	0.1	11.9	20.1	0.8	3.9	7.7
25（2013）	100.0	3.6	0.3	0.1	11.9	20.3	0.7	3.9	7.7
《女》									
平成23年（2011）	100.0	3.3	0.2	0.0	2.6	11.7	0.1	1.9	2.4
24（2012）	100.0	3.4	0.2	0.0	2.6	11.5	0.2	1.8	2.3
25（2013）	100.0	3.2	0.1	0.0	2.6	11.4	0.1	1.9	2.3

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成割合は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/301.xls>

(単位 万人)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
1,006	155	108	365	199	231	648	280	40	435	210
1,042	163	112	376	205	239	706	295	47	462	224
1,057	165	110	384	207	242	735	299	55	401	228
501	75	68	142	135	94	159	124	23	255	162
518	77	71	145	138	99	175	131	28	272	170
518	76	69	145	137	99	180	134	35	248	171
505	80	40	223	65	137	489	156	17	179	48
524	86	41	231	67	140	531	164	19	189	54
539	89	41	239	70	143	555	165	21	153	58

(単位 %)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
16.8	2.6	1.8	6.1	3.3	3.9	10.8	4.7	0.7	7.3	3.5
16.6	2.6	1.8	6.0	3.3	3.8	11.3	4.7	0.7	7.4	3.6
16.7	2.6	1.7	6.1	3.3	3.8	11.6	4.7	0.9	6.4	3.6
14.5	2.2	2.0	4.1	3.9	2.7	4.6	3.6	0.7	7.4	4.7
14.3	2.1	2.0	4.0	3.8	2.7	4.8	3.6	0.8	7.5	4.7
14.3	2.1	1.9	4.0	3.8	2.7	5.0	3.7	1.0	6.9	4.7
20.0	3.2	1.6	8.8	2.6	5.4	19.4	6.2	0.7	7.1	1.9
19.7	3.2	1.5	8.7	2.5	5.3	20.0	6.2	0.7	7.1	2.0
20.0	3.3	1.5	8.8	2.6	5.3	20.5	6.1	0.8	5.7	2.1

第293表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

区分	総数	全産業						管理的職業従事者	専門的・技術的職業従事者
		自営業主	家族従業者	雇用者					
				計	常雇	臨時雇	日雇		
《男女計》									
平成23年(2011)	5,977	535	174	5,244	4,523	619	102	151	945
24(2012)	6,270	559	180	5,504	4,744	653	107	153	1,010
25(2013)	6,311	554	174	5,553	5,081	390	82	143	1,004
《男》									
平成23年(2011)	3,454	401	33	3,007	2,750	212	45	133	509
24(2012)	3,616	419	35	3,148	2,873	227	48	136	542
25(2013)	3,610	415	32	3,147	2,960	143	44	127	540
《女》									
平成23年(2011)	2,523	134	141	2,237	1,773	407	57	18	436
24(2012)	2,654	140	145	2,357	1,871	427	59	17	467
25(2013)	2,701	139	142	2,406	2,121	248	38	16	464

(注) 1 職業は、日本標準職業分類に基づく職業別の結果表章を行っている。平成21年の日本標準職業分類の改定に伴い、職業分類が改定されている。

2 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/302.xls>

第294表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合計	0.42	0.54	0.65	0.77	0.91
19歳以下	2.68 (0.47)	3.17 (0.62)	4.15 (0.74)	5.04 (0.87)	5.82 (1.02)
20歳～24歳	0.50 (0.45)	0.64 (0.60)	0.82 (0.73)	0.98 (0.85)	1.16 (1.01)
25歳～29歳	0.33 (0.45)	0.44 (0.60)	0.55 (0.73)	0.65 (0.86)	0.77 (1.02)
30歳～34歳	0.33 (0.45)	0.45 (0.59)	0.55 (0.72)	0.67 (0.85)	0.80 (1.00)
35歳～39歳	0.33 (0.43)	0.42 (0.56)	0.50 (0.68)	0.60 (0.81)	0.73 (0.95)
40歳～44歳	0.38 (0.40)	0.45 (0.50)	0.49 (0.59)	0.58 (0.73)	0.68 (0.86)
45歳～49歳	0.40 (0.38)	0.49 (0.48)	0.59 (0.57)	0.68 (0.68)	0.77 (0.81)
50歳～54歳	0.42 (0.39)	0.54 (0.48)	0.65 (0.57)	0.77 (0.68)	0.89 (0.81)
55歳～59歳	0.34 (0.40)	0.46 (0.50)	0.60 (0.59)	0.76 (0.70)	0.91 (0.83)
60歳～64歳	0.31 (0.39)	0.38 (0.48)	0.41 (0.56)	0.52 (0.68)	0.65 (0.80)
65歳以上	1.07 (0.46)	1.28 (0.55)	1.21 (0.62)	1.16 (0.75)	1.19 (0.86)

(注) 1 有効求人倍率は、有効求人数を有効求職者数で除したものである。

2 各年10月の常用労働者(新規学卒者を除き、常用的パートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。

3 「求人数均等配分方式」による有効求人倍率である。

4 ()内は「就職機会積み上げ方式」による年齢別有効求人倍率である。この方式は、個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級の総有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げることにより年齢別有効求人倍率を算出する方法である。

資料：厚生労働省職業安定局「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/303.xls>

(単位 万人)

職 業 別								
事 務 従事者	販 売 従事者	サービ ス職 業従事者	保安職 業従事者	農林漁 業 作業者	生産工 程 従事者	輸送・機 械 運転従事者	建設・採 掘 従事者	運搬・清 掃・包 装等 従事者
1,177	850	719	118	220	855	211	284	393
1,214	875	758	122	237	902	222	302	414
1,235	860	780	125	229	900	224	302	427
483	498	236	112	138	615	204	279	216
497	508	250	115	149	644	217	296	227
501	491	253	118	145	640	219	297	234
694	352	483	6	82	240	6	5	178
717	368	508	7	87	258	6	5	187
734	369	527	7	84	259	5	5	193

第295表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	18,753,989	16,133,330	15,009,047	14,672,513	14,918,988
就 職 促 進 手 当	328,892	327,973	345,156	318,273	374,889
職 業 転 換 特 別 給 付 金	82,839	424,080	43,402	39,814	25,402
職 業 転 換 訓 練 費 負 担 金	2,146,817	2,253,970	1,832,550	1,805,562	1,728,853
高 年 齢 者 就 業 機 会 確 保 事 業 費 等 補 助 金	12,896,781	9,828,647	9,489,279	9,210,204	9,491,184
職 業 転 換 訓 練 費 交 付 金	3,298,660	3,298,660	3,298,660	3,298,660	3,298,660

(注) 補正後予算額である。

資料：平成23年度以前は厚生労働省職業安定局調べ、平成24年度以降は財務省「一般会計予算」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/304.xls>

第296表 地域別最低賃金額の改定状況

平成26年度(単位 円)

	答申最低賃金 時間額	引上げ 額	発効予定 年月日		答申最低賃金 時間額	引上げ 額	発効予定 年月日
北海道	748 (734)	14	26.10.8	滋賀	746 (730)	16	26.10.8
青森	679 (665)	14	26.10.24	京都	789 (773)	16	26.10.22
岩手	678 (665)	13	26.10.4	大阪	838 (819)	19	26.10.5
宮城	710 (696)	14	26.10.16	兵庫	776 (761)	15	26.10.1
秋田	679 (665)	14	26.10.5	奈良	724 (710)	14	26.10.3
山形	680 (665)	15	26.10.17	和歌山	715 (701)	14	26.10.17
福島	689 (675)	14	26.10.4	鳥取	677 (664)	13	26.10.4
茨城	729 (713)	16	26.10.4	島根	679 (664)	15	26.10.5
栃木	733 (718)	15	26.10.1	岡山	719 (703)	16	26.10.5
群馬	721 (707)	14	26.10.5	広島	750 (733)	17	26.10.1
埼玉	802 (785)	17	26.10.1	山口	715 (701)	14	26.10.1
千葉	798 (777)	21	26.10.1	徳島	679 (666)	13	26.10.1
東京都	888 (869)	19	26.10.1	香川	702 (686)	16	26.10.1
神奈川県	887 (868)	19	26.10.1	愛媛	680 (666)	14	26.10.12
新潟	715 (701)	14	26.10.4	高知	677 (664)	13	26.10.26
富山	728 (712)	16	26.10.1	福岡	727 (712)	15	26.10.5
石川	718 (704)	14	26.10.5	佐賀	678 (664)	14	26.10.4
福井	716 (701)	15	26.10.4	長崎	677 (664)	13	26.10.1
山梨	721 (706)	15	26.10.1	熊本	677 (664)	13	26.10.1
長野	728 (713)	15	26.10.1	大分	677 (664)	13	26.10.3
岐阜	738 (724)	14	26.10.1	宮崎	677 (664)	13	26.10.16
静岡県	765 (749)	16	26.10.5	鹿児島	678 (665)	13	26.10.19
愛知県	800 (780)	20	26.10.1	沖縄	677 (664)	13	26.10.24
三重	753 (737)	16	26.10.1	全国加重平均額	780 (764)	16	

(注)1 ()内は、平成25年度最低賃金額である。

2 「発効予定年月日」は、異議申出に係る審議がない場合の最短のものである。

資料:厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金の答申」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/305.xls>

第297表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成26年3月31日現在（単位 件、人）

業 種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総 合 計	242	114,700	3,594,100
新 産 業 別 計	239	114,000	3,590,800
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	400	16,900
織 維 工 業 関 係	8	1,400	22,100
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	100	900
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	3	200	11,100
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	2	1,100	12,400
塗 料 製 造 業 関 係	4	100	5,500
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	100	5,800
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	5	1,400	22,100
鉄 鋼 業 関 係	22	3,300	145,500
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	8	800	29,200
金 属 製 品 製 造 業 関 係	5	1,100	28,500
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	26	28,500	548,200
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	46	27,900	1,161,300
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	33	15,800	828,800
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	7	1,200	28,500
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	2,500	46,800
各 種 商 品 小 売 業 関 係	33	2,900	441,400
自 動 車 小 売 業 関 係	24	23,800	230,500
自 動 車 整 備 業 関 係	1	1,100	3,500
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	300	1,800
従 来 の 産 業 別 計	3	700	3,300
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	500	2,600
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	100	300
全 国 非 金 属 鉱 業（厚生労働大臣決定） 関 係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成21年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料：厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/306.xls>

第298表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

各年6月1日現在

区分	企業数	雇 用 状 況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
		常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
平成25年 (2013)	85,314	23,213,401	408,948	1.76	57.3
26 (2014)	86,648	23,650,464	431,226	1.82	55.3

《規模別》

(単位：%)

区分	平成25年 (2013)	26 (2014)
50～55人	1.56	・
50～99人	・	1.46
56～99人	1.39	・
100～299人	1.52	1.58
300～499人	1.71	1.76
500～999人	1.77	1.83
1,000人以上	1.98	2.05

《主な産業別》

(単位：%)

区分	平成25年 (2013)	26 (2014)
製 造 業	1.86	1.91
サ ー ビ ス 業	1.80	1.85
建 設 業	1.58	1.66
金 融 ・ 保 険 業	1.83	1.89
卸 売 ・ 小 売 業	1.56	1.63

資料：厚生労働省職業安定局「障害者雇用状況の集計結果」

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

平成26年3月現在

区 分	総 数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登 録 者 数	737,164	367,060	154,439	370,104	197,604
(%)	100.0	49.8	21.0	50.2	26.8
有 効 求 職 者	207,956	91,677	39,076	116,279	39,321
(%)	28.2	12.4	5.3	15.8	5.3
就 業 中 の 者	423,270	221,128	91,601	202,142	136,352
(%)	57.4	30.0	12.4	27.4	18.5
保 留 中 の 者	105,938	54,255	23,762	51,683	21,931
(%)	14.4	7.4	3.2	7.0	3.0

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/307.xls>

第299表 定年制等の状況

(単位 %)

区分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
全 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
定年制を定めている企業	93.1 (100.0)	92.9 (100.0)	92.2 (100.0)	93.3 (100.0)	93.8 (100.0)
一律に定めている	(98.7)	(98.9)	(98.8)	(98.4)	(98.9)
職種別に定めている	(1.2)	(1.0)	(1.0)	(1.2)	(0.7)
その他	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.4)	(0.4)
定年制を定めていない企業	6.9	7.1	7.8	6.7	6.2

(注) () 内は、定年制を定めている企業に対する割合である。

《一律定年制を定めている企業の内訳》

区分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
一律定年制を定めている企業	(98.7)	(98.9)	(98.8)	(98.4)	(98.9)
定 年 年 齢 階 級 別	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
60歳	82.7	82.2	82.7	83.0	81.8
61歳	0.5	0.5	0.2	0.3	0.8
62歳	1.1	1.1	1.1	1.2	1.0
63歳	1.9	1.4	0.9	0.9	0.7
64歳	0.5	0.7	0.5	0.6	0.1
65歳	12.3	13.1	13.6	12.5	14.5
66歳以上	1.0	0.9	1.0	1.5	1.1
(再掲) 63歳以上	15.7	・	・	・	・
(再掲) 65歳以上	13.3	14.0	14.5	14.0	15.5
勤務延長制度、再雇用制度の有無	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
制 度 が あ る 企 業	91.3	93.2	92.1	92.9	94.0
勤 務 延 長 制 度 の み	11.5	9.3	11.4	9.0	10.2
再 雇 用 制 度 の み	68.5	73.2	71.6	73.9	72.1
両 制 度 併 用	11.3	10.7	9.1	10.0	11.8
(再掲) 勤務延長制度 (両制度併用含む)	22.8	20.0	20.5	19.0	22.0
(再掲) 再雇用制度 (両制度併用含む)	79.8	83.9	80.7	83.9	83.8
制 度 が な い 企 業	8.7	6.8	7.9	7.1	6.0

(注) 1 () 内は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業数割合である。

2 調査対象は、「常用労働者が30人以上の民間企業」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査結果の概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/308.xls>

2 関係機関

第300表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	856,944,286 9,607,100,237	883,464,710 10,056,095,320	907,943,570 10,370,900,730	936,756,108 10,608,863,034	950,152,120 10,832,017,408
《審査及び支払取扱分》					
医療保険合計	764,904,291 7,743,161,313	776,761,979 8,023,562,268	789,348,328 8,215,207,439	801,235,182 8,372,750,177	804,975,236 8,526,880,151
協会けんぽ	361,876,562 3,907,592,297	368,128,203 4,058,548,036	374,543,667 4,153,892,374	381,245,362 4,248,074,509	387,283,020 4,372,032,610
船員保険	1,465,466 20,235,327	1,420,309 18,959,907	1,393,495 19,126,867	1,389,613 19,123,733	1,361,251 18,660,453
共済組合	94,749,941 902,103,213	97,650,298 947,203,253	100,020,862 978,354,053	100,217,979 981,574,688	99,108,919 982,534,328
健康保険組合	306,812,322 2,913,230,475	309,563,169 2,998,851,072	313,390,304 3,063,834,145	318,382,228 3,123,977,247	317,222,046 3,153,652,760
医療保険以外の合計	92,031,915 1,863,938,923	106,695,868 2,032,533,054	118,589,545 2,155,693,292	135,516,571 2,236,112,856	145,176,884 2,305,137,259
老人保健	11,410 699,529	1,348 91,955	30 △ 28,126	1 △ 18,860	△ 177 △ 9,475
自衛官等	858,614 9,558,308	876,042 10,096,103	865,144 10,244,930	889,937 10,670,802	872,573 10,880,582
生活保護	36,872,226 1,437,221,243	39,344,264 1,551,088,380	42,000,744 1,626,484,475	43,838,659 1,662,365,149	45,000,666 1,694,067,822
戦傷病者	746 65,230	615 42,698	454 31,001	329 17,707	213 12,384
自立支援	11,861,300 226,637,869	12,976,197 250,378,330	13,995,821 274,321,579	15,017,913 293,079,062	16,002,824 310,342,415
児童福祉	86,738 6,502,729	84,105 6,385,162	81,779 6,390,770	52,893 3,815,608	47,633 3,485,011
原爆医療	685,898 8,572,405	620,517 8,498,771	559,790 8,293,956	502,303 7,887,687	450,292 7,295,622
精神保健	13,359 4,245,053	12,713 4,208,742	12,587 4,316,291	13,523 4,594,972	13,862 4,745,921
母子保健	54,160 5,740,201	56,774 6,239,249	56,688 6,328,745	56,645 6,216,128	58,630 6,487,274
中国残留邦人等	207,272 5,126,644	206,290 5,475,367	207,877 5,545,430	214,968 5,933,037	217,240 6,210,898
感染症	116,057 3,294,560	110,729 3,109,740	130,454 2,895,863	120,935 2,947,966	104,146 2,769,503
医療観察	12,893 10,292,318	14,972 10,835,587	16,491 13,038,313	17,889 14,137,951	19,013 15,184,524
肝炎治療	191,079 4,041,400	275,411 6,418,979	297,186 6,229,388	284,979 6,000,675	256,060 4,949,381
老人被爆	169 435	18 283	— 0	— —	△ 10 △ 21
特定疾患	2,828,786 38,453,103	2,993,934 42,745,281	3,204,677 47,717,009	3,380,598 51,319,720	3,578,751 56,047,399
小児慢性	766,306 19,205,775	780,038 19,902,887	802,390 20,692,328	825,200 21,186,797	856,249 22,174,846
措置医療	449,459 7,593,962	455,143 8,237,207	474,061 8,705,018	477,137 8,184,332	488,354 8,319,688
特定B型肝炎	・ ・	・ ・	・ ・	125 704	813 4,271
石綿救済	2,354 65,659	2,247 56,426	2,917 101,988	3,129 80,311	3,153 100,351
自治体医療	37,013,089 76,622,500	47,884,511 98,721,907	55,880,455 114,384,334	69,819,408 137,693,108	77,206,599 152,068,863
《審査のみ取扱分》					
戦傷病者・引揚患者	8,080	6,863	5,697	4,355	—

(注) 「自立支援」には、更生医療、育成医療、精神通院医療、療養介護医療が含まれる。

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/309.xls>

第301表 年金積立金管理運用独立行政法人の運用資産状況

年度末現在（単位 億円、％）

区 分	平成23年度(2011)		24(2012)		25(2013)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比
合 計	1,136,112	100.00	1,204,653	100.00	1,265,771	100.00
国 内 債 券	719,127	63.30	744,586	61.81	701,596	55.43
国 内 株 式	141,992	12.50	175,575	14.57	208,466	16.47
外 国 債 券	99,301	8.74	117,896	9.79	139,961	11.06
外 国 株 式	130,205	11.46	148,758	12.35	197,326	15.59
短 期 資 産	45,486	4.00	17,838	1.48	18,422	1.46
財 投 債 (簿 価)	134,342	—	106,757	—	81,232	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。

2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を考慮した額である。

3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を含めた額である。

資料：年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/310.xls>

第302表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設、資金別）

(単位 金額：百万円)

区 分	平成22年度 (2010)		23 (2011)		24 (2012)		25 (2013)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》								
総 数	382	138,453	722	139,910	353	148,509	221	173,465
病 院	140	110,714	116	103,139	98	111,918	95	152,790
介 護 老 人 保 健 施 設	54	21,562	94	27,049	68	30,488	44	17,697
診 療 所								
一 般 診 療 所	142	4,407	168	6,047	65	3,046	38	2,414
歯 科 診 療 所	40	496	324	3,394	112	1,363	43	544
助 産 所	3	10	1	5	—	—	—	—
薬 局	—	—	18	121	6	10	1	20
医 療 従 事 者 養 成 施 設	3	264	1	155	3	1,679	—	—
指 定 老 人 訪 問 看 護 事 業	—	—	—	—	1	5	—	—
《資金種類別》								
総 数	382	137,453	722	139,910	353	148,509	221	173,465
新 築 資 金	96	23,657	69	26,619	75	33,359	52	20,974
甲 種 増 改 築 資 金	26	27,662	79	19,377	69	44,927	51	60,315
乙 種 増 改 築 資 金	68	67,055	70	77,546	60	66,686	64	87,920
国 立 病 院 等 購 入 資 金	—	—	—	—	—	—	1	3,000
機 械 購 入 資 金	7	98	90	1,520	45	613	24	699
長 期 運 転 資 金	185	18,981	414	14,849	104	2,923	29	558
(再掲)療養病床転換支援資金	2	85	—	—	—	—	—	—

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/311.xls>

第303表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数 646 金額 98,627,500	1,128 168,609,100	1,414 244,684,000	1,193 210,698,100	1,255 253,802,600
保 護 施 設	件数 2 金額 262,600	3 355,000	5 778,300	4 282,000	2 272,700
老 人 福 祉 施 設	件数 256 金額 75,901,800	448 127,409,600	706 199,748,000	459 163,180,000	485 191,422,600
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	件数 1 金額 7,500	— —	— —	— —	— —
婦 人 保 護 施 設	件数 — 金額 —	1 17,000	2 140,000	1 20,000	— —
児 童 福 祉 施 設	件数 247 金額 15,731,700	507 29,818,800	462 29,626,400	504 34,530,700	515 42,916,600
知 的 障 害 者 援 護 施 設	件数 1 金額 5,000	2 101,900	— —	— —	— —
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設	件数 — 金額 —	— —	2 65,000	— —	— —
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	件数 125 金額 6,568,900	145 9,487,400	188 11,430,100	192 10,126,800	235 17,547,900
社 会 福 祉 法 に 規 定 す る そ の 他 の 施 設	件数 1 金額 26,300	2 41,000	1 94,000	3 77,300	— —
そ の 他 の 施 設	件数 2 金額 70,700	— —	1 40,000	— —	— —
有 料 老 人 ホ ー ム	件数 — 金額 —	4 525,000	1 1,052,300	2 568,000	2 330,000
在 宅 サ ー ビ ス 事 業 等	件数 11 金額 53,000	16 853,400	46 1,709,900	28 1,913,300	16 1,312,800
償 還 額	122,234,864	125,976,361	128,675,998	128,467,765	135,790,527

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/312.xls>

第304表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	108	106	105	103	101
労 災 病 院	32	32	32	32	32
医 療 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー	1	1	1	1	1
総 合 せ き 損 セ ン タ ー	1	1	1	1	1
勤 労 者 予 防 医 療 セ ン タ ー	9	9	9	9	9
海 外 勤 務 健 康 管 理 セ ン タ ー	1	・	・	・	・
看 護 専 門 学 校	9	9	9	9	9
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 工 学 セ ン タ ー	1	・	・	・	・
産 業 保 健 推 進 セ ン タ ー 等	47	47	47	47	47
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 作 業 所	6	6	5	3	1
納 骨 堂	1	1	1	1	1

資料：独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/313.xls>

第305表 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	132,613	127,136	126,121	123,414	121,094
国立職業リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1
地域障害者職業センター	47	47	47	47	47
職業能力開発総合大学校	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校	10	10	10	10	10
職業能力開発短期大学校	1	1	1	1	1
職業能力開発促進センター	61	61	61	61	61
私のしごと館	1	・	・	・	・
雇用促進住宅	132,490	127,014	125,999	123,292	120,972

(注) 1 「私のしごと館」は、平成22年3月31日に廃止された。

2 平成23年度は、平成23年9月30日現在の施設数である。

3 独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日に解散し、一部事業が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へ引き継がれた。

4 平成23年9月30日以前の国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、地域障害者職業センターは独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター及び私のしごと館は独立行政法人雇用・能力開発機構が運営していた。

資料：平成21年度は独立行政法人雇用・能力開発機構調べ、

平成22年度以降は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/314.xls>

第306表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成25年度末現在

区 分	合 計	農・林・ 漁業	鉱 業	建設業	製造業	運輸・通信・ 公益事業	商 業	金融・保険・ 不動産業	サービス業
共済契約者数	362,226	4,414	601	60,468	79,919	14,392	80,427	8,273	113,732
被共済者数	3,238,864	29,303	5,975	399,267	1,110,494	272,157	570,075	43,709	807,884

(ii) 規模別

平成25年度末現在

区 分	合 計	1～4人	5～9	10～19	20～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301人以上
共済契約者数	362,226	127,577	97,000	66,399	28,204	20,819	15,545	5,098	1,022	562
被共済者数	3,238,864	232,490	367,858	500,266	383,022	464,613	627,012	397,888	135,757	129,958

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/315.xls>

第307表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 件数	299,819	274,578	281,904	281,804	270,503
金 額	425,383,910	378,397,685	375,509,933	378,253,593	361,118,731
退 職 金 件数	285,554	263,842	270,609	271,128	261,476
金 額	412,663,565	368,593,508	365,676,827	369,857,784	353,968,288
解 約 手 当 金 件数	14,265	10,736	11,295	10,676	9,027
金 額	12,720,345	9,804,177	9,833,106	8,395,810	7,150,444
1 件 当 り 金 額 (円)	1,418,802	1,378,106	1,332,049	1,342,258	1,334,990

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/316.xls>

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第308表 医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	277,927	286,699	295,049	303,268
医療施設の従事者	263,540	271,897	280,431	288,850
病院（医育機関附属病院を除く）の開設者 又は法人の代表者	5,482	5,398	5,430	5,391
診療所の開設者又は法人の代表者	71,192	71,913	72,566	72,164
病院（医育機関附属病院を除く）の勤務者	118,157	122,305	126,979	132,511
診療所の勤務者	24,021	25,718	26,899	28,380
医育機関附属病院の勤務者	44,688	46,563	48,557	50,404
介護老人保健施設の従事者	2,891	3,095	3,117	3,189
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	320	330	333	355
介護老人保健施設の勤務者	2,571	2,765	2,784	2,834
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	8,696	8,923	8,790	8,625
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	5,319	5,223	5,265	5,076
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	3,377	3,700	3,525	3,549
その他	2,785	2,771	2,707	2,602

(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/317.xls>

第309表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	97,198	99,426	101,576	102,551
医療施設の従事者	94,593	96,674	98,723	99,659
病院（医育機関附属病院を除く）の開設者 又は法人の代表者	13	13	20	26
診療所の開設者又は法人の代表者	58,956	59,560	60,100	59,740
病院（医育機関附属病院を除く）の勤務者	2,741	2,876	2,894	2,865
診療所の勤務者	23,368	25,052	26,185	27,372
医育機関附属病院の勤務者	9,515	9,173	9,524	9,656
介護老人保健施設の勤務者	15	16	16	27
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	1,336	1,373	1,422	1,424
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	1,105	1,131	1,151	1,130
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	231	242	271	294
その他	1,245	1,357	1,411	1,440

(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/318.xls>

第310表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	86,939	96,442	103,180	108,123
保 健 所	518	615	615	631
市 町 村	1,751	1,918	1,978	2,033
病 院	4,217	4,536	4,818	5,210
診 療 所	78,519	87,446	93,824	98,116
介 護 老 人 保 健 施 設	173	241	244	366
事 業 所	464	495	488	522
学 校 又 は 養 成 所	685	703	749	786
そ の 他	612	488	464	459

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/319.xls>

第311表 歯科技工士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	35,147	35,337	35,413	34,613
技 工 所	23,438	24,142	24,271	24,244
病 院 ・ 診 療 所	11,140	10,694	10,595	9,932
そ の 他	569	501	547	437

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/320.xls>

第312表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	252,533	267,751	276,517	280,052
薬 局 の 開 設 者 又 は 法 人 の 代 表 者	19,492	19,288	18,884	18,358
薬 局 の 勤 務 者	105,762	116,428	126,719	134,654
病 院 ・ 診 療 所 の 従 事 者	48,964	50,336	52,013	52,704
大 学 の 従 事 者	8,845	9,276	7,538	5,249
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	5,951	6,280	6,303	6,443
医 薬 品 関 係 企 業 の 従 事 者	45,415	47,643	47,256	45,112
そ の 他	18,086	18,476	17,780	17,517

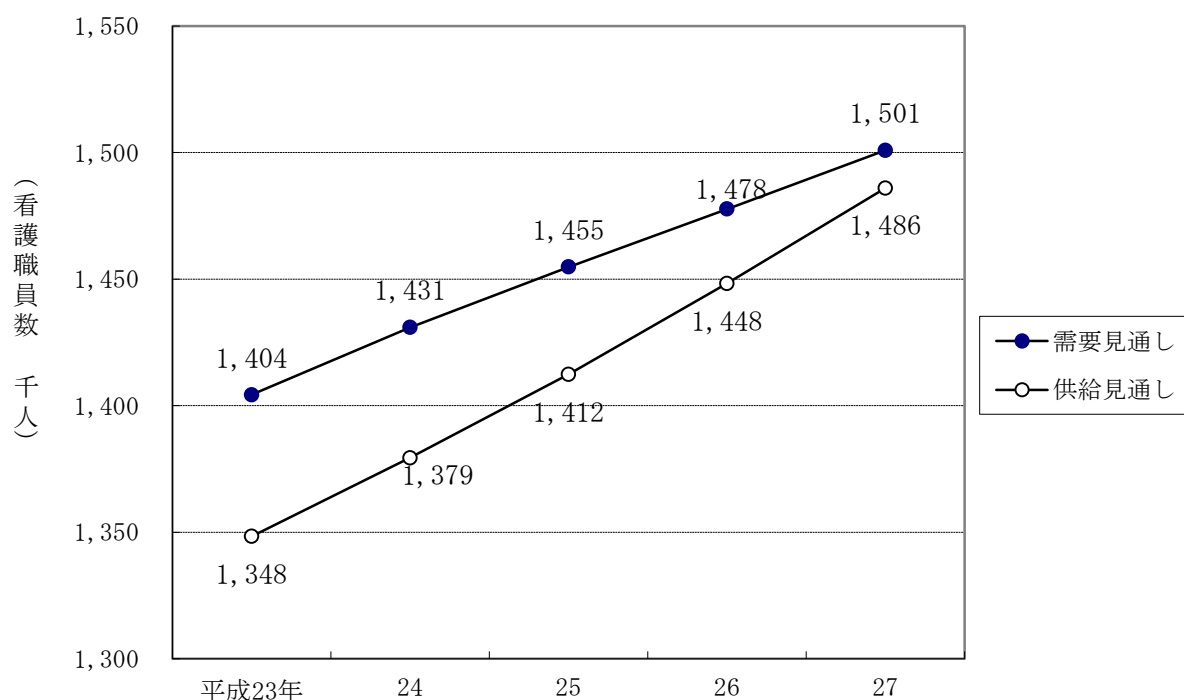
(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/321.xls>

第313表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
需要見通し	1,404,300	1,430,900	1,454,800	1,477,700	1,500,900
①病院	899,800	919,500	936,600	951,500	965,700
②診療所	232,000	234,500	237,000	239,400	242,200
③助産所	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400
④訪問介護ステーション	28,400	29,700	30,900	32,000	33,200
⑤介護保険関係	153,300	155,100	157,300	160,900	164,700
⑥社会福祉施設、 在宅サービス(⑤除く)	19,700	20,400	20,900	21,500	22,100
⑦看護師等学校養成所	17,600	17,700	17,700	17,800	17,900
⑧保健所・市町村	37,500	37,600	37,800	38,000	38,200
⑨事業所、研究機関等	13,800	14,000	14,100	14,300	14,500
供給見通し	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300	1,486,000
①年当初就業者数	1,320,500	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300
②新卒就業者数	49,400	50,500	51,300	52,400	52,700
③再就業者数	123,000	126,400	129,600	133,400	137,100
④退職等による減少数	144,600	145,900	147,900	149,900	152,100
需要見通しと供給見通しの差	56,000	51,500	42,400	29,500	14,900
供給見通し/需要見通し	96.0%	96.4%	97.1%	98.0%	99.0%

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/322.xls>

第314表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	1,194,121	1,252,224	1,320,873	1,373,521
《就業場所別》				
看護師学校・養成所	11,726	12,586	13,571	14,693
保健所	1,128	954	1,104	1,093
市 町 村	8,690	8,514	8,500	8,142
病院	802,255	836,895	876,858	905,843
診療所	222,172	230,320	239,254	242,292
助産所従事者	93	85	136	107
訪問看護ステーション	26,990	27,382	30,026	33,390
介護保険施設等	94,820	102,840	116,097	127,336
社会福祉施設	15,292	18,145	20,159	22,966
事業所	5,164	7,295	7,695	8,107
その他の	5,791	7,208	7,473	9,552
《資格別》				
看護師	811,972	877,182	953,922	1,015,744
准看護師	382,149	375,042	366,951	357,777

(注) 1 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/323.xls>

第315表 保健師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	40,191	43,446	45,028	47,279
看護師学校・養成所	884	983	1,074	1,119
保健所	7,185	6,927	7,132	7,457
市 町 村	23,455	24,299	25,501	26,538
病院	1,904	2,770	2,791	3,019
診療所	1,257	1,392	1,498	1,661
訪問看護ステーション				
管理従事者	131	110	98	88
従事者	178	166	170	162
介護保険施設等	571	533	447	379
社会福祉施設	337	390	417	409
助産所従事者	3	4	1	1
事業所	2,437	3,524	3,532	4,119
その他の	1,849	2,348	2,367	2,327

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/324.xls>

第316表 助産師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	25,775	27,789	29,670	31,835
看護 師 学 校 ・ 養 成 所	1,027	1,223	1,298	1,414
保 健 所	221	227	266	307
市 町 村	557	667	722	717
病 院	17,352	18,180	19,066	20,784
診 療 所	4,952	5,686	6,379	6,663
助 産 所	1,550	1,653	1,789	1,742
開 設 者	683	788	890	897
従 事 者	281	284	353	343
出 張 の み に よ る 者	586	581	546	502
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	8	4	7	9
社 会 福 祉 施 設	12	6	14	12
事 業 所	12	38	24	39
そ の 他	84	106	105	148

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/325.xls>

第317表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	101,039	101,913	104,663	109,309
は り 師	81,361	86,208	92,421	100,881
き ゅ う 師	79,932	84,629	90,664	99,118
柔 道 整 復 師	38,693	43,946	50,428	58,573

(注) 1 隔年報。

2 平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/326.xls>

第318表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
理 学 療 法 士	73,888	83,000	90,788	100,635	110,748
作 業 療 法 士	47,757	53,070	57,214	61,847	65,929

資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/327.xls>

第319表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区 分	社会福祉士	介 護 福 祉 士				合 計
		法第39条 第1号	法第39条 第2号	法第39条 第3号	法第39条 第4号	
平成22年(2010)	134,229	243,602	2,251	20,052	633,186	899,091
23 (2011)	146,360	254,291	2,296	20,981	707,543	985,111
24 (2012)	157,565	267,418	2,328	21,850	794,994	1,086,590
25 (2013)	165,612	278,126	2,328	22,490	881,922	1,184,866
26 (2014)	178,022	288,605	2,328	23,213	980,419	1,294,565

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号：高卒後養成施設(2年課程)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第2号：福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第4号：介護福祉士試験に合格した者

資料：財団法人 社会福祉振興・試験センター「都道府県別登録者数」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/328.xls>

第320表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）

各年10月1日現在

区 分	平成14年 (2002)	17 (2005)	20 (2008)	23 (2011)
総 数	2,518,338.8	2,631,778.9	2,771,588.1	2,951,418.0
医 師	290,286.0	293,274.5	305,639.7	319,499.7
常 勤	242,311	212,765	247,661	257,118
非 常 勤	47,975.0	53,509.5	57,978.7	62,381.7
歯 科 医 師	100,498.0	98,839.5	104,716.6	105,096.9
常 勤	90,828	89,019	91,245	90,723
非 常 勤	9,670.0	9,820.5	2,279.6	14,373.9
介 輔	5.0	1.0	1.0	・
薬 劑 師	46,015.3	47,557.9	49,176.8	49,800.4
保 健 師	7,458.3	7,346.5	9,168.5	9,796.7
助 産 師	20,508.0	20,601.6	23,337.6	25,905.5
看 護 師	614,128.3	644,112.7	722,311.8	799,604.3
准 看 護 師	326,855.0	283,419.2	260,737.8	236,478.6
看 護 業 務 補 助 者	232,902.7	232,895.0	221,770.2	228,794.6
理 学 療 法 士 (PT)	25,486.4	32,979.4	45,358.3	61,620.8
作 業 療 法 士 (OT)	12,961.7	18,382.2	26,261.3	35,427.3
視 能 訓 練 士	3,445.6	4,376.8	5,603.4	6,818.7
言 語 聴 覚 士	3,777.1	5,795.6	8,583.3	11,456.2
義 肢 装 具 士	128.2	139.2	141.9	138.0
歯 科 衛 生 士	64,831.3	76,829.1	84,777.5	99,137.9
歯 科 技 工 士	13,288.8	12,666.3	11,651.3	11,789.8
歯 科 業 務 補 助 者	82,525.3	87,033.7	83,168.3	82,798.9
診 療 放 射 線 技 師	39,587.2	43,162.2	46,115.8	49,105.9
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	1,962.2	1,804.9	1,811.1	1,441.6
臨 床 検 査				
臨 床 検 査 技 師	54,475.2	57,006.5	59,759.4	62,458.5
衛 生 検 査 技 師	705.9	548.1	523.2	511.7
臨 床 工 学 技 士	10,320.8	13,151.6	16,559.2	20,001.0
あん摩マッサージ指圧師	9,354.6	8,825.2	7,382.7	6,158.4
柔 道 整 復 師	2,396.3	2,822.3	3,560.9	4,090.7
管 理 栄 養 士	14,973.6	15,623.2	17,489.3	18,824.3
栄 養 士	14,049.8	13,477.8	13,474.6	12,773.1
精 神 保 健 福 祉 士	3,603.7	6,436.0	8,198.9	9,390.1
社 会 福 祉 士	2,737.3	4,185.2	6,820.2	9,397.6
介 護 福 祉 士	25,630.4	36,543.5	52,136.8	66,588.7
そ の 他 の 技 術 員	28,263.4	27,811.1	25,632.7	27,142.4
医 療 社 会 事 業 従 事 者	10,299.4	10,324.9	11,063.4	10,685.4
事 務 職 員	343,440.5	363,278.8	385,433.3	418,399.3
そ の 他 の 職 員	111,438.5	160,527.4	153,221.3	150,285.0

(注) 1 非常勤職員を含む。

2 全ての職種を常勤換算している。平成23年の「医師」「歯科医師」「歯科衛生士」「歯科技工士」の「常勤」は、実人員である。

3 「医療施設（静態）調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（静態・動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/329.xls>

第13節 財 政

第321表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

（単位 億円、％）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
一 般 会 計 予 算	922,992	924,116	903,339	926,115	958,823
対前年度伸び率	4.2	0.1	△ 2.2	2.5	3.5
国 債 費	206,491	215,491	219,442	222,415	232,702
対前年度伸び率	2.0	4.4	1.8	1.4	4.6
基礎的財政収支対象経費	709,319	708,625	683,897	703,700	726,121
対前年度伸び率	3.8	△ 0.1	△ 3.5	2.9	3.2
地方交付税交付金	174,777	167,845	165,940	163,927	161,424
対前年度伸び率	5.5	△ 4.0	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5
一 般 歳 出	534,542	・	・	・	・
対前年度伸び率	3.3	・	・	・	・
社 会 保 障 関 係 費	272,686	287,079	263,901	291,224	305,175
対前年度伸び率	9.8	5.3	△ 8.1	10.4	4.8
一般会計に占める割合	29.5	31.1	29.2	31.4	31.8
一般歳出に占める割合	51.0	・	・	・	・
厚 生 労 働 省 予 算	275,561	289,638	266,873	294,321	307,430
対前年度伸び率	9.5	5.1	△ 7.9	10.3	4.5
一般会計に占める割合	29.9	31.3	29.5	31.8	32.1
一般歳出に占める割合	51.6	・	・	・	・
防 衛 関 係 費	47,903	47,752	47,138	47,538	48,848
対前年度伸び率	0.3	△ 0.3	△ 1.3	0.8	2.8
一般会計に占める割合	5.2	5.2	5.2	5.1	5.1
一般歳出に占める割合	9.0	・	・	・	・

(注) 1 「基礎的財政収支対象経費」＝一般会計歳出－（国債費＋決算不足補てん繰戻し）

2 「地方交付税交付金等」には、地方特例交付金を含む。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/330.xls>

第322表 一般会計歳入・歳出（目的別）

（単位 百万円）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
歳 入	96,728,393	107,510,467	100,536,649	98,076,967	95,882,303
租 税 及 び 印 紙 収 入	39,643,000	42,030,000	42,607,000	45,354,000	50,001,000
租 税	38,619,000	40,973,000	41,575,000	44,252,000	48,945,000
印 紙 収 入	1,024,000	1,057,000	1,032,000	1,102,000	1,056,000
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	15,906	15,721	16,683	44,846	45,397
政 府 資 産 整 理 収 入	809,213	310,055	197,552	197,555	332,824
雑 収 入	9,756,812	7,296,054	3,676,242	3,960,205	4,247,722
公 債 金	44,303,000	55,848,000	49,465,000	42,851,000	41,250,000
年 金 特 例 公 債 費	.	.	2,584,166	2,611,042	—
前 年 度 剩 余 金 受 入	2,200,462	2,010,638	1,987,006	3,058,319	5,360
歳 出	96,728,393	107,510,467	100,536,649	98,076,967	95,882,303
国 家 機 関 費	4,796,354	5,311,214	4,531,798	4,917,327	4,568,635
地 方 財 政 費	18,810,615	19,470,915	16,900,509	17,575,448	16,239,692
防 衛 関 係 費	4,806,144	5,119,315	4,835,616	4,876,193	4,894,961
国 土 保 全 及 び 開 発 費	6,184,837	8,102,720	6,891,594	6,155,250	6,016,951
産 業 経 済 費	3,856,700	7,199,199	4,558,350	3,478,893	2,821,951
教 育 文 化 費	5,537,767	6,166,502	6,107,103	5,449,115	5,201,108
社 会 保 障 関 係 費	29,286,221	31,916,630	30,000,508	29,999,243	31,041,351
社 会 保 険 費	21,454,839	22,136,334	22,539,863	22,453,123	23,394,673
生 活 保 護 費	2,459,871	2,732,261	2,809,192	2,813,272	2,922,167
社 会 福 祉 費	2,173,352	2,291,597	2,201,341	2,368,273	2,621,023
住 宅 対 策 費	227,662	304,166	150,082	157,273	154,296
失 業 対 策 費	335,318	467,919	209,312	170,090	29,161
保 健 衛 生 費	953,072	698,977	621,955	580,894	493,301
そ の 他	1,682,098	3,285,376	1,468,765	1,456,318	1,426,729
恩 給 費	713,568	642,125	569,665	502,850	443,473
文 官 恩 給 費	23,143	19,477	17,241	15,237	13,374
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	653,013	590,478	524,734	463,460	408,318
そ の 他	37,412	32,170	27,690	24,154	21,782
国 債 費	20,235,956	20,269,303	21,545,296	21,810,741	23,270,155
経 済 危 機 対 応 ・ 地 域 活 性 化 予 備 費	999,674	—	909,999	—	.
東 日 本 大 震 災 復 旧 ・ 復 興 予 備 費	.	565,675	.	.	.
予 備 費	300,000	350,000	350,000	300,000	350,000
そ の 他	1,200,555	2,396,869	3,336,210	3,011,907	1,034,026

(注) 1 平成26年度は当初予算額、他は補正後予算額。

2 「社会保障関係費」の内訳合計は、予算成立時の分類基準によっているため、「社会保障関係費」の数値とは必ずしも一致しない。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/331.xls>

第323表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
歳 入 合 計	98,259,344	104,522,917	103,920,137	106,922,801	107,082,580
地 方 税	39,558,526	35,182,954	34,316,330	34,171,416	34,460,760
地 方 譲 与 税	678,826	1,296,551	2,069,189	2,169,911	2,271,480
市町村たばこ税都道府県交付金	2,301	1,372	612	2,394	1,270
利子割交付金	96,698	80,616	76,921	64,572	57,259
配当割交付金	34,093	27,512	33,264	39,421	41,391
株式等譲渡所得割交付金	12,613	13,131	11,913	9,865	11,080
地方消費税交付金	1,209,245	1,272,802	1,270,731	1,264,981	1,265,569
ゴルフ場利用税交付金	41,595	40,994	38,414	35,583	35,371
特別地方消費税交付金	6	4	2	1	1
自動車取得税交付金	260,312	158,527	138,171	115,296	146,414
軽油引取税交付金	114,888	115,691	120,504	121,876	127,083
地方特例交付金等	539,108	462,011	383,165	364,020	127,467
地方交付税	15,406,082	15,820,237	17,193,551	18,752,268	18,289,826
交通安全対策特別交付金	73,714	73,807	70,633	68,893	67,805
分担金及び負担金	921,546	949,669	899,890	929,551	967,851
使 用 料	1,760,429	1,720,317	1,457,613	1,438,269	1,443,126
手 数 料	578,228	586,524	578,152	570,482	572,340
国 庫 支 出 金	11,582,745	16,732,772	14,201,018	15,927,963	15,425,766
義務教育費負担金	1,649,555	1,592,789	1,560,864	1,539,820	1,529,962
生活保護費負担金	2,040,597	2,282,633	2,451,512	2,720,445	2,763,804
児童保護費負担金	507,942	529,356	598,199	612,588	585,284
老人保護費負担金	2,957	1,165	・	・	・
障害者自立支援給付費等負担金	539,057	627,981	708,521	785,313	925,417
子どものための金銭の給付交付金	383,136	394,761	1,621,612	1,774,739	1,476,088
私立高等学校等経常費助成費補助金	97,023	102,780	103,772	113,493	109,423
公立高等学校授業料不徴収交付金	・	・	239,777	235,969	235,600
高等学校等就学支援金交付金	・	・	138,818	155,203	134,602
普通建設事業費支出金	2,767,003	3,894,081	2,499,894	1,649,504	1,295,302
災害復旧事業費支出金	112,582	68,856	82,288	371,859	590,796
失業対策事業費支出金	1,147	1,148	1,120	157	－
委 託 金	161,031	269,050	306,058	190,765	226,725
財 政 補 給 金	11,680	11,192	9,517	5,731	9,014
社会資本整備総合交付金	・	・	1,121,129	1,371,739	1,203,013
そ の 他	3,309,036	6,956,980	2,757,937	4,400,639	4,340,736
国有提供施設等所在					
市町村助成交付金	32,540	32,540	33,540	33,540	33,540
都道府県支出金	2,393,416	2,612,497	2,992,149	3,360,205	3,436,879
財 産 収 入	636,998	577,179	587,993	528,249	578,833
寄 附 金	61,697	81,799	85,347	174,638	100,129
繰 入 金	2,000,841	2,772,873	3,328,352	3,420,824	3,672,500
繰 越 金	1,926,621	2,398,888	2,067,379	2,497,658	2,809,649
諸 収 入	7,383,950	8,225,647	8,102,919	8,174,385	7,865,934
地 方 債	9,952,348	12,422,528	12,994,828	11,800,013	12,368,209
特別区財政調整交付金	999,976	863,473	867,557	886,527	905,047

(注) 「子どものための金銭の給付交付金」は、平成22～23年度は「児童手当及子ども手当交付金」であり、平成21年度以前は「児童手当交付金」である。

(単位 百万円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
歳 出 合 計		95,737,362	102,263,672	101,183,650	103,855,801	103,658,252
議 会 費		429,812	414,895	402,720	501,381	451,352
総 務 費		9,570,650	11,393,098	10,598,756	9,934,700	10,607,310
民 生 費		19,430,716	21,602,764	23,418,794	25,606,179	25,759,659
社 会 福 祉 費		5,480,512	6,093,377	5,969,962	6,229,450	6,561,333
老 人 福 祉 費		5,116,826	6,083,879	5,929,953	6,251,835	6,373,422
児 童 福 祉 費		5,846,277	6,120,324	7,830,860	8,113,136	7,998,098
生 活 保 護 費		2,979,329	3,293,855	3,650,521	3,817,674	3,956,493
災 害 救 助 費		7,773	11,329	37,499	1,194,084	870,313
衛 生 費		5,500,656	6,107,919	5,980,895	6,998,962	6,314,293
公 衆 衛 生 費		3,112,389	3,737,658	3,648,178	4,639,735	3,986,735
結 核 対 策 費		21,235	21,623	27,255	26,180	22,909
保 健 所 費		225,555	221,141	214,381	211,910	201,685
清 掃 費		2,141,478	2,127,497	2,091,082	2,121,137	2,102,964
労 働 費		667,976	1,012,347	976,870	1,215,362	892,732
失 業 対 策 費		134,969	152,482	115,731	134,277	116,605
そ の 他 費		533,008	859,865	861,140	1,081,084	776,127
農 林 水 産 業 費		3,672,614	3,937,351	3,604,004	3,540,335	3,547,958
商 工 費		5,372,162	6,619,597	6,441,504	6,592,545	6,253,761
土 木 費		13,084,729	13,495,464	12,144,370	11,460,035	11,441,406
消 防 費		1,871,443	1,895,206	1,851,023	1,915,779	1,990,770
警 察 費		3,324,629	3,312,328	3,216,548	3,217,187	3,188,264
教 育 費		16,213,412	16,489,689	16,502,853	16,246,159	16,227,311
災 害 復 旧 費		209,036	149,394	178,594	814,320	1,075,516
公 債 費		13,238,300	12,955,460	13,049,654	13,022,419	13,068,176
諸 支 出 金		333,558	265,002	254,714	250,393	249,848
前 年 度 繰 上 充 用 金		48,242	40,408	4,871	1,924	681
利 子 割 交 付 金		96,698	80,616	76,921	64,572	57,259
配 当 割 交 付 金		34,093	27,512	33,264	39,421	41,391
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		12,613	13,131	11,913	9,865	11,080
地 方 消 費 税 交 付 金		1,209,245	1,272,802	1,270,731	1,264,981	1,265,569
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		41,595	40,994	38,414	35,583	35,371
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金		6	4	2	1	1
自 動 車 取 得 税 交 付 金		260,312	158,527	138,171	115,296	146,414
軽 油 引 取 税 交 付 金		114,888	115,691	120,504	121,876	127,083
特 別 区 財 政 調 整 交 付 金		999,976	863,473	867,557	886,527	905,047

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/332.xls>

第324表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成24年度(2012)						平成23年度(2011)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	7,302,388	100.0	18,457,271	100.0	23,152,326	100.0	23,182,534	100.0
社 会 福 祉 費	2,237,720	30.6	4,323,612	23.4	5,567,301	24.0	5,282,598	22.8
老 人 福 祉 費	2,996,485	41.0	3,376,937	18.3	5,725,189	24.7	5,707,190	24.6
児 童 福 祉 費	1,451,912	19.9	6,546,186	35.5	7,253,639	31.3	7,422,457	32.0
生 活 保 護 費	270,813	3.7	3,685,680	20.0	3,905,140	16.9	3,765,215	16.2
災 害 救 助 費	345,458	4.7	524,855	2.8	701,056	3.0	1,005,075	4.3

その2 性質別内訳

区 分	平成24年度(2012)						平成23年度(2011)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	7,302,388	100.0	18,457,271	100.0	23,152,326	100.0	23,182,534	100.0
人 件 費	219,827	3.0	1,553,734	8.4	1,773,560	7.7	1,801,925	7.8
物 件 費	301,557	4.1	1,084,708	5.9	1,386,265	6.0	1,304,210	5.6
扶 助 費	746,138	10.2	10,689,335	57.9	11,435,473	49.4	11,377,423	49.1
補 助 費 等	5,358,074	73.4	750,317	4.1	3,615,906	15.6	3,528,716	15.2
普 通 建 設 事 業 費	266,262	3.6	420,467	2.3	581,654	2.5	939,748	4.1
補 助 事 業 費	178,347	2.4	181,200	1.0	271,048	1.2	589,302	2.5
単 独 事 業 費	87,915	1.2	238,837	1.3	310,606	1.3	350,447	1.5
県 営 事 業 負 担 金	—	—	431	0.0	—	—	—	—
貸 付 金	44,671	0.6	35,847	0.2	70,749	0.3	92,300	0.4
繰 出 金	2,152	0.0	3,885,228	21.0	3,887,380	16.8	3,770,317	16.3
そ の 他	363,707	5.0	37,634	0.2	401,341	1.7	367,895	1.6

その3 財源内訳

区 分	平成24年度(2012)						平成23年度(2011)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	7,302,388	100.0	18,457,271	100.0	23,152,326	100.0	23,182,534	100.0
国 庫 支 出 金	786,628	10.8	6,146,352	33.3	6,932,980	29.9	7,345,768	31.7
都 道 府 県 支 出 金	—	—	2,152,596	11.7	—	—	—	—
使 用 料 ・ 手 数 料	35,814	0.5	237,889	1.3	273,703	1.2	269,057	1.2
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	38,837	0.5	387,692	2.1	319,642	1.4	353,833	1.5
地 方 債	72,986	1.0	142,368	0.8	205,498	0.9	230,052	1.0
そ の 他 特 定 財 源	779,000	10.7	211,861	1.1	977,116	4.2	991,944	4.3
一 般 財 源 等	5,589,123	76.5	9,178,513	49.7	14,443,386	62.4	13,991,880	60.4

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成24年度(2012)						平成23年度(2011)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	1,918,567	100.0	4,395,727	100.0	5,993,241	100.0	6,743,245	100.0
公衆衛生費	1,748,922	91.2	2,237,813	50.9	3,692,982	61.6	4,412,775	65.4
結核対策費	7,895	0.4	15,014	0.3	22,735	0.4	26,021	0.4
保健所費	103,539	5.4	98,146	2.2	200,696	3.3	210,697	3.1
清掃費	58,211	3.0	2,044,753	46.5	2,076,828	34.7	2,093,751	31.0

その2 性質別内訳

区 分	平成24年度(2012)						平成23年度(2011)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	1,918,567	100.0	4,395,727	100.0	5,993,241	100.0	6,743,245	100.0
人件費	252,841	13.2	842,776	19.2	1,095,617	18.3	1,124,119	16.7
物件費	112,952	5.9	1,826,349	41.5	1,939,301	32.4	1,947,747	28.9
扶助費	256,392	13.4	183,510	4.2	439,901	7.3	434,792	6.4
補助費等	695,223	36.2	651,026	14.8	1,067,802	17.8	1,105,949	16.4
普通建設事業費	217,967	11.4	485,404	11.0	662,885	11.1	644,866	9.6
補助事業費	132,196	6.9	195,670	4.5	309,516	5.2	304,797	4.5
単独事業費	85,771	4.5	286,632	6.5	353,369	5.9	340,068	5.0
県営事業負担金	—	—	3,103	0.1	—	—	—	—
貸付金	120,280	6.3	31,553	0.7	149,713	2.5	137,870	2.0
繰出金	5,609	0.3	104,390	2.4	109,999	1.8	104,872	1.6
その他	257,303	13.4	270,719	6.2	528,022	8.8	1,243,030	18.4

その3 財源内訳

区 分	平成24年度(2012)						平成23年度(2011)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	1,918,567	100.0	4,395,727	100.0	5,993,241	100.0	6,743,245	100.0
国庫支出金	398,957	20.8	165,889	3.8	564,846	9.4	1,199,986	17.8
都道府県支出金	—	—	143,747	3.3	—	—	—	—
使用料・手数料	23,874	1.2	340,832	7.8	364,706	6.1	360,722	5.3
分担金・負担金・寄附金	23,874	0.4	51,373	1.2	41,063	0.7	36,515	0.5
地方債	81,719	4.3	240,916	5.5	319,625	5.3	305,805	4.5
その他特定財源	461,655	24.1	197,152	4.5	654,585	10.9	625,594	9.3
一般財源等	945,362	49.3	3,255,818	74.1	4,048,414	67.5	4,214,624	62.5

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/333.xls>

第325表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
国内総支出 (A)	4,895,201	4,739,339	4,802,325	4,736,691	4,725,965
歳出総額					
国 (B)	902,859	1,056,981	1,001,107	1,058,330	1,044,969
地方 (C)	896,915	961,064	947,750	970,026	964,186
国から地方に対する支出 (D)	283,130	344,179	339,511	373,166	362,159
地方から国に対する支出 (E)	11,854	12,836	8,507	7,698	9,308
歳出純計額					
国 (B) - (D) (F)	619,729	712,801	661,596	685,164	682,810
地方 (C) - (E) (G)	885,061	948,228	939,243	962,329	354,877
合計 (F) + (G) (H)	1,504,790	1,661,030	1,600,839	1,647,492	1,637,687
国内総支出に対する比率 (%)					
(F) / (A) × 100	12.7	15.0	13.8	14.5	14.4
(G) / (A) × 100	18.1	20.0	19.6	20.3	20.2
(H) / (A) × 100	30.7	35.0	33.3	34.8	34.7

(注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算 (93SNA、平成17年基準) によっており名目値である。

2 「国の歳出額」は、平成24年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計 (児童手当及び子ども手当勘定のみ)、食料安定供給特別会計 (国営土地改良事業勘定のみ)、国有林野事業特別会計 (旧治山勘定の一部)、社会資本整備事業特別会計、東日本大震災復興特別会計の7特別会計との純計決算額であり、平成23年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。

3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税 (地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金 (交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む) の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金 (地方の歳入決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額) である。

5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/334.xls>

第326表 高齢社会対策関係予算 (一般会計分) の推移

(単位 百万円)

区 分	平成24年度 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 計	16,174,772	18,997,129	19,673,281
就業・年金等分野に係る基本的施策	8,510,000	10,914,240	11,222,783
健康・介護・医療当分野に係る基本的施策	7,607,617	8,026,724	8,362,756
社会参加・学習当分野に係る基本的施策	11,874	11,601	11,349
生活環境当分野に係る基本的施策	7,075	3,604	2,338
高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策	29,588	26,705	37,501
全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策	8,617	14,255	36,554

(注) 1 本表の予算額は、「高齢社会対策大綱」 (平成13年12月28日閣議決定) の重点課題別項目に従い、一般会計について整理している。

2 大綱の改定により平成24年度から項目が変更された。

資料：内閣府「高齢社会白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/335.xls>

第327表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
国 税 及 び 地 方 税 合 計	780,237	793,468	815,100	835,458	887,262
国 税	437,074	451,754	470,492	495,160	536,456
直 接 税	246,225	258,581	276,251	297,765	292,795
所 得 税	129,844	134,762	139,925	147,850	147,900
源 泉 分	106,770	110,108	114,725	121,560	122,620
申 告 分	23,073	24,654	25,200	26,290	25,280
法 人 税	89,677	93,514	97,583	100,650	100,180
相 続 税	12,504	14,744	15,039	14,950	15,450
地 価 税	1	—	—	—	—
地 方 法 人 税 (特)	・	・	・	・	3
地 方 法 人 特 別 税 (特)	14,200	15,560	16,698	20,185	21,881
復 興 特 別 所 得 税 (特)	・	・	511	3,195	3,083
復 興 特 別 法 人 税 (特)	・	・	6,494	10,935	4,298
間 接 税 等	190,849	193,173	194,241	197,395	243,661
地 方 税	343,163	341,714	344,608	340,298	350,806
道 府 県 税	140,262	137,940	141,456	139,001	146,620
市 町 村 税	202,901	203,774	203,152	201,297	204,186

(注) 1 国税は平成24年度以前は決算額、平成25年度は補正後予算額、平成26年度は予算額である。

2 地方税は平成24年度以前は決算額、平成25年度以降は地方財政計画額（東日本大震災分含む）である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/336.xls>

第328表 市町村税納税義務者数

平成25年7月1日現在 (単位 人)

区 分	市町村数	個人均等割	法人均等割	市町村民税 所得割	法人税割	固定資産税
合 計	1,720	59,914,066	3,710,048	55,353,694	3,590,377	48,133,904
人 口 50 万 以 上 の 市	29	19,289,952	1,585,971	18,395,119	1,514,896	13,769,595
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	508	31,342,924	1,649,055	28,940,190	1,620,511	25,116,469
人 口 5 万 未 満 の 市	253	3,987,271	206,007	3,446,697	199,132	3,986,849
町 村	930	5,293,919	269,015	4,571,688	255,838	5,260,991

資料：総務省「市町村税課税状況等の調」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/337.xls>

第14節 国際統計及び比較

1 人 口

第329表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
日 本	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2
エ ジ プ ト	28.8	28.7	30.4 *	—	—
カ ナ ダ	11.3	11.1	11.0	…	…
ア メ リ カ 合 衆 国	13.5	12.9	12.7	12.6	…
ア ルゼンチン	18.6	18.7	…	—	—
イ ン ド	…	…	…	—	—
チ ェ コ 共 和 国	11.3	11.1	10.4	—	—
デ ン マ ー ク	11.4	11.4	10.6	—	—
フ ラ ン ス	12.7	12.7	12.5	12.4	12.2 *
ド イ ツ	8.1	8.3	8.1	8.2	8.5
イ タ リ ア	9.5	9.3	9.2	9.0	8.5 *
イ ギ リ ス	12.7	12.9	12.8	12.8	12.2 *
オ ー ス ト ラ リ ア	13.5	13.4	…	—	—
ロ シ ア	12.4	12.5	12.6	13.3	13.2 *

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

3 *印は、暫定値である。

4 平成24年以降のエジプト・アルゼンチン・インド・チェコ共和国・デンマーク・オーストラリアは、資料に掲載がないため「—」とした。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/338.xls>

2 社会保障

第330表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

2014年12月31日現在

総会会期	条約番号	条 約 の 名 称	批准国数	日本批准登録
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約（改正）に関する改正条約	29	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約	15	
94(2006)	—	二千六年の海上の労働に関する条約	65	平25. 8. 5
95(2006)	187	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約	32	平19. 7. 24
96(2007)	188	漁業部門における労働に関する条約	5	
100(2011)	189	家事労働者の適切な仕事に関する条約	16	

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧 告 の 名 称
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88(2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告
96(2007)	199	漁業部門における労働に関する勧告
99(2010)	200	HIV及びエイズ並びに労働の世界に関する勧告
100(2011)	201	家事労働者の適切な仕事に関する勧告
101(2012)	202	各国における社会的な保護の土台に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部（医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付）を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

3 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I（職業病の一覧表）の改正（第121号）」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

(参考) ILOの現勢

各年12月31日現在

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
加 盟 国 数	183	183	185	185	185
条 約 数	188	189	189	189	189
勧 告 数	200	201	202	202	202
加盟国の平均批准数	42	42	42	43	43
OECD諸国の平均批准数	73	73	73	73	74
日本の批准条約数	48	48	48	49	49

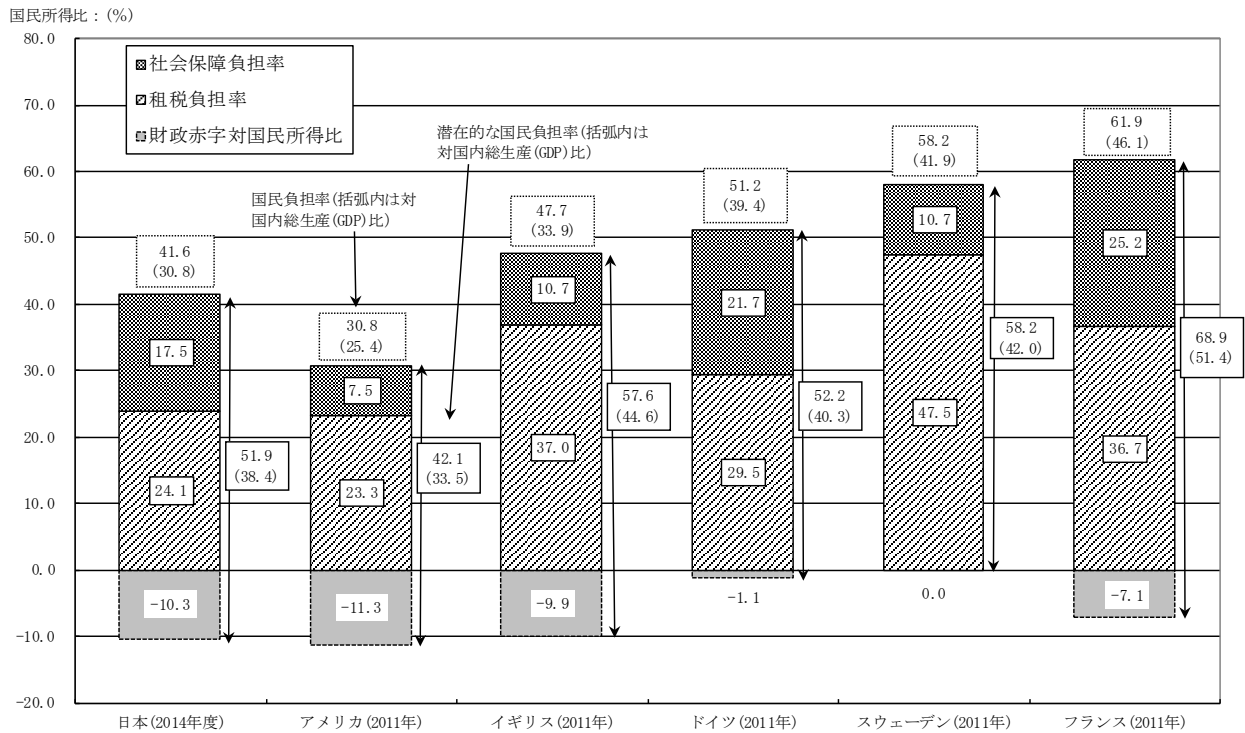
資料：平成22年は厚生労働省大臣官房国際課調べ、

平成23年以降はILO（国際労働機関）駐日事務所「数字で見る国際労働基準」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

第331表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



(注) 1 日本は2014(平成26)年度見通し。諸外国は2011年実績。
 2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 3 諸外国出典は、「National Accounts」(OECD)、「Revenue Statistics」(OECD)等である。

資料：財務省「国民負担率の国際比較」
 [SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/340.xls>

第332表 国民負担率の推移 (対国民所得比)

(単位 %)

区分	国税 ①	一般会計 税収	地方税 ②	租税負担 ③= ①+②	社会保障 負担 ④	国民 負担率 ⑤= ③+④	財政赤字 ⑥	潜在的な 国民 負担率 ⑦= ⑤+⑥	国民所得 (NI) (兆円)
平成22年度 (2010)	12.4	11.8	9.7	22.1	16.3	38.5	11.3	49.8	352.7
23 (2011)	12.9	12.3	9.8	22.7	17.1	39.8	11.7	51.5	349.1
24 (2012)	13.4	12.5	9.8	23.2	17.4	40.7	10.8	51.5	351.1
25 (2013)	13.6	12.5	9.6	23.3	17.4	40.6	11.6	52.2	362.9
26 (2014)	14.5	13.5	9.6	24.1	17.5	41.6	10.3	51.9	370.5

(注) 1 平成24年度までは実績、平成25年度は実績見込み、平成26年度は見通しである。
 2 93SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。
 3 国税は、特別会計及び日本専売公社納付金を含む。地方法人特別税は国税に含めている。
 4 平成22～24年度の社会保障負担の計数は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。
 5 「財政赤字」の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。具体的には、平成22年度及び23年度は財政投融资特別会計財政融資金勘定から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れ、平成23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入れ等を除いている。

資料：財務省「国民負担率 (対国民所得比) の推移」
 [SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/341.xls>

3 医 療

第333表 医療費費用負担制度の国際比較

		日本		アメリカ		イギリス	
社会保険制度		Yes		No		No	
強制加入		Yes		No		Yes	
適用	被用者	協会けんぽ	中小企業の被用者	民間保険	任意加入	全国民が対象となる (一定期間以上滞在する外国人含む)	
		組合管掌健康保険	大企業の被用者				
		健康保険法第3条第2項被保険					
		船員保険	船員				
		国家公務員共済組	国家公務員				
		地方公務員共済組	地方公務員				
		私学教職員共済組	私学教職員				
	自営業者	国民健康保険	医師・歯科医師等の同業者が国民健康保険組合を設立することも可能。				
	高齢者	後期高齢者医療制度	75歳以上の高齢者。独立の医療保険制度。75歳以上の者及び65～74歳以上で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者。	メディケア	入院サービス等をカバーするPart Aは強制加入（米国民、あるいは合法的な永住民である社会保障年金受給者）、外来医師サービスをカバーするPart Bは任意加入。Part Cは民間保険プランから保険給付を受けることができる。Part Dにより外来処方薬給付を受けることもできる。		
	無業者	国民健康保険	厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる者で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある、国民健康保険加入者のうち後期高齢者医療制度の適用を受けていない者とその扶養家族は退職者医療制度に加入（同制度は平成20年4月に廃止されたが、経過措置として平成26年度まで存続）。	メディケイド（低所得者）	強制加入の対象となるのは、①1996年7月16日時点で各州において有効であった、要扶養児童家庭援助の受給資格を満たしている児童のいる低所得家族、②連邦貧困水準の133%以下の所得の家庭の6歳未満の児童、③その家族の所得が連邦貧困水準の133%以下の妊婦、④メディケイドの受給資格を有する女性に生まれた児童、⑤米国の大半の州における補足的保障所得の受給者、⑥社会保障法第VI-E編のもとの養子・児童養護援助の受給者、⑦特定の保護された集団、⑧連邦貧困水準の100%以下の19歳未満の者、⑨一部のメディケア受給者、などである。		

ドイツ	フランス	スウェーデン		オランダ	
Yes	Yes	No		Yes	
Yes	Yes	Yes		Yes	
<p>これまでは被保険者は強制被保険者、任意被保険者、家族被保険者に分類されていた。</p> <p>2009年1月以降は全住民が、公的医療保険か民間医療保険のいずれかに強制加入となった。</p> <p>1996年以降、被保険者は地区疾病金庫・企業疾病金庫・同業組合疾病金庫・職員代替金庫・労働者代替金庫の中から自らの保険者を自由に選択できることとなっている。保険者にはこの他、農業者疾病金庫及び連邦鉱夫組合がある。</p>	<p>医療保険は一般制度、自営業者社会制度、特別制度、農業制度に分類。</p> <p>また、自己負担分をカバーする補足疾病保険も存在。</p>	<p>疾病保険（社会保険庁が管轄する疾病時の所得保障保険）</p>	<p>保健医療サービス（現物給付）をランスタイングが、関連する社会サービスをコミュニティが提供</p>	<p>特別医療費保険（長期医療保険）</p>	<p>2006年1月より、それまで3つの制度に分かれていたものが疾病基金保険を母体とする健康保険制度に一本化された。</p> <p>オランダの居住者及び所得税の納税者全てが強制加入である。</p> <p>2011年1月現在で、保険者数は27である。</p>

第333表 医療費費用負担制度の国際比較（前頁よりつづく）

	日本	アメリカ	イギリス
保 険 料 率	協会けんぽ（全国健康保険協会）： 10.00%（全国平均） 国民健康保険：応益割と応能割で賦課 船員保険：9.45%（疾病保険料率） 健康保険法第3条第2項被保険者： 390円～3,230円（日額）	オリジナルメディケアプランにおけるメディケアPart Aの財源は社会保障税（所得の2.9%、被用者は雇用主と折半）。 Part Bは平均して毎月104.9ドル。 Part Dは加入するために毎月40.18ドルの保険料を支払う必要がある。 メディケイドは連邦政府と州の歳入から支出。	2006年において、国民保険料からの拠出は237.99億ポンドであり、NHS総収入の17.9%を占める。
公 的 支 出 規 模	給付費に対する公費負担部分は、 市町村国民健康保険：給付費等の41% 国保組合：給付費等の47% 後期高齢者：約50%（支援金は約40%） 協会けんぽ（全国健康保険協会）： 給付費の16.4% （後期高齢者支援分の16.4%） 健康保険組合：定額補助 （平成26年度予算で給付費8.8億円、 高齢者医療関係業務につき272.7億円）	メディケア・メディケイド・CHIP(Childrens' Health Insurance Program)の合計で9,740億ドル	税収からの支出は2011年で1,076.19億ポンドであり、NHS総収入の80.9%を占める
保 険 料 の 徴 収	各医療保険者が実施	—	—
自 己 負 担 の 状 況	原則として費用の3割を負担。70～74歳の者は2割負担。75歳以上の者については1割負担。ただし、70歳以上の者であっても現役並みの所得者は3割負担。義務教育就学前（小学校入学前）は2割負担。 自己負担額が高額になる場合には、年齢・所得に応じた上限額が設定されている。平成25年3月までの期間の70歳～75歳未満の者を除いて、自己負担額が高額になる場合が12ヶ月間に3回以上ある場合には4回目の自己負担限度額が低く設定される（多数該当の負担軽減）。70歳未満の者について、同一月に21,000円以上の負担が複数ある場合には合算して高額療養費が支給されている。その他、医療保険と介護保険の自己負担が著しく高額になる場合や血友病・人工透析を行う慢性腎不全の患者等に対する自己負担軽減制度が存在する。	メディケアPart Aにおいては、入院医療の最初の60日に対して1,184ドルまで免責額（自己負担額）となる。入院61日から90日は1日につき296ドルの自己負担。91日以上期間については全額自己負担であるが、生涯に一度だけ1日につき592ドルの自己負担で60日間の給付を受けられる。 Part Bについては、最初の147ドル、その後の費用の20%を負担する。予防サービスの多くについては自己負担を課されない。 Part Dについては、最初の325ドルまでの処方薬費用は全額自己負担。325ドル～2970ドルまでは25%が自己負担。それ以上の給付に対してはブランド薬かジェネリック薬かで自己負担に違いがある。	薬剤については、一薬剤当たり7.85ポンドの自己負担があるが、患者の支払能力などに応じて免除される場合がある。 歯科医サービスについては、救急の場合は18ポンドまで、一般的には診療内容により年間自己負担額が18ポンドまで、49ポンドまで、214ポンドの3段階がある（18歳未満の児童、19歳未満の学生、出産前後の女性、所得補助を受けている家族などは免除される）。

資料：医療経済研究機構「イギリス医療保障制度に関する調査研究報告書(2013)」、「アメリカ医療関連データ集(2013)」、「ドイツ医療関連データ集(2012)」、「フランス医療関連データ集(2011)」、「スウェーデン医療制度関連データ集(2008)」、「オランダ医療制度関連データ集(2011)」、厚生労働省「平成25年版 厚生労働白書」、日本電算企画「平成24年度補助金総覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/344.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
<p>公的医療保険平均で、保険料率は15.5%（被保険者負担分は8.2%、事業主負担分は7.3%）</p>	<p>2010年度 被用者負担は総賃金の0.75% 事業主負担は総賃金の13.10% 一般社会税（CSG）は労働所得に対して疾病部門分が5.29%</p>	<p>—</p>	<p>12.15%</p> <p>疾病基金保険は所得比例保険料と定額保険料の2種類。所得比例保険料は、被用者向けには、7.75%（2011年）、非被用者向けには4.4%（2011年）である。被保険者は、さらに定額保険料を自分の加入している保険者に対して支払う。定額保険料は、18歳以上の加入者全てが支払う（全社平均は1,100ユーロ程度）。</p>
<p>140億ユーロ（2012年）</p>	<p>総医療消費額は178,956百万ユーロ（2009年） 医療費財源に占める国・地方自治体・普遍的疾病給付制度-補足的部門の支出割合は1.3%</p>	<p>疾病保険に関する支出は97,573百万クローナ（2006年時点）</p>	<p>政府から2.1百万ユーロ（2009年時点）</p>
<p>各医療保険者が実施</p>	<p>URSSAF(Union de Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations familiales) 社会保障・家族手当負担金徴収組合が徴収を担当</p>	<p>—</p>	<p>所得比例保険料と政府補助金は一般基金（Algemene Kas）に集められ、各保険者に配分される。定額保険料は保険者により、被保険者から徴収される。</p>
<p>自己負担としては、 入院：1日10ユーロ（年28日まで：18歳以下は免除） （外来）診察：同一疾病について四半期ごとに10ユーロ（18歳未満の者など診察料の自己負担が不要な者もいる） 外来は家庭医制度に参加している場合は、家庭医制度への参加料20ユーロ（年額）を支払う代わりに自己負担は免除される。 薬剤：交付価格の10%（ただし、下限負担額が5ユーロ、上限負担額が10ユーロ）など</p>	<p>外来医療の場合、償還払いとなる。償還率は開業医の診療行為は70%、薬剤の場合は種類で異なり、一般の薬剤（白ラベル）の65%や気休めの薬（青ラベル）の35%などの幅がある。 入院医療の場合は、患者は自己負担分のみを施設に支払うが、民間病院の場合は医師費用部分は償還払いが適用される。</p>	<p>入院：上限が80クローナ 外来：ランスタングごとに自己負担が定められている。公的医療機関での外来受診では、上限額は年間900クローナ 薬剤：900クローナまでは全額自己負担、901クローナ以上1,701クローナまでは50%、1,701クローナから3,300クローナの場合は25%、3,301クローナ以上4,300クローナの場合は10%が自己負担となり、4,301クローナ以上の部分については無料（ただし年間1,800クローナを超える薬剤費については無料）</p>	<p>健康保険では、被保険者は原則として自己負担なしで医療サービスを受けることができる（例外1：保険契約の時に現物給付モデルを選んだが、保険者が契約をしていない医療サービス供給者からサービスを受けた場合。例外2：医療サービスの種類によって、自己負担が必要なサービスが存在する場合）。</p>

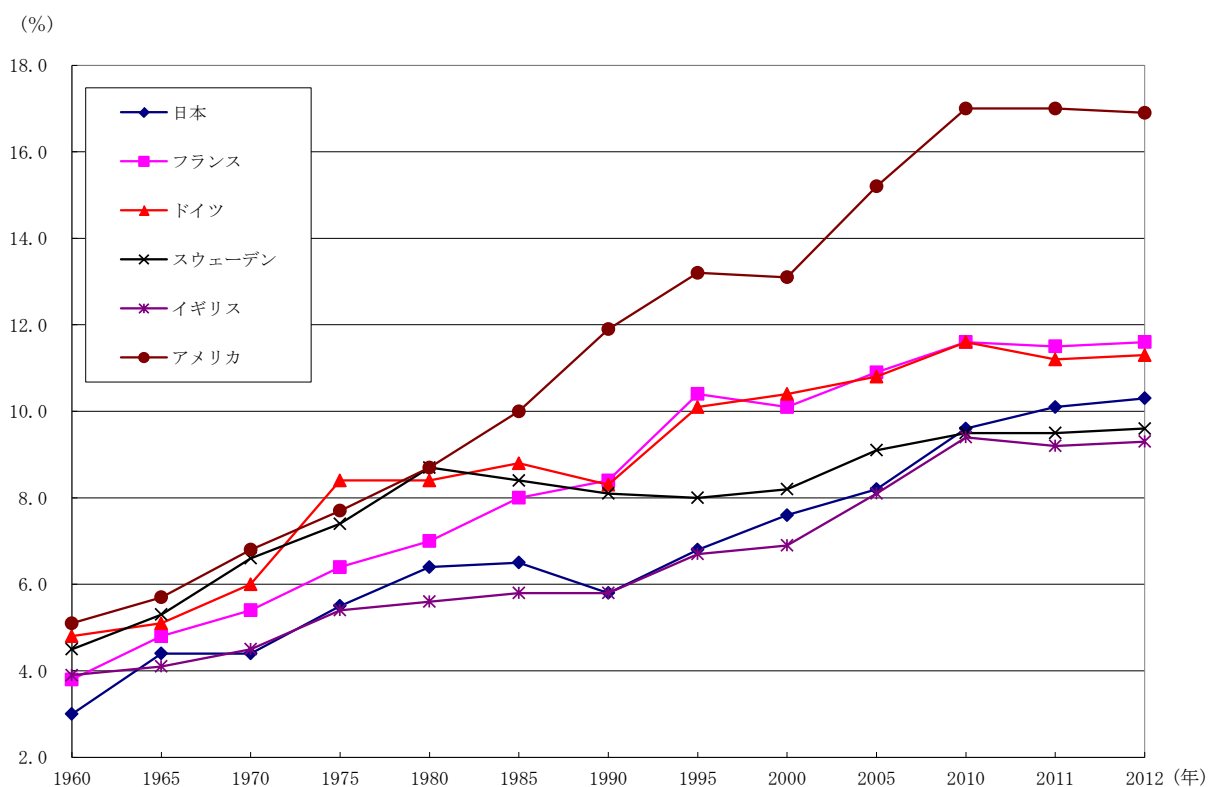
第334表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.8	4.8	4.5	3.9	5.1
1965	4.4	4.8	5.1	5.3	4.1	5.7
1970	4.4	5.4	6.0	6.6	4.5	6.8
1975	5.5	6.4	8.4	7.4	5.4	7.7
1980	6.4	7.0	8.4	8.7	5.6	8.7
1985	6.5	8.0	8.8	8.4	5.8	10.0
1990	5.8	8.4	8.3	8.1	5.8	11.9
1995	6.8	10.4	10.1	8.0	6.7	13.2
2000	7.6	10.1	10.4	8.2	6.9	13.1
2005	8.2	10.9	10.8	9.1	8.1	15.2
2010	9.6	11.6	11.6	9.5	9.4	17.0
2011	10.1	11.5	11.2	9.5	9.2	17.0
2012	10.3	11.6	11.3	9.6	9.3	16.9

資料：OECD “HEALTH DATA”

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/345.xls>



第335表 医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当り）

(単位 人、床)

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医 師 数	2.1	2.4	2.8	3.7	3.4	3.8
看 護 師 ・ 助 産 師 数	4.1	9.8	9.5	11.4	9.3	11.9
病 床 数	13.7	3.0	3.0	8.3	6.6	2.7

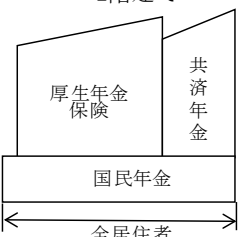
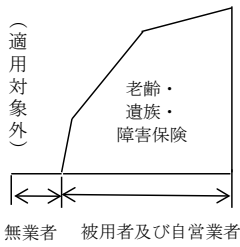
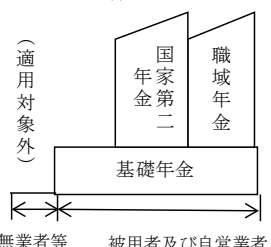
(注) 2006～2011年のうちでとれる最新年次の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計2014」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/346.xls>

4 年 金

第336表 諸外国の公的年金制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス
制 度 体 系	2階建て 	1階建て (適用対象外) 	2階建て (適用対象外) 
強 制 加 入 者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保 険 料 率 (2013年末)	(一般被用者) 厚生年金保険：17.120% (2013.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2013.4～、 月あたり15,040円)	12.4% 本 人：6.2% 事業主：6.2%	(一般被用者) 25.8% 本 人：12.0% 事業主：13.8% ※保険料は労災、雇用保険等 の財源にも利用
支 給 開 始 年 齢 (2013年末)	国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金保険 男性：61歳 女性：60歳 ※男性は2025年度までに、女性 は2030年度までに、65歳に 引上げ	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性：65歳 女性：61歳11か月 ※女性は2018年までに65歳に 引上げられた後、男女ともに 2020年までに66歳に引上げ ※さらに、2034年から2046年 にかけて男女ともに66歳から 68歳に引上げ
年 金 受 給 の た め に 必 要 と さ れ る 加 入 期 間	25年 (2015年10月に、25年から10 年に短縮される予定)	40加入四半期 (10年相当)	なし
国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/2	原 則 な し ※2011年・2012年については 一時的な特別措置として保険 料率が2%引下げられたた め、不足分を補うために国庫 負担が行われた	原則なし

(注) 資料出所は以下のとおり。
 Social Security Programs Throughout the World:Europe;2012/ The Americas;2011
 Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
 先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ (東京大学出版会)

資料：厚生労働省「平成26年版 厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/347.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン
<p>1階建て (適用対象外) 一部自営業者 一般年金保険 鉱山労働者年金保険 無業者・自営業者 被用者及び一部自営業者</p>	<p>1階建て (適用対象外) 自営業者 職域毎の自治制度 一般制度 特別制度 無業者 自営業者 被用者</p>	<p>1階建て 保証年金 所得比例年金 無業者等 被用者及び自営業者</p>
民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
(一般被用者) 18.90% (労使折半)	(一般被用者) 16.85% 本人：6.85% 事業主：10.0%	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.17%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)
65歳2か月 ※2029年までに67歳に引上げ	61歳2か月 ※2017年までに62歳に引上げ	61歳以降本人が選択(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)
給付費の約27.8% (2012年)	一般税、一般社会拠出金(CSG)等より約31.4%(2012年)	保証年金部分

5 児童手当

第337表 主要国の児童手当制度等

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、スウェーデンは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
児童手当等	支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳に達した日以後、最初の3月31日までの児童 ・第1子から 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満（全日制教育又は就労訓練を受けている場合は20歳未満） ・第1子から
	支給月額 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満1.5万円（一律） ・3歳以上小学校修了前1万円（第3子以降は1.5万円） ・中学生1万円（一律） ・所得制限以上0.5万円（一律） ※ 児童養護施設等に入所等している児童 ・3歳未満1.5万円（一律） ・3歳以上1万円（一律） 		<ul style="list-style-type: none"> ・第1子 週20.30ポンド[*]（月額換算約1.4万円） ・第2子以降 週13.40ポンド[*]（月額換算約0.9万円） □
	所得制限	<ul style="list-style-type: none"> ・年収960万円 （夫婦、子2人の世帯） 		<ul style="list-style-type: none"> ・年収60,000ポンド[*]（780万円） ※ 年収50,000ポンド[*]（650万円）以上は減額
税制	とられている措置 (2014年)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の所得控除に加えて、17歳未満の扶養児童は児童税額控除あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童税額控除制度

(注) 1 換算レートは、平成26年10月中の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。

1 ユーロ=137円、1 ポンド=172円、1 クローネ=15円

2 ドイツでは、別途3歳未満の児童を保育所等に入所させずに家庭において保育する親に対して支給する保育手当がある。

2013年8月～：満1歳である（2歳未満の）児童を対象に月額100ユーロを支給

2014年8月～：満1歳及び満2歳の（3歳未満の）児童を対象に月額150ユーロを支給

3 厚生労働省「2013年 海外情勢報告」、労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」等による。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/348.xls>

ド イ ツ	フ ラ ン ス	ス ウ ェ ー デ ン
<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満（失業者は21歳未満、職業教育訓練中の児童等は25歳未満） ・ 第1子から 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満（月の収入が月額最低賃金の55%を超えない児童に限る） ・ 第2子から 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳未満（学生は18歳まで） ・ 第1子から
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1・2子 184ユーロ（約2.5万円） ・ 第3子 190ユーロ（約2.6万円） ・ 第4子以降 215ユーロ（約2.9万円） ※ 低所得者に加算あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2子 128.57ユーロ（約1.8万円） ・ 第3子以降 164.73ユーロ（約2.3万円） ・ 14歳以上に加算あり 64.29ユーロ（約0.9万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1子 1,050クロネ（約1.6万円） ・ 第2子 1,200クロネ（約1.8万円） ・ 第3子 1,504クロネ（約2.3万円） ・ 第4子 2,060クロネ（約3.1万円） ・ 第5子以降 2,300クロネ（約3.5万円）
なし	なし	なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養控除、監護・養育教育控除あり（児童手当との選択制） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの多い世帯ほど税負担が軽減（N分N乗方式） 	なし

6 労働

第338表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 千人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
2008年	2,530	4.2	8,660	5.8	1,631	5.4	3,132	7.6	2,060	7.4
2009	3,180	5.3	13,846	9.4	2,386	7.8	3,223	7.8	2,570	9.2
2010	3,180	5.3	14,374	9.8	2,414	7.9	2,944	7.2	2,636	9.4
2011	2,710	4.8	13,283	9.1	2,458	8.0	2,496	6.0	2,609	9.3
2012	2,710	4.6	12,022	8.2	2,502	8.1	2,304	5.5	2,821	9.9

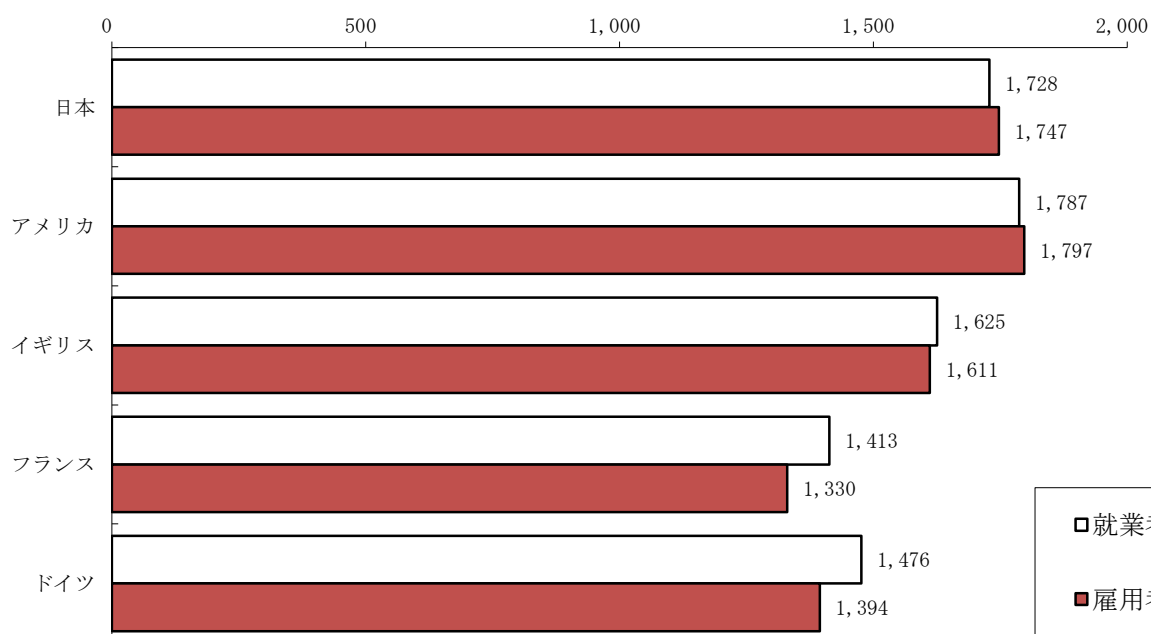
(注) 1 15歳以上65歳未満を対象としている。

2 OECD, StatExtracts, 「Unemployment rate」、 「Unemployment」 (2013年9月30日現在) による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/349.xls>

第339表 1人当り平均年間総実労働時間の国際比較 (2011年)



(注) 1 雇用者は、自営業者を除く。

2 日本の雇用者は、常用労働者5人以上の事業所。諸外国は、事業所規模の区別はない。

3 データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意が必要である。

4 OECD database, "Average Annual hours actually worked per worker"2013年2月現在。

5 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2013」による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧 (平成25年度)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/350.xls>

第340表 国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間の国際比較（製造業）

(単位 週当たり時間)

区 分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
2004年	…	40.8	41.0	…	36.0
2005	38.5	40.7	40.6	…	36.3
2006	38.7	41.1	40.7	…	36.4
2007	38.7	41.2	40.9	38.4	36.5
2008	38.2	40.8	…	38.4	36.7

(注) 1 日本・アメリカ・フランスは実労働時間、イギリス・ドイツは支払労働時間である。

実労働時間：実際に労働者が使用者の指揮命令下において労働した時間数で、休憩時間等は除かれたもの。

支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日、賃金が支払われる病気休暇などを含むものである。

2 アメリカは、民間部門の生産労働者。

3 イギリスは、各年4月の数値。フルタイム労働者。時間外勤務を含む。

4 フランスは、全労働者。2003年以前は各年3月の数値。

5 ILO, LABORSTA Internet : 4B Hour of work in manufacturing (Per week) による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧（平成25年度）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/351.xls>

第341表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区 分	日本 2011年	アメリカ 2012年	イギリス 2008年	ドイツ 2008年	フランス 2008年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与	79.7	77.4	82.7	77.0	63.7
現金給与以外	20.3	22.6	17.4	23.0	36.3
法定福利費	11.1	8.3	7.9	14.8	25.4
法定外福利費	2.4	10.4	6.8	6.5	4.1
現物給付	0.1	—	1.4	0.8	0.0
退職金等の費用	6.2	3.9	0.7	0.3	3.2
教育訓練費	0.2	—	0.5	0.5	2.2
その他の	0.2	—	—	0.2	1.3

(注) 1 単位未満も数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

2 日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）を対象。

3 欧州の「法定外福利費」は、見習の福利費を含む。

アメリカの「法定外福利費」は、各種（生命、健康、短期・長期障害）保険料（Insurance）の計。

4 日本の「その他」は、募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。

欧州の「その他」は、募集費用、税、補助金等。

5 日本は、厚生労働省「平成23年 就労条件総合調査」による。

アメリカは、Bureau of Labor Statistics (2012.9) 「Employer Costs for Employee Compensation-June 2012」

その他は、Eurostat (2012.11) 「Labour Costs Survey 2008-NACE Rev.2」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧（平成25年度）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/352.xls>

7 国際協力

第342表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位 %))

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
ア メ リ カ	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日 本	16.63	12.53	12.53	12.53	10.83
ド イ ツ	8.02	8.02	8.02	8.02	7.14
フ ラ ン ス	6.12	6.12	6.12	6.12	5.59
イ ギ リ ス	6.60	6.60	6.60	6.60	5.18

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/353.xls>

第343表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
研 修 員 等 受 入	1,071	853	881	840	892
国際協力機構 (JICA)	685	467	534	452	563
世界保健機関 (WHO)	31	29	9	6	24
国際労働機関 (ILO)	—	—	—	—	—
そ の 他	355	357	338	382	305
専 門 家 派 遣	204	187	186	239	229
国際協力機構 (JICA)	204	187	186	239	229
国際厚生事業団 (JICWELS) 他	0	0	0	0	0

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会 (JAVADA)、国際厚生事業団 (JICWELS) 等である。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/354.xls>

8 国民所得

第344表 国民総所得

(単位 億ドル)

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
アメリカ	145,698	151,703	157,646	163,905	169,924
日本	41,944	44,389	45,227	46,606	48,120
ドイツ	31,209	33,029	35,559	35,633	36,776
イギリス	22,721	22,797	23,439	23,456	24,457
イタリア	20,247	20,528	21,257	21,135	21,262
カナダ	12,800	13,329	13,933	14,309	14,981
スペイン	14,988	14,858	14,983	14,978	15,253
オーストラリア	8,417	8,269	8,942	9,445	9,818
オランダ	7,320	7,482	7,735	7,703	7,797
スウェーデン	3,798	4,021	4,264	4,282	4,478
ベルギー	4,068	4,362	4,578	4,652	4,617
スイス	3,960	4,259	4,333	4,487	4,785
インドネシア	16,987	18,396	19,970	21,596	23,151
南アフリカ	5,441	5,695	6,004	6,259	6,487
オーストリア	3,402	3,528	3,735	3,802	3,851
デンマーク	2,219	2,358	2,434	2,454	2,523
ベネズエラ	4,668	4,630	4,891	5,238	5,442
ノルウェー	2,685	2,856	3,099	3,323	3,382
フィンランド	2,037	2,082	2,180	2,162	2,172
韓 国	13,974	15,047	15,686	16,076	16,791
ギリシャ	3,337	3,158	2,916	2,856	2,835
タイ	7,346	7,983	8,216	8,967	8,997
ニュージーランド	1,251	1,258	1,332	1,363	—

(注) 市場価格表示。

資料 : WDI "World Development Indicators"

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/355.xls>

第345表 1人当り国民総所得

(単位 ドル)

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
アメリカ	47,490	49,040	50,600	52,220	53,750
日本	32,880	34,830	35,380	36,540	37,790
ドイツ	38,100	40,390	43,470	44,310	45,620
イギリス	36,480	36,320	37,050	36,830	38,160
イタリア	34,260	34,630	35,800	35,500	35,540
カナダ	38,060	39,200	40,570	41,170	42,610
スペイン	32,330	31,900	32,050	32,030	32,700
オーストラリア	38,800	37,530	40,030	41,570	42,450
オランダ	44,280	45,030	46,340	45,970	46,400
スウェーデン	40,840	42,880	45,130	44,980	46,680
ベルギー	37,680	39,950	41,440	41,800	41,240
スイス	51,140	54,430	54,760	56,120	59,210
インドネシア	7,150	7,640	8,190	8,750	9,270
南アフリカ	10,830	11,190	11,640	11,970	12,240
オーストリア	40,670	42,050	44,440	45,110	45,450
デンマーク	40,170	42,500	43,700	43,890	44,950
ベネズエラ	16,330	15,940	16,580	17,490	17,900
ノルウェー	55,610	58,420	62,560	66,220	66,520
フィンランド	38,160	38,810	40,450	39,930	39,930
韓国	28,410	30,450	31,510	32,150	33,440
ギリシャ	29,830	28,310	26,220	25,750	25,700
タイ	11,080	12,020	12,340	13,430	13,430
ニュージーランド	28,980	28,800	30,240	30,750	—

(注) 市場価格表示。

資料 : WDI "World Development Indicators"

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/356.xls>